

令和5年度

外務省政策評価書

令和5年8月

外務省

目 次

[概 要]	1
令和5年度政策評価の概要	3
[施策に係る事後評価]	35
基本目標Ⅰ 地域別外交	37
施策Ⅰ-1 アジア大洋州地域外交	39
施策Ⅰ-2 北米地域外交	159
施策Ⅰ-3 中南米地域外交	195
施策Ⅰ-4 欧州地域外交	223
施策Ⅰ-5 中東地域外交	305
施策Ⅰ-6 アフリカ地域外交	333

(注) 基本目標Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥについては、モニタリングを実施しており、別冊の「令和5年度政策評価事前分析表」に掲載。

[概 要]

令和5年度政策評価の概要

1 はじめに

外務省の任務は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ること（外務省設置法第3条）です。令和4年度においても限られた投入資源（予算、定員）を効果的・効率的に活用し、与えられた任務を全うすべく政策を企画・実施しました。本書は、当省が企画・実施した政策の自己評価を取りまとめたものです。

なお、別冊となる令和5年度外務省政策評価事前分析表において、本書の政策評価を踏まえた令和5年度目標等を設定しています。

2 外務省の政策評価

（1）政策評価制度の導入

外務省は、平成13年6月制定、平成14年4月1日施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、政策評価法）により各府省が自らの行った政策について評価を行うことが義務付けられたことを受け、平成14年度実施政策から政策評価を実施しています。

（2）政策評価の実施体制

ア 施策所管部局

外務省が行う政策評価では、個別の施策を所管する各部局が、毎年度の実施計画に基づき、それぞれの部局が担当する施策について自己評価を行います。施策所管部局は、取組の実績やその成果を施策の目標と照らし合わせ、目標に向けた進捗状況を中心に分析、評価します。

イ 評価の総合審査

大臣官房総務課、考査・政策評価室、会計課、総合外交政策局総務課及び政策企画室が、施策所管部局が実施した評価に対する総合的な審査を行います。

ウ 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価法では、各府省の自己評価が原則となっていますが、同法第3条第2項で、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、学識経験を有する者の知見を活用することが求められています。外務省では、学識経験を有する者からの意見聴取の仕組みとして、平成15年度から政策評価及び外交に関する有識者から成る「外務省政策評価アドバイザリー・グループ（AG）」を設置しています。AGからは、外務省の評価方法の適正性や基本的な方針などの策定・改定及び評価結果について意見を聴取しています。

今回の政策評価書作成に際しても、令和5年2月及び7月にそれぞれ対面・オンラインのハイブリッド会議方式及び対面方式でAG会合を開催し、評価書の形式、記述の在り方等について所見を述べていただくとともに、令和5年6月にAGメンバーに対し各施策の評価の妥当性等についての所見の執筆を求め、同所見を評価書に掲載しています（下記6参照）。

AGメンバーは以下のとおりです。

石田 洋子	広島大学副学長（ダイバーシティ担当）／特命教授
遠藤 乾	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
神保 謙	慶應義塾大学総合政策学部 教授
南島 和久	龍谷大学政策学部 教授
福田 耕治	早稲田大学政治経済学術院 教授
山田 治徳	早稲田大学政治経済学術院 教授

3 令和5年度政策評価の枠組み及び実施要領

この政策評価は、政策評価法及び関連の閣議決定で作成が定められている「外務省における政策評価の基本計画」（計画期間：令和5年度～令和9年度、以下「基本計画」）、「令和5年度外務省政策評価実施計画」（計画期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日、以下「実施計画」）等に基づいて実施されています。

上記基本計画等に基づいて実施する今回の政策評価の実施要領は次のとおりです。

（1）評価の実施サイクル

外務省では、従来、政策評価体系において7つの基本目標の下に19の施策を設定し、施策を基本的に2つのグループに分けて交互に2年周期で評価を実施してきました。令和元年度からの試験的3年周期の導入及び令和3年度からの基本目標Ⅶ（分担金・拠出金）に係る3施策の評価の在り方の見直

しを経て、令和4年度からは、政策評価体系において6つの基本目標の下に16の施策を設定し、施策をこれまでの2グループから3グループに組み替えた上で、3年周期の評価を導入しています。令和5年度は6施策について過去3年の実績を基に評価を実施しました。その他の10施策については、モニタリング（令和4年度分の実績の測定）を実施し、別冊の令和5年度外務省政策評価事前分析表に掲載しています。

（２）客観的な評価のための測定指標の設定及び達成状況の判定

評価の客観性を高めるため、定量的な測定指標及び参考指標を可能な限り設けましたが、その多くは多面的な外交政策の一側面を示すにとどまります。このため、定性的な測定指標を中心としつつ、各施策の進捗状況に関するより客観的な評価が可能となるよう、年度ごとに目標を達成できたか否かを判断しやすい具体的な目標の設定に努めました。

また、評価に際しては、国際情勢の変化の影響を受けやすいなどの外交政策の特性も踏まえ、定性的、定量的いずれの指標についても、年度ごとの具体的な目標に照らしてどの程度目標を達成できたかとともに、国際情勢や関係国の動向等も勘案して十分な成果が得られているかも含め、厳しい目で評価を行いました。その根拠となる主な実績や理由等については「施策の進捗状況・実績」や「施策の分析」に具体的に記載するよう努めました。

（３）評価結果の判定方法

ア 施策毎に設定した測定指標について、評価期間中（令和2・3・4年度）の年度目標の達成状況を次の判定基準に沿って5区分で表示しています。年度目標の達成状況の判定に当たっては、上記（２）のとおり、国際情勢や関係国の動向等も勘案して厳しい目で評価する観点から、判定の目安として「b」を標準としました。

目標の達成状況	判定基準
s	目標超過達成
a	目標達成
b	相当程度進展あり
c	進展が大きくない
d	目標に向かっていない

イ 各測定指標における評価期間中の年度目標の達成状況（上記ア）を踏まえ、施策ごとの目標達成度合いを次の基準に沿って5区分で表示しています。

目標の達成度合い	判定基準
目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められる。
目標達成	全ての測定指標で目標が達成されたと認められる。
相当程度進展あり	一部（又は全部）の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示したと考えられる。
進展が大きくない	一部（又は全部）の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったと考えられる。
目標に向かっていない	主要な測定指標の全部（又は一部）が目標を達成しなかったため、目標の達成に向けて進展していたとは認められない。

（４）政府開発援助（ODA）に関する政策評価

政府開発援助（ODA）に関しては、外務省では政策評価法が施行される前から、国際的な評価の手法も取り入れた評価を行っています。

我が国のODAに関する評価は、主に外務省と独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施しています。外務省は、ODA政策の企画・立案を行う役割を有していることから、外務省組織令に基づき実施するODA評価において、主に国別評価、課題別評価等の政策レベルの評価を行っています。一方、ODAの実施機関であるJICAは、主に個々のプロジェクトの事業評価を実施しています。

ODA評価に関する外務省及びJICAのホームページは以下のとおりです。

（外務省） <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html>

（JICA） <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

政策評価法に基づく本政策評価では、ODA 政策全体についての評価・モニタリングを行っています(施策Ⅵ－1)。また、政策評価法第7条第2項第2号イ及びロにより事後評価が義務付けられている ODA に係る未着手・未了案件について、当該案件を引き続き実施するか、中止するかを明らかにする形のプロジェクトレベルの評価を行うとともに、政策評価法第9条により実施が義務付けられている個々の ODA に関する事前評価を実施しています。これら事前・事後評価結果は、下記外務省ホームページで公表しています。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka05.html

(5) 政策評価と行政事業レビューとの連携

平成 25 年度から実施されている政策評価と行政事業レビューとの連携強化については、引き続き政策評価対象施策を構成する達成手段と行政事業レビュー対象事業との対応関係を明確化するとともに、行政事業レビューでの指摘等も踏まえた評価に努めました。

4 令和 5 年度政策評価結果の概要

(1) 本年度評価を実施した 6 施策の目標の達成度合い

本年度評価を実施した 6 施策の目標の達成度合いは次のとおりです。

基本目標Ⅰ：地域別外交			目標の達成度合い
施策Ⅰ－1	アジア大洋州地域外交		相当程度進展あり
施策Ⅰ－2	北米地域外交		相当程度進展あり
施策Ⅰ－3	中南米地域外交		相当程度進展あり
施策Ⅰ－4	欧州地域外交		相当程度進展あり
施策Ⅰ－5	中東地域外交		相当程度進展あり
施策Ⅰ－6	アフリカ地域外交		相当程度進展あり

(2) 各施策における測定指標毎の目標達成状況及び主な施策分析

本年度評価を実施した 6 施策について、測定指標ごとの目標の達成状況及び主な施策分析は次のとおりです。

ア 施策Ⅰ－1 アジア大洋州地域外交

(ア) 測定指標の令和 2・3・4 年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

個別分野 1 東アジアにおける地域協力の強化		
＊1－1	日 ASEAN 協力の進展	a
1－2	ASEAN＋3（日中韓）(APT) 協力の進展	b
1－3	ASEAN 地域フォーラム (ARF) 協力の進展	b
＊1－4	東アジア首脳会議 (EAS) 協力の進展	b
＊1－5	日中韓三か国協力の進展	b
1－6	地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展	b
1－7	総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数	b
個別分野 2 朝鮮半島の安定に向けた努力		
＊2－1	北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展	c
＊2－2	拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展	c
2－3	米国及び韓国との間で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関し会議・協議を行った回数	b
個別分野 3 日韓関係の改善		
＊3－1	日韓関係の改善	a
3－2	人的交流の拡大	b
＊3－3	経済関係緊密化のための各種協議等の推進	b
3－4	日韓の連携、協力を通じた地域及び国際社会の課題への寄与	b
個別分野 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル間の互惠関係の強化等		
＊4－1	「日中新時代」に向けた取組(経済面以外)	b
＊4－2	「日中新時代」に向けた取組(経済面)	b
4－3	日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)	b
4－4	日モンゴル関係の着実な進展(経済面)	b
4－5	日台実務関係の着実な進展	b
4－6	日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数(電話会談を除く。令和 3	b

年度からよりテレビ会談を含む)	
4－7 中国遺棄化学兵器問題への取組（現地調査箇所数）	c
個別分野5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化	
*5－1 要人往来等を通じた二国間関係の強化	b
5－2 経済協議の実施と貿易投資環境の整備	b
*5－3 メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進	c
5－4 要人往来数(政務官レベル以上)	b
5－5 日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進	b
個別分野6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化	
*6－1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進	b
*6－2 各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化	b
6－3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力	b
6－4 要人の往来数（日本側は総理大臣及び外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣）	b
6－5 日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士の受入れの推進	c
個別分野7 南西アジア諸国との友好関係の強化	
*7－1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化	b
*7－2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進（インドを除く）	b
7－3 南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施	b
7－4 要人往来数	b
個別分野8 大洋州地域諸国との友好関係の強化	
*8－1 豪州及びNZ との関係強化	a
*8－2 太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化	b
8－3 要人の往来数	b

（イ）主な施策分析

i 個別分野1 東アジアにおける地域協力の強化

- 日 ASEAN 協力について、令和2年度から3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、対面外交は実施困難な状況にあったが、オンラインも活用しつつ ASEAN 側との様々なレベルでの協議や意思疎通を継続するとともに、令和4年度は、対面外交が再開し、首脳・外相をはじめ様々なレベルで緊密な意見交換が実施できた。新型コロナ対策・経済回復支援や、日 ASEAN 友好協力 50 周年に向けた準備を進める中で、以下に記載のとおり多くの具体的な成果を上げ、日 ASEAN 協力を大きく進展させることができた。また、令和4年度は、令和5年の日 ASEAN 友好協力 50 周年に向けた取組を進める時期に重なったことから、例年以上に日 ASEAN 協力の強化に向けた取組を積極的に進めた。日 ASEAN 首脳会議や同外相会議の場を通じて、我が国は地域・国際情勢に係る我が国の立場を積極的に発言し、その議長声明に我が国の立場を反映させることができたことは、日 ASEAN 協力の文脈で大きな意義があった。

特に、令和2年11月の ASEAN 感染症対策センターの設立やワクチン供与等の協力を通して、保健分野での協力を強化するとともに、財政支援円借款等を通して、困難に際しての日 ASEAN 協力の重要性を強く印象づけることができた。

また、40 周年の際に採択した日 ASEAN 友好協力ビジョン・ステートメントの実施計画改定版に記載された全ての協力項目の実施が確認されたことで、日本が約束どおりに包括的な分野で具体的な協力を着実に進めるパートナーであることを ASEAN 各国に強く印象づけ、一つの区切りを付けるとともに、50 周年に向けた大きな弾みとすることができた。

さらに、他の ASEAN 対話国に先駆けて令和2年11月に AOIP 協力に関する日 ASEAN 首脳共同声明を发出し、同声明に基づき、FOIP と AOIP が共有する本質的原則に資する具体的な協力を積み上げるとともに、AOIP 協力プロGRESS・レポートとしてとりまとめ、令和3年10月及び令和4年11月の首脳会議にて紹介し、積極的に広報したことで、AOIP 協力をリードするパートナーとしての日本を強く印象づけることができた。

加えて、50 周年に向けた準備を進める中で、例年の ASEAN 関連会合への対応にとどまらず、公式ロゴ

マーク・キャッチフレーズの公募コンテスト・共同発表、総理・外務大臣からのメッセージを含む動画の作成、日本アセアンセンターの活用、50 周年記念シンポジウムなどの開催等、様々な取組を通して、日 ASEAN 関係の重要性を強調する積極的な広報活動を展開し、ASEAN 事務総長などの ASEAN 側の要人も巻き込む形で日 ASEAN 関係の重要性を強調する発信につなげ、現地のみならず日本国内でも報道されるなど、大きな効果を上げることができた。

- 東アジア首脳会議(EAS) 協力については、令和 2 年度及び令和 3 年度は、新型コロナの影響で対面外交が制限される中でも、外相会議及び首脳会議を含め、EAS 関連会議はオンライン形式で開催され、新型コロナ感染症対策や A0IP 協力、地域の政治・安全保障問題について活発な議論が行われた。また、令和 4 年度には、3 年ぶりに対面形式で外相会議及び首脳会議が行われ、それぞれに林外務大臣及び岸田総理大臣が出席し、地域・国際情勢について活発な意見交換を行い、日本の方針や考えをしっかりと説明するとともに、関係国との連携強化を確認することができた。

首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献した結果、地域のプレミア・フォーラムとしての EAS の価値は高まり、EAS 協力は一定の進展があった。

- 日中韓三か国協力に関し、令和 2 年度から令和 4 年度は、諸般の事情により日中韓サミット及び外相会議については開催できなかったものの、閣僚級会合を含め、多様な分野・レベルにおける政策対話が多数開催され、実務レベルの協力が進められた。

さらに、日中韓協力事務局(TCS)等を通じ、新型コロナウイルス感染症の影響を注視しつつ、対面形式、オンライン形式、ハイブリッド形式を適宜活用する形で、文化・人的交流分野を中心とする協力事業が数多く行われた。

また、令和 5 年 2 月には、若者の人的交流促進を企図して TCS が立ち上げた「日中韓青少年交流ネットワーク」の立ち上げ式典が日本においてハイブリッド方式で開催され、武井外務副大臣が出席し、日中韓の若者代表から発表された三か国の若者交流促進に向けた提案の意義やその具体化・実現に向けた示唆を述べるとともに、日中韓の間での人的交流の重要性や、未来志向の日中韓協力における若者の役割を強調した。

以上のとおり、日中韓三か国協力には一定程度の進展があった。

ii 個別分野 2 朝鮮半島の安定に向けた努力

- 北朝鮮の核・ミサイル問題を巡っては、令和 2 年度から令和 4 年度にかけて、米国のみならず、韓国、中国との首脳会談等を通じて、北朝鮮への対応について関係国との連携を強化できた。また、北朝鮮による弾道ミサイル発射を受け、令和 4 年 5 月、10 月、11 月(2 回)、令和 5 年 2 月及び 3 月には、国連安保理公開会合が開催された。大多数の理事国から北朝鮮への非難・懸念・安保理決議違反の指摘がなされ、一定の意義があった。

従来から、我が国は、対北朝鮮措置の一環として、(1) 全ての北朝鮮籍船舶、北朝鮮に寄港した全ての船舶及び国連安保理の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶の入港禁止措置と(2) 北朝鮮との間の輸出入禁止措置を講じてきているところ、安保理決議の履行を担保するとの観点からも、令和 3 年度、これらの措置の期限を 2 年間延長することを決定した。さらに、令和 4 年度は、4 回の我が国自身の対北朝鮮措置を実施した。これまでに我が国が実施している国連安保理決議に基づく措置及び我が国自身の措置は、北朝鮮の厳しい経済状況と併せて考えた場合、一定の効果をあげていると考えられる。一方、北朝鮮は、令和 4 年度には、日本の上空を通過するものや複数大陸間弾道ミサイル(ICBM) 級弾道ミサイルを含め、27 回、少なくとも 54 発に及ぶ弾道ミサイルを発射するなど、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていない。したがって、指標 2-1 全体としては目標達成に向けて進展は大きくなかったと判定した。

- 拉致問題については、我が国は、従来からの基本認識に変わりはなく、拉致問題の解決を最重要課題と位置付け、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全の確保と即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを北朝鮮側に対し強く要求している。

また、各国首脳・外相との会談、G 7 サミット、日米韓首脳会合、ASEAN 関連首脳会議を含む国際会議等の外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起し、多くの国からの理解と支持を得ている。バイデン大統領は、令和 4 年 5 月の訪日の際、拉致被害者の御家族と面会した。また、令和 3 年度、令和 4 年度の G 7 サミットにおいて、我が国は、拉致問題の即時解決に向け、G 7 各国の全面的な理解と協力を要請し、G 7 各国から支持を得るとともに、首脳コミュニケにも、G 7 として拉致問題を直ちに解決することが急務であることを改めて表明する旨記載された。

これらは北朝鮮に対して、拉致問題の解決に向けた我が国及び国際社会の強い意志を示す観点から有効であったと判断できる。また、様々なレベルにおいて、あらゆる外交上の機会を捉えて、各国に対して拉致問題への理解と協力を求めることができたことは、北朝鮮に対し、諸懸案の包括的な解決に向けた

具体的行動を強く求める環境を作る上で有益であった。

他方、北朝鮮による拉致の発生から長い年月が経過した今も、拉致被害者全員の帰国は実現していないことから、指標 2－2 全体としては目標達成に向けて進展が大きくなかったと判定した。

iii 個別分野 3 日韓関係の改善

● 日韓関係につき、令和 2 年度は、外相電話会談を 2 回、局長協議を 5 回実施し、令和 3 年度は、首脳電話会談や、外相会談を 5 回、次官間の協議を 2 回、局長協議を 4 回実施した。そして、令和 4 年度は、首脳会談を 3 回、外相会談を 10 回、次官間の協議を 3 回、局長協議を 7 回実施し、ハイレベル間での意思疎通を図ったことで、新政権との緊密な連携の推進を進めることができた。

(1) 令和 2 年度は、新型コロナの影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、合計 2 回の日韓外相電話会談や累次の機会における日韓局長協議を始め、外交当局間の意思疎通が継続された。一方で、令和 3 年 1 月 8 日、元慰安婦などが日本国政府に対して提起した訴訟において、韓国ソウル中央地方裁判所が、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本政府に対し、原告への損害賠償の支払などを命じる判決を出し、同月 23 日、同判決が確定した。この判決は、日韓関係を未来志向への発展とは反する動きであり、日韓関係を未来志向の新時代へと発展させていくために、韓国が「最終的かつ不可逆的」な解決を確認した合意を着実に実施するよう求めていく必要が生じた。

(2) 令和 3 年度は、旧朝鮮半島出身労働者問題に関し、韓国の裁判所は、9 月 27 日及び 12 月 30 日の日本企業資産に対する売却命令（特別現金化命令）の決定を含め、日本企業の資産の差押え及び現金化に向けた手続を着々と進めた。このような中、令和 4 年 3 月に、岸田総理大臣は尹錫悦（ユン・ソンニョル）韓国次期大統領と電話会談を行い、日韓関係改善のため、尹次期大統領と緊密に協力していきたい旨を表明したことは、未来志向の日韓関係推進に有益であった。

(3) 令和 4 年度は、韓国における新政権の成立を受け、日韓間で要人の接触が活発に行われた。特に、11 月の ASEAN 関連首脳会議に際して岸田総理大臣と尹錫悦韓国大統領の間で両国の対面での首脳会談が 3 年ぶりに行われた。両首脳は、北朝鮮問題や自由で開かれたインド太平洋の実現に関して連携していくことを確認するとともに、旧朝鮮半島出身労働者問題について、9 月のニューヨークでの懇談における両首脳の指示を受けて外交当局間の協議が加速していることを踏まえ、懸案の早期解決を図ることで改めて一致した。その後の 3 月 6 日に韓国政府により発表された措置について、日本政府としては、平成 30 年の大法院判決により非常に厳しい状態にあった日韓関係を健全な関係に戻すためのものとして評価している。同発表を契機とし、措置の実施と共に、日韓の政治・経済・文化等の分野における交流が力強く拡大することを期待しており、韓国政府と緊密に意思疎通していく。令和 5 年 3 月の日韓首脳会談の成果は、まず第一に、尹大統領が、韓国大統領としては約 12 年ぶりに日本を二国間訪問し、岸田総理大臣と尹大統領との間で個人的な信頼関係を深め、日韓関係の新たな章を開く「シャトル外交」の再開で一致したことである。両首脳は、両国が共に裨益するような協力を進めるべく、政治・経済・文化など多岐にわたる分野で政府間の意思疎通を活性化していくこととなった。尹大統領の訪日は、日韓関係の正常化にとって大きな一歩となる訪日となった。

● 日韓経済関係のうち、韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関しては、コロナ禍での効果的な取組として、韓国の報道機関関係者を対象としたオンライン説明会を令和 3 年 3 月及び令和 4 年 9 月に開催し、日本産食品の安全性等について積極的な広報を行った。これを受け、韓国メディアにおいて、放射性物質の基準値を超えた農林水産物は市場に絶対流通させない措置を採っているといった日本側の説明を含む記事が、30 件以上掲載されたことは本件にかかる理解促進に一定の効果があつた。

令和 2 年度から 4 年度には、日韓経済協会、日韓産業技術協力財団、韓日経済協会及び韓日産業・技術協力財団は、日韓の経済人が一堂に会する「日韓経済人会議」をオンラインで開催し、共同声明が採択される等、日韓の経済関係緊密化に向けた動きを推進する上で有益だった。

また、平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間、継続して日中韓自由貿易協定（FTA）及び東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉の進展に向けた取組を行っていたが、令和 2 年 2 月、日本及び韓国を含む 15 か国は、日韓間での初めての経済連携協定（EPA）ともなる地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に署名し、令和 4 年 2 月 1 日、韓国について同協定が発効しており、日韓の経済関係緊密化については、一定程度の進展はあった。

iv 個別分野 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル間の互惠関係の強化等

● 日中関係につき、令和 2 年度は、新型コロナの感染拡大の影響により、要人往来が大きく減少したものの、そのような中でも、電話会談などを通じて首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、新型コロナ対応について連携を強化するとともに、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について、意見交換を積み重ねることができた。また、令和 2 年度は「日中・スポーツ交流推進年」であり、各種行事を通じて日中双方の交流の強化を後押しすることができ、中長期的な両国関係の発展に貢献する取り組みを行うことのできた一年であった。

令和 3 年度は、令和 2 年度に引き続き、電話会談などを通じて首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が

継続的に行われ、両国間の様々な懸案を含め、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について意見交換を積み重ねることかでき、日中首脳電話会談で両首脳が一致した共通認識の実現のため、外交当局間に限らず、様々な政府間協議を継続して行うことができ、両国間の緊密な連携を更に進めることのできた一年であった。

令和4年度は、人的往来の再開を受け、3年ぶりに対面での日中首脳会談を実施するなど、首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、両国間の様々な懸案を含め、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について意見交換を積み重ねた。また、日中国交正常化50周年を迎え、様々な分野において交流活動が実施されたほか、新型コロナウイルス感染症の影響もあり開催されていなかった日中外交当局間協議と日中安保対話を4年ぶりに実施することができた。日中外交当局間協議では日中関係及び双方の関心を有する地域情勢等、日中安保対話では両国の安全保障・国防政策、安全保障・防衛分野における意思疎通、国際・地域情勢等について幅広く、率直な意見交換を行った。このように、11月の首脳会談において両首脳が確認した「建設的かつ安定的な日中関係の構築」の共通認識の下、あらゆるレベルにおける緊密な意思疎通が実現できたことは、地域の平和と安定に貢献する上で有益であった。

- 経済面での取組につき、令和2年度には、新型コロナウイルスの世界的な拡大により、日中間の要人往来は大きく制約されたが、9月の日中首脳会談を始めオンライン会談等を通じて、経済分野の様々な課題についてハイレベル間の意見交換を引き続き行うことができた。また、同年11月に行われた日中外相会談において、双方は農産品貿易、人的往来・観光、環境・省エネ等、双方の関心や方向性が一致している分野において協力を更に進めていくことで一致した。また、気候変動問題に関し、日中間で話し合いの枠組み作りも含め、意思疎通を強化していくことで一致できた。11月には日中経済パートナーシップ協議次官級会合をウェブ会議形式で開催し、両国経済の現状、人的往来・観光、医療・ヘルスケア、環境・省エネ、農産品貿易等を含む日中二国間の今後の課題・協力や、開発・資金協力や債務問題、WTOやRCEP等の貿易・投資分野を含む多国間の課題・協力について幅広い意見交換を行うことができた。

令和3年度も引き続き新型コロナウイルスの感染拡大の影響でハイレベルを含む往来が制限されたが、その中でも、日中間の経済対話は引き続き行われ、11月の日中外相電話会談では、両外相は、日中経済に関し、対話と実務協力を適切な形で進めていくことを確認するとともに、翌年の日中国交正常化50周年を契機に経済・国民交流を後押しすることで一致した。同月には日中経済パートナーシップ協議をオンライン形式で開催し、両国経済の現状、ビジネス環境、農産物貿易、知的財産、環境・省エネ、医療・ヘルスケア等を含む日中二国間の課題・今後の協力や、気候変動、開発金融・債務問題、WTOを含む国際場裏における課題・協力について幅広く意見交換を行った。加えて双方は、日中経済に関し今回の協議を踏まえつつ、引き続き対話と実務協力を適切な形で進めていくことを確認するとともに、翌年の日中国交正常化50周年を契機に経済・国民交流を後押しすることで一致したことは有意義だった。

日中国交正常化50周年の節目の年となった令和4年度には、5月に日中外相テレビ会談を行い、両外相の間で、日中経済の様々な分野・レベルで対話と協力を適切な形で進めていくこと、双方の努力で国民交流と経済交流をしっかりと後押ししていくことが重要であることを確認した。また、林外務大臣から、新型コロナによる様々な影響がある中で、在留邦人の安全の確保や日本企業の正当な経済活動の保護等について中国側の適切な対応を要請した。11月に行われた日中首脳会談では、経済や国民交流の具体的分野で互恵的協力は可能であること、環境・省エネを含むグリーン経済や医療・介護・ヘルスケアの分野等での協力を後押ししていくことで一致し、また、日中ハイレベル経済対話及び日中ハイレベル人的・文化交流対話の早期開催で一致した。令和5年2月には、第16回日中経済パートナーシップ協議が令和3年度に続きオンライン形式で開催され、両国経済の現状、ビジネス環境、農水産物貿易、知的財産、環境・省エネ、医療・高齢化・ヘルスケア等を含む日中二国間の課題・今後の協力や、国際場裏における課題・協力について幅広く意見交換を行った。日本側からは、透明・予見可能かつ公平なビジネス環境を確保し、日系企業の正当なビジネス活動が保障されることが重要である旨、改めて説明したほか、日本産食品に対する輸入規制の早期撤廃を改めて強く求める機会となった。また、日中双方は、11月の日中首脳会談における両首脳間の共通認識を踏まえて、日中ハイレベル経済対話の早期開催に向けた調整を加速させることで一致できた。

上記に代表されるこの3年度を通じた成果は、日中経済関係の強化を通じた我が国の経済的利益の追求の観点から、非常に有意義であった。このような成果に加え、首脳会談や外相会談を始めとする累次の機会を捉え、知的財産保護の強化、強制技術移転や市場歪曲的な産業補助金等の是正を始めとする、透明・予見可能かつ公平なビジネス環境の確保と日本企業の正当な経済活動の保障に向けた中国側の適切な対応を強く要請してきた。中国による日本産食品の輸入規制問題についても、首脳レベルを含め累次の機会に早期撤廃を要請し、令和2年11月の日中外相会談では、令和3年3月に東日本大震災から10年目の節目を迎えることも踏まえ、双方は、この解決に向けた協議を加速すべく、「日中農水産物貿易協力メカニズム」を立ち上げることで一致するなど、一定の進展があった。

- 中国遺棄化学兵器問題への取組（現地調査箇所数）については、外務省は、化学兵器が発見された旨の

中国政府の通報を受け、これが旧日本軍のものかどうかを判断するための現地調査を行い、旧日本軍のものと判断された化学兵器は、内閣府によって廃棄処理される。令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大を受け、現地調査を行うことが困難であったが、相手国や関係府庁との丁寧かつ緊密な調整・連携等により、往来が再開した令和4年度は、調査箇所数の目標値を達成することができた。中国における遺棄化学兵器の早期廃棄義務を誠実に履行する上で目標値の達成は極めて重要であり、また、現地調査の実施に不可欠である中国側の積極的な協力を得られたことは、今後も着実に事業に取り組んでいく上で極めて有意義だった。

v 個別分野5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

- 令和2年度は新型コロナウイルス蔓延の影響を受けたが、茂木外務大臣が8月にラオス、カンボジア、ミャンマーを、令和3年1月にタイを訪問し、菅総理大臣が10月にベトナムを訪問する等、政府要人によるメコン諸国への訪問が行われた。令和3年度においても、岸田総理大臣が令和4年3月にカンボジアを訪問したほか、11月にチン・ベトナム首相が訪日し、このような機会に対面の首脳会談及び外相会談を実施すると共に、テレビ会議も併用しつつハイレベルでの意見交換を継続した。新型コロナウイルスに係る水際対策の緩和を受け、令和4年度は活発な要人往来が行われ、二国間関係の強化を進展させることができた。

特に、カンボジアに関しては、令和4年はASEAN議長国ということもあり、令和5年の外交関係樹立70周年を控えて、両国関係の強化のモメンタムが高まる中で、国際会議や国葬儀等の機会を捉えて、3度にわたる首脳会談、2度にわたる外相会談が行われ、両国関係を「包括的戦略的パートナーシップ」に格上げされた。修好135周年を迎えたタイにおいても、3度にわたる首脳会談を経て、両国関係を「包括的戦略的パートナーシップ」に格上げすることで合意に至った。ミャンマーについては、令和3年2月のクーデター以降、二国間での首脳・外相会談は行われていないものの、我が国として、事態の改善に向けミャンマー国軍が具体的な行動を取るよう強く求めてきた。現地や事務レベルでの取組に加え、人権理事会や国連、G7等の国際会議の場においてもこの点につき議論を行い、ミャンマー情勢の改善に努めており、邦人ジャーナリストの解放等具体的な成果に繋がった。

- 日メコン協力については、令和2年度は日メコン首脳会議及び外相会議を開催し、令和3年度はオンライン形式で日メコン外相会議を開催したが、新型コロナウイルス感染症やミャンマー情勢の悪化の影響等もあり、日メコン首脳会議は令和3年度以降、日メコン外相会議は令和4年度、開催することができなかった。令和3年2月のクーデター以降、ミャンマー情勢が悪化の一途を辿り、改善の兆しが見えない中、ミャンマーからの代表者をめぐる各国の意見が収束せず、政務レベルでの会議の開催は極めて困難な状態にあった。また、令和4年度に日メコンSDGsフォーラムの開催も見送られたので、指標は必ずしも十分には達成されなかった。しかしながら、実務者レベルの議論を積み重ねることを通じ、日メコン協力を進めていった。

第10回日メコン首脳会議で採択された我が国の対メコン協力の指針である「東京戦略2018」において、メコン諸国独自の協力イニシアティブである、エーヤワディ・チャオプラヤ・メコン経済協力戦略(ACMECS)との連携が目標の一つとされているが、令和3年度の補正予算で、我が国として開発パートナーで初めて、ACMECS開発基金1.5億円を拠出し、この基金を元に、メコン各国で新型コロナウイルス感染症の影響下にあるメコン地域のビジネスコミュニティ及び中小企業支援のためのプロジェクトが実施された。また、メコン地域の持続可能で、質の高い電力セクター開発を日米が連携して支援するJUMPPに関し、メコン地域の支援ニーズを聴取し、今後数年の技術協力メニューを掲載したアクションプランを令和4年11月作成した。日メコンSOM会合、フレンズオブメコンSOM会合、ACMECS開発パートナー国SOM会合といった実務者レベルの協議にて、メコン諸国から日本の取組に対する謝意が何度も表明されており、このような実質的な協力の進展はメコン諸国に高く評価された。

vi 個別分野6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

- 令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中で、要人往来の件数自体は縮小したが、そのような状況においても、令和2年度には、10月に菅総理大臣による就任後初の外国訪問としてのインドネシア訪問、8月の茂木外務大臣によるシンガポール及びマレーシア訪問、令和3年3月の東京における日・インドネシア外務・防衛閣僚会合(「2+2」)の開催等が実現したほか、各国首脳、外相との間で電話会談が複数実施された。令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響により要人往来には更に制約が生じたが、同年にASEAN議長国を務めたブルネイとの間でミャンマー情勢を中心に連携を緊密に図るべく計7回の日ブルネイ外相会談を行ったほか、各国首脳、外相との間で電話会談が複数実施されるなど、コロナ禍においても積極的なハイレベルの意思疎通が図られた。いずれの機会においても、各国との間で、インフラ整備を始めとする経済分野や安全保障協力を含む二国間関係の強化や、地域及び国際社会の諸課題に関する連携を確認した。令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の一定の落ち着きを受けた水際措置の緩和により、首脳や外相レベルの往来を含む要人

往来が再活性化し、各国との間で、二国間関係の強化や、ロシアによるウクライナ侵略を始めとする地域及び国際社会の諸課題に関する連携を確認すべく、首脳や外相の往来を含め、関係国との関係強化に向けた取組が活発に展開された。

こうした要人往来における主要な成果は以下のとおり。

- (1) 令和2年度は、特に、10月に菅総理大臣による就任後初の外国訪問としてのインドネシア訪問が実現し、インドネシアの災害対応能力を高めるための500億円の財政支援円借款を新たに供与する方針を発表したほか、インフラ協力、サプライチェーンの強靱化に向けた協力や、防衛協力の推進について一致した。さらに、インドネシアとの間では、令和3年3月にルトノ外相とプラボヴォ国防相が訪日し、第2回日・インドネシア外務・防衛閣僚会合(2+2)が開催され、日・インドネシア防衛装備品・技術移転協定が署名され、安全保障・防衛分野における協力の進展が見られた。
- (2) 令和3年度は、特に、同年にASEAN議長国を務めたブルネイとの間で、計7回の日ブルネイ外相会談を行い、主にミャンマー情勢を中心に緊密に意見交換を実施し、協力を確認した。また、令和4年がマレーシアの東方政策の開始から40周年及び日・マレーシア外交関係開設65周年に当たることから、両国の協力関係の更なる進展を目指すべく、令和4年3月に安倍元総理大臣が岸田総理大臣の特使としてマレーシアを訪問し、イスマイル・サブリ首相と会談を行い二国間関係や地域及び国際社会の諸課題について議論を行ったほか、マレーシア国際イスラム大学において東方政策40周年記念講演を実施した。これを通じ、東方政策及び日・マレーシア関係に対する内外の関心を喚起することができた。
- (3) 令和4年度は、岸田総理大臣がインドネシア(2回)、シンガポールを、林外務大臣がフィリピン、インドネシア、シンガポール、マレーシアを訪問したほか、7月にジョコ・インドネシア大統領の訪日及び令和5年2月にマルコス・フィリピン大統領の二国間訪問が実現し、さらに5月の日本経済新聞社主催「アジアの未来」や9月の安倍元総理国葬儀に際しインドネシア、シンガポール、マレーシア、フィリピン、ブルネイ、東ティモールのいずれの所管国からも首脳級、外相級を含むハイレベルの要人の往来があった。こうした累次の機会を捉え、各国との間で首脳・外相会談を実施し、二国間関係の強化や地域及び国際社会の諸課題について連携を確認することができたことは、各国との信頼関係を強化する上でも効果的であった。特に、6月のフィリピンにおけるマルコス大統領の就任を念頭に置きつつ、前政権下の4月に同国との間で初となる外務防衛閣僚会合(「2+2」)を開催し、自衛隊とフィリピン国軍の間の訓練等の強化・円滑化のため、相互訪問や物品・役務の相互提供を円滑にするための枠組みの検討を開始することで一致するなど、安全保障・防衛分野での協力の進展が見られたほか、6月のマルコス大統領就任式には林外務大臣が出席し、同大統領を表敬して二国間関係等につき意見交換を行う等、フィリピンとの関係を重視する日本の立場を内外に発信することができた。さらに、首脳間では、岸田総理大臣はマルコス大統領の就任直前に電話会談を実施したことを皮切りに、9月に国連総会の機会において会談を行ったほか、令和5年2月のマルコス大統領の訪日に際する首脳会談では、経済、安全保障・防衛、人的交流等を始めとする二国間関係の強化や、地域・国際社会の諸課題に連携して対応していくことを確認し、その成果として日・フィリピン共同声明を発出した。

- 経済面での取組に関し、令和2年度から令和4年度においては、インドネシアのジャカルタ都市高速鉄道やパティンバン港の整備等の事業について、首脳級を含む累次の要人往来の機会にインドネシア側に働きかけを実施し、日系企業への側面支援を通じて二国間の経済関係を促進した。このうち、特に、令和3年12月に、パティンバン港の自動車ターミナルの本格運営開始が実現したことは、経済インフラ整備を通じたビジネス環境改善に係る協力強化の具体化として顕著な成果であった。

二国間経済関係の文脈では、特にフィリピンについて、平成29年1月のフィリピン訪問時に際する安倍総理大臣による「ODA及び民間投資を含め、今後5年間で1兆円規模の支援を行う」との表明につき、令和3年7月のマニラ地下鉄整備にかかる借款供与の交換公文をもって、我が国による官民併せて1兆円規模の支援約束が5年の期間内に実現されたことは大きな進展であった。さらに、令和5年2月の日・フィリピン首脳会談において、岸田総理大臣から、マルコス政権の「ビルド・ベター・モア」政策を含むフィリピンの経済開発計画を支えるため、官民を挙げて令和6年3月までに6,000億円の支援を実施する旨伝達し、両首脳は、経済協力インフラ合同委員会を通じて、鉄道・道路橋梁等インフラ整備を始めとするODA案件の実施と官民連携(PPP)を模索していくことで一致したことも大きな進展である。

- 日・インドネシアEPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の日本語研修に関しては、新型コロナウイルスの世界的拡大の影響を受け、現地での日本語研修を急遽オンライン化することを余儀なくされる等の混乱もあり、日本語能力の向上を示す測定指標6-5(研修終了時のN3相当レベル達成率)の達成率は、令和3年度で27.7%、令和4年度で38.1%と厳しい数字となった。他方、こうした状況の中においても、訪日後研修施設との緊密な協議により、同研修における総合日本語の時間数を増加させることにより日本語能力の向上をはかり、令和4年度の達成率は令和3年度と比較すると10%以上の改善が見られた。また、特に、看護師及び介護福祉士国家資格合格には日本語能力の向上が不可欠であるところ、訪日前足切りレベルについて、現状のN5相当からN4にレベルアップすることに関し協議を行った結果、インドネシア

との間ではかかる変更について合意がなされ、令和4年度入国者年度候補から足切りレベルを上げた。この改善策は、看護・介護分野での両国の経済関係を更に前進させる上で着実な進展となった。

vii 個別分野7 南西アジア諸国との友好関係の強化

- インドについては、首脳間では、電話も含めて10度の会談を行い、外相間では、電話も含めて5度の会談を行った。特に、令和5年3月の岸田総理大臣のインド訪問においては、岸田総理大臣から、G7広島サミットでは、法の支配に基づく国際秩序の堅持と、グローバル・サウスと呼ばれる国々を含むG7を超えた国際社会のパートナーとの関係の強化という2つの視点から国際社会が直面する諸課題について取り上げたいという考えを説明し、両首脳は、開発金融、食料安全保障、気候・エネルギー等の課題について幅広く意見交換を行い、G7及びG20両方のサミットに向けて、様々な国際社会の諸課題について議論を重ね、連携していくことを確認することができた。防衛分野では、令和4年9月の第2回日印「2+2」の開催以降、初の日印戦闘機共同訓練を始めとする防衛交流が活発化していることを歓迎し、経済・経済協力分野では、令和4年3月に掲げた今後5年間の対印官民投融資5兆円目標に向け、順調に実績が重ねられていること、3,000億円の高速鉄道建設事業の円借款に署名が行われたことを歓迎し、引き続き日印の旗艦プロジェクトとして高速鉄道事業を推進していくことを確認した。環境分野では、令和4年発表した「日印クリーン・エネルギー・パートナーシップ」の下で両国の協力を促進していくことで一致するとともに、二国間クレジット制度(JCM)構築に向けた意向を確認するエイド・メモワールに署名が行われたことを歓迎し、早期構築に向け協議を加速させることを確認した。文化・人的交流分野では、インドにおける日本語教育を促進することで一致し、岸田総理大臣から、日本語教育に関する覚書が改訂されたことを歓迎し、また、日本の有償資金協力によるインド工科大学(IIT)ハイデラバード校の大学施設建設が進捗していることに言及し、更なる教員や学生間の交流、インド人IT人材の日本企業での活躍などにつながることへの期待を表明した。さらに令和5年度を「日印観光交流年」として、観光交流を進めていくことで首脳間で一致した。今回の訪印を通じて、G7議長国及びG20議長国として国際社会をリードしていく姿勢を示すことができたことは、グローバルな課題における強固な連携をアピールでき、日印の二国間の文脈においても有益であった。また、日印の間では、政治・安全保障、経済・経済協力に比して人的交流等は更に拡大する余地があると言われてきていたところ、「日印観光交流年」やIT人材の交流など、更なる協力を確認できたことは極めて有益であった。特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化を図る上で、特に有益だったと思われる取組は以下のとおり。

(1) 第2回日印・外務防衛閣僚会合(「2+2」)

令和元年11月の初会合以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響で開催されていなかった第2回会合を令和4年9月に東京で開催した。4大臣は会合において日印二国間の安保・防衛協力の進展を歓迎するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた具体的協力、ウクライナ情勢、東シナ海・南シナ海、北朝鮮、南アジア等の地域・国際情勢について意見交換を実施したことは、二国間の安保・防衛協力を推進する上で効果的であった。

(2) 高速鉄道

令和2年度から4年度までの3年間で5度の合同委員会を開催したことは、日印二国間の旗艦事業である高速鉄道事業のプロジェクトを進展させる上で有意義であった。新型コロナウイルス感染拡大の影響がありながらも、オンライン会合の実施等の手段を講じて柔軟に対応できたことはプロジェクトの円滑な進行という観点から効果的であった。

(3) 経済関係及び人的交流

令和4年3月の岸田総理大臣訪印時に発表した対印官民投融資5兆円目標の達成に向け、日印経済関係を着実に強化することができた。新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、インド国内の日本企業数や拠点数は横ばいであるものの、官民の対印投資の増加(令和4年1月～12月対印直接投資約4,700億円)等、同目標の達成に向けた肯定的な影響が見られた。人的交流について、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響で交流事業の活動が停滞していたものの、令和4年には両国の入国制限措置の緩和や日印国交樹立70周年の機会を得た交流年事業の推進により、JENESYSの再開を始めとする二国間の協力が大きく前進した。

(4) 日米豪印

令和4年5月に東京で日米豪印首脳会合を開催した。4か国の首脳は、ロシアによるウクライナ侵略という国際秩序の根幹を揺るがす事態が発生する中、4か国として、力による一方的な現状変更をいかなる地域においても、とりわけインド太平洋地域において、許してはならないこと、そして、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け引き続き強くコミットしていることを確認した。インドとの関係で、二国間のみならず、日米豪印の枠組みでも連携を確認できたことは有益であった。

- 南西アジア地域各国(インドを除く)との往来は、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大とそれに伴う各国の入国制限措置の強化の影響により、ハイレベル・事務レベルともに限定的であったが、オンライン会合を実施したり、各国の感染拡大状況に留意しながら徐々に往来を再開させたりしたことは、

対面による外交が困難な状況においても各国との関係を維持し、より一層強化していくことができた。また、「日本・南西アジア交流年」であった令和4年に日本と南西アジア各国において文化交流イベント等を実施し、情報発信に努めたことは、両国間の国民レベルの関係強化と南西アジア地域における親日感情の醸成という観点から有意義であった。

(1) スリランカとの関係では、外交関係樹立70周年の令和4年8月に外相会談を、同年9月に首脳会談を開催し、二国間関係の強化のための方策等につき協議した。また、令和5年2月には武井外務副大臣がスリランカを訪問し、同国の独立75周年を祝う独立記念式典に出席した。また令和3年2月に第2回外務省高級事務レベル政策対話を実施したほか、同年7月に岸防衛大臣とラージャパクサ大統領（国防相を兼務）の会談をテレビ会議形式で開催した。このようにハイレベル・事務レベルともに二国間で多くの会合を実施したことは、二国間関係を維持・強化する上で有意義であった。

(2) ネパールとの関係では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度以降の要人往来は限定的であったが、留学生交流120周年を迎えた令和4年に武井外務副大臣がネパールを訪問した。現行の憲法下で2度目となる連邦下院選挙において、各国選挙監視団の中では最もハイレベルとなる外務副大臣を団長とした選挙監視団を派遣したことは、民主主義の歴史が浅い同国における基本的価値の普及と我が国のプレゼンス向上において有意義であった。

(3) パキスタンについては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和4年夏頃まで往来の機会が限定されたが、そのような状況下においても、ハイレベル経済協議（令和3年3月）、安全保障対話（令和3年6月）をオンライン形式で実施し、二国間での対話を継続した。また、2度の対面での外相会談（令和3年9月及び令和4年8月）を実施するとともに、令和4年9月には6年ぶりとなる首脳会談を実施し、これまでの両国間の友好関係の確認及び今後の協力の可能性等について議論を行ったことは、二国間関係を維持・強化する上で有意義であった。

(4) バングラデシュとの間では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けながらも令和4年度に2度の外相会談並びに武井外務副大臣及び本田外務大臣政務官のバングラデシュ訪問が実現したことは、外交関係樹立50周年の時宜を捉えた「包括的パートナーシップ」の更なる発展や「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力の強化という観点から有意義であった。また、令和5年2月に実施した日・バングラデシュ外務次官協議において、事務レベルで安全保障、経済・経済協力、人的・文化交流など幅広い分野で協力していくことを確認することができ、充実した議論になった。

(5) モルディブとの関係では、令和3年8月と令和4年9月のシャーヒド外相の訪日の際に外相会談を実施し、二国間関係や国際情勢に関する認識を共有したことで、令和4年12月の武井外務副大臣のモルディブ訪問の際にソーリフ大統領を始めとする先方政府要人と意見交換を行ったことは、二国間の要人往来を継続させるとともに、二国間で「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を推進していくことを確認できた点で有意義であった。また、令和3年3月に日・モルディブ政策対話を実施し、安全保障、経済、人的交流、地域情勢等の幅広い分野において議論を行ったことは、二国間でより実践的な協力を行っていく上で効果的であった。

(6) ブータンとの関係では、令和4年9月の岸田総理大臣とワンチュク・ブータン王女殿下との会談や、11月の武井外務副大臣のブータン訪問等を通じて、二国間協力方策について議論できたことは有意義であった。特に、武井外務副大臣のブータン訪問では、国王陛下拝謁、首相表敬、外相表敬等、多くのブータン政府要人と多く面会できたことは、今後の二国間関係の発展にとって効果的であった。

viii 個別分野8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

● 日豪関係については、令和2年度は首脳会談を4回、外相会談を4回、令和3年度は首脳会談を6回、外相会談を7回、そして、令和4年度は首脳会談を4回、外相会談を3回実施するなど、ハイレベルを含め幅広いレベルで緊密な意見交換を実施し、日豪関係を更に強化し、両国の「特別な戦略的パートナーシップ」を新たな次元に引き上げることができた。

(1) 令和2年度は、特に11月、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、菅政権が初めて受け入れる外国首脳としてモリソン首相が訪日し、安全保障・防衛や経済などの分野における協力関係の一層の強化をうたう首脳共同声明に署名し、さらに、この機会に、日豪円滑化協定が大枠合意に至ったことを歓迎したことは、日豪の安全保障・防衛協力を一層具体的に推進する枠組みを更に充実させていく観点から有益だった。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日豪2+2は開催できなかったが、共同訓練の実施や武器等の警護任務の実施に向けた体制構築に必要な調整を開始するなど、日豪間の具体的な協力が進展した。

(2) 令和3年度は、ハイレベルで頻繁なやり取りを行った。特に、令和4年1月に実施された首脳テレビ会談では、安全保障・防衛協力、地域情勢、経済面も含めた幅広い分野について、高い水準の共通認識を確認しつつ、両国の連携を更に強化していく決意を盛り込んだ首脳共同声明を発出した。さらに、この機会にあわせ、日豪円滑化協定に署名した。本協定により、両国部隊間の協力活動の実施が円滑化され、両国間の安全保障・防衛協力が更に促進されるとともに、インド太平洋地域の平和と安定に対する日豪の関与が強固に支えられることになり、日豪の安全保障・防衛協力の進展を図る上で大きな一歩となった。ま

た、日豪2+2をオンラインで開始したほか、日豪太平洋政策対話並びに日米豪印首脳会合及び外相会合など、各種協議を通じて、様々な分野における協力を推進していくための連携を促進することができた。

(3) 令和4年度もハイレベルでの協議を継続的に実施した。中でも、5月、就任直後のアルバニー首相が訪日し、日本が主催した日米豪印首脳会合に参加したことに加え、9月、同首相が3名の元首相と共に訪日し、安倍元総理大臣の国葬儀に出席したことは、日豪の強固な関係を示す上で効果的であった。また、10月には、岸田総理大臣が訪豪し、両首脳間において両国の「特別な戦略的パートナーシップ」が新たな次元に入ったことを確認するとともに、新たな日豪安保協力共同宣言を発出したことは、日豪の安全保障・防衛協力の今後10年の方向性を示すとともに、豪州の労働党新政権の下でも日豪関係がより一層発展していくとの力強いメッセージを発信する上で非常に有意義であった。さらに、同訪豪から間を置かず、12月に日豪2+2を実施したことは、安全保障・防衛協力を一層具体的に促進することに大きく寄与した。経済分野については、ハイレベルで資源・エネルギー分野における継続的な協力を確認するとともに、10月の首脳会談では豪州から日本の「アジア・ゼロエミッション共同体」構想への支持を得ることができた。また、日米豪印などの既存の枠組みに加え、日、豪、NZ、韓の4か国から成る協議の枠組みを立ち上げ、インド太平洋地域における同志国連携をより一層推進した。

- 日 NZ 関係については、令和2年度から3年度の2年間においては、新型コロナウイルスの影響から、要人往来は制限されたものの、オンラインでの会談や、事務レベルでの協議を通じ、協力強化のための土台作りを着実に行った。令和4年度の国境開放後には、厳しさを増すインド太平洋地域の戦略環境を受け、同志国の連携を促進する観点から、例年にない頻度でハイレベルの接点が実現した。会談において、二国間の安全保障や経済協力の進展、太平洋島嶼国における協力強化、同志国連携など、両国の「戦略的協力パートナー」としての協力が強化されていることを確認し、一層連携することで一致したことは、日 NZ 関係の強化にとって非常に有益だった。

(1) 令和2年度は、再選したアーダーン首相及び同政権との更なる連携を確認した。新型コロナウイルス感染症への対応についても両国間の情報共有や連携方法につき協議を行い、特に同感染症の影響により経済的に脆弱になった太平洋島嶼国への対応につき外相レベル及び事務レベルの両方で意見交換を行ったことは、島嶼国のコロナ対策に資する協力であるのみならず、太平洋島嶼国においてより戦略的に同志国連携を推進するための重要な機会となった。また、事務レベル（次官級）の経済協議を実施し、日系企業がよりよい投資環境で NZ における経済活動ができるよう要請を通じ、二国間経済協力の進展へ向けた素地を作った。

(2) 令和3年度は、NZ が APEC の議長国を、日本が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) の議長国を務めた年であり、自由貿易体制の維持・強化との共通の価値を掲げる両国にて、事務レベルを含め連携することができた。令和4年年始のトンガで発生した火山噴火への対応については、NZ 側から有益な情報共有の提供を受けるなど、太平洋島嶼国における具体的な連携が行われた。オンラインでの外相会談においては、右トンガでの連携について確認した上で、島嶼国地域について更なる連携の深化の重要性で一致したほか、緊張が高まるロシア・ウクライナ情勢について意見交換し、連携することを確認した。日 NZ の戦略的協力パートナーシップの土台である共通の価値観を擁護するため、より戦略的に、強固に協力を推進する決意を確認できた有意義な機会となった。

(3) 令和4年度は、アーダーン首相の訪日、マフタ大臣の訪日などの機会を通じ、厳しい地域・国際環境の中において、両国の連携が重要になっている旨を確認し、首脳間では共同声明を、外相間では、太平洋島嶼国地域における協力に関する外相共同宣言を発出した。情報保護協定を含む安全保障上の協力強化や CPTPP における連携を続け、自由で開かれたインド太平洋の実現に向け共に協力していくことを確認したことは、両国関係がより戦略的な関係に発展していることを対外的に示す機会となった。会談においては、特に太平洋島嶼国地域に関し、NZ が有する知見や島嶼国との関係性は、日本が同地域の政策を実施する上で重要であるとの認識の下、二国間協力の大きな柱の一つとして、多くの時間を割き、連携を具体的に進める土台ができた。

- 太平洋島嶼国については、令和2年度から令和4年度第1四半期頃までは、新型コロナウイルスの影響により、要人を含む国際的な人の往来が厳しく制限されたことにより、対面での対話を極めて重視する太平洋島嶼国との関係強化に取り組む上で、非常に厳しい状況が大半を占めたが、テレビ会議も活用しつつ、第9回太平洋・島サミット (PALM 9) 及び関連会合並びに首脳会談等を行い、太平洋島嶼国地域における日本のプレゼンスの維持・強化を図るとともに太平洋島嶼国との首脳レベルでの信頼関係を構築した。また、太平洋島嶼国地域の地政学的な重要性が高まる中、同地域におけるインフラ整備や災害対応を通じて、同志国との間で具体的な連携が進んだ。

(1) 令和2年度は、10月に PALM 中間閣僚会合（テレビ会議形式）を開催し、PALM 8 で表明した日本の支援策の進捗について具体的に説明するとともに、PIF 加盟国等との間で、PALM 9 に向けたビジョンと優先事項等について意見交換を行い、PALM 9 の成功に向け、引き続き緊密に連携していくことを確認し、議長総括を採択した。コロナ禍にあっても、PALM プロセスを通じ、太平洋島嶼国との関係強化に取り組む日本

の強いコミットメントを発信したことは、PALM9の成功に向けた機運醸成の観点から有益だった。また、「太平洋島嶼国協力推進会議」を開催し、PALM9に向けて、対太平洋島嶼国政策強化のための取組について議論を行うとともに、関係省庁が連携しつつオールジャパンで太平洋島嶼国との関係強化に取り組む体制を構築したことは、PALM9における「太平洋のキズナ政策」の発表につながった。また、国際的な人の往来が厳しく制限された中であっても、8月に茂木外務大臣がパプアニューギニアを訪問し、二国間関係や新型コロナウイルス対策及び国際社会における協力等について議論することにより、マラペ首相との信頼関係を構築するとともに、PALM9に向けて、引き続き緊密に連携していくことで一致したことはコロナ禍にあっても太平洋島嶼国との関係強化に取り組む日本の姿勢を示す観点から有益だった。

(2) 令和3年度は、7月にテレビ会議方式でPALM9が開催され、①新型コロナへの対応と回復、②法の支配に基づく持続可能な海洋、③気候変動・防災、④持続可能で強靱な経済発展の基盤強化、⑤人的交流・人材育成の5つの重点分野を中心に議論を行った。議論の成果として、「第9回太平洋・島サミット(PALM9)首脳宣言」等を採択した。また、「太平洋島嶼国協力推進会議」の下でのオールジャパンによる太平洋島嶼国との関係強化のための取組を「太平洋のキズナ政策」として発表したことは、太平洋島嶼国から歓迎をもって受け止められ、首脳宣言の附属文書である共同行動計画としてとりまとめられた。また、PALM9の開催に際して、13島嶼国の首脳などと二国間首脳テレビ会談を行い、各国との間で、今後も様々な分野で協力を進めていくことを確認できたことは、コロナ禍の中における各国との関係強化の観点から有益だった。国際的な人の往来が制限される中においても、日本がPALM9及び首脳会談等を実施したことは、太平洋島嶼国地域に対する強固なコミットメントを具現化する形となった。加えて、令和4年1月の火山噴火・津波被害を受けたトンガ王国への緊急援助隊(自衛隊部隊)による迅速な緊急援助物資の輸送及び供与等の支援は、日・トンガ間の友好・信頼を更に高めた。なお、これらの支援は豪州との連携により実施され、同志国間の連携・協力の強化にもつながった。

(3) 令和4年度は、首脳会談や外相会談等の機会を通じ、PALM9で採択された「太平洋のキズナの強化と相互繁栄のための共同行動計画」の進捗状況や太平洋島嶼国地域における日本の貢献を確認することで、共通認識を醸成することができた。パラオ及びミクロネシア連邦との間では、首脳会談の際にこうした共通認識を首脳共同声明として発出し、また、ウクライナ情勢や北朝鮮等、国際情勢への対応においても太平洋島嶼国と連携・協力を確認できたことにより、両国とのパートナーシップがより強固なものとなった。我が国が、太平洋島嶼国のニーズに寄り添い日本の強みを生かした支援を通じ、PALM9のコミットメントを着実に実施してきたことが、太平洋島嶼国との信頼関係の強固な基盤となっている。こうした成果を得たことは、我が国がPALM9で発表した日本と太平洋島嶼国との間の協力を更に強化する政策である「太平洋のキズナ政策」の下、オールジャパンでの取組を積極的に展開してきたことが大きく寄与したものと考える。

イ 施策I-2 北米地域外交

(ア) 測定指標の令和2・3・4年度目標の達成状況(*は主要な測定指標)

個別分野1 北米諸国との政治分野での協力推進		
*1-1	共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展	a
1-2	日米・日加間の相互理解の進展	b
1-3	日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)	b
1-4	日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)	b
1-5	米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合)	b
個別分野2 北米諸国との経済分野での協力推進		
*2-1	米国との経済分野での協調の深化	s
2-2	カナダとの経済分野での協調の深化	b
個別分野3 米国との安全保障分野での協力推進		
*3-1	日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進	b
*3-2	在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展	b

(イ) 主な施策分析

i 個別分野1 北米諸国との政治分野での協力推進

- 日米・日加両政府間の協力関係強化の推進については、新型コロナウイルスの影響により要人往来が大幅に制限を受けた令和2年度を除き、令和3年度と令和4年度にはハイレベルでの対話が頻繁に行われた。

令和3年には、4月に菅総理大臣が米国を訪問し、バイデン大統領と対面で会談する初の外国首脳となった。日米首脳会談では、日米首脳共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシッ

プ」を発出した上で、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」に合意し、「野心、脱炭素化及びクリーンエネルギーに関する日米気候パートナーシップ」を立ち上げることで一致するなど、幅広い分野での日米協力の深化が合意された。また、同年5月に行われた日加外相会談では、日加両国が共に掲げるビジョンである「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、「自由で開かれたインド太平洋に資する日本及びカナダが共有する優先協力分野」が発表された。

さらに、令和4年は、ロシアによるウクライナ侵略、北朝鮮によるこれまでにない頻度と態様で繰り返される弾道ミサイル発射や、東シナ海・南シナ海における力を背景とした一方的な現状変更の試みの継続・強化などにより、地域及び国際社会の安全保障環境は急速に厳しさを増し、国際社会が歴史的な大きな転換点に置かれる一年となった。国際秩序が挑戦に晒され、大きく揺らいでいる今ほど、同盟国・同志国との連携が求められている時はない。

厳しさを増す国際情勢を踏まえ、令和4年は米国とカナダの外交戦略にも変化が生じた年となった。米国は2月にインド太平洋戦略、10月には国家安全保障戦略を発表した。インド太平洋戦略では米国は自らをインド太平洋国家と位置付け、インド太平洋への長期的立場とコミットメントを強化することへの決心を述べた上で、「自由で開かれた、つながりのある、繁栄した、安全で強靱なインド太平洋」を実現することを約束した。さらに、10月にはバイデン政権下では初となる国家安全保障戦略が発表された。ここでは、国際社会が直面する戦略的な競争等に対し、米国がリーダーシップをとりながら、日本を含む同盟国・同志国と連携しつつ対応していく考えが示された。さらに、「自由で開かれたインド太平洋」の推進が明記されるとともに、日本防衛への揺るぎないコミットメントが再確認された。カナダもまた、11月に初めてとなるインド太平洋戦略を発表した。同戦略は、今後10年間にわたり、インド太平洋地域へのカナダの関与を深めるための包括的なロードマップとの位置付けで、「同地域の自由で開かれた、かつ持続可能で包括的な秩序を強化すること」を戦略の基本とする。カナダが従来重視していた分野に加え、カナダが同地域への関与を強めていることを象徴する動きであり、同戦略には上述の令和3年5月に外相間で合意された「自由で開かれたインド太平洋」実現に資する6分野での協力の実施も明記された。

こうした背景の中、令和4年は日本と米国及びカナダとの関係が一層深化した年となった。ポスト・コロナに向けて様々な分野で人的交流が再開の兆しを見せる中、令和4年はハイレベル間でも頻繁な政策のすり合わせが行われた。日米間では、令和4年5月にバイデン大統領が訪日し、令和5年1月には岸田総理大臣が訪米を行った。いずれの機会にも日米首脳間で共同声明が発出され、令和5年1月には日米の協力が前例のないものであると記された。日加間では、令和5年1月の岸田総理大臣の訪加に加え、令和4年10月のジョリー外務大臣の訪日に際しては、今後の日加協力の羅針盤となる「自由で開かれたインド太平洋に資する日加協力のアクションプラン」が発表されるなど、両国関係が大きく深化した年となった。

以上のように、今回評価期間において日米・日加政府間の協力関係は大きな進展を遂げており、所期の目標は達成されたと判定される。

ii 個別分野2 北米諸国との経済分野での協力推進

- 令和2年度から4年度にかけて、米国との経済関係は以下のような主要な成果が得られ、大きく進展したところ、目標の達成度を「s」と判定した。

(1) 日米経済協力の新しい枠組みの誕生

令和3年4月の日米首脳会談で立ち上げられた「日本競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」の具体化、令和4年1月の日米首脳テレビ会談で立ち上げられた日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）を通じて、経済分野における日米協力を戦略的な関係に引き上げることができた。

競争力・イノベーション、コロナ対策・グローバルヘルス・健康安全保障、気候変動・クリーンエネルギー・グリーン成長／復興の三本柱から成るコア・パートナーシップは、量子、AI、バイオなどの科技協力、がん分野における日米共同研究や水素・燃料アンモニア、CCUS/カーボンリサイクル、原子力などクリーンエネルギー技術など広範囲にわたって、日米が優先して協力を推進していこうとする分野を特定した。令和4年5月には、61項目にわたる進捗を確認したファクトシートを発出した。このように、両国間で優先して取り組むべき経済協力を可視化し、リストアップすることにより、日米経済協力の見通しを立てる上で効果があった。

また、二国間協力の強化のみならず、インド太平洋地域を含む国際社会のルールに基づく経済秩序の維持・強化や経済安全保障の強化に対する日米の政治的決意を示し、新たな課題に共同で取り組んでいくための枠組みとして経済版「2+2」が令和4年1月に誕生した。7月の初会合では、共同声明と行動計画の二部からなる成果文書を発出した。外交・安保と経済を一体として議論する経済版「2+2」が、国際経済秩序を維持・強化し、自由で開かれたインド太平洋の実現において戦略的重要性を有しているとの認識を共有し、閣僚級「2+2」の定期開催と年内の次官級協議の開催についても一致した。また、コア・パートナーシップにも記載されている協力分野について、具体的な行動計画を策定できた。

(2) 「自由で開かれたインド太平洋」促進の取組

「日米経済対話の三つの柱のうち、自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日米協力は「分野別協力」に位置づけられている。具体的には、エネルギーやデジタルの各分野において、日米間の様々なレベルで議論が進められた。いずれの分野においても以下のとおり評価期間中を通じて取組が進展し、地域の繁栄に向けた経済秩序維持・発展に大きく寄与した。

エネルギー分野では、日米戦略エネルギーパートナーシップ (JUSEP) (令和2年は二度の会合を開催) を引き継ぐ形で令和4年6月に日米クリーンエネルギーパートナーシップ (JUCEP) が立ち上げられた。JUCEPは、重点分野として、①再生可能エネルギー、②電力網の最適化、③原子力エネルギー、④脱炭素化技術を特定した。インド太平洋地域の脱炭素化及びクリーンで安価かつ安全なエネルギー源への移行を支援する本取組において、具体的にはワーキンググループ内で日米とインドネシアの官民を交え、日米の支援ツールキットやインドネシアにおける投資機会と課題について議論がなされた。

また、日米メコン電力パートナーシップ (JUMPP) においては、令和2年の一周年記念を機に共同声明が発出され、民間投資の促進や国境を越えた電力取引拡大のためのパートナー間での能力構築及び技術支援の拡大が決定された。その後、メコン地域の支援ニーズを聴取した上で今後数年の技術協力メニューを掲載したアクションプランを米国がとりまとめ、令和4年11月にメコン側がアクションプランに同意し成立した。アクションプランは、①クリーンエネルギー統合、②市場開発及び投資、③地域の電力取引の3分野を支援の柱とし、日米合わせて42件の新たな技術協力案件を提示した。

デジタル分野では、信頼性のある情報通信インフラの普及拡大や5Gなどの革新的技術に関し、様々な枠組みを通じて協力強化が図られた。令和3年4月の日米首脳会談で立ち上げられた「グローバル・デジタル連結性パートナーシップ (GDCCP)」では、令和4年8月までに4回の専門家レベル作業部会が開催され、第三国におけるオープンな無線アクセスネットワーク (Open RAN) の推進や5Gの海外展開について議論がなされた。また、毎年度実施されているインターネットエコノミーに関する日米政策協力対話 (日米 IED) の開催を通し、Open RAN、5G、海底ケーブル、スマートシティ、「信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT)」¹、AI、サイバーセキュリティなどの幅広い政策課題に関し、日米両国の関係省庁及び民間事業者を交えた意見交換がなされた。

このほか、インド太平洋地域の経済秩序及び包摂的・持続的な経済成長に対する日米のコミットメントとして挙げられるのが、インド太平洋経済枠組み (IPEF) である。IPEF 立上げ式を東京で行い、岸田総理大臣がバイデン大統領とモディ首相と共に対面参加することで、インド太平洋地域への米国のコミットメントを印象づけることができた。

(3) 日米通商関係

トランプ政権からバイデン政権に代わり、米国の通商政策が労働者中心のものに移るなか、日本は米国との通商関係を安定化させる努力を続けた。

令和3年11月、外務省、経済産業省及び米国通商代表部 (USTR) から局長級で参加する、通商分野における日米間の協力を目的とした「日米通商協力枠組み」が立ち上げられた。令和4年度までに複数回開催し、インド太平洋地域における日米通商協力の強化や第三国の貿易慣行、環境、労働、デジタル、貿易円滑化等について協議を重ねた。

令和3年3月に日米貿易協定に定める米国産牛肉に関するセーフガード措置が発動されて以降、長らく事務方による協議が進められていたが、令和4年6月には合意内容に基づいた日米貿易協定改正議定書がワシントンDCにおいて富田駐米大使とタイ米国通商代表との間で署名され、国会承認を経て翌年1月1日に発効した。また、令和5年1月の日米首脳会談におけるやりとりを踏まえ、同年3月に日米重要鉱物サプライチェーン強化協定 (CMA) を締結した。これにより、日本が米インフレ削減法上の「米国とのFTA締結国」に含まれることとなり、日本で採取・加工された重要鉱物 (EVの電池の材料) が米インフレ削減法上のEV税制優遇措置の対象となった。

他には、令和4年2月、関係閣僚及び関係省庁の精力的な協議の結果、日本から輸入する鉄鋼製品に関する米国通商拡大法第232条関税の部分的撤廃を米国政府が発表した。

iii 個別分野3 米国との安全保障分野での協力推進

- 日米首脳会談や日米安全保障協議委員会 (日米「2+2」) を始めとする、以下のようなハイレベルを含めた様々な機会を通じて、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していく必要性が繰り返し確認されるなど、日米防衛協力の指針 (ガイドライン) の下での安全保障・防衛協力のための日米協力の土台がより強化された。また、日米双方は、それぞれの国家安全保障戦略及び国家防衛戦略を公表 (米側は令和4年10月、日本側は令和4年12月に公表) し、両者のビジョン、優先事項及び目標がかつてないほど整合していることを確認した。

- (1) 令和3年3月の日米「2+2」において、日本が、防衛及び同盟の強化に向け、自らの能力を向上させる決意を表明し、米国から、核を含むあらゆる種類の米国の能力による日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントが強調されたこと、また、一層深刻化する地域の安全保障環境を認識した上で、役

割・任務・能力に関する協議を通じ、日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた連携をより深めることで、日米で一致したことは、内外に対して両国の強い結束を表明し、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化する上で効果的であった。

- (2) 令和3年4月に、バイデン大統領の政権発足後初めて訪米する外国首脳として、菅総理はバイデン大統領と日米首脳会談を実施した。同盟強化の具体的方途について検討を加速することで、日米で一致し、日米安保条約第5条の尖閣諸島への適用を含む、米国による日本の防衛へのコミットメントが確認された。令和4年1月の日米「2+2」において、日本側が自国の防衛を強固なものとし、地域の平和と安定に貢献するため、防衛力を抜本的に強化する旨述べたのに対し、米側から、これを歓迎するとともに、インド太平洋における態勢及び能力を最適化させていくとの決意が表明された。これらは、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる上で効果的であった。また、同「2+2」において、情報保全の一層の強化、宇宙・サイバー分野での協力深化、新興技術を取り込む技術協力の推進など、日米同盟の優位性を将来にわたって維持するための継続的な努力を精力的に進め、将来を見越した同盟の能力強化のための投資を行っていくことの重要性について一致したことは、幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる上で効果があった。
- (3) 令和4年5月の日米首脳会談において、米側から日本の防衛へのコミットメントが改めて表明されたことや、日米で、今後も拡大抑止が揺るぎないものであり続けることを確保するため、閣僚レベルも含め、日米間で一層緊密な意思疎通を行っていくことで一致し、尖閣諸島に対する日本の長きにわたる施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを改めて表明した他、米側から日本の防衛力の抜本的強化やその裏付けとなる防衛費の相当な増額の確保に対する強い支持を得た。
- (4) 令和5年1月には、日米両国の戦略文書発表直後という時宜を得た形で、日米「2+2」を開催し、双方の戦略文書を踏まえ、安全保障環境についての両国の認識をすり合わせ、両者のビジョン、優先事項及び目標がかつてないほど整合していることを確認した。これらは、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる上で効果的であった。さらに、同「2+2」において、令和4年3月の自衛隊サイバー防衛隊の新編を歓迎し、更に高度化・常続化するサイバー脅威に対抗するため、協力を強化することで一致したことや、宇宙領域に関し、宇宙への、宇宙からの又は宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、当該攻撃が、日米安全保障条約第5条の発動につながることもあり得ることを確認したことは、幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる上で効果があり、同盟全体の抑止力強化の観点で重要な成果であった。

- 在日米軍の安定的な駐留のための施策については、令和5年1月の「2+2」共同発表において、在日米軍の施設・区域の再編を支える現在行われている事業の着実な実施並びに地元との関係の重要性を再確認し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域における普天間飛行場代替施設の建設継続へのコミットメントを強調したことは、早期の辺野古への移設と普天間飛行場の返還を含む在日米軍再編を着実に進める上で意義があった。

在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については、令和3年4月及び令和4年5月の日米首脳会談や令和5年1月の日米「2+2」を始め、累次の機会に日米間で確認し、令和2年12月の普天間飛行場の佐真下ゲートの土地の返還及び令和3年5月の牧港補給地区(国道58号線沿いの土地)のランドリー工場地区の返還が実現し、さらに、令和4年5月にはキャンプ瑞慶覧のロウワー・プラザ住宅地区について、返還に先立って、緑地公園として地元住民などの利用を可能にすることに日米間で合意したことは、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業の着実な実施という目標達成にとって大きな前進となった。

在日米軍施設区域から、有機フッ素化合物の一種であるPFOS等を含む泡消火剤が漏出するなどの事故が発生した際には、米側や関係省庁、地元自治体と緊密に連携し、PFOS等の漏出が明らかになった在日米軍施設・区域並びにその周辺において、水質調査を実施し、また、環境補足協定に基づく施設・区域への立入り等実施し、その結果や米側が講じた再発防止策等について関係自治体に説明するなど、事案に応じた適切な対応を行った。

また新型コロナ対策においては、令和2年7月に日本政府と在日米軍による在日米軍の感染対策に係る共同プレスリリースを、また令和3年6月に在日米軍による在日米軍従業員へのワクチン接種に係る共同プレスリリースを発表した。これに加え、令和4年1月の日米外相電話会談や日米「2+2」などの機会に、米側に対して感染防止対策の徹底及び地元の方々の不安解消に向けた対応を強く申し入れ、令和4年1月には新型コロナウイルス感染症の拡大に対処するための措置に関する日米合同委員会声明を発表し、更に同月、日米合同委員会の下に「検疫・保健分科委員会」を設立するなどの対応を行い、日本における感染拡大の防止に向けて日米間で緊密に連携した。

以上のような成果は沖縄を含む地元の負担軽減及び日米地位協定の運用改善の取組を促進するとい

う目標達成に向け効果があつた。

ウ 施策Ⅰ－３ 中南米地域外交

(ア) 測定指標の令和２・３・４年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

個別分野１ 中南米地域及び中米・カリブ諸国との協力及び交流強化		
＊１－１	貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化	b
＊１－２	国際社会の諸課題に関する協力関係の強化	b
１－３	要人往来及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化	b
＊１－４	多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化	b
１－５	中米カリブ諸国との政務レベル以上の会談の実施数	b
個別分野２ 南米諸国との協力及び交流強化		
＊２－１	南米諸国との経済関係強化の進展	b
＊２－２	南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化	b
＊２－３	南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組の進展	b
２－４	南米諸国との政務レベル同士の会談実施数(オンライン含む)	c

(イ) 主な施策分析

i 個別分野１ 中南米地域及び中米・カリブ諸国との協力及び交流強化

- 中米・カリブ諸国との貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化推進に当たっては、特にビジネス環境の整備を通じ、日系企業が進出しやすい環境を醸成することに重点的に取り組んだ。中南米地域で最大の進出日系企業数（約 1,300 社）を占めるメキシコについて、様々なレベルでの二国間会談を通じて、ポスト・コロナに向けた両国経済界の連携の再活性化について確認したほか、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）についても意見交換を行い、協定のハイスタンダードを維持していくべく緊密に連携していくことで一致したことは、経済安全保障の観点からも有益であった。また、日系企業の進出については、日系企業の中南米地域拠点が平成 23 年の約 2 倍に達するなど、サプライチェーンの結び付きが強化されている。さらに、特にエネルギー分野における法的安定性を含むビジネス環境整備の協力要請が課題となっているところ、令和 4 年 10 月に就任したばかりのブエンロストロ新経済相からも、引き続きビジネス環境改善に取り組んでいきたい旨の発言があり、経済分野での両国の協力関係の一層の強化について期待が持てる内容であった。また、令和 2 年 5 月にはジャマイカとの租税条約が国会で承認され、同年 9 月に発効したことで、二重課税を除去し、国際的な脱税及び租税回避行為を防止しつつ、両国間の投資・経済交流を一層促進することが期待され、両国間の経済関係の更なる強化につながった。
- 中米・カリブ諸国との国際社会の諸課題に関する協力関係の強化推進については、外相会談や多国間会合等の場において、ハイレベルでの協力関係の深化を累次にわたり確認し、国際社会における連携を効果的に強化することができた。また、ロシアのウクライナ侵略に対する累次の国連総会決議において、大多数の中南米諸国が「非難」や「深い懸念」を表明するなど、一致した対応を示した。さらに、各国ハイレベルとの会談において、自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けた連携を確認できたことは、第 210 回臨時国会における岸田総理大臣の所信表明演説において法の支配に基づく国際秩序の維持・強化のために、中南米を含む国々と共に努力する旨の言及につながったと考える。
- 多国間フォーラムを活用した中米・カリブ諸国との関係強化については、令和 2 年度から令和 4 年度当初はコロナ禍という制約はあったものの、然るべき多国間フォーラムの機会を活用して同地域との連携強化を図ってきた。特に、令和 4 年 10 月に武井外務副大臣による国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）総会への出席は、中南米地域の発展に大きな役割を有する同フォーラムへの我が国政務レベルによる初めての出席であり、同総会でのスピーチに加え、ECLAC 事務局長や中南米参加国のハイレベルとの会談により、日本の対中南米協力に係るメッセージを明確に打ち出すことができ、ECLAC 及び各国との関係強化につながった。また、林外務大臣は令和 3 年度及び令和 4 年度に行われた STS フォーラムにオンライン参加することで、日本と中南米地域の科学技術分野における協力の推進の重要性を強調したことは、両地域の連携強化につながった。令和 4 年 11 月には林外務大臣が太平洋同盟関連会合にオンライン参加し、国際社会が大きな困難に直面する今日、重要性を一層増している太平洋同盟諸国とともに共通の課題に取り組み、具体的協力を推進していく旨述べるなど、太平洋同盟との更なる連携強化を表明したことも、中南米諸国との関係強化の上で効果的であった。

ii 個別分野２ 南米諸国との協力及び交流強化

- 南米諸国との経済関係については、令和 2 年度から令和 4 年度にかけて、要人往来や政策的枠組みを利用し、都度、経済関係の一層の強化や進出日系企業への支援強化について確認した。日ペルー租税条約（令和 3 年 1 月）、日ウルグアイ租税条約（令和 3 年 7 月）、日ウルグアイ税関相互支援協定（令和 3 年 10 月）及び日コロンビア租税条約（令和 4 年 9 月）がそれぞれ発効したことにより、それぞれの国

と我が国の間の経済関係の法的枠組みが強化され、投資・経済交流を一層促進することが期待される。また、令和4年11月の日チリ首脳会談では、岸田総理大臣からボリッチ大統領に対し、チリのCPTPP早期締結を働きかけ、同年12月に同国の国内手続が完了したことを受け、令和5年2月に発効した。これにより、両国の貿易・投資等の経済関係の一層の促進が期待される。

日コロンビアEPAに関しては、様々なレベルにおいて先方政府に対して働きかけを行ってきたものの、新型コロナウイルスの感染拡大による影響等のため交渉に目立った進捗は見られなかった。令和4年8月にコロンビア史上初の左派政権となるペトロ大統領が就任したところ、コロンビア政府の自由貿易協定に対する姿勢や考え方を慎重に見極めつつ、交渉を継続していく必要があると考える。

日アルゼンチン投資協定、日アルゼンチン租税条約の早期発効、日パラグアイ投資協定交渉妥結については、両国間の経済関係強化や日系企業支援の観点から、要人往来の機会などを捉え、その達成を目指したが、相手国の国内事情等の要因もあり実現には至らなかった。引き続き取組を進める必要があると考える。

- 南米諸国との二国間関係や国際社会における協力については、対面とオンラインを組み合わせた会談や政策的枠組み、二国間協定などを通じて強化が図られた。具体的成果として、累次の首脳会談、外相会談のほか、運転免許に関する日本政府とチリ政府間の協定の署名（令和4年4月）及び発効（令和5年2月）、第6回日エクアドル政策協議の実施（令和4年7月）、第10回日伯戦略的経済パートナーシップ賢人会議の実施（令和4年7月）、第26回日アルゼンチン政策協議の実施（令和4年7月）、第8回日ブラジル領事当局間協議の開催（令和4年10月）、日ウルグアイ首脳共同声明発出（令和4年10月）、コロンビアに対するサル痘ワクチンの贈与に関する書簡の交換（令和4年12月）、チリにおける森林火災被害に対する緊急援助（令和5年2月）、日ウルグアイワーキング・ホリデー発効（令和5年3月）等が達成できたことは、幅広い分野における二国間関係の強化に大きく寄与した。また、令和3年及び4年の二回にわたる外務大臣の中南米訪問などの要人往来を通じて、環境・気候変動、保健（新型コロナウイルス感染症対策等）、北朝鮮問題、国連安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について、我が国の立場に対する支持を働きかけたことは、南米諸国との連携を強化する観点から有意義であった。さらに、令和4年10月の武井外務副大臣によるECLAC総会でのスピーチは、ラ米・カリブ関連の地域フォーラムにおける我が国のプレゼンスを高める上で大きな効果があった。また、日系人との連携強化については、令和4年度にアルゼンチンで開催された日系国際スポーツ親善大会（CONFRA）に、競技参加者約1,500名に加え、大会運営ボランティア300名が参加し、日本政府からは中南米局長が出席して挨拶を行うなど、スポーツ交流を通じた日系ネットワークの強化という観点から有意義であった。
- 南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組においては、日・ブラジル受刑者移送条約について要請のあった個別案件につき、法務省との連携の下、ブラジルへの移送の関心表明に係る関連文書の送付件数が令和2年度の2件、令和3年度の4件に対し、令和4年度は6件と増加傾向にある中で、移送手続に係るポルトガル語の各種補助的文書を含む関連文書のブラジル側当局への迅速な転達を通じて、円滑な運用を継続することができた。本条約発効から受刑者移送の運用開始まで時間を要していたが、ブラジル法務・治安省が発出する関連文書の在外公館での翻訳作業等の迅速な移送手続きにより円滑な受刑者移送を実施できたことは、南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題の解決を図る上で有益であった。国外犯処罰案件に関して、大阪府堺市母娘殺害事件について適切に対処するため、日・ブラジル両国で緊密に連携していくことを確認した。日・ブラジル刑事共助条約について、法務省との連携の下、第2回交渉の日程調整を加速できたことも、逃亡犯罪人問題に対する取組を推進する上で効果的であった。引き続き、令和5年度中の早期交渉妥結及び署名を目指すことが重要である。
- 南米諸国との政務レベル同士の会談実施数（オンライン含む）については、令和2年度（11回）、令和3年度（15回）は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、南米諸国との政務レベル同士の会談を十分に行うことができず、令和4年度は、対面とオンラインを組み合わせることにより、延べ24回の会談を実施できたが、目標（30回）を下回る結果となった。

エ 施策Ⅰ－4 欧州地域外交

（ア）測定指標の令和2・3・4年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

個別分野1 欧州地域との総合的な関係強化		
＊1－1	欧州地域との政治的な対話・協力の進展	a
1－2	安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化	a
＊1－3	欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展	b
1－4	欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進	b
1－5	欧州地域との協議、対話等の進展	c
個別分野2 西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進		

* 2-1	政府間対話の進展	a
* 2-2	二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展	a
2-3	民間の人的・知的交流の進展	a
2-4	西欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）	a
個別分野3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進		
* 3-1	政府間対話の進展	a
* 3-2	二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展	a
3-3	民間の人的・知的交流の進展	b
3-4	中・東欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）	b
個別分野4 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展		
* 4-1	政府間対話の進展	c
* 4-2	平和条約交渉	c
* 4-3	貿易経済分野における協力	c
4-4	国際社会における協力	c
4-5	防衛・治安分野における関係の発展	c
* 4-6	文化・国民間交流の進展	c
個別分野5 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化		
5-1	各国との対話・交流等の進展	b
* 5-2	「中央アジア+日本」対話の進展	a
5-3	中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数（政務レベル以上）	a

（イ）主な施策分析

i 個別分野1 欧州地域との総合的な関係強化

- 欧州地域との政治的な対話・協力の進展につき、評価期間中、EU との間ではテレビ会議方式、対面方式での定期首脳協議を行ったほか、電話・テレビ首脳会談、対面首脳会談、電話・オンライン外相会談、対面外相会談等、更に事務レベルを含む政治対話を間断なく実施し、日欧間の協力関係促進に貢献することができた。特に、令和3年の日 EU 定期首脳協議では気候変動対策、環境対策の取組を加速させるための日 EU グリーン・アライアンスに関する文書、令和4年の日 EU 定期首脳協議では、日 EU のデジタル分野における包括的協力枠組みである日 EU デジタルパートナーシップに関する文書が発出されるなど、日 EU が重視する具体的な協力分野において日 EU 関係の一層の深化が進んだ。

「アジア欧州会合（ASEM）議長国・地域調整国外相による新型コロナに関する声明」の議論への参加、第13回 ASEM 首脳会合への岸田総理大臣の出席及び同会合で発出された成果文書に関する議論への積極的な参加などを通じて、アジア・欧州間の対話・協力の推進に貢献するとともに、我が国と欧州が緊密に連携し、欧州との協力関係を強化する上で効果があった。

第13回 ASEM 首脳会合の機会に開催された ASEM イニシアティブ事業やアジア欧州財団（ASEF）主催の人的交流事業への専門家の派遣、令和3年度及び令和4年度の公衆保健・環境・教育分野における ASEF 主催事業への拠出など、具体的なかつ継続的な協力を通じて、草の根レベルを含め幅広くアジア・欧州間の相互理解の増進に寄与した。

以上のように、3年間の取組を通じ、欧州地域との政治的な対話・協力に大きな進展が見られたところ、所期の目標は達成されたと判定できる。

- 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化については、以下のように、3年間の取組を通じ、特に NATO との間で飛躍的な進展が見られたところ、所期の目標は達成されたと判定できる。

（1）日 NATO 関係について、令和2年度は、NATO 外相会合に NATO 代表部日本大使が出席し、また、NATO・PfP 信託基金の国連通信学校（エンテベ）能力構築支援プロジェクトに拠出し、地域の平和構築や発展に積極的に貢献する形で日 NATO 協力を進展させた。

令和3年度は、林外務大臣とストルテンベルグ NATO 事務総長との会談を実施し、日 NATO 間で連携を進めていくことを確認し、一定の成果を得た。また、日 NATO 国別パートナーシップ計画（IPCP）の優先分野であるサイバー分野での強化を進めた。

令和4年度に、林外務大臣が日本の外務大臣として初めて NATO 外相会合に出席したこと、岸田総理が日本総理大臣として初めて NATO 首脳会合に出席したことは、双方の協力強化を象徴するものであり、非常に大きな意義があった。同首脳会合で12年ぶりに更新された NATO の戦略概念において、インド太平洋地域は欧州・大西洋の安全保障に直接影響しうる地域であり、NATO として同地域との対話を強化することが明記されたことは、我が国と NATO との連携強化の上で大きな成果となった。このように、NATO によるインド太平洋地域への関心が高まっているのは、既存の国際秩序が重大な挑戦を受けている中、欧州とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識の表れである。加えて、ストルテンベル

グ NATO 事務総長の訪日は、日 NATO 協力を強化する上で大きな意義があった。さらに、NATO と連携して実施する初めての国際緊急援助活動は、日 NATO 関係の更なる強化を図る上で非常に有益であった。また、NATO の「ウクライナのための包括的支援パッケージ (CAP)」信託基金に拠出し、国際社会が結束してウクライナへの支援を継続すべきとする我が国の方針を踏まえ日 NATO 協力を実務面でも進展させた。

(2) 日・欧州安全保障協力機構 (OSCE) 関係については、OSCE 選挙監視団への要員派遣、外相理事会への出席及び日 OSCE パートナシップ 30 周年を記念したアジア・パートナー・グループ会合を通じて、日 OSCE 協力の推進及び OSCE を通じた欧州等における我が国のプレゼンス向上に寄与した。また、OSCE への拠出を通じ、令和 2 年度補正予算にてキルギス税関職員を対象とした研修を実施したほか、令和 3 年度補正予算にて海上パトロール訓練や麻薬犬訓練等を実施するなど、同地域の平和及び安定に貢献した。

- 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議については、令和 3 年度には 4 件の条約・協定が発効、令和 4 年度には 2 件の協定・条約改正議定書が発効した。これにより、租税条約については、投資・経済交流の促進、脱税・租税回避防止等の効果、社保協定については、個人及び企業の負担軽減により、人的・経済交流の促進等の効果、航空安全協定については、重複した検査や監督等が可能な限り省略されることで、製造者等の負担軽減、効率的な安全監督に関する協力強化などの効果が見込まれる。
- 欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進については、派遣事業や招へい事業とともに、セミナーなどの開催を通して、欧州の政策コミュニティとの人脈を構築・強化するとともに、国際秩序、法の支配や「自由で開かれたインド太平洋」などに関する日本の立場や考え方、緊迫度を増すアジア情勢、さらには日欧連携の重要性についての理解を促すことができた。令和 4 年度には、オンラインに加え、欧州の若手有識者招へい 1 件、日本人有識者の派遣 3 件、また、対日理解促進交流プログラム「MIRAI」においては、2 年越しとなる訪日プログラムを実施し、欧州各国から 164 名の将来性ある人材が訪日、知的交流を通じた対日理解の促進、親日派・知日派の発掘・育成に寄与した。
- 欧州地域との協議、対話等の進展にかかる定量的測定指標 1－5 につき、政治・安全保障分野における協議・対話は、3 年間を通じて概ね目標とする回数を実施でき、欧州の各国の地域・機関に対してより多層的なアプローチや協力を進めることで、基本的価値を共有する欧州地域と幅広い分野において協力を深化できた。他方、「セミナー等の開催回数」については、本来測定指標 1－5 の測定対象にはならないセミナー等を計測していたことが本年になって判明したため、令和 4 年度事前分析表まで記載した実績値を修正した。また、本来測定指標 1－5 の測定対象である日本外務省主催、拠出事業によるセミナーについては、コロナ禍の過去 3 年間については、日欧双方の多人数による往來の困難さや参加者の健康への配慮があり、実績として数えられるものがなかった。

ii 個別分野 2 西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

- 西欧諸国との政府間対話の進展については、欧州が新型コロナウイルス感染症及び関連する経済対策、ポピュリズムの台頭、中国との関係、ロシアによるウクライナ侵略等、様々な課題に直面する中で、日本として西欧各国との二国間関係を一層強化し、さらに、国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携を強化することができたため、目標達成と判定した。特に「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた相手国のコミットメントを維持・強化するために、会談や各種外交行事等を活用し、各国政府ハイレベルとの緊密な意思疎通を維持し、安全保障・防衛協力を含めた幅広い協力関係を促進することができた。また、強く結束した欧州を支持するとともに、重層的かつきめ細かな対欧州外交を実施することができた。特筆すべき点は次のとおり。

(1) 英国とは、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、令和 2 年 9 月の菅総理大臣とジョンソン首相との間での首脳電話会談を始め、政府ハイレベル間での緊密な意思疎通を維持した。本会談で両首脳は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日英間の安全保障分野の協力を強化、連携していくことで一致した。こうしたモメンタムは評価期間中にかけて継続され、令和 3 年 3 月に英国が「安全保障、防衛、開発及び外交政策の統合的見直し」を公表し、日本を「安全保障面を含め、最も緊密な戦略的パートナーの一つ」と位置付けたことは、日英関係の深化を示し、大変意義深い。

日英関係の深化はこれにとどまらず、令和 5 年 1 月に岸田総理大臣が英国を訪問した際には、スナク首相との会談を実施し、日英部隊間協力円滑化協定の署名を行った。安全保障分野の重要な協定に署名したことで、日英安全保障・防衛協力は新たな高みに引き上げられた。

EU 離脱後の英国との経済関係についても、令和 2 年 10 月には、茂木外務大臣とトラス外相との間で、日英包括的経済連携協定への署名が行われ、本協定は令和 3 年 1 月 1 日に発効した。また、令和 5 年 3 月には英国の「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)」への新規加入交渉に関して、実質的な妥結に至った。これらの各種協定は、累次にわたる日英首脳・外相会談等、日英両政府ハイレベル間での緊密な意思疎通の成果であり、日英二国間関係はあらゆる分野で一層強化された。

(2) フランスとは、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、令和2年10月の菅総理大臣とマクロン大統領との間での首脳電話会談を始め、政府ハイレベル間での緊密な意思疎通を維持した。令和3年6月には菅総理大臣がマクロン大統領と対面で首脳会談を実施し、インド太平洋地域での連携の強化で一致した。令和3年7月には、菅総理大臣が日本においてマクロン大統領と対面で首脳会談を実施し、両首脳はインド太平洋地域や地球規模課題、経済関係等について協議し、その成果は共同声明の発出に結実した。

令和3年11月には岸田総理大臣とマクロン大統領が首脳電話会談を実施し、フランスとの連携を通じ、インド太平洋に係る日EU間協力を進化させることを確認した。令和4年6月には、日仏首脳電話会談が実施されたほか、G7エルマウ・サミットの際にも日仏首脳会談が実施され、両首脳がインド太平洋、海洋、サイバー、宇宙、原子力など、様々な分野において多層的な協力を進めていくことで一致したことは、大きな成果である。7月にも日仏首脳電話会談が実施され、首脳間関係の緊密化に伴い、外相間の関係も会談等を通じて強化し、特に、令和4年1月の第6回日仏外務・防衛閣僚会合（「2+2」）では、日仏間の「特別なパートナーシップ」の重要性を再確認し、インド太平洋での協力を一段と高いレベルに引き上げることで一致した上で、共同声明を発出した。その他、累次にわたる日仏首脳・外相レベルの意思疎通が、継続的かつ効果的に実施され、それらは、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けたフランスのコミットメントを維持・強化するために大いに寄与した。EUは、令和3年9月に「インド太平洋戦略に関する共同コミュニケーション」を発表したが、EUのインド太平洋戦略策定にフランスが大きく貢献したことは、正に同国による「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けたコミットメントであり、大変有意義であった。

(3) イタリアとは、令和2年10月に菅総理大臣とコンテ首相が両国の緊密な連携を確認したことに加え、令和3年2月にドラギ政権が発足した後も、同年3月に菅総理大臣とドラギ首相との間で日伊首脳電話会談が実施された。同会談で菅総理大臣が「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け具体的な成果につなげていきたい旨を述べ、ドラギ首相からこれに対して賛同を得た。令和4年5月に岸田総理大臣がイタリアを訪問し、ドラギ首相と会談及びワーキング・ランチを実施した。両首脳は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を進めることで一致した。イタリアの「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けたコミットメントを強化する観点から、本会談に至るまでの日本の働き掛けが一定の効果を持って表れたと評価し得る。

令和4年10月にメローニ政権が発足した後も、日伊両政府の緊密な意思疎通は維持され、協力関係は強化された。特に令和5年1月に岸田総理大臣がイタリアを訪問した際に、メローニ首相と会談及びワーキング・ランチを実施し、日伊関係を戦略的パートナーシップに格上げすることで一致できたことは、日伊両政府の外交努力の積み重ねが結実した大きな成果である。

(4) ベルギー、オランダ、北欧・バルト諸国といったその他の西欧諸国との間においても、様々な形で、二国間関係を一層強化し、さらに、国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携を強化することができた。

● 西欧諸国との二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力についても、首脳・外相レベルでの政府間対話の進捗を踏まえ、各国との間で、政務局長協議、外務・防衛当局協議等を実施し、首脳・外相レベルでのコミットメントの具体化を進めることができたため、目標達成と判定した。特筆すべき点は次のとおり。

(1) 英国につき、一連の継続的な共同訓練・共同演習を通して、累次にわたり積み重ねた政府ハイレベル間での対話を基礎に、安全保障・防衛協力の具体化を着実かつ効果的に推進した。令和4年12月に、日英伊3か国による次期戦闘機の共同開発を発表したことは、安全保障・防衛協力の観点から大きな成果となった。本発表において「グローバル戦闘航空プログラムに関する共同首脳声明」が発出され、日英伊3か国首脳は法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を擁護することにコミットし、信頼に足る抑止力により裏打ちされ強化された、強固な安全保障・防衛パートナーシップが必要であるとの認識を示した。「グローバル戦闘航空プログラム」は正に日英伊の協力関係の具体的な進展であり、特筆に値する。

日英EPAに基づいて設置された各種専門委員会及び作業部会の第1回会合が開催され、関係省庁も含んだ日英両国の実務者間での協議が実施されたことは意義深い。各種専門委員会及び作業部会は、令和4年度にも引き続き実施され、継続的な政策調整・協力が進展していることは有益である。

令和4年7月及び令和5年1月に次官協議を実施したことは「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、英国のコミットメントを維持・具体化する上で意義深い。令和5年1月の日英首脳会談では、岸田総理から、欧州とインド太平洋の安全保障は不可分であり、英国のインド太平洋への「傾斜」を支持している旨述べ、スナク首相から、英国のインド太平洋地域へのコミットメントが改めて示された。

(2) フランスについては、仏海軍フリゲート艦、仏練習艦隊の佐世保への寄港に際し、日仏両国は共同訓練を実施し、さらに、令和4年8月にはフランスとの間で共同訓練が実施され、具体的な安全保障・

防衛協力が進展した点は重要である。加えて、令和3年10月には日仏外務・防衛当局間（PM）協議が開催され、安全保障・防衛協力や地域情勢等、幅広い事項について意見交換が行われた。日仏両国間で安全保障・防衛分野での政策調整・協力を進展させる上で、本協議は実務的に大きな意義を持った。

また、二国間の安全保障・防衛協力のみならず、インド太平洋地域での安全保障環境や海洋秩序等国際社会共通の課題について、第1回及び第2回日仏インド太平洋作業部会を開催し、フランスとの間でインド太平洋地域における具体的な協力を幅広く意見交換できたことは大きな成果となった。さらに、令和5年2月に第2回日仏包括的海洋対話を実施したことは、日仏両国の首脳間・外相間での合意事項を具体化する上で、非常に意義深かった。

- (3) イタリアについては、首脳・外相レベルでの政府間対話の進捗を踏まえ、次官協議や局長級協議等を含む事務方での協議を継続的に実施した。第三国における両国間の協力や、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けたイタリアのコミットメントの維持・強化、ロシアによるウクライナ侵略を始めとする地域情勢について意見交換を行い、首脳・外相間での議論を具体化することができた。(4) ポルトガル、デンマーク（フェロー諸島）、ラトビアといったその他の西欧諸国との間でも、様々なレベルで協議を実施するなどし、首脳・外相レベルでのコミットメントの具体化を進めることができた。

- 西欧諸国との民間の人的・知的交流については、日英21世紀委員会、日本・スペイン・シンポジウム等を始めとするシンポジウム等を通じ、民間の人的・知的交流及び地域間の課題等に対する知見の共有を図ることができたため、目標を達成したと判定した。特筆すべき点は次のとおり。

- (1) 日英21世紀委員会は、令和2年9月及び令和4年3月に第37回及び第38回合同会議がそれぞれオンラインで実施された。令和5年1月には対面形式としては3年ぶりに、第39回合同会議が英国で実施された。第39回合同会議の直前に岸田総理が訪英し日英首脳会談を実施したことにより、英側の日本に対する関心・注目度が実施年度中に最も高い時期となり、その結果、活発な議論が行われた。日本側出席者はスナク英国首相への表敬に際し、新しい日英関係の発展についての提言を行い、同委員会による政策提言が同委員会座長から岸田総理大臣に提出され、民間の人的・物的交流と日英政府間の関係強化を連動させる契機となった。

- (2) 日本・スペイン・シンポジウムは、第22回が新型コロナウイルス感染症の影響で延期となったが、粘り強く調整を続けた結果、令和3年12月にはマドリードにおいて、対面形式とオンライン形式とのハイブリッドで行う中間会合として、日本・スペイン・デジタルシンポジウム2021が開催された。さらに、令和4年10月には京都にて、第22回日本・スペイン・シンポジウムを3年ぶりに開催し、計約200名の両国専門家間で幅広い分野に関する議論が行われた。関係者から、内容面でも過去最高のシンポジウムであったとのコメントがあったほか、令和4年のシンポジウムの実施は、スペインの主要紙等で報道され、大きな注目を集めるに至った。シンポジウムの成果は最終報告書にまとめられており、官民双方における交流を大きく促進する契機となった。6月の日スペイン首脳会談、7月の日スペイン外相会談においても、日スペイン・シンポジウムを始めとする枠組みを通じて、両国間の対話・協力を強化することで一致した。

- (3) 周年事業として、令和2年の杉原千畝「命のビザ」発給80周年、令和3年のエストニア及びラトビアとの友好100周年、令和4年のリトアニアとの友好100周年が実施され、これらに際しては、両国国民に訴求する広報文化活動が積極的に行われたのみならず、当該国とのハイレベルな要人往来、関連行事の実施等が行われた。令和4年10月には、岸田総理がシモニーテ・リトアニア首相と会談及びワーキング・ディナーを行い、戦略的パートナーシップに関する共同声明を発出した。リトアニアとの関係でこのようなハイレベルの訪問が連続して実施された例はなく、友好100周年に当たる年ならではの外交成果と評価でき、特筆に値する。同11月には、在リトアニア大使館及びリトアニア国立図書館が共催した日リトアニア友好100周年記念行事に林外務大臣がビデオ・メッセージを寄せるとともに、12月、日リトアニア友好100周年を祝賀して、双方の外務大臣発の書簡がそれぞれの大使館を通じて手交された。

- 西欧諸国との要人往来数にかかる定量的測定指標2-4については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、要人往訪数と来訪数が落ち込んだ一方で、主にオンライン（電話を含む。）による要人間コミュニケーションが積極的に実施された。令和3年度は、オンラインによるコミュニケーションを継続するとともに、マルチの外交行事のフリンジでの会談等を通じて対面での往来を増加させたほか、令和4年度には、積極的に往来機会を設定し、対面での要人往来数を飛躍的に増加させるとともに、オンライン又は電話会談の機会も活用し、効果的に意思疎通することができた。

評価期間にわたり継続的に、各国との関係強化の観点から適切な水準を維持することができたため、目標達成と判定した。

iii 個別分野3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

- 中・東欧諸国との政府間対話につき、以下のとおり直近3年度でドイツ、ウクライナ、西バルカン諸国、V4諸国と活発な要人往来を実現し、ハイレベルの政府間対話により各国との信頼感関係を高め

るとともに、東アジアを始めとする地域情勢や国際場裡の課題解決に向けた連携をより緊密化できたことから所定の目標を達成したものと判定した。(1) ドイツについては、過去に類を見ない頻度で首脳会談・外相会談を実施し、強固な二国間関係を築くだけにとどまらず、東アジアを始めとする地域情勢や、国連安保理改革等の国際社会における協力の強化についても共通の認識を醸成することができた。また、令和5年3月に第1回日独政府間協議を開催し、訪日したショルツ首相及び経済気候、財務、内務、外務、国防、デジタル交通の6閣僚との間で全体会合及び各バイ会談等を実施し、日独関係を新たな段階に引き上げた。

(2) ウクライナについては、令和2年度はG7大使「ウクライナ・サポート・グループ」の枠組みを活用し、ウクライナにおける感染症対策や保健分野を優先しつつ、司法改革・汚職対策・経済問題への対応等を継続し、ウクライナ政府幹部とも頻繁な意見交換を行った。令和3年度は、首脳電話会談に加え、現地でも二国間や「ウクライナ・サポート・グループ」の枠組みにより、我が方大使とウクライナ政府、議会のハイレベルとの対話・コンタクトを継続するとともに、ロシアによるウクライナ侵略開始以降は、対露制裁措置及び対ウクライナ支援を実施することを伝達した。令和4年度は、引き続きロシアによるウクライナ侵略に関し、二国間及びG7の枠組みにおいてウクライナ側と頻繁に会談を行い、対露制裁と対ウクライナ支援の重要性を伝達した。また、令和5年3月には岸田総理大臣がウクライナを訪問し、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と首脳会談を行い、日本の一貫した立場及びG7として法の支配に基づく国際秩序を守り抜くという決意を示す機会となった。

(3) 西バルカン諸国については、「西バルカン協力イニシアティブ」の下で、従来見られなかったハイレベルな要人往来を通じ、経済関係を始めとした様々な分野での関係強化を実現した。また要人往来をきっかけに、西バルカン諸国との政府間協力が大きく進展したほか、EU加盟国と協調した多様な西バルカン支援も行われ、西バルカン諸国のEU加盟に向けた取組を支持する我が国の姿勢を印象づけた。ロシアによるウクライナ侵略を受けて、西バルカン諸国とのハイレベルの対話においては同志国としてより一層連携を深めていくことが確認された。

(4) V4諸国について、第7回「V4+日本」外相会合がポーランドにおいて開催され、自由で開かれたインド太平洋、厳しさを増す東アジア等の安全保障環境等について議論し、「V4+日本」協力の継続と強化につき一致した。さらに、令和4年のロシアによるウクライナ侵略を受け、令和4年4月、林外務大臣が総理特使としてポーランドを訪問し、志を同じくする民主主義国が一致・結束して毅然と対露制裁を継続することが重要であるとの認識で一致するとともに、戦略的パートナーとして、引き続き緊密に連携していくことで一致したことは、ウクライナ情勢を受けて近隣国として重要性が高まるV4諸国と一層の連携を強化する上で有益であった。

● 中・東欧諸国との二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力については、評価期間中、以下のとおりドイツ、ウクライナ、V4諸国、GUAM、西バルカン諸国等との間での実務レベルでの各種協議等を通じて、経済や安保・防衛協力分野を始めとする具体的な協力が進展したことから、所期の目標を達成したものと判定した。

(1) ドイツについて、令和3年度には初の日独外務・防衛閣僚会合（「2+2」）をオンライン形式で開催し、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた協力について有意義な協議を実施した他、フリゲート艦バイエルンの寄港やユーロファーター戦闘機の寄航といった安全保障分野での具体的な協力の取組は、更なる二国間関係強化を促す重要な機会となった。

(2) ウクライナについては、令和4年2月のロシアによる全面侵攻開始後も、実務レベルでの調整・協力を活発に進めた結果、令和5年3月に岸田総理がキーウを訪問し、両首脳は、連携をこれまで以上に強化することで合意し、「特別なグローバル・パートナーシップに関する共同声明」を発出するに至った。また、ウクライナ避難民支援や、開発協力案件以外にも多く要望が寄せられている対ウクライナ支援についても時宜を得た形で効果的に実施できた。

(3) 西バルカン諸国については、西バルカン地域青年協力機構（RYCO）と共同で行った招へい事業、ビジネス、防災、民族融和、スマート農業をテーマにした西バルカン諸国のニーズに沿ったセミナー等を実施することで、「西バルカン協力イニシアティブ」の具現化につながった。

(4) V4諸国については、「V4+日本」政策対話やセミナー実施等を通じて二国間関係の強化を図ることにより、令和3年度にはシーヤールトー・ハンガリー外務貿易大臣やドゥダ・ポーランド大統領等のハイレベルの訪日を実現することができた。令和4年度は、ハンガリーとの政務協議及びポーランドとの次官級協議、スロバキアとの政務協議及び「V4+日本」政策対話を実施し、ロシアによるウクライナ侵略を受けた対応を中心に、一層の政策調整を図ることができた。

iv 個別分野4 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

● ロシアとの政府間対話の進展につき、令和2年度及び3年度は、日露間で首脳会談（電話会談）、外相会談（対面及び電話会談）を実施し、次官級協議も実施した。こうした首脳・外相レベルでの会談や事務レベルでの協議において、国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な関与を果たすよ

う直接働きかけるとともに、北方領土問題、安全保障、経済、国際社会における協力等、幅広い分野について協議を行った。特に、令和4年2月に実施された日露首脳会談では、岸田総理からプーチン大統領に対し、ウクライナ情勢について、力による一方的な現状変更ではなく、外交交渉により関係国にとって受け入れられる解決方法を追求すべきである旨働きかけた。また、議会・議員間交流等について、令和2年度及び3年度は、オンライン形式や国際会議の機会を捉えて議会交流を実施している。

令和4年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵略以降は、ロシアに対し、侵略を即時停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求め、また、G7を始めとする国際社会と緊密に連携しながら、厳しい対ロシア制裁をとるなど、断固とした行動をとった。他方で、日露が隣国として対処する必要がある事項については、我が国外交全体において、何が我が国の国益に資するかという観点もしっかり考えつつ、適切に対応していくとの考えから、こうした事項に関する外交上のやり取りを日々行った。こうした取組は、ロシアによるウクライナ侵略後の情勢への対応として適切かつ効果的であった。

以上のように評価期間中を通じて概ね年度目標に応じた取組はできたものの、ロシアによるウクライナ侵略を受けて、政府間対話の進展に係る当初の施策・中期目標をそのまま達成し得る状況ではなくなったことから、本評価期間中の目標達成度は、「c」と判断した。

- ロシアとの平和条約交渉につき、令和2年度及び3年度は、首脳・外相レベルの会談や事務レベルでの協議において、北方領土問題について活発な議論を行った。北方四島における共同経済活動については、平成29年9月の日露首脳会談で特定された5件のプロジェクト候補を具体化すべく、令和2年度及び3年度に首脳間、外相間に加え、3回の次官級協議、4回の局長級作業部会、1回の課長級作業部会、4回に分野別専門家会合を開催し、議論を重ねてきた。令和2年度及び3年度の航空機墜参を含む四島交流等事業及び四島住民支援事業等については、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により実施困難となった。

令和3年度の終盤以降、ロシアによるウクライナ侵略の開始、ロシア外務省による「日本政府の決定に対する対抗措置」の発表、ロシア政府による四島交流及び自由訪問に係る合意の効力停止に係る政府令の発表など、平和条約交渉に係る施策を推進することは困難な状況が生じ、これら施策にかかる展望について述べる状況にはならなかった。

以上のように令和2年度及び3年度は概ね年度目標に応じた取組はできたものの、ロシアによるウクライナ侵略を受けて、当初の施策・中期目標をそのまま達成し得る状況ではなくなったことから、本評価期間中の目標達成度は、「c」と判断した。

- ロシアとの貿易経済関係における協力につき、令和2年度及び3年度は、首脳・外相会談では日露関係全体を互恵的に発展させていくことで一致し、日露政府間委員会の関連会合の実施や、各分野で日露間の対話を継続したことで、日露ビジネスの維持・拡大する上で効果があった。また、在ロシア日本センター事業を通じて日露経済関係の強化に貢献することができた。

ロシアによるウクライナ侵略以降は、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、個人・団体等に対する制裁、銀行の資産凍結等の金融分野での制裁、輸出入禁止措置などの厳しい措置を迅速に実施した。さらに、在ロシア日本センターを通じて、ロシアによるウクライナ侵略により困難に直面する現地の日本企業の保護やロシア市民社会による対日理解の促進に貢献することができた。こうした取組は、ロシアによるウクライナ侵略後の情勢への対応として適切かつ効果的であった。

以上のように令和2年度及び3年度は概ね年度目標に応じた取組はできたものの、ロシアによるウクライナ侵略を受けて、貿易経済分野における協力に係る当初の施策・中期目標をそのまま達成し得る状況ではなくなったことから、本評価期間中の目標達成度は、総合的に「c」と判断した。

- ロシアとの国際社会における協力につき、令和2年度及び3年度は、首脳・外相電話会談等の機会を通じて、北朝鮮情勢等国際社会が直面する様々な問題について、ロシアが建設的に関与するよう働きかけ、また、対話を続けていくことで一致するなど、一定の意義があったと考えられる。

他方で、ウクライナ侵略やこれを受けた日露関係の悪化を受け、令和4年度は、アジア太平洋地域を含む国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する二国間の協力を実施しなかった。そのため、本評価期間中の目標達成度は、総合的に「c」と判断した。

- ロシアとの防衛・治安分野における関係につき、ロシアによるウクライナ侵略以前については、令和2年12月の森外務審議官とモルグロフ・ロシア外務次官との協議（テレビ会議）を始め、オンライン形式も活用しつつ、事務レベルでの意思疎通を継続したことは、安全保障分野における日露間の信頼関係構築を図るうえで意義のあることであったものと考えられる。その中で、非伝統的脅威の分野での協力に関しても、令和3年9月に、日露間及び国連薬物・犯罪事務所（UNODC）が連携する形で麻薬対策分野における研修を中央アジア諸国の麻薬対策官を対象に実施することができた。治安分野に関しても、ロシアによるウクライナ侵略以前については、書面でのやり取りを含め、各分野において事務レベルでの意思疎通は継続してきた。

ロシアによるウクライナ侵略以降は、この侵略に毅然と対応すると同時に海洋における安全の問題な

どについては、我が国の国益に資する範囲でロシアとともに対処していくこととしており、知床遊覧船事故における日露間の協力など適切に対応することができた。

以上のように評価期間中を通じて概ね年度目標に応じた取組はできたものの、ロシアによるウクライナ侵略を受けて、防衛・治安分野における関係の発展に係る当初の施策・中期目標をそのまま達成し得る状況ではなくなったことから、本評価期間中の目標達成度は、「c」と判断した。

- ロシアとの文化・国民間交流につき、日露地域・姉妹都市交流年（日露地域交流年）においてオンライン等の活用等の工夫を凝らして各種事業を実施し、430件以上の事業を認定したほか、延べ約150万人が参加した。これを通じ、交流の裾野が地方まで広がり両国国民間の相互理解が一層促進したことは大きな成果であった。このほか、日露青年交流事業や日露草の根交流事業については、令和2年度及び3年度はコロナ渦においても事業を継続することで、両国国民間の交流を絶やさないことに注力したほか、ロシアによるウクライナ侵略以降は、ロシア市民との接点を維持し、我が国や世界に関する理解を促進する観点から一部事業を継続するなど、対露外交戦略に沿った交流を可能な範囲で実践した。

以上のように過去3年間を通じて概ね年度目標に応じた取組はできたものの、ロシアによるウクライナ侵略を受けて、文化・国民間交流の進展に係る当初の施策・中期目標をそのまま達成し得る状況ではなくなったことから、本評価期間中の目標達成度は、「c」と判断した。

v 個別分野5 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

- 「中央アジア+日本」対話につき、同対話の外相会合については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度に代替となるオンライン外相会合を開催したが、令和3年度実施を目指した対面での第8回外相会合は同年度中に実現できなかった。令和4年度には、ロシアのウクライナ侵略も踏まえ、4月にオンラインで第8回外相会合を実施するとともに、12月に中央アジア5か国の外相が初めてそろって訪日し、「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合の10年ぶりの東京開催を実現した。同会合においては、中央アジアの持続可能な発展の達成に向け、「人への投資」、「成長の質」に重点を置いた新たな発展モデルを確立し推進していくことを決定し、厳しい国際情勢における中央アジア各国の現状を踏まえた日本の協力方針を打ち出しほか、国際法を堅持する重要性について一致し、これらの内容を含む共同声明を発出するなど、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化の面で大きな成果があった。

また、その他知的対話（東京対話）などについては、第6回専門家会合（令和2年度）、第7回専門家会合（令和3年度）等、専門家会合をオンラインで一般公開する形式で実施するとともに、令和4年度においては、公開セミナーや第12回東京対話などハイブリッド形式での開催を実現し、コロナ渦にあっても対話のモメンタムを維持・強化するとともに、外相会合を補完する形で、中央アジア各国と日本の間での官民の協力の成果を確認するとともに今後の協力が望まれる分野を特定する点で成果があった。また、第7回専門家会合以降は、主題等に応じて、中央アジアだけではなく、隣接するコーカサス諸国やアフガニスタンの関係者も関与させることで、中央アジアの抱える問題に対してより多角的にアプローチすることができた。

以上のように、コロナ渦での停滞にもかかわらず、過去3年間を通じて所期の目標は全て達成されており、特に、東京における第9回外相会合の開催は特筆すべき成果であったところ、本測定指標の目標達成度を「a」と判定した。

- 中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数にかかる定量的測定指標については、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により実績値が目標値を下回る結果となったが、令和3年度については、オンライン形式も積極的に活用することで実績値が目標値を僅かに上回る結果となった。令和4年度については、感染対策措置が徐々に緩和される中、4月の林外務大臣のカザフスタン、ウズベキスタン訪問や5月の本田外務大臣政務官のコーカサス3か国訪問などを通じ、日本と中央アジア間の要人往来再開の機運が強く醸成されたことなどの結果、各国からのスキームを伴わない訪日の増加もあり、実績値が目標値を大幅に上回り、新型コロナ前の水準も超える結果となった。以上により、3年間を通じて所期の目標は達成されたとして、本測定指標の目標達成度を「a」と判定した。

オ 施策I-5 中東地域外交

(ア) 測定指標の令和2・3・4年度目標の達成状況（※は主要な測定指標）

個別分野1 中東地域の安定化に向けた働きかけ	
※1-1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果	b
※1-2 イラク・アフガニスタンの復興の進展	b
※1-3 イランの核合意を受けた二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し	b
※1-4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援	b
1-5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数	b

1－6 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(平和と繁栄の回廊、CEAPAD 等)	b
個別分野 2 中東諸国との関係の強化	
* 2－1 中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化	b
* 2－2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化	b
2－3 中東地域産油国(特に GCC 諸国)の経済・社会改革の後押しと重層的な経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施	b
2－4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(イスラエル・パレスチナ合同青年招へい等)	b
2－5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数	b
2－6 経済条約の締結数	c

(イ) 主な施策分析

i 個別分野 1 中東地域の安定化に向けた働きかけ

- 中東和平の実現に向けた取組につき、過去 3 年間ににおいては、新型コロナウイルス感染症の流行により、日本とイスラエル及びパレスチナとの間の要人往来が著しく制約され、パレスチナ支援の実施にも大きな影響が出た。イスラエルとの間では、首脳間の電話会談を 4 回、外相間の電話会談を 5 回実施した他、令和 4 年の安倍元総理国葬儀に際してハムダッラー・パレスチナ前首相がアッバース大統領の名代として訪日し、岸田総理と会談した。これに加え、「平和と繁栄の回廊」構想は、JAIP 三者協議等の実務レベルの会合、CEAPAD は高級実務者会合の開催には至らなかったが、事務レベル・オンライン会合を開催し、我が国独自のイニシアティブについて確かな前進を見ることができた。
現時点で当事者間の交渉再開には至っていないものの、継続的にハイレベルから我が国の立場を伝達、働きかけをするとともに、信頼醸成措置によって将来の交渉再開の土台づくりに貢献した。我が国によるこれまでの息の長い支援や、中立的な外交の積み重ねによって得られた我が国に対する信頼が功を奏していると考えられる。
- イラクの復興に向けた取組につき、評価期間中の主な成果は以下のとおり。
 - (1) 令和 3 年 8 月、イラク全土において同年 10 月に予定されていた国民議会選挙支援のため、イラクに対する「選挙支援計画」として UNDP を通じて、供与限度額 2.16 億円を供与し、独立高等選挙委員会に対し、生体認証登録用のサーバーなどの機材や投票所における新型コロナウイルス感染症対策用の物品を提供した。これにより、国民議会選挙が円滑に行われ、ひいてはイラクの政治的安定に繋がる意義の高い支援となったと考えられる。
 - (2) 令和 3 年度より、日・イラク間での要人往来が再開した。令和 3 年 8 月には、日本の外務大臣として茂木外務大臣が 15 年ぶりにイラクを訪問し、サーレハ大統領、カーズィミー首相、フセイン外相と会談を行い、日本がイラク政府の改革への取組を評価し、日本も国際社会と共にイラクの改革努力を支えていく旨を直接伝達することができたことは有意義であり、サーレハ大統領に対し、対イラク円借款「バスラ製油所改良計画(第三期)」(供与限度額 327 億円)を供与する方針を伝達し、日本が引き続きイラクの復興の進展を支援していく姿勢を示す上で重要な機会となった。
 - (3) 令和 4 年 11 月、高木政務官がイラク新政府発足直後のタイミングでバグダッドと南部バスラ県を訪問し、他国に先駆けて、スーダーニー新首相及び主要 3 閣僚との会談を実現することができたことは、二国間関係・協力の強化において、時宜を得た重要な成果を示すことができた。また、高木政務官は、円借款 2 件の完工式及び現場の視察を行い、イラク側から日本の支援に対する謝意と継続的な支援の要請を受け、新政府の日本に対する高い期待が示されたことは有意義であったほか、イラクの電力、水、石油分野に対する我が国の経済協力の実績を効果的に広報する良い機会ともなった。また、バグダッド国際見本市への高木政務官の出席は、イラク側と日本出展企業(17 社)から大歓迎を受け、日本企業の活動を支援する絶好の機会となったとともに、人的交流の再開・強化の象徴的なイベントとなった。
 - (4) 令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度と継続して、人道・安定化支援、難民・国内避難民の帰還支援、ISIL からの解放地復興支援等を引き続き国際機関等も通じて実施し、イラクの復興に向けた取組を支える上で意義があった。
- アフガニスタンの復興に向けた取組につき、評価期間中の主な成果は以下のとおり。
 - (1) 令和 2 年～4 年を通じて、我が国は、国際機関等と連携しながら、アフガニスタン及び周辺国に対し、5.64 億ドル以上の支援を実施した。特に、令和 3 年 8 月に起きた政変以降、タリバーンによる人権抑圧的な施策、特に女性の教育や就労を制限する決定がなされてきたことを受け、ドナー間で支援のあり方につき再考を迫られたが、我が国として、事務方レベルのドナー間定期会合への参加、周辺国・主要ドナー国との局長級バイ会談、国際機関との緊密な意思疎通等を通じて、現地の人権状況やタリバーンの行動、他ドナーの動向等を把握しながら、対アフガニスタン支援を適切に実施した。アフガニスタ

ンにおいては、令和4年12月時点で約2,000万人が食料不安に直面しており、うち600万人は飢餓の瀬戸際にあるとの報告もあるように、人道・経済状況は極めて厳しい状況にある中で、我が国がこのように適時適切に人道支援を積極的に継続してきたことは、アフガニスタン国民に直接的な支援の手を差し伸べることができたと言う意味で大変意味があったばかりでなく、地域の安定化にも大きく貢献したと評価できる。

(2) タリバーンに対する働きかけについては、日本と同じく現地にプレゼンスを有する EU を始めとする関係国・地域との連携、ドーハ及び首都ベースでの各国との連携、国際会議等の参加に際する情報共有を踏まえ、タリバーンへの効果的な働きかけの仕方について検討を重ね、タリバーン幹部に対する現地における直接的な働きかけを複数回継続してきており、これは他国と比較してもトップレベルの実績となった。また、関係各国との共同声明発出等を通じ、タリバーンに対する間接的な働きかけも粘り強く継続し、国際社会と連携を強めたことは意義が高い。日本はカブールにプレゼンスを有する数少ない主要ドナー国として情報提供を行いつつ、また、G7議長国や（令和5年1月より）国連安保理のペンホルダーを担いつつ、国連機関や、地域諸国、またイスラム諸国との関係性の構築に貢献してきた。ウクライナ情勢を機に国際的な合意形成が困難になる中、UNAMA のマンデートを全会一致で更新できたことは大きな成果である。

- イランへの対応につき、同国をめぐる国際情勢が変化する中で、国際不拡散体制の強化と中東地域の安定化に資するイラン核合意を支持する立場から、イラン核合意の復帰を通じた緊張緩和と情勢安定化を得るべく、令和2年度～4年度の間、毎年、ハイレベルでの会談（首脳会談3回、外相会談4回。なお、コロナ禍の中では電話会談。）を通じて、外交努力を継続した。特に、令和3年8月にイラン新政権が発足した直後に、茂木外務大臣がイランを訪問し、主要先進国及びアジアの外国要人として初めて、イラン大統領をはじめとした新政権の要人と友好関係を築き、イランを巡る情勢をはじめとした様々な議論ができたことは有意義であった。また、イラン以外の核合意当事国や地域諸国ともイランを巡る情勢の改善に向けて議論し、G7を始めとした国際社会において緊密に連携できたことは重要である。また、ウクライナ情勢やイラン国内の人権状況悪化等イランを巡る厳しい情勢が継続し、イランに対して国際社会から厳しい目が向けられている中、イランと伝統的友好関係を有する日本として、中東地域及び国際社会における更なる不安定化を招かないよう、イランと国際社会との信頼醸成を後押しすべく、イランに状況の改善を働きかけると同時に、国際社会においても積極的にイラン情勢について議論できたことは重要である。

さらに、イランと率直な意見交換を行うことが重要であるため、重層的で良好な二国間関係の維持に努めてきた。この観点から、コロナ禍においては、令和3年7月に約291万回分、令和4年1月に約70万回分、同4月に約70万回分の計約431万回分の日本で生産された新型コロナウイルス感染症のワクチンをイランに提供しており、経済制裁という制約がありながらも、新型コロナ対策を含む保健・医療、環境、防災等イラン国民が直接裨益する分野での支援を継続した。

- 中東・北アフリカ諸国の安定化に向けた支援につき、シリア危機が長期化し、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵略を受けた物価の高騰、令和5年2月に発生したトルコ南東部を震源地とする地震等が人道状況の悪化に拍車をかける中、シリア及び難民の受入先となっている周辺国に対する人道支援を継続して実施することは国際社会の一員としての責務といえる。国際社会と緊密に連携しながら、人道支援を着実に実施することで周辺国の負担の緩和につながり、関係国からも高い評価を得た。

イエメンに対しては、令和4年4月、国連の仲介による約6年ぶりのイエメン全土での停戦及び大統領指導評議会の設立を含む政府の改革等の和平実現に向けた新たな機運が生まれたことを受けて、WFPを通じた緊急支援を機動的に行い、同国の緊急の人道ニーズに対応するとともに国連の仲介努力によって実現した停戦合意を支える取組を行ったことが関係国から高い評価を得たことは、中東諸国の安定化支援に向けた効果的支援として有益であった。

ii 個別分野2 中東諸国との関係の強化

- 中東・北アフリカ諸国との交流・対話につき、令和2年度から令和4年度にかけての間、コロナ禍という制約にも関わらず、オンラインでのハイレベルの会談も効果的に活用することで、多くの地域各国との関係強化を実現することができた。特に令和4年8月の林外務大臣による TICAD8 開催国チュニジアの訪問や TICAD8 の際の岸田総理の域内諸国首脳との電話会談、そして令和4年9月の故安倍晋三国葬儀において、首脳級を含め、他の地域と比較しても多くのハイレベルの参列を実現できたことは、これまでの効果的な対中東外交の取組の賜物と評価できると同時に、今後の更なる交流の深化へとつなげていく上での重要な機会となった。

令和3年度はカタールとの外交関係樹立50周年、クウェートとの外交関係樹立60周年、令和4年度はアラブ首長国連邦、オマーン、バーレーンとの外交関係樹立50周年をむかえ、日本及び各国で記念交流イベントが行われ、中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化に大いに寄与した。令和5年3

月の「第六回中東における暴力的過激主義対策に関する対話」は、過去2年間はオンラインによる実施だったが、3年ぶりに専門家を招へいして実施された。実際に訪日し、日本について知見を深めたことで、暴力的過激主義対策の分野で日本が果たすべき役割を考える上で、より有意義な議論をすることができた。

- 中東・北アフリカ諸国との経済関係につき、新型コロナ感染拡大による制約がある中でも、日 UAE 投資協定の発効のほか、日アルジェリア租税条約及び日バーレーン投資協定の署名など、これら諸国との自由貿易協定、投資協定等の交渉が着実に進んでいる。またこれを背景として、今後、従来のエネルギー分野に加え物品・サービス貿易や投資分野についても経済関係が強化されることが期待される。日カタール投資協定については、早期の交渉妥結を目指すために主要な論点を改めてレビューすることで一致した。日トルコ社会保障協定についても、交渉を継続した。
- 中東・北アフリカ諸国との経済条約の締結数にかかる定量的測定指標2－6については、新型コロナ情勢下による制約もあり、定量的には目標値を下回ることになったが、中東・北アフリカ諸国とは、商習慣や文化的・社会的慣習の違いに留意しながら EPA、社会保障協定、投資協定等の様々な形式で経済関係を強化するための協定締結に向けた協議が着実に実施されており、要人往来等の機会を捉え署名に至っている。締結数ゼロの年度であっても、協議そのものは締結すなわち目標の達成に向けて着実に進められている。

カ 施策Ⅰ－6 アフリカ地域外交

(ア) 測定指標の令和2・3・4年度目標の達成状況（＊は主要な測定指標）

個別分野1 TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進	
＊1－1 TICAD プロセスの推進	a
＊1－2 対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進	a
＊1－3 アフリカの緊急ニーズへの対応	a
個別分野2 アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進	
＊2－1 アフリカとの対話・交流の推進	b
2－2 我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進	b

(イ) 主な施策分析

i 個別分野1 TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進

- TICAD プロセスの推進につき、TICAD 8 は、パンデミック発生後初めて、多数の日・アフリカ諸国首脳が直接会談する大規模国際会議であり、極めて貴重な外交機会となった。オンラインを活用しつつ、アフリカ各国より多数の首脳級の参加を得るとともに、AU 議連、国際機関、民間企業、市民社会が参加した。成果文書として「チュニス宣言」を採択し、今後3年間の協力の指針を示す「TICAD 8 チュニス行動計画」を作成するなど、成功裏に開催することができた。

これは、四半世紀に亘る日本とアフリカ諸国間に確立された強固な信頼関係と存在感を基に、TICAD の特徴である包摂性やオープンさを活かし、アフリカ諸国のみならず、国際機関、民間企業、市民社会等も参加するマルチの枠組みとして国際社会が広く知恵と努力を結集することで真にアフリカの開発にとって実のある議論を行ってきたこと、アフリカ開発におけるアフリカ諸国の「オーナーシップ」と、国際社会による「パートナーシップ」の重要性が国際社会及びアフリカ諸国の間で浸透しつつあること、また、TICAD 閣僚会合、TICAD 共催者会合及びフォローアッププロセス等を通じて、着実に関係者を巻き込み、継続的に議論を行うことで、「質の高い成長」、「人間の安全保障」及び官民一体となったアフリカ開発推進といった、TICAD の背景にある日本のアフリカ開発に係る考え方を推進してきたことの集大成であったと考える。

このような TICAD 7 以降のフォローアップの積み上げの成果を礎として開催された今次 TICAD 8 においては、国際社会が直面する多くの課題を取り上げ、未来に向けてそれらの課題を共に克服していくことの必要性を訴え、日本がアフリカと「共に成長するパートナー」であるとの位置づけを明確化し、アフリカ自らが主導する持続可能な開発のために全力で取り組んでいくことの重要性を示すことができた。

アフリカは新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵略、気候変動といった複合的危機にさらされ、エネルギー・食料価格の高騰を始め、アフリカの経済・社会は甚大な影響を受けていること、また、不透明・不公正な開発金融は、アフリカの持続可能な発展を妨げていること等、具体的な今日の課題に言及の上、その解決に向けた日本の取組を提示することができた。経済、社会及び平和と安定の三つの柱において、民間投資の促進、グリーン経済の促進、質の高い生活環境を整えるための保健、教育、環境に重点を置いた支援、法の支配の推進や民主主義の定着等、アフリカが抱える課題に真摯に向

き合い、寄り添う姿勢を示したことも、関係者の関心・関与を高めた一因になったと考える。

また、我が国のアフリカ開発の強みである、「人」に着目した日本らしいアプローチで、強靱で持続可能なアフリカを共に実現していきたい考えを発信した。コロナ禍においても、ガーナの野口医学記念研究所やケニア中央医学研究所（KEMRI）等が地域の新型コロナウイルス対応の拠点になるなど、日本の長年の「人」作りが具体的成果を産み出していること等、これまでの成果を取り上げつつ、今後も、こうした保健・医療分野の支援に加え、グリーン投資、若者の起業を支えるためのスタートアップ支援、人材育成、質の高いインフラの推進を含む自由で開かれた経済システムの強化に焦点を当て、アフリカの人々の生活を向上させるとともに、強靱な経済の構築に資するべく、具体的な取組を進めていくことを発信した。

併せて、国際社会が今日直面する喫緊の課題である、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序に対する挑戦にいかに対峙するかについても、アフリカ諸国との間で議論をする機会とすることができた。国連憲章を含む国際法及び全ての国の主権と領土一体性の尊重の原則の下で協働し、国際法に従って紛争の平和的解決を追求すべきことを強調するとともに、自由で開かれ、かつ公正な国際経済システムの強化、国際ルール・スタンダードを遵守した健全な開発金融の重要性について、一致した見解を確認することができたほか、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」に基づく我が国の外交ビジョンを共有することができた。加えて、アフリカが国連安全保障理事会において完全に代表されることへの支持を改めて表明し、また、このことを念頭に、国連安全保障理事会の改革を加速させるために協力していくことを決意、日本とアフリカ諸国は、国連において、平和構築等の分野における緊密な意思疎通と協力を継続することを確認することができたことは、国際社会で協働していくパートナーとしてのアフリカと、我が国の外交理念を共有できたという意味で大きな成果であったと言える。

以上のように、過去3年の取組、特に令和4年8月のTICAD 8の成功裏の開催によって、アフリカとの協力関係の強化と国際社会での我が国のリーダーシップ強化が図られたところ、目標の達成状況を「a」と判定した。

- 対アフリカ協力における関係諸国との推進につき、過去3年間を通じて、G7及びG20の各種会合に参加の上、我が国の考え方を発信し、同志国との連携を強化することにつながることができた。また、事務方レベルにおいても定期的に同志国のカウンターパートとの意見交換の機会を持つことで、喫緊の課題に対する我が国の考え方を共有するとともに、TICAD 8の成果を共有する等して、我が国の目指す、「共に成長するパートナー」としてのアフリカ開発の促進や、アフリカのオーナーシップを尊重しつつ解決策を模索する施策及び「人への投資」並びに「成長の質」を目指す施策においてリーダーシップの強化を図ることができた。

特に令和4年度は、ウクライナ情勢を巡って世界秩序が歴史的な分水嶺に置かれた年でもあり、基本的価値や原則を共有する国々と連携して国際社会の課題に取り組むことが不可欠であったといえる。その際、ウクライナ情勢に関連して中間的立場を取るアフリカ諸国に対し、問われているのは陣営を選ぶことではなく、武力による威嚇又は行使を禁じる国連憲章や基本的人権など、国際社会が拠って立つべき原則を守ることであることを有志国とともに力強く発信したことは、国連憲章に基づく国際秩序の根幹を守り抜く上で、極めて重要な取組であり、対アフリカ外交における我が国の強い存在感を打ち出すことにつながったと考える。

また、日系企業がアフリカ各国においてビジネスを拡大していく上で、現地で既に広範なネットワークを有し、ビジネスの実績を上げている同志国の企業との連携が有効であるといえる。「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の推進に加えて、同志国の構想との連携・協力等を通じた第三国との連携の強化は、経済界からは、アフリカ市場でのビジネス展開を進めていく際に重要との指摘もなされており、このような観点からも、関係諸国との連携強化のための本取組は評価されていると考える。また、アフリカと歴史的に深いつながりを有する同志国との定期的な協議を通じて、アフリカが直面する、食料安全保障、開発金融、紛争解決などといった経済、社会、平和と安定に係る課題に対する国際社会としてのアプローチの仕方に係る理解を増進し、我が国の対アフリカ外交の具体策を検討する際に役立てることができた。

以上のように過去3年間の他の援助国や国際機関との連携・協調を通じて、我が国の考え方を発信し、具体的に成果文書に反映させることや、アフリカ開発を効果的に促進するとともに、我が国のアフリカ開発に関する考え方の浸透等によって国際社会での我が国のリーダーシップの強化を図ることにつながることができたことから、目標の達成状況を「a」と判定した。

- アフリカの緊急ニーズへの対応に関し、アフリカの自然災害やテロ・紛争の動向について常に情報収集した結果、時宜を得た緊急支援物資の提供や、食料支援の実施に結びつけることができた。特に令和2年から令和4年度は、新型コロナウイルス感染症がアフリカで拡大した時期に当たり、人間の安全保障やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の考え方に基づく包括的かつ長期的視野に立脚し、ワクチンの現物供与に留まらず、強靱かつ持続可能な医療体制の構築を目指すコールド・チェーン整備に

加え、アフリカ側が強く望む現地でのワクチン製造能力の強化といった我が国の支援は、他国との支援との関係でも特筆に値する。これは、TICAD 8 全体会合 2 「社会」において多くの参加者が言及したことにも現れていると言える。また、我が国による自然災害などによる被害への迅速な対応は、我が国の防災に係る取組への高い評価につながっており、様々な機会を通じて、各国からの謝意が表されていることにその成果を見ることができる。

アフリカ各地の PKO 訓練センターを通じた我が国の貢献も、アフリカ各国からも高く評価されている。一例として、令和 4 年 3 月に行われた日・エジプト外相テレビ会談では、エジプトのシュクリ外相から、これまでのエジプトの PKO 訓練センターに対する日本からの支援に関し、非常に感謝している旨の表明があった。また、アフリカ各地の平和と安定へ日本が積極的に関与していくに当たり、欧州諸国等と連携しつつ取組を実施することを可能にし、また、日本の対アフリカ外交政策の発信・発言機会を確保する上でも極めて重要な役割を果たしている。令和 4 年 1 月に行われた第 6 回日仏外務防衛閣僚会合（「2 + 2」）においては、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、ジブチの PKO 訓練センターへの支援等具体的協力が進展していることを高く評価することが、共同声明の中で述べられ、アフリカにおける日仏協力の強化にも貢献した。

AU 平和基金を通じた AU の活動支援としても、平成 30 年から 2 年間にわたり国内の派閥抗争が続いていた南スーダンにおいて、同年 9 月に署名された再活性化された衝突解決合意（R-ARCSS）の履行に向けた合同監視評価委員会（JMEC）による監視・評価等に関する支援を継続的に行っており、同国の和平プロセス促進に貢献している。こうした事業を通じて AU によるアフリカ域内の平和と安定に係る取組を支援することは、アフリカにおける紛争復興に日本が具体的な貢献を行うと同時に、AU 自身によるアフリカ域内の平和活動の実施能力を高めることにも資するものであり、また、日本と AU のみならず日本とアフリカ各国との関係強化を図る上でも重要な役割を果たしていると評価することができる。

以上のように過去 3 年間のアフリカからの支援ニーズに対する迅速な対応を通じて、人道的危機の軽減や不安定要因の削減が図られるとともに、国際社会での我が国のリーダーシップの強化が図られたことから、目標の達成状況を「a」と判定した。

ii 個別分野 2 アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進

- アフリカとの対話・交流の推進につき、アフリカ諸国の元首を始めとするハイレベルとの会談については、特に G20、G 7、TICAD 8、国葬儀などの機会に、数多くの二国間会談を実現することとなり、これまでの成果の総括を行う機会となったとともに、新たな国際的な課題に対処する上での日本のメッセージを発信する機会となり、アフリカ諸国との二国間の理解の促進強化につながった。特に、TICAD 8 では、岸田総理大臣は、サイード・チュニジア大統領（ホスト）、サル・セネガル大統領（AU 議長）、ファキ AUC 委員長（共催者）等の計 10 か国・機関、林外務大臣は、8 名の首脳級を含む計 21 か国と二国間会談を実施することができた。過去 2 年間、実現が困難であった対面外交の復活の流れを作り、コロナ禍での制約にも関わらず、テレビ会議形式を併用しつつ善処し、会談相手国からは謝意が示された。

各会談では、国連改革や北朝鮮情勢に関する我が国の取組に対して理解と支持を求め、先方からも経済・社会・平和と安定分野への支援など、多岐にわたる要望がなされた。中でも、アフリカ諸国が抱える課題やアフリカを取り巻く複雑な国際情勢について突っ込んだ議論を実施、とりわけ不公正・不透明な開発金融への対処の重要性を伝達し、問題意識の更なる共有を図り、共に取り組んでいくことを確認することができたこと、また、ロシアによるウクライナ侵略とその影響については、アフリカの食料安全保障強化に力強く取り組むことを確認することができたことは大きな成果であった。

多国間会合の機会を捉えた政務レベルの積極的なアフリカ訪問については、各種会議への政務レベルの参加を複数回実現し、先方政府ハイレベルとの会談が実現したことで、二国間関係の強化や具体的な協力案件の進展を図る上で効果が高かった。特にコロナ禍で制約を受けていた招へい事業が再開し、セネガル大統領の訪日の際には、両国が戦略的に重要なパートナーであることを確認しつつ、開発協力・ビジネス促進・人的交流等の両国間の協力の持続的な強化や国際的課題の解決のための協力等を謳った共同声明を採択し、教育セクターのための開発政策借款（供与限度額 100 億円）の実施及び無償資金協力による国立水産物分析所建設計画（供与限度額 15.42 億円）に係る書簡の交換を行う機会となった。また、アンゴラ大統領の訪日は、アンゴラ南部の約 700 億円規模の港湾開発といった具体的な取組を通じ、協力を強化していくとともに、円借款候補案件「南部送電系統増強計画」を本年中に具体化すべく、必要な調整を加速化していくことを確認し、首脳会談に先立って開催された日・アンゴラ・ビジネスフォーラム等を通じて、ビジネス分野の具体的な協力を確認するとともに、政府としてもこの動きを後押しするため、投資協定交渉の実質合意を歓迎しつつ、通信、宇宙といった分野で更なる取組を行うことを確認する機会となった。

TICAD 8 では、躍進するアフリカを共に成長するパートナーとして、官民合わせて今後 3 年間で 300 億ドル規模の資金を投入し、日・アフリカ関係の躍進へとつなげていくことを決定した。会議全体におい

て民間パートナーシップを重視する姿勢やビジネスの積極的な関与、また、ビジネス・フォーラムを通じて得られた日系企業ハイレベルとの対話機会に対して、参加者からは好意的な反応が多数あり、高い評価を得ることができた。また、4カ国（タンザニア、ルワンダ、コンゴ(民)、モーリシャス）における二国間ビジネス環境改善委員会を立ち上げることができた。同委員会の設置は、民間企業、アフリカ各国政府、現地大使館及びJETRO等による協議を通じて、ビジネス環境の具体的な課題を解決する役割を負うもので、日本と相手国の双方にとり有益な投資促進に資する効果的な対話チャンネルとして機能することが期待されている。過去3年間、コロナ禍による行動制限や、ウクライナ情勢などの地政学的要素の影響を受け、アフリカに進出する企業の収益に大きな影響をもたらした一方で、今後1～2年間の事業展開について、アフリカの潜在力に鑑み拡大を見込む企業が多いとされており、また、サプライチェーンの見直しを行った企業も多く見られる。

以上のように、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた制約の中にあっても、種々の代替手段を通じて対話・交流を進めたほか、令和4年8月のTICAD8の機会も活用し、アフリカとの貿易・投資分野の関係促進が図られたところ、ほぼ当初目標に近い形で達成できたことから、目標の達成状況を「b」と判定した。

5 今後に向けた取組

外交政策を効果的かつ効率的に推進するとともに、同政策を国民の皆様により分かりやすく説明するため、引き続き具体的かつ適切な水準の目標の設定、各施策の評価結果を踏まえた今後の施策への反映の方向性のより明確な記述等に努めていきたいと考えています。

また、令和5年3月の「政策評価に関する基本方針」の一部変更を踏まえ、外務省の政策の特性に応じた評価が可能となるように評価の在り方について見直しを進めて参ります。

6 評価対象施策に関連する学識経験を有する者（AGメンバー）の所見

AGメンバーによる所見のうち、複数の評価対象施策に関連する所見は以下のとおりです。なお、個々の施策別評価に関するAGメンバーの所見は、各施策の「学識経験を有する者の知見の活用」欄を参照願います。

- ・ 欧州や中東諸国など多様性に富む国々を含む地域に対する外交政策の成果を定量的に測ること、そしてその目標値の設定は難しいことは理解できる。無理に定量的指標を設定しなくてもいいのではないか。或いは、定量的な測定指標を設定するなら、もう少し細分化したデータを示して、目標達成へ向けての課題などを明確にできれば指標設定の意義は大きい。目標値が「各国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準」となっているものもあり、ブラックボックス状態である。目標値がないのであれば、定量的指標として目標値と実績値を対比表のように示すのではなく、要人往来の目的、内容、成果について定性的に説明して価値判断をする方が適切と思われる。
- ・ 今回の評価対象期間は新型コロナ感染症の感染拡大の時期と重なっており、外交面でも様々な影響があったと考えられる。例えば、渡航や入国制限に関連しての対策や、オンラインを使っの国内外との会議開催などが挙げられよう。そこには、マイナスだけでなくプラスの影響もあったと推測される。今回の政策評価には、コロナによる影響があったことは書かれているが、それにどう対応したかはあまり記載されていない。各地域外交政策において、目標達成へのプロセスがどのような影響を受け、それに対してどのような対策を取って克服したのか、などの学びを評価書の一部に取りまとめ記載しておくことは有益と思われる。
- ・ 日米関係を除くと、安保関連三文書と地域外交の関係に関する記述が薄すぎるように映る。所掌する部局の評価でないのは分かるが、戦後の安保政策の転換をもたらす文書が、たとえば東アジアのような地域（の二国間関係）に影響を与えないということもなかろう。
- ・ 令和5年3月に政策評価の基本方針が改定され、政策評価制度も新たなステージへと展開を始めたところ、今後は測定指標の追求にとどまらず、外務省の政策評価も転換期を迎えるとの認識に立ち、変革を加速させてもよいのかもしれない。
- ・ 外交的成果はコロナ禍やウクライナ情勢などの外部環境に依存する面もあるが、他方で地道な外交的努力が実を結んでいく面もある。外交的努力を積み上げて外部環境がままたらない場合に低い評価を与えてしまうこともあるようだが、外務省にとって重要なのは結果だけではなく結果に至るプロセスではないか。今回の評価書では、日米関係、西欧諸国との関係、TICADについて高い成果が示された。これらは長年にわたる外交的努力が蓄積された結果でもある。そうした意味では外交的努力を正に評価していくための工夫もご検討いただければと思う次第である。
- ・ コロナ禍については、局によって評価書上の対応が区々である印象が残った。この点は精査をしていただければ幸いである。コロナ禍下で目標の未達が少なくない中での判定の付け方について省として平仄をとっていくことも必要かもしれない。

- ・ 指標を変更する必要がある場合にはどのようにしたらよいのか。この点の整理が重要である。外交は生き物であるから、外部環境が変化すれば目標も戦略も変化して当然である。新たな政策評価の基本方針では、岸田内閣において検討されてきた「アジャイル型政策形成・評価」も取り込まれているところ、目的や指標については小刻みな変更、柔軟な運用、外部環境の適時適切なフィードバックが許容されるはずである。この点についても前広にご検討をいただきたい。
- ・ かつて外務省では、MDGs の業績達成度を使えないか検討したことがあったが、MDGs は政治的意思決定にかかわり、行政機関が行う政策評価にはなじまず、また数値目標が技術的に難しいということから、測定型評価は取らなかった経緯がある。SDG s の達成指標についても同様に再検討がなされたのであろうか。SDG s の達成度については、毎年目標達成進捗度が国別スコア・ランキングで公表され、報告書として刊行されている。北欧諸国・西欧諸国の順で EU 諸国が上位を占めるが、EU 諸国に次いで日本は 19 位にあり、米国 41 位、中国 56 位であること、また SDG s 達成により創出される情報技術関連市場が、世界全体で約 173 兆円規模と試算（総務省）することにも鑑みて、日本外交の成果の一つとして SDG s も政策評価の測定指標に組み入れてもよいのではないだろうか。
- ・ 施策全般に言えることだが、記述に「効果的」が多用されている。少なくとも評価に関する文脈において「効果的に〇〇した」とするならば、実際に「効果的」であることが示されている必要がある。必要な修飾語と言えるのか、単なる枕詞になっていないか、各記述の箇所について今一度の推敲が必要ではないだろうか。

[施策に係る事後評価]

基本目標 I 地域別外交

施策Ⅰ－１ アジア大洋州地域外交

令和5年度政策評価書

(外務省4-I-1)

施策名(※)	アジア大洋州地域外交					
施策目標	アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築するため、以下を推進する。					
	1 東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化する。					
	2 北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。					
	3 大局的観点から未来志向の日韓関係を構築していくために、外交当局間等の活発な意思疎通・協議を通じて日韓関係の改善を図る。					
	4 ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ「日中新時代」を切り開いていく。また、日モンゴル互惠関係を一層深化させる。					
	5 我が国とメコン川流域5か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマー)との間において、お互いの政府要人往来を始めとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進するとともに、各種経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。					
	6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開する。					
	7 南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与する。また、インドと緊密に連携し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を具体化していく。					
	8 豪州及びニュージーランド(NZ)との二国間関係及び日豪においては日豪を含む多国間協力を更に強化するとともに、太平洋島嶼国との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保する。					
施策の予算額・執行額等(分担金・拠出金除く)	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,723	3,183	3,146	3,610
		補正予算(b)	6	0	0	
		繰越し等(c)	712	189	340	
		合計(a+b+c)	3,441	3,372	3,486	
執行額(百万円)		2,968	2,243	3,113		
同(分担金・拠出金)	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	705	719	699	653
		補正予算(b)	5,545	423	11,304	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	6,251	1,142	12,003	
執行額(百万円)		6,244	1,100	11,996		

(※) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」(「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」)及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果(注1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり(B)	(判断根拠) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の令和2・3・4年度目標の達成状況(注2)	個別分野1 東アジアにおける地域協力の強化	
		*1-1 日ASEAN協力の進展	a
		1-2 ASEAN+3(日中韓)(APT)協力の進展	b
		1-3 ASEAN地域フォーラム(ARF)協力の進展	b
		*1-4 東アジア首脳会議(EAS)協力の進展	b
		*1-5 日中韓三か国協力の進展	b

	1－6	地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展	b
	1－7	総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数	b
	個別分野2 朝鮮半島の安定に向けた努力		
	*2－1	北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展	c
	*2－2	拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展	c
	2－3	米国及び韓国との間で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関し会議・協議を行った回数	b
	個別分野3 日韓関係の改善		
	*3－1	日韓関係の改善	a
	3－2	人的交流の拡大	b
	*3－3	経済関係緊密化のための各種協議等の推進	b
	3－4	日韓の連携、協力を通じた地域及び国際社会の課題への寄与	b
	個別分野4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル間の互恵関係の強化等		
	*4－1	「日中新時代」に向けた取組（経済面以外）	b
	*4－2	「日中新時代」に向けた取組（経済面）	b
	4－3	日モンゴル関係の着実な進展（経済面以外）	b
	4－4	日モンゴル関係の着実な進展（経済面）	b
	4－5	日台実務関係の着実な進展	b
	4－6	日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数（電話会談を除く。令和3年度からよりテレビ会談を含む）	b
	4－7	中国遺棄化学兵器問題への取組（現地調査箇所数）	c
	個別分野5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化		
	*5－1	要人往来等を通じた二国間関係の強化	b
	5－2	経済協議の実施と貿易投資環境の整備	b
	*5－3	メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進	c
	5－4	要人往来数（政務官レベル以上）	b
	5－5	日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進	b
	個別分野6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化		
	*6－1	要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進	b
	*6－2	各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化	b
	6－3	平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力	b
	6－4	要人の往来数（日本側は総理大臣及び外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣）	b
	6－5	日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士の受入れの推進	c
	個別分野7 南西アジア諸国との友好関係の強化		
	*7－1	インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化	b
	*7－2	要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進（インドを除く）	b
	7－3	南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施	b
	7－4	要人往来数	b
	個別分野8 大洋州地域諸国との友好関係の強化		
	*8－1	豪州及びNZとの関係強化	a
	*8－2	太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化	b
	8－3	要人の往来数	b

（注1）評価結果については、各個別分野の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2)「測定指標の令和2・3・4年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び令和2・3・4年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見) ・個別分野1につき、新型コロナウイルス感染症の世界的流行下において、国をまたぐ往来が制限される中、オンライン等の手段を活用しつつ外交的努力が継続されてきた点は高く評価される。また、コロナ対策について積極的な支援を行い、各国から謝意が表明されている点についても同様。 ・測定指標1-1について丁寧に施策の進捗状況・実績が書かれており、FOIP 強化へ向けて AOIP に関する日 ASEAN 協力を推進し、計画通りの目標を達成したことは大いに評価できる。また、エビデンスとして、リンクが示されている AOIP 協力プロGRESS・レポートには具体的な事例が紹介されており有益である。 ・AUKUS や QUAD といった新しい協力枠組みが台頭する中で、ASEAN の中心性と ASEAN の当事者としての役割を支持した外交は高く評価できる。とりわけ AOIP 協力に関する日 ASEAN 共同声明を発出したことは、ASEAN の AOIP への継続的コミットメントを強調するものとなった。インド・ニューデリーで発表した「FOIP のための新たなプラン」も、FOIP の包摂性を協調する上で効果的だった。 ・ASEAN 各国との協力や感染症対策センターの設立支援など、日本が積極的に行っている国際協力で日本がリーダーシップを発揮し、貢献していることは大変価値があるといえる。「日 ASEAN 協力の重要性について各国と見解を共有していることが首脳レベルで確認され」、FOIP と AOIP 双方のシナジー効果を生むようなプロジェクトを特定して AOIP で海洋協力、連結性、SDGs、経済という4重点分野を具体化していくという方針から、日本の対外政策の積極的な姿勢を読み取れる。しかし、それらによってどのように各国民の生活が改善されたのかについての具体的に記述し、政策の有効性や影響力をより深く理解できるような記述によって表現することが今後の課題となる。日本の AOIP への協力を紹介する広報活動については、様々なメディアを活用し、ターゲットとなる視聴者や読者に対する訴求力を最大化することが求められる。特に、デジタルメディアの利用は、広範囲の人々に情報を届ける有効かつ効率的な手段であり、これを適切に活用することで、日本の外交活動への理解と支持を高めることが可能となろう。 ・測定指標1-7について、国際会議の参加国や目的によって重要性やその成果は異なると思われ、これを一律にカウントして測定指標とすることには少し無理があるのではないかと。施策の分析では測定指標1-7について「この地域のリスクを最小化し、成長の機会を最大化していくという点に対して有効であった」としているのに対し、これに続く次期目標等への反映の方向性の冒頭では安全保障環境は厳しさを増していることの記述がある。「有効であった」とするのは、どの会議がどう有効であったのか、施策の分析で示されていないと次期目標への繋がりが悪いと思われる。 ・個別分野2につき、測定指標2-1や測定指標2-2は「c」と判定されているが、北朝鮮問題については国交もないなか外交的努力には限界があるところ、外部環境が好ましくない状況にあることなどから「c」判定が付されている。この判定では外交的努力が正当に評価されないが、正当な外交的努力が払われたかという判定と、外部環境の判定は、分けた方がよいのかもしれない。 ・個別分野3につき、日韓関係は大きく改善の兆しをみせているところ、これまでの外交的努力の成果として積極的に評価してもよい面が少なくないと思われる。 ・日韓関係においては、尹錫悦政権発足の外交機会を十分に活かし、外相・次官・局長協議を重ね、日韓双方の信頼を積み上げ韓国側に懸案の解決を促し、日韓首脳会議とシャトル外交の再会に結びつけ、日韓、日米韓の戦略的連携を推進した成果は高く評価できる。 ・個別分野4につき、日中、日台、日モンゴルの関係は難しい局面も少なくないなかで、外交的努力が着実に実を結んでいる面も多く見られる。 ・日中関係を牽引した「戦略的互惠関係」が退潮し、米中間では戦略的競争関係が深まる中で、日本の対中外交目標についてさらなる明確化が求められる。中国との「建設的かつ安定的な関係の構築」はG7広島首脳コミュニケを含め国際的広がりを持つ概念として発展したことを評価。日中の危機管理メカニズムの構築にも着実な進展が得られた。中国における邦人の安全管理についてさらなる努力を期待。

- ・測定指標 4－5につき、世界的にみて、あるいは我が国もかかわる G 7 等の共同宣言などにも表れているように、台湾（海峡）の重要性が高まるに従い、このセクションで、我が国の台湾に対する施策やスタンスが「台湾は、自由、民主、平和、法の支配といった普遍的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナー」以外、ほとんど何も書かれていないまま、経済文化交流に関する記述に終始していることに愕然とする。そのような付度は誰に対してなぜ必要なのか、理解に苦しむ。実際に実質的な外交関係を取り持つ団体（日本台湾交流協会）があり、大使級を交換し、本省の指示を仰ぎつつ外交政策が策定実施され、本省でも台湾班長から実質的な課長ポストにいたるまで拡充が図られている中、日本国政府・外務省の外交政策評価に、台湾にかかわる「現状」とは何か、それに関していかなる施策を実施しているのかに関する記述は不可欠であり、それなしに統合的なアジア太平洋外交評価はしえず、国民の「現状」理解も得られない段階に来ている。とりわけ、G 7 諸国の台湾をめぐる「現状」理解はばらばらで、日本は多数派を形成していない（「一つの中国」政策理解を共有していない）状況では、最低限、日本のいう「現状」とは何か、そのために何をしているのか、形式はともあれ、来年度からは記述を本評価の冊子に加えるべきだと考える。
- ・個別分野 5につき、クーデター後のミャンマーに対して、「複数のルートから、①暴力の即時停止、②拘束された関係者の解放、③民主的な政治体制の早期回復をミャンマー国軍に強く求め」、さまざまなフォーラムやアクターをつうじて、改善を求めてきた経緯については、了解したが、結果に乏しい。この点について外務省がどう評価しているのか、中長期的な視点から政策評価をするためにも、やったことを羅列するのではなく、きちんと現状の総括をすべきだと考える。とりわけ、ASEAN 議長国や G 7 など関連フォーラムで後押ししたり議論したり宣言に「参加」したりした一方、制裁や非難は欧米主要国未満だったことの効果をどう図るのだろうか。東アジア首脳会議、その他インド太平洋にまたがる様々な施策で、法の支配などの原則を強調したうえで、具体的な施策を起案し実施している旨を強調するわりには、ミャンマーの苛烈な弾圧殺戮に対して、控えめな制裁・非難しかせず、伝統的なバックチャネル外交によって関係を維持しようというスタンスは、そうした原則とどう整合するのか疑問なしとしない。付言すれば、そうした「ソフト（声高に非難しない）」アプローチで、天安門事件以降の中共政権を甘やかし結果、生産力軍事力の増強とも相まって増長を許したことへの反省が内外で生じているなかで、同様のアプローチが機能するという前提がすでに欠けているなか、その点を含めてなぜいま日本外交の対ミャンマーのスタンスになっているのか、自国のスタンスの弁証なり検証なりをきちんと記述すべきではなかろうか。
- ・個別分野 6につき、測定指標 6－5 は「c」と判定されているが、日インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受け入れの実績値が目標を大幅に下回ったことがその理由のようであるが、コロナ禍下での実績の悪化はやむを得ない。他方で、アフターコロナに向けた取組については着実に進められており、そうした努力も正當に評価していくことも必要である。
- ・インドネシア人・フィリピン人・ベトナム人看護師・介護福祉士候補者についての滞在期間の延長について、他箇所での記述は行われているが、測定指標 6－5 においては全く記されていない。当該指標においてはとりわけ重要な措置と目されるところ、測定指標 6－5 においても相応の記述が行われてもよいのではないだろうか。
- ・個別分野 7につき、ロシア・ウクライナ戦争に対するインドの立場は、QUAD の亀裂を深めかねなかったが、日印・日米豪印双方の枠組みで一方的な現状変更を容認しない立場を確認しつつ、QUAD における実務的協力の拡大に焦点を置いたことは評価できる。インドで開催された G 20 外相会談に林外相が国会日程の都合により参加できなかった問題はかなり深刻な問題であり反省を要する。

担当部局名	アジア大洋州局	政策評価 実施時期	令和 5 年 8 月

個別分野 1 東アジアにおける地域協力の強化

施策の概要

日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し自由で開かれた東アジアの実現のため、日米同盟を基軸としながら、二国間関係に加え、日 ASEAN、ASEAN+3、ASEAN 地域フォーラム (ARF)、東アジア首脳会議 (EAS)、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説(令和 4 年 1 月 17 日)
八 外交・安全保障（「自由で開かれたインド太平洋」の推進）（近隣外交）
- ・ 第 208 回国会外交演説(令和 4 年 1 月 17 日)
厳しさを増す安全保障環境への対応
「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組の推進
近隣諸国などとの関係
地域外交の課題

測定指標 1－1 日 ASEAN 協力の進展 *

中期目標（一年度）

ASEAN 共同体強化のため、その中心性・一体性を支持しつつ、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」と多くの本質的な原則を共有する「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック (AOIP)」の実現を全面的に支援する。AOIP に記載された 4 つの分野、すなわち海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標、経済等の分野における協力を具体化し、日 ASEAN 戦略的パートナーシップを一層強化していく。

令和 2 年度目標

令和元年度に引き続き、日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画を含め、以下の項目を推進していく。

- 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、政治・安全保障、経済等様々な分野における日 ASEAN 協力を深める。
- 2 日 ASEAN 統合基金 (JAIF) 等も活用し、連結性強化と格差是正等 ASEAN 共同体の更なる統合の深化への支援を推進する。
- 3 日 ASEAN 間での人的交流を拡大する。
- 4 「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック (AOIP)」に関する日 ASEAN 協力を具体化し、ASEAN との連携を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 10 月 18 日から 21 日にかけて、菅総理大臣は就任後初の外国訪問先として、令和 2 年の ASEAN 議長国であるベトナム及び ASEAN の主要国であるインドネシアを訪問した。今回の訪問で、友人であり、戦略的パートナーでもある ASEAN との信頼関係をより一層深化させるとともに、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」を実現するための要である ASEAN 各国と緊密に連携しながら FOIP を着実に実現していくとの日本の決意を表明した。

菅総理大臣は、日越首脳会談及び日インドネシア首脳会談のそれぞれにおいて、AOIP と FOIP の連携、11 月の ASEAN 関連首脳会議に向けた協力について協議した。加えて、ベトナム訪問中、菅総理大臣は、チョン共産党書記長兼国家主席、ガン国会議長及びチン越日友好議員連盟会長とも会談を実施するとともに、日越大学において学生との意見交換も行った。同大学では、「共につくるインド太平洋の未来」をテーマに、総理大臣就任後初めて国外で外交政策スピーチを実施した。スピーチでは、これまでの連結性や人造りに関する協力を通じた日本と ASEAN の強固なパートナーシップを確認するとともに、AOIP と FOIP が基本的な原則を共有していることや AOIP を全面的に支持すること、そして法の支配の重要性を強調した。また、9 月 9 日にオンライン形式にて日 ASEAN 外相会議が開催され、茂木外務大臣が出席し、成果文書として議長声明が発出された。議長国ベトナムのミン副首相兼外相から、政治安全保障、経済協力、社会文化の各分野における日 ASEAN 協力の成果をレビューした上で、今後の進展への期待が表明された。茂木外務大臣から、ASEAN 感染症対策センター設立に 5 千万ドルを拠出したことを説明の上、早期に同センターを立ち上げるべく検討を加

速したい旨を述べた。また、茂木外務大臣から、新型コロナ ASEAN 対応基金への1百万米ドルの支援も併せて発表した。11月12日にオンライン形式にて、日 ASEAN 首脳会議及び ASEAN 感染症対策センター設立行事が開催され、菅総理大臣が出席した。成果文書として、議長声明に加えて、「AOIP 協力についての日 ASEAN 首脳会議共同声明」が採択され、FOIP と AOIP が本質的な原則を共有していることを確認した。

- 2 連結性については、11月の日 ASEAN 首脳会議にて、菅総理大臣から、2兆円規模の質の高いインフラプロジェクトを中心とする「日 ASEAN 連結性イニシアティブ」を立ち上げ、インフラ整備を通じて陸海空の回廊による連結性を強化し、今後3年間で1,000人の人材を育成していくことを表明した。また、9月の日 ASEAN 外相会議にて、茂木外務大臣から、経済の強靱化、デジタル、災害対応、連結性強化に向けたインフラ整備、サプライチェーンの強化等に重点的に取り組んでいきたい旨述べた。ASEAN 各国からは、ASEAN 感染症対策センター設立や新型コロナに関する ASEAN 対応基金への拠出を始めとする、日本による対 ASEAN 支援に謝意が表明され、日 ASEAN 統合基金（JAIF）を通じた今後の協力への期待が表明された。さらに、11月の日 ASEAN 首脳会議にて、菅総理大臣から、「日 ASEAN 経済強靱化アクションプラン」を通じ、サプライチェーンの強靱化や、デジタル技術を活用して社会変革に取り組むビジネスを後押ししていく旨表明した。加えて、経済再生支援について、ASEAN 各国に総額約25億ドルの財政支援円借款を供与している旨説明した。
- 3 新型コロナの影響を受け、人的交流の拡大は断念を余儀なくされたが、再開に向けて調整を進めた。また、国際的な人の往来ができない状況下において、オンラインを活用し、人的交流を継続した。12月「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック（AOIP）」のウェビナー、交流を実施し、560名が参加した。
- 4 11月の日 ASEAN 首脳会議にて、FOIP と AOIP 双方のシナジー効果を生むようなプロジェクトを49個特定した。そして、AOIP に記載された海洋協力、連結性、SDGs、経済という4つの重点分野に沿って協力を具体化していくことを確認した。AOIP 協力の代表的な取組として、ASEAN 感染症対策センターの設立支援が挙げられる。令和2年3月に ASEAN 事務局からの要請を受け、4月14日の新型コロナに関する ASEAN+3 特別首脳テレビ会議にて安倍総理大臣が ASEAN 感染症対策センターの設立に対する全面的な支援を発表した。6月以降、ASEAN を始め、米国、オーストラリア、世界保健機関（WHO）など様々な地域・機関の専門家と協力して実施してきた準備調査（FS）を経て、11月12日の ASEAN 首脳会議で公式に設立が発表され、同日の日 ASEAN 首脳会議において設立行事が行われた。

令和3年度目標

令和2年度に引き続き、日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画を含め、以下の項目を推進していく。

- 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、政治・安全保障、経済等様々な分野における日 ASEAN 協力を深める。
- 2 日 ASEAN 統合基金（JAIF）等も活用し、連結性強化と格差是正等 ASEAN の中心性と一体性に対する支援を推進する。
- 3 新型コロナウイルス感染症の状況を引き続き注視しつつ、講師派遣やセミナーの実施を含む日 ASEAN 間での人的交流を拡大する。
- 4 「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック（AOIP）」に記載された海洋協力、連結性、SDGs、経済という4つの重点分野における日 ASEAN 協力を具体化し、ASEAN 独自の取組を促すことで、結果として「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現を確保する。

施策の進捗状況・実績

- 1 6月、茂木外務大臣は、リム・ジョクホイ ASEAN 事務総長と電話会談を実施し、ミャンマー情勢等について意見交換を行った。茂木外務大臣から、今後任命される ASEAN 特使の活動への支援やミャンマーへの人道支援を含め、ASEAN の取組を日本として引き続き後押ししていくこと、また被拘束者の解放が重要である旨述べ、ミャンマー問題への対応に関し、今後も緊密に連携していくことで一致した。また、日 ASEAN 友好協力50周年を迎える令和5（2023）年に向けて、日 ASEAN 関係を更なる高みへ引き上げるべく連携していくことを確認した。

8月にオンライン形式にて日 ASEAN 外相会議が開催され、茂木外務大臣が出席し、成果文書として議長声明が発出された。議長声明には、拉致問題の即時解決の重要性や南シナ海における深刻な事案への懸念等が盛り込まれ、日本の考えを一定程度反映することができた。議長国ベトナムのソン外相から、政治安全保障、経済協力、社会文化の各分野における日 ASEAN 協力の成果をレビューした上で、今後の進展への期待が表明された。茂木大臣から、新型コロナ対策として医療物資供与

や技術協力を実施しており、感染が急拡大している一部の ASEAN 諸国への酸素濃縮器の供与も決めた旨を述べた。

10 月にオンライン形式にて、日 ASEAN 首脳会議が開催され、岸田総理大臣が出席し、成果文書として議長声明が発出された。議長声明には、南シナ海問題、北朝鮮問題、ミャンマー情勢等の地域情勢について、日本の考えを一定程度反映することができた。同会議にて日本の対 ASEAN 新型コロナ対策支援ファクトシートを発表し、岸田総理大臣から、新型コロナ対策について、ASEAN 地域に 1,600 万回分以上のワクチンを供与するとともに、コールド・チェーン整備等のための「ラスト・ワン・マイル支援」を含む累計約 320 億円の無償資金協力を実施したことを紹介した。また、岸田総理大臣から、ASEAN 感染症対策センターについて、ASEAN 各国の公衆衛生担当者向けの研修開始に触れつつ、日本はセンターが地域の感染症対策の中核となるよう、全面的に支援していく意向を表明した。

12 月、岸田総理大臣は、カンボジアのフン・セン首相とテレビ会談を実施し、岸田総理大臣から、来年カンボジアが議長国を務める ASEAN 関連会議の成功に向けた協力を表明した。また、令和 5（2023）年の日 ASEAN 友好協力 50 周年に向けても協力していくことで一致した。令和 4 年 3 月には、岸田総理大臣はカンボジアを訪問し、日カンボジア首脳会談を実施した。同会談で日カンボジア首脳共同声明が採択され、AOIP 協力についての日 ASEAN 首脳共同声明に基づいて引き続き具体的な協力を進めていくこと、令和 5（2023）年に日本が開催する日 ASEAN 特別首脳会議において、日 ASEAN 関係を新たな高みに引き上げるべく緊密に連携していくこと等が盛り込まれた。

- 2 連結性強化と格差是正等 ASEAN の中心性と一体性に対する支援については、10 月の日 ASEAN 首脳会議にて、岸田総理大臣から、ポスト・コロナを見据え、デジタルトランスフォーメーション、質の高いインフラ投資、サプライチェーン強靱化といった幅広い分野で、更に協力を強化していく意向を表明した。さらに、岸田総理大臣から、日本は ASEAN 包括的復興枠組を強力に支援しており、各国の経済回復に寄与すべく、累計約 1,950 億円の無利子に近い財政支援円借款を実施していることを紹介した。令和 3 年度には、日 ASEAN 統合基金（JAIF）により、日 ASEAN サイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）において 5 回のサイバーセキュリティ演習及び 1 回のサイバーシーゲームを実施し、同分野における能力構築を推進した。また、8 月の日 ASEAN 外相会議にて、茂木外務大臣から、ワクチンへのアクセスが、各国の置かれた状況や経済力によって左右されることがあってはならない旨述べつつ、日本として COVAX ファシリティへの資金拠出等を通じて途上国を含めた「ワクチンへの公平なアクセス」の確保に貢献していることや、日本で製造されたワクチンを、これまで ASEAN 向けに計 960 万回分供給しており、今後も継続を前向きに検討していきたい旨を述べた。ASEAN 各国からは、日本による ASEAN 感染症対策センターや、ワクチンの供与を始めとするコロナ対応における日本の支援への謝意が述べられた。
- 3 新型コロナの影響を受け、人的交流の拡大は断念を余儀なくされたが、令和 2 年度に引き続き再開に向けて調整を進めた。また、国際的な人の往来ができない状況下において、オンラインを活用し、人的交流を継続した。7 月には、講師派遣事業として、「AOIP に基づく日 ASEAN 協力」をテーマにウェビナー形式で講演会を実施し、約 120 名が参加した。
- 4 10 月の日 ASEAN 首脳会議にて、令和 2 年の日 ASEAN 首脳会議の「AOIP 協力に関する日 ASEAN 首脳共同声明」を指針とし、海洋協力、連結性、SDGs、経済という重点分野に沿った、具体的な協力を進めている旨を述べた上で、令和 2 年の首脳会議に際して発表した 49 件の協力案件の進捗とともに、24 件の追加案件を掲載した合計 73 件のプロGRESS・レポートを発表した。加えて、「日 ASEAN 気候変動アクション・アジェンダ 2.0」を発表し、ASEAN 各国との協力を推進していく意向を表明した。また、「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI）」を含め、エネルギー移行のロードマップ策定、技術協力、人材育成等を通じ、ASEAN 各国を包括的に支援する旨述べた。ASEAN 側からは、新型コロナ ASEAN 対応基金への日本の貢献への感謝、公衆衛生緊急事態のための ASEAN 地域医療品備蓄（RRMS）、ASEAN 包括的復興枠組（ACRF）及び右実施計画等の ASEAN の取組への日本の継続的支援への期待、ASEAN 感染症対策センターの運用化に向けた日本の支援への感謝、AOIP に対する日本の揺るぎない支持への歓迎、日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定を改正する第一議定書の全ての国による完全な批准への期待、ASEAN 統合イニシアティブの実施等の開発格差の縮小やサブリージョンの開発促進に対する日本の継続的な支援への感謝、ASEAN スマートシティ・ネットワークに対する日本の積極的で継続的な支援への歓迎、ASEAN エネルギー協力行動計画（APAEC）を通じたエネルギー移行の取組実施における日本の継続的な貢献への感謝等が表明された。

「AOIP 協力についての日 ASEAN 首脳共同声明」及び「日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメント」とその実施計画に基づき、令和 5（2023）年の日 ASEAN 友好協力 50 周年に日 ASEAN 関係を新たな高みに引き上げることを念頭に、以下の項目を推進していく。

- 1 ASEAN 諸国と首脳・外相レベルを含む様々なレベルでの意見交換を実施し、地域及び国際社会の課題への対処にあたって緊密に連携する。
- 2 日 ASEAN 統合基金（JAIF）等も活用し、AOIP に記載された海洋協力、連結性、SDGs、経済等という 4 つの重点分野における具体的な協力を引き続き推進する。
- 3 新型コロナウイルス感染症の状況を引き続き注視しつつ、講師派遣やセミナーの実施等を通じて、戦略的広報を実施するとともに日 ASEAN 間の人的交流を拡大する。

施策の進捗状況・実績

令和 5 年の日 ASEAN 友好協力 50 周年に日 ASEAN 関係を新たな高みに引き上げることを念頭に、「AOIP 協力についての日 ASEAN 首脳共同声明」及び「日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメント」とその実施計画に基づき、以下の項目を推進した。

- 1 8 月 4 日にプノンペン（カンボジア）にて 3 年ぶりに対面形式で開催された日 ASEAN 外相会議に林外務大臣が出席し、対日調整国であるタイのドーン副首相兼外相と共同議長を務めた。地域・国際情勢については、ミャンマー情勢、ウクライナ情勢、東シナ海・南シナ海、北朝鮮等を取り上げ、率直な意見交換を実施した。成果文書として発出された議長声明には、これら地域・国際情勢についての懸念や基本的原則に関する日本の主張の多くが反映された。特にウクライナに関し、主権、政治的独立及び領土一体性を尊重する必要性を再確認し、国際法及び国連憲章の基本原則の遵守を繰り返し求めた旨が記載された。さらに地域を不安定化させ、誤算及び深刻な対立を生じさせ得る最近の台湾海峡の情勢に対して懸念が表明された。また、同議長声明には、平成 29 年 8 月の外相会議にて採択された「日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメント実施計画改定版」における 75 の実施項目全てに対応する活動及びプロジェクトが実施済ないし実施中であることを歓迎する旨が盛り込まれた。

11 月 12 日にプノンペン（カンボジア）で開催された日 ASEAN 首脳会議には岸田総理大臣が出席し、日本と ASEAN は地域・国際情勢についても多くの点で考えを共有しているとした上で、ミャンマー、ロシアによるウクライナ侵略、東シナ海・南シナ海、北朝鮮等を取り上げ、日本の考えを説明した。成果文書として発出された議長声明には、日 ASEAN 外相会議議長声明と同様に、これら地域・国際情勢についての懸念や基本的原則に関する日本の主張の多くが反映された。特にウクライナに関し、主権、政治的独立及び領土一体性を尊重する必要性を再確認し、国際法及び国連憲章の基本原則の遵守を繰り返し求めた旨が記載された。さらに台湾海峡の平和及び安定の重要性を再確認するとともに、兩岸問題の平和的な解決を求めた旨記載された。また、岸田総理大臣から、日 ASEAN 友好協力 50 周年となる令和 5 年の 12 月を目途に東京で特別首脳会議を開催したいと述べたのに対して、多くの国々が支持を表明し、通常の日 ASEAN 首脳会議に加え、特別首脳会議を開催することで一致した。

加えて、7 月 20 日、10 月 5 日、令和 5 年 2 月 21 日に林外務大臣と東南アジア諸国駐日大使等との会談を実施し、ウクライナ情勢等について意見交換を実施した。

また、この他にも、ビデオ会議も含め、高級実務者（SOM リーダー）レベル、局長レベル、常駐代表・次席レベルでも日 ASEAN 間の対話、議長国（令和 4 年はカンボジア、令和 5 年はインドネシア）や対日調整国（タイ）との協議等を実施し、緊密な意見交換を行った。

- 2 11 月の日 ASEAN 首脳会議では、日本の ASEAN 包括的復興枠組への支持の一環として、総額 2,950 億円の財政支援円借款を供与している旨紹介し、これからも持続可能な成長を支援していく意向を表明した。また、日本の専門家の派遣を含め、ASEAN 感染症対策センターを引き続き支援していく意向を表明した。

さらに AOIP に沿った日本の協力について岸田総理大臣から、「自由で開かれたインド太平洋」と本質的原則を共有する AOIP への支持をいち早く表明した日本は、ASEAN 一体性・中心性を一貫して強く支持していることを改めて表明した。さらに令和 2 年の AOIP 協力に関する日 ASEAN 首脳共同声明以来、具体的な協力案件が計 89 件に上っていることを紹介し、実績を強調した（AOIP 協力プロGRESS・レポート（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100419965.pdf>））。加えて、日 ASEAN 友好協力 50 周年に向け、（1）海上交通安全等の海洋協力、（2）質の高いインフラ投資等の連結性支援、（3）ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを始めとした保健、気候変動対策、防災、（4）サプライチェーン強靱化、デジタル技術、食料安全保障の強化といった幅広い経済分野での協力を強化していくことを表明し、我が国の知見・経験を最大限活かして、「アジア・ゼロエミッション共同体構想」を実現していきたい旨表明した。

これに対し、ASEAN 各国からは、新型コロナからの回復の支援を始めとする上述のような各種取組や、ASEAN 感染症対策センターの設立支援等について、高い評価と謝意が表明された。さらに日本の A0IP 協力についての高い評価とともに、引き続きの緊密な協力への強い期待が表明された。このように、日 ASEAN 協力の重要性について各国と見解を共有していることが首脳レベルで確認された。

- 3 8 月の日 ASEAN 外相会議では、令和 5 年を「日本 ASEAN 友好協力 50 周年」とすることに合意し、50 周年の公式ロゴマーク及びキャッチフレーズを共同で発表した。またその旨は議長声明にも盛り込まれた。令和 5 年を通して日 ASEAN 間の人的交流を拡大すべく、12 月には 50 周年記念行事・交流事業の一般公募を開始した。これらの一連の 50 周年広報では、日アセアンセンターと連携し、同センターのリソースやネットワークを活用した。特に 50 周年特設ウェブサイトの開設や公募受付といった協力を得た。講師派遣事業として、9 月には「自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた ASEAN との協力深化」をテーマにウェビナー形式で講演会を実施し、約 60 名が参加した。

また、令和 5 年 2 月にはジャカルタで 50 周年記念シンポジウムを開催し、総理大臣メッセージを含む日本の A0IP への協力を紹介した JAIF 広報動画や、林外務大臣のビデオ・メッセージを活用し、ASEAN に寄り添い、聴衆に訴えるメッセージを工夫し、効果的な戦略的広報を実施した。結果として、現地報道のみならず、大臣のビデオ・メッセージが日本国内でも NHK で報道された。令和 5 年 3 月に東京で開催された国際交流基金主催の 50 周年記念シンポジウムでも、総理大臣のビデオ・メッセージや、レセプションにおける林外務大臣の挨拶等で、日 ASEAN 関係を重視するメッセージを発出した。また、同レセプションでは、効果的な広報を実施する観点から、公式ロゴマーク・公募コンテストの表彰式を合わせて実施した。

令和 4 年度は、新型コロナの影響からコロナ前の水準を超えるような日 ASEAN 間の人的交流の拡大には至らなかったが、日 ASEAN 間の会議を含む ASEAN 関連会議も対面で開催されるなど、人的交流の再活性化に向けた動きが見られた。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況： a

測定指標 1－2 ASEAN＋3（日中韓）(APT)協力の進展

中期目標（一年度）

「ASEAN＋3 協力作業計画 2018-2022」に基づき、食料安全保障、金融、教育、健康、環境等、広範な分野の協力を推進する。

令和 2 年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、「ASEAN＋3 協力作業計画 2018-2022」に基づく、保健医療、防災、教育、国境を越える犯罪等を始めとする様々な分野で実務協力を引き続き進展させる。
- 2 また、トラック 1.5 の枠組みである東アジア・フォーラム（EAF）及びトラック 2 の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT）を活用し、ASEAN＋3 の実務協力を更に推進するための提言が、11 月の ASEAN＋3 首脳会議に提出されるよう連携を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 4 月 14 日に、新型コロナに関する ASEAN＋3（日中韓）特別首脳テレビ会議が開催され、共同声明が発出された。安倍総理大臣から、①感染症対策能力の強化、②感染症対策センターの設立、③経済の強靱化支援という 3 つの対 ASEAN 支援策を打ち出した。

9 月 9 日に、オンライン形式にて、第 21 回 ASEAN＋3（日中韓）外相会議が開催され、茂木外務大臣が出席し、議長声明が採択された。茂木外務大臣から、国際機関や二国間での支援を通じた医療物資・機材等の供与に加え、地域における経済再生のための緊急支援円借款や「対 ASEAN 海外投融资イニシアティブ」を通じ、ASEAN 諸国を支援していく旨表明した。また、ASEAN＋3 協力作業計画 2018-2022 に沿って、海洋プラスチックごみ対策を始め、災害時における食料支援、青少年交流、健康促進といった分野における協力を各国とともに引き続き取り組んでいく旨表明した。これに対し、ASEAN 各国外相から、「新型コロナに関する ASEAN 対応基金」への拠出を始めとする日中韓による新型コロナ対策支援について謝意表明があるとともに、新型コロナ禍において APT 各国が緊密に連携することが重要との発言があった。

11 月 14 日に、オンライン形式にて第 23 回 ASEAN＋3（日中韓）首脳会議が開催され、菅総理大臣が出席した。4 月の ASEAN＋3 特別首脳テレビ会議で発表した支援策のフォローアップとして、菅総

理大臣から、医療支援について、2億ドル以上の医療物資・機材の支援、医療研究機関等に対する技術協力などを通じた支援を更に進める意思を表明した。また、日中韓が連携し、「新型コロナウイルスに関する ASEAN 対応基金」に ASEAN+3 協力基金から 30 万ドルの拠出を決定した旨を説明した。経済再生支援については、「対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ」の下、質の高いインフラ等民間セクターへの投資を拡大し、ASEAN の経済強靱化に協力していく旨表明した。さらに、地域にとって避けられない高齢化問題に対しては、「アジア健康構想」の下、アジアにおける医薬品やヘルスケア産業の振興に取り組んでいく旨表明した。これに対し、多くの国から ASEAN 感染症対策センターへの協力を含む、日本からの具体的な支援や ASEAN+3 協力について謝意が表明された。また、多くの国からコロナ禍における金融協力、経済強靱化、貿易・投資の活性化に向けた ASEAN+3 の枠組みの重要性が更に高まっている旨の発言があり、新たな課題に対する経済・金融強靱性のための ASEAN+3 協力強化に関する ASEAN+3 首脳声明が採択された。さらに、北朝鮮問題や拉致問題など地域・国際情勢についても意見交換をし、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも我が国の立場が多く盛り込まれた。

- 2 12 月 10 日にオンライン形式にて開催された、「新たな課題に対する経済・金融強靱性のための ASEAN+3 協力強化」に関する第 18 回東アジア・フォーラム (EAF) については、曽根アジア大洋州局審議官が開会式典に出席し、日本の AOIP 協力を始め、新型コロナ対策や連結性の強化等、経済・金融強靱性のための協力について述べた。東アジア・シンクタンク・ネットワーク (NEAT) についても、11 月 18 日、第 32 回国別代表者会議 (CCM) がインドネシア主催にてオンラインで開催された。同 CCM では、過去 1 年間の NEAT の政策研究活動を代表する「東アジアにおける新型コロナに対する包摂的、強靱的、持続可能的連結性強化」(日本主催)の作業部会 (WG) の研究結果が報告されたあと、最終的に「NEAT 政策提言メモランダム」として取りまとめられた。なお、ASEAN+3 首脳会議の議長声明において、APT 協力に向けた NEAT の重要な貢献を認識し、東アジアにおける社会文化的連結性や、スマートかつ持続可能な都市建設を提唱した令和元年の NEAT 会合の成果を歓迎する旨の文言が同議長声明に盛り込まれた。

令和 3 年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、「ASEAN+3 協力作業計画 2018-2022」に基づく、保健医療、防災、教育、国境を越える犯罪等を始めとする様々な分野で実務協力を引き続き進展させる。
- 2 また、トラック 1.5 の枠組みである東アジア・フォーラム (EAF) 及びトラック 2 の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク (NEAT) を活用し、ASEAN+3 の実務協力を更に推進するための提言が、11 月の ASEAN+3 首脳会議に提出されるよう連携を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 8 月 3 日に、オンライン形式にて、第 22 回 ASEAN+3 (日中韓) 外相会議が開催され、茂木外務大臣が出席し、議長声明が採択された。茂木外務大臣から、チェンマイ・イニシアティブ改訂契約書の発効を歓迎し、新型コロナに対応できるよう運用が改善された ASEAN+3 緊急米備蓄は食料安全保障の観点からも重要であり、引き続き支援していきたいと述べた。また、AOIP の重点分野で具体的協力を促進していくことが重要であると述べた上で、自由で公正な経済秩序の構築の重要性や、ポスト・コロナ時代の成長の原動力としての「グリーン」と「デジタル」について協力を進めていく旨を表明した。これに対し、ASEAN 各国外相から、新型コロナに関する ASEAN 対応基金への拠出、ワクチン供与、日本による ASEAN 感染症対策センターの設立支援を含む新型コロナ対応への協力などについて謝意の表明があるとともに、新型コロナ対策及びコロナからの回復における地域の協力の重要性を強調する発言があった。

10 月 27 日に、オンライン形式にて第 24 回 ASEAN+3 (日中韓) 首脳会議が開催され、岸田総理大臣が出席した。岸田総理大臣から、医療支援について、「新型コロナウイルス感染症 ASEAN 対応基金」への拠出に加え、医療物資・機材供与やコールド・チェーン整備など、2億ドル以上の支援を更に進めていることを紹介した。また、日本は、人間の安全保障の理念の下、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に向け、安全性、有効性、品質が確保されたワクチンを公平かつより多くの人々に届けることを全面的に支援し、これまで ASEAN 地域に 1,600 万回分以上のワクチン供与を行っている旨述べた。経済再生支援については、ASEAN 各国への無利子に近い財政支援円借款の供与や、「対 ASEAN 海外投融資イニシアティブ」を通じた質の高いインフラ等への投資を拡大した旨述べた。また、「日 ASEAN 経済強靱化アクションプラン」の下、アジア・デジタル・トランスフォーメーション促進や、ASEAN のサプライチェーン多元化支援などの事業が進展しており、重点分野に基づき、アクションプランを更に拡充させていく考えを説明した。これに対し、ASEAN 側から、

日中韓からのワクチンを含む医療物資の供与や、日本による ASEAN 感染症対策センターの設立支援を含む新型コロナ対応への協力について謝意が表明された。また、各国から、将来の公衆衛生上の危機に対応するための地域の医療品備蓄の構築や、ワクチンの開発研究・生産・調達における協力促進等への期待が表明されるとともに、ポスト・コロナの持続可能な回復に向けて、地域の連携を一層推進する重要性を強調する発言があり、青少年のメンタルヘルス協力に関する ASEAN+3 首脳声明が採択された。さらに、北朝鮮問題や拉致問題など地域・国際情勢についても意見交換をし、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも一定程度我が国の考えを反映することができた。

- 2 12月7日にオンライン形式にて開催された、「東アジアにおける新型コロナからの包摂的で強靱な復興に向けた協力」に関する第19回東アジア・フォーラム(EAF)については、石月アジア大洋州局参事官が開会式典に出席し、東アジアにおける包摂的で強靱なポスト・コロナの復興に向けた、保健安全保障、デジタル化、グリーンな成長の3つの分野における日本の協力や、AOIPに関する日ASEAN協力について述べた(第19回EAFの報告書は、令和4年11月に開催予定のASEAN+3首脳会議に提出される予定)。東アジア・シンクタンク・ネットワーク(NEAT)については、9月1日、第34回国別代表者会議(CCM)がフィリピン主催にてオンライン形式で開催された。同CCMでは、過去1年間のNEATの政策研究活動として、「気候変動と持続可能な発展(中国主催)」、「新型コロナに対するASEAN+3(APT)協力」(インドネシア主催)、「東アジアにおける2050年カーボンニュートラルの達成に向けて」(日本主催)、「人間の安全保障におけるAPT協力」(韓国主催)、「デジタル分野における中小企業協力」(フィリピン主催)の各作業部会の研究成果が報告され、その後、「NEAT政策提言メモランダム」としてとりまとめられた。同メモランダムは、10月27日に開催されたASEAN+3首脳会議に提出され、ASEAN+3首脳会議の議長声明において、APT協力に向けたNEATの重要な貢献を認識し、5つのNEAT作業部会の成果を歓迎する旨の文言が盛り込まれた。

令和4年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、「ASEAN+3協力作業計画」に基づく、金融、食料安全保障、保健医療、防災、教育、国境を越える犯罪等を始めとする様々な分野で実務協力を引き続き進展させる。
- 2 また、トラック1.5の枠組みである東アジア・フォーラム(EAF)及びトラック2の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク(NEAT)を活用し、ASEAN+3の実務協力を更に推進するための提言が、ASEAN+3首脳会議に提出されるよう連携を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 8月4日に、プノンペン(カンボジア)にて、第23回ASEAN+3(日中韓)外相会議が開催され、林外務大臣が出席し、議長声明が採択された。林外務大臣から、ASEAN+3協力作業計画(2023-2027)の採択を歓迎し、ASEAN諸国への新型コロナワクチン供与、ASEAN+3緊急米備蓄を通じたコメ支援の実施、チェンマイ・イニシアティブの更なるルール整備に向けた議論の進展への貢献、船舶通航支援業務(VTS)管制官育成等の日本の積極的な貢献について紹介した。また、法の支配による自由で開かれた国際秩序の維持・強化の重要性を述べた上で、AOIPの優先分野で具体的協力を促進していく旨述べた。これに対し、各国から、パンデミック後の経済回復、公衆衛生、食料安全保障、金融協力、デジタル経済等を始めとする、優先すべき協力分野について発言があった。

11月12日に、プノンペン(カンボジア)にて第25回ASEAN+3(日中韓)首脳会議が開催され、岸田総理大臣が出席した。岸田総理大臣から、ASEAN+3協力作業計画(2023-2027)に基づき、デジタル経済や強靱な農業といった新たな分野を含めた取組を着実に進める意向を表明した。その上で、AOIPを強く支持し、①海洋協力分野について、船舶の通航を支援する管制官の育成、海洋プラスチックごみ対策の計画策定や海洋モニタリングの支援、②連結性分野について、ASEAN連結性マスタープラン2025に基づく質の高いインフラ投資の促進、情報通信技術(ICT)、法制度整備、人物交流の活発化といったソフト連結性の分野の支援、③SDGsに関して、人間の安全保障の理念に基づく、SDGsの達成に向けた、ASEAN+3緊急米備蓄やASEAN食料安全保障情報システムの支援、ASEAN感染症対策センターの早期稼働に向けた全面的支援の継続、エネルギー安全保障、持続可能な成長の確保及び気候変動に対応するバランスの取れた脱炭素化の支援、④経済・金融分野について、ASEAN包摂的復興枠組の実施、チェンマイ・イニシアティブの更なる機能強化に向けた議論への貢献等、4つの優先分野に沿った具体的協力を進めていく旨述べた。これに対し、各国から、将来の公衆衛生上の危機に対応するための地域の医療品備蓄の構築への期待や、ASEAN感染症対策センターの運用開始への期待が表明された。さらに、複数の国から、チェンマイ・イニシアティブの強化、ASEAN+3緊急米備蓄の更なる効果的活用、RCEP協定の完全な実施、デジタル分野におけるASEAN+3協力

拡充の重要性等を強調する発言があった。さらに、ウクライナ情勢、北朝鮮問題やミャンマー問題など地域・国際情勢についても意見交換をし、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも一定程度我が国の考えが反映された。

- 2 12月19日～20日にニャチャン（ベトナム）にて開催された、「東アジアにおける包摂的、公正かつ持続可能な発展に向けた復興と成長」に関する第20回東アジア・フォーラム（EAF）については、紀谷ASEAN代表部大使が開会式典に出席し、AOIPの4つの優先分野に関する日ASEAN協力について説明した。東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT）については、9月6日、第36回国別代表者会議（CCM）がラオス主催にてオンライン形式で開催された。同CCMでは、過去1年間のNEATの政策研究活動として、日本主催の「東アジアにおけるカーボンニュートラルの達成に向けて」の作業部会の研究成果が各国主催の作業部会の結果と共に報告され、その後、「NEAT政策提言メモランダム」としてとりまとめられた。同メモランダムは、11月12日に開催されたASEAN+3首脳会議に提出され、ASEAN+3首脳会議の議長声明において、APT協力に向けたNEATの重要な貢献を認識し、6つのNEAT作業部会の成果を歓迎する旨の文言が盛り込まれた。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標1－3 ASEAN地域フォーラム（ARF）協力の進展

中期目標（一年度）

アジア太平洋地域における唯一の常設多国間安全保障協力制度として、非伝統的安全保障分野を中心に、域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向けて適切な役割を果たすとともに、ARF閣僚会合等の機会を活用し、地域の安全保障協力の深化や域内の秩序維持に貢献する。

令和2年度目標

アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、毎年定例の閣僚会合及び、その準備等のために開催される局長級会合、課長級会合などの機会も活用しつつ、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させる。

施策の進捗状況・実績

7月2日にARF課長級会合、同月21日にARF局長級会合がそれぞれオンライン形式にて開催された。①海上安全保障、②災害救援、③テロ対策・国境を越える犯罪対策、④不拡散・軍縮、⑤サイバーセキュリティの5分野についての分野別会合の成果について報告を行うとともに、ARF閣僚会合に向けて、個別声明及び地域情勢についての議論を行った。会合において、悪化する地域情勢への言及やARFとしてこれらに対応すべき等、ARF閣僚会合に向けた我が国の立場を効果的に発信した。その後のARF閣僚会合においては、複数の国から我が国と同様の考えが示された。

9月12日にオンライン形式にて、ARF閣僚会合が開催され、茂木外務大臣が出席した。本会合では、議長声明が発出されたほか、①感染症発生の予防・対応の協力強化に関する声明、②テロリスト及び暴力的過激派グループに雇用された又は関連する児童の扱いに関する声明、③国際安全保障におけるICTの安全及び使用の協力に関する声明の3つの個別声明が採択された。さらに、平成21年に採択されたARFビジョン・ステートメントを実施するために平成22年に採択されたハノイ行動計画を更新し、ASEANを中心的な地域協力枠組みとするARFプロセスを強化するために、ハノイ行動計画Ⅱが採択された。また、新型コロナへの対応における国際連携のあり方に加え、北朝鮮や東シナ海、南シナ海問題を含む海洋安全保障、香港情勢や軍備管理・軍縮等の地域・国際情勢について議論した。

茂木外務大臣からは、新型コロナの世界的拡大の局面転換には、ワクチン・治療薬の開発・普及が不可欠であり、人口が少ない国や途上国に対しても、公平にワクチンへのアクセスが確保されることが極めて重要であること、また、このためには、感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）、ワクチンと予防接種のための世界的同盟（Gavi）等を通じたCOVAXファシリティ（注：新型コロナウイルス感染症のワクチンへの公平なアクセスの確保のための国際的枠組み）といった、国際的な枠組みが必要であり、日本も協力していく旨述べた。また、北朝鮮情勢について、米朝プロセスが、朝鮮半島の完全な非核化に向けた具体的な動きにつながることに強い期待を表明し、南シナ海問題については、現場の状況に対して深刻な懸念をARF参加国と共有する旨を述べ、香港情勢に関しては重大な懸念を表明した上で、香港が「一国二制度」のもとに自由で開かれた体制を維持し、香港市民や各国の国民・企業の自由と権利が尊重され、香港が民主的、安定的に発展していくことが重要である等、日本の立場を改めて表明した。

これに対し、各国からは、新型コロナ対策やワクチンの開発・普及に関して、国際連携が重要である旨の発言があった。また、北朝鮮情勢について、朝鮮半島の非核化及び安保理決議の完全な履行の重要性等を強調する旨の発言があり、南シナ海問題については、南シナ海における最近の事案への懸念が表明されるとともに、航行の自由や非軍事化の重要性、南シナ海行動規範（COC）が国連海洋法条約に合致する必要性等について言及があった。香港情勢に対しても、各国から懸念が表明された。

令和3年度目標

アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、毎年定例の閣僚会合及び、その準備等のために開催される局長級会合、課長級会合などの機会も活用しつつ、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させる。

施策の進捗状況・実績

5月24日にARF 課長級会合、6月29日にARF 局長級会合がそれぞれオンライン形式にて開催された。①海上安全保障、②災害救援、③テロ対策・国境を越える犯罪対策、④不拡散・軍縮、⑤サイバーセキュリティの5分野についての分野別会合の成果について報告を行うとともに、ARF 閣僚会合に向けて、個別声明及び東シナ海・南シナ海や北朝鮮情勢、ミャンマー情勢等の地域情勢についての議論を行った。会合において、悪化する地域情勢への言及やミャンマー情勢の事態改善に向けたASEANの取組を歓迎する旨等、ARF 閣僚会合に向けた我が国の立場を効果的に発信した。その後のARF 閣僚会合においては、複数の国から我が国と同様の考えが示された。

8月6日にオンライン形式にて、ARF 閣僚会合が開催され、茂木外務大臣が出席した。本会合では、議長声明が発出されたほか、日本も共同提案国となった若者・平和・安全保障アジェンダの促進に関する声明が採択された。また、新型コロナへの対応に加え、東シナ海・南シナ海や北朝鮮情勢、ミャンマー情勢、新たな軍備管理等の地域・国際情勢について議論した。

茂木外務大臣からは、冒頭、日本は、COVAX ワクチン・サミットの共催、バイ及びCOVAXを通じた各国へのワクチンの提供、コールド・チェーン整備を含む保健・医療分野での支援を実施しており、今後も安全で有効なワクチンへの公平なアクセスの実現に向け、国際的な取組を主導していく旨述べた。また、東シナ海・南シナ海について、力による一方的な現状変更の試みに強く反対すると述べた。北朝鮮情勢については、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を目指す方針に変わりはないと述べるとともに、米朝の対話が再開され、完全な非核化に向けた具体的な動きが進展することへの強い期待を表明した。ミャンマー情勢についても、重大な懸念を表明するとともに、ASEAN 特使の任命を歓迎し、支持する旨述べた。加えて、新たな軍備管理に関し、米露間の新START 延長に言及した上で、中国が核兵器国として、また国際社会の重要なプレーヤーとしての責任を果たし、米中二国間で軍備管理に関する対話を行うことを関係各国と共に後押ししたい旨表明した。

これに対し、各国からは、南シナ海における航行・上空飛行の自由の重要性や国連海洋法条約を始めとする国際法に沿った紛争の平和的解決の重要性、朝鮮半島の非核化及び安保理決議の完全な履行の重要性等について言及があった。また、ミャンマー情勢についても、ASEAN 議長特使の任命を歓迎するとともに「5つのコンセンサス（注）」を履行することの重要性が強調された。

（注）令和3年4月24日のASEAN リーダーズ・ミーティングにおけるミャンマー情勢に関する議論の結果、議長声明で発表されたもので、①暴力の即時停止、②全ての当事者間による建設的対話の開始、③ASEAN 特使による対話プロセスの仲介、④ASEAN による人道支援の提供、⑤ASEAN 議長特使がミャンマーを訪問し全ての当事者と会合すること、を内容とする。

令和4年度目標

アジア太平洋地域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、毎年定例の閣僚会合及び、その準備等のために開催される局長級会合、課長級会合などの機会も活用しつつ、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させる。

施策の進捗状況・実績

1 5月17日にARF 課長級会合、6月9日にARF 局長級会合がそれぞれオンライン形式にて開催された。それぞれの会合では、①海上安全保障、②災害救援、③テロ対策・国境を越える犯罪対策、④不拡散・軍縮、⑤サイバーセキュリティの5分野についての分野別会合の成果について報告を行うとともに、ARF 閣僚会合に向けて、個別声明及び東シナ海・南シナ海や北朝鮮情勢、ミャンマー情勢等の地域情勢に加え、ウクライナ情勢についても議論を行った。会合において、特にウクライナ情

勢をはじめとする悪化する地域情勢へ言及し、ARF 閣僚会合に向けた我が国の立場を効果的に発信した。その後の ARF 閣僚会合においては、複数の国から我が国と同様の考えが示された。

- 2 8月5日にプノンペン（カンボジア）にて第29回 ARF 閣僚会合が開催され、林外務大臣が出席した。本会合では、拉致問題や南シナ海問題に関し、一定程度我が国の考えが反映された議長声明が発出された。また、ウクライナに関し、主権、政治的独立及び領土一体性を尊重する必要性を再確認し、国連憲章、ASEAN 憲章及び東南アジア友好協力条約において記されている国際法の基本原則の遵守を繰り返し求めた旨が記載された。さらに、①信頼醸成措置及び予防外交に関する声明、②東南アジア非核兵器地帯条約に関する声明の2つの ARF 声明が採択された。会合においては、ウクライナ情勢、台湾情勢、東シナ海・南シナ海、北朝鮮情勢、ミャンマー情勢等の地域・国際情勢や核の使用・威嚇、核軍縮・軍備管理について議論した。

林外務大臣からは、アジア太平洋地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、地域の安全保障環境向上を目的とする ARF の重要性に触れ、今後も建設的な貢献を行っていく旨述べるとともに、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けた取組を継続・強化する考えを述べた。地域情勢に関して、ロシアによるウクライナ侵略は、主権及び領土一体性の侵害かつ武力の行使を禁ずる国連憲章の重大な違反であり、厳しく非難する旨述べた上で、こうした力による一方的な現状変更は、アジアを含め世界中どこであっても絶対に許されない旨述べるとともに、ロシアが直ちに侵略を止めるよう強く求めた。台湾情勢に関し、中国の弾道ミサイルが日本の排他的経済水域を含む日本近海に着弾したことは、日本の安全保障及び国民の安全に関わる重大な問題であり、中国の行動を強く非難する旨述べるとともに、台湾海峡の平和と安定は重要である旨指摘した上で、今般の中国の行動は地域及び国際社会の平和と安定に深刻な影響を与えるものであり、軍事訓練の即刻中止を改めて求める旨述べた。東シナ海及び南シナ海に関しては、力を背景とした一方的な現状変更の試みの継続・強化への強い反対を表明するとともに、東シナ海では中国による日本の主権を侵害する活動が継続・強化されていることを指摘した。また、平成28年の比中仲裁判断や南シナ海に関する行動規範（COC）に言及し、COCは国連海洋法条約に合致すべきであり、全てのステークホルダーの正当な権利や利益を害してはならない旨述べた。北朝鮮情勢に関し、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を目指す方針に変わりはない旨述べたほか、岸田総理大臣が、条件を付けずに金正恩委員長と直接向き合う決意であると累次の機会に述べてきていることを紹介した上で、完全な非核化に向け、北朝鮮が関係国との実質的な対話を再開するよう求めた。ミャンマー情勢に関し、被拘束者の死刑執行は、日本が一貫して求めてきた「被拘束者の解放」に大きく逆行するものであり、深刻に憂慮する旨及び人道支援を含む「5つのコンセンサス」の実施に向けた ASEAN の努力を引き続き最大限後押ししていく旨述べた。核の使用や威嚇、核軍縮・軍備管理に関し、ロシアが行っているような核兵器による威嚇も、ましてや使用もあってはならない旨強調した。併せて、核兵器不拡散条約（NPT）の維持・強化に向けた各国の建設的な対応を呼びかけるとともに、地域における核戦力の透明性の向上に向け、中国が核兵器国として、また国際社会の重要なプレーヤーとして積極的な役割を果たすことを期待する旨述べた。

これに対し、各国から、ウクライナ情勢に関する深刻な懸念が表明されたほか、複数の国がロシアによるウクライナ侵略を非難した。また、台湾海峡の緊張の高まりに懸念が表明されたほか、林大臣の発言に応え、複数の国から中国の行動を非難する旨の発言があった。加えて、南シナ海における航行・上空飛行の自由の重要性、国連海洋法条約を始めとする国際法に沿った紛争の平和的解決の重要性、朝鮮半島の非核化及び安保理決議の完全な履行の重要性等について言及があったほか、拉致問題の解決に向けた取組を支持する旨の発言があった。ミャンマー情勢に関し、各国からも、被拘束者の死刑執行を含め、深刻な懸念が表明され、「5つのコンセンサス」の履行の重要性が強調された。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標1－4 東アジア首脳会議(EAS)協力の進展 *

中期目標（--年度）

地域の安定と繁栄のため、EAS を強化するとともに、域内各国とともに安全保障等についての協力の促進を目指す。

令和2年度目標

引き続き EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していくため、次の取組を実施する。

- 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献する。
- 2 「EAS10 周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれた EAS 強化に向けた事項（EAS 参加国大使会合の定期開催等）が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

施策の進捗状況・実績

- 1 オンライン形式にて開催された EAS 参加国外相会議（9 月）及び東アジア首脳会議（11 月）に、それぞれ茂木外務大臣及び菅総理大臣が出席し、新型コロナへの対応に加え、北朝鮮や東シナ海、南シナ海問題を含む海洋安全保障、香港情勢等地域・国際情勢について協議し、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも、AOIP の重要性について盛り込まれるなど、我が国の立場が多く反映された。

9 月 9 日に開催された第 10 回 EAS 参加国外相会議では、茂木外務大臣から AOIP が示すインド太平洋のあり方と、日本の FOIP とは、開放性、透明性、法の支配等多くの基本的価値を共有しており、AOIP を全面的に支持していく意図を改めて表明した。また、新型コロナへの対応について、国際保健の枠組みの中心である WHO に関し、一連の対応に関する、公平で独立した包括的な検証を行うことが不可欠であること、国際保健課題への対応には地理的空白を生じさせないことの重要性を強調した。北朝鮮情勢については、安保理決議に従い、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄を実現するため、国際社会が米朝プロセスを後押しすることが重要である旨述べ、安保理決議の完全な履行を確保するため、「瀬取り」対策を含め、取組の維持・強化が不可欠である旨強調した。さらに、拉致問題の早期解決に向けて、各国の引き続きの協力を要請した。南シナ海問題については、継続している一方的な現状変更の試みに対して EAS 参加国と深刻な懸念を共有する旨述べ、航行及び上空飛行の自由、国連海洋法条約に反映された国際法の遵守、南シナ海に関する行動規範が第三国の権利を害するものであってはならず、国連海洋法条約に合致する必要性を訴えるなど地域情勢について日本の立場を述べた。

11 月 14 日に開催された第 15 回東アジア首脳会議（EAS）では、インド太平洋の在り方及び政治・安全保障について議論が行われた。菅総理大臣は、ASEAN が発出した AOIP には、法の支配、開放性、自由、透明性、包摂性が ASEAN の行動原理として力強くうたわれており、日本が推進する FOIP と多くの本質的な共通点を有しており、AOIP を全面的に支持する旨表明するとともに、各国にも支持を呼び掛けた。また、11 月 12 日の第 23 回日 ASEAN 首脳会議において設立を発表した ASEAN 感染症対策センターを力強く後押ししていくこと、ASEAN 各国への医療物資・機材の供与や技術協力なども進めていくことを発表した。これらに対して、多くの参加国から、AOIP の重要性について指摘があり、また、新型コロナへの対応をめぐる日本を含む EAS 参加国による貢献を歓迎する発言があった。さらに本年は、議長声明に加え、①EAS15 周年に関するハノイ宣言、②海洋持続性に関する EAS 首脳声明、③感染症の予防と対応における集団的能力強化に関する EAS 首脳声明、④地域経済の安定的成長を促進する協力に関する EAS 首脳声明、⑤女性・平和・安全保障に関する EAS 首脳声明、の 5 つの個別声明が採択され、本会議地域のプレミア・フォーラムとしての EAS の価値が高まった。

- 2 EAS 大使級会合は、4 月 22 日、7 月 2 日及び 9 月 23 日に開かれるなど、定期的に開催された。
また、首脳、外相を含む様々なレベルにおいて、機会を捉え、首脳主導で政治・安全保障を議論する地域のプレミア・フォーラムとして、EAS の機能の強化に向けた提案等を行った。

令和 3 年度目標

引き続き EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していくため、次の取組を実施する。

- 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献する。
- 2 「EAS10 周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれた EAS 強化に向けた事項（EAS 参加国大使会合の定期開催等）が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

施策の進捗状況・実績

- 1 オンライン形式にて開催された EAS 参加国外相会議（8 月）及び東アジア首脳会議（10 月）に、それぞれ茂木外務大臣及び岸田総理大臣が出席し、新型コロナへの対応に加え、北朝鮮や東シナ海、南シナ海問題を含む海洋安全保障、香港やミャンマー情勢等地域・国際情勢について協議し、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも、我が国の立場が多く反映された。

8月4日に開催された第11回EAS参加国外相会議では、茂木外務大臣から、FOIPとAOIPは本質的な原則を共有している旨改めて述べ、AOIPの進展につながる具体的な協力をAOIPの重点分野で進めていくことを表明した。また、新型コロナへの対応について、日本は、COVAXワクチン・サミットの共催を含めたCOVAXファシリティへの財政的支援、日本で製造したワクチンの供与やコールド・チェーン整備等の取組を実施しており、安全で有効なワクチンへの公平かつ公正なアクセスの実現に向け、国際的な取組を主導していく意図を改めて表明した。北朝鮮情勢については、北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄（CVID）の実現に向けて、「瀬取り」対策を含め、安保理決議の完全な履行が不可欠である旨述べるとともに、拉致問題に関し、各国の引き続きの理解と協力を求めた。南シナ海問題については、継続・強化されている一方的な現状変更の試みに対して強い反対を表明し、南シナ海における法の支配や紛争の平和的解決の重要性を改めて強調し、比中仲裁判断は当事国によって遵守されるべき旨述べた。さらに、南シナ海に関する行動規範（COC）は国連海洋法条約に合致する必要がある旨を訴えるなど地域情勢について日本の立場を述べた。

10月27日に開催された第16回東アジア首脳会議（EAS）では、インド太平洋の在り方及び政治・安全保障について議論が行われた。岸田総理大臣は、開放性、透明性、包摂性、法の支配といった価値を掲げるAOIPを高く評価している旨表明し、FOIPと本質的な原則を共有するAOIPへの全面的な支持を改めて強調した。また、新型コロナ対策について、ASEAN諸国へのワクチン供与や「ラスト・ワン・マイル支援」、ASEAN感染症対策センター設立に向けた支援等を通じ、有効性、安全性、品質が保証されたワクチンへの公平かつ公正なアクセスの実現、及び強靱かつ包摂的な保健システムの構築に向けて、引き続き協力を強化していく意向を表明した。さらに本年は、議長声明に加え、①メンタルヘルス協力に関するEAS声明、②観光回復を通じた経済成長に関するEAS声明、③持続可能な回復に関するEAS声明、の3つの個別声明が採択された。

2 EAS大使級会合は、6月7日及び8月20日に開かれるなど、定期的で開催された。

また、首脳、外相を含む様々なレベルにおいて、機会を捉え、首脳主導で政治・安全保障を議論する地域のプレミア・フォーラムとして、EASの機能の強化に向けた提案や日本側の考えの説明等を行った。

令和4年度目標

引き続きEASを地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していくため、次の取組を実施する。

- 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野におけるEASでの活発な議論に一層貢献する。
- 2 「EAS10周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれたEAS強化に向けた事項（EAS参加国大使会合の定期開催等）が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

施策の進捗状況・実績

1 プノンペン（カンボジア）において開催されたEAS参加国外相会議（8月）及び東アジア首脳会議（11月）に、それぞれ林外務大臣及び岸田総理大臣が出席し、対ASEAN協力に加え、ウクライナ情勢や台湾情勢、東シナ海・南シナ海、香港及び新疆ウイグル自治区、北朝鮮やミャンマー情勢等地域・国際情勢について協議し、日本の立場をしっかりと主張し、事後発出された議長声明にも、我が国の立場が多く反映された。

8月5日に開催された第12回EAS参加国外相会議では、林外務大臣から、AOIPへの一貫した支持を表明し、今後も具体的な協力を進めていく旨述べた。ウクライナ情勢については、ロシアによるウクライナ侵略を厳しく非難し、ロシアが直ちに侵略を止めるよう強く求めた。また、台湾情勢に関し、中国の弾道ミサイルが日本の排他的経済水域を含む日本近海に着弾したことは、日本の安全保障及び国民の安全に関わる重大な問題であるとして中国を強く非難し、台湾海峡の平和と安定の重要性を指摘した上で、今般の中国の行動は地域及び国際社会の平和と安定に深刻な影響を与えるものであり、軍事訓練の即刻中止を改めて求める旨発言した。また、東シナ海及び南シナ海における、力を背景とした一方的な現状変更の試みの継続・強化への強い反対を表明し、東シナ海では中国による日本の主権を侵害する活動が継続・強化されていることを指摘した。海洋権益の主張や海洋における活動は国連海洋法条約に基づいてなされるべきである旨述べるとともに、平成28年の比中仲裁判断や南シナ海に関する行動規範（COC）に言及し、COCは国連海洋法条約に合致すべきであり、南シナ海を利用する全てのステークホルダーの正当な権利や利益を害してはならない旨述べた。北朝鮮情勢については、北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの

CVID の実現に向けて、「瀬取り」対策を含め、安保理決議の完全な履行が不可欠である旨述べるとともに、拉致問題に関し、各国の引き続きの理解と協力を求めた。

11 月 13 日に開催された第 17 回東アジア首脳会議（EAS）では、インド太平洋の在り方及び政治・安全保障について議論が行われた。岸田総理大臣から、日本は一貫して ASEAN 中心性・一体性を支持している旨述べ、A0IP の優先分野に沿って協力を行うことを重視しており、今後も関連の取組に積極的に貢献していく意向を表明した。また、地域情勢として、ウクライナ、東シナ海・南シナ海、台湾、香港及び新疆ウイグル自治区、北朝鮮、ミャンマー情勢につき日本の立場を明確に述べた上で、国際秩序の根幹が揺らぎ、国際社会が歴史の岐路に立つ今、EAS の重要性はかつてなく高まっている旨指摘し、FOIP の実現と地域・国際社会の平和と繁栄の確保のため、今後も日本は EAS を始めとした ASEAN 主導のフォーラムを通じて、地域協力を強化していく意向を強調した。さらに本年は、地域情勢を含む議長声明に加え、女性の経済的エンパワーメント・包括的なポスト・コロナ回復のためのエネルギー協力の強化・持続可能な開発に向けたボランティア精神の促進に関する議長声明が採択された。

2 EAS 大使級会合は、6 月 30 日、10 月 20 日及び令和 5 年 3 月 1 日に開かれるなど、定期的に開催された。

また、首脳、外相を含む様々なレベルにおいて、機会を捉え、首脳主導で政治・安全保障を議論する地域のプレミア・フォーラムとして、EAS の機能の強化に向けた提案や日本側の考えの説明等を行った。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況： b

測定指標 1－5 日中韓三か国協力の進展 *

中期目標（一年度）

閣僚級を含む様々なレベルの政策対話、協力イニシアティブ等を通じて、未来志向の日中韓協力の枠組みを推進し、北東アジアの安定と繁栄に貢献する。

令和 2 年度目標

- 1 令和元年 12 月に開催された第 8 回日中韓サミットにて発出された成果文書「次の 10 年に向けた 3 か国協力に関するビジョン」等を踏まえ、3 か国協力を進め、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。
- 2 様々な政策課題に対して、閣僚級を含む高いレベル及び実務レベルでの緊密な意見交換を維持する。
- 3 日中韓協力事務局等を活用して、文化・人的交流等既存の協力分野を更に発展させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症に関する日中韓外相テレビ会議が令和 2 年 3 月 20 日に実施され、茂木外務大臣から、新型コロナウイルス感染症への対応には、この地域の平和と安定に責任を有する 3 か国の協力が重要である旨述べ、中韓両国からも 3 か国協力の重要性について同意が得られた。
日中韓サミットについては、諸般の事情により令和 2 年度に開催することができなかった。
- 2 日中韓 3 か国の閣僚級会合としては、特別保健大臣会合（5 月 15 日）、物流大臣会合特別セッション（6 月 29 日）、財務大臣・中央銀行総裁会議（9 月 18 日）、保健大臣会合（12 月 11 日）、スポーツ大臣会合（12 月 24 日）がそれぞれオンライン形式にて開催される等、各分野の日中韓協力が進められた。
経済分野では、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定について、複数回の交渉会合を経て、11 月の第 4 回 RCEP 首脳会議において署名された。
- 3 新型コロナの影響で、日中韓協力事務局等を通じた文化・人的交流の協力事業は実施できず、オンライン中心となった（例：BESETO キャンパス・アジア同窓生特別ウェブセミナー（5 月）、青少年交流等をテーマとした日中韓協力事務局主催オンラインシンポジウム（令和 3 年 3 月）等）。

令和 3 年度目標

- 1 令和元年 12 月に開催された第 8 回日中韓サミットにて発出された成果文書「次の 10 年に向けた 3 か国協力に関するビジョン」等を踏まえ、3 か国協力を進め、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。

- 2 様々な政策課題に対して、閣僚級を含む高いレベル及び実務レベルでの緊密な意見交換を維持する。
- 3 日中韓協力事務局等を活用して、文化・人的交流等既存の協力分野を更に発展させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 及び 2 日中韓サミットについては、諸般の事情により令和3年度に開催することができなかったが、日中韓3か国の閣僚級会合としては、財務大臣・中央銀行総裁会議（5月3日）、物流大臣会合（8月20日）、文化大臣会合（8月30日）、特許庁長官会合（11月30日）、環境大臣会合（12月7日）、保健大臣会合（12月21日）がそれぞれオンライン形式にて開催、共同声明が発出される等、各分野の日中韓協力が進められた。
経済分野では、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が令和4年1月1日に発効した。
- 3 新型コロナの影響で、日中韓協力事務局等を通じた文化・人的交流等の協力事業は実施できず、オンライン中心となった（例：日中韓三国協力国際フォーラム（4月）、日中韓協力事務局10周年記念写真展（4月）、アジア国際青少年映画祭（5月）、日中韓起業家フォーラム（6月）、日中韓ユーススピーチコンテスト（令和4年2月）、日中韓青年大使プログラム（令和4年2月）等）。

令和4年度目標

- 1 令和元年12月に開催された第8回日中韓サミットにて発出された成果文書「次の10年に向けた3か国協力に関するビジョン」等を踏まえ、3か国協力を進め、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。様々な政策課題に対して、閣僚級を含む高いレベル及び実務レベルでの緊密な意見交換を維持する。
- 2 日中韓協力事務局等を活用して、文化・人的交流等既存の協力分野を更に発展させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 日中韓サミットについては、諸般の事情により令和4年度に開催することができなかったが、日中韓3か国の閣僚級会合としては、財務大臣・中央銀行総裁会議（5月12日）、防災担当閣僚級会合（7月14日）、文化大臣会合（8月26日）、環境大臣会合（12月1日）、保健大臣会合（12月16日）、スポーツ大臣会合（令和5年2月9日）、人事行政ネットワークトップ会談（令和5年2月22日）がそれぞれオンライン形式にて開催され、共同文書が発出される等、各分野における日中韓協力が進められた。加えて、実務レベルの会合として、文化コンテンツ産業フォーラム（10月27日～28日）が韓国において、また、金融監督当局ハイレベル会合（11月3日）がハイブリッド形式にて、北東アジア港湾局長会議（11月24日）及び特許庁長官会合（11月29日）がそれぞれオンライン形式にて開催された。
- 2 日中韓協力事務局等を通じ、新型コロナウイルス感染症の影響を注視しつつ、対面形式、オンライン形式、ハイブリッド形式を適宜活用する形で、文化・人的交流分野を中心とする協力事業が実施された（例：日中韓三国協力国際フォーラム（6月）、日中韓記者交流プログラム（7～8月）、日中韓起業家フォーラム（8月）、日中韓青少年交流ネットワーク立ち上げ式典（令和5年2月）、日中韓ユーススピーチコンテスト（令和5年2月）、日中韓青年大使プログラム等（令和5年2月））。令和5年2月の日中韓青少年交流ネットワーク立ち上げ式典には、武井外務副大臣が出席し、日中韓の若者代表から発表された三か国の若者交流促進に向けた提案の意義やその具体化・実現に向けた示唆を述べるとともに、日中韓の間での人的交流の重要性や、未来志向の日中韓協力における若者の役割を強調した。また、10月4日には、欧渚日中韓協力事務局長他による武井副大臣表敬が行われ、日中韓協力の更なる推進に向けた意見交換が行われた。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標1－6 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展

中期目標（--年度）

地域協力枠組みにおける協力を強化し、アジア大洋州地域諸国との間で緊密な意見交換・交流を実施する。

令和2年度目標

- 1 アジア協力対話(ACD)等、上記測定指標にあるもの以外の枠組みで、閣僚級を含む高いレベルによ

る関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。

- 2 アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS プログラムを継続する。同事業により、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図るとともに親日派・知日派を発掘する。

施策の進捗状況・実績

- 1 第2回 ACD 首脳会合（平成 28 年 10 月）で採択された「バンコク宣言」、「アジア協力のためのアジア協力対話ビジョン 2030」及び「連結性パートナーシップを通じた成長強化に関するアジア協力対話声明」の下、令和 3 年 1 月 20 日の閣僚級会合（オンライン形式）等に参加し、関係国と ACD における各種協力に関する議論を交わし、議長声明としてアンカラ宣言を採択した。また、初のオンライン開催となったアジア・太平洋国会議員連合（APPU）第 50 回総会に際し日本側議員団のカントリーレポート作成支援等、議員外交の支援を積極的に行い、各国・地域議員などの参加者との活発な意見交換に貢献した。

なお、本年予定されていたアジア ACD 外相会合、ACD 首脳会合、アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）（第 29 回）総会は、新型コロナウイルスの影響で延期となった。

- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で国際的な人の往来ができない状況下において、JENESYS は、本事業の目標達成のために、オンラインとオフラインを併用したプログラムを開始し、人的交流を継続した。オンラインを通じたウェビナー、視察、意見交換等のプログラムには、1,007 人が参加し、対日理解の促進及び日本に関する対外発信の強化につながった。また、交流会及び同窓会といったオンラインのプログラムには、71 人が参加し、訪日プログラムの経験をいかした帰国後の活動（日本語学習、日本語コンテストへの参加、日本との関連業務等）についての発表を行った。さらに、参加者はこれらのウェビナーや交流会への参加経験について SNS 等を通じて多くの人に共有し、親日派・知日派の発掘に貢献した。

令和 3 年度目標

- 1 アジア協力対話（ACD）等、上記測定指標にあるもの以外の枠組みで、閣僚級を含む高いレベルによる関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。
- 2 アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS プログラムを、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中断することなく、オンラインとオフラインを併用し継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 第2回 ACD 首脳会合（平成 28 年 10 月）で採択された「バンコク宣言」、「アジア協力のためのアジア協力対話ビジョン 2030」及び「連結性パートナーシップを通じた成長強化に関するアジア協力対話声明」の下、11 月 17 日の ACD 外相会合（オンライン形式）等に参加し、関係国と ACD における各種協力に関する議論を交わし、成果文書として、今後 10 年間の ACD 協力のロードマップとなる「ブループリント 2021－2030」を採択した。また、アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）（第 29 回）総会に際し、事前のワーキンググループ会合に同席し、日本側議員団の決議案及びステートメントの作成を支援する等、議員外交の支援を積極的に行い、各国・地域議員などの参加者との活発な意見交換に貢献した。

なお、本年予定されていたアジア・太平洋国会議員連合（APPU）第 51 回総会は、新型コロナウイルスの影響で延期となった。また、第 3 回 ACD 首脳会合については、開催国のカタールの都合により、令和 5 年に延期となった。

- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で引き続き国際的な人の往来ができない状況下において、JENESYS プログラムの目標達成のために、オンラインとオフラインを併用したプログラムを令和 2 年度に引き続き実施し、人的交流を継続した。オンラインを通じた FOIP を含む多様な分野におけるウェビナー、視察、意見交換等のプログラムに 2,304 人が参加し、また、同窓生を対象としたオンラインのプログラムには 342 人が参加し、各国に共通する課題等についてのワークショップ、海外展開する日本の事業組織の紹介を行うなどし、親日派・知日派の育成に貢献した。さらに、参加者はプログラム経験や日本についての学びについて SNS 等で多くの人に共有し、諸外国における対日理解を促進した。

令和 4 年度目標

- 1 アジア協力対話（ACD）等、上記測定指標にあるもの以外の枠組みで、閣僚級を含む高いレベルによる関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。

- 2 アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS プログラムを継続し、同地域における青年の対日理解の促進を図るとともに親日派・知日派を発掘・育成する。

施策の進捗状況・実績

- 第2回 ACD 首脳会合（平成 28 年 10 月）で採択された「バンコク宣言」、「アジア協力のためのアジア協力対話ビジョン 2030」及び「連結性パートナーシップを通じた成長強化に関するアジア協力対話声明」の下、議長国バーレーン主催での開催が予定されている、ACD 閣僚会合に向けて、高級実務者会合（オンライン形式）等に参加し、関係国と ACD における各種協力に関する議論を交わしたほか、成果文書の策定に向けた調整を実施した。また、3 年ぶりの対面（タイ（バンコク））開催となった、アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）（第 30 回）総会に際し、事前のワーキンググループ会合に同席し、日本側議員団の決議案及びステートメントの作成を支援する等、議員外交の支援を積極的に行い、各国・地域議員などの参加者との活発な意見交換に貢献した。さらに、新型コロナウイルスの影響で延期されていた、アジア・太平洋国会議員連合（APPU）第 51 回総会がオンラインで開催され、ステートメント作成支援等、アジア大洋州地域における議員外交の進展に貢献した。
- 国際的な人の往来が漸く再開し、JENESYS は本事業の目標達成のために、オンラインとオフラインを併用したプログラムを実施し、人的交流を継続した。オンラインによる訪日前の事前学習を含める招へい・派遣の対面交流では、AOIP と FOIP、政治、社会、文化等に関する専門家等の講義、視察、関係者との意見交換等を行い、約 3,000 人が参加し、対日理解の促進及び日本に関する対外発信の強化につながった。また、令和 4 年度から、既存参加者を対象としたフォローアップ事業を開始し、日本と ASEAN の学生による SDGs に係る各国共通課題の討論会を行い、また、バーチャル再訪日プログラム、ASEAN 各国に展開する日本企業等の紹介を含める同窓会等の実施を含め、約 1,100 人が参加し、ASEAN 諸国の青年は、日本への造詣を更に深めることができた。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況： b

測定指標 1－7 総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数

	中期 目標値	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 2・3・4 年度目標の達成状況
	一年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	
	—	10	9（ビデオ・メッセージ 1 件を含む）	10	8	10	12（ビデオ・メッセージ 1 件を含む）	

参考指標：日 ASEAN の貿易量（総額）（単位：億円）

（出典：財務省貿易統計）	実績値			
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	231,665	206,234	248,922	341,262

評価結果（個別分野 1）

施策の分析

【測定指標 1－1 日 ASEAN 協力の進展 ＊】

令和 2 年度から 3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、対面外交は実施困難な状況にあったが、オンラインも活用しつつ ASEAN 側との様々なレベルでの協議や意思疎通を継続するとともに、令和 4 年度は、対面外交が再開し、首脳・外相をはじめ様々なレベルで緊密な意見交換が実施できた。新型コロナ対策・経済回復支援や、日 ASEAN 友好協力 50 周年に向けた準備を進める中で、以下に記載のとおり多くの具体的な成果を上げ、日 ASEAN 協力を大きく進展させることができた。また、令和 4 年度は、令和 5 年の日 ASEAN 友好協力 50 周年に向けた取組を進める時期に重なったことから、例年以上に日 ASEAN 協力の強化に向けた取組を積極的に進めた。日 ASEAN 首脳会議や同外相会議の場を通じて、我が国は地域・国際情勢に係る我が国の立場を積極的に発言し、その議長声明に我が国の立場を反映させることができたことは、日 ASEAN 協力の文脈で大きな意義があった。

特に、令和 2 年 11 月の ASEAN 感染症対策センターの設立やワクチン供与等の協力を通して、保健分

野での協力を強化するとともに、財政支援円借款等を通して、困難に際しての日 ASEAN 協力の重要性を強く印象づけることができた。

また 40 周年の際に採択した日 ASEAN 友好協力ビジョン・ステートメントの実施計画改定版に記載された全ての協力項目の実施が確認されたことで、日本が約束どおりに包括的な分野で具体的な協力を着実に進めるパートナーであることを ASEAN 各国に強く印象づけ、一つの区切りを付けるとともに、50 周年に向けた大きな弾みとすることができた。

さらに、他の ASEAN 対話国に先駆けて令和 2 年 11 月に AOIP 協力に関する日 ASEAN 首脳共同声明を発出し、同声明に基づき、FOIP と AOIP が共有する本質的原則に資する具体的な協力を積み上げるとともに、AOIP 協力プロセス・レポートとしてとりまとめ、令和 3 年 10 月及び令和 4 年 11 月の首脳会議にて紹介し、積極的に広報したことで、AOIP 協力をリードするパートナーとしての日本を強く印象づけることができた。

加えて、50 周年に向けた準備を進める中で、例年の ASEAN 関連会合への対応にとどまらず、公式ロゴマーク・キャッチフレーズの公募コンテスト・共同発表、総理・外務大臣からのメッセージを含む動画の作成、日本アセアンセンターの活用、50 周年記念シンポジウムなどの開催等、様々な取組を通して、日 ASEAN 関係の重要性を強調する積極的な広報活動を展開し、ASEAN 事務総長などの ASEAN 側の要人も巻き込む形で日 ASEAN 関係の重要性を強調する発信につなげ、現地のみならず日本国内でも報道されるなど、大きな効果を上げることができた。

（令和 2・3・4 年度：東アジアにおける地域協力の強化（達成手段①）、ASEAN 貿易投資観光促進センター拠出（義務）（達成手段②）、ASEAN 貿易投資観光促進センター（任意）（達成手段③）、日・ASEAN 統合基金拠出金（達成手段④））

【測定指標 1－2 ASEAN＋3（日中韓）(APT)協力の進展】

令和 2 年度から令和 4 年度は、首脳・外相を始めとする高いレベルにおいて、食料安全保障、金融、教育、健康、環境等、広範な分野での協力について緊密な意見交換の実施を維持しており、令和 4 年 8 月の外相会議では「ASEAN＋3 協力作業計画（2023-2027）」が採択された。同作業計画では、AOIP に沿って ASEAN＋3 のパートナーシップをさらに強化していく等、日本が重視する事項が旨明示的に確認されたことが大きな成果であった。

「ASEAN＋3 協力作業依頼（2018-2022）」の推進については、特に令和 3 年 3 月にチェンマイ・イニシアティブ改定契約書が発効し、デリンク割合の更なる引き上げや、提供する外資の域内通貨への拡大等が実現、日本の供給割合は ASEAN＋3 の中で中国と並んで最大となっており、地域の金融市場の安定化に貢献するなど、金融協力の強化につながった。また、同年、中韓と連携し、ASEAN＋3 協力基金の残余金の 10%を「新型コロナウイルスに関する ASEAN 対応基金」に拠出するなどし、地域における新型コロナからの復興を目指す上で効果があった。また同年、ASEAN＋3 緊急米備蓄協定改正の議定書が発効し、ラオス、フィリピン、カンボジア及びミャンマーにおいて備蓄されていた日本拠出のコメの放出を行うなど、新型コロナや各種天災時における継続的な支援の実施に寄与している。このように、この期間において APT 協力には一定程度の進展があった。（令和 2・3・4 年度：東アジアにおける地域協力の強化（達成手段①））

【測定指標 1－3 ASEAN 地域フォーラム（ARF）協力の進展】

- 1 令和 2 年度から令和 4 年度は、新型コロナウイルスの影響があり、対面での開催が大きく制限された。そのような中でも①海上安全保障、②災害救援、③テロ対策・国境を越える犯罪対策、④不拡散・軍縮、⑤サイバーセキュリティの 5 分野についての分野別会合を始め、様々な ARF に関する会合がオンラインで開催され、対話と協力の体制が維持された。そのうち、不拡散・軍縮及びサイバーセキュリティについては我が国も共同議長として令和 3 年 4 月にサイバーセキュリティに関する第 3 回 ARF 会期間会合及び 6 月に第 12 回 ARF 不拡散・軍縮会期間会合をそれぞれ開催し、参加国間での活発な意見交換が行われた。加えて、ハイレベルにおいても、毎年、外務大臣から地域情勢についての我が国の立場を発信する等、ARF における様々な協議の場を通じ、参加国間で活発な議論が行われたことで、ARF の目標である信頼醸成の促進において一定の成果があった。
- 2 令和 2 年度から令和 4 年度の 3 年間で、①感染症発生の予防・対応の協力強化、②テロリスト及び暴力的過激派グループに雇用された又は関連する児童の扱い、③国際安全保障における ICT の安全及び使用の協力、④青年・平和・安全保障アジェンダの推進、⑤信頼醸成措置及び予防外交を通じた平和、安定及び繁栄の促進、⑥東南アジアを非核兵器地帯として維持することへの改めでのコミットメントといった広範な分野に関する ARF 声明が採択された。特に青年・平和・安全保障アジェンダの推進に関する ARF 声明については、我が国も共同提案国となり、有意義な内容の発出に貢献した。加えて、令和 2 年度の閣僚会合において、令和 7（2025）年までの ARF における協力の計画が示

された「ハノイ行動計画Ⅱ」について採択される等、将来的な協力の方向性についてもさらなる具体化が図られ、ARF における協力に一定程度の進展があった。(令和 2・3・4 年度：東アジアにおける地域協力の強化(達成手段①))

【測定指標 1－4 東アジア首脳会議(EAS)協力の進展 ＊】

令和 2 年度及び令和 3 年度は、新型コロナの影響で対面外交が制限される中でも、外相会議及び首脳会議を含め、EAS 関連会議はオンライン形式で開催され、新型コロナ感染症対策や AOIP 協力、地域の政治・安全保障問題について活発な議論が行われた。また、令和 4 年度には、3 年ぶりに対面形式で外相会議及び首脳会議が行われ、それぞれに林外務大臣及び岸田総理大臣が出席し、地域・国際情勢について活発な意見交換を行い、日本の方針や考えをしっかりと説明するとともに、関係国との連携強化を確認することができた。

首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献した結果、地域のプレミア・フォーラムとしての EAS の価値は高まり、EAS 協力は一定の進展があった。(令和 2・3・4 年度：東アジアにおける地域協力の強化(達成手段①))

【測定指標 1－5 日中韓三か国協力の進展 ＊】

日中韓 3 か国協力に関し、令和 2 年度から令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症等の諸般の事情に鑑み日中韓サミット及び外相会議については開催できなかったものの、新型コロナウイルス感染症の状況に留意しつつも、閣僚級会合を含め、多様な分野・レベルにおける政策対話が多数再開され、実務レベルの協力が継続・深化された。

さらに、日中韓協力事務局(TCS)を通じ人的交流分野における協力事業が数多く行われ、未来志向の日中韓協力の推進に相当程度の進展があった。新型コロナウイルス感染症の影響が残存する中でも、令和 3 年及び令和 4 年には、ハイブリッド形式の活用を通じ日中韓三国協力国際フォーラムが開催され、我が国からも政府代表が出席するなど、経済・社会分野における日中韓協力の議論が深化した。

また、令和 5 年 2 月には、若者の人的交流促進を企図して TCS が立ち上げた「日中韓青少年交流ネットワーク」の立ち上げ式典が日本においてハイブリッド方式で開催され、武井外務副大臣が出席(中韓は駐日大使が出席)するなど、我が国として主体的に関与・貢献した結果、第 8 回日中韓サミットでもその重要性について一致した三か国間での人的交流促進に関し、着実な成果があった。

以上のとおり、日中韓 3 か国協力には一定程度の進展があった。(令和 2・3・4 年度：東アジアにおける地域協力の強化(達成手段①)、日中韓事務局拠出金(義務的拠出金)(達成手段⑤))

【測定指標 1－6 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展】

- 1 令和 2 年度から令和 4 年度にかけては、アジア協力対話、APPF、及び APPU 共に、予定されていた会議や総会の開催が中止・延期となるなど、新型コロナの影響を受けたが、いずれもオンライン形式での開催が実現(APPF 総会については令和 4 年度にタイで対面開催)し、アジア協力対話については我が国からも令和 4 年度に高級実務者会合、令和 3 年度に外相会合・閣僚会合、及び令和 2 年度に閣僚会合に出席して地域・国際情勢に関する我が国の立場を明確に発信し、また、関係国と ACD における各種協力に関する議論を交わしたほか、成果文書の策定に向けた調整を実施した。APPF 及び APPU については、日本国会代表団及び日本議員団の決議案及びステートメントの作成を支援する等、議員外交の支援を積極的に行い、地域の安定と繁栄を目指した多国間協力や議員外交の進展に貢献することができた。(令和 2・3・4 年度：東アジアにおける地域協力の強化(達成手段①))
- 2 JENESYS については、オンラインとオフラインを併用したプログラムの実施や、令和 4 年度から開始したフォローアップ事業を通じ、各種プログラムを着実に実施することで、地域及び国際社会の平和と安定のための基盤となる関係各国との信頼醸成を促進したことは、これらの地域枠組みにおける協力の進展の観点から有効であった。特に令和 4 年度から開始のフォローアップ事業を着実に実施したことは、ASEAN 諸国における親日派・知日派の発掘・育成につながった。さらに、参加者はプログラム経験や日本についての学びについて SNS 等で多くの人に共有し、諸外国における対日理解を促進することができた。(令和 2・3・4 年度：東アジアにおける地域協力の強化(達成手段①))

【測定指標 1－7 総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数】

- 1 総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数に関して、令和 2 年度及び令和 3 年度においては、新型コロナ感染症拡大の影響もあり、目標値には及ばなかったものの、対面での外交が再開した令和 4 年度においては目標値を上回り、実績値が 12 となった。新型コロナウイルス感染症による制約

を受けながらも、東アジア地域域内の連携強化を進めることができた。

- 2 高いレベルで様々な政策課題に関する緊密な意見交換を維持することは、北朝鮮や南シナ海をめぐる問題等、安全保障上の不安定要因に対して、我が国が、この地域のリスクを最小化し、成長の機会を最大化していくという点に対して有効であった。（令和2・3・4年度：東アジアにおける地域協力の強化（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

- 1 アジア大洋州地域は、成長著しい新興国を数多く含む世界の成長センターである一方で、北朝鮮の核・ミサイル開発、地域諸国による透明性を欠いた形での軍事力の強化・近代化、法の支配や開放性に逆行する力による一方的な現状変更の試み、海洋をめぐる問題における関係国・地域間の緊張の高まりなど、安全保障環境は厳しさを増している。また、整備途上の経済・金融システム、環境汚染、不安定な食料・資源需要、頻発する自然災害、テロリズム、高齢化など、この地域の安定した成長を阻む要因も抱えている。この中で、我が国が積極的な外交を展開し、法の支配に基づく自由で開かれた秩序を実現することで、地域の平和と繁栄を確保していくことが重要である。
- 2 東アジアにおいて、経済のみならず、安全保障や文化・人的交流など様々な分野で我が国が先導役として貢献するために、日ASEAN、ASEAN+3、ASEAN 地域フォーラム（ARF）、東アジア首脳会議（EAS）、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいくことについての必要性は高い。
- 3 地理的にも近く、基本的価値を共有する ASEAN との友好協力関係は、地域の平和と安定、発展と繁栄に極めて重要であり、「自由で開かれたインド太平洋」実現の要。令和5年度の日本ASEAN 友好協力50周年を踏まえて、ASEAN 諸国との地域の平和と繁栄のための協力を一層推進していくことが重要である。
- 4 以上のとおり、アジア大洋州地域の安定と繁栄を確保し、域内諸国・地域間における友好関係を構築するための施策の一層の推進が望まれていることから、これらに対応する現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

1-1 日ASEAN 協力の進展 *

本質的な原則を共有する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」と「インド太平洋に関するASEAN アウトルック（AOIP）」の実現のため、ASEAN中心性・一体性を支持しつつ、日ASEAN協力を引き続き強化する。AOIPの優先協力分野（海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標、経済等）とその主流化も踏まえつつ、日ASEAN統合基金（JAIF）等も活用しながら、日ASEAN友好協力50周年の機会にASEANと共同で新たな協力のビジョンと実施計画を打ち出し、それに基づく具体的な協力を進める。

1-2 ASEAN+3（日中韓）（APT）協力の進展

「ASEAN+3 協力作業計画 2018-2022」に基づいた食料安全保障、金融、教育、健康、環境等、広範な分野における取組の推進により、ASEAN+3 の枠組みにおける具体的な協力につながっており、協力実施計画に基づいた取組を推進するとの中期目標は適切であった。新たに AOIP の優先分野である海洋協力、連結性、SDGs 及び経済の協力を加えた「ASEAN+3 協力作業計画 2023-2027」に基づき、引き続き ASEAN+3 協力の一層の発展に貢献していく。

1-3 ASEAN 地域フォーラム（ARF）協力の進展

平成6年に設立されたアジア太平洋地域における唯一の常設多国間安全保障協力制度である ARF は、非伝統的安全保障分野を中心として、域内の秩序や規範、実質的な協力関係の構築に向け、適切な役割を果たしていることから、毎年定例の閣僚会合及び、その準備等のために開催される局長級会合、課長級会合、各種分野別会合などの機会も活用しつつ、引き続き地域の安全保障協力の深化を通じた信頼醸成等に貢献していく。各種分野別の協力に関しては、令和2年9月に新たに採択された「ARF ハノイ行動計画Ⅱ」に基づき推進していく。

1-4 東アジア首脳会議（EAS）協力の進展 *

アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増す中、地域の政治・安全保障問題に関するプレミア・フォーラムとしての EAS の重要性がより一層高まっていくことが予想されることを踏まえ、地域の安定と繁栄を実現すべく、引き続き、EAS の強化、及び安全保障等についての域内各国との協力促進を目

指していく。

1－5 日中韓三か国協力の進展 ＊

新型コロナウイルス感染症の影響が残存する中でも、様々な実務分野における閣僚級会合がオンラインで開催されるなど、日中韓協力が継続・深化したことから、「閣僚級を含む様々なレベルの政策対話、協力イニシアティブ等を通じて、未来志向の日中韓協力の枠組みを推進し、北東アジアの安定と繁栄に貢献する」との中期目標は適切であった。令和5年度も引き続き、各種ハイレベル会合等を通じて既存の協力分野をさらに発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力を深化及び拡大させていくことができるよう努める。

1－6 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展

過去3年間は、オンラインも活用しながら、閣僚級を含む高いレベルによる関係国との緊密な意見交換を実施するとともに、JENESYS等を通じた対日理解の促進を推進することで、各国との協力が進展しており、「地域協力枠組みにおける協力を強化し、アジア大洋州地域諸国との間で緊密な意見交換・交流を実施する」との中期目標は適切であった。対面外交が本格的に再開する中、引き続きオンライン形式も活用しながら、今後も精力的に、アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）及びアジア・太平洋国会議員連合（APPU）等の多様な地域の協力枠組みを通じた会議や協力案件、JENESYSプログラムを含め、様々な形で地域の安定と繁栄に資する協力や人的交流の取組を探索、実施していく。

1－7 総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数

高いレベルで様々な政策課題に関する緊密な意見交換を維持することは重要であり、新型コロナウイルス感染症の制約を受けつつも、オンラインを活用して令和2・3・4年度ともにASEAN関連の国際会議に出席した（令和4年度は対面）。これら過去の実績や対面での外交活動が本格的に再開したことに鑑み、今後も引き続き積極的な出席に努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
 - 日・ASEAN 協力
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/j_asean/index.html)
 - ASEAN+3（日中韓）協力
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/asean3/index.html>)
 - ASEAN 地域フォーラム（ARF）
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/arf/index.html>)
 - 東アジア首脳会議（EAS）
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eas/index.html>)

個別分野 2 朝鮮半島の安定に向けた努力

施策の概要

拉致、核、ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
八 外交・安全保障（普遍的価値の重視）
- ・ 第 20811 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・ 第 76 回国連総会一般討論演説（令和 3 年 9 月 24 日）

測定指標 2-1 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展 *

中期目標（一年度）

国際社会と連携しつつ核・ミサイルといった諸懸案の解決に向けた動きを前進させる。

令和 2 年度目標

国連の場を含め、米国、韓国、中国及びロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、令和 2 年度中、4 回の日米電話首脳会談（5 月、8 月、9 月及び令和 3 年 1 月）、1 回の日中電話首脳会談（9 月）、1 回の日韓電話首脳会談（9 月）等を通じて、北朝鮮情勢への対応について関係国との緊密な連携を図った。また、事務レベルでも、米国との間では事務次官及びアジア大洋州局長がビーガン国務副長官兼北朝鮮担当特別代表と、韓国との間ではアジア大洋州局長が李度勲外交部朝鮮半島平和交渉本部長と、計 9 回にわたり会談・意見交換を行い、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けて、引き続き緊密に連携していくことを確認してきた。さらに、国連の場においては、9 月 24 日の菅総理大臣とグテーレス国連事務総長との電話会談でも、グテーレス事務総長は非核化を進めることの重要性を強調した。

他方、北朝鮮は、10 月の朝鮮労働党創建 75 周年記念閲兵式や令和 3 年 1 月の朝鮮労働党第 8 回大会記念閲兵式において、新型の大陸間弾道ミサイル（ICBM）や潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）の可能性のあるものなどを登場させた。また、令和 3 年 1 月の朝鮮労働党第 8 回大会では、金正恩国務委員長が、核・ミサイル開発の継続について言及するなど、北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていない。

令和 3 年度目標

国連の場を含め、米国、韓国、中国及びロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、令和 3 年度中、電話・テレビ会談を含めて 3 回の日米首脳会談（4 月、10 月及び令和 4 年 1 月）、1 回の日中電話首脳会談（10 月）、1 回の日韓電話首脳会談（10 月）等を通じて、北朝鮮情勢への対応について関係国との緊密な連携を図った。また、3 回の日米韓外相会合（5 月、9 月、及び令和 4 年 2 月）では、北朝鮮情勢への対応について日米韓連携を重層的に進めていくことで一致し、令和 4 年 2 月の会合では日米韓外相共同声明を発出した。事務レベルでも、電話会談を含めて 5 回の日米韓次官協議（7 月、11 月、令和 4 年 2 月及び 3 月（2 回））を実施し、日米韓三か国が、引き続き重層的な意思疎通を図っていくことの重要性を改めて確認した。また、アジア大洋州局長が、米国・ソン・キム北朝鮮担当特別代表及び韓国・魯圭恵外交部朝鮮半島平和交渉本部長と、日米・日韓・日米韓で計 37 回にわたり会談・意見交換を行い、核・ミサイルといった諸懸案の解決に向けて、引き続き緊密に連携していくことを確認してきた。さらに、国連の場においては、9 月の茂木外務大臣とグテーレス国連事務総長との会談でも、北朝鮮情勢について協議した。

他方、北朝鮮は、特に令和 4 年に入ってから、極めて高い頻度で、新たな態様での発射を繰り返し

ており、この中には、大陸間弾道ミサイル（ICBM）及び中距離弾道ミサイル（IRBM）級の弾道ミサイルの発射や、「極超音速ミサイル」と称する新たな態様の発射も含まれるなど、安全保障上の脅威が高まっている。また、令和3年1月の朝鮮労働党第8回大会では、金正恩国務委員長が、核・ミサイル開発の継続について言及するなど、北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていない。

令和4年度目標

国連の場を含め、日米、日米韓で緊密に連携するとともに、国際社会とも協力しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、令和4年度中、電話・テレビ会談を含めて4回の日米首脳会談（5月、10月、11月及び令和5年1月）、1回の日中首脳会談（11月）、電話会談を含めて3回の日韓首脳会談（10月、11月及び令和5年3月）等を通じて、北朝鮮情勢への対応について関係国との緊密な連携を図った。また、2回の日米韓首脳会合（6月及び11月）及び3回の日米韓外相会合（7月、9月及び令和5年2月）では、北朝鮮情勢への対応について日米韓連携を重層的に進めていくことで一致し、11月の首脳会合では「インド太平洋における三か国パートナーシップに関するプノンペン声明」を、9月の外相会合では日米韓外相共同声明を発出した。さらに、11月の北朝鮮によるICBM級弾道ミサイル発射を受けて、有志国首脳緊急会合が開催された。また、同発射及び令和5年3月のICBM級弾道ミサイル発射を受けて、それぞれG7外相声明が発出された。事務レベルでも、電話会談を含めて7回の日米韓次官協議（5月、6月、10月（2回）、11月（2回）及び令和5年2月）を実施し、日米韓三か国が、引き続き重層的な意思疎通を図っていくことの重要性等を改めて確認し、6月及び令和5年2月の協議では日米韓次官共同声明を発出した。さらに、アジア大洋州局長が、米国のソン・キム北朝鮮担当特別代表、韓国の金健外交部朝鮮半島平和交渉本部長（令和4年5月に就任）及び魯圭恵前外交部朝鮮半島平和交渉本部長と、日米・日韓・日米韓で計60回にわたり会談・意見交換を行い、核・ミサイルといった諸懸案の解決に向けて、引き続き緊密に連携していくこと等を確認してきた。さらに、8月及び令和5年1月の林外務大臣とグテーレス国連事務総長との会談でも、北朝鮮情勢について協議した。北朝鮮による挑発行為などを受けて、日本政府は4月、10月、12月及び令和5年3月に、対北朝鮮措置として、北朝鮮の核・ミサイル開発などに関与した団体・個人を資産凍結等の対象として追加指定した。さらに、北朝鮮による弾道ミサイル発射を受け、5月、10月、11月（2回）、令和5年2月及び3月には、国連安保理公開会合が開催された。

一方で、北朝鮮は、令和4年度には、日本の上空を通過するものや複数の大陸間弾道ミサイル（ICBM）級弾道ミサイルを含め、前例のない頻度と態様で弾道ミサイル等の発射を繰り返した。27回、少なくとも54発に及ぶ弾道ミサイルの発射などを行っており、安全保障上の脅威が高まっている。また、12月26日から31日まで開催された党中央委員会第8期第6回拡大総会では、金正恩国務委員長が、軍事力強化の必要性を強調し、「戦術核兵器の大量生産」や、「核弾頭保有量を幾何級数的に増やす」必要がある旨述べたと報じられるなど、北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていない。

令和2・3・4年度目標の達成状況： c

測定指標2-2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展 *

中期目標（--年度）

国際社会と連携しつつ拉致問題を完全解決し、日朝国交正常化に向けた動きを前進させる。

令和2年度目標

拉致問題については従来からの基本認識に変わりはなく、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、各国首脳・外相との会談、第15回東アジア首脳会議（EAS）、第23回ASEAN+3（日中韓）

首脳会議、第23回日ASEAN首脳会議を始めとする11月のASEAN関連首脳会議、国連関係会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起し、多くの国から理解と支持を得た。また、国連の場においては、9月24日の菅総理大臣とグテーレス国連事務総長との電話会談で、菅総理大臣から北朝鮮の拉致問題の早期解決に向けて引き続きの理解と協力を求めたのに対し、グテーレス事務総長から全面的な支持が示された。

米国については、9月の日米電話首脳会談において、菅総理大臣からトランプ大統領に対して、拉致問題の早期解決に向け果敢に取り組んで行く考えであると述べ、同問題の解決に向け、引き続きの全面的な支援を求めた。また、令和3年1月のバイデン大統領との電話会談においても、菅総理大臣から拉致問題の早期の解決に向けて理解と協力を求め、バイデン大統領から支持を得た。

中国については、9月の日中電話首脳会談において、菅総理大臣から習近平国家主席に対して拉致問題を含む北朝鮮への対応について提起し、引き続き日中が連携していくことを確認した。

また、韓国についても、9月の日韓首脳電話会談において、菅総理大臣から拉致問題の解決に向け、引き続きの支持を求めたのに対し、文在寅大統領から拉致問題についての日本側の立場への支持が示された上で、両首脳は、日韓・日米韓の連携の重要性について改めて確認した。

さらに、12月には、安保理非公式協議において北朝鮮の人権状況について協議が行われ、その後、日本を含む有志国は、拉致問題の早期解決、特に拉致被害者の即時帰国を強く要求するとの内容を含む共同ステートメントを発出した。

令和3年度目標

拉致問題については従来からの基本認識が変わりはなく、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、各国首脳・外相との会談、6月に英国で開催されたG7サミット、9月に米国で開催された第2回日米豪印首脳会談、10月のASEAN関連首脳会議、国連関係会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起し、多くの国から理解と支持を得た。また、国連の場においては、9月の茂木外務大臣とグテーレス国連事務総長との会談で、茂木外務大臣から北朝鮮の拉致問題の解決に向けて引き続きの理解と協力を求めたのに対し、グテーレス事務総長から支持を得た。

米国については、4月の日米首脳会談において、菅総理大臣からバイデン大統領に対して、拉致問題の即時の解決に向けて引き続きの理解と協力を求め、バイデン大統領から、拉致問題の即時解決を求める米国のコミットメントが改めて示され、日米首脳共同声明でも、拉致問題の即時解決への米国のコミットメントが明記された。また、10月の日米首脳電話会談及び令和4年1月の日米首脳テレビ会談において、岸田総理大臣から、拉致問題の即時解決に向けて引き続きの理解と協力を求め、バイデン大統領から支持を得た。

中国については、10月の日中電話首脳会談において、岸田総理大臣から習近平国家主席に対して拉致問題を含む北朝鮮への対応について提起し、引き続き日中が連携していくことを確認した。

また、韓国についても、10月の日韓首脳電話会談において、岸田総理大臣から拉致問題について、引き続きの支持を求めたのに対し、文在寅大統領から拉致問題についての日本側の立場への支持が示された上で、両首脳は、日韓・日米韓の連携の重要性について改めて一致した。

さらに、12月には、安保理非公式協議において北朝鮮の人権状況について協議が行われ、その後、日本を含む有志国は、拉致問題の解決、特に拉致被害者の即時帰国を強く要求するとの内容を含む共同ステートメントを発出した。

令和4年度目標

拉致問題については従来からの基本認識が変わりはなく、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

施策の進捗状況・実績

日本は、各国首脳・外相との会談、6月にドイツで開催されたG7サミット、5月に東京で開催された日米豪印首脳会合、11月のASEAN関連首脳会議、国連関係会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起し、多くの国から理解と支持を得た。また、8月の林外務大臣とグテーレス国連事務総長との会談で、林外務大臣から拉致問題への国連側の引き続きの理解と協力を求め、グテーレス事務総長の全面的な支持を得た。

米国については、5月の日米首脳会談において、岸田総理大臣からバイデン大統領に対して、拉致

問題の即時解決に向けた全面的な理解と協力を改めて求め、バイデン大統領から、一層の支持を得た。5月の訪日の際には、バイデン大統領は、拉致被害者の御家族と面会し、拉致被害者を思う御家族の方々の心情や、拉致問題の一刻も早い解決に向けた米国の支援を求める発言にじっくりと真剣に耳を傾け、御家族の方々を励まし、勇気付けた。さらに、10月の日米首脳テレビ会談、11月の日米首脳会談、令和5年1月の日米首脳会談において、岸田総理大臣からバイデン大統領に対して、拉致問題の解決に向けた米国の引き続きの理解と協力を求め、バイデン大統領から、全面的な支持を得た。

中国については、11月の日中首脳会談において、岸田総理大臣から習近平国家主席に対して拉致問題の即時解決に向けた理解と支持を求め、両首脳は引き続き緊密に連携していくことを確認した。

また、韓国についても、9月の日韓首脳間の懇談、10月の日韓首脳電話会談、11月の日韓首脳会談、令和5年3月の日韓首脳会談においても、岸田総理大臣から拉致問題の解決に向けた韓国の引き続きの理解と協力を求め、尹錫悦大統領から改めて支持を得た。

4月には国連人権理事会において、また12月には国連総会本会議において、EUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択された。

さらに、12月には、安保理非公式協議において北朝鮮の人権状況について協議が行われ、協議後、日本を含む有志国は、拉致問題の解決、特に拉致被害者の即時帰国を強く要求するとの内容を含む共同ステートメントを発出した。

令和2・3・4年度目標の達成状況： c

測定指標2-3 米国及び韓国との間で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関し会議・協議を行った回数

()内は電話会談を含めた数値（注：日米韓に加え、米国及び韓国との二国間も含む。また、令和3年度目標から電話会談を含む。）	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・3・4年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	34	4 (11)	18	31 (68)	35	37 (101)	

評価結果（個別分野2）

施策の分析

【測定指標2-1 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展 ＊】

令和2年度から令和4年度にかけて、米国のみならず、韓国、中国との首脳会談等を通じて、北朝鮮への対応について関係国との連携を強化できた。また、北朝鮮による弾道ミサイル発射を受け、令和4年5月、10月、11月（2回）、令和5年2月及び3月には、国連安保理公開会合が開催された。大多数の理事国から北朝鮮への非難・懸念・安保理決議違反の指摘がなされ、一定の意義があった。（令和2・3・4年度：日朝関連（達成手段①））

従来から、我が国は、対北朝鮮措置の一環として、（1）全ての北朝鮮籍船舶、北朝鮮に寄港した全ての船舶及び国連安保理の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶の入港禁止措置と（2）北朝鮮との間の輸出入禁止措置を講じてきているところ、安保理決議の履行を担保するとの観点からも、令和3年度、これらの措置の期限を2年間延長することを決定した。さらに、令和4年度は、4回（4月、10月、12月、令和5年3月）の我が国自身の対北朝鮮措置を実施した。これまでに我が国が実施している国連安保理決議に基づく措置及び我が国自身の措置は、北朝鮮の厳しい経済状況と併せて考えた場合、一定の効果をあげていると考えられる。一方、北朝鮮は、令和4年度には、日本の上空を通過するものや複数大陸間弾道ミサイル（ICBM）級弾道ミサイルを含め、27回、少なくとも54発に及ぶ弾道ミサイルを発射するなど、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていない。したがって、指標全体としては目標達成に向けて進展は大きくなかったと判定した。

【測定指標2-2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展 ＊】

我が国は、従来からの基本認識に変わりはなく、拉致問題の解決を最重要課題と位置付け、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全の確保と即時帰国、拉致に関する真相

究明、拉致実行犯の引渡しを北朝鮮側に対し強く要求している。

また、各国首脳・外相との会談、G 7サミット、日米韓首脳会合、ASEAN 関連首脳会議を含む国際会議等の外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起し、多くの国からの理解と支持を得ている。バイデン大統領は、令和 4 年 5 月の訪日の際、拉致被害者の御家族と面会した。また、令和 3 年度、令和 4 年度の G 7 サミットにおいて、我が国は、拉致問題の即時解決に向け、G 7 各国の全面的な理解と協力を要請し、G 7 各国から支持を得るとともに、首脳コミュニケにも、G 7 として拉致問題を直ちに解決することが急務であることを改めて表明する旨記載された。

これらは北朝鮮に対して、拉致問題の解決に向けた我が国及び国際社会の強い意志を示す観点から有効であったと判断できる。また、様々なレベルにおいて、あらゆる外交上の機会を捉えて、各国に対して拉致問題への理解と協力を求めることができたことは、北朝鮮に対し、諸懸案の包括的な解決に向けた具体的行動を強く求める環境を作る上で有益であった。（令和 2・3・4 年度：日朝関連（達成手段①））

他方、北朝鮮による拉致の発生から長い年月が経過した今も、拉致被害者全員の帰国は実現していないことから、指標全体としては目標達成に向けて進展が大きくなかったと判定した。

【測定指標 2－3 米国及び韓国との間で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関し会議・協議を行った回数】

北朝鮮の核・ミサイル能力に本質的な変化が見られない中、北朝鮮問題への対処に当たっては日米韓の緊密な連携の重要性がより一層高くなってきていることを踏まえ、朝鮮半島情勢に関する認識を共有し、対北朝鮮政策をすり合わせるべく、日米韓の枠組みの下で会合が開催された。また、これら一連の会合や日米、日韓それぞれの会合を通じ、北朝鮮への対応について、日米、日韓、日米韓 3 か国の緊密な連携を確認することができ、有益であった。（令和 2・3・4 年度：日朝関連（達成手段①））

日米韓で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関し会議・協議を行った回数（電話会談を含む）については、令和 2 年度において、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等から年度目標値には及ばなかった。一方で、令和 3 年度、令和 4 年度においては、首脳・外相・次官級を含む様々なレベルで日米韓の意思疎通を行ってきており、また、北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射等を受けた六者会合首席代表間の会議・協議を行った回数が大幅に増加していることから、年度目標値を上回った。

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

北朝鮮の核・ミサイル開発は、日本のみならず国際社会全体にとって深刻な挑戦である。日本は、引き続き、米国、韓国を始めとする関係国と緊密に連携しつつ、北朝鮮に対し、いかなる挑発行動も行わず、累次の国連安保理決議等に従って、非核化などに向けた具体的行動をとるよう強く求め続けていく必要がある。

北朝鮮による拉致問題は、日本の主権や国民の生命と安全に関わる重大な問題であると同時に、基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的問題である。また、拉致問題は、時間的制約のある人道問題である。日本としては、拉致問題の解決を最重要課題と位置付け、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全の確保と即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを、北朝鮮側に対して、引き続き強く要求していく必要がある。

以上を踏まえ、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

2－1 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展 *

北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けて、「国連の場を含め、日米、日米韓で緊密に連携するとともに、国際社会とも協力しながら、北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。」との年度目標は上記施策の分析のとおり適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、取組を引き続き継続していく。

2－2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展 *

拉致問題解決や日朝国交正常化に向けて、「拉致問題については従来からの基本認識に変わりはなく、引き続き、国際社会と緊密に連携しながら、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。」との年度目標は上記施策の分析のとおり適切な目標であ

ったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、引き続き米国や韓国を始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮に対して、諸懸案の包括的な解決に向けた具体的な行動をとるよう強く求め、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、あらゆる努力を傾注していく。

2－3 米国及び韓国との間で首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）で北朝鮮に関し会議・協議を行った回数

首脳・外相・次官級（含：六者会合首席代表）が協議することは、連携を改めて確認・強化する上で重要である。令和3年度からは、年度目標値に電話会談を含めて測定指標の分析を行っており、次期周期においても、年度目標値に電話会談を含めて測定指標の分析を行う。令和4年度には、10月4日の我が国上空を通過した北朝鮮による弾道ミサイル発射等を受け、同日に日米首脳電話会談を、同月6日に日韓首脳会談を実施するなど、電話会談を通じて、日米、日韓、日米韓であらゆるレベルで緊密に連携を確認しているため、年度目標値に電話会談を含めるのが妥当である。上記施策の分析のとおり、今後とも北朝鮮に対して、安全保障面や国連安保理での対応を含め、日米、日韓、そして日米韓3か国の緊密な連携を図るべく取組を継続していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ
北朝鮮への対応に関する日米韓協力
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/juk.html)
大韓民国 「要人往来・会談」
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/index.html>)
アメリカ合衆国 「要人往来・会談等」
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/index.html>)
中華人民共和国 「要人往来・会談」
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/index.html>)
- ・官邸ホームページ
「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」等（令和4年5月29日）
(https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202205/29rachi.html)
- ・令和5年版外交青書（外交青書2023）
第2章 第2節 アジア・大洋州
- ・令和4年版外交青書（外交青書2022）
第2章 第2節 アジア・大洋州
- ・令和3年版外交青書（外交青書2021）
第2章 第2節 アジア・大洋州

個別分野 3 日韓関係の改善

施策の概要

重要な隣国である韓国と大局的観点から未来志向の日韓関係を構築していくために、まずは外交当局間等の活発な意思疎通・協議を通じて日韓関係の改善に向けて努める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
八 外交・安全保障
- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 3－1 日韓関係の改善 *

中期目標（一年度）

首脳・外相会談や局長協議等の実施を通じた、問題解決に向けた協議の継続。

令和 2 年度目標

旧朝鮮半島出身労働者問題等日韓間の困難な問題について、韓国側から適切な対応を引き出すべく、引き続き外交努力を維持・強化していく。

施策の進捗状況・実績

令和 2 年度は、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等により非常に厳しい状況が続いた。

旧朝鮮半島出身労働者問題に関し、韓国の裁判所は、原告側の申請に基づき、日本企業の資産の差押え及び現金化に向けた手続を進めてきている。日本政府は、韓国側に対し、仮に日本企業の差押資産が現金化に至ることになれば、日韓関係にとって極めて深刻な状況を招くため絶対に避けなければならない旨繰り返し強く指摘し、韓国側が、国際法違反の状態を是正し、日本にとって受入れ可能な解決策を早期に示すよう強く求めてきている。このような中、9 月、菅総理大臣の就任に当たり日韓首脳電話会談を実施し、菅総理大臣から文在寅大統領に対し、北朝鮮問題を始め、日韓・日米韓の連携は重要である旨述べるとともに、拉致問題の解決に向け、引き続きの支持を求めた。また、旧朝鮮半島出身労働者問題等により現在非常に厳しい状況にある両国の関係をこのまま放置してはいけなくと考える旨述べるとともに、韓国側において日韓関係を健全な関係に戻していくきっかけを作ることとを改めて求めた。

慰安婦問題に関し、令和 3 年 1 月 8 日、元慰安婦等が日本国政府に対して提起した訴訟において、韓国ソウル中央地方裁判所が、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本国政府に対し、原告への損害賠償の支払などを命じる判決を出し、同月 23 日、同判決が確定した。日本としては、この国際法上の主権免除の原則から、日本政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を累次にわたり表明してきた。慰安婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、昭和 40（1965）年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に解決」されており、また、平成 27 年 12 月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が確認されている。したがって、この判決は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできない。日本としては、韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを改めて強く求めていく方針である。

新型コロナウイルス感染症の影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、令和 2 年度は、合計 2 回の日韓外相電話会談や 5 回の日韓局長協議（対面 1 回、テレビ協議 4 回）を始め、頻繁に外交当局間の意思疎通を継続した。

令和 3 年度目標

旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等の日韓間の困難な問題について、韓国側から適切な対応を引き出すべく、引き続き外交努力を維持・強化していく。

施策の進捗状況・実績

令和 3 年度も、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等により非常に厳しい状況が続いた。

旧朝鮮半島出身労働者問題に関し、韓国の裁判所は、9 月 27 日及び 12 月 30 日の日本企業資産に対

する売却命令（特別現金化命令）の決定を含め、日本企業の資産の差押え及び現金化に向けた手続を着々と進めてきている。日本政府は、韓国側に対し、仮に日本企業の差押資産の現金化に至ることになれば日韓関係にとって深刻な状況を招くので、避けなければならないことを繰り返し強く指摘し、韓国側が、国際法違反の状態を是正することを含め、日本側にとって受入れ可能な解決策を早期に示すよう強く求めた（令和3年5月5日の日韓外相会談及び同年11月22日の日韓局長協議等）。

また、慰安婦問題に関し、令和3年1月の日本国政府に対する、元慰安婦等原告への損害賠償の支払等を命じる判決について日本としては、国際法上の主権免除の原則から、日本政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を累次にわたり表明した（令和3年5月5日の日韓外相会談及び同年7月20日の日韓次官間の協議等）。慰安婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、昭和40（1965）年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に解決」されており、また、平成27年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が確認されている。したがって、同判決は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできない。日本としては、引き続き韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを強く求めていく方針である。

このような中、10月、岸田総理大臣の就任に当たり日韓首脳電話会談を実施し、岸田総理大臣から文在寅（ムン・ジェイン）大統領に対し、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等により日韓関係は引き続き非常に厳しい状況にあると述べた上で、これらの問題に関する日本の一貫した立場に基づき、韓国側に適切な対応を強く求めた。また、岸田総理から、地域の厳しい安全保障環境の下では、北朝鮮への対応を始め、日韓・日米韓の連携を一層深めていくことが不可欠であると述べるとともに、拉致問題について、引き続きの支持と協力を求めた。さらに、令和4年3月、岸田総理大臣は尹錫悦（ユン・ソンニョル）韓国次期大統領と電話会談を行い、岸田総理大臣から、昭和40（1965）年の国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の基盤に基づき、日韓関係を発展させていく必要があり、尹次期大統領のリーダーシップに期待する、日韓関係改善のため、尹次期大統領と緊密に協力していきたい旨述べた。

新型コロナウイルス感染症の影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、令和3年度は、上述の日韓首脳電話会談や岸田総理と尹錫悦（ユン・ソンニョル）韓国次期大統領との電話会談に加え、合計5回の日韓外相会談（電話会談を含む。）や2回の日韓次官間の協議、4回の日韓局長協議を始め、外交当局間の意思疎通が継続された。

令和4年度目標

旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題等の日韓間の困難な問題について、韓国における新政権発足の機会も捉えながら、韓国側から適切な対応を引き出すべく、引き続き外交努力を維持・強化していく。

施策の進捗状況・実績

令和3年5月の尹錫悦政権発足以降、旧朝鮮半島出身労働者問題について、両国の外交当局間で緊密な意思疎通を行ってきた。7月に訪日した朴外交部長官は、現金化が行われる前に、望ましい解決策が出るよう努力すると述べ、両外相は、この問題の早期解決で一致した。11月の日韓首脳会談において、両首脳は、9月のニューヨークでの首脳間の懇談に際する両首脳の指示を受けて外交当局間の協議が加速していることを踏まえ、懸案の早期解決を図ることで改めて一致した。その後、外相間を含む外交当局間の緊密な意思疎通を経て、令和5年3月6日に、韓国政府による措置の発表がなされた。

慰安婦問題に関し、令和3年1月の日本国政府に対する、元慰安婦等原告への損害賠償の支払等を命じる判決について日本としては、国際法上の主権免除の原則から、日本政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を令和3年度同様表明した。

韓国における新政権の成立を受け、日韓間で要人の接触が活発に行われた。岸田総理大臣と第20代韓国大統領への当選を果たした尹錫悦候補との3月の首脳電話会談を受け、4月に次期政権の代表団（韓日政策協議代表団）が訪日して林外務大臣と意見交換を行った。5月には、林外務大臣が尹大統領就任式に総理特使として出席し、6には NATO 首脳会合が行われたマドリードにおいて、日韓首脳が、日米韓首脳会合や NATO アジア太平洋パートナー（AP4）首脳会合などの場で初めて顔を合わせた。7月、朴外交部長官が、二国間訪問としては4年7か月ぶりに訪日し、林外務大臣は、同長官との間で、旧朝鮮半島出身労働者問題を含め日韓関係全般について幅広く率直な意見交換を行った。また、尹大統領は、8月15日や就任100日目にあたる8月17日の演説などにおいて、日韓関係改善に向けた強い意思を表明し、日本政府としてもこれを歓迎した。9月には、国連総会の機会を捉え、二

ニューヨークで日韓首脳による懇談が行われた。両首脳は、現下の戦略環境において日韓は互いに協力すべき重要な隣国であり、日韓、日米韓協力を推進していく重要性や懸案の解決に向けて現在行われている外交当局間の協議を加速化するように指示することで一致した。さらに、11月のASEAN関連首脳会議に際して、岸田総理大臣は、尹大統領との間で日韓首脳会談を約3年ぶりに実施した。両首脳は、北朝鮮問題や「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に関して連携していくことを確認するとともに、旧朝鮮半島出身労働者問題について、9月のニューヨークでの両首脳の指示を受けて外交当局間の協議が加速していることを踏まえ、懸案の早期解決を図ることで改めて一致した。その後、外相間を含む外交当局間の緊密な意思疎通を経て、3月6日に韓国政府による措置の発表がなされた。3月16日には、尹大統領が韓国大統領として12年ぶりの二国間訪問を行い、岸田総理と尹大統領との間で個人的な信頼関係を深め、日韓関係の新たな章を開く「シャトル外交」の再開で一致した。また、両首脳は、両国が共に裨益するような協力を進めるべく、政治・経済・文化など多岐にわたる分野で政府間の意思疎通を活性化していくことでも一致し、具体的に、安全保障対話や次官戦略対話の再開、新たな経済安全保障に関する協議の立上げなどを進めていくこととなった。

尹政権発足後、日韓首脳会談は3回（対面2回、電話1回）、日韓外相会談は10回（対面4回、電話6回）、日韓次官間の協議は3回（いずれも対面）、日韓局長協議は7回（いずれも対面）行った。

令和2・3・4年度目標の達成状況： a

測定指標3-2 人的交流の拡大

中期目標（--年度）

日韓間の人的往来の維持・強化に努める。

令和2年度目標

外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきた「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2020）の実施といった、各種事業の実施を通じ、日韓間の人的往来の維持・強化を図る。

施策の進捗状況・実績

令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化により両国間の往来者数は大幅に減少し、令和2年は約92万人にとどまった。そうした中、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に関し、7月22日の国家安全保障会議及び新型コロナウイルス感染症対策本部における決定等に基づき韓国との間で協議・調整を行い、10月8日から、「ビジネストラック」及び「レジデンスストラック」を開始したが、各国における変異ウイルスの感染拡大を受け、水際対策強化に係る新たな措置として、令和3年1月14日から運用を一時停止した。

日韓両政府は、日韓関係が難しい状況であるからこそ、日韓間の交流が重要である点について一致している。日韓間の最大の草の根交流行事である「日韓交流おまつり」は、新型コロナの影響で観客を集めての実施ができなくなったことから、令和2年は東京及びソウルのいずれにおいても初めてオンラインでそれぞれ9月、11月に開催された。政府としても、「対日理解促進交流プログラム（JENESYS2020）」の実施を通じ、青少年を中心とした相互理解の促進、未来に向けた友好・協力関係の構築に引き続き努めており、令和2年度は初めてオンライン形式での交流事業（計7回。大学生、高校生及び社会人約800名参加）を実施した。

令和3年度目標

外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきた「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2021）の実施といった、各種事業の実施を通じ、新型コロナ感染症の流行が収束した後の日韓間の人的往来の回復を後押しする。

施策の進捗状況・実績

令和3年度も、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の強化による両国間往来者数の大幅な減少は続き、令和3年は約3万人にとどまった。11月8日以降、一定の要件の下で、ワクチン接種済者に対する入国後の行動制限の緩和及び外国人の新規入国制限の緩和が行われ、韓国からも企業関係者、留学生などの日本への新規入国が再開されたものの、11月30日以降、オミクロン株に対する水際措置の強化に伴い、同措置は停止された。

両国間の往来者数が大幅に減少する中であっても、日韓間の最大の草の根交流行事である「日韓交流おまつり」は、令和3年は東京及びソウルのいずれにおいても、2年連続オンライン形式で、それぞれ9月に開催された。また、日本政府としても、「対日理解促進交流プログラム（JENESYS2021）」の実施を通じ、青少年を中心とした相互理解の促進、未来に向けた友好・協力関係の構築に引き続き努めており、令和3年度の交流事業は全てオンライン形式で実施した（13事業を計38回実施、合計530名程度が参加）。

令和4年度目標

外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきている「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2021）の実施といった、各種事業の実施を通じ、新型コロナウイルス感染症の流行が収束した後の日韓間の人的往来の回復を後押しする。

施策の進捗状況・実績

令和4年10月には両国における査証免除措置が再開され、また、羽田－金浦（キンポ）線を始めとする日韓航空路線の運航が再開したことを受け、旅行件数が増加し、令和4年の両国間の往来者数は約131万人に増加した。11月の日韓首脳会談において両首脳は、査証相互免除の再開以降、両国間の人の往来が急速に増加している点を歓迎しつつ、両国間の人的交流が拡大することへの期待を表明した。また、令和5年3月の首脳会談では、岸田総理大臣から、両国間の人的交流がより一層活発化することで関係改善の好循環が更に加速することを期待する、政府としても対日理解促進交流プログラム（JENESYS）等により未来を担う若者の交流を支援していく旨述べた。

日韓間の最大の草の根交流行事である「日韓交流おまつり」は、令和4年はソウルで3年ぶりに対面形式で開催され、「また会える喜び」をテーマに、舞台公演や日本文化体験、トークイベント等が行われた（東京ではオンライン開催）。

「対日理解促進交流プログラム（JENESYS2022）」は10月及び令和5年1月の2回、対面形式での交流事業を一部再開した（対面では289名、オンラインで187名が参加）

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標3-3 経済関係緊密化のための各種協議等の推進 *

中期目標（一年度）

幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

令和2年度目標

日中韓 FTA 及び RCEP 交渉の進展に向けた取組や、韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関するフォローアップや韓国側への働きかけ、韓国における日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置に関する WTO 紛争解決小委員会のフォローアップや韓国側への働きかけ、韓国による自国造船業に対する支援措置に係る案件のフォローアップや韓国側への働きかけ、（一財）日韓産業技術協力財団の活動支援等を通じて、幅広い分野における日韓経済関係の強化等に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

11月、日本及び韓国を含む15か国は、日韓間での初めての経済連携協定（EPA）ともなる地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に署名した。

韓国政府による日本産水産物等の輸入規制に関連し、令和3年3月、コロナ禍での効果的な取組として、韓国の報道機関関係者約60名を対象に日本産食品の信頼確保と輸出の拡大等に関するオンライン説明会を開催し、これを受け、韓国メディアにおいて、放射性物質の基準値を超えた農林水産品は市場に絶対流通させない措置を採っているといった日本側の説明を含む記事が、30件以上掲載された。同月、在韓国大使館及び在済州総領事館が開催した「東日本大震災から10年」の関連行事においても、日本産食品の安全性等について積極的な広報を行った。また、韓国政府に対し、韓国が採っている輸入規制の撤廃の働きかけを粘り強く行った。

11月、日韓経済協会、日韓産業技術協力財団、韓日経済協会及び韓日産業・技術協力財団は、日韓の経済人が一堂に会する「第52回日韓経済人会議」をオンラインで開催し、経済・人材・文化交流の継続と拡大、東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けた協力の推進を含む共同声明が採択された。

令和3年度目標

日本産水産物等の輸入規制問題、日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置及び韓国による自国造船業に対する支援措置案に対するフォローアップや韓国側への働きかけを行うとともに、（一財）日韓産業技術協力財団の活動支援等を通じて、幅広い分野における日韓経済関係の強化等に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

韓国政府による日本産水産物等の輸入規制に関連し、韓国政府に対し、4月、6月及び11月の日韓局長協議を含め、様々な機会を捉え、韓国が採っている輸入規制の撤廃の働きかけを粘り強く行った。

11月、日韓経済協会、日韓産業技術協力財団、韓日経済協会及び韓日・技術協力財団は、日韓の経済人が一堂に会する「第53回日韓経済人会議」をオンラインで開催（外務省からも関係者が出席）し、新しい未来創造、経済交流の拡大、共通課題への協力及び未来に向けた日韓友好インフラとなるよう青少年・地域間交流を推進していくことを含む共同声明が採択された。

令和4年度目標

日本産水産物等の輸入規制問題、日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置及び韓国による自国造船業に対する支援措置案に対するフォローアップや韓国側への働きかけを行うとともに、（一財）日韓産業技術協力財団の活動支援等を通じて、幅広い分野における日韓経済関係の強化等に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

韓国政府による日本産食品に対する輸入規制については、様々な機会を捉えて韓国政府に対して早期の規制撤廃を働きかけた。また、9月には、韓国の韓国報道機関関係者約30名を対象に日本産食品の安全性等に関するオンライン説明会を開催し、これを受け、韓国メディアにおいて日本政府の説明に基づく記事が10本以上掲載された。

5月、日韓経済協会、日韓産業技術協力財団、韓日経済協会及び韓日・技術協力財団は、日韓の経済人が一堂に会する「第54回日韓経済人会議」をオンラインで開催（外務省からも関係者が出席）し、エネルギー安全保障等の分野での両国の連携や協力の重要性、経済交流・青少年交流・文化交流の増進等を含む共同声明が採択された。

令和5年3月、韓国側は、WTO事務局に対し、日本の輸出管理措置に関するWTO紛争解決手続を取り下げる旨通知した。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標3-4 日韓の連携、協力を通じた地域及び国際社会の課題への寄与

中期目標（一年度）

地域及び国際社会の課題に向け二国間で連携・協力する。

令和2年度目標

首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ、地域及び国際社会の課題に係る幅広い分野において協議を行い、連携を確認する。

施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルス感染症の影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、9月の首脳電話会談に加え、2度の外相電話会談（6月及び令和3年1月）、11月の秋葉外務事務次官と崔鍾建韓国外交部第一次官との意見交換及び5回の日韓局長協議（対面1回、テレビ協議4回）を始め、日韓間における諸問題のほか、北朝鮮をめぐる情勢等について、ハイレベルを含め、日韓間の意思疎通を継続した。

令和3年度目標

日韓間の諸懸案に関しては、外交当局間の意思疎通を通じて韓国側に適切な対応を強く求めつつ、地域及び国際社会の課題に係る幅広い分野においては、緊急性や必要性を考慮しつつ、適切に協議を

行う。

施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルス感染症の影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、10月の首脳電話会談に加え、4度の外相会談（電話会談を含む。）、2回の日韓次官間の協議及び4回の日韓局長協議を始め、日韓間における諸問題のほか、北朝鮮をめぐる情勢等について、ハイレベルを含め、日韓間の意思疎通を継続した。

令和4年度目標

日韓間の諸懸案に関しては、外交当局間の意思疎通を通じて韓国側に適切な対応を強く求めつつ、地域及び国際社会の課題に係る幅広い分野においては、緊急性や必要性を考慮しつつ、適切に協議を行う。

施策の進捗状況・実績

2022年は、度重なる北朝鮮の弾道ミサイル発射などを受けて日韓外相間の電話会談も随時行われたほか、累次の機会における日韓次官間・局長間の協議を通じて、日韓両政府間の緊密な意思疎通を継続した。

11月のASEAN関連首脳会議に際して、岸田総理大臣は、尹大統領との間で日韓首脳会談を約3年ぶりに実施し、両首脳は、北朝鮮問題や自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現に関して連携していくことを確認した。令和5年3月の尹大統領訪日に際しては、両首脳は、この歴史の転換点において自由で開かれたインド太平洋を実現する重要性について確認し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守り抜くために同志国が力を合わせていく必要性について認識を共有した。また、令和5年3月の日韓首脳会談に際し、尹大統領はGSOMIAの完全正常化を宣言し、その後同月21日には韓国側による令和元年（2019）年8月の協定の終了通告及び同年11月の終了通告の効力停止を取消す旨を、口上書をもって日本側に正式通報した。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

参考指標1：日韓首脳・外相会談の開催回数（電話会談を除く）

	実績値			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	9	0	3	6

参考指標2：内閣府実施「外交に関する世論調査」の「韓国に対する親近感」における「親しみを感じる」との回答割合（%）

	実績値			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	26.7	34.9	37.0	45.9

評価結果（個別分野3）

施策の分析

【測定指標3-1 日韓関係の改善 *】

令和2年度は、外相電話会談を2回、局長協議を5回（対面1回、テレビ協議4回）実施し、令和3年度は、首脳電話会談や、外相会談を5回（電話会談を含む）、次官間の協議を2回、局長協議を4回実施した。そして、令和4年度は、首脳会談を3回（対面2回、電話1回）、外相会談を10回（対面4回、電話6回）、次官間の協議を3回、局長協議を7回実施し、ハイレベル間での意思疎通を図ったことで、新政権との緊密な連携の推進を進めることができた。（令和2年度：未来志向の日韓関係推進経費（達成手段①）及び令和3・4年度：日韓関連経費（達成手段①））

- 令和2年度は、新型コロナの影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、合計2回の日韓外相電話会談や累次の機会における日韓局長協議を始め、外交当局間の意思疎通が継続された。一方で、令和3年1月8日、元慰安婦などが日本国政府に対して提起した訴訟において、韓国ソウル中央地方裁判所が、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本政府に対し、原

告への損害賠償の支払などを命じる判決を出し、同月 23 日、同判決が確定した。この判決は、日韓関係を未来志向への発展とは反する動きであり、日韓関係を未来志向の新時代へと発展させていくために、韓国が「最終的かつ不可逆的」な解決を確認した合意を着実に実施するよう求めていく必要が生じた。（令和 2 年度：未来志向の日韓関係推進経費（達成手段①））

2 令和 3 年度は、旧朝鮮半島出身労働者問題に関し、韓国の裁判所は、9 月 27 日及び 12 月 30 日の日本企業資産に対する売却命令（特別現金化命令）の決定を含め、日本企業の資産の差押え及び現金化に向けた手続を着々と進めた。このような中、令和 4 年 3 月に、岸田総理大臣は尹錫悦（ユン・ソンニョル）韓国次期大統領と電話会談を行い、日韓関係改善のため、尹次期大統領と緊密に協力していきたい旨を表明したことは、未来志向の日韓関係推進に有益であった。（令和 3 年度：日韓関連経費（達成手段①））

3 令和 4 年、韓国における新政権の成立を受け、上述のとおり日韓間で要人の接触が活発に行われた。特に、11 月の ASEAN 関連首脳会議に際して岸田総理大臣と尹錫悦韓国大統領の間で両国の対面での首脳会談が 3 年ぶりに行われた。両首脳は、北朝鮮問題や「自由で開かれたインド太平洋」の実現に関して連携していくことを確認するとともに、旧朝鮮半島出身労働者問題について、9 月のニューヨークでの懇談における両首脳の指示を受けて外交当局間の協議が加速していることを踏まえ、懸案の早期解決を図ることで改めて一致した。その後の 3 月 6 日に韓国政府により発表された措置について、日本政府としては、平成 30 年の大法院判決により非常に厳しい状態にあった日韓関係を健全な関係に戻すためのものとして評価している。同発表を契機とし、措置の実施と共に、日韓の政治・経済・文化等の分野における交流が力強く拡大することを期待しており、韓国政府と緊密に意思疎通していく。令和 5 年 3 月の日韓首脳会談の成果は、まず第一に、尹大統領が、韓国大統領としては約 12 年ぶりに日本を二国間訪問し、岸田総理大臣と尹大統領との間で個人的な信頼関係を深め、日韓関係の新たな章を開く「シャトル外交」の再開で一致したことである。両首脳は、両国が共に裨益するような協力を進めるべく、政治・経済・文化など多岐にわたる分野で政府間の意思疎通を活性化していくこととなった。尹大統領の訪日は、日韓関係の正常化にとって大きな一歩となる訪日となった。（令和 4 年度：日韓関連経費（達成手段①））

【測定指標 3－2 人的交流の拡大】

令和 2 年度、令和 3 年度及び令和 4 年度の 3 年間、新型コロナにかかる水際措置の強化により両国間の往来が制限される中、オンラインを活用し、「対日理解促進プログラム」（JENESYS2020、2021、2022）を実施し人的往来の拡大を図ることができたほか、日韓両国で開催される文化交流事業「日韓交流おまつり」もオンラインで実施する等、相互理解や未来に向けた友好・協力関係の構築が一定程度促進された。（令和 2 年度：未来志向の日韓関係推進経費（達成手段①）及び令和 3・4 年度：日韓関連経費（達成手段①））

令和 2 年度の日韓間の人的往来は、平成 31 年 3 月以降、新型コロナに係る水際対策の強化により両国間の往来者数は大幅に減少し、約 92 万人にとどまった。令和 3 年 11 月 8 日以降、一定の要件の下で、ワクチン接種済者に対する入国後の行動制限の緩和及び外国人の新規入国制限の緩和が行われ、韓国からも企業関係者、留学生などの日本への新規入国が再開されたものの、11 月 30 日以降、オミクロン株に対する水際措置の強化に伴い、同措置は停止されたため、人的往来は引き続き制限された。

一方で、令和 4 年には、両国における査証免除措置が再開され、また、羽田－金浦線をはじめとする日韓航空路線の運行が再開したことを受け、旅行件数が増加し、同年の両国間の往来者数は約 131 万人に増加した。また、令和 4 年度「日韓交流おまつり」はソウルで 3 年ぶりに対面形式で開催された。「JENESYS2022」の実施も、同年対面形式での交流事業を一部再開した。日韓両政府が、日韓関係が難しい状況であるからこそ、日韓間の交流が重要である点で一致したことは、人的往来の拡大を図る上で有益であった。（令和 4 年度：日韓関連経費（達成手段①））

【測定指標 3－3 経済関係緊密化のための各種協議等の推進 ＊】

韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関しては、コロナ禍での効果的な取組として、韓国の報道機関関係者を対象としたオンライン説明会を令和 3 年 3 月及び令和 4 年 9 月に開催し、日本産食品の安全性等について積極的な広報を行った。これを受け、韓国メディアにおいて、放射性物質の基準値を超えた農林水産物は市場に絶対流通させない措置を採っているといった日本側の説明を含む記事が、30 件以上掲載されたことは本件にかかる理解促進に一定の効果があつた。（令和 2・3 年度：未来志向の日韓関係推進経費（達成手段①））

令和 2 年度から 4 年度には、日韓経済協会、日韓産業技術協力財団、韓日経済協会及び韓日産業・技術協力財団は、日韓の経済人が一堂に会する「日韓経済人会議」をオンラインで開催し、共同声明が採択される等、日韓の経済関係緊密化に向けた動きを推進する上で有益だった。（令和 2・3 年度：未来

志向の日韓関係推進経費（達成手段①））

また、平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間、継続して日中韓自由貿易協定（FTA）及び東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉の進展に向けた取組を行っていたが、令和 2 年 2 月、日本及び韓国を含む 15 か国は、日韓間での初めての経済連携協定（EPA）ともなる地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に署名し、令和 4 年 2 月 1 日、韓国について同協定が発効しており、日韓の経済関係緊密化については、一定程度の進展はあった。（令和 2・3・4 年度：未来志向の日韓関係推進経費（達成手段①））

【測定指標 3－4 日韓の連携、協力を通じた地域及び国際社会の課題への寄与】

様々なレベルや様々な枠組みで日韓の連携を確認し、地域の平和と安定に一定程度寄与した。

新型コロナウイルス感染症の影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、度重なる北朝鮮の弾道ミサイル発射などを受けて、令和 2・3・4 年度を通して、日韓首脳（電話）会談、外相（電話）会談、次官間の懇談、日韓局長協議等を活発に行い、日韓間における諸問題のほか、北朝鮮をめぐる情勢等について、ハイレベルを含め、日韓間の意思疎通を継続した。

令和 4 年度は、11 月の ASEAN 関連首脳会議に際して尹大統領が韓国の「インド太平洋戦略」の概要を発表し、日本政府は同戦略を歓迎し、インド太平洋地域における取組について連携していくことを確認した。（令和 2・3・4 年度：安全保障分野における協力の推進（達成手段②））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

韓国は国際社会における様々な課題への対応に協力していくべき重要な隣国だが、日韓間では、ここ数年にわたり、旧朝鮮半島出身労働者問題を始めとして、平成 27 年の慰安婦問題に関する日韓合意の趣旨・精神に反する動き、竹島問題などにおいて、日本側にとって受け入れられない状況が継続してきた。ルールに基づく国際秩序が脅かされている現下の国際情勢において、日韓、日米韓の戦略的連携を推進していくことの重要性は論をまたない。そのためにも懸案を解決して日韓関係を健全な関係に戻し、更に発展させていく必要がある。今後、未来志向の日韓関係を構築していくため、引き続き施策目標を、外交当局間等の活発な意思疎通・協議を通じた日韓関係改善に向けた努力とすることが適切である。日韓関係の正常化にとって大きな一歩となった尹大統領訪日を受け、国交正常化以来の友好協力関係の基盤に基づき、関係を更に発展させていくべく次期目標の設定が必要となる。

【測定指標】

3－1 日韓関係の更なる発展 *

両国の首脳が形式にとらわれず頻繁に訪問する「シャトル外交」の再開を機に首脳・外相会談や局長級協議等の実施を通じ、国交正常化以来の友好協力関係の基盤に基づき、関係の更なる発展に向けて、引き続き外交努力を維持・強化していく。日韓関係の正常化にとって大きな一歩となった尹大統領訪日を受け、国交正常化以来の友好協力関係の基盤に基づき、関係を更に発展させていくべく次期目標の設定が必要となる。

3－2 人的交流の拡大

人的交流の拡大に向けて、各種交流事業の実施を通じ、日韓間の人的往来のより一層の拡大を図るとの年度目標は適切な目標であったと考える。新型コロナによる水際措置の緩和を受け、人的往来数が増加しつつあるところ、今後とも、その維持・強化に向け、取組を引き続き継続していく。

3－3 経済関係緊密化のための各種協議等の推進 *

経済関係緊密化のための各種協議等の推進に向けて「幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。」との中期目標は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、日中韓 FTA や RCEP 交渉の進展に向けた取組を引き続き継続していく。また、サプライチェーンの強靱化や機微技術流出対策など、日韓両国が共に直面する課題を解決するため、日韓間で経済安全保障に関する協議を立ち上げるために努力していく。

3－4 日韓の連携、協力を通じた地域及び国際社会の課題への寄与

日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与に向けて、首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ、幅広い分野における二国間の連携・協力を推進することは重要である。ルールに基づく国際秩序が脅かされている現下の国際情勢において、日韓、日米韓の戦略的連携を推進していくことの重要性を確認していく。また、日韓安全保障対話及び日韓次官戦略対話を早期に再開するよう

努力していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 令和4年度外交青書（外交青書 2023）
第2章 第2節 3（2）韓国
- ・ 外務省ホームページ 大韓民国
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/index.html>)

個別分野 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル間の相互関係の強化等

施策の概要

- 1 東シナ海を隔てた隣国である日本と中国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有しており、日中関係は重要な二国間関係の一つである。日中両国は、地域と国際社会の平和と安定のために大きな責任を共有しており、ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら、協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ、「日中新時代」を切り開いていく。
- 2 モンゴルは、日本と基本的価値を共有する地域の重要なパートナーであり、引き続き「戦略的パートナーシップ」として位置づけた友好的な関係を真に互恵的なものへと発展させるため、ハイレベルの対話を始めとして、両国間で多層的な対話を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第208回国会施政方針演説（令和4年1月17日）
- ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）
- 八 外交・安全保障（近隣外交）

測定指標 4-1 「日中新時代」に向けた取組（経済面以外） *

中期目標（一年度）

ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら、協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ、「日中新時代」を切り開いていく。

令和2年度目標

日中両国は、地域と世界の平和と繁栄に、共に大きな責任を有している。その責任をしっかりと果たしていくことが、現在の地域の状況において、国際社会から強く求められている。ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら、協力を一層発展させ、日中関係を新たな段階に押し上げ、「日中新時代」を切り開いていく。

こうした観点から、中国とのあらゆる分野における協力関係を可能な限り深化させていくことが重要であり、日中間で進めるべき協力としては、以下を実施する。

- 1 習近平国家主席の国賓訪日を含めた活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進する。
- 2 東シナ海を「平和・協力・友好の海」との目標を実現するための取組を推進する。
- 3 邦人拘束事案等の懸案事項について中国側の前向きな対応を強く求める。
- 4 日中ハイレベル人的・文化交流対話を含めた既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。
- 5 各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
- 6 地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和2年度は、新型コロナの感染拡大の影響により、要人往来が大きく減少したものの、そのような中でも、電話会談などを通じて首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、新型コロナ対応について連携を強化するとともに、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について、意見交換を積み重ねた。新型コロナについては、4月21日及び7月29日に、茂木外務大臣が、王（おう）毅（き）国務委員兼外交部長との間で、新型コロナへの対応などについて電話会談を行った。9月25日、菅総理大臣と習近平国家主席との間で、初めての日中首脳電話会談が実現した。菅総理大臣から、日中の安定した関係は、両国のみならず地域及び国際社会のために極めて重要であり、共に責任を果たしていきたいと述べた。両首脳は、新型コロナに関して、引き続き、両国が様々なルートで連携していくこと、及び、ビジネス関係者の往来再開の早期実現に向け、引き続き協議を行っていくことを確認した。新型コロナの感染拡大により日中の要人往来は中断していたが、11月24日に王毅国務委員兼外交部長が訪日し、菅政権発足後初のハイレベルでの対面での会談を行った。茂木外務大臣は王毅国務委員兼外交部長との間で一対一での会談を含め合計3時間以上にわたって日中外相会談を行い、日中関係の方向性、二国間関係における互いの関心事項、北朝鮮を含む地域情勢、気候変動や貿易・投資などの国際社会が直面する課題について率直な意見交換を行った。11月25日には、菅総理大臣が王毅国務委員兼外交部長による表敬を受けた。このほか、外交当局間では、令和2年の交流・協力の年間計画の作成に関する覚書に基づき、日中政策企

画協議（9月、オンライン形式）など、日中間の実務的な対話が進められた。また、12月14日に岸防衛大臣と魏（ぎ）鳳和（ほうわ）中国国務委員兼国防部長とのテレビ会談、同月15日には大島衆議院議長と栗戦書（りつせんしょ）全国人民代表大会常務委員会委員長との間でテレビ会談が行われた。

- 2 尖閣諸島周辺海域における中国海警船舶による領海侵入が依然として継続しており、その件数は令和2年の1年間で24件に上った（令和元年の領海侵入件数は32件、平成30年は19件）。5月、7月、8月、10月、11月及び12月には、中国海警船舶が尖閣諸島の日本の領海に侵入し、当該海域において航行中の日本漁船に接近しようとする動きを見せる事案が発生した。10月の事案においては領海侵入時間が過去最長となる57時間以上となった。また、4月から8月にかけて、接続水域内での連続航行日数は過去最高の111日を記録するなど情勢は厳しさを増している。尖閣諸島周辺の我が国領海で独自の主張をする中国海警船舶の活動は、国際法違反であり、領海に侵入した際には外交ルートを通じ、厳重な抗議と退去要求を繰り返し実施した。さらに近年、東シナ海を始めとする日本周辺海域において、中国による日本の同意を得ない調査活動も見られた。日中両国は、これらの懸案を適切に処理すべく、令和3年2月に開催した第12回日中高級事務レベル海洋協議を始め、関係部局間の対話・交流の取組を進めた。
- 3 邦人拘束事案については、令和2年11月の王毅国務委員兼外交部長来日の際を含め、日本政府として、あらゆるレベル・機会を通じて、法施行及び司法プロセスにおける透明性、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保並びに人道的取扱いを中国政府に対して強く求めた。
- 4 令和2年は、「日中文化・スポーツ交流推進年」であり、その趣旨にふさわしい行事の募集・認定を行い、交流の強化を後押しした。新型コロナの影響を受けて日中双方で関連行事の延期や中止が相次ぐも、オンラインなどの形式を含め、感染防止対策をしっかりと講じた上で、両国で計51件の行事が実施された。また、青少年招へい事業である「JENESYS2019」に参加した日中の青少年がオンライン形式で交流し、思い出話に花を咲かせつつ、様々なテーマについて意見交換を活発に行うなど、新型コロナ流行下においても新たな交流の在り方を模索しつつ、日中の青少年交流を継続した。11月に行われた日中外相会談では、双方は、令和3年夏の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び令和4年冬の北京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のために協力していくことを確認し、また、令和4年に日中国交正常化50周年を迎えることも念頭に、両国の交流促進についても議論し、中長期的な両国関係の発展のため、青少年交流を後押ししていくことを確認した。
- 5 新型コロナの影響等により、令和2年度における協議の進展はなかった。
- 6 地域・グローバルな課題に関しては、9月25日の習近平国家主席との日中首脳電話会談において、菅総理大臣から、日中の安定した関係は、両国のみならず地域及び国際社会のために極めて重要であり、共に責任を果たしていきたいと述べた。11月24日の日中外相会談では、茂木外務大臣から、二国間の問題に加えて、南シナ海、香港情勢、新疆ウイグル自治区の人権状況などについても、日本の立場を明確に伝え、中国側の具体的な行動を強く求めるとともに、中国が地域・国際社会の諸課題に責任を果たしていくべきであるとの日本の立場・考え方をしっかりと伝えた。11月25日に菅総理大臣が王毅国務委員兼外交部長による表敬を受けた際には、菅総理大臣から、香港情勢に関して日本側の懸念を伝達したほか、拉致問題を含む北朝鮮への対応についても協力を求めた。

令和3年度目標

安定した日中関係は、我が国のみならず、地域及び国際社会の平和、安定、繁栄にとって重要であり、日中両国が共に責任ある大国として、地域・国際社会の諸課題に取り組み、貢献していくことが日中関係の更なる強化につながる。こうした観点から、中国とのあらゆる分野における協力関係を可能な限り深化させていくことが重要であり、日中間で進めるべき協力としては、以下を実施する。

- 1 首脳間を含むハイレベルで緊密に連携を行い、中国との安定的な関係を構築していく。
- 2 東シナ海を「平和・協力・友好の海」との目標を実現するための取組を推進する。
- 3 邦人拘束事案等の懸案事項について中国側の前向きな対応を強く求める。
- 4 日中ハイレベル人的・文化交流対話を含めた既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。
- 5 各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
- 6 地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年度は、令和2年度に引き続き、電話会談などを通じて首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、両国間の様々な懸案を含め、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い

議題について意見交換を積み重ねた。4月5日、茂木外務大臣と王毅国務委員兼外交部長との間で5度目の電話会談が行われ、両外相は、両国が共に責任ある大国として地域・国際社会に貢献していくことの重要性を確認した。10月4日に岸田総理大臣が就任し、同月8日には日中首脳電話会談が行われた。岸田総理大臣からは、両国間の様々な懸案を率直に提起した上で、こうした問題を含め、今後対話を重ねていきたいと伝え、両首脳は共通の諸課題について協力していくことで一致した。また、岸田総理大臣は、日中国交正常化50周年である令和4年を契機に、上記のような考え方にに基づき、建設的かつ安定的な関係を共に構築していかなければならないと述べた。習近平主席からは、そうした考え方に対する賛意と共に日中関係を発展させていくことへの意欲が示された。11月には、林外務大臣が外務大臣に就任して間もなく、王毅国務委員兼外交部長と電話会談を行った。林外務大臣から、日中首脳電話会談で両首脳が一致した共通認識の実現のため、王毅国務委員兼外交部長と共に努力していきたいと述べ、王毅国務委員兼外交部長から賛意の表明があった。このほか、外交当局間では、新型コロナ禍でも、6月の日中開発協力政策局長級協議、8月の船越アジア大洋州局長と劉勁松(りゅうけいしょう)外交部アジア司長とのテレビ会議、11月の日中経済パートナーシップ協議(次官級会合)など、日中間の意見交換が継続された。12月には、日中高級事務レベル海洋協議が開催され、東シナ海などに関する様々な問題について率直な意見交換を行った。また、12月27日の岸信夫防衛大臣と魏鳳和(ぎほうわ)国務委員兼国防部長とのテレビ会談など、外交当局間以外の日中間協議も継続して行われた。

- 2 東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中国海警船による領海侵入が継続しており、また、中国軍も当該海空域での活動を質・量とも急速に拡大・活発化させている。尖閣諸島周辺海域における中国海警船による領海侵入の件数は令和3年の1年間で34件に上った。令和3年の接続水域内での年間航行日数が332日を記録したほか、同年2月から7月にかけて、接続水域内での連続航行日数は過去最高の157日を記録するなど情勢は厳しさを増している。尖閣諸島周辺の日本の領海で独自の主張をする中国海警船の活動は、国際法違反であり、このような中国による一方的な現状変更の試みに対しては、外交ルートを通じ、厳重な抗議と退去要求を繰り返し実施した。また、東シナ海を始めとする日本周辺海域において、中国による日本の同意を得ない調査活動も継続しており、その都度、外交ルートを通じて中国側に申入れを行った。さらに、日中両国は、これらの懸案を適切に処理すべく、6月及び11月に開催した日中高級事務レベル海洋協議団長間協議、12月に開催した第13回日中高級事務レベル海洋協議等、関係部局間の対話・交流の取組を進めた。
- 3 邦人拘束事案については、日本政府として、これまで首脳・外相会談など、日中間の様々な機会に早期解放に向けた働きかけを行ってきており、これまで5名が起訴前に解放され、令和3年8月に帰国した1名を含む3名が刑期を満了し帰国している。12月には上海市で邦人1名が新たに中国当局に拘束された。政府としては、あらゆるレベル・機会を通じて、早期解放、法執行及び司法プロセスにおける透明性、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保並びに人道的な取り扱いを中国政府に対して強く求めた。また、令和4年2月には北京で拘束され服役中であった邦人1名が病気のため死亡した。これまで、政府としては、当該邦人の病状に鑑み、累次にわたり、人道上の観点から早期帰国を認めるよう中国側に強く働きかけてきた。それにもかかわらず、今回、同邦人が帰国できないまま死亡に至ったことは誠に遺憾であり、その旨を中国側に抗議した。
- 4 令和2年度に続き、新型コロナの影響により国境を越える往来が制限される中、対面での交流事業は実施できなかったものの、新たな交流の在り方を模索しつつ、主にオンラインにより日中間の青少年交流を継続した。対日理解促進交流プログラム「JENESYS」では、両国の高校生や大学生、研究者の相互理解及び対日理解促進を目的として、防災・減災や環境保護、ボランティア、伝統文化等をテーマとするオンライン交流を計17回実施し、約670人が参加した。10月に行われた日中首脳電話会談では、両国間の経済・国民交流を後押ししていくことで一致し、また、11月に行われた日中外相電話会談では、両外相は、令和4(2022)年の日中国交正常化50周年を契機に経済・国民交流を後押しすることで一致した。
- 5 新型コロナの影響等により、令和3年度における協議の進展はなかった。
- 6 地域・グローバルな課題に関しては、4月の茂木外務大臣と王毅国務委員兼外交部長との間での電話会談において両外相は、両国が共に責任ある大国として地域・国際社会に貢献していくことの重要性を確認した。また、茂木外務大臣から、南シナ海情勢、香港情勢及び新疆ウイグル自治区の人権状況などについて深刻な懸念を伝達し、具体的な行動を強く求めた。さらに、11月の日中外相電話会談では、林外務大臣から、南シナ海、香港、新疆ウイグル自治区などの状況に対する深刻な懸念を表明するとともに、台湾海峡の平和と安定の重要性につき述べた。また、両外相は、気候変動問題や北朝鮮を含む国際情勢についても意見交換を行った。北朝鮮への対応については、林外務大臣から拉致問題の即時解決に向けた理解と支持を求め、両外相は引き続き緊密に連携していくことを確認した。

令和4年度目標

日中両国間には隣国であるが故に様々な懸案も存在する。尖閣諸島をめぐる情勢、東シナ海、南シナ海における一方的な現状変更の試み、日本周辺における軍事活動の拡大・活発化は、日本を含む地域と国際社会の安全保障上の強い懸念である。また、中国は、世界第2位の経済大国となり、様々な面で、その行動の国際社会への影響は増している。中国が、国際社会のルールに則り、大国としての責任を果たし、国際社会の期待に応えていくことが重要である。同時に、隣国である中国との関係は、日本にとって最も重要な二国間関係の一つであり、両国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有している。

以上を踏まえ、令和4年度は以下を実施する。

- 1 中国に対して、主張すべきは主張すると同時に、諸懸案も含めて、対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力し、双方の努力により建設的かつ安定的な関係の構築を目指していく。
- 2 東シナ海を「平和・協力・友好の海」との目標を実現するための取組を推進する。
- 3 邦人拘束事案等の懸案事項について中国側の対応を強く求める。
- 4 日中ハイレベル人的・文化交流対話を含めた既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。
- 5 各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
- 6 地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和4年度は、水際措置の緩和にしたがって、対面を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、両国間の様々な懸案を含め、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について協議を積み重ねた。5月18日、林外務大臣と王毅国務委員兼外交部長との間でテレビ会談を行った。林外務大臣から、令和3年10月の日中首脳電話会談で達成された「建設的かつ安定的な関係」という重要な共通認識を双方の努力で実現していく必要があると述べ、王毅国務委員兼外交部長から同様の考えが示された。また、林外務大臣から、日中関係は様々な困難に直面し、日本国内の対中世論は極めて厳しいと述べた上で、互いに言うべきことは言いつつ対話を重ね、協力すべき分野では適切な形で協力を進め、国際社会への責任を共に果たしていくべきであると述べた。その上で、尖閣諸島をめぐる情勢を含む東シナ海、南シナ海、香港、新疆ウイグル自治区などの状況に対する深刻な懸念を表明し、また、台湾海峡の平和と安定の重要性につき述べた。

また9月28日、松野官房長官は、故安倍晋三國葬儀に参列するため訪日した万鋼中国人民政治協商会議全国委員会副主席による表敬を受けた。万鋼副主席からは、今回の訪日は中国側の日中関係及び岸田政権に対する重視の表れでもある旨発言があり、また、双方は、本年の日中国交正常化50周年を機に、両国首脳の共通認識である「建設的かつ安定的な日中関係の構築」の実現に向け、共に努力していくことが重要であるとの認識を共有した。

11月17日には、岸田総理大臣が、習近平国家主席と初となる対面での首脳会談を行った。岸田総理大臣から、令和3年10月の電話会談では「建設的かつ安定的な日中関係」の構築との大きな方向性で一致した、その後国交正常化50周年を迎える中、新型コロナの影響はあるものの両国間交流は着実に回復している、現在、日中関係は様々な協力の可能性とともに多くの課題や懸案にも直面しているが、日中両国は地域と国際社会の平和と繁栄にとって共に重要な責任を有する大国である、課題や懸案があるからこそ率直な対話を重ね、国際的課題には共に責任ある大国として行動し、共通の諸課題について協力するという「建設的かつ安定的な日中関係」の構築という共通の方向性を双方の努力で加速していくことが重要であると述べた。習近平国家主席からは、日中関係には幅広い共通利益や協力の可能性がある、日中関係の重要性は変わらない、岸田総理と共に新しい時代の要求に相応しい日中関係を構築していきたいと述べた。

令和5年2月2日の秦剛・外交部長との電話会談や、同月18日ミュンヘンで行われた王毅・外事工作委員会弁公室主任との会談でも、日中関係に多くの課題や懸案があるからこそ対話が必要である旨述べ、秦剛部長及び王毅主任との間で、それぞれ各分野の対話を着実に進めていくことで一致した。

また、令和5年2月22・23日に日中外交当局間協議・日中安保対話を対面で開催した。

- 2 尖閣諸島周辺海域における中国海警船による領海侵入の件数は令和4年の1年間で28件に上った。令和4年度も令和2・3年度同様、中国海警船が尖閣諸島の日本の領海に侵入し、当該海域において日本漁船に近づこうとする動きが頻繁に発生した。また、令和4年の同諸島周辺接続水域内での中国海警船の年間確認日数は過去最多の336日を記録したほか、同年12月の事案においては領海侵入時間が過去最長となる72時間45分以上となるなど、同諸島をめぐる依然として厳しい情勢

が続いた。尖閣諸島周辺の日本の領海で独自の主張をする中国海警船の活動は、そもそも国際法違反であり、このような中国の力による一方的な現状変更の試みに対しては、外交ルートを通じ、中国側に対して厳重に抗議し、日本の領海からの速やかな退去及び再発防止を繰り返し申し入れた。

こうした情勢の中、日中防衛当局間の「海空連絡メカニズム」は、両国の相互理解の増進及び不測の衝突を回避・防止する上で大きな意義を有するものであり、同メカニズムの下での「日中防衛当局間のホットライン」については、11月の日中首脳会談で早期運用開始で一致し、令和5年3月に設置に至った。

また、6月23日、日中高級事務レベル海洋協議団長間協議として、船越健裕アジア大洋州局長と洪亮（こう・りょう）中国外交部辺境海洋事務司長との間でテレビ会議を実施し、東シナ海を始めとする海洋・安全保障分野の様々な課題について率直な対話を行った。日本側から、尖閣諸島の周辺海域をめぐる情勢、我が国周辺海空域における中国の活発化する軍事活動、東シナ海における一方的な資源開発や我が国の同意を得ない海洋調査及び日本海の大和堆周辺水域における違法操業等の海洋・安全保障分野の課題に関し、我が国の立場に基づき強い懸念を改めて申し入れ、中国側の対応を強く求めた。さらに、11月22日、第14回日中高級事務レベル海洋協議をオンラインで開催した。6月23日の団長間協議に続き、全体会議のほか、(1)海上法執行及び海上安全、(2)海上防衛、(3)海洋経済の3つのワーキンググループに分かれて会議を行い、東シナ海情勢等について個別の事案に関する懸念事項も含む様々な課題や、海洋分野における協力の在り方等について率直に議論した。

- 3 一連の邦人拘束事案については、日本政府として、これまで首脳・外相会談など、日中間の様々な機会に早期解放に向けた働きかけを行ってきており、10月、12月及び令和5年1月に新たに3人が刑期を満了し帰国した。政府としては、5月の日中外相テレビ会談、11月の日中首脳会談、令和5年2月の日中外相電話会談を含む、あらゆるレベル・機会を通じて、早期解放、法執行及び司法プロセスにおける透明性、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保並びに人道的な取り扱いを中国政府に対して強く求めた。また、令和5年3月、北京市で新たな邦人拘束事案が発生した。政府としては、本事案の判明直後から、中国側に対して、当該邦人の早期解放を強く求めてきている。
- 4 日中国交正常化50周年に当たる令和4年には、十倉雅和経団連会長を委員長とする日中国交正常化50周年交流促進実行委員会との連携の下、年間で220件を超える事業が日中国交正常化50周年事業として認定され、文化、経済、教育、観光、地方などの様々な分野における交流が、オンライン形式を含めて日中両国で実施された。50周年の記念日に当たる9月29日には、東京において日中国交正常化50周年実行委員会主催の記念レセプションが開催され、岸田総理大臣と習近平国家主席との間で交換を行った50周年を記念するメッセージが紹介された。同日、北京においても中国人民対外友好協会及び中国日本友好協会主催の記念レセプションが開催された。日中間の青少年交流については、令和3年に引き続き、新型コロナの影響により国境を越える往来が制限される中、対面での交流事業は実施できなかったものの、対日理解促進交流プログラム「JENESYS」などにより、両国の学生や研究者の相互理解及び対日理解促進を目的とするオンライン交流を計13件実施し、約380人が参加した。日中ハイレベル人的・文化交流対話については、11月の日中首脳会談において早期開催で一致した。
- 5 各種条約・協定の締結に向けた協議に関しては、新型コロナの影響等により、令和4年度における進展はなかった。
- 6 地域・グローバルな課題に関しては、11月の日中首脳会談において、岸田総理大臣から、気候変動、開発金融などの国際的課題について、国際ルールに基づき共に責任ある大国として行動していく必要性を強調した。ウクライナ情勢については、岸田総理大臣から、中国が国際の平和と安全の維持に責任ある役割を果たすよう求め、両首脳は、ロシアがウクライナにおいて核兵器の使用を示唆していることは極めて憂慮すべき事態であり、核兵器を使用してはならず、核戦争を行ってはならないとの見解で一致した。北朝鮮については、岸田総理大臣から、核・ミサイル活動の活発化について深刻な懸念に言及しつつ、国連安全保障理事会を含め、中国が役割を果たすことを期待すると述べた。また、拉致問題の即時解決に向けた理解と支持を求め、両首脳は引き続き緊密に連携していくことを確認した。また、令和5年2月には、約4年ぶりに日中外交当局間協議及び日中安保対話を東京で開催した。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

中期目標（--年度）

「日中新時代」を切り開いていくため、日中両国間の経済・実務協力等様々な分野の協力を更に強化していく。

令和2年度目標

経済分野における日中間の各種対話、交流が活発に行われた令和元年度の流れを受け、「日中新時代」を経済面において具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でも取り分け重要な事項は以下のとおり。

- 1 ハイレベルを含む各種要人往来の機会を捉え、日中間における経済分野の様々な課題に関する率直な意見交換を行う。
- 2 経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、医療・介護、イノベーション・知的財産等）の協力の深化、民間企業間のビジネス促進や、日中の民間ビジネスの第三国展開推進等、幅広い分野における協力を推進・具体化していく。
- 3 東日本大震災後に残された課題（中国による日本産品に対する輸入規制等）の克服に向け、引き続き中国側に様々なレベルで粘り強く働きかけていくとともに、日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナの世界的な拡大により、日中間の要人往来は大きく制約されたが、オンライン会談等を通じハイレベル間の意見交換は引き続き行われた。4月に行われた日中外相電話会談では、新型コロナウイルス感染症に関して、日本の状況や対応を紹介したのに対し、王毅国務委員からは、中国の状況や対応について説明があった。その中で、日本側から、日中両国間では民間を含め相互に活発な支援が行われていることに大変勇気づけられている旨述べ、引き続き連携していくことを確認した。また両外相は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた二国間及び多国間の枠組みにおける協力についても議論し、自由、透明、迅速な形での情報・教訓・知見の共有、途上国支援も含めた国際的な公衆衛生対策への協力、医療・薬事面での連携強化、感染症対策関連物資の円滑な輸出入の確保等を含め、両国が外交当局間を含む様々なルートで引き続き連携していくことを確認した。

11月に東京で行われた日中外相会談では、経済分野に関し、農産品貿易、人的往来・観光、環境・省エネ等、双方の関心や方向性が一致している分野において協力を共に進めていくことで一致した。また、茂木外務大臣からは、日本企業のビジネス活動を守り、公平な競争条件を確保することを改めて要請したほか、日本海大和堆周辺水域における中国漁船による違法操業問題については、日本側の懸念や漁業者への指導等の対策強化を含む実効的措置を採るよう改めて強く要請した。

- 2 政府間の経済対話としては、11月に日中経済パートナーシップ協議がウェブ会議形式で開催され、両国経済の現状、人的往来・観光、医療・ヘルスケア、環境・省エネ、農産品貿易等を含む日中二国間の今後の課題・協力や、開発・資金協力や債務問題、WTOやRCEP等の貿易・投資分野を含む多国間の課題・協力について幅広く意見交換を行った。日本側からは、特に知的財産の保護、産業補助金や強制技術移転、サイバー・データ関連規定、輸出管理法を含め、日本企業の正当なビジネス活動や公平な競争条件の確保につき中国側に提起した。そのほか、民間レベルの経済交流としては、12月に日中企業家及び元政府高官対話（日中CEO等サミット）がオンラインで開催された。

令和元年末に中国で発生した新型コロナについては、4月の日中外相会談において、新型コロナへの対応等について電話会談を行い、引き続き、自由・透明・迅速な形での情報・教訓・知見の共有、国際的な公衆衛生対策への協力等を含め、両国が外交当局間を含む様々なルートで引き続き連携していくことを確認した。加えて、7月の電話会談において、両外相は、往来の再開に向けた調整をできるだけ早期に行っていくことを確認した。9月に行われた日中首脳電話会談では、新型コロナに関し、引き続き両国が様々なルートで連携していくこと、及び経済関係者の往来再開の早期実現に向け、引き続き協議を行っていくことを確認した。11月には王毅国務委員兼外交部長が訪日し、茂木外務大臣との間で外相会談を行ったが、双方は、新型コロナに関し、自由・透明・迅速な形での情報・教訓・知見の共有を始め、両国が外交当局間を含む様々なルートで引き続き連携していくことを確認した。

- 3 中国政府による日本産食品・農産物に対する輸入規制については、7月の日中外相における電話会談、11月の日中外相会談や王毅国務委員兼外交部長による菅総理大臣表敬、日中経済パートナーシップ協議など、あらゆる機会を通じて、中国側に対して日本産食品輸入規制の早期撤廃を強く働きかけてきた。特に11月の日中外相会談では、令和3年3月に東日本大震災から10年目の節目を

迎えることも踏まえ、輸入規制の早期撤廃を改めて強く求めた。これらの働きかけの結果、同会談では王毅国務委員兼外交部長との間で、この問題の解決に向けた協議を加速することで合意し、「日中農水産物貿易協力メカニズム」を立ち上げることで一致した。

令和3年度目標

「日中新時代」を経済面において具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でも取り分け重要な事項は以下のとおり。

- 1 ハイレベルを含む各種要人往来の機会を捉え、日中間における経済分野の様々な課題に関する率直な意見交換を行う。
- 2 経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、医療・介護、イノベーション・知的財産等）の協力の深化（ビジネス環境の改善を含む）、民間企業間のビジネス促進や、日中の民間ビジネスの第三国展開推進等、幅広い分野における協力を推進・具体化していく。
- 3 東日本大震災後に残された課題（中国による日本産食品に対する輸入規制等）の克服に向け、引き続き中国側に様々なレベルで粘り強く働きかけていくとともに、日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナの感染拡大の影響でハイレベル含む往来が制限される中でも、日中間の経済対話は引き続き行われた。4月に行われた日中外相電話会談では、両外相は、日中経済に関し、真に公平・公正かつ安定的なビジネス環境の構築を含め、引き続き議論していくことを確認し、10月に行われた日中首脳電話会談では、両首脳は両国間の経済・国民交流を後押ししていくことで一致した。さらに、11月に行われた日中外相電話会談でも、両外相は、日中経済に関し、対話と実務協力を適切な形で進めていくことを確認した。
- 2 政府間の経済対話としては、11月に第15回日中経済パートナーシップ協議（次官級会合）が令和2年度に続きオンライン形式で開催され、両国経済の現状、ビジネス環境、農産物貿易、知的財産、環境・省エネ、医療・ヘルスケアなどを含む両国間の課題・今後の協力や、気候変動、開発金融・債務問題、WTOを含む国際場裡における課題・協力について幅広く意見交換を行った。日本側からは、日本企業の正当なビジネス活動や公平な競争条件の確保などについて改めて提起したほか、日本産食品に対する輸入規制の早期撤廃を改めて強く求めた。また、日中双方は、日中経済に関し今回の協議を踏まえつつ、引き続き対話と実務協力を適切な形で進めていくことを確認するとともに、令和4年の日中国交正常化50周年を契機に経済・国民交流を後押しすることで一致した。そのほか、民間レベルの経済交流としては、12月に第7回日中企業家及び元政府高官対話（日中CEO等サミット）がオンライン形式で開催された。
- 3 中国政府による日本産食品・農産物に対する輸入規制については、令和2年11月に日中外相間で立ち上げることで一致した「日中農水産物貿易協力メカニズム」での協議を継続しているほか、令和3年4月の茂木外務大臣と王毅国務委員兼外交部長との日中外相会談や、同年11月の林外務大臣と王毅国務委員兼外交部長との日中外相電話会談など、あらゆる機会を通じて、中国側に対して早期撤廃を強く働きかけた。また、12月1日から令和4年2月28日までの間、外務省及び在中国日本大使館は、地方自治体や関係各社・団体と連携しながら、日本各地の観光・文化・食などの魅力について情報発信するプロモーション事業を実施した。この事業では、中国の消費者に中国にいながらにして、日本の地域の魅力をより体感してもらい、日本食、日本産品の販売促進・輸出増加につながるよう取り組んだ。

令和4年度目標

中国との建設的かつ安定的な関係を経済面において具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でも取り分け重要な事項は以下のとおり。

- 1 ハイレベルを含む各種要人往来の機会を捉え、日中間における経済分野の様々な課題に関する率直な意見交換を行う。
- 2 経済面の協力の更なる発展と各分野（貿易投資、金融、観光、環境・省エネ、医療・介護、イノベーション・知的財産等）の協力の深化（ビジネス環境の改善を含む）、民間企業間のビジネス促進や、日中の民間ビジネスの第三国展開推進等、幅広い分野における協力を推進・具体化していく。
- 3 東日本大震災後に残された課題（中国による日本産食品に対する輸入規制等）の克服に向け、引き続き中国側に様々なレベルで粘り強く働きかけていくとともに、日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和4年度は、水際措置の緩和にしたがって、対面を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、日中間経済関係強化に関して協議を積み重ねた。5月に行われた日中外相テレビ会談では、両外相は、日中経済に関し、様々な分野・レベルで対話と協力を適切な形で進めていくことを確認するとともに、双方の努力で国民交流と経済交流をしっかりと後押ししていくことが重要である旨を確認した。また、同年11月に行われた日中首脳会談では、経済や国民交流の具体的分野で互恵的協力は可能であること、環境・省エネを含むグリーン経済や医療・介護・ヘルスケアの分野等での協力を後押ししていくことで一致した。さらに、令和5年2月に行われた日中外相電話会談では、林外務大臣から、日中経済に関し、首脳会談で一致した分野での互恵的協力の重要性について述べつつ、そのためにも透明・予見可能かつ公平なビジネス環境の確保と日本企業の正当な経済活動の保障が重要である旨述べ、中国側の適切な対応を改めて強く要請した。
- 2 政府間の経済対話としては、令和5年2月に第16回日中経済パートナーシップ協議（次官級会合）を令和3年度に続きオンライン形式で開催し、両国経済の現状、ビジネス環境、農水産物貿易、知的財産、環境・省エネ、医療・高齢化・ヘルスケア等を含む日中二国間の課題・今後の協力や、気候変動、開発金融・債務問題、WTOを含む国際場裏における課題・協力について幅広く意見交換を行った。日本側からは、透明・予見可能かつ公平なビジネス環境を確保し、日系企業の正当なビジネス活動が保障されることが重要である旨、改めて説明したほか、日本産食品に対する輸入規制の早期撤廃を改めて強く求めた。また、日中双方は、今回の協議を踏まえつつ、日中経済に関して引き続き対話と実務協力を適切な形で進めていくことを確認するとともに、11月の日中首脳会談における両首脳間の共通認識を踏まえて、日中ハイレベル経済対話の早期開催に向けた調整を加速させることで一致した。そのほか、民間レベルの経済交流としては、9月に李克強國務院総理と日本経済界とのハイレベルオンライン対話が開催されたほか、同年11月に第8回日中企業家及び元政府高官対話（日中CEO等サミット）がオンライン形式で開催された。
- 3 中国政府による日本産食品・農産物に対する輸入規制については、5月の林外務大臣と王毅國務委員兼外交部長との日中外相テレビ会談や、同年11月の岸田総理大臣と習近平国家主席との日中首脳会談、令和5年2月の日中外相電話会談及び上述の日中経済パートナーシップ協議など、あらゆる機会を通じて、中国側に対して規制撤廃を強く求めた。また、外務省及び在中国日本大使館は、地方自治体等と連携しながら、日本各地の観光・文化・食などの魅力について情報発信するプロモーション事業を行った。事業では、日本の58自治体のPR動画をSNSで配信したほか、中国において実施された日中国交正常化50周年イベント等でインフルエンサーによる日本の魅力のPRを行うことで日本食、日本製品の販売促進・輸出増加につながるよう取り組んだ。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標4-3 日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)

中期目標（一年度）

「戦略的パートナーシップ」の更なる発展に向け、幅広い分野における協力を強化していく。

令和2年度目標

令和2年度においても、自由・民主主義・基本的人権・法の支配等の普遍的価値を共有するモンゴルとの関係を強化すべく、互恵的な協力関係を構築するための以下の取組を実施する。

- 1 ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話の開催を通じた戦略的関係の強化
- 2 新型コロナウイルス感染症対策のための対モンゴル支援
- 3 文化・人的交流の推進

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を踏まえ、モンゴル政府は、令和2年3月11日から全国際旅客定期便運航を停止、令和2年3月22日から外国人の入国を原則禁止し、海外在留モンゴル人帰国支援のため政府手配チャーター航空便を運航してきている。同チャーター便にはモンゴル人が最優先で搭乗する一方、同チャーター便が目的地との間を往復する際、モンゴル政府は個別の事情に応じて外国人の搭乗を認めており、在モンゴル日本大使館はモンゴルからの帰国を希望する在留邦人のためモンゴル政府に協力を要請、関連の調整を行うとともに、また在留邦人に対し広く案内

を行う等、側面支援を行った。

こうしたモンゴル政府による新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響や、日本政府が外国人の受入を制限したことにより、ハイレベル往来、招へい事業を含めた両国間の人的往来が制限を受け、令和2年度にモンゴルでの開催を想定して調整しようとしていた既存の各種政府間対話の実施は新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第調整することとなった。

10月、日本では菅政権発足後間もないタイミング、モンゴルでは6月の総選挙を受けて7月に発足した新政権の誕生後間もないタイミングで、茂木外務大臣はモンゴルを訪問し、エンフタイワン外相との間で外相会談を行ったほか、バートルガ大統領及びフレルスフ首相を表敬した。同訪問は、モンゴル政府が令和2年3月に外国人の入国を原則禁止して以降、また同年7月のモンゴル新政権の誕生後、王毅中国國務委員兼外相に次ぐ2番目の外国要人訪問であり、茂木外務大臣の訪問以降、令和3年2月まで外国要人の同国訪問は実現していない。

同訪問の際、両国は来る令和4（2022）年が、日本とモンゴルが外交関係を樹立して50周年に当たることを踏まえ、次の50年を担う次世代も巻き込んで盛大に祝賀し、両国の「戦略的パートナーシップ」強化につなげていく方針で一致した。

国際社会における課題への協力では、平成30年12月の日モンゴル首脳会談において「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて具体的な協力を推進することで一致したことを踏まえ、今回の外相会談においても、引き続き取組を強化していくことで一致した。また、両大臣は、北朝鮮への対応を始めとする地域・国際情勢についても意見交換し、協力を一層深めていくことで一致した。特に、北朝鮮への対応に関し、両大臣は、北朝鮮の非核化に向けた、安保理決議の完全な履行の重要性について一致した。また、拉致問題の早期解決に向けて、引き続き緊密に連携していくことを確認した。

モンゴル政府が令和2年3月に外国人の入国を原則禁止して以降、モンゴル外相の外遊はロシアのみである。新型コロナウイルス感染症対策のため人の往来が世界的に制限される状況下、茂木外務大臣はモンゴルの「第3の隣国（注：隣国中露以外で連携を重視する主要国）」から初めての要人訪問として大いに歓迎され、モンゴル新政権との早期の信頼関係構築に大きく寄与するものとなった。

- 2 コロナ禍で両国間の人の往来が制限を受けている中であって、5月、茂木外務大臣は、ツォグトバートル外相との間で電話会談を行った。同電話会談の際、茂木外務大臣から、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大している現状を踏まえ、モンゴル政府及び国民の努力に敬意を表するとともに、国際社会の協力が重要であるという認識で一致した。茂木外務大臣から、日本がモンゴルの保健・医療体制の強化のため、約1,200万ドルの医療物資・機材支援に加え、技術支援及びアビガン錠の供与を実施していることを説明し、ツォグトバートル外相から深甚なる謝意の表明があった。

また、茂木外務大臣から、モンゴル政府が運航したMIATモンゴル航空のチャーター便によって在留邦人が無事帰国したことに謝意を表し、引き続き、在留邦人の安全確保への協力を依頼した。ツォグトバートル外相からは、日本の新型コロナウイルス感染対策について高い評価が示された。

- 3 日本政府による新型コロナウイルス感染症対策のための水際対策、及びモンゴル政府による新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響もあり、両国間の往来が制限され、令和2年度は文化・人的交流を実施することができなかった。

令和3年度目標

令和3年度においても、自由・民主主義・基本的人権・法の支配等の普遍的価値を共有するモンゴルとの関係を強化すべく、互恵的な協力関係を構築するための以下の取組を実施する。

- 1 ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話の開催を通じた戦略的関係の強化
- 2 外交関係樹立50周年祝賀行事の準備及び新たな中期行動計画の策定
- 3 新型コロナウイルス感染症対策のための対モンゴル支援

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の急拡大などの影響により、日モンゴル間の人的往来は制約され、モンゴルでの開催を想定していた既存の各種政府間対話・協議は、ごく一部を除き実施に至らず、招へい事業は対面実施困難として全てオンライン開催となった。一方、ハイレベル間の対話は着実に行われた。7月、オヨーンエルデネ首相が就任後初の外遊として日本を訪問し、東京オリンピック開会式に出席し、菅総理大臣は、同首相との間で首脳会談を行った。首脳会談では、菅総理大臣から、「戦略的パートナー」である日モンゴルの協力を一層深化させていきたい旨述べ、両首脳は、令和4年の両国外交関係樹立50周年を「青少年交流推進年」にすること、また、50周年に向け様々な分野で協力を深めていくこと、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力

や、地域・国際社会での協力・連携を一層進めていくことで一致した。また、12月には、林外務大臣とバトツェツェグ外相との間で外相テレビ会談を実施し、林外務大臣から、普遍的価値を共有するモンゴルを重視しており、「戦略的パートナー」である両国の協力を一層深化させるべく、バトツェツェグ外相としっかりした協力関係を作っていきたい旨述べ、両外相は50周年を、新型コロナを乗り越え国民交流回復の年とするとともに、これまでの50年を振り返り、次の50年に向けての礎、絆をつくる年とすることで一致した。

- 2 外交関係樹立50周年に関し、両国において実行委員会／作業部会が組織され、官民で準備が進められた。また、記念ロゴマークを公募・選定し、公式行事認定が開始された。また、令和4年2月24日の50周年記念日には、岸田総理大臣とオヨーンエルデネ首相は、50周年祝賀ビデオ・メッセージを同時発出した。さらに、50周年の祝賀行事として、モンゴルでは小林駐モンゴル大使がオヨーンエルデネ首相の出席を得て「天皇陛下誕生日祝賀兼日本モンゴル外交関係樹立50周年記念レセプション」を開催し、日本ではバッチジャルガル駐日大使主催による「モンゴル国と日本国の外交関係樹立50周年記念祝賀レセプション」に三宅外務大臣政務官が出席した。次期中期行動計画の策定作業についても、両国外務省間で意見交換を重ね、準備を進めた。
- 3 新型コロナウイルス感染症対策については、モンゴル政府は、国民のワクチン早期確保を重視し、日本に対しても支援を要請した。これを受け、日本政府は、国連児童基金（UNICEF）を通じ、235万回分のファイザー製ワクチンの調達・供給を支援した。このほか、医療物資・機材支援（ワクチン購入費用支援やコールド・チェーン整備を含む）の無償資金協力や技術協力を実施した。こうした日本による支援に対し、7月の首脳会談においてオヨーンエルデネ首相から、また、12月の外相テレビ会談においてバトツェツェグ外相から、それぞれ謝意が示された。

令和4年度目標

令和4年度においても、自由・民主主義・基本的人権・法の支配等の普遍的価値を共有するモンゴルとの関係を強化すべく、互恵的な協力関係を構築するための以下の取組を実施する。

- 1 ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話・協議の開催を通じた戦略的関係の強化
- 2 外交関係樹立50周年記念行事及び「青少年交流推進年」関連行事の着実な実施
- 3 新たな次期中期行動計画等の策定・発出

施策の進捗状況・実績

- 1 外交関係樹立50周年を迎えた中、ハイレベル交流及び政府間対話として、以下を実施し、戦略的関係の強化を図った。
 - (1) 5月、林外務大臣は、ウクライナ情勢をめぐりモンゴルが隣国ロシアとの関係で国際社会において難しい立場に置かれている中、ロシアによるウクライナ侵略以降、民主主義国の要人として初めてモンゴルを訪問し、フレルスフ大統領、オヨーンエルデネ首相を表敬するとともに、バトツェツェグ外相との間で外相会談を行った。会談では、ウクライナを含む地域情勢等について意見交換を行ったほか、外交関係樹立50周年を両国の「戦略的パートナーシップ」の更なる強化・拡大につなげていくとの方針を改めて確認するとともに、各レベルの交流や様々な分野での事業を両国で協力して行っていくことで一致した。同月、上杉外務大臣政務官と訪日中のバトエルデネ自然環境観光大臣との会談では、環境や観光の分野でも協力を拡大していくとの考えで一致した。
 - (2) 9月、オヨーンエルデネ首相、バトツェツェグ外相及びチョイジルスレン・エネルギー相が故安倍晋三国葬儀に参列するために訪日した際、岸田総理大臣は、オヨーンエルデネ首相との間で首脳会談を行い、両国の「戦略的パートナーシップ」を更に発展・強化していく考えで一致した。また、林外務大臣は、訪日中のバトツェツェグ外相との間でワーキング・ランチを行い、林外務大臣から、5月のモンゴル訪問の際に、モンゴル側から、今後も自由・民主の国であり続けるとの決意が示されたことに感銘を受けた旨述べ、日本としても、モンゴルの取組・努力を支援していくと改めて表明した。バトツェツェグ大臣からは、これまでの日本の一貫した支援につき、改めて謝意の表明があった。両大臣は、こうした協力関係を基礎に今後様々な分野での連携、協力を一層進めていきたい旨一致した。
 - (3) 10月には、秋本外務大臣政務官が、外務省の招へいにより訪日中のアンフバヤル外務次官と意見交換を行い、経済分野での協力などの二国間協力、及び国連などの国際場裡における協力を更に深めていくことの重要性を確認した。また、同次官の訪日中、第5回日米モンゴル協議を開催し、普遍的価値を共有する3か国が強固な信頼・協力関係に基づき、自由で開かれたインド太平洋の実現のために尽力していくことが重要との認識で一致するとともに、共同ステートメントを発出した。さらに、第4回日本・モンゴル戦略対話を4年半ぶりに行い、ウクライナ、北朝鮮問題を始めとする地域情勢について幅広く議論し、本年の日本・モンゴル間の外交関係樹立50周年の機会に、「戦

略的パートナーシップ」の下で、地域・国際情勢に関する意思疎通を今後一層強化していくことで一致した。

(4) 11月、フレルスフ大統領が実務訪問賓客として訪日した際、岸田総理大臣は同大統領と首脳会談を行い、両首脳は、二国間関係の更なる強化及び「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの下でのグローバルな課題解決に向けた協力・協働の強化のため、両国関係を「戦略的パートナーシップ」から「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」に格上げすることで一致した。

(5) 令和5年2月、林外務大臣は、訪日中のエンフアムガラン教育・科学大臣の表敬を受け、双方は「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」の強化のために、引き続き緊密に連携していくことで一致した。また、同月、ミュンヘン安全保障会議に出席するためドイツを訪問した林外務大臣は、バトツェツェグ外相と立ち話を行い、今後、首脳間で一致した「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」を具体的に進めていくために引き続き緊密に連携していくことで一致した。

(6) 令和5年3月には、岸田総理大臣が、参議院の招待により訪日したザンダシタル国家大会議議長の表敬を受け、日・モンゴル外交関係樹立50周年であった令和4年にフレルスフ大統領との間で、日・モンゴル両国の中長期的な方向性を打ち出すことができた旨述べ、先方からは、普遍的価値を共有するモンゴルと日本の間で、経済分野を含む互惠的協力が拡大することに期待している旨述べた。

(7) このほか、政策企画協議や、国連を担当する部局間での協議も実施した。

2 日本とモンゴルは、外交関係樹立50周年を「青少年交流推進年」としており、5月の外相会談では林外務大臣から、「青少年交流推進年」の機会に、JENESYS等の青少年交流事業や「日本モンゴル学生フォーラム」を含む様々な取り組みを進めていく旨紹介したのに対し、バトツェツェグ外相からも、青少年交流の拡大にしっかり取り組んでいきたい旨の発言があった。「青少年交流推進年」には、以下の取組を実施した。

(1) 日本又はモンゴルで、官民間問わず計約150件の50周年記念事業・行事が、両国政府による記念事業・行事認定の下で行われ、青少年を含め活発な交流が行われた。

(2) 青少年交流事業「JENESYS2022」の枠組みで、対面での招へいが、新型コロナ禍が始まって以来初めて再開した。12月に、「科学技術」、「日本文化」をテーマにモンゴルの青少年40名を、また、令和5年3月には、「日本文化」、「スポーツ」、「デジタル」をテーマに青少年49名を招へいし、研究機関訪問や史跡視察、加えてホームステイ等を行い、親日派・知日派の育成を図った。

(3) 当省は、両国の次代を担う学生が共に学び交流しながら相互理解を深めるとともに、共通の課題について議論する「日本・モンゴル学生フォーラム」を開催した。同フォーラムは、3日間の事前オンライン学習会と、日本国内のモンゴルにまつわる土地での2泊3日の合宿というハイブリッド形式で実施した。7月～8月の事前オンライン学習会には、各日100名～120名が参加して活発な質疑応答が行われたほか、9月の合宿には、全国の33もの高等教育機関から合計67名の両国の学生が参加し、SDGsの取組視察、相互文化体験やワークショップ等を通じて活発な交流が行われた。なお、合宿の様子は、メディアでも大きく取り上げられた(NHK NEWS WEB(9月24日)、日本経済新聞電子版(10月1日)、NHK国際報道2022(10月5日))。

(4) こうした両国国民の交流の重要性は、11月に両国首脳が発出した「日本国とモンゴル国との間の平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ設立に関する共同声明」に明記され、「人材育成協力を継続し、両国国民の交流や相互理解の深化を引き続き促進していく。特に次世代を担う両国の若者の交流の深化を図っていく。」旨盛り込まれた。さらに、同共同声明の付属文書である後述の行動計画には、「JENESYS」、「日本・モンゴル学生フォーラム」を含め、「青少年等の人的交流事業促進のための方策の継続・強化」が盛り込まれた。

3 5月の外相会談で両外相は、2017(平成29)年～2021(令和3)年までの「戦略的パートナーシップのための中期行動計画」のレビューシートを発出し、同中期行動計画が着実に実施され、当初の目標が達成できたことを歓迎するとともに、新たな「中期行動計画」の策定に向けた作業を加速化させることで一致した。その後、11月、両国政府は、達成された中期行動計画の成果を踏まえ、50周年を迎えて両国のパートナーシップが格上げされたことを契機に、新たに、今後10年間の取組を確認した「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップのための日本とモンゴルの行動計画(2022年～2031年)」を、首脳共同声明の付属文書として発出した。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標 4-4 日モンゴル関係の着実な進展(経済面)

中期目標 (令和3年度)

「戦略的パートナーシップ」の強化を通じ、日モンゴル経済関係を一層深化させる。

令和2年度目標

- 1 日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。
- 2 「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の実施を通じた両国経済関係を拡大・深化させる。具体的には、第10回となる日本・モンゴル官民合同協議会の実施等を通じ、モンゴルにおける日本企業の活動を側面的に支援する。また、モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化、日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援していく。さらに、新ウランバートル国際空港の円滑な開港を実現する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日本政府による新型コロナウイルス感染症対策のための水際対策、及びモンゴル政府による新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響もあり、両国間の往来が制限され、モンゴルで開催を予定していた第10回日本・モンゴル官民合同協議会の開催が延期となり、両国間で日モンゴル経済連携協定について意見交換を行う機会を設けることはできなかった。
- 2 日本政府による新型コロナウイルス感染症対策のための水際対策、及びモンゴル政府による新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響もあり、令和2年7月開港を予定していた新ウランバートル国際空港の開港も令和3(2021)年に延期となった。

10月の茂木外務大臣のモンゴル訪問の際、両国の「戦略的パートナーシップ」強化につなげていく方針で一致し、令和4(2022)年に両国の新たな「中期行動計画」を策定することで合意し、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第、ハイレベルを含めた両国間の様々な交流を再開することによって一致した。

さらに、茂木外務大臣から、新型コロナウイルスの感染拡大や防止のために行われている移動制限、国際便の停止等により経済状況が悪化しており、社会・経済の回復が課題となっているモンゴルに対し「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」(250億円)の供与を決定し、今回の外相会談に合わせて交換公文に署名した。さらに、ウランバートル新国際空港の円滑な開港・運営に向けての連携も確認された。

新型コロナウイルス感染症対策のため世界中で人の往来が制限を受ける中であっても、工学系高等教育機関の機能強化に関し、令和2年度は、学生100名及び教員8名の計108名が日本の大学・高専等へ留学した。また、モンゴル・日本人材開発センターを通じた産業人材育成に関し、ビジネスコースに計291企業、延べ782名が参加した。

令和3年度目標

- 1 日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。
- 2 「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の実施を通じた両国経済関係を拡大・深化させる。具体的には、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第、第10回となる日本・モンゴル官民合同協議会の実施等を通じ、モンゴルにおける日本企業の活動を側面的に支援する。また、モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化、日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援していく。さらに、新ウランバートル国際空港の円滑な開港を実現する。

施策の進捗状況・実績

- 1 11月、三宅伸吾外務大臣政務官はバッチジャルガル駐日モンゴル大使と意見交換を行い、日・モンゴル経済連携協定(EPA)を含む経済分野での協力などの二国間協力を更に深めていくことの重要性を確認した。また、令和4年2月、モンゴル外務省の主催により外交関係樹立50周年記念「日本モンゴル戦略的パートナーシップのビジネス及び経済分野における拡大・強化」に関するシンポジウムが開催され、小林駐モンゴル日本大使が出席し、バトツェツェグ外務大臣とともに挨拶を行ったほか、両国の若手実業家や企業関係者によって、EPA発効後の両国間の経済貿易の現状等につき分析がなされるとともに、両国の経済関係の促進に向けた施策等について議論が行われた。また、モンゴル産はちみつについて、EPA適用による輸出に必要となるモンゴル側検査機関の日本厚生労働省への登録に際し、日本外務省から側面支援を実施し、令和3年11月に登録を完了した。
- 2 新型コロナウイルス感染症の急拡大などの影響による人的往来の制約から、モンゴルで開催を予

定していた第10回日本・モンゴル官民合同協議会は令和3年度も開催に至らなかった。工学系高等教育機関の機能強化に関しては、令和3年度は、新型コロナ禍の中にあっても、学生101名及び教員12名の計113名が日本の大学・高等専門学校等へ留学した。また、モンゴル・日本人材開発センターを通じた産業人材育成に関し、ビジネスコースに計697企業、延べ1,714名が参加した。新ウランバートル国際空港は、7月4日に「チンギスハーン国際空港」として開港し、日本企業連合が参画する形で同空港の運営が開始した。7月の首脳会談及び12月の外相テレビ会談において双方は、日本とモンゴルとの二国間協力の新たな象徴である同空港の運営が円滑に進むよう、引き続き連携していくことで一致した。

- 3 平成29年から令和3年までの5年間を対象とした「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画2017-2021」を踏まえ設定していた『「戦略的パートナーシップ」の強化を通じ、日モンゴル経済関係を一層深化させる』との中期目標は、新型コロナの影響によるハイレベルやその他各種レベルの往来や既存枠組の対話が制限されたことを除けば、財政支援型円借款の実施によりモンゴル政府の財政再建の取組を下支えし、また、「チンギスハーン国際空港」の円滑な開港・運営に向けた協力、EPAの着実な実施、モンゴル経済の多角化及び地方経済の活性化のための支援等（特に農牧業・観光・環境等の分野）につき、連携が強化されるなどの成果があった。新型コロナの影響により達成できなかった目標については、令和4年度に策定予定の新たな中期行動計画も踏まえながら、引き続き実施を推進していくことが重要と考えられる。

中期目標（令和7年度）

「戦略的パートナーシップ」の関係にある日本とモンゴルの協力を一層深化させるべく、両国が令和4年に策定することで合意している新たな中期行動計画の実施を通じ、経済関係を一層深化させる。

令和4年度目標

- 1 日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。
- 2 外交関係樹立50周年を、新型コロナを乗り越え国民交流回復の年とするべく、戦略的パートナーシップの関係の強化に向け、より互恵的な両国経済関係の拡大・深化を推進する。具体的には、新型コロナ情勢を見極めながら、第10回となる日本・モンゴル官民合同協議会の実施等を通じ、モンゴルにおける日本企業の活動を側面的に支援する。また、モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化、日本への留学及び「モンゴル・日本人材開発センター」を通じた産業人材の育成を支援していく。さらに、チンギスハーン国際空港の円滑な運営に向けて、二国間の連携を推進する

施策の進捗状況・実績

二国間経済関係の強化に向けて以下の施策を実施した。

- 1 日モンゴル経済連携協定の着実な実施
 - (1) 要人往来の機会を捉え、関連の意見交換や働きかけを実施した。5月の外相会談で、両外相は、経済分野における関係の強化について、更に議論を深めていくことで一致したほか、林外務大臣から、モンゴルにおける日本企業の投資環境等について更なる取組を求めた。また、11月の首脳会談で、岸田総理大臣から、民間ベースの経済関係強化のため投資環境整備を要請した。
 - (2) 11月の首脳共同声明では、両首脳は「両国経済の一層の発展、より円滑かつ互恵的な経済関係の強化を引き続き追求する。このため、日・モンゴル経済連携協定や、日本モンゴル官民合同協議会等を活用し、両国の貿易・経済関係の一層の強化に向けた取組を推進する。」との方針で協力していくことを確認した。また、同声明の付属文書「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップのための日本とモンゴルの行動計画（2022年～2031年）」には、「日モンゴルEPAの活用の積極的な推進」、「モンゴルによる、日・モンゴルEPAのより円滑な実施のために必要となる証券市場・金融市場の法整備や投資家育成の実施、及びこれらに対する日本国による支援」等、投資・ビジネス環境の整備に係る今後両国が取り組むべき行動を盛り込んだ。
- 2 より互恵的な両国経済関係の拡大・進化の推進
 - (1) モンゴルで開催を予定するも新型コロナ禍の影響で延期となっていた第10回日本・モンゴル官民合同協議会を、11月、フレルスフ大統領訪日の機会に、東京において開催し、秋本外務大臣政務官が出席した。同協議会では、両国の政府・企業関係者出席のもと、今後の経済分野における両国間の協力・交流拡大の可能性についてプレゼンテーション・協議が行われた。
 - (2) 工学系高等教育機関の機能強化については、有償資金協力「工学系高等教育支援計画」を通じ、令和4年度には学生47名および教員70名の計117名が日本の大学・高等専門学校等に留学、研究による渡航をした。また、モンゴル・日本人材開発センターを通じた産業人材育成に関し、ビジネ

スコースに計 1,220 企業、延べ 2,111 名が参加した。

(3) チンギスハーン国際空港の円滑な運営に向けては、5 月の外相会談で林外務大臣から、引き続きの配慮と支援を要請した。また、11 月の首脳共同声明で両首脳は、「日本とモンゴルの協力の新たな象徴となったチンギスハーン国際空港が、日本を始めとする諸外国からの今後の投融資誘致にも役立つことを踏まえ、引き続き、同空港の円滑な運営や航空路線の増便も含めた往来の活性化を側面支援する」との方針で協力していくことを確認した。同声明の付属文書である日モンゴル行動計画には、両国が今後 10 年間取り組むべき行動として、チンギスハーン国際空港の円滑な運営のための支援を盛り込んだ。さらに、令和 5 年 3 月に行われた訪日中のザンダンシャタル国家大会議議長による岸田総理大臣表敬では、岸田総理大臣から、両国の協力を象徴するチンギスハーン国際空港の円滑な運営に期待している旨を強調した。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況： b

測定指標 4－5 日台実務関係の着実な進展

中期目標（--年度）

良好な日台関係を維持・発展させていく。

令和 2 年度目標

台湾は、自由、民主、平和、法の支配といった普遍的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーである。特に以下の取組を実施する。

- 1 経済分野（貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会、日本産食品・農産物輸出等）での更なる協力の深化
- 2 文化交流（地方間交流含む）等を通じた相互理解の深化

施策の進捗状況・実績

- 1 日台双方の市民感情は総じて良好であり、それを反映し、令和元年における台湾訪日者数が 489 万人を超えて過去最高を記録するなど、相互の人的往来は密接であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、令和 2 年の相互往来は大幅に減少した。貿易経済会議及び第三国市場協力委員会についても、同影響により開催することができなかった。

そのような中でも、日台間においてレジデンストラック開始に合意するなど、相互往来再開に向けて一定の進歩があったほか、経済面においても、令和 2 年の貿易総額は前年並みを維持するなど堅調に推移した。東日本大震災後に台湾が日本産食品に課している輸入規制は依然として解除されていないものの、日本台湾交流協会を通じて日本産食品の魅力・安全性 PR を実施した。その効果もあり、令和 2 年の日本から台湾の農水産物輸出額は 73 億円増で過去最高を記録した。

- 2 文化交流についても、新型コロナウイルス感染拡大の影響で相互往来が困難となる中であっても、宮城県栗原市と南投市、富山県氷見市と高雄市鼓山区がオンライン形式で姉妹都市提携や友好都市を締結するなど進展があったほか、2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関し、台湾を相手とするホストタウンは世界最多となる 28 の自治体が登録し、各種交流を行った。さらに日本台湾交流協会は、東日本大震災 10 周年の節目を捉え、令和 3 年 1 月以降、台湾の多大な支援に対し改めて感謝を示すとともに、日台の友情を促進するイベント等を実施した。また、7 月、日台間の友好増進に多大なる貢献を果たし、自由、民主主義、といった基本的価値が台湾に定着していく上で、極めて重要な貢献を果たした李登輝元総統が逝去したことを受け、森喜朗元総理大臣が弔問団を率いて 2 度訪台し、告別式に出席する等、関係強化を内外に示した。

令和 3 年度目標

台湾は、自由、民主、平和、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の極めて重要なパートナーである。特に以下の取組を実施する。

- 1 経済分野（貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会、日本産食品・農産物輸出等）での更なる協力の深化
- 2 文化交流（地方間交流含む）等を通じた相互理解の深化

施策の進捗状況・実績

4 月の日米首脳会談、6 月の G 7 サミットなどにおいて、台湾海峡の平和と安定の重要性や両岸間

題の平和的解決を促すことについて一致するなど、我が国を含めた国際社会において、台湾情勢への注目は非常に高まっている。こうした中、政府としては、台湾との関係を非政府間の実務関係として維持していくとの立場を踏まえつつ、日台間の協力と交流の更なる深化を図っている。

令和3年度は引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の困難が継続する中にあって、日台双方の市民感情は総じて良好な状態を維持しており、貿易経済関係の深化、文化交流の強化、新型コロナウイルス対応における協力について、それぞれ進展があった。

- 1 経済面では、令和3年の日台間の貿易額は、輸出・輸入共に過去最高を記録した。令和4年1月から2月にかけては、新型コロナウイルスの影響等により約2年間開催が見送られていた日台貿易経済会議及び日台第三国市場協力委員会（日台双方の民間窓口機関である公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会に枠組）が開催され、経済分野における日台協力の重要性について改めて確認するとともに、日台間の個別具体的な課題への対応等について広く議論した。日台貿易経済会議閉会式においては、日台経済関係、とりわけ総合的な貿易・投資関係の発展の方向性について、分野横断的に検討することを目的に日台経済パートナーシップ委員会を再開することが合意された。

日本産食品の輸入規制については、令和4年2月、台湾は福島県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県で生産・加工された農水産物・食品に対する輸入規制を緩和した。日本産食品等に対する輸入規制の撤廃は政府の最重要課題の一つであり、今般の台湾の輸入規制の見直しは、日本産食品等に対する輸入規制の撤廃に向けた大きな一歩であり、残された輸入規制の早期撤廃に向けて、引き続き台湾側に粘り強く働きかけていく考えである。

- 2 文化交流について、日本台湾交流協会は、東日本大震災から10年となる令和3年を通じて、震災発生後に多大な支援を寄せてくれた台湾の人々に対し改めて感謝を伝え、日台の相互理解の深化を図るため、台湾において日台友情シリーズと題した一連の文化交流イベントを開催した。令和3年3月に台北市内で12日間の「東北友情特別展」を行い、蔡英文総統を含む約2万人もの人が来場した。

7月には、コロナ禍に見舞われた台湾人を励まし、更に東京オリンピック・パラリンピックを盛り上げるべく、日台の人々がエールを送り合う動画を制作し公開した。唐鳳（オードリー・タン）政務委員の友情出演協力も得た同動画は、蔡英文総統をはじめとする現地要人の公式 SNS でも紹介されたほか、報道でも多数取り上げられ、再生回数75万回を超え、現地における東京大会への関心喚起や対日友好感情を強化することができた。

12月には、台北101水舞広場で音楽会開催や日本の飲食PRブースが30店出展し、来場者数は1.3万人に達した（コロナ対策のため入場総人数規制が行われ、かつ、激しい雨天の中での屋外行事への参加人数としては異例。また、音楽祭はネット中継を行ったため、実際のリーチ人数は3万人）。同開幕式には、蔡英文総統及び著名現代アーティストの奈良美智氏からビデオ・メッセージが寄せられたほか、呉釗燮外交部長等が出席した。また、台湾大手紙・テレビ局をはじめ計18社が取材に訪れ、多数の関連報道があった。当日は、会場を提供した台北101ビルの協力を得て、101ビルの壁面全体に「日台友情」の文字がライトアップされた。

令和4年3月、福島等5県産食品の魅力を伝えるとともに、福島第一原発ALPS処理水に対する懸念を払しょくするため、福島県を中心とした被災地の人々から台湾に対する友情のメッセージや地元海産物等を盛り込んだ動画を公開した。蔡英文総統をはじめとする現地要人の公式 SNS でも紹介されたほか、報道でも多数取り上げられ、再生回数は211万回を超える大ヒットとなり、福島等5県産食品に対するイメージやコロナ後の訪日意欲の向上、対日友好感情の強化につながった。

- 3 新型コロナウイルス対応について、コロナ対策の優等生として域内での感染拡大を効果的に抑え込んできた台湾において、5月以降市中感染が拡大し、ワクチン確保が深刻な課題となった。こうした中、日本は世界に先駆けて6月、海外へのワクチン供与の第一弾として、台湾に対し124万回分のワクチンの無償供与を実施し、10月までに合計420万回分を供与した。これに対して、台湾側からは、蔡英文総統、賴清徳副総統、蘇貞昌行政院長らがビデオ・メッセージ、SNSで繰り返し日本に対して謝意表明があった。野党の国民党からも、「日本がタイムリーに支援の手を差し伸べてくれたことは、台日間の長期にわたる深い友情を表すもの」等と謝意が表明された。最初のワクチン供与の発表後、日本台湾交流協会台北事務所には、SNS上での数万件の謝意メッセージに加え、多くの花束が寄せられたほか、台北101ビル、圓山大飯店は、ワクチン到着当日、日本への謝意を伝えるライトアップを実施するなど、台湾社会において広く歓迎された。また、台湾側からは、日本で不足していた酸素濃縮器やパルスオキシメーターが無償供与されるなど、日台双方が困難な状況下にあっても相互に助け合う姿が注目を集めた。

台湾は我が国にとり自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する極めて重要なパートナーであり、大切な友人である。政府としては、我が国の対台湾窓口機関である公益財団法人日本台湾交流協会の活動をできる限り支援し、日台間の協力と交流の更なる深化を図っていく。令和4年度において、特に以下の取組を慫慂する。

- 1 経済分野（日台貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会、日台経済パートナーシップ委員会、日本産食品等に対する輸入規制の撤廃等）での更なる協力の深化
- 2 人的往来の段階的な再開も見据えた文化交流等を通じた相互理解の深化

施策の進捗状況・実績

令和3年度に続き、令和4年度も台湾海峡の平和と安定の重要性及び两岸問題の平和的解決に関し、G7をはじめ多数の国際会議で提起されており、8月のペロシ米下院議長の台湾訪問後に中国が実施した軍事演習を含む各種対抗措置等もあり、我が国を含めた国際社会において、台湾情勢への関心が一層高まっている。こうした中、政府としては、台湾との関係を非政府間の実務関係として維持していくとの立場を踏まえつつ、日台間の協力と交流の更なる深化を図っている。

令和3年度に続き、年度前半は新型コロナウイルスの影響により人的往来が困難な状況が継続していたが、10月以降、日台双方の水際措置が緩和されたことを受け、人の往来も徐々に回復してきた。

- 1 経済面では、4月に7年ぶりに第3回日台経済パートナーシップ委員会（オンライン会合）を開催した後、12月にも第4回会合を開催し、日台それぞれの関心事項を含め、総合的な貿易・投資の発展の方向性について、分野横断的な議論が行われた。また令和5年1月、約3年ぶりに日台海洋協力対話第5回会合を開催し、海洋廃棄物処理分野における日台協力推進のために両協会間で作成した協力文書「公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の日台海洋廃棄物の処理に関する協力覚書」に署名し、同覚書の下での海洋環境協力、海上安全協力、海洋の科学協力、海洋の科学的調査、漁業分野における協力等、双方が共に関心を有する分野について幅広くかつ率直な意見交換が行われ、引き続き議論を継続していくことで一致した。令和5年2月には約3年3か月ぶりの対面開催となる第46回日台貿易経済会議及び第三国市場協力委員会が開催され、経済分野において日台協力を更に深化させていくことに合意するとともに、経済分野の具体的な課題、第三国市場における日台企業連携等について意見交換を行った。

なお、日本産食品輸入規制については、令和4年2月に台湾当局が規制の緩和を行ったが、引き続き、令和5年2月の日台貿易経済会議等を通じ、残された輸入規制について、台湾側が科学的根拠に基づく早期撤廃するよう粘り強く働きかけた。

- 2 文化交流について、日本台湾交流協会は、令和3年に東日本大震災から10年の節目に実施した日台友情シリーズと題した一連のイベントに続き、同協会設立50周年を記念して、「日台フルーツ夏祭」（8月）など各種文化交流イベントを開催した。このほか、JENESYSについて、新型コロナウイルスの影響によりオンラインプログラムのみの実施に止まっていたが、令和5年1月には、台湾の大学生31名を東北地方へ招へいし、東日本大震災後の復興状況及び食の安全・安心への理解増進を図ったほか、同年2月には、台湾の社会人12名を長野県へ招へいし、日本政府、地方自治体及び民間企業の地方創生に関する取組を紹介した。また、同年3月には、日本の大学生32名を台湾へ派遣し、台湾の大学生を対象にSDGsへの取組に関する日本の状況を説明し、日台双方の取組をシェアする事業を実施した。

- 3 そのほか、平成27年に米台間の人材育成の枠組みとして立ち上げられ、令和元年から日本台湾交流協会がフルパートナーとして参加しているGCTF（グローバル協力訓練枠組み）について、令和4年度においては、デジタル犯罪、ジェンダーに基づく暴力、公衆衛生、持続可能な海洋（GCTFワークショップ初の日本開催）、スマート農業、持続可能な開発、持続可能な航空を含む様々なグローバルな課題を取り上げた。

【注】 上述の各種会議は、日本台湾交流協会と台湾日本関係協会が主催。また、各種事業は、公益財団法人日本台湾交流協会が主催又は参加しているものであり、日本政府関係者は必要に応じオブザーバーとして参加しているもの。

令和2・3・4年度目標の達成状況：	b

測定指標4-6 日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数(電話会談を除く。令和3年度からよりテレビ会談を含む)

①日中	中期目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2・

②日モンゴル	一年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度目 標値	実績値	3・4年 度目標の 達成状況
	—	① 8 ② 2	① 1 ② 1	① 3 ② 2	① 0 ② 2	① 2 ② 2	① 2 ② 5	b

測定指標 4－7 中国遺棄化学兵器問題への取組（現地調査箇所数）								
	中期目標値	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 2・ 3・4 年 度目標の 達成状況
	一年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	
	—	4	0	3	0	2	2	

評価結果（個別分野 4）

施策の分析

【測定指標 4－1 「日中新時代」に向けた取組（経済面以外） ＊】

令和 2 年度は、新型コロナの感染拡大の影響により、要人往来が大きく減少したものの、そのような中でも、電話会談などを通じて首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、新型コロナ対応について連携を強化するとともに、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について、意見交換を積み重ねることができた。また、令和 2 年度は「日中・スポーツ交流推進年」であり、各種行事を通じて日中双方の交流の強化を後押しすることができ、中長期的な両国関係の発展に貢献する取組を行うことのできた一年であった。

令和 3 年度は、令和 2 年度に引き続き、電話会談などを通じて首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、両国間の様々な懸案を含め、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について意見交換を積み重ねることができ、日中首脳電話会談で両首脳が一致した共通認識の実現のため、外交当局間に限らず、様々な政府間協議を継続して行うことができ、両国間の緊密な連携を更に進めることのできた一年であった。

令和 4 年度は、人的往来の再開を受け、3 年ぶりに対面での日中首脳会談を実施するなど、首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、両国間の様々な懸案を含め、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について意見交換を積み重ねた。また、日中国交正常化 50 周年を迎え、様々な分野において交流活動が実施されたほか、新型コロナ感染症の影響もあり開催されていなかった日中外交当局間協議と日中安保対話を 4 年ぶりに実施することができた。日中外交当局間協議では日中関係及び双方の関心を有する地域情勢等、日中安保対話では両国の安全保障・国防政策、安全保障・防衛分野における意思疎通、国際・地域情勢等について幅広く、率直な意見交換を行った。このように、11 月の首脳会談において両首脳が確認した「建設的かつ安定的な日中関係の構築」の共通認識の下、あらゆるレベルにおける緊密な意思疎通が実現できたことは、地域の平和と安定に貢献する上で有益であった（令和 2・3・4 年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①））。

【測定指標 4－2 「日中新時代」に向けた取組（経済面） ＊】

令和 2 年度には、新型コロナの世界的な拡大により、日中間の要人往来は大きく制約されたが、9 月の日中首脳会談を始めオンライン会談等を通じて、経済分野の様々な課題についてハイレベル間の意見交換を引き続き行うことができた。また、同年 11 月に行われた日中外相会談において、双方は農産品貿易、人的往来・観光、環境・省エネ等、双方の関心や方向性が一致している分野において協力を更に進めていくことで一致した。また、気候変動問題に関し、日中間で話し合いの枠組み作りも含め、意思疎通を強化していくことで一致できた。11 月には日中経済パートナーシップ協議次官級会合をウェブ会議形式で開催し、両国経済の現状、人的往来・観光、医療・ヘルスケア、環境・省エネ、農産品貿易等を含む日中二国間の今後の課題・協力や、開発・資金協力や債務問題、WTO や RCEP 等の貿易・投資分野を含む多国間の課題・協力について幅広い意見交換を行うことができた。

令和 3 年度も引き続き新型コロナの感染拡大の影響でハイレベルを含む往来が制限されたが、その中でも、日中間の経済対話は引き続き行われ、11 月の日中外相電話会談では、両外相は、日中経済に関し、対話と実務協力を適切な形で進めていくことを確認するとともに、明年の日中国交正常化 50 周年を契機に経済・国民交流を後押しすることで一致した。同月には日中経済パートナーシップ協議（次官級会合）をオンライン形式で開催し、両国経済の現状、ビジネス環境、農産物貿易、知的財産、環境・

省エネ、医療・ヘルスケア等を含む日中二国間の課題・今後の協力や、気候変動、開発金融・債務問題、WTOを含む国際場裏における課題・協力について幅広く意見交換を行った。加えて双方は、日中経済に関し今回の協議を踏まえつつ、引き続き対話と実務協力を適切な形で進めていくことを確認するとともに、明年の日中国交正常化 50 周年を契機に経済・国民交流を後押しすることで一致したことは有意義だった。

日中国交正常化 50 周年の節目の年となった令和 4 年度には、5 月に日中外相テレビ会談を行い、両外相の間で、日中経済の様々な分野・レベルで対話と協力を適切な形で進めていくこと、双方の努力で国民交流と経済交流をしっかりと後押ししていくことが重要であることを確認した。また、林外務大臣から、新型コロナによる様々な影響がある中で、在留邦人の安全の確保や日本企業の正当な経済活動の保護等について中国側の適切な対応を要請した。11 月に行われた日中首脳会談では、経済や国民交流の具体的分野で互恵的協力は可能であること、環境・省エネを含むグリーン経済や医療・介護・ヘルスケアの分野等での協力を後押ししていくことで一致し、また、日中ハイレベル経済対話及び日中ハイレベル人的・文化交流対話の早期開催で一致した。令和 5 年 2 月には、第 16 回日中経済パートナーシップ協議（次官級会合）が令和 3 年度に続きオンライン形式で開催され、両国経済の現状、ビジネス環境、農水産物貿易、知的財産、環境・省エネ、医療・高齢化・ヘルスケア等を含む日中二国間の課題・今後の協力や、気候変動、開発金融・債務問題、WTO を含む国際場裏における課題・協力について幅広く意見交換を行った。日本側からは、透明・予見可能かつ公平なビジネス環境を確保し、日系企業の正当なビジネス活動が保障されることが重要である旨、改めて説明したほか、日本産食品に対する輸入規制の早期撤廃を改めて強く求める機会となった。また、日中双方は、今回の協議を踏まえつつ、日中経済に関して引き続き対話と実務協力を適切な形で進めていくことを確認するとともに、11 月の日中首脳会談における両首脳間の共通認識を踏まえて、日中ハイレベル経済対話の早期開催に向けた調整を加速させることで一致できた。

中国は日本にとって最大の貿易相手国であり、中国に進出する日系企業や駐在する日本人社員は極めて多く、経済については、日本全体の国益に資するような形で対話と実務協力を適切な形で進めていく必要がある。上記に代表されるこの 3 年度を通じた成果は、日中経済関係の強化を通じた我が国の経済的利益の追求の観点から、非常に有意義であった。このような成果に加え、首脳会談や外相会談を始めとする累次の機会を捉え、日中経済関係の更なる深化及び中国経済の持続的発展の観点から、知的財産保護の強化、強制技術移転や市場歪曲的な産業補助金等の是正を始めとする、透明・予見可能かつ公平なビジネス環境の確保と日本企業の正当な経済活動の保障に向けた中国側の適切な対応を強く要請してきた。中国による日本産食品の輸入規制問題についても、首脳レベルを含め累次の機会に早期撤廃を要請し、令和 2 年 11 月の日中外相会談では、令和 3 年 3 月に東日本大震災から 10 年目の節目を迎えることも踏まえ、双方は、この解決に向けた協議を加速すべく、「日中農水産物貿易協力メカニズム」を立ち上げることで一致するなど、一定の進展があった。（令和 2・3・4 年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①））

【測定指標 4－3 日モンゴル関係の着実な進展（経済面以外）】

令和 2 年度以降、新型コロナ禍における厳しい制約下でも、同年度の茂木外務大臣のモンゴル訪問や令和 3 年度のオヨーンエルデネ首相の訪日など、ハイレベルの交流を行ったことは、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組の推進、地域・国際場裏における協力の深化を確認するものとなり、戦略的パートナーシップの強化のモメンタムを維持する上で高い効果があった。また、外交関係樹立 50 周年を迎えた令和 4 年度には、両外相の相互訪問が実現し、また、モンゴルの大統領、国家大会議議長及び首相といった首脳 3 要人全員が訪日して首脳会談を行い、さらにモンゴルでの開催を想定するも新型コロナ禍で延期となっていた 2 つの政府間対話（日本・モンゴル戦略対話及び日米モンゴル協議）を本邦で実現したことは、幅広い分野における協力の発展を強力に後押しする機会となり、二国間関係を「戦略的パートナーシップ」から「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」へと格上げし強化する上で有益であった。

外交関係樹立 50 周年、「青少年交流推進年」に当たる令和 4 年度に「日本・モンゴル学生フォーラム」を実施できたことで、両国の次代を担う学生が共に学び交流しながら相互理解を深めるとともに共通の課題について議論する取組が、二国間関係において初めて行われることとなり、青少年交流を推進する上で効果が高かった。

令和 4 年、林外務大臣のモンゴル訪問時、2017（平成 29）年～2021（令和 3）年の「中期行動計画」のレビューシートを発出し、同中期行動計画に次ぐ新たな「中期行動計画」策定に向けた作業の加速化で一致したことは、同年 11 月の首脳会談に際して「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップのための日本とモンゴルの行動計画（2022 年～2031 年）」を新たに発出する上で、これまでの成果を踏まえた行動計画策定のプロセスを効果的に前進させることとなり、有益であった。（令和 2・3・

4 年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①）

【測定指標 4－4 日モンゴル関係の着実な進展（経済面）】

令和 2 年度以降、モンゴルでは新型コロナの世界的拡大による影響を受けていたが、同年度以降、日本が新型コロナ対策支援として、総額 44.3 億円の医療物資・機材支援（ワクチン購入費用支援やワールド・チェーン整備を含む）の無償資金協力に加え、国内の移動制限、国際便の停止等による経済状況の悪化などといった社会・経済の回復課題への対応を支援するために 250 億円の緊急支援円借款を供与したこと等は、モンゴルがコロナ禍の困難を克服し、令和 4 年 3 月には海外からの渡航者に対する陰性証明、空港検査、自宅待機の要請を解除するなど水際対策を大幅に緩和し、自国の社会・経済を回復・安定・持続的発展させる上で効果があつた。

令和 2 年度及び 3 年度、新型コロナ禍の影響によりモンゴルでの開催が延期となっていた第 10 回日本・モンゴル官民合同協議会は、令和 4 年度、大統領訪日の機会を捉えて本邦で開催したことで、経済関係の発展をめぐる課題について両国の官民の関係者が意思疎通する機会となり、互恵的な両国経済関係の拡大・深化を推進する上で有意義であつた。

二国間協力の新たな象徴であるチンギスハーン国際空港について、令和 2 年度及び 3 年度に、要人会談の機会を活用してモンゴル側に、円滑な開港に向けて連携を働きかけてきたことは、新型コロナ禍の中にあつて令和 3 年の開港の実現につながるものとなり、効果があつた。また、令和 3 年 7 月の開港後も、要人会談等の機会を捉えてモンゴル側に、円滑な運営に向けて連携を働きかけてきたことは、両国の戦略的パートナーシップの新たな段階への引き上げ、また、平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップの発展を後押しするものとなり、有意義であつた。（令和 2・3・4 年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①））

【測定指標 4－5 日台実務関係の着実な進展】

令和 2 年度以降、新型コロナウイルスの影響により日台間においても人的往来が停止したことにより、台湾からの訪日観光客数は激減し、日本台湾交流協会と台湾日本関係協会が実施する各種会合も、延期又はオンライン実施を余儀なくされるなど、交流の推進が困難な状況であつた。

他方で、コロナ禍においても、台湾での世論調査では 77%が日本に（日本台湾交流協会第 7 回対日世論調査（令和 4 年 3 月公表））、日本での世論調査では 76%が台湾に（台北駐日経済文化代表処日本人の台湾に対する世論調査（令和 4 年 1 月公表））親しみを感ずると回答しており、日台双方の市民感情は総じて良好な状況を維持している。

令和 2 年度は、コロナ禍において相互往来が厳しく制限される中、日台間でレジデンストラック開始に合意した。経済面では、令和 2 年の日台貿易総額は前年並を維持したほか、日本から台湾への農水産物輸出額は 73 億円増で過去最高を記録した。また文化面では、2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関し、台湾を相手とするホストタウンは世界最多の 28 自治体が登録し交流を深めたことは、相互理解の促進及び日本の地方創生にとって効果的だった。7 月に、日台間の友好増進に多大なる貢献を果たした李登輝元総統が逝去したことを受け、森喜朗元総理が弔問団を率いて 2 度訪台し、関係強化を内外に示すことができた。

令和 3 年度は、4 月の日米首脳会談、6 月の G 7 サミット等において、台湾海峡の平和と安定の重要性や兩岸問題の平和的解決を促すことについて一致するなど、我が国を含む国際社会において、台湾情勢への注目が高まった。経済面では、令和 3 年の日台貿易総額は過去最高を記録した。2 月には日台貿易経済会議及び日台第三国市場協力委員会をオンラインで開催し、日台経済、とりわけ総合的な貿易・投資関係の発展の方向性について、分野横断的に検討することを目的に日台経済パートナーシップ委員会の再開に合意し、また、同月、台湾当局は日本産食品の輸入規制の緩和が実施されたことは、経済面に限らず、日台関係全体の協力の促進を図る上で有益だった。また文化面で、日本台湾交流協会が、東日本大震災から 10 年となる節目に日台友情シリーズと題した一連の文化交流イベントを実施したことは、その参加者及び関連報道の多さから、台湾人の対日理解の更なる増進及び友好関係の強化にとって効果的だったと考える。さらに、台湾においてコロナ感染が拡大したことを受け、台湾に対し 6 月から 10 月まで計 420 万回分のワクチン供与を実施し、蔡英文総統をはじめ台湾各界から謝意が示されたほか、メディア等でも大々的かつ好意的に報じられ、良好な日台関係の維持・発展に大きく寄与することができた。

令和 4 年度は、10 月以降、日台双方で水際措置が緩和されたことを受け、経済面では日台貿易経済会合、日台第三国市場協力委員会、日台海洋協力対話等の対面開催が再開したほか、令和 3 年度に再開に合意した日台経済パートナーシップ委員会も実施するなど、経済関係について有意義な議論を実施することができた。JENESYS 事業の招へい、派遣も再開し、日台の青少年の理解増進を図ることができた。日米台等による人材育成の枠組みである GCTF のワークショップを初めて日本で開催し、マルチで

の実務協力を進化させることができた。(令和2・3・4年度：アジア友好促進補助金(達成手段②))

【測定指標4-6 日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数(電話会談を除く。令和3年度からよりテレビ会談を含む)】

中国との首脳、外相会談の実施回数は、令和2年度1回、令和3年度0回、令和4年度2回であった。令和2年度は、新型コロナの感染拡大の影響により、目標値は大幅に下回ったが、茂木外務大臣が、王毅國務委員兼外交部長との間で、新型コロナへの対応などについて電話会談を行い、9月には菅総理大臣と習近平国家主席との間で、初めての日中首脳電話会談が実現した。また、新型コロナの感染拡大により日中の要人往来は中断していたが、11月24日に王毅國務委員兼外交部長が訪日し、対面での3時間以上にわたって外相会談を行い、日中関係の方向性のほか、地域情勢、気候変動等の国際社会が直面する課題について率直な意見交換を行うことができた。令和3年度は、令和2年度に引き続き、目標値を達成することはできなかったものの、4月5日に茂木外務大臣と王毅國務委員兼外交部長との間で5度目の電話会談が行われ、10月8日には日中首脳電話会談が行われ、両首脳は共通の諸課題について協力していくことで一致し、11月には、林外務大臣が外務大臣に就任して間もなく、王毅國務委員兼外交部長と電話会談を行うなど、電話会談を通じて首脳間を含むハイレベルでの意思疎通を継続的に行ってきた。令和4年度は、人的往来の再開に伴い、目標値を達成した。9月に林外務大臣と王毅國務委員兼外交部長との間でテレビ会談が行われたほか、11月には、岸田総理大臣は、習近平国家主席と初となる対面での首脳会談を行い「建設的かつ安定的な日中関係」の構築という共通の方向性を双方の努力で加速していくことが重要であると述べ、習近平国家主席からは、共に新しい時代の要求に相応しい日中関係を構築していきたいとの発言があった。令和5年2月2日の秦剛・外交部長との電話会談や、同月18日ミュンヘンで行われた王毅・外事工作委員会弁公室主任との会談でも、日中関係に多くの課題や懸案があるからこそ対話が必要である旨述べ、秦剛部長及び王毅主任との間で、それぞれ各分野の対話を着実に進めていくことで一致し、たことは、地域の平和と安定への貢献の観点から有意義だった。このように前年に引き続き、首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、また対面での会談が再開し、両国間の様々な懸案を含め、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について意見交換を積み重ねることができた一年であった。

また、モンゴルについては、新型コロナ禍の影響により要人往来が困難な状況の中、令和2年度は実施回数1回となり目標回数2回を下回ったが、茂木外務大臣がチャーター便を利用してモンゴルを訪問したことで、「戦略的パートナーシップ」の更なる発展に向けたモメンタムを維持する上で高い効果があった。令和3年度は、首相の訪日のほか外相テレビ会談が行われ、目標回数を達成し、外交関係樹立50周年に向けて二国間関係を一層発展させる好機となった。50周年を迎えた令和4年度は、首脳・外相を含むハイレベルでの対話が活発に行われたことで、11月の首脳会談では二国間関係が「戦略的パートナーシップ」から「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」に格上げされ、首脳共同声明の付属文書として「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップのための日本とモンゴルの行動計画(2022年～2031年)」が発出されるなど、両国関係を新たな段階へと引き上げる一年となった。(令和2・3・4年度：日中・日モンゴル関係の推進(達成手段①))

【測定指標4-7 中国遺棄化学兵器問題への取組(現地調査箇所数)】

外務省は、化学兵器が発見された旨の中国政府の通報を受け、これが旧日本軍のものかどうかを判断するための現地調査を行い、旧日本軍のものと判断された化学兵器は、内閣府によって廃棄処理される。令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の世界規模での感染拡大を受け、現地調査を行うことが困難であったが、相手国や関係府庁との丁寧かつ緊密な調整・連携等により、往来が再開した令和4年度は、調査箇所数の目標値を達成することができた。中国における遺棄化学兵器の早期廃棄義務を誠実に履行する上で目標値の達成は極めて重要であり、また、現地調査の実施に不可欠である中国側の積極的な協力を得られたことは、今後も着実に事業に取り組んでいく上で極めて有意義だった。(令和2・3・4年度：中国遺棄化学兵器問題への取組(達成手段③))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

- 1 東シナ海を隔てた隣国である中国との関係は、日本にとって最も重要な二国間関係の一つであり、両国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有している。令和4年度は、人的往来が再開したことを受け、首脳・外相を含むハイレベルでの対話を対面で実施することができ、令和3年10月の首脳電話会談における「建設的かつ安定的な関係」の構築という大きな方向性での一致を踏まえ、その構築を進めていく一年となった。日中両国は、地域と世界の平和と繁栄に、共に大きな責任を有してい

る。その責任をしっかりと果たしていくことが、現在の地域の状況において、国際社会から強く求められている。これらを踏まえて施策目標を修正し、首脳間の往来に加え、様々なレベルでの対話や、経済、国民交流を中心とする分野での交流を深め、広げることで「建設的かつ安定的な関係」を構築していく。

- 2 モンゴルは、日本と普遍的価値を共有する地域の重要なパートナーであり、令和4年11月に「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」として位置付けた友好的な両国関係を、真に互恵的なものとするべく一層強化していく。今後、令和4年11月に両国首脳が発出した「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップのための日本とモンゴルの行動計画（2022年～2031年）」に沿って着実に二国間関係を強化し、両国の「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」を発展させるべく取り組んでいく。

【測定指標】

4-1 「建設的かつ安定的な関係」の構築に向けた取組(経済面以外) *

令和3年10月に行われた日中首脳電話会談において、岸田総理大臣と習近平国家主席との間で「建設的かつ安定的な関係」の構築という共通認識で一致した。このことを受け、測定指標名を変更し、中国との間で、主張すべきは主張し、責任ある行動を求めつつ、諸懸案も含め対話をしっかりと重ね、共通の諸課題については協力するという「建設的かつ安定的な日中関係」を日中双方の努力で構築していくことを目標とする。日中両国間には隣国であるが故に様々な懸案も存在する。尖閣諸島をめぐる情勢、東シナ海、南シナ海における一方的な現状変更の試み、日本周辺における軍事活動の拡大・活発化は、日本を含む地域と国際社会の安全保障上の強い懸念である。引き続き、日本の領土・領海・領空を断固として守り抜くとの決意の下、冷静かつ毅然と対応していく。

令和4年11月の習近平国家主席との日中首脳会談において、両首脳は、引き続き首脳レベルを含めあらゆるレベルで緊密に意思疎通を行っていくことで一致したことを踏まえ、林外務大臣の中国訪問を令和5年度当初に行う。また、両首脳は、日中ハイレベル人的・文化交流対話の早期開催で一致したところ、次回開催に向けて引き続き、日中間で緊密に意思疎通していく。

4-2 「建設的かつ安定的な日中関係」の構築に向けた取組(経済面) *

中国は日本にとって最大の貿易相手国であり、中国に進出する日系企業や駐在する日本人社員は極めて多い。中国との経済関係については、日本全体の国益に資するような形で対話と実務協力を適切な形で進めていく必要がある。また、経済大国となった中国が、国際社会のルールに則り、大国に相応しい責任をしっかりと果たしていくことが、日本経済、世界経済の更なる発展のためにも重要である。

令和3年10月に行われた日中首脳会談において、両首脳が「建設的かつ安定的な関係」の構築という共通認識で一致したことを踏まえ、測定指標名を変更し、経済面についても、中国との間で、主張すべきは主張し、責任ある行動を求めつつ、諸懸案も含め対話をしっかりと重ね、共通の諸課題については協力するという「建設的かつ安定的な日中関係」を日中双方の努力で構築していくことを目標とする。日中経済に関して引き続き対話と実務協力を適切な形で進めていくためにも、令和4年11月の日中首脳会談における両首脳間の共通認識を踏まえ、日中ハイレベル経済対話の早期開催に向けた調整を加速させるべく、日中間で意思疎通をしていく。

4-3 日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)

令和4年11月に「戦略的パートナーシップ」から格上げされた、「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」の更なる発展に向け、幅広い分野における協力を強化していくとの中期目標達成に向け、「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップのための日本とモンゴルの行動計画（2022年～2031年）」に沿って着実に二国間関係を強化し、両国の「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」を発展させるべく取り組んでいく。

ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話の開催を通じた戦略的関係の強化、文化・人的交流の推進を継続していく。

4-4 日モンゴル関係の着実な進展(経済面)

「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップのための日本とモンゴルの行動計画（2022年～2031年）」は、経済面においては、「活力ある両国経済関係構築」、「投資・ビジネス環境の整備」、「モンゴル経済の多角化」を柱に経済関係の一層の強化を図ることを目標としている。これを踏まえ、引き続きの日モンゴル EPA の着実な実施及び日本企業支援等を含め、同行動計画の実施を通じた両国経済関係の拡大・深化を図る。また、令和3年7月に開港したチンギスハーン国際空港は、両国の友好・協力関係の象徴であり、引き続き同空港の円滑な運営のための協力に取り組んでいく。

4-5 日台実務関係の着実な進展

今後とも、良好な日台関係を維持・発展させていくとの中期目標達成に向け、台湾に関する我が国の基本的立場を踏まえつつ、経済分野での更なる協力の深化や文化交流を通じた相互理解の進展の深化等の取組を進める。特に、日台貿易経済会議や日台第三国市場協力委員会、日台経済パートナーシップ等を通じた交流促進を図るほか、日台両窓口機関によるその他の枠組も活用し実務関係の深化を図る。また、各種招へいプログラムや JENESYS 等も通じ、日台間の多層的な人的交流による関係の維持・強化を図る。さらに、科学的根拠に基づき、残された日本産食品への輸入規制緩和の撤廃されるよう、引き続き台湾側への働きかけを行う。GCTF に引き続き積極的に貢献していく。

4-6 日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数(電話会談を除く。令和3年度からよりテレビ会談を含む)

ハイレベルの会談数は、中国及びモンゴルとの関係強化という施策の進捗を把握する上で有益であり、引き続き取り組んでいく。

中国については、両首脳間で引き続き首脳レベルを含めあらゆるレベルで緊密に意思疎通を行っていくことで一致したことを受け、「建設的かつ安定的な関係」を日中双方の努力で構築するため、過去の日中関係の目標値や実績値、両国間の外交日程等を踏まえ目標値を設定する。

また、モンゴルについては、令和4年11月に両国首脳が発出した「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップのための日本とモンゴルの行動計画(2022年～2031年)」に沿って着実に二国間関係を強化し、両国の「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ」を発展させるべく取り組んでいくため、過去の日中関係の目標値や実績値、両国間の外交日程等を踏まえ目標値を設定する。

4-7 中国遺棄化学兵器問題への取組(現地調査箇所数)

中国政府から通報があったにもかかわらず現地調査ができていない化学兵器(吉林省、山西省等)を極力減少させ、また、至急対応する必要がある緊急案件に迅速に対応することが、遺棄化学兵器の廃棄完了達成に資するものであるところ、引き続き現地調査を実施の上、進捗状況を測定する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・令和5年度版外交青書(外交青書2023)
第2章 第2節 2 中国・モンゴルなど
- ・外務省ホームページ
日中経済パートナーシップ協議(次官級会合)の開催(結果)(令和5年2月22日)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_001314.html)
日中外相電話会談(令和5年2月3日)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_001272.html)
日中首脳会談(令和4年11月17日)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/cn/page1_001413.html)
第14回日中高級事務レベル海洋協議(結果)(令和4年11月22日)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_001000.html)
中華人民共和国
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/index.html>)
モンゴル
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mongolia/index.html>)
- ・日本台湾交流協会ホームページ
(<https://www.koryu.or.jp/>)

個別分野5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

施策の概要

- 1 我が国とメコン河流域5か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス及びミャンマー)との間において、政府間の要人往来を始め、政治・経済・文化等多岐にわたる二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進する。
- 2 各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、地域全体の安定と発展を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第208回国会施政方針演説(令和4年1月17日)
八 外交・安全保障
- ・ 第208回国会外交演説(令和4年1月17日)
- ・ 「日メコン協力のための東京戦略2018」及びその別添（「SDGsを推進するための日メコン協力プロジェクト」「自由で開かれたインド太平洋を実現するための我が国の政策との相乗効果が期待される日メコン協力」「ACMECSマスタープランに関連した日本の現在進行中及び可能性のある協力プロジェクト」）（平成30年10月9日に開催された第10回日本・メコン地域諸国首脳会議（日メコン首脳会議）にて採択）
- ・ 「2030年に向けたSDGsのための日メコン・イニシアティブ」（令和元年11月4日に開催された第11回日メコン首脳会議にて採択）

測定指標5-1 要人往来等を通じた二国間関係の強化 *

中期目標（一年度）

様々なスキームを通じての各種会談・協議等を実施し、各国との二国間関係を強化する。

令和2年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する（毎年、全てのメコン各国と、首脳・外相会談を実施）。
- 2 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換

（1）カンボジア

8月、茂木外務大臣がカンボジアを訪問し、フン・セン首相及びブラック・ソコン副首相兼外相との間で二国間関係を様々な分野で強化することで一致するとともに、北朝鮮情勢や南シナ海問題等の地域・国際社会における喫緊の課題につき意見交換を行った。フン・セン首相からは、茂木外務大臣の訪問が両国の強固な関係を表すものである旨、ブラック・ソコン副首相兼外相からは、両国間の戦略的パートナーシップを一層進化させたいとの発言がそれぞれあった。

また、10月、上記外相会談のフォローアップとして、茂木外務大臣はブラック・ソコン副首相兼外相と電話会談を行い、新型コロナウイルスで経済的影響を受けたカンボジアへの支援を伝達し、ブラック・ソコン副首相兼外相から、日本の協力への謝意と新型コロナとの闘いにおいて両国の連携を一層進めたいとの考えが示された。

（2）ラオス

茂木外務大臣は、8月にラオスを訪問し、トンルン首相及びサルムサイ外相と会談を行い、日ラオス外交関係樹立65周年及び両国間の「戦略的パートナーシップ」関係5周年を契機として、両国関係の一層の緊密化に努め、地域・国際社会における協力を強化することを確認した。また、サルムサイ外相とはワーキング・ディナーを行い、北朝鮮情勢やシナ海問題を始めとする地域・国際情勢について率直な意見交換を行ったほか、無償資金協力に係るE/N署名及び新型コロナウイルス対策に資する医療関連機材の引渡式を実施した。さらに、10月に日ラオス外相電話会談を実施し、8月の日ラオス外相会談のフォローアップ状況や新型コロナ対策を含む両国間の今後の協力強化について確認した。

（3）ミャンマー

8月、茂木外務大臣がミャンマーを訪問し、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問兼外相及び

ミン・アウン・フライン国軍司令官と会談を行い、日本政府はミャンマーの民主的な国造りを官民挙げて引き続き最大限支援する旨伝えるとともに、二国関係やラカイン問題、北朝鮮情勢、南シナ海問題等の地域情勢につき意見交換を行った。令和3年2月1日、ミャンマー国軍はクーデターを実行したため、同日、我が国は、民主化プロセスが損なわれる事態が生じていることに對し、重大な懸念を有している旨等を表明する談話を発出した。

(4) タイ

令和3年1月、茂木外務大臣がタイを訪問し、プラユット首相及びドーン外相との間で、両国間の「戦略的パートナーシップ」関係の一層の強化について一致するとともに、北朝鮮情勢や南シナ海問題等の地域・国際社会における喫緊の課題につき意見交換を行った。また5月、6月、10月及び令和3年3月の4度にわたり茂木外務大臣とドーン副首相兼外相との間で電話会談を実施し、二国間、地域及び国際社会の諸課題につき意見交換を行った。

(5) ベトナム

5月及び8月に安倍総理大臣とフック首相の間に、また、6月に茂木外務大臣とミン副首相兼外相との間で電話会談を実施し、コロナ禍における両国の連携や経済分野における協力等について意見交換を行った。10月には菅総理大臣が就任後初の外国訪問先としてベトナムを訪問し、フック首相との間で首脳会談を実施し、二国間、地域及び国際社会の諸課題につき意見交換を行い、日越両国が「インド太平洋国家」として様々な分野で緊密に連携していくことを確認した。

2 議会間、議員間交流

令和2年度は新型コロナ情勢を受けて特筆する交流は行われなかった。各国の状況に差があるものの、タイでは、在タイ大使館がモンティアン・ブントアン・タイ王国上院議員（タイ日議連元会長）へ外務大臣表彰を行ったほか、梨田駐タイ大使がタイ日議員連盟関係者を公邸での会食に招待して意見交換するなど、タイ側議連との交流は継続している。新型コロナの状況が落ち着き次第、各国での交流の再開が期待される。

令和3年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する（毎年、全てのメコン各国と、首脳・外相会談を実施）。
- 2 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 クーデター後のミャンマーにおける事態の収束に向けて、日本は、複数のルートから、①暴力の即時停止、②拘束された関係者の解放、③民主的な政治体制の早期回復をミャンマー国軍に強く求め、引き続き国際社会での役割を果たす。

施策の進捗状況・実績

1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換

(1) カンボジア

12月、岸田総理大臣はフン・セン首相との間で首脳テレビ会談を行い、令和4年のカンボジアPKO30周年の機会に安全保障分野での協力を強化していくこと、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて協力すること、令和4年カンボジアがASEAN議長国を務めることを念頭に、ミャンマー情勢などで緊密に連携していくことで一致した。上記会談を受けて、安全保障分野では、12月に日本・カンボジア外務・防衛当局間（PM）協議のオンライン開催、令和4年2月にフン・マネット陸軍司令官の訪日、翌3月に海上自衛隊艦船のカンボジア寄港と着実に安全保障分野での連携が進んだ。また、ミャンマー情勢については、令和4年1月の外相電話会談のほか、事務レベルでも頻繁に情報交換し、連携を強めた。さらに、同年3月には岸田総理大臣がカンボジアを訪問してフン・セン首相と会談し、二国間関係のほか、ウクライナ情勢やミャンマー情勢などでの国際会議における対応で協力していくことで一致し、共同声明を発出した。

(2) ラオス

4月、菅総理大臣は、パンカム首相と両国首脳間で初めての電話会談を行い、両国の「戦略的パートナーシップ」関係を一層発展させ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を進めることを確認した。さらに、両国関係の飛躍的な発展に向けた指針となる「日ラオス戦略的パートナーシップの前進に向けた行動計画（日ラオス行動計画）」を発表した。令和4年1月には、林外務大臣とサルムサイ外相が電話会談を実施し、両外相は、上記「日ラオス行動計画」の実施を通じて、両国関係の拡大・深化を図っていくことを確認した。同年3月には、岸田総理大臣がパンカム首相と首脳電話会談を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現と両国の「戦略的パートナーシップ」関係を一層発展させることを確認したほか、ミャンマー、ウクライナ情勢、北朝鮮や南シナ海問題など地域・国際社会においても引き続き連携することで一致した。

(3) ミャンマー

クーデター以降、二国間での首脳・外相会談は行われていないが、現地及び事務レベルでの働きかけを行い、下記3に記載のとおり、事態の改善に向けた努力を継続した。

(4) タイ

新型コロナの感染拡大に伴う人的往来の制限のため、令和3年度は対面での首脳・外相会談は実施されていないが、4月に菅総理大臣がプラユット首相と、11月に岸田総理大臣が同首相と電話会談を実施し、両国間の「戦略的パートナーシップ」を一層発展させることで一致するとともに、新型コロナ対策を含む各分野における両国間の協力を進展していくことを確認した。また、8月に茂木外務大臣がドーン副首相兼外相と、11月に林外務大臣が同副首相兼外相と電話会談を実施し、新型コロナ対策やミャンマー情勢を含む二国間、地域及び国際社会の諸課題につき意見交換を行った。

(5) ベトナム

11月に岸田政権初の外国首脳級の賓客としてチン首相が訪日し、岸田総理大臣との間で日越首脳会談を行った。両首脳は、ポスト・コロナにおける経済再生、サプライチェーンの多元化、経済連携の強化、人的交流、安全保障及び地域及び国際情勢等において協力を強化していくことを確認し、会談後に共同声明を発出するとともに、文書の交換に立ち会い、共同記者発表を行った。また、同月、林大臣とチン首相に同行して来日したソン外相との間で外相会談を実施し、両外相は二国間、地域及び国際社会の諸問題について意見交換を行った。このほか、令和3年度中に両国間で3回の首脳電話会談、1回の外相電話会談が行われた。

2 議会間、議員間交流

ラオスでは、令和3年度秋の外国人叙勲でケントン・ヌアンタシン・ラオス日本議連元会長が旭日重光章を受章したほか、小林駐ラオス大使とラオス日本議連関係者との意見交換及び日ラオス議連と駐日ラオス大使との意見交換が行われるなど、双方の議連との交流を行った。また、令和4年3月には、双方の議連同士でオンライン意見交換を実施した。

ベトナムでは、6月に大島衆議院議長とフエ国会議長の間でオンライン会談が行われた。両議長は二国間の議院間交流を含めた二国間、地域・国際情勢について意見交換を行った。

3 ミャンマーにおける事態の収束に向けた取組

クーデター以降、日本は外務大臣談話（令和3年2月1日、3月28日に続き、4月27日、令和4年2月1日）を発出し、ミャンマー情勢について懸念を表明し、事態の改善を求めてきた。日本は、国際社会とも連携しており、クーデター発生後、ミャンマー情勢に関する国連総会決議の共同提案国となり、人権理事会決議に賛成してきた。また、クーデター直後のミャンマー情勢に関する2度のG7外相声明（令和3年2月）への参加に続き、G7外務・開発大臣会合のコミュニケ（5月）、G7コーンウォール・サミットの声明（8月）に参加した。また、欧米諸国やASEAN主要国、インドなどと外相電話会談を実施したほか、ミャンマー担当国連事務総長特使との会談（5月）、G7外相会合（5月、12月）、日米2+2（令和4年1月）、日米豪印外相会合（令和4年2月）等の様々な機会ですべて事態打開に向けた議論を行った。

日本は、ミャンマー国軍に対して、累次の機会において事態の改善に向けた具体的な行動を強く求めてきており、その結果として、5月の邦人ジャーナリスト解放及び11月に米国人ジャーナリストの解放に繋がったものの、今後も事態改善のための取組を継続していく必要がある。

令和4年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する。
- 2 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 クーデター後のミャンマーにおける事態の打開に向けて、日本は、①暴力の即時停止、②拘束された関係者の解放、③民主的な政治体制の早期回復をミャンマー国軍に引き続き強く求めるとともに、引き続きASEANを含む国際社会と連携し、日本としての独自の役割を果たしていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換

(1) カンボジア

岸田総理大臣は、4月と9月にそれぞれ「第4回アジア・太平洋水サミット」出席及び安倍元総理国葬儀出席のため訪日したフン・セン首相との間で首脳会談を行い、安全保障分野などでの二国間協力の強化、地域・国際情勢への対応における連携強化で一致した。岸田総理大臣は、11月にASEAN関連首脳会議出席のためカンボジアを訪問し、令和5年の日カンボジア外交関係樹立70周年の機会に、両国関係を「戦略的パートナーシップ」から「包括的戦略的パートナーシップ」に格上げすることで合意するとともに、地域・国際情勢についても議論し、ウクライナを含む第三国における地

雷対策で協力していくことで一致した。また、林外務大臣は、8月にASEAN 関連外相会議出席のためカンボジアを訪問した機会及び令和5年1月、外務省賓客として、ブラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣が訪日した機会に外相会談を行い、二国間関係強化及び様々な地域・国際情勢への対応で協力していくことで一致した。さらに、令和5年2月には、武井外務副大臣がカンボジアを訪問し、日カンボジア外交関係樹立70周年事業の「絆フェスティバル2023 開会式」に出席してスピーチを行ったほか、フン・セン首相を始め政府要人への表敬及び会談を行った。令和4年度にわたってハイレベルでの意思疎通を頻繁に行った結果、安全保障分野や、デジタル・サイバーなどの新しい分野での二国間協力を進展させることができたほか、ウクライナ情勢への対応では、令和5年1月にカンボジアにおいて日カンボジア両国の専門家が協力してウクライナの地雷除去担当者に地雷探知機の使用訓練を行うなど、平和構築での協力も進展させることができた。

(2) ラオス

4月、岸田総理大臣は、「第4回アジア・太平洋水サミット」出席のため訪日したパンカム首相と首脳会談を行い、両国間の重要な協力を進めていくこと、地域・国際社会の課題への対応における緊密な連携を確認し、令和7年の日ラオス外交関係樹立70周年を見据え、両国の「戦略的パートナーシップ」を一層拡大していくことで一致した。また、8月のASEAN 関連外相会議の機会に、日ラオス外相会談を実施し、上記首脳会談のフォローアップ状況を確認したほか、二国間関係、地域・国際情勢について意見交換を行った。さらに、11月のASEAN 関連首脳会議の機会に、岸田総理大臣とパンカム首相が立ち話を行い、令和6年にASEAN 議長国を務めるラオスを最大限支援することを確認し、両首脳は引き続き緊密に連携していくことで一致した。加えて、12月には武井外務副大臣がラオスを訪問し、サルムサイ副首相兼外相を表敬するとともにポーサイ外務副大臣等政府・党の要人との会談を行い、二国間関係の強化を確認し、地域国際情勢について意見交換した。令和5年3月、ポーサイ外務副大臣が戦略的実務者招へいのスキームで訪日し、武井外務副大臣と意見交換を行って、日本の立場に対する理解を深めた。

(3) ミャンマー

クーデター以降、二国間での首脳・外相会談は行われていないが、現地及び事務レベルでの働きかけを行い、下記3に記載のとおり、事態の改善に向けた努力を継続した。

(4) タイ

新型コロナの状況改善を受け、日タイ修好135周年にあたる令和4年は活発な要人往来が行われた。5月に岸田総理大臣が二国間訪問としては約9年ぶりにタイを訪問し首脳会談を行った。その際、日タイ防衛装備品・技術移転協定や新型コロナ対策関連の円借款及び無償資金協力2件の書簡への署名が行われた。その後、同じ5月にプラユット首相が訪日し、同じ月に2度の首脳会談を実施した。11月にはタイで開催されたAPEC 閣僚会議に出席するため、林外務大臣がタイを訪問し、日タイ外相会談を行い、両国の今後5か年の経済分野での協力の方向性を定めた「日タイ戦略的経済連携5か年計画」に両外相が署名を行った。さらに、同じ11月にタイで開催されたAPEC 首脳会議に出席するため、岸田総理大臣がタイを訪問し、年内3回目となる首脳会談を行い、幅広い分野で両国関係が進展していることを踏まえ、両国関係をこれまでの「戦略的パートナーシップ」から「包括的戦略的パートナーシップ」に格上げすることで合意し、本件に関する共同声明を発出した。

(5) ベトナム

5月に岸田総理大臣がベトナムを訪問し、チン首相との間で日越首脳会談を行った。両首脳は、ベトナム軍へのサイバーセキュリティ能力構築支援といった安全保障分野やサプライチェーン多元化、DX、技術革新を含む経済分野の協力推進で一致し、一連の技能実習生をめぐる問題の解決に向けて、技能実習生の送出に関する新たなプラットフォーム構築で合意した。また、防災能力向上のための地球観測衛星打ち上げ支援など国際社会共通の課題への協力を推進していくことで一致した。

9月にはフック国家主席が安倍元総理の国葬儀に出席するために訪日し、岸田総理大臣との間で首脳会談を行い、令和5年の日越外交関係樹立50周年に向けて、日越関係を更なる高みへと押し上げるべく、緊密に連携していくことで一致した。林外務大臣は、8月及び11月に国際会議出席の機会にソン外相と懇談、会談を実施し、二国間関係及び地域情勢について意見交換を行った。加えて、令和5年2月、武井外務副大臣は日越交流イベントであるジャパン・ベトナム・フェスティバルの開会式に出席するため、ベトナムを訪問し、ソン外相始め、政府・党の要人への表敬及び会談を行った。

2 議会間、議員間交流

8月には自民党青年局一行がベトナムを訪問し、ベトナムの若手国会議員と今後の日越協力に関し、意見交換を行ったほか、フック国家主席を含むベトナム要人への表敬、現地のIT企業、技能実習生送出機関、日本が実施するODA プロジェクトサイトを視察する等日越関係について理解を深め

た。9月にはマイ越日友好議連会長が訪日し、岸田総理大臣、衆参両議長と面会したほか、北海道と山梨を訪問し、ベトナム文化イベントに参加し、農場視察等を行った。

ラオスでは、4月に細田衆議院議長とサイソンポーン・ラオス国民議会議長との間でテレビ会談が行われ、両議長は、両国議会間交流の更なる促進、経済協力や人的交流など二国間関係全般について広く意見交換を行った。

3 ミャンマーにおける事態の収束に向けた取組

我が国として、ミャンマー国軍に対して、累次の機会において、事態の改善に向けて、(1)暴力の即時停止、(2)被拘束者の解放、(3)民主的な政治体制の早期回復について具体的な行動を取るよう強く求めてきてきた。その成果の1つとして、7月末に拘束された邦人ジャーナリストが11月に解放されることに繋がったことが挙げられる。また、クーデターから2年となる令和5年2月1日にも外務大臣談話を発出し、政治的な進展がないまま緊急事態宣言が再延長されたことに強い懸念を表明し、ミャンマー国軍に対し、ミャンマー国民や国際社会が受け入れられるような平和的な問題解決に真剣に取り組むよう改めて強く求めた。

国際社会との連携においては、7月25日の民主化活動家を含む4名の死刑執行の際には、外務大臣談話のほか、有志国との共同声明及びG7外相声明を発出し、事態の改善を求めてきたほか、人権理事会決議(4月、7月)や国連総会第3委員会決議(11月)においても共同提案国入り又は賛成してきた。また、G7外相会合(5月)や日米豪印首脳会合(5月)などの機会を捉えて事態打開に向けた議論を行ったほか、米国等とも緊密に連携し、令和4年にASEAN議長国であったカンボジアの取組を後押しし、ミャンマー情勢の改善に努めてきた。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標5-2 経済協議の実施と貿易投資環境の整備

中期目標(一年度)

各種投資委員会、フォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境を整備し、経済関係の緊密化に取り組む。

令和2年度目標

「東京戦略2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクト並びに「2030年に向けたSDGsのための日メコン・イニシアティブ」に基づき、引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境の整備を進める。

- 1 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日ベトナム経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。
- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会、日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境の整備を進め、経済関係の緊密化に取り組むほか、民間企業の大型投資案件等について現地在外公館を通じた支援を行うことで、日本の強みをいかしつつ、経済分野の関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等の開催

(1) カンボジア

9月に第20回、令和3年2月に第21回の日カンボジア官民合同会議を開催し、駐カンボジア大使とソック・チェンダ・カンボジア開発評議会事務局長が共同議長を務め、税優遇制度、投資関連法制など、カンボジアにおける投資環境改善に向け協議を行った。

(2) ラオス

12月に日ラオス官民合同対話第14回会合を開催し、駐ラオス大使とソーンサイ・シーパンドン・ラオス副首相兼計画投資相が共同議長を務め、ラオスにおけるビジネス環境の改善を通じた投資促進を図るため、貿易・物流の改善や新規参入障壁の課題等について協議を行った。

(3) ミャンマー

令和元年11月に開催された日ミャンマー共同イニシアティブ総会(注)において、ミャンマー側から提案のあった更なる行政手続の透明化・標準化に向けた取組を支援するため、8月のJICA「産業競争力強化に向けた投資振興プロジェクト」において、省庁への行政手続に関するヒアリング調

査を実施した。

(注：日ミャンマー共同イニシアティブ：平成 25 年にミャンマーにおけるビジネス・投資環境整備のための官民対話の枠組みとして設立。全体会合と分科会をそれぞれ開催してきた。)

(4) タイ

日タイ経済連携協定の枠組みで、令和 3 年 2 月にオンラインで原産地規則小委員会を実施した。その他、同協定の枠組みで例年行われていた農業、林業及び漁業に関する小委員会、地域間連携に関する特別小委員会、食品安全に関する特別小委員会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和 2 年度の実施は見送ることとなったが、幅広い分野でタイ政府との意見交換を継続しており、ビジネスの環境の向上に関する小委員会の開催を目指しているところである。

(5) ベトナム

12 月、日越共同イニシアティブ第 8 フェーズ・プレキックオフ会合を開催し、競争制度、投資法・企業法、労働、PPP 法、証券市場・国営企業改革、電力・エネルギー、土地法につきワーキンググループの今後の開催が決まった。同イニシアティブは、日ベトナム間の投資・貿易等に係わる官民を交えた政策対話メカニズムとして機能しており、これとの重複を避ける観点から、日越経済連携協定下での小委員会は開催されなかった。

2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論

日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムについては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和 2 年度の実施は見送ることとなった。

令和 3 年度目標

「東京戦略 2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクト並びに「2030 年に向けた SDGs のための日メコン・イニシアティブ」に基づき、引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境の整備を進める。

- 1 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日ベトナム経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。
- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会、日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境の整備を進め、経済関係の緊密化に取り組むほか、民間企業の大型投資案件等について現地在外公館を通じた支援を行うことで、日本の強みをいかしつつ、経済分野の関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等の開催

(1) カンボジア

8 月に第 22 回、令和 4 年 2 月に第 23 回の日カンボジア官民合同会議を開催し、駐カンボジア大使とソック・チェンダ・カンボジア開発評議会事務局長が共同議長を務め、投資関連法制や関税物流など、カンボジアにおける投資環境改善に向け協議を行った。

(2) ラオス

12 月に日ラオス官民合同対話第 15 回会合を開催し、駐ラオス大使とソーンサイ・シーパンドン・ラオス副首相兼計画投資相が共同議長を務め、ラオスにおけるビジネス環境の改善を通じた投資促進を図るため、令和 2 年度に引き続き貿易・物流の改善や新規参入障壁の課題等について協議を行った。日系企業が直面する課題を解決し、新型コロナ後の経済回復を見据えて新たな投資を呼び込むことがますます重要になっている点で一致した。

(3) ミャンマー

クーデター以降、ミャンマー側との該当する取組は実施していないが、在ミャンマー日本国大使館が、現地の商工会議所と事業運営における課題等について意見交換を行う月例の定例会議を実施した。

(4) タイ

6 月に日タイ経済連携協定に基づく「食品安全に関する特別小委員会」、「地域間の連携に関する特別小委員会」、「農業、林業及び漁業に関する小委員会」第 11 回会合をオンラインで開催し、7 月に日タイ経済連携協定に基づくビジネス環境の向上に関する小委員会第 10 回会合をオンラインで開催した。また、8 月に、茂木外務大臣とドーン副首相兼外相が共同議長を務める形で、両国の関係省庁が参加し、両国の経済分野での協力推進に向けた意見交換を行う場である第 5 回日タイ・ハイレベル合同委員会をオンラインで開催し、ビジネス環境整備、連結性向上、メコン地域開発並びに新型コロナ対策を含む保健分野等についてハイレベルでの意見交換を実施した。

(5) ベトナム

10月、日越共同イニシアティブ第8フェーズ・プレキックオフ会合を開催し、11のワーキングチーム（①判例制度・競争制度・民事執行制度、②投資法・企業法、③労働環境、④PPP法、⑤証券市場・国営企業改革、⑥グリーンエネルギー、⑦LNG輸入促進・普及、⑧土地分野に関する協力、⑨裾野産業、⑩イノベーション、⑪人材育成）で取り組みを推進していくことで一致した。

2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論

日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムについては、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、令和3年度も実施は見送ることとなった。

令和4年度目標

「東京戦略2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクト並びに「2030年に向けたSDGsのための日メコン・イニシアティブ」に基づき、引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境の整備を進める。

- 1 各国との経済協定の枠組み、日タイ・日ベトナム経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。民間企業の大型投資案件等について現地在外公館を通じた支援を行うことで、日本の強みをいかしつつ、経済分野の関係を強化する。
- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会、日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境の整備を進め、経済関係の緊密化に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1 各国との経済協定の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等の開催

(1) カンボジア

9月に第24回、令和5年2月に第25回の日カンボジア官民合同会議を開催し、駐カンボジア大使とソック・チェンダ・カンボジア開発評議会事務局長が共同議長を務め、投資関連法制や関税物流など、カンボジアにおける投資環境改善に向け協議を行った。また、在カンボジア日本大使館は、各種投資案件に対する民間企業からの今後の事業の進め方に係る相談に対応した。

(2) ラオス

11月にカムチェン計画投資大臣が訪日し、「ラオス投資促進セミナー」が実施され、また、同月、製造業を中心にラオスへの進出を検討している日系企業を対象にしたJETRO投資ミッションが派遣されるなど、両国間の貿易・投資促進への気運が高まった。さらに、12月に日ラオス官民合同対話第16回会合を開催し、駐ラオス大使とカムチェン計画投資相が共同議長を務め、ラオスにおけるビジネス環境の改善を通じた投資促進を図るため、令和3年度に引き続き貿易・物流の改善や新規参入障壁の課題等について協議を行った。また、在ラオス日本大使館は、各種投資案件に対する民間企業からの今後の事業の進め方に係る相談に対応した。

(3) ミャンマー

クーデター以降、ミャンマー側との該当する取組は実施していないが、在ミャンマー日本国大使館が、現地の日本商工会議所と様々な事業課題等について意見交換を行う月例の定例会議を実施した。また、在ミャンマー日本大使館は、各種投資案件に対する民間企業からの今後の事業の進め方に係る相談に対応した。

(4) タイ

9月に日タイ経済連携協定に基づく「食品の安全に関する特別小委員会」、「地域間の連携に関する特別小委員会」、「農業、林業及び漁業に関する小委員会」第12回会合をタイで開催した。また、6月に日タイ社会保障協定の第2回作業部会をオンラインで、令和5年2月に第3回作業部会を日本で対面開催し、同協定の締結に向けて協議を行った。11月に両国外相間で署名された「日タイ戦略的経済連携5か年計画」において、ビジネス環境の向上・投資促進、人材育成、環境・エネルギー、農業、医療、インフラといった幅広い経済分野での協力を推進していくことを確認した。また、在タイ日本大使館は、各種投資案件に対する民間企業からの今後の事業の進め方に係る相談に対応した。

(5) ベトナム

5月に岸田総理大臣がベトナムを訪問した際、チン首相とともに技術革新・DX・サプライチェーン多元化における日越協力に関するセミナーを開催した。セミナーにおいて、日越技術革新協力パートナーシップ、日越デジタル・トランスフォーメーション・イニシアティブ、日越サプライチェーン多元化イニシアティブにおける協力を更に加速化し、日本とベトナム双方に裨益する、より強

固な経済関係を構築していくことで合意した。また、7月には日越共同イニシアティブ第8フェーズの中間評価会合、令和5年3月には日越共同イニシアティブ第8フェーズ最終評価会合が行われ、ベトナムの投資環境改善に向けた協議を行った。また、在ベトナム日本大使館は、各種投資案件に対する民間企業からの今後の事業の進め方に係る相談に対応した。

2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論

日メコン官民協力・連携促進フォーラム等のフォーラムについては、令和3年2月のクーデター以降、ミャンマー情勢が悪化の一途を辿った影響を受け、令和4年度も開催を見送ることになった。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標5-3 メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進 *

中期目標（一年度）

首脳、外相会議を通じ、日メコン協力を強化する。メコン地域の発展を支援することを通じて、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

令和2年度目標

- 1 中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、「東京戦略2018」及び「2030年に向けたSDGsのための日メコン・イニシアティブ」の下での各種の日メコン協力プロジェクトをフォローアップする。
- 2 日メコンSDGsフォーラムを開催し、メコン地域におけるSDGsの達成に向けて官民合同で取り組む。

施策の進捗状況・実績

1 日メコン協力の一層の推進

(1) 日メコン首脳会議

11月、テレビ会議方式で第12回日本・メコン地域諸国首脳会議（日メコン首脳会議）を開催し、菅総理大臣がフック・ベトナム首相と共に共同議長を務めた。菅総理大臣からは、日本の具体的貢献として5つの協力（民間セクターに対する出融資、草の根の無償資金協力、法の支配に関する協力、海洋に関する協力、サプライチェーン強靱化に関する協力）を発表した。採択した共同声明の中で、首脳らはメコン地域におけるSDGsの実現に向けた環境問題に関する日本の協力を評価した。

さらに、第11回日メコン首脳会議で採択された「2030年に向けた日メコン・イニシアティブ」がメコン諸国と日本の両方において、将来の世代にとって非常に重要であることを再認識し、グリーン・メコン・フォーラムから格上げされた第1回日メコンSDGsフォーラムの開催に高い期待を示した。

(2) 日メコン外相会議

7月、テレビ会議にて第13回日メコン外相会議を開催し、感染症等に関する将来の備えとなるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現のための日メコン協力について議論し、茂木外務大臣はミン・ベトナム首相兼外相と共に共同議長を務め、共同議長声明を採択した。

感染症分野での支援について、日本は、メコン諸国に対して、感染症対策能力の強化、ASEAN感染症対策センター設立への支援、経済の強靱化支援の3つの柱で新型コロナとの闘いを力強く後押ししていく旨述べたのに対し、メコン諸国から、日本による協力に対する歓迎の意が表明された。

2 メコン地域におけるSDGsの達成に向けた官民合同での取組

令和元年11月の第11回日メコン首脳会議にて格上げが決定された「日メコンSDGsフォーラム」の令和2年度中の第1回目の開催を追求したが、新型コロナウイルス等の影響により実施が見送られた。

令和3年度目標

- 1 中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、平成30年10月に採択した「東京戦略2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクトをフォローアップする。
- 2 グリーン・メコン・フォーラムから格上げされた第1回日メコンSDGsフォーラムを開催し、SDGs達成に向けた各国の取組紹介及び課題について議論する。

施策の進捗状況・実績

1 日メコン協力の一層の推進

(1) 日メコン首脳会議

第13回日メコン首脳会議は、新型コロナウイルス感染症等の影響により令和3年度中の実施が見送られた。

(2) 日メコン外相会議

8月、テレビ会議にて第14回日メコン外相会議を開催し、茂木外務大臣が議長を務めた。茂木外務大臣から、メコン地域はインド太平洋地域の中核に位置しており、日本は、日メコン協力の枠組みを通じて、常にメコン諸国と共に発展していく旨述べ、また、ワクチン供与、コールド・チェーン支援、酸素濃縮器供与といった新型コロナ対策支援についても紹介し、今後もメコン諸国が新型コロナとの闘いに打ち勝つための支援を行っていく旨述べた。さらに、デジタル、グリーンエコノミーなどについても、ポスト・コロナを見据えて活発な議論を行った。ミャンマー情勢に関して、茂木外務大臣から、拘束された関係者の解放や民主的な政治体制への早期回復をミャンマー国軍に強く求めるとともに、ASEAN リーダーズ・ミーティングでの「5つのコンセンサス」を暴力停止や対話の開始に向けた第一歩ととらえており、エルワン・ブルネイ第2外相がASEAN 特使に任命されたことを歓迎する旨述べた。ミャンマーに対しては、ASEAN 特使の早期受け入れ、全ての当事者との対話の開始を実現するよう、強く働きかけた。

(3) フレンズオブメコン閣僚会合

8月、テレビ会議方式でフレンズオブメコン閣僚会合が開催され、茂木外務大臣が出席した。茂木外務大臣からは、メコン地域はインド太平洋の中核に位置し、経済的にも大きな可能性を秘めた地域であることを指摘した上で、新型コロナ対策、連結性向上、メコン河での課題解決の3点を中心に日メコン協力の現状を紹介した。ミャンマー情勢に関し、茂木外務大臣から、ASEAN リーダーズ・ミーティングでの「5つのコンセンサス」を事態の打開に向けた第一歩と捉えており、エルワン・ブルネイ第2外相がASEAN 特使に任命されたことを歓迎する旨述べた。今後は、「5つのコンセンサス」を具体的成果につなげていくことが極めて重要であり、日本としても、ASEAN の取組を力強く後押しする旨改めて表明するとともに、ミャンマー側の建設的な対応を強く期待する旨述べた。

2 メコン地域における SDGs の達成に向けた官民合同での取組

12月、グリーン・メコン・フォーラムから格上げされた第1回日メコン SDGs フォーラムが、日本・タイ両政府の共催によりビデオ会議方式にて開催され、加納南部アジア部長及びアルンルン・タイ外務省メコン担当大使が共同議長を務めた。日本及びメコン諸国の関係省庁や国際機関、学生等が出席し、「保健分野でのパートナーシップ」、「持続可能な経済、コロナ禍からの景気回復」、「グリーンで包摂的な社会」をテーマに意見交換を行った。気候変動問題については、国際社会が一体となって直ちにに取り組むべき重要な課題であり、メコン地域全体の発展のために地域横断的な取組を推進することで一致した。

令和4年度目標

- 1 中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、平成30年10月に採択した「東京戦略2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクトをフォローアップする。
- 2 第2回日メコン SDGs フォーラムを開催し、メコン地域における SDGs の達成に向けて官民合同で取り組む。

施策の進捗状況・実績

1 日メコン協力の一層の推進

(1) 日メコン首脳会議

第13回日メコン首脳会議は、ミャンマー情勢も踏まえたメコン諸国側の調整状況に鑑み令和4年度中の実施が見送られた。

(2) 日メコン外相会議

第15回日メコン外相会議は、ミャンマー情勢も踏まえたメコン諸国側の調整状況に鑑み令和4年度中の実施は見送られた。

(3) 実務者レベルの協議

6月20日、プノンペンにて日メコン高級実務者(SOM)会合が開催され、日本はカンボジアと共に共同議長を務めた。同会合において、日メコン協力の現状と今後の方向性について議論し、日本側から、インフラ、気候変動、保健、人道支援等の各分野における協力のハイライトにつき説明すると共に、今後デジタル分野についても協力を推進していきたい旨述べた。これに対し、メコン各国から、日メコン協力の下でのプロジェクトに言及しつつ、日本の長年に対する謝意が示された。

8月2日、プノンペンにて米国主催のフレンズオブメコン SOM 会合が開催された。メコン各国が

ら、日米及びメコン諸国政府による、より持続可能な電力セクターと質の高いエネルギー・インフラ開発を維持・促進するための日米メコン電力パートナーシップ（JUMPP）に対する感謝の意が表明された。各国からは、その他、環境、デジタル分野での協力、人材育成、コロナ後の経済回復等の分野での今後のフレンズオブメコンによる連携に対する期待が示された。

11月21日、タイにて、エーヤワディ・チャオプラヤ経済協力戦略（ACMECS）開発パートナー国 SOM 会合が開催され、ACMECS 諸国から我が国の ACMECS 開発基金への拠出（下記（4））に対する謝意が繰り返し述べられた。

（4）エーヤワディ・チャオプラヤ・メコン経済協力戦略（ACMECS）開発基金への拠出

令和3年度補正予算で、日本政府は ACMECS 開発パートナーとして初めて ACMECS 開発基金に 1.5 億円を拠出した。この基金を活用し、メコン各国において、新型コロナウイルス感染症の影響下にあるメコン地域のビジネスコミュニティ及び中小企業支援のためのプロジェクトが開始された。

2 メコン地域における SDGs の達成に向けた官民合同での取組

第2回日メコン SDGs フォーラムは、参加国の都合が合わず、令和4年度中の実施は見送られた。

令和2・3・4年度目標の達成状況： c

測定指標5-4 要人往来数(政務官レベル以上)

	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・3・4年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、メコン諸国との協力関係強化等の観点から適切な水準	6回	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、メコン諸国との協力関係強化等の観点から適切な水準	6回	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、メコン諸国との協力関係強化等の観点から適切な水準	30回	

測定指標5-5 日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進

中期目標（--年度）

日本とベトナムの経済連携強化のため、関係省庁・国際厚生事業団（JICWELS）・受入病院・施設・関係自治体と連携しつつ、経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護・介護人材の受入りを推進する。

令和2年度目標

- 約12か月間の訪日前日本語研修の修了人数の8割以上が日本語能力試験N3以上に合格する。
- 関係省庁・機関・地域との連携を通じ、EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入りを推進する。

施策の進捗状況・実績

1 日本語能力試験N3以上の合格者

日本語能力試験N3以上の合格率は88.9%となり、目標値（8割以上）を達成した。（※令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、7月の日本語能力試験が中止されたことを受けて、在留資格「技能実習」において日本語能力試験のN3相当として認められている NAT-TEST 3級の合格を第8陣の候補者の入国要件として特例的に認めており、令和2年度合格者には NAT-TEST 3級のみの方合格者も含まれる。）

2 関係省庁・機関・地域との連携を通じた、EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入推進

EPAに基づくベトナム人看護・介護人材受入推進のため、外務省の取組として、訪日前日本語研修及び滞在期間の延長を実施したほか、関係省庁、国際厚生事業団（JICWELS）、受入病院・施設及び関係自治体との連携の強化のための取組を実施した（国際医療・福祉専門家受入支援懇談会への出席、関係省庁・機関間会議及び日本語研修事業報告会の開催等）。新型コロナウイルスの影響により、例年どおりのスケジュールとはならなかったものの、ベトナム政府及び関係省庁と連携して年度内の入国を実

現した。

令和3年度目標

- 1 約12か月間の訪日前日本語研修の修了人数の8割以上が日本語能力試験N3以上に合格する。
- 2 関係省庁・機関・地域との連携を通じ、EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日本語能力試験N3以上の合格者

日本語能力試験N3以上の合格率は87.7%となり、目標値（8割以上）を達成した。（※令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、7月の日本語能力試験が中止されたことを受けて、在留資格「技能実習」において日本語能力試験のN3相当として認められている NAT-TEST 3級、J. TEST D-E レベル試験 500 点以上の合格を第9陣の候補者の入国要件として特例的に認めており、令和3年度合格者には NAT-TEST 3級もしくは J. TEST D-E レベル試験 500 点以上のみの合格者も含まれる。）

- 2 関係省庁・機関・地域との連携を通じた、EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入推進

EPAに基づくベトナム人看護・介護人材受入推進のため、令和2年度同様、外務省の取組として、訪日前日本語研修及び滞在期間の延長を実施したほか、関係省庁、国際厚生事業団（JICWELS）、受入病院・施設及び関係自治体との連携の強化のための取組を実施した（国際医療・福祉専門家受入支援懇談会への出席、関係省庁・機関間会議及び日本語研修事業報告会の開催等）。新型コロナウイルスの影響により、例年どおりのスケジュールとはならなかったものの、ベトナム政府及び関係省庁と連携して年度内の入国を実現した。

令和4年度目標

- 1 約12か月間の訪日前日本語研修の修了人数の8割以上が日本語能力試験N3以上に合格する。
- 2 関係省庁・機関・地域との連携を通じ、EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日本語能力試験N3以上の合格者

日本語能力試験N3以上の合格率は88.3%となり、目標値（8割以上）を達成した。

- 2 関係省庁・機関・地域との連携を通じた、EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入推進

EPAに基づくベトナム人看護・介護人材受入推進のため、令和3年度同様、外務省の取組として、訪日前日本語研修及び滞在期間の延長を実施したほか、厚生労働省が実施する国家試験不合格者の再受験支援への協力、在外公館を通じた EPA 看護師・介護福祉士候補者募集のための広報活動を実施した。そのほか、関係省庁、国際厚生事業団（JICWELS）、受入病院・施設及び関係自治体との連携の強化のための取組を実施した（国際医療・福祉専門家受入支援懇談会への出席、関係省庁・機関間会議の開催、JICWELS との協議の実施等）。令和2年来、新型コロナウイルスの影響により、入国時期に遅れが生じていたが、令和4年度は水際措置の緩和によりベトナム政府及び関係省庁と連携してほぼ例年通りのスケジュールでの入国を実現した。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

参考指標：日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入人数

	実績値				
	入国年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	看護師候補者	41	38	37	22
	介護福祉士候補者	176	193	166	131
合計		217	231	203	153

評価結果（個別分野5）

施策の分析

【測定指標5-1 要人往来等を通じた二国間関係の強化 *】

令和2年度は新型コロナウイルス蔓延の影響を受けたが、茂木外務大臣が8月にラオス、カンボジア、ミャンマーを、令和3年1月にタイを訪問し、菅総理大臣が10月にベトナムを訪問する等、政府

要人によるメコン諸国への訪問が行われた。令和3年度においても、岸田総理大臣が令和4年3月にカンボジアを訪問したほか、11月にチン・ベトナム首相が訪日し、このような機会に対面の首脳会談及び外相会談を実施すると共に、テレビ会議も併用しつつハイレベルでの意見交換を継続した。新型コロナウイルスに係る水際対策の緩和を受け、令和4年度は活発な要人往来が行われ、二国間関係の強化を進展させることができた。

特に、カンボジアに関しては、令和4年はASEAN議長国ということもあり、令和5年の外交関係樹立70周年を控えて、両国関係の強化のモメンタムが高まる中で、国際会議や国葬儀等の機会を捉えて、3度にわたる首脳会談、2度にわたる外相会談が行われ、両国関係を「包括的戦略的パートナーシップ」に格上げされた。修好135周年を迎えたタイにおいても、3度にわたる首脳会談を経て、両国関係を「包括的戦略的パートナーシップ」に格上げすることで合意に至った。ミャンマーについては、令和3年2月のクーデター以降、二国間での首脳・外相会談は行われていないものの、我が国として、事態の改善に向けミャンマー国軍が具体的な行動を取るよう強く求めてきた。現地や事務レベルでの取組に加え、人権理事会や国連、G7等の国際会議の場においてもこの点につき議論を行い、ミャンマー情勢の改善に努めており、邦人ジャーナリストの解放等具体的な成果に繋がった。(令和2・3・4年度：メコン地域諸国との友好関係の強化(達成手段①))

【測定指標5-2 経済協力の実施と貿易投資環境の整備】

- 1 各国において、令和2年9月及び令和3年2月、8月、令和4年2月、9月、令和5年2月の日カンボジア官民合同会議、令和2年12月及び令和3年12月の日ラオス官民共同対話、令和3年2月の日タイ経済連携協定の原産地小委員会、令和2年12月及び令和3年10月、令和4年7月の日越共同イニシアティブ会合等、各種協定に基づく小委員会や先方政府関係者・ビジネス関係者との間で現地におけるビジネス環境改善に向けた協議を通じて、各国との二国間経済協力をさらに強化することができた。特にベトナムとは、令和4年5月に首脳レベルで日越協力に関するセミナーを開催した。本セミナーでは、技術革新・デジタル・サプライチェーンに関する各種イニシアティブを加速させることに合意し、将来に向けた経済関係の緊密化に資する機会となった。(令和2・3・4年度：メコン地域諸国との友好関係の強化(達成手段①))
- 2 他方、日メコン官民協力・連携促進フォーラムについては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響に続き、ミャンマーの情勢が悪化の一途を辿る中、令和4年度も開催を見送る結果となり、評価対象期間にわたりメコン地域全体での具体的な議論は未達成となった。

【測定指標5-3 メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進 *】

- 1 令和2年度は日メコン首脳会議及び外相会議を開催し、令和3年度はオンライン形式で日メコン外相会議を開催したが、新型コロナウイルス感染症やミャンマー情勢の悪化の影響等もあり、日メコン首脳会議は令和3年度以降、日メコン外相会議は令和4年度、開催することができなかった。
- 2 令和2年2月のクーデター以降、ミャンマー情勢が悪化の一途を辿り、改善の兆しが見えない中、ミャンマーからの代表者をめぐる各国の意見が収束せず、政務レベルでの会議の開催は極めて困難な状態にあったため、実務者レベルの議論を積み重ねることを通じ、日メコン協力を進めていった。
- 3 第10回日メコン首脳会議で採択された我が国の対メコン協力の指針である「東京戦略2018」において、メコン諸国独自の協力イニシアティブである、ACMECSとの連携が目標の一つとされているが、令和3年度の補正予算で、我が国として開発パートナーで初めて、ACMECS開発基金1.5億円を拠出し、この基金を元に、メコン各国で新型コロナウイルス感染症の影響下にあるメコン地域のビジネスコミュニティ及び中小企業支援のためのプロジェクトが実施されている。また、メコン地域の持続可能で、質の高い電力セクター開発を日米が連携して支援するJUMPPに関し、メコン地域の支援ニーズを聴取し、今後数年の技術協力メニューを掲載したアクションプランを令和4年11月作成した。日メコンSOM会合、フレンズオブメコンSOM会合、ACMECS開発パートナー国SOM会合といった実務者レベルの協議にて、メコン諸国から日本の取組に対する謝意が何度も表明されており、このような実質的な協力の進展はメコン諸国に高く評価されている。(令和4年度：エーヤワディ・チャオプラヤ・メコン経済協力戦略拠出金(達成手段④))
- 4 一方で、日メコン首脳会議については令和3年度以降、日メコン外相会議について令和4年度、開催することができなかったこと、政務レベルでの会議の開催は極めて困難な状態にあったこと、日メコンSDGsフォーラムの開催が見送られたことから、本指標としてはc判定と判断した。

【測定指標5-4 要人往来数(政務官レベル以上)】

新型コロナウイルスの蔓延及び水際措置の強化を受け、令和2年度及び令和3年度の要人往来数はそれ以前に比べ減少したが、新型コロナウイルスに係る水際措置の緩和を受け、国際会議や要人往来

数は令和4年度に増加した。令和4年度は故安倍元総理大臣国葬儀が執り行われ、メコン地域における他国のプレゼンスが強まる中、各国ハイレベルの訪日が達成された。(令和2・3・4年度：メコン地域諸国との友好関係の強化(達成手段①))

【測定指標5-5 日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進】

- 1 過去3年間毎年、約12か月間の訪日前日本語研修の修了人数の8割以上が日本語能力試験N3以上に合格するとの目標について目標値を達成し、また、関係省庁・機関・地域との連携を通じて、EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進してきた。
- 2 特に、令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、日本語能力試験の中止と右を受けた入国要件への特例措置の適用、水際措置の影響による候補者の入国時期の後ろ倒し等、様々な変更点が生じたが、関連省庁との協議・連携を通じて候補者受入れへの影響を最小限にとどめることができた。
- 3 さらに、訪日前日本語研修の実施主体を選定する企画競争入札について、評価基準の明確化・見直しを実施するとともに、非応札企業への入札参加への呼びかけ等の働きかけを行った結果、入札者の増加につながった。これにより、競争性の高い入札が実現するとともに、企画・実施能力の高い団体を選定することができ、適正かつ効率的な研修の実施につながった。(令和2・3・4年度：日ベトナム経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修(達成手段②))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

- 1 ASEANが一体性を持つ形で安定と均衡のとれた発展を遂げることは、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、我が国外交にとって最も重要な基軸の1つである。この観点から、90年代にはアジア地域で最も不安定な地域の一つであった上、未だ他のASEAN地域との格差の残るメコン地域に対して、開発支援を行うとともに我が国との貿易投資促進を通じて、格差を是正していくことが不可欠である。令和3年2月のクーデター以降、ミャンマー情勢は悪化の一途を辿っており、ミャンマー情勢に対する立場の相違がASEAN中心性・一体性への影響をもたらしている中、事態改善に向けて、ミャンマー国軍に強く働きかけ、幅広いミャンマー関係者と協議するとともに、メコン地域含むASEANの取組を後押しすることが重要である。
- 2 また、メコン地域を含むASEAN諸国の発展にともない、他のドナー国の同地域への関与が強まる国際情勢の中、伝統的な親日国であるメコン諸国における我が国のプレゼンスを改めて強化し、友好関係を更に強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で非常に重要である。

【測定指標】

5-1 要人往来等を通じた二国間関係の強化 *

各国との二国間関係の強化に向け、様々なスキームを通じて各種会談・協議等を実施することが重要であり、令和2年度、令和3年度及び令和4年度はそれぞれ適切な目標であったと考える。令和5年度も、これらの取組を基本的に継続していく。悪化するミャンマー情勢に鑑み、ミャンマーを除くメコン各国との首脳会談、外相会談を始め政府要人の会談の実現を重視していく。ミャンマー問題については、我が国として、事態の改善に向け、ミャンマー国軍に具体的な行動を取るような様々な機会を捉え引き続き強く求めるとともに、ASEANを含む国際社会と緊密に連携し、情勢の改善に努める。

5-2 経済協議の実施と貿易投資環境の整備

メコン地域の貿易投資環境の整備及び経済関係の緊密化に向け、各種投資委員会、フォーラムを実施することが有益であり、令和2年度、令和3年度及び令和4年度目標は適切な目標であったと考える。令和5年度も、これらの取組を基本的に継続する。

5-3 メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進 *

日メコン協力の強化及びメコン地域の平和と安定の強化に向け、日メコン首脳会議及び外相会議を通じ、「東京戦略2018」及びその下での各種の日メコン協力プロジェクトのフォローアップを行うことは重要であり、令和2年度、令和3年度及び令和4年度目標は適切なものであったが、新型コロナウイルス感染症や悪化の一途を辿るミャンマー情勢等、目標設定の段階では予見できない事柄の影響を受け、首脳・外相会議やフォーラムが開催できないことがあった。

令和5年2月1日、ミャンマー現「政権」は非常事態宣言の延長を決定し、ミャンマー情勢の先行き

が見通せない中、日メコン枠組みにおいて政務レベルの協議の開催が困難な状況は継続すると思われる。日メコン首脳会議・外相会議が実施できない場合でも、実務レベルの協議を対面又はオンラインで実施したり、ミャンマーを除くメコン諸国とのハイレベル協議を実施したりことで、メコン側の意見を収集し、メコン側のニーズを踏まえた現場での協力を推進していくことにより、中期目標である「メコン地域の発展の支援を通じた、地域の平和と安定の強化」の達成に努める。

5-4 要人往来数(政務官レベル以上)

要人往来は各国との関係強化における重要な要素であり、今後も引き続き要人往来を緊密化させる必要がある。ミャンマー以外のメコン地域との往来は更に増加させることが有意義であることから、今後も取り組んでいく必要がある。

5-5 日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進

12 か月間の訪日前集中研修によりベトナム人日本語初学者がN 3（（注）日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）以上に合格する確率は、複数の日本語教育専門家によれば、6 割～8 割程度である。訪日前研修参加者のN 3 合格率は継続してこの数値に達している現状に鑑み、現在の取組を基本的に継続するとともに、訪日前研修への参加者数の増加を図るべく、現地の在外公館及びベトナム政府との連携を通じて、ベトナム国内において本制度に関する広報活動を強化する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・在タイ日本国大使館ホームページ
日本政府、ACMECS 開発基金に対し 1.5 億円を拠出
(https://www.th.emb-japan.go.jp/itpr_ja/pr2022_08.html)
- ・外務省ホームページ
日メコン協力
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/index.html)
カンボジア
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/index.html>)
ラオス
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/index.html>)
ミャンマー
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/index.html>)
ベトナム
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/index.html>)
タイ
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/index.html>)

個別分野 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

施策の概要

以下の事業を通じ、インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。

- 1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進
- 2 日系企業の進出支援を含む経済関係緊密化の促進
- 3 平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
六 外交・安全保障
- ・ 第 204 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 6-1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 *

中期目標（--年度）

インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの信頼関係及び協力関係を向上する。

令和 2 年度目標

要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進について、次の取組の実施に努める。

- 1 首脳級を含む要人往来により二国間関係を強化する。
例：令和 3 年の ASEAN 議長国であるブルネイとの関係強化
- 2 各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流を実現する。
例：閣僚級招へい 2 件の実施

施策の進捗状況・実績

- 1 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中で、要人往来の件数が全省的に縮小したが、そのような状況でも、令和 2 年 10 月、菅総理大臣が就任後初の外遊先としてインドネシアを訪問し、「自由で開かれたインド太平洋」を戦略的に推進し、地域の平和と繁栄に引き続き貢献していくとの意志を明確に発信した。日インドネシア首脳会談においては、インドネシアの災害対応能力を高めるための 500 億円の財政支援円借款を新たに供与する方針を発表したほか、インフラ協力、サプライチェーンの強靱化に向けた協力や、防衛協力の推進について一致した。

また、8 月、茂木外務大臣は、シンガポール及びマレーシアを訪問した。シンガポールではリー・シェンロン首相表敬並びにバラクリシュナン外相との外相会談及び昼食会を、マレーシアではヒシャムディン外相及びアズミン・アリ上級相兼国際貿易産業相との会談を実施し、それぞれにおいて、新型コロナウイルスの感染拡大により停止していた人の往来再開に向けた協力を含む新型コロナウイルス感染症関連の協力の推進や、二国間・地域情勢における引き続きの連携を確認した。

令和 3 年 1 月に ASEAN 議長国に就任したブルネイとは、同年 2 月に日ブルネイ外相電話会談を行い、ミャンマー情勢について突っ込んだ意見交換を行い、ASEAN 議長国としての ASEAN 内でのミャンマー情勢への取組の説明を受けたほか、南シナ海・東シナ海等、地域情勢について緊密な連携を確認した。

上記のほか、フィリピン（令和 2 年 9 月及び 12 月）、インドネシア（10 月）及びシンガポール（10 月）と首脳電話会談を実施、また、シンガポール（令和 2 年 4 月）、マレーシア（5 月）及びインドネシア（10 月、令和 3 年 2 月及び 3 月）と外相電話会談を実施し、二国間協力の推進や南シナを含む地域情勢での引き続きの連携を確認した。

令和 3 年 3 月にルトノ外相及びプラボウォ国防相が訪日し、日インドネシア外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を実施し、自由で開かれた海洋秩序に向けた協力の強化や幅広い分野での安保・防衛協力の推進等を確認した。

- 2 各種招へい事業については、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けて、中止となったものの、アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS2020 で、各国との間で日 ASEAN 協力や東京オリンピック・パラリンピックにおける各国ホストタウンとの交流に関するオンラインセミナーを

開催し、1,600人以上が参加した。

令和3年度目標

新型コロナウイルスの感染状況も踏まえつつ、要人往来を含む様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進について、次の取組の実施に努める。

- 1 首脳級を含む要人往来及び電話会談により二国間関係を強化する。

例： 令和4年にG20議長国を務めるインドネシアとの関係強化

- 2 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、適切な方法で各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流を実現する。

例： 閣僚級、戦略的実務者招へい及びソーシャルメディア発信者招へいなど幅広い招へい事業の実施

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年度も、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中で、要人往来の件数が全省的に縮小したが、そのような状況でも、電話会談や国際会議の機会を活用したハイレベルでの緊密な意思疎通等を通じ、令和4年にG20議長国を務めるインドネシアを始めとする各国との関係強化に努めた。インドネシアとの間では、6月のG20外相及び開発大臣関連会合や9月の国連総会の機会を活用して対面での外相会談を実施し、二国間協力やミャンマー情勢を含む地域情勢につき意見交換するとともに、G20に向けた連携を確認した。

令和3年1月にASEAN議長国に就任したブルネイとは、計7回の日ブルネイ外相会談（うち6回は外相電話会談）を行い、ミャンマー情勢について突っ込んだ意見交換を行い、ミャンマー情勢への対応につき連携を確認したほか、南シナ海・東シナ海等、地域情勢について緊密な連携を確認した。

また、シンガポールとの間では、4月にチー外務次官が訪日し、第15回日・シンガポール次官級政策協議を実施し、二国間協力や地域情勢等について意見交換を行ったほか、8月に國場外務大臣政務官がシンガポールを訪問し、シム・アン外務担当兼国家開発担当上級國務大臣との会談を通じて経済分野や安全保障分野等の協力、二国間・地域情勢における引き続きの連携を確認した。

上記に加え、フィリピン（5月及び11月）、インドネシア（11月及び令和4年3月）、マレーシア（12月）及びシンガポール（5月及び11月）と首脳電話会談を実施、また、シンガポール（11月）、マレーシア（12月）及びインドネシア（4月、6月及び令和4年3月）、フィリピン（4月及び12月）と外相電話会談を実施し、二国間協力の推進や南シナ海を含む地域情勢での引き続きの連携を確認した。このほか、令和4年3月に安倍総理特使がマレーシアを訪問し、イスマイル・サブリ首相と二国間協力や南シナ海問題を始めとする地域情勢における緊密な連携の継続について協議した。また、フィリピンとの間では、閣僚級の経済協力インフラ合同委員会のテレビ会議2回（7月及び令和4年3月）や局長級の海洋協議のテレビ会議1回（10月）を通じ、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた連結性向上、平和と安定及び法の支配に関する取組における引き続きの連携を確認した。

- 2 各種招へい事業については、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けて、中止となったものの、青少年交流事業であるJENESYS2021で、各国との間で日本文化交流や若手行政官交流といったテーマでオンラインセミナーを開催した。令和4年1月には第15回日本・シンガポール・シンポジウムを開催し、日本側は林外務大臣、シンガポール側はビビアン・バラクリシュナン外相が基調講演を行ったほか、河野衆議院議員（日本・シンガポール友好促進議員連盟会長）や両国の有識者等の参加を得て、日シンガポール関係や地域情勢等について幅広い意見交換が行われた。

令和4年度目標

新型コロナウイルスの感染状況も踏まえつつ、要人往来を含む様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進について、次の取組の実施に努める。

- 1 首脳級を含む要人往来及び電話会談により二国間関係を強化する。

例： G20議長国を務めるインドネシアとの関係強化、フィリピンの次期政権との関係強化

- 2 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、適切な方法で各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流を実現する。

例： 閣僚級、戦略的実務者招へい及びソーシャルメディア発信者招へいなど幅広い招へい事業の実施

施策の進捗状況・実績

- 1 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大の一定の落ち着きを受けた日本を含む各国の水際措置の緩和等により、二国間訪問や国際会議の機会における要人往来の件数が増加した。これにより、ハイレベルでの緊密な意思疎通等を通じ、令和4年にG20議長国を務めたインドネシアを始めとする各国との関係強化に向けた取組が活発に展開された。

インドネシアとの間では、4月、7月、10月（電話）、11月に首脳会談、7月、11月（電話）及び令和5年3月に外相会談を行った。これらを通じ、令和4年にG20議長国、令和5年にASEAN議長国を務める同国との間で緊密な連携を確認した。また、7月にはジョコ・インドネシア大統領が訪日し、岸田総理大臣との首脳会談では、二国間関係や地域・国際社会における諸課題に対する協力を確認するとともに、日本産食品に対する輸入規制措置が全て撤廃されることとなった。令和5年3月にはルトノ外相が訪日し、林外務大臣との間で閣僚級戦略対話を行い、地域・国際情勢について連携を確認したほか、二国間協力について両国の戦略的パートナーシップを強化していくことで一致した。

フィリピンとの間では、5月（次期大統領との電話）、9月及び令和5年2月に首脳会談、4月、6月、7月（電話）、8月（電話）及び令和5年2月に外相会談を行った。4月に、第1回日・フィリピン外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を開催し、地域及び国際社会の諸課題に対する連携や、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力等を一層強化していくことを確認した。さらに、新政権発足後の令和5年2月にはマルコス・フィリピン大統領が訪日し、これに際し開催された日・フィリピン首脳会談では、経済、安全保障・防衛、人的交流等を始めとする二国間関係の強化や、地域・国際社会の諸課題に連携して対応していくことを確認し、その成果として日・フィリピン共同声明が発出された。

マレーシアとの間では、4月（電話）及び5月に首脳会談、5月、9月（電話）、10月及び12月（電話）に外相会談を行った。令和4年はマレーシアの東方政策（日本人の労働倫理、学習・勤労意欲、道徳、経営能力などが日本の発展の原動力であるとの考えの下、留学や研修を通じてこれらを日本から学ぶことで、マレーシアの経済・社会発展を目指した政策）の開始から40周年及び日・マレーシア外交関係開設65周年に当たることから、こうした会談の機会を通じ、時代の要請を踏まえて東方政策の更なる発展を目指し協力していくことで一致した。マレーシアにおける12月の新政権発足後に行われた日マレーシア外相電話会談では、日本ASEAN友好協力50周年に向けて緊密に連携していくこと等を確認した。また、令和5年3月に武井外務副大臣がマレーシアを訪問し、同国の新政権との間でも、安全保障分野を含む二国間協力の強化及び地域・国際情勢への対応について緊密に連携していくことで一致した。

シンガポールとの間では、令和4年度において首脳、外相の相互訪問が実現しており、5月、6月及び9月に首脳会談、5月及び10月には外相会談を実施した。6月には岸田総理大臣がシンガポールを訪問し、日・シンガポール防衛装備品・技術移転協定の交渉開始で一致した。また、10月には林外務大臣がシンガポール及びマレーシアを訪問し、それぞれ二国間関係や、ロシアによるウクライナ侵略等を始めとする地域情勢等について、有意義な議論を行い、協力を確認した。

ブルネイとの間では、8月に外相会談を行い、両大臣が外交当局間におけるハイレベルの協議を実施していくことで一致し、これを受けて令和5年2月には、第1回日・ブルネイ政策協議を開催した。首脳会談は令和元年以降実施されていないものの、11月には、カンボジアにて、岸田総理大臣の就任後、初めて首脳間での懇談が行われた。

東ティモールとの間では、5月の大統領就任式に総理特使として三宅外務大臣政務官を派遣したほか、8月及び9月には外相会談を行った。いずれの機会においても、日本側から、インフラ協力による連結性向上や海上保安能力強化等の分野で協力していきたい旨や、東ティモールのASEAN加盟に対する引き続きの支持を伝達したほか、地域及び国際社会の諸課題についても意見交換を実施した。

また、安倍元総理の逝去に際しては、各国首脳による深甚なる弔意が寄せられたほか、故安倍晋三国葬儀に当たっては、シンガポールの首相、インドネシア及びフィリピンの副大統領、ブルネイ王女等による参列があり、この機会に首脳会談等を実施した。

- 2 各種招へい事業については、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けてオンラインでの開催となっていた青少年交流事業「JENESYS2022」が渡航形態で開催され、560名が訪日した。また、閣僚級招へいについてはプラクティノ・インドネシア国家官房長官を、戦略的実務者招へいについてはラグダメオ・フィリピン大統領特別補佐官をそれぞれ招へいした。講師派遣事業については、マレーシア及びフィリピンに宮家キャノングローバル戦略研究所研究主幹を派遣したほか、ブルネイにも有識者を派遣した。また、多層的ネットワーク事業では、ジョセフ・リャオ・シンガポール南洋工科大学人文社会科学部長を招へいした。

測定指標 6-2 各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化 *

中期目標（一年度）

個別案件での企業支援等によりインフラ輸出を強化し、二国間協議の実施を通じて各国との経済関係を緊密化する。

令和 2 年度目標

- 1 各国でのインフラ輸出支援等を念頭に、日系企業支援を継続する。
- 2 経済関係の二国間協議、各 EPA の枠組みでの小委員会を必要に応じて実施する。
例：日フィリピン経済協力インフラ合同委員会の実施

施策の進捗状況・実績

- 1 10 月の菅総理大臣のインドネシア訪問の際に、ジャカルタ都市高速鉄道網整備、ジャワ北幹線鉄道高速化、パティンバン港の建設及び運営、離島開発等のインフラ協力の進展について合意した。また、8 月の茂木外務大臣のシンガポール及びマレーシア訪問の際には、シンガポールのバラクリシュナン外相と第三国におけるインフラ協力案件の推進、また、マレーシアのヒシャムディン外相と日本企業の一層の事業展開や高付加価値分野における協力を確認したほか、両国それぞれとの間でデジタル分野及びサプライチェーンの強靱化に関する協力の推進について一致した。
- 2 10 月に第 10 回日・フィリピン経済協力インフラ合同委員会会合（オンライン会議）を開催し、マニラ首都圏の鉄道事業やセブ・ダバオ両都市圏におけるインフラ整備案件、兵士の武装解除が実施されているミンダナオ和平プロセスに関する支援など、フィリピン政府が取り組む重要課題の解決に向けた協力について議論を行った。
日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れについては、新型コロナウイルス感染症の影響で候補者の訪日が大きく後れ、12 月にインドネシアから 295 人の候補者が入国するも、フィリピンについては依然として入国の目処が立っていない（令和 3 年 3 月 1 日現在）。他方で、平成 26 年の行政事業レビューの結果を受けて、国家試験の模擬試験の実施、当該試験に出題される専門用語の授業を拡充する等日本語研修の拡充、滞在期間の延長等の各種取組を継続した。

令和 3 年度目標

- 1 各国でのインフラ輸出支援等を念頭に、日系企業支援を継続する。
- 2 経済関係の二国間協議、各 EPA の枠組みでの小委員会を必要に応じて実施する。
例：日フィリピン経済協力インフラ合同委員会の実施

施策の進捗状況・実績

- 1 11 月の日インドネシア首脳電話会談では、パティンバン港、ジャカルタ都市高速鉄道整を含めインフラ開発、人材育成、海上保安等の協力を進めることで一致した。
- 1 及び 2 フィリピンとの間では、7 月及び令和 4 年 2 月に、それぞれ第 11 回及び第 12 回日・フィリピン経済協力インフラ合同委員会会合のテレビ会議を開催し、マニラ首都圏の鉄道整備事業、セブ・マクタン橋梁やダバオ・バイパス等の道路建設事業、スービック湾やニュー・クラーク・シティにおける都市開発協力、兵士の武装解除が実施されているミンダナオ和平プロセスに関する支援、海上保安協力、治水対策等の防災協力、地デジ推進に向けた協力、LNG 受入れ基地整備を含むエネルギー・トランジション協力など、官民を挙げたインフラ整備協力の継続について議論を行った。
- 2 日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れについては、8 月にインドネシアから令和 3 年度の候補者 271 人が入国した。フィリピンについては、令和 2 年度に入国できなかった 310 人の候補者が 5 月に入国し、令和 3 年度の候補者 237 人が 10 月に入国した。平成 26 年の行政事業レビューの結果を受けて、厚生労働省とも協力し、国家試験の模擬試験の実施、当該試験に出題される専門用語の授業を拡充する等日本語研修の拡充、滞在期間の延長等の各種取組を継続した。さらに、インドネシア政府とは、協定見直し交渉の中で、候補者が訪日前日本語研修で習得すべき日本能力の目標値について協議し、また、12 月に日・インドネシア EPA に基づく自然人の移動小委員会、令和 4 年 2 月に日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士

に関する特別小委員会を実施し、訪日前日本後研修及び訪日後日本後研修の研修効果を向上させる方策について協議を行った。

令和4年度目標

各国でのインフラ輸出支援等を念頭に、日系企業支援を継続する。また、経済関係の二国間協議、各 EPA の枠組みでの小委員会を必要に応じて実施する。

例：日フィリピン経済協力インフラ合同委員会（あるいはその後継協議体）の実施。EPA 小委員会の実施。

施策の進捗状況・実績

インドネシアとの間では、4月（於：インドネシア）及び7月（於：東京）の日インドネシア首脳会談において、ジャカルタ都市高速鉄道整備やパティンバン港の整備を含めたインフラ開発、投資、貿易、海上保安等の協力を進めることで一致した。

フィリピンとの間では、11月、マニラにて、第13回日・フィリピン経済協力インフラ合同委員会を開催し、インフラ整備事業や海上保安能力向上等、フィリピン政府が取り組む開発課題に関する協力案件が着実に進展していることを確認した。これらに加えて、令和5年2月の首脳会談では、日本が資金供与するマニラ首都圏地下鉄事業をはじめとする様々な経済協力を含む日・フィリピン共同声明が発出され、令和6年3月までに6,000億円の官民支援を実施することが発表された。

日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れについては、6月にインドネシアから令和4年度の候補者287人が入国し、フィリピンについては、候補者237人が入国した。平成26年の行政事業レビューの結果を受けて、厚生労働省とも協力し、国家試験の模擬試験の実施、当該試験に出題される専門用語の授業を拡充する等日本語研修の拡充、滞在期間の延長等の各種取組を継続した。さらに、11月に日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士に関する特別小委員会を実施し、訪日前日本後研修及び訪日後日本後研修の研修効果を向上させる方策について令和3年度に引き続き協議を行った。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標6-3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力

中期目標（一年度）

平和構築に関する支援や関与、民主主義の普及・定着への貢献、防災分野における協力等を実施することにより、地域及び国際的課題に共に対応する。

令和2年度目標

- 1 東ティモールにおけるインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、暫定自治政府の行政能力の強化、インフラ整備、農業・生計向上等の取組を含め、支援を継続する。
- 3 インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及と定着を我が国としても後押しすべく、関与を継続する。
- 4 南シナ海をめぐる問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、各国への働きかけを継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東ティモールの国づくりの一環として、5件の草の根・人間の安全保障無償資金協力、及び3件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定した。具体的には、給水施設や小学校の建設計画等、住民生活の質の向上に直接関わる社会サービス分野での支援を重点的に行った。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平については、引き続き国際監視団への開発専門家派遣（実施回数15回）等を通じて、パンサモロ暫定自治政府による社会経済開発を支援した。
- 3 12月にインドネシアで開催された第13回バリ民主主義フォーラムには、石井駐インドネシア大使が出席し、「民主主義と COVID-19 パンデミック」をテーマに各国の代表らとディスカッションを行うとともに、地域における民主主義の定着と発展、地域の繁栄に最大限貢献していくことを表明した。

- 4 南シナ海を巡る問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、首脳会談等において関係各国と連携を確認した。また、7月及び令和3年1月に、海上保安庁からインドネシアの海上保安機構に対し、オンラインでの研修を実施、さらに8月には、日・フィリピン防衛装備品・技術移転協定の下で、フィリピン国防省と三菱電機株式会社との間で同社製警戒管制レーダー（4基）を納入する契約が成立するなど、各国の海洋安保能力構築に向けた進展があった。

令和3年度目標

- 1 東ティモールにおけるインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、暫定自治政府の行政能力の強化、インフラ整備、農業・生計向上等の取組を含め、支援を継続する。
- 3 インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及と定着を我が国としても後押しすべく、関与を継続する。
- 4 南シナ海をめぐる問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、各国への働きかけを継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東ティモールの国づくりの一環として、4件の無償資金協力、5件の草の根・人間の安全保障無償資金協力、及び4件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定した。具体的には、国際空港の整備等のインフラ分野における支援や若手行政官等の日本への留学受入れによる人材育成等を通じた国づくり支援のほか、子供への栄養支援等、住民の生活の質向上に資する支援を重点的に行った。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平については、マラウィ市内中央道路整備事業等を通じて、バンサモロ暫定自治政府による社会経済開発を支援するとともに、4月からのバンサモロ暫定自治政府への政策アドバイザー2名の派遣及び令和4年3月からの独立退役・武装解除機関（IDB）への要員の派遣を開始した。
- 3 12月にインドネシアで開催された第14回バリ民主主義フォーラムには、金杉駐インドネシア大使が出席し、「人類のための民主主義：パンデミック禍の経済及び社会正義の増進」をテーマに各国の代表らとともに出席し、民主主義の課題等について意見交換した。
- 4 南シナ海を巡る問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、首脳会談等において関係各国と連携を確認した。上記に加え、フィリピンとの間では、スールー海域への沿岸監視レーダー設置が進められたほか、令和3年度中の本邦における97メートル級巡視船2隻の建造及び進水式に続き、同船操縦要員の訓練が実施されるなど、海上法執行能力構築に向けた進展があった。また、10月に第4回日・フィリピン海洋協議を開催し、東シナ海・南シナ海・スールー海を含む両国周辺海域に関する情勢認識の共有や海洋安全保障に向けた二国間協力・交流等について意見交換した。

令和4年度目標

- 1 東ティモールにおけるインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、令和7年の自治政府設立に向けて、武装解除の促進支援、暫定自治政府の行政能力の強化、インフラ整備、農業・生計向上等の取組を含め、支援を継続する。
- 3 インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及と定着を我が国としても後押しすべく、関与を継続する。
- 4 南シナ海をめぐる問題に関しては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、各国への働きかけを継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東ティモールの国づくりの一環として、4件の無償資金協力、4件の草の根・人間の安全保障無償資金協力、及び5件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定した。具体的には、洪水対策支援等のインフラ分野における支援や若手行政官等の日本への留学生受入れによる人材育成等を通じた国づくり支援を重点的に行った。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平については、令和3年度から継続派遣されている独立退役・武装解

除機関 (IDB) への要員を通じて、9 月にバンサモロ地方における私有の小型武器及び軽兵器の管理・削減を支援する案件を発表し、その後実施が開始された。これを含め、令和 4 年度も引き続き武装解除・社会経済開発・ガバナンス能力向上に関する支援を実施した。

3 12 月にインドネシアで開催された第 15 回バリ民主主義フォーラムには、金杉駐インドネシア大使が出席し、「変化する世界の中の民主主義：指導力と連帯」をテーマに各国の代表らとともに出席し、民主主義の課題等について意見交換した。

4 南シナ海をめぐる問題に関しては、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けて、各首脳会談等において関係各国との連携を確認した。また、令和 4 年 7 月に南シナ海に関する比中仲裁判断発出から 6 年を迎えることを受け、外務大臣談話を発出し、当事国がこの判断に従うことにより、南シナ海における紛争の平和的解決につながることを強く期待することや、法の支配の重要性につき発信を行った。さらに、4 月には、日本の資金協力で建造された巡視船の母港となるフィリピン沿岸警備隊スービック湾地域拠点の整備計画を開始したほか、5 月から 6 月にかけて、日本の資金協力で建造されたフィリピン最大級 (97 メートル級) の巡視船 2 隻が現地で就役するなど、海上法執行能力の向上に関して大きな進展があった。また、令和 5 年 3 月に第 5 回日・フィリピン海洋協議を開催し、東シナ海、南シナ海、スールー海、セレベス海を含む両国周辺海域に関する情勢認識の共有や海洋安全保障に向けた二国間協力・交流等について意見交換を実施した。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況： b

測定指標 6－4 要人の往来数 (日本側は総理大臣及び外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣)

	中期目標値	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 2・3・4 年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との協力関係強化等の観点から適切な水準	2	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、新型コロナウイルスの感染状況、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との協力関係強化等の観点から適切な水準	2	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、新型コロナウイルスの感染状況、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との協力関係強化等の観点から適切な水準	21	

測定指標 6－5 日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進

日本語研修終了時における日本語能力試験 N 3 (日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル) 相当程度の達成率	中期目標値	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 2・3・4 年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	90%	新型コロナウイルスの影響で日本語研修が延期され、令和 3 年 6 月終了予定となったため、数値なし。	90%	27.7%*1 (新型コロナウイルスの影響で授業形式や教材等に大幅な変更があり、各家庭のインターネット接続状況も異なったため、従来とは異なる環境	90%	38.1%*1 (新型コロナウイルスの影響により訪日前研修がオンライン形式を継続。訪日後研修において専門日本語の時間を総合日本語に振り向ける工夫を行うなど基礎日本語能力	

					下での研修であつた点を考慮する必要がある。)		の向上に努め令和3年度よりもN3レベルの向上がはかれた。	

*1:AOTS(研修事業落札業報告書)より

評価結果(個別分野6)
施策の分析 【測定指標6-1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 *】 令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中で、要人往来の件数自体は全省的に縮小したが、そのような状況においても、令和2年度には、10月に菅総理大臣による就任後初の外国訪問としてのインドネシア訪問、8月の茂木外務大臣によるシンガポール及びマレーシア訪問、令和3年3月の東京における日・インドネシア外務・防衛閣僚会合(「2+2」)の開催等が実現したほか、各国首脳、外相との間で電話会談が複数実施された。令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響により要人往来には更に制約が生じたが、同年にASEAN議長国を務めたブルネイとの間でミャンマー情勢を中心に連携を緊密に図るべく計7回の日ブルネイ外相会談(うち6回は外相電話会談)を行ったほか、各国首脳、外相との間で電話会談が複数実施されるなど、コロナ禍においても積極的なハイレベルの意思疎通が図られた。いずれの機会においても、各国との間で、インフラ整備を始めとする経済分野や安全保障協力を含む二国間関係の強化や、地域及び国際社会の諸課題に関する連携を確認した。令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の一定の落ち着きを受けた水際措置の緩和により、首脳や外相レベルの往来を含む要人往来が再活性化し、各国との間で、二国間関係の強化や、ロシアによるウクライナ侵略を始めとする地域及び国際社会の諸課題に関する連携を確認すべく、首脳や外相の往来を含め、関係国との関係強化に向けた取組が活発に展開された。(令和2・3・4年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化(達成手段①))。 主要点は以下のとおり。 (1) 令和2年度は、特に、10月に菅総理大臣による就任後初の外国訪問としてのインドネシア訪問が実現し、インドネシアの災害対応能力を高めるための500億円の財政支援円借款を新たに供与する方針を発表したほか、インフラ協力、サプライチェーンの強靱化に向けた協力や、防衛協力の推進について一致した。さらに、インドネシアとの間では、令和3年3月にルトノ外相とプラボヴォ国防相が訪日し、第2回日・インドネシア外務・防衛閣僚会合(2+2)が開催され、日・インドネシア防衛装備品・技術移転協定が署名され、安全保障・防衛分野における協力の進展が見られた。(令和2年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化(達成手段①))。 (2) 令和3年度は、特に、同年にASEAN議長国を務めたブルネイとの間で、計7回の日ブルネイ外相会談を行い、主にミャンマー情勢を中心に緊密に意見交換を実施し、協力を確認した。また、令和4年がマレーシアの東方政策の開始から40周年及び日・マレーシア外交関係開設65周年に当たることから、両国の協力関係の更なる進展を目指すべく、令和4年3月に安倍元総理大臣が岸田総理大臣の特使としてマレーシアを訪問し、イスマイル・サブリ首相と会談を行い二国間関係や地域及び国際社会の諸課題について議論を行ったほか、マレーシア国際イスラム大学において東方政策40周年記念講演を実施した。これを通じ、東方政策及び日・マレーシア関係に対する内外の関心を喚起することができた。(令和3年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化(達成手段①))。 (3) 令和4年度は、岸田総理大臣がインドネシア(2回)、シンガポールを、林外務大臣がフィリピン、インドネシア、シンガポール、マレーシアを訪問したほか、7月にジョコ・インドネシア大統領の訪日及び令和5年2月にマルコス・フィリピン大統領の二国間訪問が実現し、さらに5月の日本経済新聞社主催「アジアの未来」や9月の安倍元総理国葬儀に際しインドネシア、シンガポール、マレーシア、フィリピン、ブルネイ、東ティモールのいずれの所管国からも首脳級、外相級を含むハイレベルの要人の往来があつた。こうした累次の機会を捉え、各国との間で首脳・外相会談を実施し、二国間関係の強化や地域及び国際社会の諸課題について連携を確認することができたことは、各国との信頼関係を強化する上でも効果的であつた。特に、令和4年は、6月のフィリピンにおけるマルコス大統領の就任を念頭に置きつつ、前政権下の4月に同国との間で初となる外務防衛閣僚会合(「2+2」)を開催し、自衛隊とフィリピン国軍の間の訓練等の強化・円滑化のため、相互訪問や物品・役務の相互提供を円滑にするための枠組みの検討を開始することで一致するなど、安全保障・防衛分野での協力の進展が見られたほか、6月のマルコス大統領就任式には林外務大臣が出席し、同大統領を表敬して二国間関係等につき意見交換を行う等、フィリピンとの関係を重視する日本の立場を内外に発信することができた。さらに、首脳間では、岸田総理大臣はマルコス大統領の就任直前

に電話会談を実施したことを皮切りに、9月に国連総会の機会において会談を行ったほか、令和5年2月のマルコス大統領の訪日に際する首脳会談では、経済、安全保障・防衛、人的交流等を始めとする二国間関係の強化や、地域・国際社会の諸課題に連携して対応していくことを確認し、その成果として日・フィリピン共同声明を発出した。(令和4年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化(達成手段①))

このほか、人的・文化交流については、JENESYSにつき、令和2年度及び令和3年度については新型コロナウイルスの世界的拡大の影響によりオンラインでの実施となったが、令和2年度については約2500人、令和3年度については約1400人の青少年等との交流を実施したほか、令和4年度には対面形式で招へいを実現し、560人の招へいを通じて各国との民間レベルでの信頼関係構築に寄与することができた。さらに、マレーシアの東方政策40周年の節目を捉え良好な日・マレーシア関係の促進に努め、政府要人の往来のほか、1年間で日本及びマレーシアにおいて合計181件の記念事業を実施した。(令和2・3・4年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化(達成手段①))。

【測定指標6-2 各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化 *】

令和2年度から令和4年度においては、インドネシアのジャカルタ都市高速鉄道やパティンバン港の整備等の事業について、首脳級を含む累次の要人往来の機会にインドネシア側に働きかけを実施し、日系企業への側面支援を通じて二国間の経済関係を促進した。このうち、特に、令和3年12月に、パティンバン港の自動車ターミナルの本格運営開始が実現したことは、経済インフラ整備を通じたビジネス環境改善に係る協力強化の具体化として顕著な成果であった。(令和2・3・4年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化(達成手段①))

二国間経済関係の文脈では、特にフィリピンについて、平成29年1月のフィリピン訪問時に際する安倍総理大臣による「ODA及び民間投資を含め、今後5年間で1兆円規模の支援を行う」との表明につき、令和3年7月のマニラ地下鉄整備にかかる借款供与の交換公文をもって、我が国による官民併せて1兆円規模の支援約束が5年の期間内に実現されたことは大きな進展であった。さらに、令和5年2月の日・フィリピン首脳会談において、岸田総理大臣から、マルコス政権の「ビルド・ベター・モア」政策を含むフィリピンの経済開発計画を支えるため、官民を挙げて令和6年3月までに6,000億円の支援を実施する旨伝達し、両首脳は、経済協力インフラ合同委員会を通じて、鉄道・道路橋梁等インフラ整備を始めとするODA案件の実施と官民連携(PPP)を模索していくことで一致したことも大きな進展である。(令和2・3・4年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化(達成手段①))

また、日・インドネシアEPA及び日・フィリピンEPAに基づく看護師・介護福祉士候補者受入れについては、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を受けて、前期日本語研修終了候補者の訪日の遅れを余儀なくされた年度もあったが、令和2年度に615名、令和3年度に508名、令和4年度に520名を受け入れることができた。また、日本の国家試験合格率向上のため、平成26年の行政事業レビューの結果を受けて模擬試験の実施、当該試験に出題される専門用語の授業を拡充する等日本語研修の拡充、試験時間の延長、滞在期間の延長等の各種取組を令和2年度、令和3年度及び令和4年度も引き続き継続した。また、令和3年度には日・インドネシアEPAに基づく自然人の移動小委員会及び日・フィリピンEPAに基づく看護師・介護福祉士に関する特別小委員会を、令和4年度には日・フィリピンEPAに基づく看護師・介護福祉士に関する特別小委員会を実施し、訪日前日本語研修及び訪日後日本語研修の研修効果を向上させる方策につき議論を行った。特に、看護師及び介護福祉士国家資格合格には日本語能力の向上が不可欠であるところ、令和3年度の日・インドネシアEPAに基づく自然人の移動小委員会及び令和4年度のフィリピンとの看護師・介護福祉士に関する特別小委員会においては、訪日前日本語研修及び訪日後日本語研修の研修効果を向上させる方策について協議を行い、訪日後日本語研修参加要件の足切りレベルについて、従来のN5(基本的な日本語をある程度理解することができるレベル)相当からN4(基本的な日本語を理解することができるレベル)相当程度にレベルアップすることにつき協議を行った結果、インドネシアとの間ではこうした変更について合意がなされ、令和4年度入国者年度候補から足切りレベルを上げた。また、フィリピンとの間でも、令和4年度の小委員会にて合格率向上を目指すための協議の場として、両国の各専門家からなる技術的ワーキンググループの設立に合意したほか、訪日後研修参加要件の足切りレベルを引き上げることにについても継続的な議論を行い基本的な合意に至っている。これらの改善策は、看護・介護分野での両国の経済関係を更に前進させる上で着実な進展となった。(令和2・3・4年度：日・インドネシア経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する訪日後日本語研修事業(達成手段②))

【測定指標6-3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力】

令和2年度から令和4年度における、東ティモールの国づくり支援、フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援等を通じて、各国及び地域の安定的発展に相当程度寄与することができた。東ティモール

では、インフラ整備や人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、国際空港の整備や洪水対策支援等のインフラ分野や小学校の建設計画を含め、令和2年度には5件の草の根・人間の安全保障無償資金協力、及び3件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を、令和3年度には4件の無償資金協力、5件の草の根・人間の安全保障無償資金協力、及び4件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を、令和4年度には4件の無償資金協力、4件の草の根・人間の安全保障無償資金協力、及び5件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定し、東ティモールの国づくりに貢献した。

フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、令和3年4月からのバンサモロ暫定自治政府への政策アドバイザー2名の派遣及び令和4年3月からの独立退役・武装解除機関（IDB）への要員の派遣を開始したほか、令和4年9月には、マルコス大統領によるバンサモロ地方初訪問直後に、同地方における私有の小型武器及び軽兵器の管理・削減を支援する案件を発表、開始された。これらを含め、令和2年度から4年度にかけても引き続き武装解除・社会経済開発・ガバナンス能力向上に関する支援を実施した。

バリ民主主義フォーラムについては、インドネシアは民主主義や法の支配等の普遍的価値を共有する戦略的パートナーであり、また、ASEANの盟主的な地域大国である。また、ASEAN唯一のG20メンバーであり令和4年のG20議長国としてリーダーシップを発揮し、国際的な役割と存在感を高めている。このようにインドネシアがこの地域において民主主義を掲げてバリ民主主義フォーラムの開催を継続していることは我が国の国益にも寄与すると考えられることから、令和2、3、4年と毎年同フォーラムに駐インドネシア大使が出席して意見交換を実施したことで、我が国として前向きなプレゼンスを示すことができた。

南シナ海をめぐる海洋秩序については、巡視船の運用開始や巡視船母港となる拠点の整備案件など、戦略的な重要性が高く、これまでの協力に積み上げる新規案件を矢継ぎ早に発表しながら、令和3年7月及び令和4年7月には、南シナ海に関する比中仲裁判断発出から5年及び6年の機会をそれぞれ捉えて外務大臣談話を発出し、フィリピンの国際的な立場を擁護するメッセージを発信することで、フィリピンとの関係強化を具体的に進めることができた。また、令和5年2月の日・フィリピン首脳会談では、岸田総理大臣から安全保障関連文書について説明し、マルコス大統領から、自由で開かれたルールに基づく国際秩序への日本のコミットメントを歓迎する旨の発言を得た。（令和2・3・4年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化（達成手段①））

【測定指標6－4 要人の往来数（日本側は総理大臣及び外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣）】

令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルスの世界的拡大及びそれに伴う我が国を含む各国の水際対策の強化により、令和元年度までの実績値より大幅に減少し、それぞれ2件の往来実績となったが、そうした状況の中でも、菅総理大臣のインドネシア訪問や、日・インドネシア「2＋2」の実施等、必要な要人往来は適時に実施された。また、首脳電話会談や外相電話会談の機会を活用し、東南アジア島嶼国との友好関係の強化に努めた。令和4年度の要人往来については、こうした影響から回復し、4月の東京における第1回日・フィリピン「2＋2」及び岸田総理大臣のインドネシア訪問、5月の日経「アジアの未来」（マレーシア及びシンガポールの首相及び外務大臣訪日）及び三宅外務大臣政務官（総理特使）の東ティモール訪問、6月の林外務大臣のフィリピン訪問、岸田総理大臣のシンガポール訪問（シャングリラ・ダイアログ出席）、7月のインドネシア大統領訪日、10月の林外務大臣のシンガポール及びマレーシア訪問、令和5年2月のフィリピン大統領訪日、同年3月のインドネシア外務大臣訪日及び武井外務副大臣のシンガポール・マレーシア訪問等、各国との間で非常に活発な要人往来が行われた。測定指標6－1のとおり、いずれの要人往来においても、各国との間で、経済や安全保障分野における二国間協力の強化や、国際秩序の根幹を揺るがすロシアによるウクライナ侵略についての日本の考え方の伝達を含め、地域及び国際社会の諸課題についての連携を確認することができたことは、東南アジア島嶼国との関係強化を図る上で有意義であった。さらに、例えばフィリピンとの間では初となる「2＋2」を実施し、また、同国新政権との間でも関係を構築し、その成果として令和5年2月のマルコス大統領の訪日及び共同声明の発出に至ったほか、シンガポールとの間では防衛装備品・技術移転協定の交渉を開始し、令和4年にG20議長国であったインドネシアとの間では年3回に亘り首脳会談を実施し連携を確認しこれを内外に示すなど、具体的かつ顕著な成果が上げられた。さらに、令和4年9月に行われた故安倍晋三国葬儀には、シンガポールの首相、インドネシア及びフィリピンの副大統領、ブルネイ王女等が参列し、この機会を捉えて二国間会談を実施できたことは、東南アジア島嶼国との友好関係の強化の観点から有益であった。（令和2・3・4年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化（達成手段①））

【測定指標6－5 日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推

進】

新型コロナウイルスの世界的拡大の影響を受け、現地での日本語研修を急遽オンライン化することを余儀なくされる等の混乱もあり、日本語能力の向上を示す本指標（研修終了時のN3相当レベル達成率）の達成率は、令和3年度で27.7%、令和4年度で38.1%と厳しい数字となった。他方、こうした状況の中においても、訪日後研修施設との緊密な協議により、同研修における総合日本語の時間数を増加させることにより日本語能力の向上をはかり、令和4年度の達成率は令和3年度と比較すると10%以上の改善が見られた。また、特に、看護師及び介護福祉士国家資格合格には日本語能力の向上が不可欠であるところ、令和3年度の日・インドネシア EPA に基づく自然人の移動小委員会及び令和4年度のフィリピンとの看護師・介護福祉士に関する特別小委員会においては、訪日前日本語研修及び訪日後日本語研修の研修効果を向上させる方策について協議を行い、訪日前足切りレベルについて、現状のN5（基本的な日本語をある程度理解することができるレベル）相当からN4（基本的な日本語を理解することができるレベル）にレベルアップすることに関し協議を行った結果、インドネシアとの間ではかかる変更について合意がなされ、令和4年度入国者年度候補から足切りレベルを上げた。また、フィリピンとの間でも、令和4年度の小委員会にて合格率向上を目指すための協議の場として、両国の各専門家からなる技術的ワーキンググループの設立に合意したほか、訪日後研修参加要件の足切りレベルを引き上げることについても継続的な議論を行い基本的合意に至っている。これらの改善施策は、看護・介護分野での両国の経済関係を更に前進させる上で着実な進展となった（令和2・3・4年度：日・インドネシア経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する訪日後日本語研修事業（達成手段②））。

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

地政学上重要なシーレーンに位置する東南アジア島嶼部各国（インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシア）との間で、政治・経済・安全保障面など多岐にわたって緊密な外交関係を築くことは、自由で開かれたインド太平洋の実現、また地域の安定と繁栄に不可欠である。フィリピン、ブルネイ及びマレーシアは南シナ海における領有権や特定海域に対する管轄権を主張する国々（クレイマント）でもあり、これら及び近隣諸国と南シナ海問題の平和的解決に向けた協力を強化することは、地域の平和と安定に直結する。また、歴史上我が国と緊密な関係を有するこれらの国との関係を一層強化することは我が国の国際社会におけるプレゼンスの維持・強化の観点から重要である。

また、経済面で成長の著しい東南アジア島嶼部各国は、世界各国から重要な市場と認識されており、貿易・投資面においても我が国にとっての重要性が増しているところ、特にインフラ整備などにおいて、我が国として官民が積極的に関与し、成長を取り込んでいく必要がある。さらに、インドネシア、ブルネイ及びマレーシアは重要なエネルギー資源供給国でもある上、当該地域はマラッカ海峡を始め我が国にとって重要なシーレーンを有している。ロシアによるウクライナ侵略等により、国際情勢が不安定化する中、同地域はエネルギー安全保障上もより一層重要度を増している。こうした各国との経済分野での関係強化は、我が国企業及び国民にも経済的に裨益する。

以上を踏まえ、現在のインドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開するという施策目標は妥当であり、各国の特性に注意を払いつつ今後も同目標の達成に取り組んでいく。

【測定指標】

6-1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 *

「首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化、各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流を実現」との令和2年度、令和3年度及び令和4年度目標は、二国間の交流や協力を幅広くカバーするものであり、適切であったと考える。東南アジア島嶼部各国との信頼関係・協力関係の向上に向け、今後とも要人訪問を効果的に実施していくとともに、政府間、有識者、企業関係者や青少年の交流の活性化に取り組むことが重要であるため、令和5年度目標も引き続き、これらを包含した目標を設定する。

6-2 各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化 *

各国でのインフラ輸出支援等を念頭に置いた日系企業支援、経済関係の二国間協議、各EPAの枠組みでの小委員会の実施等を内容とする令和2年度、令和3年度及び令和4年度目標については、近年はEPA に基づく協力以外にも多様な協議が実施されていることから、EPA の枠組みに限定せず、経済関

係協議を広く含めるよう設定した内容として方向性は適切であったと考える。今後も、大きな方向性については維持されるべきと考えるが、インフラ輸出支援については、日系企業支援の視点を超えて、地域の安定や繁栄に繋がる経済的な政策といった視点も含め、必要に応じて目標の修正を含めて検討を行うこととする。

6-3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力

東ティモールのインフラ整備、フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援、インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムへの関与及び南シナ海をめぐる問題に関する働きかけ等を内容とする令和2年度、令和3年度及び令和4年度目標は、各国及び地域の安定的な発展に資するものであり、適切なものであったと考える。東ティモールのインフラ整備及びフィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、今後とも、中期目標の達成に向け、引き続き取り組みを維持・強化していく必要があると考えられる。他方、インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムへの関与については、同フォーラムへの関与という視点のみでは、国際的な存在感を高めているインドネシアとの地域・国際的課題に対する協力関係を強化していく観点からは不十分であり、今後の目標はこれに限定せず、インドネシアが地域大国として国際的な存在感を高めていることを踏まえ、地域の平和と繁栄にも貢献すべく、普遍的価値の促進のみならず、幅広い分野での協力を念頭に置いた目標を設定する必要があると考えられる。南シナ海をめぐる問題に関する働きかけについては、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現の観点からも、今後も適切な目標になると考えられる。

6-4 要人の往来数(日本側は総理大臣及び外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣)

要人往来は、各国との関係強化における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため、今後とも取り組んでいく必要がある。

6-5 日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進

日・インドネシア EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについて、「日本語能力試験N3（日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）程度の達成率が研修人数の90%」という令和2年度、令和3年度及び令和4年度目標は、できる限り多くの者が施設での受入開始時に必要となる語学能力を備え、制度の目標である国家試験の合格に備えたとの観点から適切な目標であったと考える。今後とも制度改善を進めつつ、効率的な日本語研修の実施に努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ
- アジア
 - (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html>)
- インドネシア共和国
 - (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/index.html>)
- シンガポール共和国
 - (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/index.html>)
- 東ティモール民主共和国
 - (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/easttimor/index.html>)
- フィリピン共和国
 - (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/index.html>)
- ブルネイ・ダルサラーム国
 - (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brunei/index.html>)
- マレーシア
 - (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/malaysia/index.html>)
- 第1回日・フィリピン外務・防衛閣僚会合（2+2」（令和4年4月9日）
 - (https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009337.html)
- 岸田内閣総理大臣の東南アジア及び欧州（令和4年4月29日～5月6日）（令和4年5月5日）
 - (https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/page6_000692.html)
- 三宅総理特使の東ティモール訪問（結果）（令和4年5月20日）
 - (https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/tp/page1_001179.html)
- 林外務大臣のフィリピン訪問（令和4年6月29日～7月1日）（令和4年6月30日）
 - (https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/ph/page1_001207.html)

岸田内閣総理大臣のシンガポール訪問（令和4年6月10日～11日）（令和4年6月11日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page3_003338.html）
日・インドネシア首脳会談及びワーキング・ランチ（令和4年7月27日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/id/page1_001243.html）
林外務大臣のシンガポール及びマレーシア訪問（令和4年10月7日～10日）（令和4年10月9日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/page1_001348.html）
日・フィリピン首脳会談（令和5年2月9日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/ph/page1_001505.html）
武井副大臣のシンガポール共和国及びマレーシア訪問（結果）（令和5年3月16日）
（https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/page6_000824.html）
・厚生労働省ホームページ
インドネシア人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて
（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000025091.html>）
フィリピン人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて
（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000025247.html>）

個別分野 7 南西アジア諸国との友好関係の強化

施策の概要

- 1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化
- 2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進
- 3 南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・日印ビジョンステートメント（平成 30 年 10 月 29 日）
- ・日印ヴィジョン 2025 特別戦略的グローバル・パートナーシップ インド太平洋地域と世界の平和と繁栄のための協働（平成 27 年 12 月 12 日）
- ・第 204 回国会施政方針演説（令和 3 年 1 月 18 日）
六 外交・安全保障（日米同盟と「自由で開かれたインド太平洋」）
- ・第 204 回国会外交演説（令和 3 年 1 月 18 日）
- ・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・日印首脳共同声明（令和 4 年 3 月 19 日）

測定指標 7-1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化 *

中期目標（一年度）

各種会談・協議等を通じてインドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。

令和 2 年度目標

- 1 特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にある日印関係を更に拡大・深化させるべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。
- 2 日印外相間戦略対話、個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議、日印を含めた多国間協議などを通じて、安全保障、防災、健康医療、文化交流等幅広い分野において日印間の協力関係に加え、両国を含む多国間の協力関係を強化させる。
- 3 インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論するなど、これまで進めてきた経済案件を一層進展させる。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い一時停滞している経済関係についても、これまで進めてきた地域連結性の強化を進め、インド進出日本企業に対する支援なども進めることにより、進出日本企業数を増加させるなどの関係強化に努める。
- 4 日印両国におけるビザの手続きの簡素化、自治体・大学等間における交流の促進、留学生交流数の増加（在日インド人留学生数 1,945 人（令和元年 6 月末現在））など、文化・人的交流分野での協力強化を一層進め、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い一時停滞している日印間の人的交流を従前以上に活性化させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルスの影響がある中、4 月、9 月（10 日及び 25 日）及び令和 3 年 3 月に首脳電話会談を行い、各会談を通じて、日印間の「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」を更なる高みに引き上げるため引き続き連携していくこと、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のために協力していくことについて意見交換を実施した。また、10 月、菅総理大臣は、訪日したジャイシャンカル印外相、ペイン豪州外相及びポンペオ米国务長官による表敬を受け、地域の平和と安定のために一層連携していくことを確認した。
- 2 5 月に外相電話会談を実施したほか、10 月には、第 2 回日米豪印外相会合出席のため訪日中のジャイシャンカル外相との間で第 13 回日印外相間戦略対話を開催し、新型コロナ対策を含むインドの保健・医療体制の強化に資する日本からの支援や、インドが進めている「インド太平洋海洋イニシアティブ」を含む「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための協力について意見交換を行った。その他、事務レベルでは、11 月に第 10 回日印科学技術協力合同委員会、令和 3 年 2 月に日印軍縮・不拡散協議をそれぞれオンライン会議方式で実施した。安全保障分野では、9 月に日・インド物品役務相互提供協定（ACSA）への署名を行った。また日米豪印の枠組みについては、10 月の第 2 回外相会合、令和 3 年 2 月の外相電話会談のほか、局長級協議を 9 月及び 12 月にオンライン会議方式で開催した。加えて、11 月にはこれら 4 か国による共同訓練「マラバール 2020」が実施され、連携・結

束が示された。

- 3 9月にインド高速鉄道に関する第11回合同委員会（オンライン会議）を開催し、プロジェクトの進捗を確認した上で、今後の入札プロセスを始め、同プロジェクトを着実に進めていくことを確認した。令和3年3月末には、北東州道路網連結性改善計画（フェーズ5）に対する円借款供与に係る交換公文の署名を行い、地域連結性強化にも継続的に取り組んだ。令和3年1月には、日・インド包括的経済連携協定に基づき設置された第6回合同委員会（オンライン会議）を開催し、インドに進出している日系企業の懸案事項などを踏まえ、同協定の運用・実施等について協議し、日印経済関係の強化に努めた。なお、インドにおける日系企業数は、新型コロナウイルスの影響もあり、前年比1社の増加となった（令和2年10月時点で1,455社）。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響により、ビザ手続きの簡素化について進展はなかった。また、国際的な人の往来が制限されたことで文化・人的交流分野での協力はオンラインを中心に実施となった（令和3年2月、JENESYS2020のオンラインイベントを開催）。訪日者数については前年比85%減（暦年）、在日インド人留学生数については1,694人（前年度：1,945人）に減少した（令和2年6月末現在、出典：法務省在留外国人統計）。他方、ポスト・コロナを見据えた将来のインドからの特定技能外国人の適正な受入れを目指していくための基本的な枠組みを定めるべく、令和3年1月、特定技能制度に関する協力覚書に署名が行われた。

令和3年度目標

- 1 特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にある日印関係を更に拡大・深化させるべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。
- 2 日印外相間戦略対話、個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議、日印を含めた多国間協議などを通じて、安全保障、防災、健康医療、文化交流、科学技術等幅広い分野において日印間の協力関係に加え、両国を含む多国間の協力関係を強化させる。
- 3 インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論するなど、これまで進めてきた経済案件を一層進展させるとともに、デジタル、ヘルスケアなどの新たな分野での協力案件も推進する。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い停滞した経済関係についても、これまで進めてきた地域連結性の強化を進め、インド進出日本企業に対する支援なども継続することにより、進出日本企業数を増加させるなどの関係強化に努める。
- 4 新型コロナ感染症の状況による往来の再開の状況に応じ、自治体・大学等間における交流の促進、留学生交流数の増加（在日インド人留学生数1,694人（令和2年6月末現在））、観光促進など、文化・人的交流分野での協力強化を一層進め、感染拡大に伴い一時停滞している日印間の人的交流を再活性化させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 引き続き新型コロナウイルスによる様々な制約がある中、4月、10月に首脳電話会談、そして9月、令和4年3月に対面での首脳会談を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて緊密に連携していくことを確認した。令和4年3月、岸田総理大臣就任後初の二国間訪問として実現したインド訪問では、首脳会談において国交樹立70周年を迎える二国間の協力、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日米豪印の連携、ウクライナ情勢を含む地域情勢やグローバルな課題等について幅広く議論した。会談後に両首脳は、安保・防衛協力、地域・国際情勢、経済、デジタル、人的交流等の内容を含む日印首脳共同声明に署名した。さらに両首脳は、サイバーセキュリティ分野における協力覚書等6件の文書に係る署名・交換に立ち会った。
- 2 5月に茂木外務大臣とジャイシャンカル外相との間で日印外相会談をオンラインで実施し、林外務大臣就任後は、11月、令和4年1月に外相電話会談、2月に対面での外相会談を実施した。林大臣就任後初の対面での日印外相会談では、日印外務・防衛閣僚会合の実施を通じて安全保障面での協力を進めていくことを確認するとともに、サイバー、宇宙、海洋、軍縮・不拡散、安保理等の分野で重層的に対話や協議を重ね、協力を深めていくことで一致した。デジタル、気候変動対策、ヘルスケア等といった経済面での協力や、Beyond 5Gや海底ケーブル、サプライチェーン強靱化等、経済安全保障における協力も進めていくとともに、インド北東部での協力や日印の旗艦プロジェクトである高速鉄道事業を着実に進展させていくことを改めて確認した。また、令和4（2022）年日印国交樹立70周年の様々な機会も活用しつつ、インドの優秀なIT人材や特定技能人材の活用を含め、人的・文化交流も進めていくことで一致した。加えて事務レベルでは、9月の第6回日・インド海洋に関する対話、11月の第2回日印宇宙対話が開催される等、重層的に協議が行われた。また、日米豪印の枠組みについては、令和4年2月の第4回外相会合のほか、局長級協議を8月にオンライン会議方式で開催した。

- 3 9月にインド高速鉄道に関する第13回合同委員会がオンラインで開催され、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道事業の電気システム分野の業務を専門的知見から支援する「日本高速鉄道電気エンジニアリング株式会社」の設立を歓迎するとともに、同事業の進捗を確認し、引き続きこれを着実に進めていくことを確認した。ヘルスケア分野では、インドにおける新型コロナウイルス感染の急拡大に対する緊急援助として、人工呼吸器1,800台、酸素濃縮器2,800台が供与された。また、デジタル分野では総務省と印デジタル通信委員会の間で行われた5Gワークショップ等が実施された。4月以降のデルタ株の感染拡大に際しては、日本商工会が立ち上げたPCR検査事業を大使館が支援する等、進出日本企業を含め、在留邦人への支援を実施した。
- 4 引き続き、新型コロナウイルスの影響を受け、人的交流は限定的であったが、オンラインでの交流等可能なリソースを活用し人的交流の活性化を図った（令和4年2月～3月、JENESYSのオンラインプログラムを開催し、計140人の参加者に対して日本文化等を紹介する講義を実施した。）。また、7月にヴァラナシ国際協力コンベンションセンターの立ち上げ式が実施されたほか、同月には第1回日印フォーラム、令和4年2月には日印国交樹立70周年記念セミナーが開催された。訪日者数については前年比67%減（暦年）、在日インド人留学生数については1,302人（前年度：1,694人）に減少した（令和3年6月末現在、出典：法務省在留外国人統計）。他方、特定技能の分野では、令和4年1月からインド国内で日本語試験及び技能試験が開始された。

令和4年度目標

- 1 特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にある日印関係を更に拡大・深化させるべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。
- 2 日印外相間戦略対話、安全保障、防災、健康医療、文化交流、科学技術等幅広い分野における日印間の各種事務レベルでの協議、日印を含めた多国間協議などを通じて、二国間の協力関係に加え、日米豪印を始めとする両国を含む多国間の協力関係を強化させる。
- 3 インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論するなど、これまで進めてきた経済案件を一層進展させるとともに、デジタル、グリーン、ヘルスケア、5G、経済安全保障などの新たな分野での協力案件も推進する。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い停滞した経済関係についても、これまで進めてきた地域連結性の強化を進め、インド進出日本企業に対する支援なども継続することにより、進出日本企業数を増加させるなどの関係強化に努める。
- 4 新型コロナ感染症の状況による往来の再開の状況に応じ、自治体・大学等間における交流の促進、留学生交流数の増加、観光促進、インドのIT人材や特定技能制度に基づく人材交流など、文化・人的交流分野での協力強化を一層進め、感染拡大に伴い一時停滞している日印間の人的交流を再活性化させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 5月、日米豪印首脳会合出席のために訪日したモディ首相との間で日印首脳会談を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を一層推進していくことが重要との認識で一致し、安保・防衛、経済、エネルギー等の分野における協力の促進を確認した。また、令和4年3月の首脳会談の成果を基礎に、引き続き、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」を発展させていくことを確認した。9月には、安倍元総理国葬儀出席のために訪日したモディ首相との間で、日印首脳会談を実施した。令和5年3月には、岸田総理大臣が訪印した。岸田総理大臣から、G7広島サミットでは、法の支配に基づく国際秩序の堅持と、グローバル・サウスと呼ばれる国々を含むG7を超えた国際社会のパートナーとの関係の強化という2つの視点から国際社会が直面する諸課題について取り上げたいという考えを説明した。両首脳は、開発金融、食料安全保障、気候・エネルギー等の課題について幅広く意見交換を行い、G7及びG20両方のサミットに向けて、様々な国際社会の諸課題について議論を重ね、連携していくことを確認した。両首脳は二国間関係についても議論し、関係強化を確認した。
- 2 9月、東京において第2回日印外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を開催した。4大臣は、日印間の安保・防衛分野における協力の飛躍的拡大を確認した上で、今後も二国間・多国間の共同訓練を重層的に実施していくこと等で一致した。4大臣は、防衛装備・技術協力の分野における具体的な協力の実現に向けて議論を続けていくことで一致し、会合開催後、共同声明を発出した。また、同日に第14回日印外相間戦略対話を実施し、今後5年間における対印官民投融资5兆円の目標に向けて双方が努力していくこと、また、日印の旗艦プロジェクトである高速鉄道事業や、インド北東部を含む連結性強化のプロジェクトを引き続き推進していくこと等を確認した。また、12月、山田外務審議官が訪印し、日・インド外務次官級政務協議を実施した。同協議では、令和4年3月の日印

首脳会談や9月の第2回日印「2+2」等の成果をレビューするとともに、次の日印首脳間年次相互訪問を見据え、二国間関係強化につき幅広く議論した。また、東シナ海・南シナ海、北朝鮮、南アジア等の地域情勢や、令和5年日印がそれぞれG7、G20の議長国を務めることも踏まえ、国際社会での協力についても意見交換を行った。また、日米豪印での協力も着実に実施し、5月には東京で日米豪印首脳会合、9月にはニューヨークで日米豪印外相会合を実施した。

- 3 6月、インド高速鉄道に関する第14回合同委員会をオンラインで開催した。令和5年1月、インドのデリーにおいて、インド高速鉄道に関する第15回合同委員会を開催し、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道事業の進捗を確認するとともに、今後も同事業を着実に進めていくことを確認した。また、これに先立って日本側共同議長の森総理大臣補佐官はグジャラート州スーラトを訪問し、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道事業の建設現場を視察した。また、5月には第7回日印 ICT 合同作業部会、7月には日印サイバー協議をオンラインで開催し、事務レベルで両国間の協力を進展させた。インドへの日系企業進出数は、令和3年10月時点で1,439社、4,790拠点であり、令和2年度からほぼ横ばいで推移している。また、在インド日本大使館主催でインド企業法務セミナーを開催するなど、インドでのビジネス・トラブルへの対応等のセミナーを実施した。
- 4 特定技能の分野では、令和4年1月（暦年）以降実施されている日本語基礎テストを200名、介護技能評価試験を195名、介護日本語試験を153名、農業技能測定試験を14名が受験した（令和5年3月末現在）。また、特定技能制度活用促進のための海外ジョブフェア（令和4年11月、令和5年2月）や国内マッチングイベント（令和4年12月～令和5年2月）を開催した。また、両国において日印国交樹立70周年を記念したイベントが多く開催され、二国間の人的交流、文化交流、相互理解をより一層深化させた。インド国内では、220以上のイベントが実施され、在インド日本国大使館は、インド外務省の協力も得てデリーで流鏑馬イベントを実施した。そのほか、第5回日印インド太平洋フォーラムへの林外務大臣ビデオ・メッセージの発出や、インド国会議員や日印戦略対話（トラック2）参加者による武井外務副大臣表敬など、人的交流や文化交流を積極的に実施した。令和5年1月には、3年ぶりにJENESYSを通じたインド人学生の招へいを実現し、68名が訪日した。6月末時点で1,692名のインド人留学生在が滞在している。また、令和4年に訪日したインド人は約5万4,000人にのぼり、昨年比515%の伸び率となった。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標7-2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進(インドを除く) *

中期目標（一年度）

要人往来や首脳・外相会談及び事務レベルの協議を含む様々なレベルで対話・交流を継続し促進する。

令和2年度目標

- 1 南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場や往来の機会を利用するなどして、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。スリランカについては、特に、新政権との関係構築のために、引き続き、要人往来や首脳・外相会談を含め様々なレベルでの対話・交流を推進していく。モルディブとの間では、引き続き時宜を得た要人往来を実施し、ハイレベルでの意見交換の機会を設けることで、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続き継続していく。
- 2 事務レベルでの協議を通じて二国間関係の強化・促進を図る。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力、課題解決を進め、関係を強化する。バングラデシュとの間では、「包括的パートナーシップ」の下での二国間関係を深化させるとともに、ラカイン州からの避難民の早期帰還に向けて協力していく。ネパールとの間では、「自由で開かれたインド太平洋」への理解及び経済協力案件課題への対処のため、事務的レベルの協議や二国間のハイレベルによる会談を通じ、ネパール側の理解促進に取り組む。
- 3 各種プログラムなどを通じ、人的・文化交流を更に推し進め、友好関係の強化を図る。パキスタンとの間では、令和元年度末以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、人的交流が一時的に停滞しているが、同国との友好関係の更なる発展のため、感染拡大が収束次第、要人往来の実現を含め、両国間の対話・人的交流を活発化させる。バングラデシュとの関係では、令和3（2021）年バングラデシュ独立50周年や令和4（2022）年外交関係樹立50周年に向けて、令和2年度中も

両国間の対話・人的交流を推進していく。伝統的な親日国であるブータンとの間では、皇室・王室間の交流に象徴される友好関係を継続的な要人往来を通じ一層進展させていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大の中でも、首脳間の電話会議、事務レベルのオンライン協議等を通じ、南西アジア地域各国との二国間関係の維持・強化に努めた。
バングラデシュとの間で8月に首脳電話会談、パキスタンとの間で5月に外相電話会談、4月にモルディブとの間で若宮外務副大臣とシャーヒド外相の電話会談をそれぞれ実施し、コロナ禍の中でも二国関係を維持・強化することを確認した。スリランカとの関係では、令和3年2月に第2回日スリランカ外務省高級事務レベル政策対話をオンラインで実施し、「自由で開かれたインド太平洋」実現のためのパートナーとして連携していくことを確認した
- 2 新型コロナウイルスの影響で往来が制限される中、事務レベルでのオンライン協議を活発に実施した。スリランカとの間では、10月に第4回日スリランカ海洋対話をオンラインで実施し、インド太平洋における情勢認識について率直な意見交換を行い、「自由で開かれたインド太平洋」実現に向けて、二国間及び多国間協力を推進することで一致した。また、スリランカとネパールとの間では、11月に特定技能の適正な運用のための事務レベルのオンライン協議を実施した。さらに、モルディブとの間でも、令和3年3月に第3回日モルディブ政策対話をオンラインで実施し、ポスト・コロナを見据えた二国間協力関係の更なる強化に向けて協議を行った。パキスタンとの間では、令和3年3月にハイレベル経済協議をオンラインで実施し、コロナ禍においても二国間の経済関係が維持されるよう尽力した。また、バングラデシュとの協力の観点から、10月には米国、EU、英国及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）共催による、ミャンマー・ラカイン州からバングラデシュへの避難民対応のための持続的支援ドナー会合に國場外務大臣政務官が出席し、日本の立場を説明した。
- 3 バングラデシュとの間では、令和3年2月に第3回外務次官級協議をオンライン形式で実現し、令和4年の日バングラデシュ外交関係樹立50周年に向けて、二国間関係を一層深化させることを確認した。ブータンとの間では、保健分野に関する事務レベルでのオンライン協議等を通じ、コロナ禍でも伝統的二国間関係が維持・強化されるよう取り組んだ。

令和3年度目標

- 1 南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場や往来の機会を利用するなどして、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。
- 2 事務レベルでの協議を通じた二国間関係の継続的強化を図る。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力を進め、関係を強化する。特にバングラデシュとの間では、「包括的パートナーシップ」をより戦略的な二国間関係に深化させるとともに、ミャンマー情勢を見つ、引き続きラカイン州からの避難民の早期帰還に向けて協力していく。また、スリランカについては、新政権の方針や新型コロナウイルスの影響を踏まえ、既存の協力案件の着実な実施を確保しつつ、要人往来や様々なレベルでの対話・交流を推進していく。
- 3 令和4（2022）年の「日本・南西アジア交流年」、同年の二国間の周年（日バングラデシュ外交関係樹立50周年、日パキスタン外交関係樹立70周年、日スリランカ外交関係樹立70周年等）に向け、対話・人的交流を推進するとともに、各種プログラムなど（オンラインを含む）を通じ、効果的な行事の実施を検討する。

施策の進捗状況・実績

- 1 引き続き新型コロナウイルスによる様々な制約がある中、各国ハイレベルとの電話会議、国際会議などの場や往来の機会を利用し、南西アジア地域各国との二国間関係の維持・強化に努めた。
バングラデシュとの間では、6月に茂木外務大臣とモメン外相との間で外相電話会談を実施し、茂木外務大臣から、バングラデシュ独立50周年に祝意を伝達しつつ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け協力し、日・バングラデシュ包括的パートナーシップを発展させていきたい旨述べた。パキスタンとの間では9月の国連総会の機会に茂木外務大臣がクレーシ外相との間で外相会談を実施し、またモルディブとの関係では、6月に外相電話会談を行ったほか、8月にアブドゥラ・シャーヒド・モルディブ外相が第76回国連総会議長として訪日し、茂木外務大臣と会談した。スリランカとの間では、7月に岸防衛大臣とラージャパクサ大統領（国防相を兼務）との会談をテレビ会議形式で開催した。
- 2 新型コロナウイルスの影響で往来が制限される中、事務レベルでのオンライン協議を実施し、また、各国の実情に応じた適切な支援・協力を進めた。また、各国に対し、COVAX経由でのワクチン供与など、新型コロナウイルス対策に資する支援を実施した。

パキスタンとの間では、6月に安全保障対話をオンラインで実施し、両国の外交・安全保障政策やテロ対策等について意見交換を行った。

ネパールとの関係では、12月、本田外務大臣政務官が首都カトマンズにおいて開催された「復興国際会議 2021」にビデオ・メッセージを寄せ、日本の自然災害に関する経験と教訓に基づいてネパール復興に貢献してきたことを説明した。また、ネパールに対する新型コロナウイルス感染症対策支援では、COVAXを通じて日本製アストラゼネカ・ワクチン約160万回の供与、コールド・チェーン整備、人材育成支援、保健・医療体制強化のため医療機材供与等の無償資金協力による支援、国際機関等を通じた医療機材や防護服等の物資供与を行った。

バングラデシュとの間では、バシヤンチャール島を含むミャンマー・ラカイン州からの避難民に対する支援を行うとともに、新型コロナ対応支援のための400億円の緊急支援借款を供与したほか、令和3年末までにCOVAXファシリティ経由で約455万回分の日本製アストラゼネカ・ワクチンを供与した。

スリランカとの関係では、既存の地デジ案件の着実な実施に向けた取組を進めるとともに、新型コロナ対応の支援として、日本はスリランカの要請を受け、令和3年末までにCOVAXファシリティ経由で約146万回分の日本製アストラゼネカ・ワクチンを供与したほか、コールド・チェーン整備や人材育成支援を行った。

モルディブとの関係では、同国内の新型コロナ感染拡大を受け、日本は令和3年末までにCOVAXファシリティ経由で約11万回分の日本製アストラゼネカ・ワクチンを供与したほか、コールド・チェーン整備や人材育成支援を行った。

ブータンに対しては、7月に可搬型超音波画像診断装置11台、10月に太陽光発電設備、令和4年1月に計12台のSUV小型救急車及び車内搭載機器をブータン国内の病院に供与した。

- 3 令和4年の「日本・南西アジア交流年」、同年の二国間の周年（日バングラデシュ外交関係樹立50周年、日パキスタン外交関係樹立70周年、日スリランカ外交関係樹立70周年等）に向け、対話・人的交流を推進した。

バングラデシュとの間では、令和4年2月に開催された「日・バングラデシュ外交関係樹立50周年記念式典」において、岸田総理大臣からの祝賀ビデオ・メッセージを発出した。スリランカとの間では、令和4年1月1日、スリランカの主要紙に林外務大臣とピーリス・スリランカ外相がそろって特集記事を寄稿し、記念すべき70周年の幕開けを両国が共に祝った。パキスタンとの間では、9月の外相会談の際に、茂木外務大臣とクレーシ外相との間で、令和4年の日・パキスタン外交関係樹立70周年の機会に、二国間関係を一層発展させていくことを確認した。

また、日本・南西アジア交流年を通じて南西アジア諸国全体との交流を促進するために、本田外務大臣政務官が南西アジア各国在京大使等を招いて、令和4年1月に日本・南西アジア交流年キックオフイベント「書き初め会」を開催し、SNSを通じて積極的な広報を行った結果、イベントの様相を記録した動画が6,000回以上再生された。また、令和4年3月に「日本・南アジア関係：より包摂的で持続可能な未来に向けて」というテーマの下、南西アジア諸国の有識者を招いてウェビナーを実施し、国内外から190名の参加を得た。

令和4年度目標

- 1 南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場や往来の機会を利用するなどして、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。
- 2 事務レベルでの協議を通じた二国間関係の継続的強化を図る。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力を進め、関係を強化する。特にバングラデシュとの間では、「包括的パートナーシップ」をより戦略的な二国間関係に深化させる。また、スリランカについては、同国の経済・財務状況も注視しながら、既存の協力案件の着実な実施を確保しつつ、要人往来や様々なレベルでの対話・交流を推進していく。
- 3 令和4年の「日本・南西アジア交流年」（日バングラデシュ外交関係樹立50周年、日パキスタン外交関係樹立70周年、日スリランカ外交関係樹立70周年等）において、新型コロナウイルス感染症の状況と水際対策を見極めながら、対話・人的交流を推進するとともに、各種プログラム（オンラインを含む）などを通じ、効果的な行事を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた各国の入国制限措置が緩和されてきたこと等を受けて、各国との間でハイレベルの往来を徐々に再開し、南西アジア地域各国との二国間関係の維持・強化に努めた。

ネパールとの関係では、11月に武井外務副大臣が我が国の選挙監視団の団長としてネパールを訪

問し、同国の憲法制定後2度目の連邦下院・州議会選挙における投票所等の視察を行うとともに、大統領表敬を始めとした要人との面会等を通じて、同国の民主主義定着にかかる支援の継続を表明した。

バングラデシュとの関係では、4月及び9月に林外務大臣とモメン外相の間で外相会談を行ったほか、7月には本田外務大臣政務官が、11月には武井外務副大臣がバングラデシュを訪問し、外交関係樹立50周年の機会に「包括的パートナーシップ」を更なる高みへと引き上げるとともに「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて協力していくことで一致した。

パキスタンとの関係では、8月に本田外務大臣政務官がパキスタンを訪問したのに続き、同月のASEAN 関連外相会議の機会に林外務大臣がブットー外相との間で外相会談を行った。また、9月の国連総会の機会には、岸田総理大臣がシャリフ首相との間で首脳会談を実施し、二国間関係のほか地域・国際情勢について幅広く意見交換を行った。

スリランカとの関係では、8月にASEAN 関連外相会議出席の機会に林外務大臣がサブリー外相との間で外相会談を、9月には故安倍元総理大臣の国葬儀参列のため訪日したウィクラマシンハ大統領との間で首脳会談を実施した。10月には、林外務大臣とサブリー外相による外相電話会談も行った。また、令和5年2月には、武井外務副大臣がスリランカからの招待を受けて同国を訪問し、同国独立記念式典に出席するとともに、大統領、首相及び外相への表敬や政府要人との会談を行い、二国間関係及び国際・地域情勢について意見交換を行った。

ブータンとの関係では、9月の故安倍元総理国葬儀の機会に岸田総理大臣がワンチュク王女殿下との間で会談を行った。また、11月には武井外務副大臣がブータンを訪問し、ワンチュク国王表敬、ツェリン首相表敬、ドルジ外相表敬を実施し、日ブータン関係の更なる発展に向けた協力を確認した。

モルディブとの関係では、9月に林外務大臣とシャーヒド外相による外相電話会談に加え、同月の故安倍元総理国葬儀の機会に外相会談を実施した、また、12月には武井外務副大臣がモルディブを訪問し、同国政府要人との間で表敬・会談等を行った。

- 2 事務レベルにおいても、令和5年2月の第4回日・バングラデシュ外務次官級協議を始め多くの協議を実施するとともに、各国の実情に応じて適切な支援・協力を進めた。

パキスタンとの関係では、同国において生じた甚大な洪水被害に対し、テント等の緊急援助物資を提供したほか、国際機関を通じて食料、シェルター・非食料援助物資、保健・医療、水・衛生等の分野で700万ドルの緊急無償資金協力を実施した。令和5年1月にジュネーブで開催された同国の洪水被害に関する支援国会合には秋本外務大臣政務官が出席し、約7,700万ドル規模の支援を行っていくことを表明した。

バングラデシュとの関係では、他国に先駆けてバシャンチャール島を含むミャンマー・ラカイン州からの避難民に対する支援を行うとともに、令和5年3月には避難民が食料危機に陥る中、緊急無償資金協力の実施を決定した。

スリランカとの関係では、同国の経済危機に起因する人道状況の悪化を踏まえ、我が国から国際機関経由で、食料、生活必需品、水・衛生、保健・医療等の人道支援を行う合計650万ドルの緊急無償資金協力を実施した。

- 3 「日本・南西アジア交流年」を通じて南西アジア地域諸国との交流を促進するため、令和3年度に引き続き、日本及び南西アジア各国で文化交流イベントを行った。10月には、東京・下北沢で行われた日本最大級のカレーフェスティバルに参加し、日本と南西アジア地域共通の食文化であるカレーを通じた情報発信を行った。また、交流年事業の周知を目的に、公式twitterアカウント「外務省員 ミナミ・アジア子」を運用し、文化交流イベントの様子、南西アジアの珍しい情報、同地域に関わる外務省職員こぼれ話などの発信を通じておよそ3,000人のフォロワーを集めることに成功し、有識者からも好意的な評価を受けるなど、日本における南西アジア地域の認知度の向上に貢献した。

パキスタンとの関係では、4月の在京パキスタン大使館での日パキスタン外交関係樹立70周年記念レセプションに岸田総理大臣がビデオ・メッセージを寄せるとともに、本田外務大臣政務官が主賓として出席した。

モルディブの間では、11月にモルディブにおいて在モルディブ日本国大使館主催の文化交流イベント「日・モルディブ祭り」を開催し、モルディブの一般国民に対して武道、日本食、浴衣、折り紙等の日本文化を紹介した。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標 7-3 南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

中期目標（--年度）

南西アジア地域各国において、自由や法の支配といった国際的な基本的価値の共有を図るとともに、インフラを含む開発支援及び能力構築支援を通じて地域連結性を強化する。また、各地域枠組みを活用してより広域における連結性の強化を図る。これらを通じ、南西アジア地域及びより広くインド太平洋地域全体の平和と繁栄にも貢献する。

令和2年度目標

- 1 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、各国との間で以下の取組を進めていく。
 - (1) 航行の自由、法の支配など基本的価値の普及と定着。モルディブ及びブータンとの間では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続きハイレベルで確認していくとともに、事務レベルの協議の機会等をいかし、具体的な協力を実施していく。
 - (2) 港湾、鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化、経済連携の強化、ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求。バングラデシュとの間では、ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想の下で地域の連結性強化に資する支援・協力を引き続き実施していく。同時に、社会経済開発も継続していく。ネパールとの間では、道路トンネルや交差点改良等のインフラ整備支援を行い、南アジア最貧国であるネパールの経済発展に寄与する。
 - (3) 海洋法執行能力の向上支援、海賊対策、テロ対策、防災などを含む安全保障上の協力。スリランカとの関係では、「自由で開かれたインド太平洋」の重要パートナーとして、様々な支援・協力を実施していく。一方、ODA スキームだけでは、スリランカ政府の様々な要望に応えることは困難であるので、官民連携（PPP）等の ODA 以外のオプションについて積極的に検討していく。
- 2 南アジア地域連合（SAARC）及び環インド洋連合（IORA）といった地域枠組みとの連携を強化し、「自由で開かれたインド太平洋」構想を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。SAARC に対しては、オブザーバー国として実施する招へい事業を通じ、日本への理解促進・信頼関係の促進を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来の実施には制約があったが、ハイレベルの電話会談（8月の日バングラデシュ首脳電話会談、4月の若宮外務副大臣とシャーヒド・モルディブ外相との電話会談等）、事務レベルでのオンライン協議（10月の第4回スリランカ海洋対話、令和3年3月の第3回日モルディブ政策対話等）、また既存の経済協力案件の着実な実施により、「自由で開かれたインド太平洋」のパートナー国との協力を強化した。
 - (2) バングラデシュとの関係では、首脳電話会談（8月）や外務次官級協議（令和3年2月）において、経済インフラの開発、投資環境の改善、連結性の向上を柱とするベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想の下で南部チッタゴン開発に引き続き協力していくことを確認し、日本企業進出の促進のため、投資環境改善を要請した。

スリランカとの関係では、違法薬物対策のための機材供与や国連世界食糧計画（WFP）を通じた食糧支援などを通じて同国の経済社会発展に貢献した。

ネパールとの関係では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、道路トンネル等のインフラ整備支援の実施は停滞したものの、学校セクター開発支援等の能力構築支援を通じネパール経済発展に寄与した。

パキスタンとの関係では、日本による支援の重点分野である社会基盤の改善のため、廃棄物管理機材の供与を含む廃棄物管理能力の向上、生活環境改善にかかる支援等の無償資金協力を行った。

モルディブとの関係では、モルディブの若手行政官等を対象とした人材育成支援などを通じ、同国の経済社会開発に資する協力を行った。

さらに、新型コロナ感染対策として、パキスタン、スリランカ、ネパール、モルディブ及びブータンに対し、保健・医療関連機材の供与や国際機関を通じた支援を行い、平和と安定、経済発展の基礎となる各国の保健医療体制の強化に貢献した。
 - (3) モルディブとの関係では、テロ対策や海上保安能力強化のための機材供与、国連薬物犯罪事務所（UNODC）と連携した海事法執行機関に対する能力強化支援を行った。

パキスタンとの関係では、新たな気象レーダーシステムの導入、学校の耐震化、洪水対策、防災教育等、防災分野における支援を行った。
- 2 SAARC に対しては、新型コロナウイルスの影響で「JENESYS2020」による招へい事業が実施できなかったものの、オンラインを活用し SAARC 加盟 8 か国の 95 名を対象に「環境」をテーマとしたウェビナーを実施した。同ウェビナーでは、日本における環境政策への理解を深めるとともに、環境問

題を通じた日本と SAARC 諸国との協力・友好関係の理解促進を図ることができた。

IORA との関係では、オンラインで開催された第 20 回閣僚会合にて鷺尾外務副大臣が IORA に対する日本の取組をビデオ・メッセージを通じて紹介した。また、オンラインで開催された「IORA DAY 2021 Virtual Celebrations」に茂木外務大臣からビデオ・メッセージを寄せ、IORA DAY を祝福した。両方の機会において「自由で開かれたインド太平洋」構想を IORA 参加国に向けて発信し、その浸透を図ることができた。

令和 3 年度目標

- 1 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、各国との間で以下の取組を進めていく。
 - (1) 航行の自由、法の支配など基本的価値の普及と定着。モルディブ及びブータンとの間では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続き確認していくとともに、事務レベルの協議の機会等をいかし、具体的な協力を実施していく。
 - (2) 港湾、鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化、経済連携の強化、ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求。バングラデシュとの間では、ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想の下で地域の連結性強化に資する支援・協力を引き続き実施していく。同時に、社会経済開発も継続していく。ネパールとの間では、道路トンネルや交差点改良等のインフラ整備支援を行い、南アジア最貧国であるネパールの経済発展に寄与する。
 - (3) 海洋法執行能力の向上支援、海賊対策、テロ対策、防災などを含む安全保障上の協力。スリランカとの関係では、「自由で開かれたインド太平洋」の重要パートナーとして、両国政府間での意思疎通をより緊密にし、ODA を含む様々な支援・協力を実施していく。
- 2 南アジア地域連合(SAARC)及び環インド洋連合(IORA)といった地域枠組みとの連携を強化し、「自由で開かれたインド太平洋」構想を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。SAARC に対しては、オブザーバー国として実施する招へい事業を通じ、日本への理解促進・信頼関係の促進を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) スリランカとの間では、7 月に岸防衛大臣とラージャパクサ大統領（国防相を兼務）との会談をテレビ会議形式で開催し、自由で開かれたインド太平洋の維持・強化に向け、防衛協力・交流を引き続き強力に推進していくことで一致した。

モルディブとの関係では、8 月のシャーヒド外務大臣の第 76 回国連総会議長としての訪日の際に、菅前総理大臣への表敬及び茂木外務大臣との会談を通じて基本的価値の共有を確認し、「自由で開かれたインド太平洋」の維持・強化に向けて引き続き協力していくことで一致した。
- (2) バングラデシュとの関係では、11 月に都市高速鉄道（MRT）1 号線、令和 4 年 3 月に MRT 6 号線を建設支援するための交換公文の署名が行われるなど、BIG-B 構想の下で連結性強化に資する支援を行った。

ネパールとの関係では、経済成長・強靱化政策借款や上水道改善計画の交換公文の署名が行われたほか、4 月にはパタン・セカンダリースクールの復興工事完了式典が開催された。また、医療機材整備や人材育成に関する計画の交換公文の署名も行われた。
- (3) パキスタンとの関係では、国境管理のための施設改善及び機材供与、国境管理官の能力強化のための研修等を行った。また、日本による支援の重点分野である人間の安全保障の確保と社会基盤の改善のため、同国におけるポリオ撲滅に向けた支援や、母子を対象とした保健・医療サービスの体制強化及び質の向上にかかる支援等の無償資金協力を行った。

スリランカとの間では、海上自衛隊の掃海母艦「うらが」、掃海艦「ひらど」がトリンコマリーに寄港し、親善交流などを実施した（令和 4 年 1 月）。このほか、令和 3 年に自衛艦は 3 回同港に寄港している。
- 2 SAARC に対しては、新型コロナウイルスの影響で「JENESYS」による招へい事業が実施できなかったものの、オンラインを活用し SAARC 加盟国の約 100 人の青少年を対象にオンラインプログラムを令和 4 年 3 月に実施した。オンラインプログラムでは、ウェビナー等を通じ日本の政策等への理解を深めるとともに、日本と SAARC 諸国との協力・友好関係の理解促進を図ることができた。IORA に関しては、11 月に開催された第 21 回閣僚会合において本田外務大臣政務官がビデオ・メッセージを通じて「自由で開かれたインド太平洋」の重要性を広く発信し、日本の政策への理解促進を図ることができた。

令和 4 年度目標

- 1 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、各国との間で以下の取組を進めていく。

- (1) 航行の自由、法の支配など基本的価値の普及と定着を進める。各国との間で「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続き確認していくとともに、事務レベルの協議の機会等をいかし、具体的な協力を実施していく。
 - (2) 港湾、鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化、経済連携の強化、ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求。バングラデシュとの間では、ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）構想の下で地域の連結性強化に資する支援・協力を引き続き実施していく。同時に、社会経済開発も継続していく。ネパールとの間では、道路トンネルや交差点改良等のインフラ整備支援を行い、南アジア最貧国であるネパールの経済発展に寄与する。
 - (3) 海洋法執行能力の向上支援、海賊対策、テロ対策、防災などを含む安全保障上の協力。スリランカとの関係では、「自由で開かれたインド太平洋」の重要パートナーとして、両国政府間での意思疎通をより緊密にし、同国の経済状況を注視しながら必要な支援・協力を検討していく。
- 2 南アジア地域連合(SAARC)及び環インド洋連合(IORA)といった地域枠組みとの連携を強化し、「自由で開かれたインド太平洋」を始めとする我が国の政策の発信・浸透を図る。SAARC に対しては、オブザーバー国として実施する招へい事業を通じ、日本への理解を促進し、信頼関係を促進する。IORA に対しては対話パートナー国としての貢献を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の実現に向けて、インド、バングラデシュ、スリランカ、モルディブの首脳及び外相を含むハイレベルの接点において、二国間協力を一層強化していくことを確認した。
 - (2) バングラデシュとの関係では、6月に都市高速鉄道(MRT)5号線北路線を建設支援するための交換公文の署名が行われるなど、BIG-B構想の下で連結性強化に資する支援を行った。
ネパールとの関係では、人材育成奨学計画に関する書簡の交換が行われたほか、9月には、カトマンズ首都圏及びボカラ市を候補とした都市送配電網整備計画や、タライ東部地域における灌漑施設改修計画に関する書簡の交換が行われた。また、12月に、我が国とバングラデシュは、「あり得べき日・バングラデシュ経済連携協定(EPA)に関する共同研究」を立ち上げることで一致した。
パキスタンとの関係では、人間の安全保障の確保と社会基盤の改善のため、下水道サービスの向上による衛生環境の改善や同国におけるポリオ撲滅に向けた支援、教室等の整備による女子を中心とした児童の前期中等教育へのアクセス向上にかかる支援等の無償資金協力を行った。
モルディブとの関係では、同国の廃棄物管理体制の強化及び海洋環境資源の保全を目的に、廃棄物処理機材の供与に関する書簡の交換を行った。
 - (3) 安全保障上の協力としては、モルディブとの関係で、インド洋地域の戦略的要衝に位置する同国の海上保安能力の向上を目的として、5月にモルディブ政府に対して警備艇等の警察保安関連機材を供与する旨の無償資金協力の交換公文に署名した。
スリランカとの関係では、令和5年2月に東部トリンコマリー開発プログラムの下、日本政府が支援するトリンコマリー港の夜間航行システムの引渡し、また同月に無償資金協力によるテロ・治安対策に資する機材・製品等の引渡しを行った。
また、6月から9月にかけてパキスタンで発生した洪水被害への支援として、テント及びプラスチックシートの緊急援助物資の提供に加え、国際機関を通じた700万米ドルの緊急無償資金協力を実施した。また、令和5年1月には秋本外務大臣政務官がジュネーブで行われたパキスタン洪水被害に関する支援国会合に出席し、令和5年以降も、国内手続きを前提に、追加支援として、防災、保健・医療、農業分野を含め約7,700万米ドル規模の支援を行っていくことを表明した。
- 2 SAARC に対しては、令和5年2月に新型コロナウイルス感染拡大後初の青少年招へいを行い、2回に分けて約109人の青少年が訪日した。招へいプログラムでは、視察ウェビナー等を通じて我が国の政策等への理解を深めるとともに、日本とSAARC諸国との協力や相互理解の促進を図った。IORAとの関係では、11月にバングラデシュで開催された第22回閣僚会合において武井外務副大臣が日本政府から3年ぶりに対面で出席し、「自由で開かれたインド太平洋」の重要性を広く発信することで、我が国の外交政策への理解促進を図った。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標7-4 要人往来数					
外交青書資料	中期	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2・

編に揃える。 日本側は皇室、総理大臣、衆参両議院議長、閣僚、外務副大臣、外務大臣政務官の外国訪問。相手国は国家元首、王族、首相、国会議長、外相、外相より上位の閣僚、国際機関の長で、日本の外務大臣、外務大臣より上位の閣僚と会談のあったもの。	目標値							3・4年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との関係促進等の観点から適切な水準	1	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との関係促進等の観点から適切な水準	2	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、各国との関係促進等の観点から適切な水準	19	

参考指標：日本と南西アジア諸国間の年間貿易額（億円）				
(出典：財務省貿易統計)	実績値			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	23,851	20,503	29,976	30,324

評価結果（個別分野7）
施策の分析 【測定指標7-1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化 ＊】 首脳間では、電話も含めて10度の会談を行い、外相間では、電話も含めて5度の会談を行った。特に、令和5年3月の岸田総理大臣のインド訪問においては、岸田総理大臣から、G7広島サミットでは、法の支配に基づく国際秩序の堅持と、グローバル・サウスと呼ばれる国々を含むG7を超えた国際社会のパートナーとの関係の強化という2つの視点から国際社会が直面する諸課題について取り上げたいという考えを説明し、両首脳は、開発金融、食料安全保障、気候・エネルギー等の課題について幅広く意見交換を行い、G7及びG20両方のサミットに向けて、様々な国際社会の諸課題について議論を重ね、連携していくことを確認することができた。防衛分野では、両首脳は、令和4年9月の第2回日印「2+2」の開催以降、初の日印戦間機関共同訓練を始めとする防衛交流が活発化していることを歓迎した。経済・経済協力分野では、両首脳は、令和4年3月に掲げた今後5年間の対印官民投融資5兆円目標に向け、順調に実績が重ねられていることを、また、3,000億円の高速鉄道建設事業の円借款に署名が行われたことを歓迎し、引き続き日印の旗艦プロジェクトとして高速鉄道事業を推進していくことを確認した。さらに、インド北東部開発につき、引き続き日印アクト・イースト・フォーラムなどを通じて協力していくことを確認した。環境分野では、両首脳は、令和4年発表した「日印クリーン・エネルギー・パートナーシップ」の下で両国の協力を促進していくことで一致するとともに、今般、二国間クレジット制度（JCM）構築に向けた意向を確認するエイド・メモワールに署名が行われたことを歓迎し、早期構築に向け協議を加速させることを確認した。文化・人的交流分野では、岸田総理大臣から、日印国交樹立70周年の令和4年に、多くの文化交流事業が行われたこと、最近日本による青年招へいプログラムも再開したことに言及し、技能実習制度や特定技能制度の活用、学術交流や自治体間交流を更に促進していく旨を表明した。また、両首脳は、インドにおける日本語教育を促進することで一致し、両国の人的交流、ビジネス交流の発展につながることへの期待を表明した。岸田総理大臣から、日本語教育に関する覚書が改訂されたことを歓迎し、また、日本の有償資金協力によるインド工科大学（IIT）ハイデラバード校の大学施設建設が進捗していることに言及し、更なる教員や学生間の交流、インド人IT人材の日本企業での活躍などにつながることへの期待を表明した。さらに、インド人学生の日本への留学の増加につき検討していくこと、及び、令和5年度を「日印観光交流年」として、観光交流を進めていくことで首脳間で一致した。今回の訪印を通じて、G7議長国及びG20議長国として国際社会をリードしていく姿勢を示すことができたことは、グローバルな課題における強固な連携をアピールでき、日印の二国間の文脈においても有益であった。また、日印の間では、政治・安全保

障、経済・経済協力に比して人的交流等は更に拡大する余地があると言われてきていたところ、「日印観光交流年」やIT人材の交流など、更なる協力を確認できたことは極めて有益であった。特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化を図る上で、特に有益だったと思われる取組は以下のとおり。(令和2・3・4年度：南西アジア諸国との友好関係の強化(達成手段①))

1 第2回日印・外務防衛閣僚会合(「2+2」)

令和元年11月の初会合以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響で開催されていなかった第2回会合を令和4年9月に東京で開催した。4大臣は会合において日印二国間の安保・防衛協力の進展を歓迎するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた具体的協力、ウクライナ情勢、東シナ海・南シナ海、北朝鮮、南アジア等の地域・国際情勢について意見交換を実施したことは、二国間の安保・防衛協力を推進する上で効果的であった。

2 高速鉄道

令和2年度から4年度までの3年間で5度の合同委員会を開催したことは、日印二国間の旗艦事業である高速鉄道事業のプロジェクトを進展させる上で有意義であった。新型コロナウイルス感染拡大の影響がありながらも、オンライン会合の実施等の手段を講じて柔軟に対応できたことはプロジェクトの円滑な進行という観点から効果的であった。

3 経済関係及び人的交流

令和4年3月の岸田総理大臣訪印時に発表した対印官民投融資5兆円目標の達成に向け、日印経済関係を着実に強化することができた。新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、インド国内の日本企業数や拠点数は横ばいであるものの、官民の対印投資の増加(令和4年1月～12月対印直接投資約4,700億円)等、同目標の達成に向けた肯定的な影響が見られた。人的交流について、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響で交流事業の活動が停滞していたものの、令和4年には両国の入国制限措置の緩和や日印国交樹立70周年の機会を得た交流年事業の推進により、JENESYSの再開を始めとする二国間の協力が大きく前進した。

4 日米豪印

令和4年5月に東京で日米豪印首脳会合を開催した。4か国の首脳は、ロシアによるウクライナ侵略という国際秩序の根幹を揺るがす事態が発生する中、4か国として、力による一方的な現状変更をいかなる地域においても、とりわけインド太平洋地域において、許してはならないこと、そして、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け引き続き強くコミットしていることを確認した。インドとの関係で、二国間のみならず、日米豪印の枠組みでも連携を確認できたことは有益であった。

【測定指標7-2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進(インドを除く) *】

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大とそれに伴う各国の入国制限措置の強化の影響により、南西アジア地域各国との往来はハイレベル・事務レベルともに限定的であったが、オンライン会合を実施したり、各国の感染拡大状況に留意しながら徐々に往来を再開させたりしたことは、対面による外交が困難な状況においても各国との関係を維持し、より一層強化していくことができた。また、「日本・南西アジア交流年」であった令和4年に日本と南西アジア各国において文化交流イベント等を実施し、情報発信に努めたことは、両国間の国民レベルの関係強化と南西アジア地域における親日感情の醸成という観点から有意義であった。(令和2・3・4年度：南西アジア諸国との友好関係の強化(達成手段①))

1 スリランカとの関係では、外交関係樹立70周年の令和4年8月に外相会談を、同年9月に首脳会談を開催し、二国間関係の強化のための方策等につき協議した。また、令和5年2月には武井外務副大臣がスリランカを訪問し、同国の独立75周年を祝う独立記念式典に出席した。また令和3年2月に第2回外務省高級事務レベル政策対話を実施したほか、同年7月に岸防衛大臣とラージャパクサ大統領(国防相を兼務)の会談をテレビ会議形式で開催した。このようにハイレベル・事務レベルともに二国間で多くの会合を実施したことは、二国間関係を維持・強化する上で有意義であった。

2 ネパールとの関係では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度以降の要人往来は限定的であったが、留学生交流120周年を迎えた令和4年に武井外務副大臣がネパールを訪問した。現行の憲法下で2度目となる連邦下院選挙において、各国選挙監視団の中では最もハイレベルとなる外務副大臣を団長とした選挙監視団を派遣したことは、民主主義の歴史が浅い同国における基本的価値の普及と我が国のプレゼンス向上において有意義であった。

3 パキスタンについては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和4年夏頃まで往来の機会が限定されたが、そのような状況下においても、ハイレベル経済協議(令和3年3月)、安全保障対話(令和3年6月)をオンライン形式で実施し、二国間での対話を継続した。また、2度の対面で

の外相会談（令和3年9月及び令和4年8月）を実施するとともに、令和4年9月には6年ぶりとなる首脳会談を実施し、これまでの両国間の友好関係の確認及び今後の協力の可能性等について議論を行ったことは、二国間関係を維持・強化する上で有意義であった。

- 4 バングラデシュとの間では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けながらも令和4年度に2度の外相会談並びに武井外務副大臣及び本田外務大臣政務官のバングラデシュ訪問が実現したことは、外交関係樹立50周年の時宜を捉えた「包括的パートナーシップ」の更なる発展や「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力の強化という観点から有意義であった。また、令和5年2月に実施した日・バングラデシュ外務次官協議において、事務レベルで安全保障、経済・経済協力、人的・文化交流など幅広い分野で協力していくことを確認することができ、充実した議論になった。
- 5 モルディブとの関係では、令和3年8月と令和4年9月のシャーヒド外相の訪日の際に外相会談を実施し、二国間関係や国際情勢に関する認識を共有したことで、令和4年12月の武井外務副大臣のモルディブ訪問の際にソーリフ大統領を始めとする先方政府要人と意見交換を行ったことは、二国間の要人往来を継続させるとともに、二国間で「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けた協力を推進していくことを確認できた点で有意義であった。また、令和3年3月に日・モルディブ政策対話を実施し、安全保障、経済、人的交流、地域情勢等の幅広い分野において議論を行ったことは、二国間でより実践的な協力を行っていく上で効果的であった。
- 6 ブータンとの関係では、令和4年9月の岸田総理大臣とワンチュク・ブータン王女殿下との会談や、11月の武井外務副大臣のブータン訪問等を通じて、二国間協力方策について議論できたことは有意義であった。特に、武井外務副大臣のブータン訪問では、国王陛下拝謁、首相表敬、外相表敬等、多くのブータン政府要人と多く面会できたことは、今後の二国間関係の発展にとって効果的であった。

【測定指標7-3 南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施】

- 1 令和2年度から4年度において、南西アジア地域各国に対して「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の理念をインプットするとともに、各国との間でFOIPの実現に向けた協力を推進していくことを確認できたことは、各国に対して基本的原則を遵守することの重要性を認識させるとともに、同地域に基本的価値を普及していくにあたって有意義であった。また、経済協力を通じて同地域における連結性の強化及び国民の生活水準の向上を図ったことは、地域の平和と安定及び持続可能な成長につながった。新型コロナウイルスの感染拡大を受けて令和2年度にパキスタン、スリランカ、ネパール、モルディブ及びブータンに対し感染症対策及び保健・医療体制整備のための無償資金協力を実施し、バングラデシュに対して新型コロナウイルス危機対応のための緊急円借款を供与したことは、南西アジア地域全体の保健分野におけるレジリエンスの向上に資するとともに、我が国の保健政策をアピールする上で有益であった。（令和2・3・4年度：南西アジア諸国との友好関係の強化（達成手段①））
 - (1) スリランカとの関係では、同国の経済危機に起因する人道状況の悪化を踏まえ、令和4年に国際機関経由で保健、食料の分野における支援を行うための合計650万ドルの緊急無償資金協力を実施し、同国の治安維持および国民の生活水準の安定に貢献した。また、令和5年2月には東部トリンコマリ開港プログラムの下、日本政府が支援するトリンコマリ港の夜間航行システムの引渡しを行うなど、「自由で開かれたインド太平洋」実現に向けた支援・協力を様々な分野でバランスよく進展させた。
 - (2) ネパールとの関係では、同国のニーズを踏まえ、農業、保健医療、教育、運輸交通、電力分野等と多岐にわたる支援を実施し、ネパール国民の生活水準の向上と南西アジア内陸部の連結性強化に貢献した。令和4年の連邦下院選挙に際しては、武井外務副大臣を団長とした監視団を派遣し、同国の民主化とガバナンス強化を支援した。
 - (3) パキスタンとの関係では、同国のニーズを踏まえ、主に無償資金協力および技術協力により、教育、上下水道、保健・医療、防災等の経済社会セクターを中心に支援を行い、同国の社会基盤の改善や平和と安定の確立に貢献した。
 - (4) バングラデシュとの関係では、令和4年4月及び9月の二度の日・バングラデシュ外相会談を始めとするハイレベルの会談等の機会に「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて協力していくことを確認した。また、地域の平和と安定に向けて、ミャンマー・ラカイン州からの避難民及びホストコミュニティに対する支援を実施し、避難民を受け入れるバングラデシュを後押しすることができた。
 - (5) モルディブとの関係では、令和4年9月の日・モルディブ外相会談等のハイレベル会談等の機会に「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けて二国間関係を強化していく旨を確認することができた。また、海上保安機材の供与や海事法執行機関に対する研修等を通じて同国の海洋法

執行能力を強化するとともに、廃棄物処理機材の供与や農業従事者に対する技術指導を通じて同国及びインド洋地域の持続可能な経済成長に向けた取組を行ったことは、インド洋地域の平和を維持し、更なる発展を推進していく上で有意義であった。

- 2 SAARC に関しては、ハイレベルの会合こそ開催されなかったものの、令和4年度に青少年招へいを行い、青少年の訪日を実現させたことは、日本と SAARC 諸国との相互理解の促進にとって有意義であった。

IORA に関しては、閣僚会合に3年連続でハイレベルが出席し、我が国のステートメントを発出したことは、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」に関する我が国のメッセージをインド洋地域諸国に対してインプットしていく上で有意義であった。

【測定指標 7-4 要人往来数】

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度は1人、令和3年度は2人にとどまったものの、各国の入境制限措置の緩和を受けて、令和4年度には各国の感染拡大状況に留意しつつ徐々に要人往来を再開させ19人にまで回復した。また、「日本・南西アジア交流年」であった令和4年に南西アジア地域7か国全てとの間でハイレベルの往来を行うことができたことは、各国との間で今後の二国間関係の方向性を定めるとともに、各国の国民の親日感情の醸成に貢献した点で有益であった。(令和2・3・4年度：南西アジア諸国との友好関係の強化(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

- 1 南西アジア地域各国は、日本と中東・アフリカ地域を結ぶシーレーン上の要衝に位置する戦略的に重要な地域であり、また、域内で約18億人の人口を有し、高い経済成長率を維持していることから、日本企業にとって魅力的な市場・生産拠点である。また、南西アジア各国は伝統的な親日国であり、日本は長年にわたって安全保障、経済、経済協力、人的交流などの幅広い分野においてこの地域の国々との関係を深めてきた。こうした基盤を活用しながら、南西アジア各国との関係を一層深化させていくことは、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の実現のために極めて重要である。
- 2 特に近年経済成長の著しいインドは、14億を超える人口を擁しており、民主主義や市場経済、法の支配といった我が国と共通の価値を有するとともに、グローバル・サウス諸国の中でリーダーシップを発揮していることから、自由で開かれた国際秩序の堅持及びアジア地域ひいては国際社会の繁栄のために協力すべきパートナーとして、安全保障や経済等幅広い分野での関係強化が求められる。
- 3 一方、南西アジア地域各国は依然として貧困、民主化の定着、テロなどの課題を抱え、また、洪水や地震等の災害にも脆弱な地域であり、我が国が同地域の経済・社会開発や、民主化・民主主義の定着や平和構築、自然災害に対する人道・復旧に向けた支援を行うことが、同地域の安定と繁栄及び各国と我が国の関係強化のために極めて重要である。

以上のとおり、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

7-1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化 *

インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの強化に向けて、首脳間を含めた要人往来の着実な積み重ねを継続することが重要であり、また、幅広い分野で閣僚級の対話も進めていく必要が引き続きある。インドとは FOIP の実現や日米豪印といった多国間での連携の推進の観点から重要なパートナーであり、両国関係の一層の深化が必要である。経済分野では、官民投融资5兆円目標の達成に向けたインド側との協力やフォローアップを継続していく。安保・防衛分野では、第2回日印「2+2」のフォローアップを行い、二国間の同分野における協力を着実に前進させていく。人的・文化交流についても、さらなる活性化に向けて関係機関と協力していく。また、インド太平洋地域の経済秩序の構築においてもインドは不可欠なプレーヤーであり、その意味でも地域的な包括経済連携(RCEP)協定への将来的な復帰が期待されるため、引き続き同国に対する働きかけを継続していく。

7-2 首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話の推進及び交流の促進(インドを除く)

南西アジア地域各国との関係の維持・強化に向け、引き続き、時宜をとらえてハイレベル・事務レベルともに各国との対話を実施する。

スリランカとの関係では、引き続き、要人往来や首脳・外相会談を含め様々なレベルでの対話・交流

を推進していく。その上で、対話・交流を各種協力の成果につなげるため、成果文書の作成やフォローアップ協議等の開催を目指していく。

ネパールとの関係では、更なる二国間関係の強化のため、政府・民間問わずあらゆるレベルにおいて人の往来の拡充に取り組む。また、政務協議を着実に実施し、二国間の実践的協力を拡大させていく。

パキスタンとの関係では、令和4年の外交関係樹立70周年で弾みのついた同国との友好関係の一層発展させていくため、要人往来の実現を含め、二国間の対話・人的交流を活発化させていく。

バングラデシュとの関係では、令和4年の外交関係樹立50周年で弾みのついた同国との「包括的パートナーシップ」の更なる発展のため、要人往来を通じて二国間関係を深化させる。また、事務レベルでの協議をより緊密に行っていく。

ブータン及びモルディブとの間で引き続き時宜を得た要人往来を実施し、ハイレベルでの意見交換の機会を設けることで、伝統的な友好関係を一層進らせていく。また、事務レベルの協議を通じ、様々な分野における二国間の実践的協力を拡大させていく。

なお、これまで測定指標7-3に含めていた SAARC の招へい事業については、令和5年度以降、交流の促進に係る本測定指標7-2で取り扱うこととして整理し、引き続き、招へい事業を通じ、招へい者の日本への理解促進、招へい者間の相互理解・信頼関係の促進を図っていく。

7-3 南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

スリランカとの関係では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた重要パートナーとして、様々な支援・協力を実施していく。また、スリランカ政府の様々な要望に着実に応えていくため、従来の ODA に加えて官民連携 (PPP) 等の新たなオプションの実施について引き続き積極的に検討していく。

ネパールとの関係では、引き続き、我が国の開発協力方針に基づき、同国の経済成長・及び貧困削減、防災及び気候変動対策、ガバナンス及び民主化の強化という3つ重点分野からネパールの発展を後押ししていく。

パキスタンとの関係では、我が国の開発協力方針に基づき、同国の安定・繁栄に資する支援を引続き行っていく。

バングラデシュとの関係では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続き推進していく。特に、ベンガル湾産業成長地帯 (BIG-B) 構想の下で地域の連結性強化に資する支援・協力を実施していく。同時に、社会経済開発も継続していく。

ブータン及びモルディブとの間では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を引き続きハイレベルで確認していくとともに、事務レベルの協議の機会等をいかし、具体的な協力を実施していく。

環インド洋連合 (IORA) に対しては、閣僚会合への継続的なハイレベルの出席を通じてコミットを強化する。また、IORA の枠組みを活用して「自由で開かれたインド太平洋」構想への理解を促進するとともに、その実現に資する取組を推進する。

なお、SAARC の招へい事業については、令和5年度以降、測定指標7-2で取り扱うこととして整理する。

7-4 要人往来数

要人往来は、各国との二国間関係の発展の契機として大きな役割を果たすことが多いことから、南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与するという施策目標の進達成に向けて、今後も継続的に活発な要人往来が実現するよう取り組む。新型コロナウイルス感染拡大の影響で停滞していた要人往来及び各種事務レベル協議を再開させていく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ
報道発表
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/index.html>)
在モルディブ日本国大使館
(https://www.mv.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
インド共和国
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/index.html>)
スリランカ民主社会主義共和国
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/srilanka/index.html>)

ネパール

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nepal/index.html>)

パキスタン・イスラム共和国

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/pakistan/index.html>)

バングラデシュ人民共和国

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bangladesh/index.html>)

ブータン王国

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bhutan/index.html>)

モルディブ共和国

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/maldives/index.html>)

個別分野 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

施策の概要

大洋州地域諸国とハイレベルでの対話をベースとして、多様な分野で友好関係を強化する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定)
 - IV 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ
 - 3 国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化
 - (1) 及び (6)
- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 8－1 豪州及び NZ との関係強化 *

中期目標（--年度）

日豪・日 NZ の「パートナーシップ」を推進・強化する。

令和 2 年度目標

1 日豪関係

- (1) 首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の深化を目指す。
- (2) 日豪 2 + 2 等の協議を通じて、安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。
- (3) 共同運用及び訓練を円滑化すべく、行政的、政策的及び法的手続きを改善する相互訪問に関する協定について早期の妥結に向けて交渉を進める。
- (4) 発効後、5 年を経過した日豪 EPA に関し、合同委員会の開催等を通じ、積極的運用を図る。また、日豪交流促進会議の開催等を通じて、日豪間の経済的及び地方間の交流促進を進める。
- (5) 太平洋地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。
- (6) 日米豪など日豪を含む多国間協力を推進する。

2 日 NZ 関係

- (1) 日 NZ 間の「戦略的協力パートナーシップ」の維持・強化を目指す。9 月の総選挙実施後に政権が替わる場合は、首脳・外相レベルで国際会議の機会等を利用して関係構築を図る。
- (2) 大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 日豪関係

- (1) 7、9、11 月及び令和 3 年 2 月に日豪首脳会談（電話会談形式を含む）、4、6、10 月及び令和 3 年 2 月に日豪外相会談（電話会談形式を含む）を実施し、「特別な戦略的パートナー」である日豪が「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて共に取り組んでいくことを確認した。特に、11 月の首脳会談では、会談終了後に夕食会を実施したほか、共同記者発表において、安全保障・防衛協力や経済などの分野における協力関係の一層の強化をうたう日豪首脳共同声明に署名した。9 月の首脳電話会談は菅総理大臣初の外国首脳との電話会談となり、また、11 月の日豪首脳会談は菅政権初の外国首脳受入れとなった。
- (2) 豪州による「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動のための航空機・艦艇の派遣（9 月、10 月及び令和 3 年 2 月）、海上自衛隊と豪海軍の南シナ海での共同訓練の実施（9 月）など、日豪間の安全保障、防衛協力は着実に進展した（令和 2 年度は、豪州との調整がつかず、さらに新型コロナにより往来が困難であったため、日豪 2 + 2 は実施せず）。10 月、自衛隊法第 95 条の 2（合衆国軍隊等の部隊の武器等防護）に係る自衛官による豪州軍の武器等の警護任務の実施に向けた体制構築に必要な調整を開始した。
- (3) 11 月の日豪首脳会談において、画期的な二国間協定である日豪円滑化協定が大枠合意に至ったことを歓迎し、早期署名に向けて残りの必要な作業を加速させることを確認した。
- (4) 日豪 EPA の着実な運用により、両国間の貿易取引額は拡大してきたが、令和 2 年度は新型コロナの影響等により減少した（令和元（2019）年 6.5 兆円→令和 2（2020）年 5.1 兆円（財務省貿易

統計))。日豪交流促進会議は、新型コロナの影響等で開催できなかったものの、経済分野では、日本農産品の豪州への輸出や水素輸出等について日豪褐炭水素サプライチェーン・プロジェクト等の具体的な協力が進展した。

(5) 10月の日豪外相電話会談にて「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力の方向性を議論する等、様々な機会やレベルで太平洋島嶼国における日豪両国の一層の連携を確認・推進した。

(6) 10月に東京にて日米豪印外相会合、令和3年2月に日米豪印外相電話会談を開催し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援・災害救援、教育・人材育成を始め、様々な分野で実践的な協力を更に進めていくことで一致した。また、10月にベトナムで開催されたインド太平洋ビジネス・フォーラムにおいて、日米豪外相によるビデオ・メッセージにて、日米豪3か国が協力するパラオ光海底ケーブルプロジェクトが「インド太平洋におけるインフラ投資に関する三機関間パートナーシップ」の下で実施される最初のプロジェクトになることが発表された。

2 日 NZ 関係

(1) 11月、菅総理大臣は、10月の総選挙で再任したアーダーン首相と首脳電話会談を実施し、両国がインド太平洋地域において共通の価値に立脚した重要な「戦略的協力パートナー」であり、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組、WTO改革、TPP11協定やRCEPなどを通じた自由で公正な経済秩序の拡大、安全保障といった分野での協力を促進していくことを確認した。

外相間では、茂木外務大臣は、ピーターズ外相と外相電話会談を3回(4月、6月及び9月)実施し、新型コロナウイルス感染症への対応などについて意見交換を行い、両国の「戦略的協力パートナーシップ」の下で地域情勢も含め引き続き連携していくことで一致した。さらに、11月に就任したマフタ外相と12月に外相電話会談を行い、両国関係の強化と太平洋島嶼国地域での協力強化、新型コロナウイルス感染症対策など様々な分野での協力を引き続き推進していくことを確認した。

11月には日NZ高級事務レベル経済協議(次官級)をテレビ会議形式にて開催し、二国間経済・貿易関係のほか、NZが議長を務める令和3年のAPECを始めとする地域経済協力、世界貿易体制等についての議論を行い、双方の協力を確認した。また同月、令和元年9月のアーダーン首相の訪日時に関国の首脳共同声明で開始につき一致した日NZ情報保護協定に関する予備協議を電話会議にて実施した。

(2) 12月に第4回日NZ太平洋協議を実施し、太平洋島嶼国地域における情勢に関する意見交換や、同地域での両国の協力の可能性についての具体的な議論を行った(平成27年以来開催していなかった協議を平成31年4月の再開に続けて実施)。

令和3年度目標

1 日豪関係

(1) 首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の深化を目指す。

(2) 日豪2+2等の協議を通じて、安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。

(3) 日豪円滑化協定について、可能な限り早い機会に署名するために必要な残りの課題につき両国で取り組む。

(4) 良好な日豪関係の一翼を担う日本企業の豪州での活動への支援を更に強化する。また、豪州の戦略的重要性の飛躍的増大についての日本国内の認識を更に高める。

(5) 太平洋地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、第9回太平洋・島サミット(PALM 9)における協力を含め、二国間の緊密な協力を推進する。

(6) 日米豪など日豪を含む多国間協力を推進する。

2 日 NZ 関係

(1) 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、日NZ間の「戦略的協力パートナーシップ」の一層の維持・強化を目指す。

(2) 大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、第9回太平洋・島サミット(PALM 9)における協力を含め、二国間の緊密な協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 日豪関係

(1) 6、9(2回)、10、11月及び令和4年1月に日豪首脳会談(テレビ会談形式を含む)、5、6、9、10、11、12月及び令和4年2月に日豪外相会談(電話及びテレビ会談形式を含む)を実施し、「特別な戦略的パートナー」である日豪が「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて共に取り組んでいくことを確認した。特に、令和4年1月の首脳テレビ会談では、「特別な戦略的パ

ートナーシップ」の下、安全保障・防衛協力を始め、地域情勢、経済面も含めた幅広い分野について、高い水準の共通認識を確認しつつ、日豪の連携を更に強化していく決意を記す、日豪首脳共同声明を発出した。

(2) 6月に第9回日豪2+2テレビ会議方式で開催した。同協議では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、基本的価値と戦略的利益を共有する「特別な戦略的パートナー」である日豪間の協力を深化させることで一致した。また、地域の安全保障上の課題を踏まえた戦略認識を共有するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、インド太平洋地域及びそれを超えた地域における平和、安定及び繁栄に貢献すべく、日豪間の安全保障・防衛協力を新たな次元に引き上げることの重要性を確認した。また、豪州による「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動のための航空機・艦艇の派遣（5月、8月、10月及び令和4年2月）、自衛隊法第95条の2（合衆国軍隊等の部隊の武器等防護）に基づく自衛隊による豪州軍の武器等の警護任務の初実施（11月）など、日豪間の安全保障、防衛協力は着実に進展した。

(3) 令和4年1月の首脳テレビ会談の際に、両首脳による日豪円滑化協定への署名を実現した。これは日本にとって初となる円滑化協定であり、両首脳により、画期的な成果であることが確認された。署名式に際し、両首脳は、両国の安全保障・防衛協力を新たな段階に引き上げる協定の署名を歓迎しつつ、日豪関係の更なる発展への期待を表明した。

(4) 経済分野では、経済分野における協力などの具体的なプロジェクトを始め、官民一体で日豪経済関係の進展に取り組んだ。令和4年1月の首脳会談では、両首脳は、西シドニーにおける新都市圏の開発など、官民一体で日豪経済関係を発展させていくことを確認した。さらに、気候変動などのグローバルな課題で協力を深めることを確認し、その中で、アジアのエネルギー・トランジションを加速させ、水素事業での協力等、脱炭素化の協力を推進していくことで一致した。また、累次の首脳会談・外相会談の成果の公表等を通じ、豪州の戦略的重要性についての日本国内の認識の向上に取り組んだ。

(5) 令和4年2月の日豪外相会談において、両大臣が火山噴火及び津波被害を受けたトンガの中長期的な復興に向けた支援において日豪両国が連携していくことを確認する等、様々な機会やレベルでの、太平洋島嶼国における日豪両国の一層の連携を確認・推進した。また、令和4年3月に実施した第四回日豪太平洋政策対話では、太平洋島嶼国地域情勢及び同地域における日豪協力の方向性に関して意見交換を行い、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた取組を進める中で、新型コロナウイルス感染症、気候変動、自然災害等の諸課題に直面する太平洋島嶼国地域の持続的な発展のために両国の連携を一層強化していくことで一致した。

(6) 9月にワシントンDCにて日米豪印首脳会合、令和4年2月にメルボルンにて日米豪印外相会合を開催し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き、新型コロナ対策、気候変動、質の高いインフラ、サイバーセキュリティ、テロ対策、教育・人材育成を始め、様々な分野で実践的な協力を更に進めていくことで一致した。また、12月に日米豪インフラ協力等に関する協議を行い、日米豪3か国は、インド太平洋地域がこれらの分野で直面する課題についての認識を共有しつつ、3か国による具体的な協力の実施について、今後も緊密に連携していくことで一致した。

2 日 NZ 関係

(1) 令和4年2月、林外務大臣は、マフタ外相とテレビ会談を実施し、林大臣から両国の「戦略的協力パートナーシップ」を更に強固にする取組を進めていきたい旨述べるとともに、両大臣は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、関係国とも連携しつつ、具体的な取組を進めていくことの重要性を確認した。

令和3年9月には、日 NZ 政務協議をテレビ会議形式にて開催し、新型コロナウイルス対応における連携や安全保障協力の強化を始めとする二国間関係のほか、インド太平洋地域を中心とする両国の国際的な協力について幅広い議論を行い、双方は、今後とも自由で開かれたインド太平洋のために、一層緊密に協力していくことを確認した。

(2) 9月の日 NZ 政務協議において、太平洋島嶼国地域における協力は日 NZ 間の協力の重要な柱の1つであることを確認した。また、令和4年2月の日 NZ 外相会談において、両大臣は、火山噴火及び津波被害を受けたトンガの中長期的な復興に向けた支援をはじめ、太平洋島嶼国との協力における連携深化の重要性を確認した。

令和4年度目標

1 日豪関係

(1) 首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」の一層の深化を目指す。

(2) 日豪2+2等の協議を通じて、安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。

- (3) 日豪円滑化協定について、早期発効に向けて両国の国内手続を進めていく。
- (4) 良好な日豪関係の一翼を担う日本企業の豪州での活動への支援を更に強化する。
- (5) 大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。
- (6) 日米豪など日豪を含む多国間協力を推進する。

2 日 NZ 関係

- (1) 外交関係樹立 70 周年となる令和 4 年、首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、日 NZ 間の「戦略的協力パートナーシップ」の一層の強化を目指す。
- (2) 大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、二国間の緊密な協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 日豪関係

- (1) 5、7、9、10 月及び令和 5 年 3 月に日豪首脳会談（電話会談形式を含む）、4、5、7 及び 12 月に日豪外相会談・懇談（電話会談形式を含む）を実施し、「特別な戦略的パートナー」である日豪が「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて共に取り組んでいくことを確認した。特に、10 月、岸田総理大臣が西豪州パースを訪問し、アルバニー州豪首相との間で、日豪はインド太平洋地域における同志国連携の中核となっており、両国の「特別な戦略的パートナーシップ」が新たな次元に入ったとの認識で一致した。また、両首脳間で日豪首脳共同声明に加え、日豪安全保障・防衛協力の今後 10 年の方向性を示す羅針盤となる、新たな「安全保障協力に関する日豪共同宣言」（日豪安保協力共同宣言）を発出した。
- (2) 12 月に第 10 回日豪 2+2 を東京で開催し、岸田総理大臣の訪豪から 1 か月強で、安保協力共同宣言を含む日豪首脳会談の成果のフォローアップを行い、両国の安全保障・防衛協力への強いコミットメントを示した。同協議では、地域・国際情勢に係る両国の戦略的な評価が極めて近いことを確認するとともに、早急に実施すべき二国間協力を特定し、速やかに実施していくことで一致した上、2+2 共同声明を発出した。また、令和 5 年 2 月～3 月には、「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動のため、豪州が航空機・艦艇を派遣した。さらに、11 月には、海上自衛隊護衛艦が、日米豪共同訓練の機会に、米海軍及び豪海軍に対する自衛隊法第 95 条の 2 に基づく警護を実施した。これは、自衛隊と米軍及び豪州軍が連携した形で初めて実施したものであり、日米豪 3 か国による安全保障・防衛協力の深化に貢献した。
- (3) 令和 4 年 1 月の日豪円滑化協定への署名を受け、日豪両国がそれぞれ国会での審議及びそれに向けた準備作業などの国内手続を加速化した。日本では、第 211 回通常国会で審議入りした。
- (4) 経済分野では、ウクライナ情勢等によって資源・エネルギー安全保障の重要性が高まる中、10 月の岸田総理大臣の訪豪時を始め、同月の林外務大臣とファレル豪貿易・観光大臣との会談等においても、日本にとって豪州が信頼できる貿易パートナー及び安全な投資先であり続けるとの豪州政府の立場を繰り返し確認するとともに、資源エネルギー分野での日豪協力を更に強化していくことで一致した。中でも、日豪経済協力における新たなフロンティアである水素・アンモニア分野において、水素エネルギーサプライチェーン（HESC）プロジェクトなどの数多くの日豪プロジェクトが進展した。さらに、気候変動に関するパリ協定の実施、周辺国への適応・緩和支援に係る協力及び重要鉱物に関するパートナーシップ等を通じて、更に協力を進展させることで一致した。また、両国は、インド太平洋地域におけるクリーンエネルギーへのアクセスを確保するための取組である、日本の「アジア・ゼロエミッション共同体」構想について、豪州からの支持を得た。
- (5) 日豪両国は、共通の関心事項である太平洋島嶼国地域に関し、頻繁に意見交換を実施した。10 月の日豪首脳共同声明においては、太平洋島嶼国のニーズと優先事項に対処するため、地域における協力を強化することを確認したほか、重要インフラ、災害復旧及び強靱性、海洋安全保障などの太平洋にとって主要な重要分野について、「ブルーパシフィックにおけるパートナー（PBP）」などを通じて、他のパートナーとの効果的な協力を拡大することを追求することを確認した。
- (6) 5 月には、直前に行われた豪州議会総選挙の結果、新たに就任したばかりのアルバニー州首相がウォン外相と共に訪日し、日本が主催した日米豪印首脳会合に参加した。同会合への出席を通じて、同首相は新政権下においても日米豪印を始めとするインド太平洋地域の同志国連携を重視する立場を明確に示した。また、6 月には、岸田総理大臣が、日本、豪州、ニュージーランド、韓国の 4 か国から成る初の NATO アジア太平洋パートナー（AP4）首脳会合を主催した。同会合では、インド太平洋と欧州の安全保障は不可分であるとの認識の下、4 か国が主導してインド太平洋と NATO との意思疎通を深めていくことや、インド太平洋地域の平和と安定のために引き続き 4 か国で緊密に意思疎通を図っていくことを確認した。また、11 月、日本、豪州、そして米国は、豪州企業による

太平洋地域の大手通信事業者の買収に関する資金支援に係る3か国の協力を発表した。日豪NZ韓については、12月に次官級でのオンライン会合の実施、令和5年1月にEU次官も加え、日豪NZ韓国・EUの次官級協議をハイブリット形式で開催するなど、連携が強化された。さらに、8月には、日米豪閣僚級戦略対話(TSD)を開催し、中国の一連の軍事活動に対する深刻な懸念が表明するとともに、地域の平和と安定のため、引き続き日米豪3か国の間で緊密に連携していくことで一致した。

2 日NZ関係

(1) 首脳間において、4及び9月に対面にて会談を、外相間においては、令和5年2月に会談を実施した。そのほか、6月のNATO首脳会合、11月のAPEC首脳会議の際に、多国間の首脳級会合を実施した。

ア 4月には、アーダーン首相がコロナ後の初外遊先の一つとして訪日した。両首脳は、外交関係樹立70周年を迎える重要な時期の首脳会談開催との認識のもと、ロシアによるウクライナ侵略、中国のソロモン諸島との安全保障協定の締結の直後であり、世界及び地域の戦略環境が大きく変わる中、両国が同志国として連携し、「戦略的協力パートナーシップ」をより一層強固にすることで一致し、日ニュージーランド首脳共同声明を発出した。ロシアのウクライナ侵略に対し、両国にて明確な非難のメッセージを表明したほか、南シナ海に加え、両国間の文書においては初めて、東シナ海における一方的な行動への強い反対を記載した。北朝鮮による核・弾道ミサイル開発への強い非難、瀬取り対策での協力、アーダーン首相から拉致問題の即時解決への強い支持が表明された。経済分野においては、伝統的な協力分野である農業分野に加え、水素、地熱などの再エネ分野、宇宙分野などで更なる協力を進めることで一致したほか、CPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)における連携強化を確認した。

イ 9月の国連総会の際には、日NZ首脳間の懇談を実施し、4月の首脳会談のフォローアップに加え、翌令和5年のCPTPPの議長国を務めるNZとの連携を再確認した。同懇談の後、アーダーン首相は、岸田総理大臣が主催する包括的核実験禁止条約(CTBT)フレンズ首脳級会合に参加した。また、11月のAPEC首脳会議の際に、北朝鮮の弾道ミサイル発射を受けた有志国首脳級緊急会合が開催され、NZからはアーダーン首相が出席し、国連安保理決議に従った北朝鮮の完全な非核化へ向け、協力を確認した。

ウ 令和5年2月、マフタ外相が外務省賓客として訪日し、林外務大臣との間で、外相会談・ワーキング・ディナーを実施した。中国への対応を含む地域情勢、太平洋島嶼国との連携、ALPS処理水についてなど、率直な意見交換を実施し、「太平洋島嶼国地域における協力に関する日ニュージーランド外相宣言」を発出した(令和元年に外相間で発出したものを、昨今の戦略環境の変化を踏まえて改定した)。両外相は、安全保障上の協力を深めること、太平洋島嶼国における連携強化、地域・国際的課題に対し、同志国として協力することで一致した。

(2) 太平洋島嶼国地域における連携については、上記(1)のハイレベル会談においても具体的に議論がされているほか、事務レベルにおいては、11月に、第5回日NZ太平洋協議を対面で実施した。太平洋島嶼国をめぐり情勢及び同地域における両国の協力の方向性や同志国連携について意見交換し、太平洋島嶼国地域の持続的発展に向けて、両国で緊密に連携していくことで一致した。サモアに所在する太平洋気候変動センターを含む具体的援助案件についても、事務レベルで調整を進めた。

(3) そのほか、7月に第27回日NZ高級事務レベル経済協議を対面にて実施した。二国間の経済協力の現状や今後の進展について協議したほか、経済安全保障、サプライチェーン、太平洋島嶼国における中国へ影響拡大への対応に加え、両国がCPTPPの副議長を務める中での協力、特に中国の加入申請について率直な意見交換をした。

令和2・3・4年度目標の達成状況: a

測定指標8-2 太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化 *

中期目標(---年度)

太平洋島嶼国との友好協力関係を強化する。

令和2年度目標

1 太平洋・島サミット(PALM)関連会合の開催等を通じ、第8回太平洋・島サミット(PALM8)の主な成果の実施状況を評価するとともに、第9回太平洋・島サミット(PALM9)に向けた議論を進めていく。

- 2 ハイレベルでの要人往来や国際会議の機会等も活用し、幅広いレベルでの対話・協議を通じて太平洋島嶼国との関係をより重層的に強化していく。

施策の進捗状況・実績

1 PALM9に向けた議論

- (1) 10月、PALM中間閣僚会合（テレビ会議形式）を開催し、茂木外務大臣がコフエ・ツバル法務・通信・外相と共に共同議長を務め、茂木外務大臣から、PALM8で表明した日本の支援策の進捗について具体的に説明するとともに、PIF加盟国等との間で、PALM9に向けたビジョンと優先事項等について意見交換を行い、PALM9の成功に向け、引き続き緊密に連携していくことを確認し、議長総括を採択した。
- (2) PALM9に向けた有識者会合を11月から12月に全4回開催した。第1回はPALM9に向けた基本方針、気候変動、環境及び防災、第2回は海洋及び漁業分野における協力、第3回は貿易投資・観光・インフラ分野における協力、第4回は社会開発（保健・教育・人材育成・人的交流）分野における協力について、有識者委員により活発な議論が行われた。
- (3) 7月及び11月、木原内閣総理大臣補佐官及び和泉内閣総理大臣補佐官の下で、関係省庁局長級から構成される「太平洋島嶼国協力推進会議」を開催し、PALM9に向けて、対太平洋島嶼国政策の強化のための取組について議論を行うとともに、関係省庁が引き続き連携しつつオールジャパンで取組を進めていくため、更に議論を行っていくことを確認した。

2 幅広いレベルでの対話・協議を通じた太平洋島諸国との関係強化

- (1) 新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を受け、日本と太平洋島嶼国の双方が水際対策措置を講じたため、要人の往来や国際会議の機会を捉えた対話及び協議の機会が激減した。
- (2) 4月、茂木外務大臣が、セルイラトゥ・フィジー共和国防衛・国家安全保障・外相と電話外相会談を実施し、邦人帰国に向けた働きかけを行うとともに新型コロナウイルス感染症対策等について意見交換を行った。
- (3) 7月、中山外務大臣政務官はマタイトンガ駐日フィジー共和国大使、マツタロウ駐日パラオ共和国大使及びマンギシ駐日トンガ王国大使と懇談し、新型コロナウイルス感染症対策等について意見交換を行うとともに、PALM中間閣僚会合やPALM9へ向けて協力していくことで一致した。
- (4) 8月、茂木外務大臣は、パプアニューギニアを訪問し、マラペ首相を表敬訪問し、同首相との間で、二国間関係、新型コロナウイルス対策、経済関係、遺骨収集、国際社会における協力等、幅広い分野における議論を行うとともに、PALM9に向けて、引き続き緊密に連携していくことで一致した。また両者は、北朝鮮を含む地域情勢について意見交換し、今後も緊密に連携していくことを確認するとともに、茂木外務大臣から、拉致問題の早期解決に向けた理解と協力を求め、マラペ首相から支持を得た。
- (5) 10月、在フィジー大使館主催の日・フィジー外交関係樹立50周年に係る広報文化イベントが実施され、中西外務大臣政務官が祝辞（ビデオメッセージ）を發出し、同イベントで放映された。
- (6) 12月、中西外務大臣政務官が、ミクロネシア、フィジー、マーシャル、パラオ、サモア及びトンガの駐日大使との昼食会を開催し、日・太平洋島諸国関係等、様々な共通の関心事項について意見交換を行ったほか、PALM9へ向けて協力していくことで一致した。

令和3年度目標

- 1 令和3年に開催予定のPALM9において、参加各国との首脳レベルの対話の機会を確保し、同対話を通じて太平洋島嶼国との友好協力関係を一層強化する。また、PALM9の成果等のフォローアップを然るべく行う。
- 2 ハイレベルでの要人往来や国際会議の機会等も活用し、幅広いレベルでの対話・協議を通じて太平洋島嶼国との関係をより重層的に強化していく。

施策の進捗状況・実績

1 PALM9の開催とフォローアップ

- (1) 6月、木原総理大臣補佐官及び和泉総理大臣補佐官の下、関係省庁局長級から構成される「太平洋島嶼国協力推進会議」の第7回会合が開催され、対太平洋島嶼国政策強化の具体策について議論が行われるとともに、第9回太平洋・島サミット（PALM9）の開催に向け、関係省庁が連携しオールジャパンで取組を進めていくために、更なる議論を行っていくことが確認された。
- (2) 7月、菅総理大臣とナタノ・ツバル首相の共同議長の下、テレビ会議方式でPALM9が開催され、日本、14島嶼国、オーストラリア、NZに加え、ニューカレドニア及び仏領ポリネシアの2地域を含む19か国・地域的首脳等の参加のもと、今後3年間の重点分野として、①新型コロナへの対応と回

復、②法の支配に基づく持続可能な海洋、③気候変動・防災、④持続可能で強靱な経済発展の基盤強化、⑤人的交流・人材育成の5つの重点分野を中心に議論を行った。議論の成果として、「第9回太平洋・島サミット（PALM9）首脳宣言」並びに附属文書である「太平洋のキズナの強化と相互繁栄のための共同行動計画」及び「ファクトシート－PALM8以降の日本の支援」を採択した。

（3）令和4年2月、PALM9のフォローアップとして、将来指導的立場につくことが期待される11名の若手行政官を太平洋島嶼国から招待し、オンラインで日本と太平洋島嶼国の関係について説明及び意見交換を行い、相互理解を深めた。

2 幅広いレベルでの対話・協議を通じた太平洋島諸国との関係強化

（1）新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を受け、要人の往来や国際会議の機会を捉えた対話及び協議の機会が激減するも、オンライン等を活用し、太平洋島嶼国との対話の機会を確保した。

（2）6月及び7月、PALM9の開催に際して、13島嶼国の首脳などと二国間首脳テレビ会談を行った。菅総理大臣から、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて引き続き連携していきたい旨述べるとともに、新型コロナ対策やインフラ整備、防災対応能力の向上などに関する各国への支援を引き続き行う考えを表明した。これに対し、各国からは、これまでの日本の支援も含め謝意が表明され、様々な分野で協力を進めていくことが確認された。

（3）9月、中西哲外務大臣政務官が、マツタロウ駐日パラオ共和国大使と懇談を行い、これまでの日・パラオ関係の発展への尽力に対して、お互いに謝意を表明した。

（4）令和4年1月、三宅外務大臣政務官は、アバル駐日パプアニューギニア独立国大使と懇談を行い、パプアニューギニアの社会経済の発展に向けた支援の在り方や、日本・パプアニューギニア間の投資・観光の促進に向けてとるべき方策等について意見交換を行った。

（5）令和4年1月、大規模な火山噴火及び津波により被害を受けたトンガ王国に対して、岸田総理大臣からお見舞いメッセージを発出するとともに、緊急援助隊（自衛隊部隊）による迅速な緊急援助物資の輸送及び供与を行い、さらに、約244万米ドル（約2億6,400万円）の緊急無償資金協力の実施も決定し、被災地の復旧に向けて支援を実施した。これに対し、トンガ首相から謝意が表明された。

令和4年度目標

1 太平洋・島サミット（PALM）関連会合の開催等を通じ、PALM9の成果を着実に実施するとともに、令和6年に開催予定の第10回太平洋・島サミット（PALM10）に向けた議論を進めていく。

2 ハイレベルでの要人往来や国際会議の機会等も活用し、幅広いレベルでの対話・協議を通じて太平洋島嶼国との関係をより重層的に強化していく。

施策の進捗状況・実績

1 PALM9の成果の着実な実施とPALM10に向けた議論の実施

（1）太平洋島嶼国の首脳及び外相等との会談の機会（以下2参照）を捉え、PALM9で発表した重点5分野における日本の当該国への支援実施状況を総理大臣・外務大臣等から説明し、引き続き、太平洋島嶼国のニーズに寄り添った支援を行っていくことを伝達した。これに対し、太平洋島嶼国側からは日本の支援に対する謝意が示された。また、PALM10に向けて緊密に連携していくことについても確認した。なお、7月のキリバスの太平洋諸島フォーラム（PIF）脱退を受け、これらの会談において、平成3年からの域外国対話や平成9年からの太平洋・島サミットを通じてPIFとの協力・連携を積み重ねてきた日本として、キリバスを含む太平洋島嶼国地域の一体性を維持していくことの重要性を訴え続けたこともあり、令和5年2月にフィジー・ナンディで開催されたPIF特別首脳会合でキリバスはPIFに復帰した。

（2）ALPS処理水の海洋放出については、PALM9のコミットメントに基づき、岸田総理大臣、林外務大臣等のハイレベル及び我が方大使から各国首脳等に対し安全性の確保等について累次説明を重ねた結果、令和5年2月の日・ミクロネシア連邦首脳会談の共同記者発表において、パニエロ大統領から、以前のような懸念はもはや有しておらず、海洋資産及び資源を傷つけないという日本の意図と技術力へのより深い信頼を今や有している旨が発言された。また、令和5年2月のPIF代表团（ブラウン・クック諸島首相、カプア・マーシャル諸島外務・貿易相及びブナ PIF 事務局長）訪日の際には、岸田総理大臣との会談で、ALPS処理水の海洋放出に関する集中的な対話の重要性や、PALM10の成功に向けて緊密に連携していくことについて一致した。

（3）同志国との連携については、既存の二国間及び多国間の連携枠組に加え、6月に新たに立ち上げられた、太平洋島嶼国への支援に係る各国のアプローチを調整するイニシアティブである「ブルーパシフィックにおけるパートナー（PBP）」も活用しつつ、同志国との連携の一層の強化に取り組

んだ。9月に林外務大臣は、ニューヨーク（米国）を訪問中に PBP 外相会合に出席し、太平洋・島サミット等の我が国の取組に触れた上で、PBP においては、気候変動等において、太平洋島嶼国による地域の取組を支えていきたい旨発言した。太平洋島嶼国・地域代表からは、PBP による緊密な対話と協力の意向に対し、歓迎の意が示され、今後の具体的な協力について期待が表明された。

2 幅広いレベルでの対話・協議を通じた太平洋島嶼国との関係のより重層的な強化

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を受け滞っていた国際的な人の往来の再開を受け、要人往来やマルチの国際会議等の機会を捉え、太平洋島嶼国との対話を積極的に展開した。

(1) 首脳・閣僚レベルの会談

ア 4月、岸田総理大臣が、「第4回アジア・太平洋水サミット」に際し訪日中のナタノ・ツバル首相と首脳会談を実施し、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現や気候変動問題について連携していくことを確認するとともに、国際社会の平和と安定のため、国際社会と連携して毅然と対応することで一致した。

イ 5月には、林外務大臣が、フィジー及びパラオを訪問した。フィジーでは、バイニマラマ首相兼外相を表敬し、二国間関係の一層の強化及び FOIP の実現に向けた両国の連携強化の重要性を確認するとともに、防衛当局間の交流を含む、安全保障・防衛分野等における協力を推進することで一致した。また、プナ PIF 事務局長と会談を行い、太平洋島嶼国における日本と PIF 事務局の共通の関心事項について引き続き緊密に連携していくことで一致するとともに、太平洋島嶼国地域の安全保障環境について、全ての太平洋島嶼国が一体となって協力することの重要性を確認した。パラオでは、二国間関係の一層の強化及び FOIP の実現に向けた両国の連携強化の重要性を確認するとともに、この地域の平和と安定のため、関係国が引き続き緊密に連携していくことの重要性を確認した。また、アイタロー国務大臣との外相会談では、第10回太平洋・島サミット（PALM10）に向け連携していくことで一致するとともに、農畜産業分野、漁業分野及び遺骨収集事業等について、引き続き緊密に連携していくことを確認した。

ウ 8月、訪米中の岸田総理大臣は、バイニマラマ・フィジー首相と短時間懇談し、「核兵器のない世界」、FOIP 及び ALPS 処理水の海洋放出等について議論を行うとともに、日フィジー関係、日 PIF 関係の強化のために引き続き協力していくことで一致した。

また、林外務大臣は、マネレ・ソロモン諸島外務貿易相と電話外相会談を行い、中国とソロモン諸島との間の安全保障協力協定や、ALPS 処理水の取扱い等について意見交換を行うとともに、国際社会における協力や日ソロモン関係の強化、拉致・核・ミサイル問題を含む北朝鮮への対応において、引き続き協力していくことで一致した。また、林外務大臣は、バイニマラマ・フィジー首相兼外相と電話外相会談を行い、インド太平洋経済枠組み（IPEF）における連携や、ALPS 処理水の取扱い及び地域の安全保障を含む諸課題について意見を交換した。

エ 9月、岸田総理大臣は、訪日したウィップス・パラオ大統領と首脳会談及びワーキング・ランチを行い、民主主義や法の支配といった基本的価値を共有する国々が結束することの重要性を確認し、緊密に協力していくことで一致するとともに、二国間関係、FOIP、太平洋島嶼国情勢及び国際社会における連携について意見交換を行った。両首脳は、日・パラオ首脳共同声明を発出した。

岸田総理大臣は、安倍元総理国葬儀出席のため訪日したマラペ・パプアニューギニア首相と首脳会談を行い、地域情勢について意見を交換するとともに、法の支配といった原則がしっかり尊重される必要があることで一致し、北朝鮮への対応において、引き続き緊密に連携していくことを確認した。

また、同月、林外務大臣は、エリエイサー・ミクロネシア連邦外務大臣と外相電話会談を行い、両国間の更なる関係強化及び FOIP の実現のため協力していくことを確認するとともに、ALPS 処理水の海洋放出や地域の安全保障を含む諸課題について意見交換を行った。

オ 11月、バンコク（タイ）を訪問した林外務大臣は、トカチェンコ・パプアニューギニア外相と外相会談を行い、二国間関係や太平洋島嶼国地域情勢等について意見を交換した。ウクライナ情勢や安保理改革、核・ミサイル問題や拉致問題を含む北朝鮮への対応において緊密に連携していくことで一致するとともに、東シナ海や南シナ海における力による一方的な現状変更の試みや経済的威圧に対し、国際社会が一致して反対の声を上げていく必要があるとの認識で一致した。

カ 令和5年2月、岸田総理大臣は、訪日したパニュエロ・ミクロネシア連邦大統領と首脳会談及びワーキング・ディナーを行い、二国間関係、地域情勢及び国際情勢等について意見を交換した。両首脳は、民主主義や法の支配といった基本的価値を共有する国々が結束することが重要であること、また、世界のどこにおいても力による一方的な現状変更は許されないと認識で一致したほか、FOIP の実現に向けて緊密に協力することを確認した。また、ALPS 処理水の海洋放出について、パニュエロ大統領から、以前のような懸念はもはや有しておらず、海洋資産及び資源を傷つ

けないという日本の意図と技術力へのより深い信頼を今や有している旨発言し、両首脳は、日・ミクロネシア首脳共同声明を発出した。

同月の PIF 代表团（ブラウン・クック諸島首相、カブア・マーシャル諸島外務・貿易相及びブナ PIF 事務局長）の訪日の際には、岸田総理大臣との会談において、ALPS 処理水の海洋放出に関する集中的な対話の重要性や、PALM10 の成功に向けて緊密に連携していくことについて一致し、林外務大臣との会談において、気候変動を含む安全保障環境や海面上昇の問題について議論を行い、同分野における協力を継続すること及び ALPS 処理水の海洋放出に関する集中的な対話の重要性につき一致した。また、岸田総理大臣は、ブラウン・クック諸島首相との間で首脳会談を実施し、FOIP の実現に向けて緊密に協力していくことで一致するとともに、二国間関係及び ALPS 処理水等について意見を交換した。クック諸島が次期 PIF 議長国であることを踏まえ、令和 6 年の PALM10 の開催に向けて両国で緊密に協力していくことを確認した。また、林外務大臣は、カブア・マーシャル諸島外務・貿易相と外相会談を実施し、二国間関係や FOIP の実現に向けた協力、ALPS 処理水の海洋放出等について意見を交換した。

同月、ニューヨーク（米国）訪問した林外務大臣は、太平洋島嶼国の国連常駐代表等との昼食会を実施し、地域の持続可能な発展のための支援や気候変動による海面上昇に関する問題等について議論したほか、ウクライナ情勢を始めとする、国連における日本と太平洋島嶼国の緊密な協力の更なる強化や、ALPS 処理水の海洋放出について引き続き意思疎通を継続していくことで一致した。

キ 同年 3 月、林外務大臣は、ソロモン諸島及びクック諸島を訪問した。ソロモン諸島では、ソガバレ首相を表敬し、FOIP の実現に向けた一層の連携の強化と、令和 5 年開催予定の PALM 中間閣僚会合での協力を確認した。また、林外務大臣から ALPS 処理水の海洋放出に関する我が国の立場を説明した。マネレ外相との外相会談では、PALM 中間閣僚会合での協力を確認するとともに、ウクライナ情勢について今後とも協力していくことで一致した。クック諸島では、ブラウン首相を表敬し、林外務大臣から、PIF 議長であるブラウン首相を令和 5 年 5 月の G 7 広島サミットのアウトリーチ会合に招待する旨を伝達した。また、両者は、FOIP 実現に向けた一層の連携強化を確認するとともに、ALPS 処理水、東シナ海・南シナ海情勢、ウクライナ情勢、核・ミサイル問題や拉致問題を含む北朝鮮への対応等についても意見交換し、緊密に連携していくことで一致した。

さらに、両者は令和 5 年開催予定の PALM 中間閣僚会合での協力を確認した。

（２）首脳・閣僚レベル以外の会談等

ア 外遊としては、4 月に、上杉外務大臣政務官がソロモン諸島を訪問した。ソガバレ首相への表敬では、両者は、FOIP の実現に向けて今後も二国間で緊密に連携していくことで一致するとともに、太平洋島嶼国地域の安全保障環境について議論を行う中で、中国とソロモンとの間の安全保障協力協定についても議論を行った。マネレ外相への表敬では、両者は、中国とソロモン諸島との間の安全保障協力協定について、ソガバレ首相とのやりとりも振り返りながら、改めて双方の考えについて率直な意見交換を行った。また、両者は、ロシアによるウクライナ侵略や北朝鮮への対応を含む地域の諸課題についても足並みを揃えて対応していくことで一致した。令和 5 年 1 月には、武井外務副大臣がマーシャル諸島及びバヌアツを訪問した。マーシャル諸島では、カブア大統領及びカブア外務・貿易相等を表敬し、バヌアツでは、カルサカウ首相との懇談や、キルマン副首相兼土地・天然資源相及びナパット外務・国際協力・貿易相への表敬等を行い、我が国の新たな国家安全保障戦略等について説明するとともに、二国間関係や地域情勢等について意見交換を行った。

イ そのほか、以下の会談等が行われた。

（ア）4 月、三宅外務大臣政務官がシラ駐日サモア大使の表敬を受け、令和 5 年の日・サモア外交関係樹立 50 周年を契機とし、日・サモアの絆を一層強めていくことで一致した。

（イ）6 月、上杉外務大臣政務官は、東京都内で開催された駐日サモア独立国大使館主催の「サモア独立 60 周年・JICA ボランティア派遣 50 周年記念式典」に出席し、日本政府を代表し、挨拶を行った。

（ウ）7 月、三宅外務大臣政務官が訪日中のオロ・サモア公共事業・運輸・インフラ大臣と会談し、今後も日・サモア関係の強化に取り組むことで一致した。

（エ）11 月、武井外務副大臣は、フリッツ駐日ミクロネシア連邦大使の表敬を受け、二国間関係の強化や地域情勢について意見交換を行った。

（オ）12 月、武井外務副大臣は、ビング駐日マーシャル諸島大使の表敬を受け、二国間関係の強化やマーシャル諸島情勢等について意見交換を行った。

（カ）戦略的実務者招へいプログラムにより、12 月にパプアニューギニア外務次官を招へいしたほか、対日理解促進交流（JENESYS）プログラムにより、太平洋島嶼国の大学生 104 名を招へいする

とともに、日本の高校生 10 名をパラオに派遣した。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況： b

測定指標 8－3 要人の往来数

(我が国要人は外務省政務三役及びそのほか閣僚級以上の往訪数。他国要人は、それに準ずる地位の者の来訪数とする。)	中期目標値	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 2・3・4 年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	－	往来数のほか、往来の成果、国際情勢等を踏まえた、各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準	3	往来の成果、国際情勢等を踏まえた、各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準	2	往来の成果、国際情勢等を踏まえた、各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準	40	b

評価結果(個別分野 8)

施策の分析

【測定指標 8－1 豪州及び NZ との関係強化 ＊】

日豪関係に関しては、令和 2 年度は首脳会談を 4 回、外相会談を 4 回、令和 3 年度は首脳会談を 6 回、外相会談を 7 回、そして、令和 4 年度は首脳会談を 4 回、外相会談を 3 回実施するなど、ハイレベルを含め幅広いレベルで緊密な意見交換を実施し、日豪関係を更に強化し、両国の「特別な戦略的パートナーシップ」を新たな次元に引き上げることができた。

日 NZ 関係に関しては、令和 2 年度から 3 年度の 2 年間ににおいては、新型コロナウイルスの影響から、要人往来は制限されたものの、オンラインでの会談や、事務レベルでの協議を通じ、協力強化のための土台作りを着実にいった。令和 4 年度の国境開放後には、例年になく頻度でハイレベルの接点の実現した。会談において、二国間の安全保障や経済協力の進展、太平洋島嶼国における協力強化、同志国連携など、両国の「戦略的協力パートナー」としての協力が強化されていることを確認し、一層連携することによって一致した。

以上のとおり、日豪・日 NZ の間のパートナーシップをこれまで以上に推進・強化することができたため、本指標を a 判定と判断した。各年度における特筆すべき事項は以下のとおり。

1 日豪関係

(1) 令和 2 年度は、特に 11 月、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、菅政権が初めて受け入れる外国首脳としてモリソン首相が訪日し、安全保障・防衛や経済などの分野における協力関係の一層の強化をうたう首脳共同声明に署名し、さらに、この機会に、日豪円滑化協定が大枠合意に至ったことを歓迎したことは、日豪の安全保障・防衛協力を一層具体的に推進する枠組みを更に充実させていく観点から有益だった。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日豪 2＋2 は開催できなかったが、共同訓練の実施や武器等の警護任務の実施に向けた体制構築に必要な調整を開始するなど、日豪間の具体的な協力が進展した。(令和 2 年度：太平洋諸国との友好関係の強化(達成手段①))

(2) 令和 3 年度は、ハイレベルで頻繁なやり取りを行った。特に、令和 4 年 1 月に実施された首脳テレビ会談では、安全保障・防衛協力、地域情勢、経済面も含めた幅広い分野について、高い水準の共通認識を確認しつつ、両国の連携を更に強化していく決意を盛り込んだ首脳共同声明を発出した。さらに、この機会にあわせ、日豪円滑化協定に署名した。本協定により、両国部隊間の協力活動の実施が円滑化され、両国間の安全保障・防衛協力が更に促進されるとともに、インド太平洋地域の平和と安定に対する日豪の関与が強固に支えられることになり、日豪の安全保障・防衛協力の進展を図る上で大きな一歩となった。また、日豪 2＋2 をオンラインで開始したほか、日豪太平洋政策対話並びに日米豪印首脳会合及び外相会合など、各種協議を通じて、様々な分野における協力を推進していくための連携を促進することができた。(令和 3 年度：太平洋諸国との友好関係の強化(達成手段①))

①))

(3) 令和4年度もハイレベルでの協議を継続的に実施した。中でも、5月、就任直後のアルバニー首相が訪日し、日本が主催した日米豪印首脳会合に参加したことに加え、9月、同首相が3名の元首相と共に訪日し、安倍元総理大臣の国葬儀に出席したことは、日豪の強固な関係を示す上で効果的であった。また、10月には、岸田総理大臣が訪豪し、両首脳間において両国の「特別な戦略的パートナーシップ」が新たな次元に入ったことを確認するとともに、新たな日豪安保協力共同宣言を発出したことは、日豪の安全保障・防衛協力の今後10年の方向性を示すとともに、豪州の労働党新政権の下でも日豪関係がより一層発展していくとの力強いメッセージを発信する上で非常に有意義であった。さらに、同訪豪から間を置かず、12月に日豪2+2を実施したことは、安全保障・防衛協力を一層具体的に促進することに大きく寄与した。経済分野については、ハイレベルで資源・エネルギー分野における継続的な協力を確認するとともに、10月の首脳会談では豪州から日本の「アジア・ゼロエミッション共同体」構想への支持を得ることができた。また、日米豪印などの既存の枠組みに加え、日、豪、NZ、韓の4か国から成る協議の枠組みを立ち上げ、インド太平洋地域における同志国連携をより一層推進した。(令和4年度：太平洋諸国との友好関係の強化(達成手段①))

2 日 NZ 関係

(1) 令和2年度は、総選挙を経て単独過半数の議席数を獲得し再選したアーダーン首相及び同政権との更なる連携を確認した。新型コロナウイルス感染症への対応についても両国間の情報共有や連携方法につき協議を行い、特に同感染症の影響により経済的に脆弱になった太平洋島嶼国への対応につき外相レベル及び事務レベルの両方で意見交換を行ったことは、島嶼国のコロナ対策に資する協力であるのみならず、太平洋島嶼国においてより戦略的に同志国連携を推進するための重要な機会となった。また、事務レベル(次官級)の経済協議を実施し、日系企業がよりよい投資環境でNZにおける経済活動ができるよう要請を通し、二国間経済協力の進展へ向けた素地を作った。(令和2年度：太平洋諸国との友好関係の強化(達成手段①))

(2) 令和3年度は、NZがAPECの議長国を、日本がCPTPPの議長国を務めた年であり、自由貿易体制の維持・強化との共通の価値を掲げる両国にて、事務レベルを含め連携することができた。令和4年年始のトンガで発生した火山噴火への対応については、NZ側から有益な情報共有の提供を受けるなど、太平洋島嶼国における具体的な連携が行われた。オンラインでの外相会談においては、右トンガでの連携について確認した上で、島嶼国地域について更なる連携の深化の重要性で一致したほか、緊張が高まるロシア・ウクライナ情勢について意見交換し、連携することを確認した。日NZの戦略的協力パートナーシップの土台である共通の価値観を擁護するため、より戦略的に、強固に協力を推進する決意を確認できた有意義な機会となった。(令和3年度：太平洋諸国との友好関係の強化(達成手段①))

(3) 令和4年度は、アーダーン首相の訪日、マフタ大臣の訪日などの機会を通し、厳しい地域・国際環境の中において、両国の連携が重要になっている旨を確認し、首脳間では共同声明を、外相間では、太平洋島嶼国地域における協力に関する外相共同宣言を発出した。情報保護協定を含む安全保障上の協力強化やCPTPPにおける連携を続け、自由で開かれたインド太平洋の実現に向け共に協力していくことを確認したことは、両国関係がより戦略的な関係に発展していることを対外的に示す機会となった。会談においては、特に太平洋島嶼国地域に関し、NZが有する知見や島嶼国との関係性は、日本が同地域の政策を実施する上で重要であるとの認識の下、二国間協力の大きな柱の一つとして、多くの時間を割き、連携を具体的に進める土台ができた。(令和4年度：太平洋諸国との友好関係の強化(達成手段①))

【測定指標8-2 太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化 *】

令和2年度から令和4年度第1四半期頃までは、新型コロナウイルスの影響により、要人を含む国際的な人の往来が厳しく制限されたことにより、対面での対話を極めて重視する太平洋島嶼国との関係強化に取り組む上で、非常に厳しい状況が大半を占めたが、テレビ会議も活用しつつ、PALM9及び関連会合並びに首脳会談等を行い、太平洋島嶼国地域における日本のプレゼンスの維持・強化を図るとともに太平洋島嶼国との首脳レベルでの信頼関係を構築した。また、太平洋島嶼国地域の地政学的重要性が高まる中、同地域におけるインフラ整備や災害対応を通じて、同志国との間で具体的な連携が進んだ。

(1) 令和2年度は、10月にPALM中間閣僚会合(テレビ会議形式)を開催し、PALM8で表明した日本の支援策の進捗について具体的に説明するとともに、PIF加盟国等との間で、PALM9に向けたビジョンと優先事項等について意見交換を行い、PALM9の成功に向け、引き続き緊密に連携していくことを確認し、議長総括を採択した。コロナ禍にあっても、PALMプロセスを通じ、太平洋島嶼国との関係強化に取り組む日本の強いコミットメントを発信したことは、PALM9の成功に向けた機運醸成の

観点から有益だった。また、「太平洋島嶼国協力推進会議」を開催し、PALM9に向けて、対太平洋島嶼国政策強化のための取組について議論を行うとともに、関係省庁が連携しつつオールジャパンで太平洋島嶼国との関係強化に取り組む体制を構築したことは、PALM9における「太平洋のキズナ政策」の発表につながった。また、国際的な人の往来が厳しく制限された中であっても、8月に茂木外務大臣がパプアニューギニアを訪問し、二国間関係や新型コロナウイルス対策及び国際社会における協力等について議論することにより、マラペ首相との信頼関係を構築するとともに、PALM9に向けて、引き続き緊密に連携していくことで一致したことはコロナ禍にあって太平洋島嶼国との関係強化に取り組む日本の姿勢を示す観点から有益だった。(令和2年度：太平洋・島サミット開催経費(達成手段②))

(2) 令和3年度は、7月にテレビ会議方式でPALM9が開催され、①新型コロナへの対応と回復、②法の支配に基づく持続可能な海洋、③気候変動・防災、④持続可能で強靱な経済発展の基盤強化、⑤人的交流・人材育成の5つの重点分野を中心に議論を行った。議論の成果として、「第9回太平洋・島サミット(PALM9)首脳宣言」等を採択した。また、「太平洋島嶼国協力推進会議」の下でのオールジャパンによる太平洋島嶼国との関係強化のための取組を「太平洋のキズナ政策」として発表したことは、太平洋島嶼国から歓迎をもって受け止められ、首脳宣言の附属文書である共同行動計画としてとりまとめられた。また、PALM9の開催に際して、13島嶼国の首脳などと二国間首脳テレビ会談を行い、各国との間で、今後も様々な分野で協力を進めていくことを確認できたことは、コロナ禍の中における各国との関係強化の観点から有益だった。国際的な人の往来が制限される中においても、日本がPALM9及び首脳会談等を実施したことは、太平洋島嶼国地域に対する強固なコミットメントを具現化する形となった。加えて、令和4年1月の火山噴火・津波被害を受けたトンガ王国への緊急援助隊(自衛隊部隊)による迅速な緊急援助物資の輸送及び供与等の支援は、日・トンガ間の友好・信頼を更に高めた。なお、これらの支援は豪州との連携により実施され、同志国間の連携・協力の強化にもつながった。(令和3年度：太平洋・島サミット開催経費(達成手段②))

(3) 令和4年度は、首脳会談や外相会談等の機会を通じ、PALM9で採択された「太平洋のキズナの強化と相互繁栄のための共同行動計画」の進捗状況や太平洋島嶼国地域における日本の貢献を確認することで、共通認識を醸成することができた。パラオ及びミクロネシア連邦との間では、首脳会談の際にこうした共通認識を首脳共同声明として発出し、また、ウクライナ情勢や北朝鮮等、国際情勢への対応においても太平洋島嶼国と連携・協力を確認できたことにより、両国とのパートナーシップがより強固なものとなった。我が国が、太平洋島嶼国のニーズに寄り添い日本の強みを生かした支援を通じ、PALM9のコミットメントを着実に実施してきたことが、太平洋島嶼国との信頼関係の強固な基盤となっている。こうした成果を得たことは、我が国がPALM9で発表した日本と太平洋島嶼国との間の協力を更に強化する政策である「太平洋のキズナ政策」の下、オールジャパンでの取組を積極的に展開してきたことが大きく寄与したものとする。(令和4年度：太平洋・島サミット開催経費(達成手段②))

【測定指標8-3 要人の往来数】

令和2、3年度については、新型コロナウイルスの影響により、要人を含む国際的な人の往来が厳しく制限されたため、要人往来の件数は、極めて限られたが、その中でも豪州、NZ、太平洋島嶼国の全ての国々との間で、テレビ会議等も活用しつつ、積極的な政務レベルの意思疎通を継続することに成功した。令和4年度になると、要人往来が本格化し、総理大臣の豪州訪問、林外務大臣の太平洋島嶼国訪問等を中心に、対面での交流の機会が増え、件数としても令和3年度、令和2年度を大幅に上回る件数を記録した。

(1) 令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、要人を含む国際的な人の往来が厳しく制限されたため、要人往来の件数は、極めて限られたが、その中でも豪州との間ではモリソン首相の訪日、NZとの間では、経済的に脆弱になった太平洋島嶼国への対応についての外相レベル及び事務レベルの両方での意見交換、太平洋島嶼国との間ではPALM中間閣僚会合のテレビ会議形式での実施等、積極的に意思疎通を継続し、要人往来数では測れない形で外交活動を継続した。(令和2年度：太平洋諸国との友好関係の強化(達成手段①)、令和2年度：太平洋・島サミット開催経費(達成手段②))

(2) 令和3年度は、新型コロナウイルスの影響で、引き続き要人往来は極めて限定的だったものの、首脳テレビ会談やPALM9でのオンラインでの実施等、遠隔ツールをさらに活用し、首脳レベルでの意思疎通の機会を確保した。(令和3年度：太平洋諸国との友好関係の強化(達成手段①)、令和3年度：太平洋・島サミット開催経費(達成手段②))

(3) 令和4年度になると、要人往来が本格化し、総理・外相レベルのみならず、外務副大臣、外務大臣政務官、議員レベル等様々なチャネルを活用し、太平洋島嶼国との積極的に会談を実施した。その結果、要人往来数は、令和2年度と令和3年度の合計を8倍上回る高水準を記録した。(令和4年度：

太平洋諸国との友好関係の強化（達成手段①）、令和4年度：太平洋・島サミット開催経費（達成手段②）

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

- 1 豪州はインド太平洋地域において中核となる国であり、同国との間で、安全保障・防衛協力や経済などの分野において強固な二国間関係を維持・強化し、さらに日米豪印を始めとする地域における同志国連携を主導していくパートナーとしての協力関係を一層深化させていくことは、自由で開かれたインド太平洋を実現する上で、ますます重要となっている。
- 2 NZ は太平洋地域において重要なパートナー国であり、同国と協力関係を深めることは太平洋地域の平和と繁栄に資するため、引き続きパートナーシップの推進・強化との施策を維持する。
- 3 太平洋島嶼国との関係強化に関しては、我が国が国際社会における影響力を保つために、親日国の多いこの地域からの協力を引き続き確保する必要性は高い。この観点から、太平洋・島サミット開催の必要性は高く、引き続き太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保するとの施策を維持する。

【測定指標】

8-1 豪州及びNZ との関係強化 *

インド太平洋地域における重要なパートナーである日豪・日 NZ の関係を維持・強化するため、ハイレベルを含む要人往来、二国間会談及び各種協議を引き続き実施する。

安全保障・防衛協力分野では、豪州との関係では、日豪2+2の開催及び日豪円滑化協定の早期発効等を通じて、具体的な協力を推進する。NZ との関係では、情報保護協定の締結に向けた交渉を加速化し、インテリジェンス部門での協力強化の土台を構築する。

また、太平洋地域における援助・政策連携に向けた意見交換を両国とそれぞれ実施して二国間での連携を強化するほか、日米豪印、日米豪、日豪NZ 韓などの取組を通じて同志国連携を推進する。

8-2 太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化 *

国際社会における我が国の影響力を保つ観点からも、太平洋島嶼国からの支持や協力を引き続き確保する必要性は極めて高いことから、太平洋島嶼国との関係強化を引き続き目標とする。そのために、招へい事業等を通して、ハイレベルから草の根レベルに至るまで我が国との交流を活発化させる。また、令和6年に開催予定の第10回太平洋・島サミット（PALM10）に向け、令和5年に開催予定の第5回PALM 中間閣僚会合に向けて議論が本格化していくところ、太平洋島嶼国地域をめぐる情勢も踏まえつつ、令和5年度において、太平洋島嶼国、PIF 事務局及び関係省庁との連携を密にして対応して、準備を本格化させる。さらに、昨今の太平洋島嶼国地域に対する国際的な関心の高まりを踏まえ同地域への支援をより効果的・効率的に実施していくため、「ブルーパシフィックにおけるパートナー（PBP）」等の枠組みも活用しつつ、同志国との連携の更なる強化に取り組む。

8-3 要人の往来数

二国間の関係の維持・強化のためには緊密な意見交換の場を持つことが重要であり、豪州、NZ 及び太平洋島嶼国について、「各国との協力関係の維持・強化等の観点から適切な水準」という目標を維持する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ
オーストラリア
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/australia/index.html>)
ニュージーランド
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nz/index.html>)
キリバス
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kiribati/index.html>)
クック諸島
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cook/index.html>)
サモア

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/samoa/index.html>)
ソロモン諸島
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/solomon/index.html>)
ツバル
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/tuvalu/index.html>)
トンガ
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/tonga/index.html>)
ナウル
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nauru/index.html>)
ニウエ
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/niue/index.html>)
バヌアツ
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vanuatu/index.html>)
パプアニューギニア
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/png/index.html>)
パラオ
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/palau/index.html>)
フィジー
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/fiji/index.html>)
マーシャル
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/marshall/index.html>)
ミクロネシア
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/micronesia/index.html>)

施策 I-2 北米地域外交

令和5年度政策評価書

(外務省4-I-2)

施策名(※)	北米地域外交					
施策目標	1 我が国外交の基軸である日米同盟関係の更なる強化のため、以下を実施する。 (1) 日米が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。 (2) 日米の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。 (3) 日米安保体制の信頼性を向上するとともに、在日米軍の安定的な駐留を確保し、もって我が国の安全を確保する。 2 日加関係の更なる強化のため、以下を実施する。 (1) 日加が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。 (2) 日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。					
施策の予算額・執行額等(分担金・拠出金除く)	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	652	568	535	590
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	652	568	535	
	執行額(百万円)		419	343	458	
同(分担金・拠出金)	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	0	0	0	0
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	0	0	0	
	執行額(百万円)		0	0	0	

(※) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」、「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果 (注1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (B)	(判断根拠) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の令和2・3・4年度目標の達成状況(注2)	個別分野1 北米諸国との政治分野での協力推進	
		*1-1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展	a
		1-2 日米・日加間の相互理解の進展	b
		1-3 日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)	b
		1-4 日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)	b
		1-5 米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合)	b
		個別分野2 北米諸国との経済分野での協力推進	
		*2-1 米国との経済分野での協調の深化	s
		2-2 カナダとの経済分野での協調の深化	b
		個別分野3 米国との安全保障分野での協力推進	
		*3-1 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進	b
		*3-2 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展	b

(注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2) 「測定指標の令和2・3・4年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び令和2・3・4年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見) ・ロシアのウクライナ侵攻、北朝鮮のミサイル開発の加速化、中国の軍事力強化と海洋進出などの安全保障環境の変化の中で、日米首脳会談および日米安全保障協議委員会（日米「2＋2」）を重ね、米国の日本の防衛コミットメントを強化し、日米両国の戦略文書の発表を通じてインド太平洋全域の抑止力強化に向けた取り組みを強化したことは重要な成果である。 ・我が国の「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」政策戦略によって米国とカナダの外交政策が変化し、両国ともにインド太平洋地域への深い関与を強調する新しい戦略に着手したことが明確である。米国のインド太平洋戦略と国家安全保障戦略は、戦略的な国際競争やインド太平洋地域の安定化への米国の深い関与の意思を反映している。自由で開かれたインド太平洋を実現することへの明確なコミットメントは、地域の自由貿易、民主主義、及び人権などの分野での米国の役割を明確化している。米国の日本防衛への継続的なコミットメント、日米同盟の強化とさらなる地域安全保障体制の構築にむけて、令和2～4年の我が国の外交努力が着実にアウトカムへと繋がりつつあると思料され、高く評価できる。 ・測定指標1－1における政府トップレベルでの協力関係や、測定指標2－1における経済分野での協調の進化では、エビデンスが詳細に示されており、目標通り、或いは目標を越えての成果があがっていることは高く評価できる。一方、これらの指標に比べて、実務レベルの日米、日加の活動については、一定の成果が上がったとされているもののエビデンスが十分に示されていない。トップレベルの会議に加えて、基盤となる実務レベルの活動評価も重要である。支援事業や研修計画を実施することが目標とされており、これらの事業や研修によってどのような成果があがったのか、何が課題であったか、評価を行うことによって得られる次期目標設定への学びが示されていない。 ・測定指標1－2について、重層的な人的交流が進んでいるのが良い。大統領選挙の行方がどうなるのか不明で、アメリカ政治の不安定がつづくなか、幅広い層と深く関係を結んでいくことは安全保障になる。 ・測定指標1－5について、施策1－2の各目標の達成度合いが、この世論調査の結果に貢献するには乖離がある。施策の分析では、測定指標1－5について「引き続き米国の一般国民により理解を得る努力を継続していく」とあるが、これがどの目標に関連するのか明確でない。米国の一般国民に働きかける目標を加えるか、意図的なサンプル選定による質問票調査をするか、などにより適切な測定指標に変えることがよいのではないか。 ・米国が中国との戦略的競争関係を深める中で、米国内では対内投資規制、輸出規制、政府調達厳格化、サプライチェーン強靱化、インフレ抑制法などの規制措置が強まる中で、日本は経済安全保障の措置を強化しつつも、日米経済政策協議委員会や、インド太平洋経済枠組み（IPEF）の構築支援等を通じてインド太平洋における自由で開かれた経済秩序を推進したことも評価できる。 ・個別分野2の測定指標2－1については顕著な成果が得られたとのことであり、このことは賞賛に値する。なお、コロナ禍下においても動画配信、ウェビナー、情報発信など在外公館の趣向を凝らした取組も高く評価されているところ。 ・個別分野3について、「令和2年度の外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見において指摘された、『米国における対日世論調査の結果』における一般国民と有識者との間での理解の乖離については、有識者による理解は極めて高い値を示している一方、一般国民の理解はそれに及ばない状況が継続しているところ、次年度以降においても引き続き米一般国民による理解を得る努力を継続していく。」という点に注目したい。 ・個別分野3「米国との安全保障分野での協力推進」、とりわけ測定指標3－2「在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展」に関する記述は、在日米軍施設の施設としての負の側面（NIMBY）のみに着目した取組を取り上げているように見受けられる。その他の側面、たとえば人的な側面を通じた取組としての、在日米軍基地で開かれた「日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト」や「在日米軍オリエンテーションプログラム」、「アメリカで沖縄の未来を考える（TOFU）プログラム」は個別分野3の目標達成のための事業であり、記述に値するのではなかろうか。

担当部局名	北米局	政策評価 実施時期	令和5年8月

個別分野 1 北米諸国との政治分野での協力推進

施策の概要

- 1 日米・日加政府間(首脳・外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。
- 2 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第208回国会施政方針演説(令和4年1月17日)
八 外交・安全保障
- ・第208回国会外交演説(令和4年1月17日)

測定指標 1-1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展 *

中期目標(一年度)

我が国の外交・安全保障政策の基軸である日米同盟を引き続き強化する。
カナダとの間で二国間及び国際社会における重層的な連携をより一層強化する。

令和2年度目標

1 日米間の協力関係の進展

日米間で、首脳間、外相間を始め、様々なレベルで密接に連携し、北朝鮮問題を含む地域及び国際社会の諸課題に緊密に連携して取り組み、協力関係を更に強化していく。

2 日加間の協力関係の進展

日加間で、首脳間、外相間を始め、様々なレベルで密接に連携し、地域及び国際社会の平和と繁栄に貢献していく。特に、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの下、「瀬取り」対策協力やTPP11の着実な実施・拡大に向けた協力等、安全保障・経済の両面で関係を強化していく。

施策の進捗状況・実績

1 日米間の協力関係の進展

日米は首脳間で4回(全て電話会談)、外相間で6回(うち電話会談が4回)会談を行うなど、新型コロナウイルスにより国際的な人の往来が制限される厳しい状況下においても、ハイレベルで頻繁な政策のすり合わせを継続して行った。

特に、8月の安倍総理大臣とトランプ大統領の電話会談や、9月の菅総理大臣とトランプ大統領の電話会談、11月の菅総理大臣とバイデン次期大統領の電話会談など、日米両国の政権の節目の時期にあっても、北朝鮮への対応を始めとする地域及び国際社会の諸課題の解決や「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に向け、緊密に連携して対応した。

関係構築が特に重要な米政権移行直後においては、令和3年1月20日にバイデン大統領が就任すると、27日に茂木外務大臣とブリンケン国務長官が、28日に菅総理大臣とバイデン大統領が、それぞれバイデン政権発足後初めての電話会談を行った。日米首脳電話会談では、日米同盟を一層強化すべく、日米で緊密に連携していくことで一致した。バイデン大統領からは、日米安保条約第5条の尖閣諸島への適用を含む日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントが表明された。また、両首脳は、米国のインド太平洋地域におけるプレゼンスの強化が重要であること及び「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて緊密に連携するとともに、地域の諸課題にも共に取り組んでいくことで一致した。日米外相電話会談では、日米同盟の更なる強化に取り組むことを確認するとともに、中国や朝鮮、韓国などの地域情勢や「自由で開かれたインド太平洋」の重要性についても意見交換を行った。また、引き続き、地域や国際社会が直面する諸課題について、日本や日米豪印などの同志国間で緊密に連携していくことで一致した。

令和3年3月16日には、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官が就任後初の外遊先として日本を訪問し、バイデン政権発足後初となる日米「2+2」を開催したほか、初の日米外相会談を行った。会談では、日米同盟の更なる強化について一致したほか、中国、北朝鮮、韓国、ミャンマーやイラン等の地域情勢や、コロナ対策や気候変動問題といった国際社会共通の課題についても意見交換を行い、各分野での日米間の緊密な連携を確認した。

2 日加間の協力関係の進展

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、対面での会談は実現できなかったが、首脳間では3回の電話会談を通じて日加間で緊密に意見交換を行ったほか、外相間でも人権をめぐって連携を推進した。

特に、9月の菅総理大臣就任直後に行われた日加首脳電話会談では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を改めて確認するとともに、菅総理大臣から、拉致問題の解決に向けて引き続き支持と協力を求めたのに対し、トルドー首相から支持の表明があった。そのほか、中国を含む地域情勢についても意見交換を行った。

「瀬取り」対策協力については、10月以降、コロナ禍の中でも、東シナ海を含む我が国周辺海域においてカナダ軍の航空機及び艦船が派遣されるなど、日加の連携が進展した。

人権分野では、令和3年2月、ガルノー外相主催により「二国間関係における恣意的拘束の利用に反対する宣言」の対外発表行事が行われ、茂木外務大臣はビデオ・メッセージを通じて出席し、同宣言を支持した。

令和3年度目標

1 日米間の協力関係の進展

日米間で、首脳間、外相間を始め、様々なレベルで密接に連携し、北朝鮮問題や東シナ海・南シナ海を含む地域の諸課題、及び新型コロナや気候変動等の国際社会の諸課題に緊密に連携して取り組み、協力関係を更に強化していく。

新型コロナによる往来の制約がある中、対面での会談を追求しつつも、電話会談・テレビ会議を通じて、緊密に意思疎通を図っていく。

2 日加間の協力関係の進展

コロナ禍が続く中でも、時宜を捉えながら、電話会談を含め、首脳間、外相間等の様々なレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持していく。特に、「瀬取り」対策協力を含めた法の支配における協力を強化するなど、「自由で開かれたインド太平洋」の下での日加協力を具体化していく。

施策の進捗状況・実績

1 日米間の協力関係の進展

日米は首脳会談を7回（うち2回は電話会談、1回はテレビ会談）、外相会談を12回（うち7回は電話会談）行うなど、新型コロナにより国際的な人の往来が制限される厳しい状況下においてもハイレベルで頻繁な政策のすり合わせを継続して行った。

特に、4月の菅総理大臣とバイデン大統領の会談や、令和4年1月の岸田総理大臣とバイデン大統領のテレビ会談などを通じ、日米同盟の更なる強化や「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現、中国や北朝鮮などの地域情勢や新型コロナ、気候変動、核軍縮・不拡散などの地球規模課題への対応において、緊密に連携した。

4月15日から18日にかけて、菅総理大臣は、世界の首脳に先駆けてワシントンDCを訪問し、バイデン大統領にとって初となる対面の首脳会談を行った。両首脳は、個人的信頼関係を強化するとともに、自由、民主主義、人権、法の支配などの普遍的価値を共有し、インド太平洋地域の平和と繁栄の礎である日米同盟をより一層強化していくことで一致した。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、日米両国が、オーストラリアやインド、ASEANといった同志国などと連携しつつ、結束を固め、協力を強化していくことを確認した。

会談後、日米首脳共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」が発出された。共同声明では、3月に開催された日米「2+2」の共同発表も踏まえ台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、两岸問題の平和的解決を促した。また、日米両国が世界の「より良い回復」をリードしていく観点から、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」に合意し、日米共通の優先分野であるデジタルや科学技術の分野における競争力とイノベーションの推進、新型コロナ対策、グリーン成長・気候変動などの分野での協力を推進していくことで一致した。さらに、パリ協定の実施、クリーンエネルギー技術、開発途上国の脱炭素以降の各分野での協力を一層強化していくため、「野心、脱炭素化及びクリーンエネルギーに関する日米気候パートナーシップ」を立ち上げることで一致した。

また、7月のオリンピック・パラリンピック東京大会開会式では、米国からバイデン大統領夫人が出席し、菅総理大臣夫妻との懇談を通じ、同大会や教育など、幅広いトピックについて意見交換を行った。

令和4年1月21日、岸田総理大臣は、バイデン大統領と日米首脳テレビ会談を行った。両首脳は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、強固な日米同盟の下、日米両国が緊密に連携していくとともに、オーストラリア、インド、ASEAN、欧州などの同志国との協力を深化させることで一致した。この関連で、岸田総理大臣から、バイデン大統領の訪日を得て日米豪印首脳会合を令和4年前半に日本で主催する考えであると述べ、バイデン大統領から、支持が表明された。また、両首脳は、中国、北朝鮮、ロシア・ウクライナなどの地域情勢について意見交換を行った。さらに、両首脳は、地

域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化することで一致した。岸田総理大臣から、新たに国家安全保障戦略、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画を策定し、日本の防衛力を抜本的に強化する決意を表明し、バイデン大統領は、これに支持を表明するとともに、極めて重要な防衛分野における投資を今後も持続させることの重要性を強調した。そして、岸田総理大臣は、「新しい資本主義」の考え方を説明し、両首脳は、次回首脳会合で、持続可能で包摂的な経済社会の実現のための新しい政策イニシアティブについて議論を深めていくことで一致した。両首脳は、閣僚級の日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）の立ち上げに合意するとともに、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」などに基づき、日米間の経済協力及び相互交流を拡大・深化させていくことで一致した。そのほか、岸田総理大臣から、現実主義に基づく核軍縮の考えを説明し、バイデン大統領から支持が表明され、両首脳は、「核兵器のない世界」に向けて共に取り組んでいくことを確認した。両首脳は、NPT に関する日米共同声明が同日に発出されたことの意義を強調した。

2 日加間の協力関係の進展

コロナ禍が続く状況ではあるものの、昨年度は実績数がゼロであった対面での会談については、首脳間で1回、外相間では2回実現した。その他首脳間では電話会談1回、外相間では電話会談1回及びテレビ会談1回を実施し、日加間で緊密に意見交換を行った。

特に、5月の外相会談においては、茂木外務大臣とガルノー外相の間で、日加両国が共に掲げるビジョンである「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、「自由で開かれたインド太平洋に資する日本及びカナダが共有する優先協力6分野」を発表し、「法の支配」を始めとする6つの分野において具体的な協力を進めていくことで一致したことは、大きな成果であった。その後、6月の日加首脳会談含め、累次の会談の機会において「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、具体的協力を進めていくことを確認し、様々なレベルで取り組んできている。また、首脳・外相間の会談においては、カナダ側から拉致問題の解決に向けて引き続き支持と協力の表明があったほか、北朝鮮及び中国を含む地域情勢についても意見交換を行い、緊密に連携していくことで一致した。

その他、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催への支持があり、令和4年2月の首脳電話会談ではウクライナ情勢についても議論し、連携していくことで一致した。

「瀬取り」対策協力については、4月、カナダは航空機・艦艇の派遣に関する取組を2年間延長する旨を決定。コロナ禍の中でも、東シナ海を含む我が国周辺海域においてカナダ軍の航空機及び艦船が派遣され、日加の連携が継続した。

令和4年度目標

1 日米間の協力関係の進展

電話・テレビ会談を含め、首脳会談や外相会談を行うなど、新型コロナにより国際的な人の往来が制限される厳しい状況下においてもハイレベルで頻繁な政策のすり合わせを継続して行い、日米同盟の更なる強化や「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現、中国や北朝鮮、ウクライナなどの地域情勢や新型コロナ、気候変動、核軍縮・不拡散などの地球規模課題への対応において、緊密に連携していく。

2 日加間の協力関係の進展

コロナ禍が続く中でも、時宜を捉えながら、電話・テレビ会談を含め、首脳間、外相間を始めとする様々なレベルで意見交換を頻繁に実施することを維持していく。特に、地域情勢における緊密な連携や「瀬取り」対応を含めた法の支配に関する連携など、令和3年5月の日加外相会談にて確認された「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた6つの分野における具体的協力のための取組を進めていく。

施策の進捗状況・実績

1 日米間の協力関係の進展

日米は首脳間で7回（うち電話会談2回）、外相間で10回（うち電話会談2回）会談を行うなど、ポスト・コロナに向けて要人往来が本格的に再開する中、ハイレベルで頻繁な政策のすり合わせを継続して行った。

特に、5月のバイデン大統領の訪日、7月の林外務大臣の訪米、9月のハリス副大統領の訪日、令和5年1月の岸田総理大臣及び林外務大臣の訪米等を通じ、首脳間、外相間を始めとする両国のハイレベル間の深い信頼関係の下、日米同盟はかつてなく強固なものとなっており、両国は中国や北朝鮮、ウクライナなどの地域情勢や新型コロナ、気候変動、核軍縮・不拡散などの地球規模課題への対応などにおいて緊密に連携した。

5月22日から24日まで、バイデン大統領が、大統領就任後初めて訪日し、23日、岸田総理大臣と日米首脳会談を行った。両首脳は、ロシアによるウクライナ侵略が国際秩序の根幹を揺るがす中、

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を断固として守り抜く必要性を改めて確認した。その上で、両首脳は、インド太平洋地域こそがグローバルな平和、安全及び繁栄にとって極めて重要であるとの認識の下、FOIPの実現に向け、日米が国際社会を主導し、引き続き同志国と緊密に連携していくことで一致した。また、両首脳は、ロシア・ウクライナや北朝鮮などの地域情勢について意見交換を行った。中国をめぐる諸課題への対応に当たっては、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致し、さらに、両首脳は、台湾に関する両国の基本的な立場に変更はないことを確認し、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、兩岸問題の平和的解決を促した。バイデン大統領からは、日本の防衛へのコミットメントが改めて表明され、両首脳は、今後も拡大抑止が揺るぎないものであり続けることを確保するため、閣僚レベルも含め、日米間で一層緊密な意思疎通を行っていくことで一致した。さらに、バイデン大統領から、インド太平洋経済枠組み（IPEF）の立上げを表明し、岸田総理大臣から、IPEFとその立上げに係るバイデン大統領のリーダーシップを評価し、日本として参加・協力することを述べつつ、戦略的な観点から、米国のTPP復帰を促した。その上で、両首脳は、日米両国の競争力・強靱性の強化のため、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」の下、がん研究や宇宙などの分野において引き続き協力していくとともに、経済安全保障の確保に向けた協力を強化していくことで一致した。また、両首脳は、エネルギー・食料問題や国連の改革と強化、核軍縮・不拡散、国際保健や気候変動などといった地球規模課題についても意見交換を行った。そのほか、両首脳は、ポスト・コロナに向けて各種交流事業を再開させ、重層的な人的交流を促進していくことで一致した。そして、両首脳は、会談の成果として、日米首脳共同声明「自由で開かれた国際秩序の強化」を発出した。

令和5年1月13日、ワシントンDCを訪問した岸田総理大臣はバイデン大統領と日米首脳会談を行った。両首脳は、日米両国が近年で最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している中、前年に発表した日米両国の国家安全保障戦略が軌を一にしていることを歓迎するとともに、日米両国の戦略を実施するに当たって相乗効果を生み出すようにすることを含め、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくとの決意を新たにした。その上で、両首脳は、安全保障分野での日米協力に関する具体的協議を更に深化させるよう指示した。両首脳は、地域情勢についても意見交換を行い、中国をめぐる諸課題への対応に当たり、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致し、さらには、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、兩岸問題の平和的解決を促した。その他、北朝鮮やロシア・ウクライナについても意見交換を行った。また、岸田総理大臣は、G7広島サミットでは、法の支配に基づく国際秩序を守り抜くというG7のビジョンや決意を示していく、また、インド太平洋についてもしっかり議論したいとの考えを説明し、両首脳はG7広島サミットの成功に向けて、引き続き日米で緊密に連携していくことを改めて確認した。さらに、岸田総理大臣から、FOIPの実現に向けた取組を強化していく考えである旨述べたのに対し、バイデン大統領から、米国の地域に対する揺るぎないコミットメントが改めて表明され、両首脳は、日米でFOIP実現に向けた取組を推進していくことで一致した。その上で、会談を受けて両首脳は、自由で開かれたインド太平洋と平和で繁栄した世界という共通のビジョンに根ざし、法の支配を含む共通の価値に導かれた、前例のない日米協力を改めて確認し、日米共同声明を発出した。

2 日加間の協力関係の進展

日・カナダ間では首脳会談が3回（うち1回電話会談）、外相会談が5回実施された。カナダからは4閣僚が延べ6回訪日し、我が国からは岸田総理大臣や西村環境大臣が訪加するなど、ハイレベルでの要人往来が活発化した。

特に10月にはジョリー外相が外務省賓客として訪日し、林外務大臣とFOIPの実現に向け、「自由で開かれたインド太平洋に資する日加アクションプラン」を発表した。同アクションプランは、令和3年5月に両外相間で発表された日本及びカナダが共有する優先協力6分野に関し、その具体的な取組をまとめた今後の日加協力の羅針盤となる文書で、「瀬取り」対応や情報保護協定の正式交渉開始、エネルギー協力が取組として盛り込まれた。その後、11月にカナダは、同国初となる「インド太平洋戦略」を発表した。カナダは同戦略において日本との優先6分野での協力の実施を明記する等、同戦略は日加間のアクションプランと軌を一にしており、我が国としても同戦略の発表を歓迎し、首脳間でもFOIP実現に向けた一層の連携で一致した。

また、令和5年1月に岸田総理が日本の総理として約4年ぶりに訪加した際の日加首脳会談では、トルドー首相から、我が国が新たな国家安全保障戦略等に基づき、反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的強化及び防衛予算の増額を決定したこと及びG7広島サミットの成功に対して全面的な支援を得た。

さらに、累次の首脳・外相会談や日加外務・防衛当局間（PM）協議等の各種協議において、ロシアによるウクライナ侵略、北朝鮮、中国をめぐる諸課題への対応といった地域情勢や環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）での連携に関し、認識の摺り合わせを行い、引

き続き日加で緊密に連携していくことで一致した。

令和2・3・4年度目標の達成状況： a

測定指標1-2 日米・日加間の相互理解の進展

中期目標（一年度）

重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。

令和2年度目標

- 1 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。
- 2 日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。
- 3 各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」（北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」）を実施する。
- 4 米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
- 5 米国から元戦争捕虜（POW）等を招へいする。
- 6 米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じ、相互理解を強化するとともに、我が国の対外政策に対する米国議員の支持を促進する。
- 7 在日米軍の子女のうち、特に意欲の高い学校と生徒を対象に、日本語補習授業を提供する。

施策の進捗状況・実績

目標2及び3については、下記のとおり。その他目標については、新型コロナウイルス感染拡大により事業が実施できなかった。

2 日本人学生等のインターンシップ支援事業

日米双方において高い発信力を有する有識者を育成するため、研究者1名を米国に派遣した。

3 カケハシ・プロジェクト（対日理解促進交流プログラム：北米地域）

日本と北米地域との間で、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図るとともに、親日派・知日派を発掘し、対外発信を強化し、我が国の外交基盤を拡充することを目的に事業を実施した。往来を伴う招へい・派遣は実現しなかったものの、事業実施期間を令和3年9月まで延長した上で、令和3年2月以降、将来的な招へい・派遣を見据えたプレプログラム（ウェブ会議システム等を使用したオンラインでの意見交換やウェビナー等）を実施し、令和3年3月までに166名が参加した。

令和3年度目標

国境を越えた往来を伴う事業については、新型コロナ感染拡大の収束度合いに応じて実施できる限り実施することとし、内容や状況によってはオンラインによる実施も念頭に、以下を実施する。

- 1 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。
- 2 日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。
- 3 各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」（北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」）を実施する。
- 4 米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
- 5 米国から元戦争捕虜（POW）等を招へいする。
- 6 米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じ、相互理解を強化するとともに、我が国の対外政策に対する米国議員の支持を促進する。
- 7 在日米軍の子女のうち、特に意欲の高い学校と生徒を対象に、日本語補習授業を提供する。

施策の進捗状況・実績

目標1、2、3、4及び7については、下記のとおり。その他目標については、新型コロナウイルス感染拡大により事業が実施できなかった。

1 在米・在加日系人との交流プログラム

コロナ対策による入国制限のため、往来を伴う招へいは実現しなかったものの、在米日系人について

は参加予定者及び過去の招へい参加者の交流や、大使館・総領事館との意見交換を行い、日系人同士で今後の日米関係への貢献について検討を実施した。

2 日本人学生等のインターンシップ支援事業

日米双方において高い発信力を有する有識者を育成するため、研究者1名を米国に継続派遣した。

3 カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)

コロナ対策による入国制限のため、往来を伴う招へい・派遣は実現しなかったものの、将来的な招へい・派遣を見据えたオンラインでの交流やウェビナー、過去の参加者向けのオンライン企画を32件実施し、令和4年3月までに1,016名が参加した。

4 マンスフィールド研修計画

4月の日米首脳会談において、米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画の再開について合意。これを踏まえて、米国の行政官8名が各省庁にて研修を行っている。

7 在日米軍子女日本語補習教育事業

小学校1～3年生までの約130名に対し令和4年1月から、週3回授業を実施しており、今後5月まで継続し、日本語能力の向上及び日本に対する正確な知見の共有を図る予定。新型コロナウイルス感染拡大により当初想定 of 対面授業は中止となったが、オンライン化等の工夫を試みた。

令和4年度目標

国境を越えた往来を伴う事業については、新型コロナウイルス感染拡大の収束度合いに応じて実施できる限り実施することとし、内容や状況によってはオンラインによる実施も念頭に、以下を実施する。

- 1 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。また、在米日系人の記憶継承に資する取組を支援する。
- 2 日本人学生等のインターンシップ支援事業を実施する。
- 3 各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。
- 4 米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
- 5 米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。
- 6 米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じ、相互理解を強化するとともに、我が国の対外政策に対する米国議員の支持を促進する。
- 7 在日米軍の子女のうち、特に意欲の高い者を対象に、日本語補習授業を提供する。

施策の進捗状況・実績

1 在米・在加日系人との交流プログラム

「在米日系人リーダー招へい」を4年ぶりに、また、「在加日系人リーダー招へい」を3年ぶりに実施し、それぞれ11名(米日カウンシルの代表1名含む)、3名の日系人が訪日を果たした。令和5年3月に在米日系人リーダーは高円宮妃殿下の御接見、岸田総理大臣や林外務大臣、日米友好議連との表敬や、経団連・経済同友会等、政財界各界の関係者との懇談や意見交換を実施し、米日カウンシルが実施する日系人シンポジウムや共催のフードテックイベントへの参加も行う等、重層的な人脈構築と相互理解促進を進めた。令和5年2月に在加日系人リーダーも高円宮妃の御接見や吉川外務大臣政務官表敬を行い、対日理解の促進と我が国関係者との人脈構築を行った。在米日系人の記憶継承の観点からは、日系人学生訪日の際の海外移住史料館見学の実施や、在米日系人博物館創設30周年の機会を捉え、在外公館を通じて博物館の側面支援を実施した。

2 日本人学生等のインターンシップ支援事業

日米双方において高い発信力を有する有識者を育成するため、研究者1名を米国に継続派遣した。

3 カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)

日本と北米地域との間で、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図った。43件の招へい案件、15件の派遣案件を実施し、往来を伴う招へいは米国543名、カナダ114名、派遣は米国245名、カナダ31名であった。

4 マンスフィールド研修計画

マンスフィールド研修計画により、米国の行政官10名が各省庁等において研修を行っている。令和4年度は、林外務大臣及びエマニュエル駐日米国大使出席の下、9月に飯倉公館において研修員の歓迎レセプションを開催し、日米交流に携わる各界の関係者の参加を得て、関係構築を行った。

5 日米草の根平和交流招へい(POW招へい)

日本の入国規制が緩和されたことを受け、令和5年2月、元戦争捕虜の家族7名を招へいした。山田外務大臣政務官表敬、エマニュエル駐日米国大使表敬の他、市民との交流会や、POWゆかりの土地を訪問した。

6 米国議会議員・議員補佐官の招へい

10月、米国議会議員・議員補佐官の招へい等を通じ、相互理解を強化するとともに、我が国の対外政策に対する米国議員の支持の促進を図った。参加者は米国下院議員の補佐官4名。

7 在日米軍子女日本語補習教育事業

小学校1～3年生までの約110名に対し9月から、週3回授業を実施し、日本語能力の向上及び日本に対する正確な知見の共有を図った。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標1－3 日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

(注)副大統領を含む。	中期 目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・3・4年度目標の達成状況
	一年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	
	—	30	9	20	19	20	19	

測定指標1－4 日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

	中期 目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・3・4年度目標の達成状況
	一年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	
	—	7	3	5	6	7	8	

測定指標1－5 米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合)

(出典：「米国における対日世論調査」(ハリス社)) ①一般の部 ②有識者の部 (注)「一般」とは、米国に在住の18歳以上の市民から無作為に選ばれた約1,000人のサンプルを指し、「有識者」とは、米国連邦政府、ビジネス界、学界、報道界、宗教界から選ばれた200人のサンプルを指す。	中期 目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・3・4年度目標の達成状況
	令和4年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	
	① 86% ② 91%	①84% ②89%	①70% ②96%	①85% ②95%	①70% ②93%	①86% ②91%	①72% ②93%	

評価結果(個別分野1)

施策の分析

【測定指標1－1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展 *】

日米・日加両政府間の協力関係強化の推進については、新型コロナウイルスの影響により要人往来が大幅に制限を受けた令和2年度を除き、令和3年度と令和4年度にはハイレベルでの対話が頻繁に行われた。

令和3年には、4月に菅総理大臣が米国を訪問し、バイデン大統領と対面で会談する初の外国首脳となった。日米首脳会談では、日米首脳共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」を発出した上で、「日米競争力・強靱性(コア)パートナーシップ」に合意し、「野心、脱炭素化及びクリーンエネルギーに関する日米気候パートナーシップ」を立ち上げることで一致するなど、幅広い分野での日米協力の深化が合意された。

また、同年5月に行われた日加外相会談では、日加両国が共に掲げるビジョンである「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、「自由で開かれたインド太平洋に資する日本及びカナダが共有する優

先協力分野」が発表された。

さらに、令和4年は、ロシアによるウクライナ侵略、北朝鮮によるこれまでにない頻度と態様で繰り返される弾道ミサイル発射や、東シナ海・南シナ海における力を背景とした一方的な現状変更の試みの継続・強化などにより、地域及び国際社会の安全保障環境は急速に厳しさを増し、国際社会が歴史的な大きな転換点に置かれる一年となった。国際秩序が挑戦に晒され、大きく揺らいでいる今ほど、同盟国・同志国との連携が求められている時はない。

厳しさを増す国際情勢を踏まえ、令和4年は米国とカナダの外交戦略にも変化が生じた年となった。米国は2月にインド太平洋戦略、10月には国家安全保障戦略を発表した。インド太平洋戦略では米国は自らをインド太平洋国家と位置付け、インド太平洋への長期的立場とコミットメントを強化することへの決心を述べた上で、「自由で開かれた、つながりのある、繁栄した、安全で強靱なインド太平洋」を実現することを約束した。さらに、10月にはバイデン政権下では初となる国家安全保障戦略が発表された。ここでは、国際社会が直面する戦略的な競争等に対し、米国がリーダーシップをとりながら、日本を含む同盟国・同志国と連携しつつ対応していく考えが示された。さらに、「自由で開かれたインド太平洋」の推進が明記されるとともに、日本防衛への揺るぎないコミットメントが再確認された。

カナダもまた、11月に初めてとなるインド太平洋戦略を発表した。同戦略は、今後10年間にわたり、インド太平洋地域へのカナダの関与を深めるための包括的なロードマップとの位置付けで、「同地域の自由で開かれた、かつ持続可能で包括的な秩序を強化すること」を戦略の基本とする。カナダが従来重視していた分野に加え、カナダが同地域への関与を強めていることを象徴する動きであり、同戦略には上述の令和3年5月に外相間で合意された「自由で開かれたインド太平洋」実現に資する6分野での協力の実施も明記された。

こうした背景の中、令和4年は日本と米国及びカナダとの関係が一層深化した年となった。ポスト・コロナに向けて様々な分野で人的交流が再開の兆しを見せる中、令和4年はハイレベル間でも頻繁な政策のすり合わせが行われた。首脳間、外相間の深い信頼関係の下で、日米及び日加間で、ウクライナや北朝鮮、中国などの地域情勢や新型コロナ、気候変動、核軍縮・不拡散などの地球規模課題への対応において緊密に連携している。

日米間では、令和4年5月にバイデン大統領が訪日し、令和5年1月には岸田総理大臣が訪米を行った。いずれの機会にも日米首脳間で共同声明が発出され、令和5年1月には日米の協力が前例のないものであると記された。

日加間では、令和5年1月の岸田総理大臣の訪加に加え、令和4年10月のジョリー外務大臣の訪日に際しては、今後の日加協力の羅針盤となる「自由で開かれたインド太平洋に資する日加協力のアクションプラン」が発表されるなど、両国関係が大きく深化した年となった。

以上のように、今回評価期間において日米・日加政府間の協力関係は大きな進展を遂げており、所期の目標は達成されたと判定される。（令和2・3・4年度：北米諸国との政治分野での協力増進（達成手段①））

【測定指標1－2 日米・日加間の相互理解の進展】

日米・日加間の相互理解の進展について、令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日本人学生等のインターンシップ支援事業及びマンスフィールド研修計画以外の事業は計画通り実施できないケースが多かったが、カケハシ・プロジェクト（対日理解促進交流プログラム：北米地域）や在米・在加日系人との交流プログラムにおいては、オンラインの活用や在外公館での交流などを工夫して事業を履行した。カケハシ・プロジェクトにおいては、令和2年度、3年度にそれぞれ166名、1,016名がオンライン交流事業に参加した。

令和4年度は、水際措置も緩和されたことから、すべての事業を概ね計画通り実施することができた。在米・在加日系人との交流プログラム、カケハシ・プロジェクト（対日理解促進交流プログラム：北米地域）、POW招へい、米国議会議員・議員補佐官の招へいにおいては、3年ぶりの実招へいを行い、官邸、外務省政務への表敬を始めとした充実したプログラムを実施することができた。対日理解の促進、親日派・知日派の発掘、対外発信力の強化の観点から極めて効果的であったと考えられる。

また、日本人学生等のインターンシップ支援事業では、3年間を通じて、日本人研究者1名を派遣し、自由で開かれたインド太平洋など日本の主要外交政策について政策セミナー・ウェビナーで発信した結果、同日本人研究者は現地の主要シンクタンクに直接雇用されることになった。将来にわたる日米関係のキーパーソンの育成及びネットワーク化のグッド・プラクティスとなった。（令和2・3・4年度：北米諸国との政治分野での協力増進（達成手段①））

【測定指標1－3 日米二国間会談数（首脳・外相レベル）（電話会談含む）】

日米二国間会談数については、新型コロナウイルスの影響により要人往来が大幅に制限された令和2年度を除き、令和3年度と令和4年度は概ね目標値を達成でき、日米関係の強化への効果が大きかったと考える。

目標値自体には及ばなかったものの、令和3年度は、4月に菅総理大臣の訪米、令和4年度は、5月にはバイデン大統領の訪日、令和5年1月には岸田総理大臣の訪米が行われ、いずれにおいても日米共同声明が発出されるなど、日米関係の強化という施策目標に向け、実質的な面においては例年以上の効果があったと言える。（令和2・3・4年度：北米諸国との政治分野での協力増進（達成手段①））

【測定指標1－4 日加二国間会談数（首脳・外相レベル）（電話会談含む）】

日加二国間会談数においては、新型コロナウイルスの影響により要人往来が大幅に制限された令和2年度を除き、令和3年度と令和4年度のいずれの年も目標値以上の会談を行った。

令和2年度、令和3年度に比し、令和4年度は、岸田総理大臣が日本の総理大臣として約4年ぶりに訪加した他、10月のジョリー外相の訪日にあたり、「自由で開かれたインド太平洋に資する日加アクションプラン」が発表されるなど、関係を相当程度進展させることができた。（令和2・3・4年度：北米諸国との政治分野での協力増進（達成手段①））

【測定指標1－5 米国における対日世論調査の結果（日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合）】

米国における対日世論調査については、いずれの年も、日本に対して肯定的な回答の割合が高く評価されており、日米間の関係の深さを定量的に計測できた。ハイレベル間での交流を含む、様々なレベルでの重層的な人的交流が成果につながった。

なお、有識者の部と一般の部との間では、有識者の部では肯定的な回答の割合が極めて高い一方、一般の部では理解度がそれに及ばない状況が続いているところ、次年度以降においても引き続き米国の一般国民により理解を得る努力を継続していくことが求められる。（令和2・3・4年度：北米諸国との政治分野での協力推進（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

米国は日本にとって唯一の同盟国である。強固な日米同盟は、日本の外交及び安全保障の基軸であり、インド太平洋地域の平和と安定の礎である。累次の首脳会談で、両首脳は、地域及び国際社会の平和と繁栄の確保に向けて、あらゆる分野で日米を始めとする同志国の結束を強めていくことを確認した。これらの点を踏まえ、日米両国間の緊密な連携を一層強化することは、我が国外交全体の推進という観点からも必要不可欠である。

また、日本とカナダはG7のメンバーであり、普遍的価値を共有するインド太平洋地域の重要なパートナーであるカナダとの協力も不可欠である。こうした点を踏まえ、今後、日加関係を一層推進・強化していくことが、インド太平洋地域の平和と安定にとって重要である。

こうした点を踏まえ、日米及び日加間の緊密な連携を一層強化するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

1－1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展 *

「我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟を引き続き強化する」との中期目標およびその達成に向けた各年度の目標は適切であったと考える。米国は日本にとって唯一の同盟国。強固な日米同盟は、日本の外交及び安全保障の基軸であり、インド太平洋の平和と安定の礎である。日米首脳間・外相間で累次にわたり一致してきているとおり、地域及び世界の平和と安定のため、日米が手を携えて協力していくとともに、日米間で幅広い分野での協力を進め、日米同盟の強化に努める。特に、国際社会が歴史的な大きな転換点に置かれ、我が国を取り巻く安全保障環境も急速に厳しさを増す中、引き続き日米間の連携を一層強化していく。

「カナダとの間で二国間及び国際社会における重層的な連携をより一層強化する」との中期目標およびその達成に向けた各年度の目標は適切であったと考える。普遍的価値を共有するG7のメンバー及びインド太平洋地域の重要な戦略的パートナーであるカナダとの協力を推進することは、我が国及び地域の安全保障を確保する上で極めて重要である。今後とも、ハイレベルでの対話を戦略的に深化させていく。

1－2 日米・日加間の相互理解の進展

幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げるべく、引き続き重層的な日米・日加の交流事業・対話を推進する。また、日米間での合意事項である「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に資する重層的な人的交流の促進の一環として、FOIP 推進に資する実務家・専門家の育成等を目的とした「FOIP 推進人材育成交流強化プログラム」（令和 5 年度開始）を実施していく。

1－3 日米二国間会談数（首脳・外相レベル）（電話会談含む）

日米政府間での共通の諸課題に関する緊密な協議をハイレベルで維持することは重要であり、効果的な働きかけを行う上でも、日米間の首脳・外相を始めとする高いレベルで頻繁な意見交換を継続する。

1－4 日加二国間会談数（首脳・外相レベル）（電話会談含む）

日加政府間での共通の諸課題に関する緊密な協議をハイレベルで維持することは重要であり、日加の首脳・外相を始めとする高いレベルで緊密な意見交換を適時・適切に継続する。

1－5 米国における対日世論調査の結果（日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合）

本指標の結果は、幅広い層における日米間の相互理解の程度を一定程度反映したものである。重層的な日米の交流・対話を推進し、幅広い層における日米間の相互理解を一層高いレベルに引き上げるため、今後とも過去の実績に基づいた適切な目標を設定し、同目標達成に向けた取組を継続する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
アメリカ合衆国
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/index.html>)
日米首脳会談（令和 4 年 5 月 23 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page3_003322.html)
日米首脳会談（令和 5 年 1 月 13 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page1_001475.html)
北米地域との交流 カケハシ・プロジェクト
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page25_000243.html)
カナダ
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/canada/index.html>)
日加外相会談及びワーキング・ディナー（令和 4 年 10 月 11 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009489.html)
日加首脳会談（令和 5 年 1 月 12 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/ca/page4_005750.html)
海外における対日世論調査
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/pr/yoron.html>)- ・ 令和 3 年版外交青書（外交青書 2021）、令和 4 年版外交青書（外交青書 2022）、令和 5 年版外交青書（外交青書 2023）
第 2 章第 3 節 北米

個別分野２ 北米諸国との経済分野での協力推進

施策の概要

１ 米国

（１）日米首脳会談・外相会談等を通じて日米経済関係を強化するとともに、日米間の各種経済対話等を通じて貿易・投資の促進に向け取り組む。

（２）個別経済問題に対処する。

２ カナダ

（１）日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。

（２）日加次官級経済協議、各種対話、民間対話等を通じて、貿易投資関係一般及び地球規模課題を含む主要分野における関係強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）

八 外交・安全保障

・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 2－1 米国との経済分野での協調の深化 *

中期目標（--年度）

１ 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け日米経済関係を安定的に発展させつつ、地域の繁栄に向けた経済秩序の維持・発展を主導していくため、日米首脳会談や日米外相会談を始めとしてあらゆるレベルにおいて日米間で議論を進める。また引き続き、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定を誠実に履行していく。

２ 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画を基に、官民を挙げてオールジャパンで草の根レベルの日米経済関係強化に取り組み、重層的な日米関係を更に発展させる。

令和 2 年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため、以下を実施する。

１ 日米貿易協定・日米デジタル貿易協定の発効を受け、二国間貿易を安定的に発展させるべく、また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた、インフラ、エネルギー及びデジタルを含む各分野における更なる具体的な日米協力案件の形成を進めるべく、日米首脳会談、日米外相会談を始めとしたあらゆるレベルにおける議論を進める。

２ 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画に基づいて、他省庁・機関の取組との相乗効果を高めつつ、日本企業が複数進出している地域を総領事館が中心となって回る「地方キャラバン」や地元有力者を招待した在外公館主催複合的日本紹介イベント等、地域の特徴や訴求対象の日本への関心等に応じた各地各様の更なる事業を実施していく。

施策の進捗状況・実績

１ 日米経済関係・「自由で開かれたインド太平洋」促進のための取組

（１）日米経済関係

日米経済関係は、安全保障、人的交流と並んで日米同盟を支える 3 要素の一つである。昨年度発効した日米貿易協定によって、世界の GDP の約 3 割を占める日米両国の二国間貿易を強力、安定的かつ互恵的な形で拡大している。令和 3 年 3 月には茂木外務大臣が新たに就任したタイ米通商代表との電話会談を行い、経済・通商分野で緊密に連携していくことを確認した。

（２）「自由で開かれたインド太平洋」の維持・推進に向けた協力

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日米協力については、日米経済対話の 3 つの柱のうち、「分野別協力」の中に位置づけられ、インフラ、エネルギー及びデジタルの各分野において、日米間の様々なレベルで議論が進められてきた。

エネルギーの分野では、令和 2 年には日米戦略エネルギーパートナーシップ（JUSEP）会合を計 2

回開催し、各地域における具体的なプロジェクトを議論した。産業界の参加を促すため、4月には日米政府による産業界向けオンライン説明会を開催し、産業界が利用可能な日米政府及び政府機関による政策金融支援に加え、JUSEPの枠組みの下でインド太平洋地域において現在進行中の日米協力の具体例について紹介を行った。また、9月には、日米メコン電力パートナーシップ（JUMPP）の立上げから1周年の機会に、JUMPPに関する日米共同閣僚声明を発表し、メコン域内の電力インフラ連結性を一層加速させるための機会の特定、民間投資の促進、国境を越えた電力取引増大のためのパートナー間での能力構築及び技術支援の拡大などを決定した。

デジタル分野においても、9月に第5回日米戦略デジタル・エコノミーパートナーシップ（JUSDEP）作業部会を開催するなどデジタル分野における日米協力の具体化に向け、スマートシティ、5G、光海底ケーブルなどの重要分野について重点的に議論し、案件形成を進めている。

2 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」に基づく取組

日米経済関係に焦点を当てたセミナー、レセプションなどの各種イベントや情報発信などの案件を令和2年度を通じて99件実施し、約88万人の参加を得た。新型コロナの感染拡大以降は対面形式のイベント実施が困難となり地方キャラバンなどの対面形式でのモデルプロジェクトの中には中止を余儀なくされた事業も存在する一方で、オンラインで実施するなど新型コロナウイルス対策を行った新たな形態での事業実施を各公館が追求した。具体的には、オンライン形式のイベントや動画配信による日本産食品のプロモーションや日本文化の発信、日米経済関係をテーマとしたウェビナーの開催など、場所の制約がないオンライン開催のメリットをいかした効果的な取組がコロナ禍においても各省庁・機関の協力体制の下で実施された。

令和3年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため、以下を実施する。

- 1 日米貿易協定・日米デジタル貿易協定を着実に実施し、二国間貿易を安定的に発展させるべく、また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた、インフラ、エネルギー及びデジタルを含む各分野における更なる具体的な日米協力案件の形成を進めるべく、日米首脳会談及び日米外相会談を始めとするあらゆるレベルにおける議論を進める。
- 2 バイデン政権と様々な分野で協力を進めるべく、あらゆるレベルにおける議論を進める。
- 3 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画に基づいて、他省庁・機関の取組との相乗効果を高めつつ、バイデン新政権発足に伴う新たな米国の関心を踏まえ、新型コロナウイルス対策の状況を注視しながら、対面とオンラインを織り交ぜたイベントや、日本産食品のPRを目的とする動画発信等、地域の特徴や訴求対象の日本への関心等に応じた各地各様の更なる事業を実施していく。

施策の進捗状況・実績

1 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた経済面の日米協力

4月に行った日米首脳会談において、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」が立ち上げられた。同会談で両首脳は、日米両国の競争力・強靱性を高めるとともに、インド太平洋及び国際社会の繁栄を実現するためにリーダーシップを発揮するべく、①競争力・イノベーション、②コロナ対策・グローバルヘルス、③グリーン成長・気候変動の三本柱の下で、具体的かつ包括的な協力を推進することで一致した。12月には、フェルナンデス国務次官が訪日し、鈴木外務審議官との間で本パートナーシップをフォローアップするとともに、日米の協力を継続していくことを確認した。また、令和4年1月の日米首脳テレビ会談で立上げを発表した日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）においても、本パートナーシップに基づく協力の推進や、インド太平洋地域を含む国際社会における日米間の経済協力及び相互交流を拡大・深化させていくことで一致した。

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、かねてより重点的に推進してきたエネルギー、デジタルなどの日米協力も、本パートナーシップに引き継がれている。インド太平洋地域の現実的なトランジションを日米で後押しするため、4月の日米首脳会談で「日米クリーンエネルギーパートナーシップ（JUCEP）」が立ち上げられた。6月には第1回会合が開催され、重点分野として①再生可能エネルギー、②電力網の最適化、③原子力エネルギー、④脱炭素化技術を特定した。その後、12月の第2回会合では、第1回会合のフォローアップを行うとともに今後の進め方について議論した。また、JUCEP傘下のワーキンググループにおいて、10月に、日本、米国及びインドネシアの官民を交えて日米の支援ツールキットに関する説明をし、インドネシアの投資機会や課題について議論した。

同様に、4月の日米首脳会談で立上げられた「グローバル・デジタル連結性パートナーシップ（GDGP）」では、第三国におけるオープンな無線アクセスネットワーク（Open RAN）の推進や5Gの国際展開に

向けた議論を進めている。さらに、11月には、GDCPでの議論を踏まえ、第12回インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（日米IED）が開催された。

日米通商関係については、令和3年3月に日米貿易協定に基づき米国産牛肉に対するセーフガード措置が取られたことを受け、同協定に基づく牛肉セーフガードに関する協議を開始し、令和4年3月、日米間で実質合意に至った旨を発表した。

2 経済・通商分野におけるバイデン政権との協議

11月、レモンド商務長官とタイ通商代表が訪日し、松野内閣官房長官への表敬、林外務大臣及び萩生田経済産業大臣との会談をそれぞれ行い、経済・通商分野における日米協力や米国のインド太平洋地域への関与について、意見交換を行った。

また同月、外務省、経済産業省及び米国通商代表部(USTR)の三者で、日米が共同で取り組むべき様々な国際通商課題を議論する「日米通商協力枠組み」（局長級）が立ち上げられ、令和4年3月に第1回会合が開催された。外務省からは小野経済局長、経済産業省からは松尾通商政策局長、米国通商代表部からはビーマン通商代表補が出席し、インド太平洋地域における日米通商協力の強化や、グローバルアジェンダに関する日米協力の観点から、第三国の貿易慣行、環境、労働、デジタル、貿易円滑化等について議論を行った。

令和4年1月の日米首脳テレビ会談において、両首脳は、米国通商拡大法第232条に基づく鉄鋼・アルミ製品に対する追加関税問題を速やかに解決するべきとの点で一致した。これを受け、関係閣僚、関係省庁間で精力的に協議を行った結果、令和4年2月、日本から輸入する鉄鋼製品に関する米国の通商拡大法第232条関税の部分的撤廃を米国政府が発表した。

3 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」に基づく取組

令和3年度を通じて97件の事業を実施し、約33万人の参加を得た。このうち日米経済関係に焦点を当てたセミナーなどの各種イベントや動画配信による日本食プロモーションなどの案件を約80件実施した。新型コロナの感染拡大に伴い対面形式のイベント実施が困難となり地方キャラバンなどの対面形式でのプロジェクトの中には中止を余儀なくされた事業も存在する一方で、オンラインで実施するなど新型コロナウイルス感染症対策を行った新たな形態での事業実施を各公館が追求した。例えば、テネシー州に進出する日系企業が雇用面から現地経済に大きく貢献していることを発信する動画放映事業では670万回の再生回数を得るなど、新型コロナの感染拡大の最中でも、日系企業の活動や地域貢献を幅広い層の米国人に対して発信することができた。

また、令和3年度行政事業レビュー公開プロセスでの指摘を踏まえて、バイデン政権の重点政策に基づいた新たな「行動計画2.0」を策定、本事業のプライオリティを見直した。具体的には、労働者・中間層重視、新型コロナウイルス感染症対策、気候変動・エネルギー、イノベーション・科学技術といったバイデン政権の重点政策における日米連携の促進を図る各種イベント等の開催など効果的な取組を各省庁・機関の協力体制の下で実施した。

令和4年度目標

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため、以下を実施する。

- 1 日米が自らの競争力・強靱性を高めるとともに、インド太平洋地域及び国際社会の繁栄を実現するため、経済版「2+2」も活用しつつ、日米コア・パートナーシップを含む幅広い連携・協力を推進し、日米首脳会談及び日米外相会談を始めとするあらゆるレベルにおける議論を進める。
- 2 経済版「2+2」や日米通商協力枠組みでの協議等も活用し、バイデン政権が10月27日に発表したインド太平洋経済枠組みの具体化、更には米国のTPP復帰も見据えて協議を継続し、米国のインド太平洋地域への関与の更なる強化に取り組む。
- 3 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において、バイデン政権の関心事項に沿って取りまとめられた新たな「行動計画2.0」に基づき、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、官民を挙げてオールジャパンで草の根レベルの日米経済関係強化に取り組む。また、令和3年度行政事業レビュー公開プロセスでの指摘を踏まえ、日系企業に対する地域住民感情の向上を含む日系企業の企業活動円滑化を図る。

更に、デジタル田園都市構想を含め、新しい資本主義とビルド・バック・ベターの呼応と連携を草の根レベルに浸透させることで、民間も巻き込んで日米が共有する普遍的価値に基づく経済成長モデルのあり方についての評論を慫慂していく。

施策の進捗状況・実績

1 ハイレベルな対話を生かした日米の経済連携・協力の推進

5月、バイデン大統領訪日の機会に、(1)競争力・イノベーション、(2)新型コロナ対策・グロー

バルヘルズ・健康安全保障（ヘルスセキュリティ）、（3）気候変動、クリーンエネルギー、グリーン成長・復興の柱の下、61項目にわたる包括的な協力案件の進捗を記載した「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」のファクトシートを発出した。

また、令和3年度末に立ち上げた日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）については、本年度中に初会合（7月）と2回の次官級協議（5月及び令和5年1月）を実施した。四閣僚が対面で集う形で実現した経済版「2+2」初会合においては、（1）ルールに基づく経済秩序を通じた平和と繁栄の実現、（2）経済的威圧と不公正で不透明な貸付慣行への対抗、（3）重要・新興技術と重要インフラの促進と保護、（4）サプライチェーンの強靱性の強化について議論を行うとともに、具体的な行動計画を含む共同声明を発出した。

コロナ禍を経た人の往来の再開に伴い、地方政府ハイレベルの訪日も増えた。今年度は、メリーランド州知事、ネブラスカ州知事、コロラド州知事及びカリフォルニア州副知事が経済・貿易ミッションを率いて訪日するとともに、ヒューストン市長、サンアントニオ市長、シアトル市長及びマイアミ市長も訪日した。我が方政府高官との意見交換を通じ、地元コミュニティにとっての日本の重要性を双方に確認する機会作りを実現させた。

地方政府との連携強化においては、カリフォルニア州、ワシントン州及びメリーランド州との間で、経済及び貿易関係に関する協力覚書を更新した。さらに、現地邦人の運転免許取得における手続き上の負担軽減を図り、11月にオレゴン州との間で運転免許試験の一部相互免除に関する覚書を作成した。これにより、運転免許試験の一部相互免除の覚書を日本と結んでいる州は7州に増加した（メリーランド州、ワシントン州、ハワイ州、バージニア州、オハイオ州、インディアナ州及びオレゴン州）。

デジタル分野においても、日米の協力強化のために、様々な枠組みを通して議論が行われている。特に、令和4年8月に実施された「グローバル・デジタル連結性パートナーシップ（GDPC）」専門家レベル作業部会や、令和5年3月に実施された「インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（日米IED）」において、Open RAN、5G、スマートシティ、DFFT、AI、サイバーセキュリティ等に関し、日米の政府関係者や民間事業者の間で意見交換が行われた。

2 米国のインド太平洋地域への関与の更なる強化

5月23日、東京において、岸田総理大臣、訪日中のバイデン大統領及びモディ印首相を含む13か国の首脳や首脳代理の出席を得て、インド太平洋経済枠組み（IPEF）立上げ会合が開催された。それ以降、3回の閣僚級協議（6月：パリ、9月：ロサンゼルス、12月：オンライン）と3回の交渉官会合（12月：ブリスベン、令和5年2月：ニューデリー、令和5年3月：パリ）が開催され、日本は、貿易、サプライチェーン強靱化、クリーン経済、公正な経済の4つの柱の具体化に向け、IPEF参加国と共に議論及び交渉を進めた。他方でまた、日本はあらゆる外交機会を通じ、米国に対しTPPへの復帰が望ましいとの我が国の立場を一貫して米国に伝えた。

また、通商分野においては、第一に、日米貿易協定に基づく米国産牛肉に対するセーフガード措置の適用条件につき交渉し、合意に至った。これは、令和3年に本措置が発動されたことを受け、日米間で正式に協議が開始し、6月には合意内容に基づいた日米貿易協定改正議定書がワシントンDCにおいて富田駐米大使とタイ米通商代表との間で署名され、国会承認を経て令和5年1月1日に発効した。

第二に、令和5年1月の日米首脳会談におけるやりとりを踏まえ、同年3月に日米重要鉱物サプライチェーン強化協定（CMA）を締結した。これにより、日本が米インフレ削減法上の「米国とのFTA締結国」に含まれることとなり、日本で採取・加工された重要鉱物（EVの電池の材料）が米インフレ削減法上のEV税制優遇措置の対象となった。

第三に、日米間の通商分野における協力について定期的に意見交換を行う「日米通商協力枠組み」の会合を実施し、前年度に引き続き、第三国の貿易慣行、デジタル、環境、労働、貿易円滑化、マルチ協力などに関し協議を行った。

3 草の根レベルの日米経済関係強化

米国の各地域の特徴や日本への関心の高さに応じ、テイラーメイドで草の根レベルの関係構築を目指す「グラスルーツからの日米関係強化プロジェクト」については、全米の在外公館を通じ、在米日本企業、現地企業、経済団体、教育機関など幅広いパートナーとの連携を通じて、人と人の交流に根差した対日理解促進を図った。令和4年度を通じ、全体で88件の事業を実施し、約30万人の参加を得た。事業規模は約20人～20,000人、実施形式は対面形式77件、オンラインのみ10件、ハイブリッド形式1件、開催期間は1日や数日、半年以上等多様な方法で実施しており、米国内の現地の地元住民から州政府関係者等様々な層が参加した。

中でも、在シカゴ総領事館が5月に実施した現地の日本企業視察事業では、州政府関係者や州議会関係者に日本企業の貢献を直接紹介することで、日本企業による米国経済への貢献を効果的にアピールし、ひいては、日本企業の企業活動の円滑化に貢献できた。

また、在外公館が所在しない州においては、名誉領事と連携しつつ、総領事自ら日本企業の現地経済への貢献や日本文化を紹介する「草の根キャラバン」事業を実施している。今年度は在シカゴ総領事館がウィスコンシン州マディソン市、ミルウォーキー市及びプレザント・プレーリー村、カンザス州サライナ市及びトピカ市、ノースダコタ州ファーゴ市において実施した。

他にも 12 月には防災への関心が高いシアトル市及びホノルル市において防災に関するセミナーがそれぞれ実施され、日本の優れたデジタル防災技術や知見を共有することで、草の根レベルで米国の良きパートナーとしての日本の姿を発信することに貢献した。

7 月には、木原内閣官房副長官を議長とし、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース（各地各様のアプローチ）」第 5 回フォローアップ会合を実施した。コロナ禍からの脱却が最優先課題となる今後は、日米間の揺るぎない絆を支える重層的な人的交流を再活性化させていく必要があることが確認され、米国の「良き企業市民」として活動している日本企業の活動を支えていくことで一致した。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況： s

測定指標 2-2 カナダとの経済分野での協調の深化

中期目標（一年度）

TPP11 も活用し、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの経済分野での強化も念頭に置きつつ、21 世紀型の自由で公正な共通ルールを世界に広げていく動きを主導していく。また、イノベーション分野等新しい協力分野も視野に入れつつ、二国間経済関係を更に拡大・深化させる。

令和 2 年度目標

- 1 WTO を含む様々な国際経済フォーラムを通じ、自由貿易体制の強化のための協力及び「自由で開かれたインド太平洋」ビジョンの下での戦略的パートナーシップの強化をあらゆるレベルでの対話を通じて目指していく。
- 2 日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、重点 5 分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進及び観光・青少年交流）や官民連携強化を中心に幅広い協力を強化する。また、TPP11 の着実な実施により、二国間経済関係を一層強化していく。
- 3 進出日本企業の要望等を踏まえ、特に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）やエネルギー・環境政策等について注視しつつ、カナダ政府に対する働き掛けや情報提供を通じ、ビジネス環境の向上に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナによる渡航制限の影響を受け、対面での会談の機会は大幅に減少したものの、事務レベルにおいては、第 30 回日・カナダ次官級経済協議（JEC）（12 月）や本協議に先立つ課長級の協議である協力作業部会（CWG）（11 月）等をオンラインで開催、それらの機会に、自由貿易体制の維持・強化の重要性を確認し、また、日加間の戦略的パートナーシップ及び法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋地域という両国の共通ビジョンが重要であるとの確認を行った。
- 2 12 月に開催された JEC においては、日本側は鈴木外務審議官が共同議長を務め、カナダ側はハナフォード・グローバル連携省国際貿易次官が共同議長代理を務めた。JEC においては、新型コロナによる経済的な影響を乗り越えるための二国間協力の重要性、WTO 改革や TPP11 の更なる活用と拡大を含め、最近の国際経済情勢のほか、5 つの優先協力分野（①エネルギー、②インフラ、③科学技術協力、④観光・青年交流、及び⑤ビジネス環境の改善・投資促進）、新型コロナによってもたらされた障害の克服に向けた両国による協力に関して議論し、共同報道発表を発出した。また、CWG においては、同作業部会の付託事項が作成され、政府関係者間の定期的な対話の機会が確保されることとなった。
- 3 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）が 7 月に発効したことを受け、日本企業よりこれまで出されてきている要望事項等を踏まえ、JEC 及び CWG を含む様々な機会にカナダ側に働き掛けを行ってきた。また、新型コロナを受けての渡航制限により、日系企業関係者に対する査証発給等の手続きが滞っている状況を踏まえ、各種働き掛けをおこない、円滑な渡航のための支援を行うことを通じ、ビジネス環境の向上に努めた。

令和 3 年度目標

- 1 WTO を含む様々な国際経済フォーラムを通じ、自由貿易体制の強化のための協力、新型コロナによる影響を受けた分野のいち早い復旧のための協力及び「自由で開かれたインド太平洋」ビジョン実現に向けた更なる戦略的パートナーシップの強化を、定期的な開催が確保されることとなった CWG を含め、あらゆるレベルでの対話を通じて目指していく。
- 2 日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、重点5分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進及び観光・青少年交流）や官民連携強化を中心に幅広い協力を強化するとともに、日系企業によるカナダにおける新規投資案件及び、それらによる募金活動、個人防護具の寄贈等による貢献を強調し強固な日加経済関係のアピールを引き続き行う。また、TPP11 の着実な実施により、二国間経済関係を一層強化していく。
- 3 進出日本企業の要望等を踏まえ、特に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）やエネルギー、労働、環境政策等について注視しつつ、カナダ政府に対する働き掛けや情報提供、さらには、新型コロナを受けての渡航制限に対しカナダ入国の手続の面での支援要請等を通じ、ビジネス環境の向上に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 5月の日・カナダ外相会談において外相間で一致した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）に資する日本及びカナダが共有する優先協力6分野」のうち、エネルギー安全保障、自由貿易の促進及び貿易協定の実施など、経済分野において二国間協力を越えてインド太平洋地域に拡大する方策について、令和4年2月の日・カナダ首脳電話会議等の機会を捉え意見交換を実施し、相互理解及び連携を深めた。コロナ禍からの回復については、岸田政権が提唱する「新しい資本主義」と、トルドー政権が提唱する「公平で、緑豊かで、より繁栄したカナダ」との連携について12月の日加次官級経済協議（JEC）において意見交換を行った。
- 2 12月、第31回 JEC をオンライン形式で開催した。日本側は鈴木外務審議官が共同議長を務め、カナダ側はハナフォード・グローバル連携省国際貿易次官が共同議長を務めた。中国・台湾等による CPTPP 加入申請への対応について緊密に連携していくことを確認したほか、WTO を含む最近の国際経済情勢、FOIP 実現のための日加協力、さらに経済安全保障の強化について議論を行った。二国間経済関係の強化については、5つの優先協力分野（(1) エネルギー、(2) インフラ、(3) 科学技術協力とイノベーション、(4) 観光・青年交流、及び (5) ビジネス環境の改善・投資促進）等につき意見交換を行い、「農業」を JEC の優先協力分野に新たに追加することで一致した。また、カナダ進出日系企業による新型コロナウイルス感染症対策支援に関する概要紙を作成し、幅広く配布する等意を用いて両国の友好関係についてアピールを行った。TPP11 の着実な実施を通じて二国間経済関係が強化され、カナダ進出日系企業数は919社から948社へ増加したほか、エネルギーやイノベーション分野での大型投資に繋がった。
JEC 向け、5月及び11月に日・加課長級協力作業部会（CWG）を開催し、詳細を議論したほか、ビジネスマッチングやイノベーション協力の促進も目指し、6月にカナダ州政府駐日代表と国際電気通信基礎技術研究所（ATR）との意見交換、7月にカナダ州政府駐日代表と海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）との意見交換、9月に JETRO トロント事務所との意見交換を実施した。また、11月の日・カナダ商工会議所協議会における北米第二課長による日加経済に関する講演を実施し、ビジネス関係者へのアウトリーチを行ったほか、FOIP 日加協力の一環として、12月の在京カナダ大主催エネルギー安全保障セミナーにおいて、小野経済局長が講演を行った。
- 3 令和2年7月に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）が発効し、紛争解決事案が積み上がる中、日系企業の意見を聴取しつつ、日系企業のビジネス環境の向上に向け加側に働きかけや情報収集を実施した。また、コロナ禍に伴う渡航制限を受け、日系企業関係者に対する査証発給等に関する各種働き掛けを実施、円滑な渡航のための支援を通じ、ビジネス環境の向上に努めた。

令和4年度目標

- 1 令和3年5月に、日加外相会談において発表した「自由で開かれたインド太平洋に資する日本及びカナダが共有する優先協力分野」における協力を推進すべく両国で更に協力・連携を進める。
- 2 日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、6つの優先協力分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進、観光・青少年交流及び農業）を中心に幅広い協力を進展させ、日本企業の要望も踏まえビジネス環境の向上に努めつつ、首脳・閣僚間の会談や、民間団体交流等の実施等を通じて、二国間経済関係を一層強化していく。
- 3 進出日系企業の要望等を踏まえ、特に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）やエネルギー、労働、環境政策等について注視しつつ、カナダ政府に対する働き掛けや情報提供を実施する。また、コロナ禍を受けた渡航制限に対しカナダ入国の手続の面での支援要請等を通じ、ビジネス環境の向上に

努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 10月、林外務大臣は、外務省賓客として訪日したジョリー外相とともに、「自由で開かれたインド太平洋に資する日加アクションプラン（通称：日加 FOIP アクションプラン）」を発表した。右の経済分野は、（１）エネルギー安全保障、（２）自由貿易の促進及び貿易協定の実施、（３）環境及び気候変動、の３つから構成され、令和４年度に実施された日加首脳会談３回（うち１回電話会談）、外相会談５回を通じて、日加 FOIP アクションプランの実現に向けて協力関係を前進させることにつき確認した。
- 2 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）の発効から４年を迎え、貿易・投資関係の更なる深化が見られた。12月には第32回日・カナダ次官級経済協議（JEC）をオンライン形式にて開催し、CPTPPやWTOを含む最近の国際経済情勢やFOIPの実現を含む日加協力に関する意見交換に加えて、JECの６つの優先協力分野（（１）エネルギー、（２）インフラ、（３）科学技術協力とイノベーション、（４）観光・青年交流、（５）ビジネス環境の改善・投資促進）、（６）農業）につき議論を行った。また、令和５年２月に日加課長級作業部会（CWG）をハイブリッド方式で開催し、JECでの協議を踏まえたフォローアップとして協議を行った。
- 3 9月、日本・カナダ商工会議所協議会（JCCC）が開催され、成果として発出された共同声明を踏まえつつ、12月の第32回JEC及び令和５年２月のCWGにおいて協議を行った（６月にハイブリッド形式で開催したCWGでは、渡航制限に関連した意見交換も実施。）。また、日本企業との個別協議の結果を踏まえつつ、民間企業の対加投資の主要課題について、カナダ側と継続的に協議を行った。このほか、JECやCWGでの協議内容を、民間企業へフィードバックする目的で、９月および令和５年３月、外務省北米局北米第二課長が日本商工会議所においてプレゼンテーションを行った。
12月、林外務大臣とイン国際貿易大臣が会談を行い、二国間の貿易・投資促進について協議を行った。令和５年１月には、岸田総理大臣の訪加時に、日加ビジネス関係者を招いたランチを開催し、日加経済関係のポテンシャルについて意見交換を行った。また、令和５年３月には一般財団法人電池サプライチェーン協議会の訪加ミッションに外務省・大使館・総領事館からも参加し、カナダ政府関係者とEVバッテリービジネス促進に関わる協議に参加した。カナダ進出日本企業拠点数は令和３年度公表データの948社から令和４年度公表データの953社へ増加し、EVバッテリー向けのニッケルやグラファイトの事業開発に向けた日本企業の投資の動きにおいて相次ぐ成果がみられた。

令和２・３・４年度目標の達成状況： b

参考指標１：グラスルーツ事業実施結果

		実 績 値			
		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
	事業数	207	99	97	88
	参加人数	380,000人	880,000人	330,000人	300,000人

評価結果（個別分野２）

施策の分析

【測定指標２－１ 米国との経済分野での協調の深化 ＊】

令和２年度から４年度にかけて、米国との経済関係は以下のような主要な成果が得られ、大きく進展したところ、目標の達成度を「s」と判定した。

1 日米経済協力の新しい枠組みの誕生

令和３年４月の日米首脳会談で立ち上げられた「日本競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」の具体化、令和４年１月の日米首脳テレビ会談で立ち上げられた日米経済政策協議委員会（経済版「２＋２」）を通じて、経済分野における日米協力を戦略的な関係に引き上げることができた。

競争力・イノベーション、コロナ対策・グローバルヘルス・健康安全保障、気候変動・クリーンエネルギー・グリーン成長／復興の三本柱から成るコア・パートナーシップは、量子、AI、バイオなどの科技協力、がん分野における日米共同研究や水素・燃料アンモニア、CCUS／カーボンリサイクル、原子力などクリーンエネルギー技術など広範囲にわたって、日米が優先して協力を推進していこうと

する分野を特定した。令和4年5月には、61項目にわたる進捗を確認したファクトシートを発出した。このように、両国間で優先して取り組むべき経済協力を可視化し、リストアップすることにより、日米経済協力の見通しを立てる上で効果があった。

また、二国間協力の強化のみならず、インド太平洋地域を含む国際社会のルールに基づく経済秩序の維持・強化や経済安全保障の強化に対する日米の政治的決意を示し、新たな課題に共同で取り組んでいくための枠組みとして経済版「2+2」が令和4年1月に誕生した。7月の初会合では、共同声明と行動計画の二部からなる成果文書を発出した。外交・安保と経済を一体として議論する経済版「2+2」が、国際経済秩序を維持・強化し、自由で開かれたインド太平洋の実現において戦略的重要性を有しているとの認識を共有し、閣僚級「2+2」の定期開催と年内の次官級協議の開催についても一致した。また、コア・パートナーシップにも記載されている協力分野について、具体的な行動計画を策定できた。

このような日米経済協力の新しい枠組みは、すでに二国間で活発に行われている投資や雇用創出に基づくもの。米国内の直接投資残高で見た場合、日本は3年連続世界最大の対米投資国（2021年は7,210億米ドル）となっており、2020年には約93万人の雇用を創出している（英国に次いで2位）。

なお、投資や雇用創出、人的交流に関して、連邦レベルのみならず、州レベル含めた重層的な関係をさらに強化するために、知事など地方政府代表が経済・貿易ミッションを率いて訪日する際には積極的に政府高官との会談を実現させ、カリフォルニア州、ワシントン州及びメリーランド州との間で有する経済及び貿易関係に関する協力覚書を更新した。（令和2・3・4年度：北米諸国との経済分野での協力推進（達成手段①））

2 「自由で開かれたインド太平洋」促進の取組

「日米経済対話の三つの柱のうち、自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日米協力は「分野別協力」に位置づけられている。具体的には、エネルギーやデジタルの各分野において、日米間の様々なレベルで議論が進められた。いずれの分野においても以下のとおり評価期間中を通じて取組が進展し、地域の繁栄に向けた経済秩序維持・発展に大きく寄与した。

エネルギー分野では、日米戦略エネルギーパートナーシップ（JUSEP）（令和2年は二度の会合を開催）を引き継ぎ形で令和4年6月に日米クリーンエネルギーパートナーシップ（JUCEP）が立ち上げられた。JUCEPは、重点分野として、（1）再生可能エネルギー、（2）電力網の最適化、（3）原子力エネルギー、（4）脱炭素化技術を特定した。インド太平洋地域の脱炭素化及びクリーンで安価かつ安全なエネルギー源への移行を支援する本取組において、具体的にはワーキンググループ内で日米とインドネシアの官民を交え、日米の支援ツールキットやインドネシアにおける投資機会と課題について議論がなされた。

また、日米メコン電力パートナーシップ（JUMPP）においては、令和2年の一周年記念を機に共同声明が発出され、民間投資の促進や国境を越えた電力取引拡大のためのパートナー間での能力構築及び技術支援の拡大が決定された。その後、メコン地域の支援ニーズを聴取した上で今後数年の技術協力メニューを掲載したアクションプランを米国がとりまとめ、令和4年11月にメコン側がアクションプランに同意し成立した。アクションプランは、（1）クリーンエネルギー統合、（2）市場開発及び投資、（3）地域の電力取引の3分野を支援の柱とし、日米合わせて42件の新たな技術協力案件を提示した。

デジタル分野では、信頼性のある情報通信インフラの普及拡大や5Gなどの革新的技術に関し、様々な枠組みを通じて協力強化が図られた。令和3年4月の日米首脳会談で立ち上げられた「グローバル・デジタル連結性パートナーシップ（GDGP）」では、令和4年8月までに4回の専門家レベル作業部会が開催され、第三国におけるオープンな無線アクセスネットワーク（Open RAN）の推進や5Gの海外展開について議論がなされた。また、毎年度実施されているインターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（日米IED）の開催を通し、Open RAN、5G、海底ケーブル、スマートシティ、「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」、AI、サイバーセキュリティなどの幅広い政策課題に関し、日米両国の関係省庁及び民間事業者を交えた意見交換がなされた。

このほか、インド太平洋地域の経済秩序及び包摂的・持続的な経済成長に対する日米のコミットメントとして挙げられるのが、インド太平洋経済枠組み（IPEF）である。IPEF立上げ式を東京で行い、岸田総理大臣がバイデン大統領とモディ首相と共に対面参加することで、インド太平洋地域への米国のコミットメントを印象づけることができた。日本は、IPEFという形で米国がインド太平洋の経済秩序に改めて関与していることを歓迎し、IPEFが協力とルール・メイキングのバランスが取れた枠組みとなるよう交渉に貢献してきており、今後も右取組を継続していく。

さらに日本としては、米国のインド太平洋地域の国際秩序への関与という戦略的観点から、米国のTPP復帰が望ましいと考えており、あらゆる外交機会を活かし、こうした日本の立場を一貫して米国に伝えた。加えて、直近では令和4年7月の林大臣訪米時や令和5年1月の岸田総理訪米時のスピ

一チにおいて、こうした日本の考えを広く米国の一般向けに訴えた。このような取組による一つの前向きな成果として、令和4年10月の日米財界人会議の報告書において、TPPに米国が復帰すべきとの記載がなされた。(令和2・3・4年度：北米諸国との経済分野での協力推進(達成手段①))

3 日米通商関係

トランプ政権からバイデン政権に代わり、米国の通商政策が労働者中心のものに移るなか、日本は米国との通商関係を安定化させる努力を続けた。

令和3年11月、外務省、経済産業省及び米国通商代表部(USTR)から局長級で参加する、通商分野における日米間の協力を目的とした「日米通商協力枠組み」が立ち上げられた。令和4年度までに複数回開催し、インド太平洋地域における日米通商協力の強化や第三国の貿易慣行、環境、労働、デジタル、貿易円滑化等について協議を重ねた。

令和3年3月に日米貿易協定に定める米国産牛肉に関するセーフガード措置が発動されて以降、長らく事務方による協議が進められていたが、令和4年6月には合意内容に基づいた日米貿易協定改正議定書がワシントンDCにおいて富田駐米大使とタイ米国通商代表との間で署名され、国会承認を経て翌年1月1日に発効した。また、令和5年1月の日米首脳会談におけるやりとりを踏まえ、同年3月に日米重要鉱物サプライチェーン強化協定(CMA)を締結した。これにより、日本が米インフレ削減法上の「米国とのFTA締結国」に含まれることとなり、日本で採取・加工された重要鉱物(EVの電池の材料)が米インフレ削減法上のEV税制優遇措置の対象となった。

他には、令和4年2月、関係閣僚及び関係省庁の精力的な協議の結果、日本から輸入する鉄鋼製品に関する米国通商拡大法第232条関税の部分的撤廃を米国政府が発表した。(令和2・3・4年度：北米諸国との経済分野での協力推進(達成手段①))

4 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」に基づく取組

平成29年に日本企業の雇用創出や日本の文化・伝統に対する理解の裾野を広げ、良き企業市民としての企業活動をさらに支援すべく立ち上げられた、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース(「各地各様のアプローチ」)」については、令和3年度行政事業レビュープロセスを踏まえ、労働者・中間層重視、コロナ対策、気候変動・エネルギー、イノベーション・科学技術などバイデン政権の重点政策に基づいた「行動計画2.0」が策定され、優先事項が見直された。

新型コロナの感染拡大に伴い、対面形式のイベント実施が困難となった三年間でもあった。それでも、オンラインでの実施や動画配信、ウェビナー開催するなど、在外公館をはじめとする関係者による趣向を凝らした柔軟な対応により、グラスルーツ事業は途絶えず、日系企業の活動や地域貢献を幅広い層に発信することに成功した。例えば、コロナ禍で人の往来に制限があった令和3年度においては、在ナッシュビル総領事館にて現地の日系自動車工場及び関連の日系企業(自動車部品製造業)の活動、地域への貢献や従業員の取組等をSNSで発信し、多くの米国民に対して日系企業による米国経済への貢献を発信することができた。(令和2・3・4年度：グラスルーツからの日米経済強化プロジェクト(達成手段②))

【測定指標2-2 カナダとの経済分野での協調の深化】

1 「自由で開かれたインド太平洋に資する日本及びカナダが共有する優先協力分野」における日加協力の推進については、首脳会談や外相会談等を通じて協議を緊密に実施することで、日加間の経済分野における協力関係が深化するとともに、自由、民主主義、人権、法の支配、自由貿易などの共通の価値観を有する戦略的なパートナーとしての認識を深め、協調の深化に結びつける効果があった。具体的には、令和4年10月の二国間協力の羅針盤となる日加FOIPアクションプランの発表、及び令和4年11月のカナダ政府として初となるインド太平洋戦略(IPS)の発表へ繋がった。(令和2・3・4年度：北米諸国との経済分野での協力推進((達成手段①))

2 JECでは、優先協力分野における両国の協力強化、また、課題特定と認識の共有を通じて、課題解決に向けた日加関係当局間の対話を促す効果があった。両国間の貿易は、令和2年には新型コロナウイルス感染症の影響により縮小したものの、令和3年に続いて令和4年も回復傾向が見られた(令和3年度における日本による輸出：9,455億円、日本による輸入：1兆6,369億円、令和4年度における日本による輸出：1兆524億円、日本による輸入：2兆567億円)。また、CPTPPの着実な実施を通じて二国間経済関係が強化され、カナダ進出日系企業数は令和3年度948社から令和4年度：953社へと堅実に増加している。(令和2年・3年・4年度：北米諸国との経済分野での協力推進(達成手段①))

3 日本・カナダ商工会議所協議会(JCCC)が開催された際の共同声明では、サプライチェーンの強化、水素および再生可能エネルギー分野におけるビジネス機会の増大、物流円滑化に向けたインフラ開発について提起があり、右を踏まえつつカナダ側との協議を行い、また日本商工会議所に対するフィードバックセッションを行うこと等を通じて、官民連携の強化に繋がった。(令和2・3・4年

度：北米諸国との経済分野での協力推進（達成手段①）
次期目標等への反映の方向性
【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】 日米経済関係は、安全保障、人的交流と並んで日米同盟を支える三要素の一つであり、引き続き日本 の対米外交の主要な柱の一つである。世界第3位と第1位の経済大国である日米両国が経済分野において引き続き緊密に協力していくことは、日米両国の経済活性化のみならず、日米同盟の更なる強化や世界経済全体の発展のために不可欠である。こうした観点から、首脳会談や外相会談を始めとしたあらゆるレベルにおける議論を通じた両国間の貿易の安定的な発展や、インフラ、エネルギー、デジタルを始めとする様々な分野における協力関係の推進、地方政府との連携、草の根のレベルでの取組等を通じた重層的な日米経済関係強化を引き続き推進していく必要がある。 日本とカナダは、普遍的価値を共有するG7のメンバーであり、自由で開かれたインド太平洋地域の重要な戦略的パートナーである。両国は国際秩序が挑戦に晒され、安全保障環境が一層厳しくなる中で、国際社会及びインド太平洋地域の平和と安定の維持・強化、繁栄のため連携していくことで一致している。こうした観点から、首脳会談や外相会談を始めとしたあらゆるレベルにおける議論を通じた、両国間の貿易・投資の安定的な発展や、経済安全保障、重要鉱物含むサプライチェーンの強靱化、インフラ、エネルギー安全保障、食料安全保障を始めとする様々な分野における協力関係の強化を引き続き推進していく必要がある。 上記のとおり、日米及び日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進すると、の施策目標は妥当であったが、現在の日米及び日加経済関係は具体的な協力を推進する関係となっておりことから、政策の調整を想起する「協調」という言葉よりも「協力」が適切であるため、右に応じて施策目標及び測定指標名の修正を行う。併せて、米国については、経済版「2+2」やインド太平洋経済枠組み（IPEF）の立ち上げも踏まえ、今後は、日米が自らの競争力・強靱性を高めるとともに、インド太平洋地域ひいては世界の経済的繁栄及びルールに基づく経済秩序の維持・強化に向けた協力・連携を推進する観点から施策目標を定めることとする。 【測定指標】 2-1 米国との経済分野での協力の深化 * - 閣僚間を始めとした様々なレベルにおける対話等を通じ、日米経済関係をより重層的なものにしていく。例えば、二国間の取り組みである、コア・パートナーシップや経済版「2+2」のフォローアップ、日米通商関係の安定的な発展に向けた対話・協議を継続し、協力事項の進捗状況を確認していく。 - インド太平洋地域におけるルールに基づく経済秩序の維持・強化に向け、日米でリーダーシップを発揮し、協力を深化させる。これには、インド太平洋経済枠組み（IPEF）などの多国間枠組での取組も含まれる。 - 地方政府や米国内の地域コミュニティとの関係を一層強化する。各地方政府との対話やグラスルーツからの日米関係強化プロジェクトを通じ、米国の各地域と日本の関係強化及び日本の理解促進に取り組む。 2-2 カナダとの経済分野での協力の深化 - 自由で開かれたインド太平洋に資する日加アクションプランの着実な実施を通じてFOIPの実現に向けて連携していく。 - 日加次官級経済協議等の既存の枠組を通じて、6つの優先協力分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進、観光・青少年交流、農業）を中心に幅広い協力関係を強化するとともに、課題の特定・解決に向けた協議を行っていく。 - ビジネス環境の改善に向けた必要な措置を採るために、官民連携に取り組む。

作成にあたって使用した資料その他の情報
・ 外務大臣演説 第211回国会における林外務大臣の外交演説 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_003597.html) ・ 第二百十一回における岸田内閣総理大臣施政方針演説 (https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2023/0123shiseihoshin.html)

- ・日米コア・パートナーシップ
日米首脳共同声明（令和3年4月）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page1_000948.html)
- 日米首脳会談（令和4年5月）(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page3_003322.html)
- ・経済版「2+2」
日米首脳テレビ会談 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/page1_001086.html)
- 日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）次官級協議の開催（結果）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009355.html)
- 日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na2/us/page6_000720.html)
- 日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）次官級協議の開催
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_00002.html)
- ・インド太平洋経済枠組み（IPEF）
インド太平洋経済枠組み（IPEF）の立上げに関する首脳級会合
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na2/us/page3_003323.html)
- 三宅外務大臣政務官のインド太平洋経済枠組み（IPEF）の貿易の柱に関する非公式閣僚級会合への出席（結果）(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009393.html)
- 山田外務副大臣のインド太平洋経済枠組み（IPEF）閣僚級会合への出席（結果）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000922.html)
- 林外務大臣のインド太平洋経済枠組み（IPEF）オンライン閣僚級会合への出席（結果）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009567.html)
- ・日米貿易協定
日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（略称：日米貿易協定）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_002886_00001.html
- 日米貿易協定改正議定書の署名
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009385.html)
- ・日米通商協力枠組み
日米通商協力枠組みの立ち上げ
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009179.html)
- 日米通商協力枠組み第1回会合の実施
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009283.html)
- 日米通商協力枠組み第2回会合の実施
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000908.html)
- ・日米重要鉱物サプライチェーン強化協定（CMA）
日米重要鉱物サプライチェーン強化協定の署名
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_001391.html)
- ・地方政府との連携
日本国政府とアメリカ合衆国カリフォルニア州との間の気候変動対策並びに経済及び貿易関係の強化に関する協力覚書の更新署名
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009314.html)
- 日本国政府とアメリカ合衆国ワシントン州との間の経済及び貿易関係に関する協力覚書の更新署名
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009411.html)
- 日本国政府とアメリカ合衆国メリーランド州との間の経済及び貿易関係に関する協力覚書の更新に係る署名式 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009553.html)
- ラリー・ホーガン米国メリーランド州知事による山田外務副大臣表敬
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009472.html)
- ジャレッド・ポリス米国コロラド州知事による林外務大臣表敬
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009652.html)
- ・グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース（各地各様のアプローチ）
官邸ページ (<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/grassrootsTF/index.html>)
- グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース（各地各様のアプローチ）第4回フォローアップ会合の開催結果について
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na2/us/page4_005389.html)
- グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース（各地各様のアプローチ）第5回フォローアップ会合の開催結果について

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na2/us/page4_005389_00001.html)

個別分野 3 米国との安全保障分野での協力推進

施策の概要

- 1 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。
- 2 在日米軍再編等の着実な実施を推進する。
- 3 日米地位協定についての取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説(令和 4 年 1 月 17 日)
- ・ 第 208 回国会外交演説(令和 4 年 1 月 17 日)

測定指標 3-1 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進 *

中期目標（--年度）

日米間で緊密に協議し、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

令和 2 年度目標

- 1 これまでの首脳間・外相間を含むやり取りを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、ガイドライン（日米防衛協力のための指針）及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。
- 2 弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、「新たな領域」における能力向上を含む領域横断（クロス・ドメイン）作戦のための協力強化や新興技術に関する日米協力の推進等を通じ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

施策の進捗状況・実績

日本を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している中、日米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力を向上させていくことは、日本の平和と安全のみならず、インド太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。令和 2 年は現行の日米安全保障条約の署名・発効から 60 年を迎える節目の年であり、日米同盟は史上かつてなく強固なものとなっている。日米両国は、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化しており、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。

- 1 平成 27 年 4 月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）において公表した日米防衛協力のための指針（ガイドライン）は、日米両国の防衛協力について、一般的な大枠及び政策的な方向性を見直し、更新したものである。同ガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム（ACM）を通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応を実施してきている。バイデン政権発足後わずか 2 ヶ月足らずの令和 3 年 3 月には、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官がバイデン政権下の閣僚による最初の外国訪問先として日本を訪問し、茂木外務大臣及び岸防衛大臣との間で「2+2」が開催された。4 閣僚は、日米同盟がインド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の礎であり続けることを確認した上で、両国の日米同盟への揺るぎないコミットメントを新たにした。また 4 閣僚は、日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた連携をより一層深めることで一致した。さらに、米国は、核を含むあらゆる種類の米国の能力による日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントを強調した。また、4 閣僚は、尖閣諸島に対する日米安保条約第 5 条の適用を再確認するとともに、同諸島に対する日本の施政を損なおうとする一方的な行動に引き続き反対することを確認した。4 閣僚は、同盟の強化に向けた具体的な作業を進めることを担当部局に指示し、その成果を確認するべく、年内に「2+2」を改めて開催することと一致した。
- 2 (1) 弾道ミサイル防衛については、日本は、平成 18 年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3 ブロック IIA）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、弾道ミサイル防衛（BMD）システムの着実な整備に努めており、いかなる事態においても日本に対する弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく、万全の態勢をとっている。平成 29 年に導入を閣議決定した陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）は、6 月、防衛省からその配備プロセスの停止が発表された。その後の政府内での検討の結果、12 月、

イージス・アショアに替えて、イージス・システム搭載艦2隻を整備することなどを閣議決定した。

- (2) サイバーについては、日米両国は、政府横断的な取組の必要性を踏まえ、令和元年10月に開催された第7回日米サイバー対話などのフォローアップを行うとともに、日米双方の関係者が、情勢認識、両国におけるサイバー政策、国際社会における協力、能力構築支援など、サイバーに関する協力を引き続き行った。
 - (3) 宇宙については、日米両国は、8月の宇宙に関する包括的日米対話第7回会合などにおいて、宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は、宇宙状況監視(SSA)情報などの相互提供、ホステッド・ペイロード(人工衛星へのミッション機器の相乗り)協力の具体的検討など、安全保障分野での宇宙協力を引き続き進めている。なお、12月、日米両政府は、令和5年度を目途に運用開始予定の日本の準天頂衛星システム「みちびき」の6号機及び7号機への米国の宇宙状況監視(SSA)センサーの搭載を含むホステッド・ペイロード協力に関する書簡の交換を行った。
 - (4) 多数国間協力については、日米両国は、インド太平洋地域における同盟国やパートナーとの安全保障・防衛協力を重視している。10月には第2回日米豪印外相会合が行われ、4か国は、ポスト・コロナの世界を見据え、ますます重要性が増している「自由で開かれたインド太平洋」を具体的に推進していくため、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援・災害援助、教育・人材育成を始め様々な分野で実践的な協力を進めていくとともに、同ビジョンの実現に向け、より多くの国々へ連携を広げていくことの重要性を共有した。
 - (5) 情報保全については、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。こうした観点から、日米両国は、情報保全に係る協力を強化すべく、引き続き協議を行っている。
 - (6) 海洋安全保障については、日米両国は、東アジア首脳会議(EAS)やASEAN地域フォーラム(ARF)などの場で、海洋をめぐる問題を国連海洋法条約に反映された国際法に従って平和的に解決することの重要性を訴えた。平成27年4月に公表したガイドラインにおいても、日米両国は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力するとしており、新型コロナウイルス流行下においても、南シナ海を含む地域周辺海域で日米共同訓練などを継続して実施し、さらには、日米豪印共同訓練(マラバル)や環太平洋合同演習(RIMPAC)などを通してオーストラリアやインドを始めとした地域のパートナーとの連携を強化した。
- 3 日本を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している中、日本は、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を支えることが重要であるとの観点から、日米地位協定で定められた範囲内で、在日米軍施設・区域の土地の賃料、提供施設の整備(FIP)費などを負担している。このほか、特別協定を締結し、駐留軍など労働者の労務費、光熱水料等及び訓練移転費を負担している。
- 当該協定が令和3年3月末に失効することを踏まえ、令和3年2月、日米両政府は、在日米軍駐留経費負担に係る現行特別協定を1年間延長することに合意し、また、令和4年4月1日以降の新たな特別協定の合意に向けて、交渉を継続していくことを確認した。

令和3年度目標

- 1 これまでの首脳間・外相間を含むやり取りを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、ガイドライン(日米防衛協力のための指針)及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。
- 2 弾道ミサイル防衛(BMD)、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、「新たな領域」における能力向上を含む領域横断(クロス・ドメイン)作戦のための協力強化や新興技術に関する日米協力の推進等を通じ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

施策の進捗状況・実績

日本を取り巻く安全保障環境がこれまで以上に急速に厳しさを増している中、令和3年度においても、日米両国は、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化し、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化するための取組を以下のとおり実施した。

- 1 令和3年度においても、ガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム(ACM)などを通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応と取組を重ねた。バイデン政権は令和3年1月の発足直後から日米同盟を重視する姿勢を鮮明

にした。その中で令和4年1月には、日米「2+2」が初めてテレビ会議形式で開催され、日本側からは、林外務大臣及び岸防衛大臣が、米側からは、ブリンケン國務長官及びオースティン国防長官がそれぞれ出席した。日米同盟をいかに進化させ、現在、そして将来の挑戦に効果的に対処し続けるかについて率直かつ重要な議論を行うことができ、大きく以下の3点の成果があった。第一に、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」へのコミットメントを確認するとともに、ルールに基づく秩序を損なう中国の取組や北朝鮮の核・ミサイル活動を含め、変化する地域の戦略環境に関する突っ込んだ議論を行い、認識をすり合わせた。第二に、日米同盟の抑止力・対処力を抜本的に強化するための具体的な議論を進めることを確認した。更に、宇宙・サイバー分野や新興技術を含め、日米同盟の優位性を将来にわたって維持するために投資を行っていくことにつき一致した。第三に、日米同盟の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に推進することや適時の情報共有といった連携の重要性について一致した。

- 2 (1) ミサイル防衛については、日本は、平成18年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックIIA）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行い、BMDシステムの着実な整備に努め、いかなる事態においても日本に対する弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく、万全の態勢をとった。
- (2) サイバーについては、4月の日米首脳会談において、サイバー領域での防衛協力も進化させていくことを宣言した。令和4年1月の日米「2+2」では、サイバー脅威への共同対処が同盟として必須であることを確認した。日米両国は、政府横断的な取組の必要性を踏まえ、日米サイバー対話などの枠組みを通じ日米の関係者が幅広い分野における日米協力について議論しており、令和3年度においても5月に日米サイバー対話課長級会合を開催した。併せて、日本のサイバーセキュリティ戦略や米国のサイバー政策も踏まえつつ、両国間の政策面での協調や体制及び能力の強化、インシデント情報の交換などを推進し、サイバーに関する協力を引き続き行った。
- (3) 宇宙については、4月の日米首脳会談では、宇宙領域での防衛協力も深化させていくことを宣言した。令和4年1月の日米「2+2」では、宇宙への、宇宙からの及び宇宙における深刻な脅威への共同対処が同盟にとって必須であることを確認した。併せて、日米両国は、宇宙状況把握情報などの相互提供、ホステッド・ペイロード（人工衛星へのミッション機器の相乗り）協力の具体的な検討など、安全保障分野での宇宙協力を引き続き進めた。
- (4) 情報保全については、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものであるとの観点から、4月の日米首脳共同声明や令和4年1月の日米「2+2」共同発表でその重要性を確認するとともに、情報保全に係る協力を強化すべく、引き続き協議を行った。
- (5) 海洋安全保障・多国間協力については、日米両国は、10月の東アジア首脳会議（EAS）や8月のASEAN地域フォーラム（ARF）などの場で、海洋をめぐる問題を、国連海洋法条約を始めとする国際法に従って平和的に解決することの重要性を訴えた。令和3年は、新型コロナウイルス感染症流行下においても、南シナ海を含む地域周辺海域で日米共同訓練などを継続して実施し、8月から9月にかけて実施したマラバル（日米豪印共同訓練）などを通してオーストラリアやインドを始めとした地域のパートナーとも連携を強化した。さらに日米両国は、インド太平洋地域に空母打撃群を派遣した英国や、フランス、ドイツ、オランダといった欧州各国とも共同訓練を実施し、自由で開かれたインド太平洋を実現していく重要性が各国に広く共有されていることを確認した。
- 3 在日米軍駐留経費負担にかかる特別協定につき、現行協定の有効期限が令和4年3月31日であることを踏まえ、日米両政府は、令和4年4月1日以降の経費負担のあり方について協議を行った。日本としては、厳しい財政状況を踏まえつつ、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、在日米軍の安定的なプレゼンスを支えるとともに、日米同盟の抑止力・対処力をより一層効果的に強化していくことが必要であるとの認識の下、協議を重ねた結果、12月に日米間で合意に至り、令和4年1月7日、東京において、林芳正外務大臣とグリーン駐日米国臨時代理大使との間で特別協定の署名を行った。なお、日本側の経費を用いて日米同盟を一層強化する基盤を構築することで一致したことを受け、日本側としては「在日米軍駐留経費負担」の通称を「同盟強靱化予算」とすることとした。新たな特別協定の対象期間（令和4年4月1日から～令和9年3月31日）における「同盟強靱化予算」は年平均で約2,110億円となっている。

令和4年度目標

- 1 これまでの首脳間・外相間を含むやり取りを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、ガイドライン（日米防衛協力のための指針）及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。
- 2 弾道ミサイル防衛（BMD）、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、「新たな領域」における能力向上を含む領域横断（クロス・ドメイン）

作戦のための協力強化や新興技術に関する日米協力の推進等を通じ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

施策の進捗状況・実績

日本を取り巻く安全保障環境がこれまで以上に急速に厳しさを増している中、日米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力・対処力を向上させていくことは、日本の平和と安全のみならず、インド太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。令和4年度においても、日米両国は、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化し、ミサイル防衛、サイバー、宇宙などの幅広い分野における協力を拡大・強化するための取組を以下のとおり実施した。

- 1 平成27年に策定されたガイドラインのもとで設置された同盟調整メカニズム（ACM）などを通じ、令和4年度においても、日米両国は、緊密な情報共有や共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応と取組を行った。

その中で、令和5年1月には、日米両国の戦略文書発表後のタイミングを捉え、米国ワシントンD. C. で日米安全保障協議委員会（日米「2＋2」）が開催され、日本側からは林外務大臣及び浜田防衛大臣が、米側からはブリンケン國務長官及びオースティン国防長官が出席し、それぞれの国家安全保障戦略及び国家防衛戦略の公表を歓迎し、両国のビジョン、優先事項及び目標がかつてないほど整合していることを確認した。また、大きく以下3点の成果があった。第一に、最大の戦略的挑戦である、自らの利益のために国際秩序を作り変えることを目指す中国の外交政策に基づく行動や北朝鮮の前例のない数の弾道ミサイル発射、ロシアによるウクライナ侵略などの地域の戦略環境に関する認識について丁寧なすりあわせを行った。第二に、一層厳しさを増す安全保障環境における日米同盟の抑止力・対処力強化に向けた今後の取組を確認した。米国による日本を含むインド太平洋地域における戦力態勢を最適化するとの決意を歓迎し、在日米軍再編計画の再調整を含め、日本における米国の戦力態勢を一層最適化するための方策について緊密な協議を継続することを決定した。また、拡大抑止を議題の一つとして閣僚レベルで時間を割いて突っ込んだ議論を行い、米国の核を含むあらゆる種類の能力に裏打ちされた、日本防衛に対する米国の力強いコミットメントを再確認した。さらに、宇宙への、宇宙からの又は宇宙における攻撃が、一定の場合には、日米安全保障条約第5条の発動につながることもあり得ることを確認した。第三に、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図ることの重要性について改めて確認し、林外務大臣から、地元への影響に最大限配慮した安全な運用、早期の通報を含む事件・事故での適切な対応、環境問題などについても米国側に改めて要請した。その上で、令和5年1月に行われた日米首脳会談では、バイデン大統領から、日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントが改めて表明された。また、両首脳は、日米両国の国家安全保障戦略が軌を一にしていることを歓迎し、日米両国の戦略を実施するに当たって相乗効果を生み出すようにすることを含め、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくとの決意を新たにした。さらに、日米「2＋2」でのやり取りも踏まえつつ、安全保障分野での日米協力に関する具体的協議を更に深化させるよう指示した。

- 2 (1) ミサイル防衛については、令和5年1月の日米「2＋2」において、極超音速技術に対抗するための共同分析の進展を踏まえ、先進素材及び極超音速環境での試験を含む重要な要素に関する共同研究を開始することや、将来のインターセプターの共同開発の可能性について議論を開始することで一致した。
 - (2) サイバーについては、令和5年1月の日米「2＋2」において、更に高度化・常続化するサイバー脅威に対抗するため、協力を強化することで一致した。また、政府横断的な取組の必要性を踏まえ、日米サイバー対話などの枠組みを通じて両国の関係者で幅広い分野における日米協力について議論し、日本のサイバーセキュリティ戦略や米国のサイバー政策も踏まえつつ、両国間の政策面での協調や体制及び能力の強化、インシデント情報の交換などを推進するなど、日米での協力を深めた。
 - (3) 宇宙については、令和5年1月の日米「2＋2」において、宇宙関連能力に係る協力の深化にコミットするとともに、上記1で述べたとおり、宇宙への、宇宙からの又は宇宙における攻撃が、日米安全保障条約第5条の発動につながることもあり得ることを確認した。また、同月の日米首脳会談では、宇宙分野での日米協力を一層推進していくことで一致した。さらに、宇宙領域把握情報などの相互提供、ホステッド・ペイロード（人工衛星へのミッション機器の相乗り）協力など、安全保障分野での宇宙協力を引き続き進めた。
 - (4) 情報保全については、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものであるとの観点から、5月の日米首脳会談や令和5年1月の日米「2＋2」においてその重要性を確認するとともに、情報保全に係る協力を強化するため、引き続き協議を行った。
- 3 在日米軍再編については、令和5年1月の日米「2＋2」において、日本の南西諸島の防衛のた

めのものを含め、向上された運用構想及び強化された能力に基づいて同盟の戦力態勢を最適化する必要性を確認した。また、日本における米軍の前方態勢が、同盟の抑止力及び対処力を強化するため、強化された情報収集・警戒監視・偵察能力、対艦能力及び輸送力を備えた、より多面的な能力を有し、より強靱(じん)性があり、そして、より機動的な戦力を配置することで向上されるべきであることを確認し、平成 24 年 4 月の日米「2+2」で調整された再編の実施のための日米ロードマップは再調整され、第 3 海兵師団司令部及び第 12 海兵連隊は沖縄に残留し、第 12 海兵連隊は 2025 年までに第 12 海兵沿岸連隊に改編されることを確認した。この取組は、地元の負担に最大限配慮した上で、平成 24 年の再編計画の基本的な原則を維持しつつ進められる。また、日米双方は、沖縄における移設先施設の建設及び土地返還並びに 2024 年に開始される米海兵隊要員の沖縄からグアムへの移転を含む、米軍再編に係る二国間の取組を加速化させる重要性を確認した。

- 4 在日米軍駐留経費負担については、新たな特別協定が令和 4 年 4 月に発効した。この特別協定においては、従来、日米地位協定の特則を定める特別協定を締結した上で在日米軍従業員の労務費、光熱水料等及び訓練移転費を日本が負担してきたが、これに加え、在日米軍の即応性の確保のみならず、自衛隊と米軍の相互運用性の向上にも資する訓練資機材の調達に関連する経費を負担することとなった。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況： b

測定指標 3-2 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展 *

中期目標 (一年度)

在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。

令和 2 年度目標

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍の再編に関する着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古沖への移設や、平成 25 年 4 月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。
- 2 在日米軍に関する諸問題に関して、施設・区域の周辺住民等からの懸念も踏まえ、日米両政府の間で協議を行い、一つひとつの具体的な問題に対応していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に進めることについては、日米首脳電話会談、日米外相会談を始め、累次の機会に日米間で確認した。在沖縄海兵隊約 9,000 人のグアム等国外への移転(2020 年代前半に開始予定)や平成 25 年 4 月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還などについて着実に計画を実施した。平成 29 年 12 月に北部訓練場の過半(約 4,000 ヘクタール)の引渡しが行われて以降も、統合計画に基づいて各種返還案件が進められ、日米間で引き続き緊密に連携した。
- 2 日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。特に、在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については、平成 30 年 4 月の日米首脳会談や令和 3 年 3 月の「2+2」を始め、累次の機会に日米間で確認してきている。また、在日米軍再編に引き続き取り組む一方で、平成 27 年の環境補足協定や、平成 29 年の軍属補足協定の着実な実施を含め、米軍関係者による事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題等の具体的な問題について、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払った。例えば、4 月に普天間飛行場で有機フッ素化合物の一種である PFOS 含有泡消火剤の大規模な漏出事故が発生した際には、環境補足協定に基づく立入りを計 5 回にわたり行い、水及び土壌のサンプリングを行いその結果を公表した。また、在日米軍関係者においても令和 2 年 3 月以降新型コロナの感染事案が発生した。これに対し、7 月に日本政府と在日米軍による在日米軍の感染対策に係る共同プレスリリースを発表するなど、日本における感染拡大の防止に向けて日米間で緊密に連携した。

令和 3 年度目標

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍の再編に関する着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古沖への移設や、平成 25 年 4 月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。

設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。

- 2 在日米軍に関する諸問題に関して、施設・区域の周辺住民等からの懸念も踏まえ、日米両政府の間で協議を行い、一つひとつの具体的な問題に対応していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に進めることについては、4月の日米首脳会談、令和4年1月の日米「2+2」を始め、累次の機会に日米間で確認した。在沖縄海兵隊約9,000人のグアム等国外への移転（令和6年に開始予定）や平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還などについて着実に計画を実施し、5月には牧港補給地区（国道58号線沿いの土地）のランドリー工場地区の返還を実現した。
- 2 日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。令和3年度も、日本政府は環境補足協定や軍属補足協定の着実な実施を含め、米軍関係者による事件・事故の防止・対応、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題などの具体的な問題について、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払ってきた。例えば、6月に陸軍貯油施設で有機フッ素化合物の一種であるPFOS等を含む水の流出が発生した際には、環境補足協定に基づく立入りをを行い、水のサンプリングを実施した。また新型コロナウイルス対策においては、6月に在日米軍による在日米軍従業員へのワクチン接種に係る共同プレスリリースを発表した。12月以降、全国の在日米軍施設・区域内及びその周辺自治体において新型コロナウイルスの感染事案が発生したことを受け、令和4年1月6日の日米外相電話会談や同月7日の日米「2+2」などの機会に、米側に対して感染防止対策の徹底及び地元の方々の不安解消に向けた対応を強く申し入れた。その結果、同月9日に新型コロナウイルス感染症の拡大に対処するための措置に関する日米合同委員会声明を発出し、同月28日には日米合同委員会の下に「検疫・保健分科委員会」を設立した。

令和4年度目標

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍再編の着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古移設や、平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。
- 2 米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得るため、日米両政府の間で協議を行い、在日米軍による地元への影響に最大限配慮した安全な運用、早期の通報を含む事件事故での適切な対応、PFOS等をめぐる課題の対応等に取り組んでいく。

施策の進捗状況・実績

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に進めることについて、令和4年5月の日米首脳会談、令和5年1月の日米「2+2」を始め、累次の機会に日米間で確認した。在沖縄海兵隊約9,000人のグアム等国外への移転（令和6年に開始予定）や平成25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還などについて着実に計画を実施し、令和4年5月にはキャンプ瑞慶覧のロウワー・プラザ住宅地区について、返還に先立って、緑地公園として地元住民などの利用を可能にすることに日米間で合意した。
- 2 日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。令和4年度も、日本政府は環境補足協定や軍属補足協定の着実な実施を含め、米軍関係者による事件・事故の防止・対応、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題などの具体的な問題について、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払った。例えば、令和4年6月に横須賀海軍施設でPFOS等を含む水の漏出が発生した際、また9月に厚木飛行場で大雨により有機フッ素化合物の一種であるPFOSなどを含む泡消火剤が放出され、当該薬剤を含む水の流出が発生した際には、環境補足協定に基づく立入りをを行い、水のサンプリングを実施した。また新型コロナウイルスを含む感染症などの課題については、令和4年1月28日に日米合同委員会の下に設立した「検疫・保健分科委員会」を活用しつつ、日米で緊密に連携の上、適切かつ機敏に対応し、日本国内における感染防止対策の徹底に取り組んだ。

参考指標：米国における対日世論調査の結果（日米安保条約を維持すべきとの回答の割合）

出典：「米国における対日世論調査」（ハリス社） ①一般の部 ②有識者の部 （注）「一般」とは、米国に在住の18歳以上の市民から無作為に選ばれた約1,000人のサンプルを指し、「有識者」とは、米国連邦政府、ビジネス界、学界、報道界及び宗教界から選ばれた200人のサンプルを指す。	実績値			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	①73% ②93%	①70% ②88%	①69% ②89%	①70% ③ 90%

評価結果（個別分野3）

施策の分析

【測定指標3-1 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進 *】

日米首脳会談や日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）を始めとする、以下のようなハイレベルを含めた様々な機会を通じて、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していく必要性が繰り返し確認されるなど、日米防衛協力の指針（ガイドライン）の下での安全保障・防衛協力のための日米協力の土台がより強化された。また、日米双方は、それぞれの国家安全保障戦略及び国家防衛戦略を公表（米側は令和4年10月、日本側は令和4年12月に公表）し、両者のビジョン、優先事項及び目標がかつてないほど整合していることを確認した。その上で、令和2年度の外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見において指摘された、「米国における対日世論調査の結果」における一般国民と有識者との間での理解の乖離については、有識者による理解は極めて高い値を示している一方、一般国民の理解はそれに及ばない状況が継続しているところ、次年度以降においても引き続き米一般国民による理解を得る努力を継続していく。

（1）令和3年3月の日米「2+2」において、日本が、防衛及び同盟の強化に向け、自らの能力を向上させる決意を表明し、米国から、核を含むあらゆる種類の米国の能力による日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントが強調されたこと、また、一層深刻化する地域の安全保障環境を認識した上で、役割・任務・能力に関する協議を通じ、日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた連携をより深めることで、日米で一致したことは、内外に対して両国の強い結束を表明し、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化する上で効果的であった。

（2）令和3年4月に、バイデン大統領の政権発足後初めて訪米する外国首脳として、菅総理はバイデン大統領と日米首脳会談を実施した。同盟強化の具体的方途について検討を加速することで、日米で一致し、日米安保条約第5条の尖閣諸島への適用を含む、米国による日本の防衛へのコミットメントが確認された。令和4年1月の日米「2+2」において、日本側が自国の防衛を強固なものとし、地域の平和と安定に貢献するため、防衛力を抜本的に強化する旨述べたのに対し、米側から、これを歓迎するとともに、インド太平洋における態勢及び能力を最適化させていくとの決意が表明された。これらは、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる上で効果的であった。また、同「2+2」において、情報保全の一層の強化、宇宙・サイバー分野での協力深化、新興技術を取り込む技術協力の推進など、日米同盟の優位性を将来にわたって維持するための継続的な努力を精力的に進め、将来を見越した同盟の能力強化のための投資を行っていくことの重要性について一致したことは、幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる上で効果があった。

（3）令和4年5月の日米首脳会談において、米側から日本の防衛へのコミットメントが改めて表明されたことや、日米で、今後も拡大抑止が揺るぎないものであり続けることを確保するため、閣僚レベルも含め、日米間で一層緊密な意思疎通を行っていくことで一致し、尖閣諸島に対する日本の長きにわたる施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを改めて表明した他、米側から日本の防衛力の抜本的強化やその裏付けとなる防衛費の相当な増額の確保に対する強い支持を得た。

（4）令和5年1月には、日米両国の戦略文書発表直後という時宜を得た形で、日米「2+2」を開

催し、双方の戦略文書を踏まえ、安全保障環境についての両国の認識をすり合わせ、両者のビジョン、優先事項及び目標がかつてないほど整合していることを確認した。これらは、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる上で効果的であった。さらに、同「2+2」において、令和4年3月の自衛隊サイバー防衛隊の新編を歓迎し、更に高度化・常続化するサイバー脅威に対抗するため、協力を強化することで一致したことや、宇宙領域に関し、宇宙への、宇宙からの又は宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、当該攻撃が、日米安全保障条約第5条の発動につながることがあり得ることを確認したことは、幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実に進展させ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる上で効果があり、同盟全体の抑止力強化の観点で重要な成果であった。（令和2・3・4年度：米国との安全保障分野での協力推進（達成手段①））

【測定指標3-2 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展 *】

令和5年1月の「2+2」共同発表において、在日米軍の施設・区域の再編を支える現在行われている事業の着実な実施並びに地元との関係の重要性を再確認し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域における普天間飛行場代替施設の建設継続へのコミットメントを強調したことは、早期の辺野古への移設と普天間飛行場の返還を含む在日米軍再編を着実に進める上で意義があった。

在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については、令和3年4月及び令和4年5月の日米首脳会談や令和5年1月の日米「2+2」を始め、累次の機会に日米間で確認し、令和2年12月の普天間飛行場の佐真下ゲートの土地の返還及び令和3年5月の牧港補給地区（国道58号線沿いの土地）のランドリー工場地区の返還が実現し、さらに、令和4年5月にはキャンプ瑞慶覧のロウワー・プラザ住宅地区について、返還に先立って、緑地公園として地元住民などの利用を可能にすることに日米間で合意したことは、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業の着実な実施という目標達成にとって大きな前進となった。

在日米軍施設区域から、有機フッ素化合物の一種であるPFOS等を含む泡消火剤が漏出するなどの事故が発生した際には、米側や関係省庁、地元自治体と緊密に連携し、PFOS等の漏出が明らかになった在日米軍施設・区域並びにその周辺において、水質調査を実施し、また、環境補足協定に基づく施設・区域への立入り等実施し、その結果や米側が講じた再発防止策等について関係自治体に説明するなど、事案に応じた適切な対応を行った。

また新型コロナ対策においては、令和2年7月に日本政府と在日米軍による在日米軍の感染対策に係る共同プレスリリースを、また令和3年6月に在日米軍による在日米軍従業員へのワクチン接種に係る共同プレスリリースを発表した。これに加え、令和4年1月の日米外相電話会談や日米「2+2」などの機会に、米側に対して感染防止対策の徹底及び地元の方々の不安解消に向けた対応を強く申し入れ、令和4年1月には新型コロナウイルス感染症の拡大に対処するための措置に関する日米合同委員会声明を発表し、更に同月、日米合同委員会の下に「検疫・保健分科委員会」を設立するなどの対応を行い、日本における感染拡大の防止に向けて日米間で緊密に連携した。このような成果は沖縄を含む地元の負担軽減及び日米地位協定の運用改善の取組を促進するという目標達成に向け効果があった。（令和2・3・4年度：米国との安全保障分野での協力推進（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

日本を取り巻く安全保障環境がこれまで以上に急速に厳しさを増している中、日本の平和と安全及びインド太平洋地域の平和と安定を確保するためには、日本自身の防衛力の抜本的強化はもとより、日米安保体制の抑止力・対処力を一層強化させることが不可欠である。そのために、日米同盟の役割及び任務の進化も踏まえ、同盟の抑止力・対処力を強化し、再調整された再編の実施のための日米ロードマップに基づいた在日米軍再編の実施を進めるとともに、沖縄を始めとする地元の負担の軽減にも努め、確実に成果を出していくことが必要である。

このとおり日米安保体制の信頼性を向上させるとともに、在日米軍の円滑な駐留を確保し、もって我が国の安全を確保するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

3-1 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進 *

日米間で緊密に協議し、日米安保体制の信頼性をより一層向上させるとの中期目標の達成に向けた

新ガイドライン及び平和安全法制の下での日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化等の年度目標は、適切な目標であったと考える。

日米安保・防衛協力については、上記のとおり進展しているが、引き続き協力の進展に向け、日米で緊密な連携を加速し、具体的な成果を出していく必要がある。これまで以上に急速に厳しさを増している安全保障環境を踏まえ、我が国自身の防衛力の抜本的強化に取り組むとともに、日米同盟の役割及び任務の進化も踏まえ、同盟の抑止力・対処力の強化に日米で共に取り組んでいく。その際、同盟調整メカニズムを通じた二国間調整の更なる強化、平時における同盟の取組、日本の反撃能力の効果的な運用に向けた日米間の協力の深化、宇宙・サイバー・情報保全分野での協力、同盟の技術的優位性の確保のための技術協力や、新興技術への共同投資などを、重点的に進めていく。また、米国による拡大抑止が信頼でき、強靱なものであり続けることを確保するための努力も続ける。

3-2 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展 *

在日米軍再編に関する合意を着実に実施するとの中期目標の達成に向けて、普天間飛行場の辺野古沖への移設や、平成 25 年 4 月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する等の年度目標は、適切な目標であったと考える。在日米軍再編については、現行の日米合意に従って作業を進め、日米同盟の強化と合わせ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を実現し、地元の理解を高めていく。この観点から、引き続き、在日米軍施設・区域の返還等に向けた作業の着実な実施、日米地位協定の適切な運用などに取り組んでいく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
日米安全保障体制
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/index.html>)
第 201 回国会における茂木外務大臣の外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_003044.html)
日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）（概要）（令和 5 年 1 月 11 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/fa/page4_005748.html)
日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）（概要）（令和 4 年 1 月 7 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/st/page4_005483.html)
日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）（結果）（令和 3 年 3 月 16 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/st/page1_000942.html)
日米首脳会談（令和 5 年 1 月 13 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page1_001475.html)
日米首脳会談（令和 4 年 5 月 23 日）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page3_003322.html)
- ・ 令和 4 年版外交青書（外交青書 2022）
第 3 章 第 1 節 2 日米安全保障（安保）体制
- ・ 令和 3 年版外交青書（外交青書 2021）
第 3 章 第 1 節 2 日米安全保障（安保）体制
- ・ 令和 2 年版外交青書（外交青書 2020）
第 3 章 第 1 節 2 日米安全保障（安保）体制
- ・ 首相官邸 ホームページ
第二百一回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（令和 2 年 1 月 20 日）
(https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2020/0120shiseihoushin.html)
- ・ 参議院ホームページ
質問主意書内閣参質二一〇第六七号
(<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/210/meisai/m210067.htm>)

施策 I - 3 中南米地域外交

令和5年度政策評価書

(外務省4-I-3)

施策名(※)	中南米地域外交					
施策目標	令和元年度までと同様に、近年活発化している対中南米外交の機運の盛り上がりを活用し、政治・経済のみならず、文化面も含めあらゆる分野での交流・連携を促進すべく以下を実施する。 1 中米・カリブ諸国との経済関係及び幅広い分野における二国間関係や、国際社会における協力関係を強化し、様々なレベルでの相互理解を促進する。 2 南米諸国との経済関係及び幅広い分野における二国間関係や、国際社会における協力関係を強化し、また、様々なレベルでの相互理解を促進する。					
施策の予算額・執行額等(分担金・拠出金除く)	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	100	95	91	116
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	100	95	91	
同(分担金・拠出金)	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	5	4	4	4
		補正予算(b)	110	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	115	4	4	
	執行額(百万円)		115	4	4	

(※) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」(「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」)及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果 (注1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (B)	(判断根拠) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の令和2・3・4年度目標の達成状況(注2)	個別分野1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化	
		*1-1 貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化	b
		*1-2 国際社会の諸課題に関する協力関係の強化	b
		1-3 要人往来及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化	b
		*1-4 多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化	b
		1-5 中米カリブ諸国との政務レベル以上の会談の実施数	b
		個別分野2 南米諸国との協力及び交流強化	
		*2-1 南米諸国との経済関係強化の進展	b
		*2-2 南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化	b
		*2-3 南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組の進展	b
		2-4 南米諸国との政務レベル同士の会談実施数(オンライン含む)	c

(注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2) 「測定指標の令和2・3・4年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び令和2・3・4年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見) ・南米・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化においては、おおむね目標に近い実績を示したといえる。コロナ後の要人往来は旅程調整が難しい中で、対面でのハイレベル対話を着実に回復させている。今後令和6(2024)年 APEC ペルー会合に合わせて、より戦略的・体系的な中南米外交が展開されることを期待。 ・コロナ時代に希薄化した要人往来を取り戻す努力が見られ、良いと思う。

- ・測定指標 1－1 について、キューバ・アメリカ関係（米国による経済制裁）という外部要因があるものの、キューバの債務問題について目処が立っていない点は強く懸念される。こうした記載を残していただくことは注意喚起情報として重要である。
- ・測定指標 1－2 「国際社会の諸課題に関する協力関係の強化」については、ロシアのウクライナ侵略に対する国連決議において「大多数の中南米諸国が『非難』や『深い懸念』を表明するなど、一致した対応を示した」とし、「自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けた連携を確認できた」とするなど、その成果を高く評価している。しかしその国連決議においては決して少なくない中南米諸国が賛同しておらず、一般討論演説においても中南米諸国のロシア批判は抑制的で、わが国や欧米諸国との間には温度差が目立つとの見方も少なくない。加えて、中南米地域における中国の影響力の高まりを指摘する意見も目立つ。当該測定指標についてはb評価としているが、少なくとも評価書の記述からはこうした懸念や課題を伺うことはできない。
- ・測定指標 1－3 について、“戦略的実務者招へいスキーム”という取組は、国際的な理解と協力を深めるための効果的な手段であり、これを通じて、参加者は日本と FEALAC 加盟国間の協力の在り方についての意見交換が可能となり、各国の取組や問題意識を共有する機会を持つことができる点も評価できる。情報の共有、プログラム参加者の経験の具体的な活用方法とその結果についての追跡と報告、そして具体的な行動計画や改善点が明示されれば、この取組が更に効果的であることがわかり、多くの支持を得られると考えられる。
- ・中米・カリブ諸国については測定指標 1－5、南米諸国については測定指標 2－4 について、政務レベル以上の会談数が示されている。外交政策ではこうした会談が重要であることは理解できるが、どちらも複数国が対象であるのに、目標値がどのように設定しているのかは説明されていない。また、評価結果を今後に役立てるのであれば、実績値に国による偏りはあったか、日本にとっての優先度や国際情勢からみて適切な配分であったか、などを確認するためにはもう少し細分化したデータが必要と思われる。
- ・測定指標 2－4 は「c」と判定されているが、コロナ禍の特殊要因があるとはいえ、南米諸国との政務レベル同士の会談実施数が目標に到達しなかったことが原因のようである。ただし、令和 4 年度には年度目標の 30 回に対して、実績が 24 回となっており、回復基調にあるようである。この数字にはオンラインでの会談なども含まれているが、オンラインでも会談が実現しなかった理由の説明があるとなおよい。あるいは、目標の見直しの余地はなかったなどの振り返りも必要かもしれない。

担当部局名	中南米局	政策評価 実施時期	令和 5 年 8 月

個別分野 1 中南米地域及び中米・カリブ諸国との協力及び交流強化

施策の概要

近年活発化している要人往来を始めとする様々なレベルでの人的交流の盛り上がりを活用し、中米カリブ諸国とのあらゆる分野での協力関係を強化し、更なる経済関係の強化、国際社会での協力関係及び国民同士の相互理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・茂木外務大臣臨時会見記録（令和 3 年 7 月 20 日、ジャマイカ訪問時）
- ・オブザーバー紙（ジャマイカ）への茂木外務大臣寄稿（令和 3 年 7 月 19 日付）
- ・ラ・プレッサ紙（パナマ）への茂木外務大臣寄稿（令和 3 年 7 月 17 日付）
- ・プレッサ・リブレ紙（グアテマラ）への茂木外務大臣寄稿（令和 3 年 7 月 17 日付）
- ・EFE 通信社（スペイン）による茂木外務大臣書面インタビュー（令和 3 年 7 月 14 日付）
- ・茂木外務大臣臨時会見記録（令和 3 年 1 月 8 日、ブラジル訪問時）
- ・EFE 通信社（スペイン）による茂木外務大臣書面インタビュー（令和 3 年 1 月 3 日付）
- ・日・アルゼンチン外交関係樹立 120 周年閉幕式における安倍総理大臣スピーチ（平成 30 年 12 月 1 日）
- ・ジャパン・ハウス サンパウロにおける河野外務大臣の政策スピーチ（平成 30 年 5 月 20 日）
- ・安倍総理大臣の中南米政策スピーチ（平成 26 年 8 月 2 日）
- ・日・カリコム首脳会合の際の安倍総理大臣による日本の対カリコム政策三本の柱（平成 26 年 7 月 28 日）

測定指標 1－1 貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化 *

中期目標（--年度）

メキシコ、中米及びカリブ諸国と貿易の拡大及び投資の増大等の経済関係の拡大を図るために、政策対話及びビジネス環境の整備を通して日系企業が進出しやすい環境を醸成する。

令和 2 年度目標

- 1 政府ハイレベルによる中米・カリブ諸国との経済関係の更なる深化・強化の確認
- 2 中米・カリブ諸国との政策対話の実施
- 3 日墨 EPA ビジネス環境整備委員会等の実施

施策の進捗状況・実績

- 1 令和 3 年 1 月、茂木外務大臣はメキシコを訪問し、エブラル外相との会談において、両国の経済関係が近年飛躍的に拡大したことを踏まえ、メキシコにおけるビジネス環境整備や進出日系企業への支援を要請した。また、茂木外務大臣はクルティエル経済相とも会談し、ビジネス環境整備と安定化に加え、進出日系企業への支援を要請するとともに、TPP11 の着実な実施と拡大に向けて引き続き連携することを確認した。

カリコム諸国との間では、ジャマイカとの租税条約が 5 月に国会で承認され、9 月に発効したことで、両国間の経済関係の更なる強化につながった。

- 2 10 月に、日・コスタリカ局長級協議をオンラインで初めて実施し、外交関係樹立 85 周年を迎え、基本的価値を共有する重要なパートナーである同国との友好協力関係を確認するとともに、新型コロナウイルスに関する情報交換や、令和 3 年上半期の同国の中米統合機構（SICA）議長国就任に伴う我が国と中米地域の関係強化、多国間の枠組みも用いた協力強化など、幅広い議題について協議を行った。また、12 月には、日・ホンジュラス局長級協議をオンラインで初めて実施し、外交関係樹立 85 周年を迎え、基本的価値を共有する重要なパートナーである同国との友好協力関係を確認するとともに、新型コロナウイルスに関する情報交換や、東アジアの地域情勢に関する我が国の立場について説明した。

カリコム諸国との間では、ハイチ、トリニダード・トバゴ、ガイアナ及びアンティグア・バーブーダの各外相と鈴木・宇都両外務副大臣とのテレビ会談を実施するなど、コロナ禍においてもハイレベルでの対話を継続し、同地域との連携強化を行った。

- 3 12 月、宇都外務副大臣及びデ・ラ・モラ経済省次官を共同議長とする第 10 回日墨 EPA 合同委員

会をオンラインで実施した。発効から 15 周年を迎えた日墨 EPA の両国経済関係の強化への貢献を評価するとともに、同協定の運用状況及び諸課題について意見交換を行い、日本側からは現地進出企業の抱える課題の改善に関するビジネス環境整備や、7 月に発効した米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA) について引き続き情報提供を要請した。

令和 3 年度目標

- 1 政府ハイレベルによる中米・カリブ諸国との経済関係の更なる深化・強化の確認
- 2 中米・カリブ諸国との政策対話の実施
- 3 メキシコとの経済関係強化に向けた意見交換等の実施

施策の進捗状況・実績

- 1 7 月、茂木外務大臣は中米カリブ 3 か国（グアテマラ、パナマ、ジャマイカ）を訪問し、日・中米統合機構（SICA）外相会合や日・カリブ共同体（カリコム）外相会合、キューバやコスタリカ等との電話外相会談を含む計 13 件の表敬・会談を行い、新型コロナ対策や経済協力分野等における協力を確認した。グアテマラでは、無償資金協力「経済社会開発計画」（ハリケーン災害復興関連機材供与：供与額 3 億円）に関する交換公文の署名式を行い、同国外相からは支援への感謝とともに、両国の経済関係の更なる発展への期待が示された。また、日パナマ外相会談では、両国の経済関係を促進すべく、両国政府とビジネス関係者が参加する経済対話を早期に実施することで一致した。

同月、宇都外務副大臣がドミニカ共和国を訪問し、アビナデル大統領・アルバレス外相と会談を行ったほか、2 億米ドルを限度とするドル建て借款「新型コロナウイルス感染症危機対応における公共政策及び財政管理強化プログラム」の交換公文署名式典に出席した。同国への 28 年ぶりの借款により、両国の関係深化に寄与した。

8 月には訪日中のグリーン・アンティグア・バーブーダ外相との間で外相会談を実施し、先方より、新型コロナで打撃を受けた観光業に更に悪影響を及ぼし、水産業に被害を与えているサルガッサム海藻への対策として日本が海藻除去機材を供与していることについて、タイムリーな支援であるとして謝意が表明された。

12 月、林外務大臣が、STS フォーラム中南米カリブ地域ハイレベル会合（ハイブリッド形式）にビデオ・メッセージにて参加した。林外務大臣は、ビデオ・メッセージにおいて、日本と中南米カリブ地域との間での科学技術協力を振り返り、日本と中南米カリブ地域との更なる連携強化が進むことへの期待を表明した。

令和 4 年 1 月には、林外務大臣とエブラル・メキシコ外相との間で電話会談を行い、CPTTP のハイスタンダードを維持することの重要性を確認した。会談では、メキシコに約 1,300 社の日系企業が進出していることも踏まえ、林外務大臣からは、日系進出企業のメキシコ経済への貢献に言及した上で、同国のビジネス環境整備に関し、特に、エネルギー分野における法的安定性の確保に期待している旨伝達し、エブラル外相からは、重要なパートナーである日本の関心に留意して対応していきたい旨発言があった。

- 2 12 月に、第 9 回日・メキシコ政策対話が行われ、基本的価値を共有する戦略的グローバル・パートナーである同国との更なる関係強化のために、政治、経済、安全保障、経済協力、文化、人的交流等の様々な分野における協力について意見交換を行い、日墨 EPA に基づく強固な二国間経済関係及び CPTTP における協力を確認した。
- 3 令和 4 年 2 月、日・メキシコ経済連携協定に基づき設置された第 12 回ビジネス環境整備委員会をオンライン形式で開催し、日本側代表として上杉外務大臣政務官が出席した。両国の関心事項である、貿易と投資の促進、中小企業、裾野産業、投資環境、労務、税務、治安、基準認証及び観光等企業が抱えるビジネス環境に係る課題や問題意識について議論・意見交換を行うとともに、日本側からは、特に、メキシコにおいてエネルギー分野に進出している日本企業が引き続き円滑に事業を行えるよう、同分野における法的安定性への一層の配慮を要請した。

令和 4 年度目標

- 1 政府ハイレベルによる中米・カリブ諸国との経済関係の更なる深化・強化の確認
- 2 中米・カリブ諸国との政策対話・当該地域についての第三国との政策対話の実施
- 3 メキシコとの経済関係強化に向けた意見交換等の実施

施策の進捗状況・実績

- 1 5 月、西村康稔衆議院議員が特派大使として、コスタリカ大統領就任式に出席し、チャベス大統領

領及びアンドレ外相と会談し、二国間関係及び国際社会における協力の一層の強化を確認した。また、先方からは、日本との経済連携強化は優先課題であり、投資・インフラ・環境・デジタル分野等における取組強化の意欲が示された。

6 月には、上杉外務大臣政務官がトリニダード・トバゴを訪問し、ブラウン外務・カリコム担当大臣との間で、無償資金協力「医療機材供与を通じた保健システム強化計画（UNOPS 連携）」（4.99 億円）の医療機材引渡しを行い、先方政府から支援に対する謝意が示された。その次の訪問地となったベリーズにおいては、コーデル・ハイド首相代行を表敬し、経済関係について意見交換を行うとともに、マイ外務次官との間で二国間関係の進展に向けた幅広い意見交換を行った。また、ケビン・バーナード保健相との間で、無償資金協力「医療機材供与を通じた保健システム強化計画（UNOPS 連携）」の医療機材引渡しを行い、先方政府から謝意が示された。また、経由地の米国マイアミで、現地の日本企業関係者と懇談を行い、中南米との経済関係の更なる発展のための方途等につき意見交換を行った。

7 月には、東京で日ホンジュラス外相会談を行い、林外務大臣から、ホンジュラスに対する新型コロナウイルス危機対応のための緊急支援円借款（110 億 1,100 万円）及び国道一号線橋梁架け替えに関する無償資金協力（23.98 億円）等の日本の協力が、コロナ禍からの復興や中米地域の物流の円滑化、ホンジュラスの経済発展に役立つことを期待する旨述べたのに対し、レイナ外相からは、日本への謝意と引き続きホンジュラスには様々なニーズが存在し、日本からの支援を期待する旨の発言があった。

9 月には、ニューヨークでカリブ共同体（カリコム）の議長国を務めるスリナムと外相会談を実施し、ラムディン外相から、自然災害や気候変動などの対策を始めとする小島嶼国の脆弱性克服に寄与する日本からの支援に対して謝意が表明された。また、同月、林外務大臣は、故安倍晋三國葬儀参列のために訪日した中米各国（エルサルバドル、パナマ、ホンジュラス）の外相と会談を行い、各国との関係強化に向けた意見交換を行うとともに、先方からは、自然災害や、新型コロナウイルス対策を始めとする各国の開発課題に対する日本によるこれまでの支援に対する謝意が表明されるとともに、経済・投資の促進を含む経済関係の強化についても一致した。さらに、同じく国葬儀のため訪日したマレーロ首相との日・キューバ首脳会談においては、国際社会における取組や地域情勢について、引き続きの協力を深めることで一致した。

10 月には、秋本外務大臣政務官が、アンティグア・バーブーダ及びジャマイカを訪問し、先方要人らと経済協力について意見交換を行ったほか、カミナ・ジョンソン＝スミス外務・貿易相ほか要人との間で、令和元年度無償資金協力「経済社会開発計画」の海上保安・災害対処機材（複合艇 1 隻）（4 億円）の引渡しを行った。さらに、現地の日本企業関係者と懇談を行い、日本企業のニーズや経済交流を一層促進するための課題について意見交換を行った。また、同月、武井外務副大臣はアルゼンチンにて、グアテマラ、コスタリカ、パナマ、ホンジュラス、ハイチ、バハマを含む各国外相等と二国間会談を行い、貿易や投資の促進を含む各国との経済関係強化に向けた意見交換を行った。

11 月には、訪日したアンドレ・コスタリカ外相（トバル貿易相同席）と外相会談が行われ、先方から、貿易・投資、人的交流も含め幅広い分野での関係強化について意欲が示された。

令和 5 年 2 月には、国連総会緊急特別会合及び安保理閣僚級討論の機会に日グアテマラ外相会談が行われ、ブカロ外相から両国間の往来や投資の活発化を始め、二国間関係を更に強化したい旨発言があった。

2 12 月にドミニカ共和国と第 2 回日・ドミニカ共和国政策協議を行い、政治、経済、経済協力、地方連携など幅広い分野での協力関係の緊密化について意見交換を実施した。また、令和 5 年 1 月には、ホンジュラスとの間で第 2 回政策協議を実施し、経済協力を含む二国間関係や国際・地域情勢について意見交換を行い、幅広い分野で協力関係を緊密化することで一致した。また、米国や EU 等第三国との間で中南米地域に関する政策対話を実施した。

3 5 月に小田原外務副大臣がメキシコを訪問した際にデ・ラ・モラ経済省通商担当次官、モレノ筆頭外務次官と、9 月には林外務大臣が、故安倍晋三國葬儀のために訪日したエブラル外相とそれぞれ会談を行い、エネルギー分野における法的安定性を含むビジネス環境整備について協力を要請したほか、CPTPP のハイスタンドを維持する重要性について一致した。さらに、令和 5 年 1 月には、林外務大臣が就任後初の中南米訪問の最初の訪問地としてメキシコを訪れ、エブラル外相及びブエンロストロ経済相と会談を行った。特に、経済相との会談では、林外務大臣から、第 32 回日墨経済協議会の開催やアエロメヒコ航空の直行便の再開等を通じて、ポスト・コロナに向け、両国経済界の連携も再活発化することに期待を示したところ、先方からも賛意が示され、日本からの一層の投資拡大への期待が表明された。また、同年 2 月、武井外務副大臣は、訪日したヒメネス・アグアスカリエンテス州知事及び、グティエレス連邦下院前議長と、我が国と同州及び、両国間の経済

関係の一層の強化について、進出日系企業のビジネス環境改善促進も含め意見交換を行った。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標1-2 国際社会の諸課題に関する協力関係の強化 *

中期目標（一年度）

33 国、全国連加盟国の 18%を占める中南米諸国に対して、我が国の重要政策をインプットし、理解と支持を取り付け、普遍的価値観を共有するパートナーとして国際社会の抱える諸問題に共に取り組む。

令和2年度目標

要人往来や各種の政策対話を通じ、北朝鮮に関する問題や、地球規模課題等、国際社会の抱える諸課題に関して、普遍的価値を共有する国際社会の一大勢力である中南米諸国との協力関係を推進する。

施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルスの影響により物理的な人の往来が制限されたものの、様々なレベルにおいて、テレビ会議形式の会談を行った。中米カリブ諸国のうち、鈴木外務副大臣はハイチと、宇都外務副大臣は、ドミニカ共和国、ホンジュラス、ハイチ、メキシコ、トリニダード・トバゴ、ガイアナ及びアンティグア・バーブーダとテレビ会談を行い、拉致問題を含む北朝鮮情勢や東京オリンピック・パラリンピック等について意見交換を行うとともに、防災や気候変動、海洋資源の持続的な利用など国際社会の諸課題について緊密に連携していくことを確認した。また、事務レベルでも、カリコム諸国、ホンジュラス及びコスタリカとの間でもオンラインで局長級の意見交換を実施し、国際社会の諸課題につき緊密に連携していくことを確認した。

さらに、令和3年1月には、茂木外務大臣が就任後初めて中南米訪問（メキシコ、ウルグアイ、アルゼンチン、パラグアイ及びブラジル）を実施し、共通の価値に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・拡大のための連携強化を確認したほか、北朝鮮情勢、東シナ海及び南シナ海等の地域情勢等について連携を強化していくことを確認し、北朝鮮に関して、拉致問題の早期解決に向けて、引き続きの理解と協力を要請し、各国からの支持を確保した。

令和3年度目標

新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ、要人往来や各種の政策対話を通じ、北朝鮮に関する問題や、地球規模課題等、国際社会の抱える諸課題に関して、普遍的価値を共有する国際社会の一大勢力である中南米諸国との協力関係を推進する。

施策の進捗状況・実績

7月、茂木外務大臣は中米カリブ3か国（グアテマラ、パナマ、ジャマイカ）を訪問し、日・中米統合機構（SICA）外相会合、日・カリブ共同体（カリコム）外相会合を含む計13件の表敬・会談を行った。さらに同月、宇都外務副大臣がドミニカ共和国を訪問し、アビナデル大統領・アルバレス外相と会談等を行った。これらを通じ、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序のための連携の強化、新型コロナウイルス感染症や防災などグローバルな課題への対応につき協力を確認した。

また、8月の日アンティグア・バーブーダ外相会談では、共に海洋国家として、自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有する重要なパートナーであることを確認し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化のために連携を深めていくことで一致した。新型コロナウイルス感染症対策、防災、気候変動、水産資源の持続可能な利用など国際的な諸課題における協力についても引き続き協力を進めていくことで一致した。さらに令和4年1月には、日墨電話外相会談において、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序のための連携の強化、北朝鮮情勢への対応について協力を確認するとともに、安保理非常任理事国であるメキシコと引き続き国際社会における連携を強化していくことで一致した。

12月には、第9回日・メキシコ政策対話が行われ、基本的価値を共有する戦略的グローバル・パートナーである同国との更なる関係強化のために、地域情勢、新型コロナウイルス感染症対策も含め、国際社会における諸課題について意見交換した。また、令和4年1月、林外務大臣とエブラル・メキシコ外務大臣との間で電話会談を行い、林外務大臣から、メキシコの安保理非常任理事国としての取

組への評価を表明し、エブラル外相からは、核軍縮を含む国際社会における諸問題について今後も緊密に連携していきたい旨発言があった。さらに、両大臣は、弾道ミサイル発射や拉致問題を含む北朝鮮情勢への対応において引き続き連携していくことを確認した。

さらに、令和4年1月には、小田原外務副大臣がハイチ情勢に関する閣僚会合（カナダ外相主催、オンライン形式）にビデオ・メッセージにより出席し、日本は保健、教育、食料、防災といったハイチの社会基盤強化支援のほか、平成22年のハイチ震災直後から自衛隊を3年間国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）に派遣するなど、様々な形でハイチの安定化に協力してきたことを述べるとともに、ハイチが直面する治安問題に対しては、国家警察の機能強化支援等を実施している旨言及し、引き続き国際社会と連携して対応していく旨を表明した。

令和4年度目標

新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ、要人往来や各種の政策対話、オンラインや電話での会談・協議やビデオ・メッセージの発出等を通じ、東アジア情勢を含む地域情勢や地球規模課題等、国際社会の抱える諸課題に関して、普遍的価値を共有する国際社会の一大勢力である中南米諸国との協力関係を推進する。

施策の進捗状況・実績

5月、西村康稔衆議院議員が総理特使としてコスタリカ大統領就任式に出席した機会を捉え、新政権に対し、ウクライナ情勢及び東アジア情勢に関する日本の立場について説明した。また、同月の小田原外務副大臣によるメキシコ訪問の際には、ウクライナ情勢を含む国際社会における諸課題への対応について協力していくことで一致した。

また、6月にトリニダード・トバゴ及びベリーズを訪問した上杉外務大臣政務官は、トリニダード・トバゴにおいて、ブラウン外務・カリコム担当相と会談を行い、令和6年の「日・カリブ交流年」（外交関係樹立60周年）に向けた共同タスクフォースの立ち上げで一致したほか、ベリーズでは、マイ外務次官との間で、ウクライナ情勢や中国、北朝鮮問題を含む地域情勢、安保理改革等の国際社会における課題について協力していくことを確認した。

7月、林外務大臣は、日ホンジュラス外相会談を実施し、両者は「法の支配」を堅持し、「力の支配」を拒絶すべきであるとの認識で一致し、基本的価値を共有する両国で、安保理改革を含む国連全体の機能強化を始めとする国際的諸課題においても緊密に連携していくことで一致した。

9月には国連総会の機会を捉え、カリブ共同体（カリコム）議長国であるスリナムと外相会談を実施し、ウクライナ情勢や気候変動など国際社会における協力について同国及びカリコムと連携強化していくことを確認した。また、同月、故安倍晋三国葬儀参列のため訪日したエルサルバドル、パナマ、ホンジュラス及びメキシコの外相と二国間会談を実施し、ロシアによるウクライナ侵略は国際秩序の根幹を揺るがすものであり、侵略行為を一日も早く終わらせるべく、国際社会で協調した対応が重要である旨確認したほか、基本的価値を共有する各国と国際社会において緊密に連携していくことで一致した。また、同機会に岸田総理大臣は、マレーロ・キューバ首相と首脳会談を実施し、国際社会における取組や地域情勢について連携していくことで一致した。

10月、アンティグア・バーブーダ及びジャマイカを訪問した秋本外務大臣政務官は、各国要人との間で二国間会談を実施した。また同月、武井外務副大臣は、第39回国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）総会への出席の機会を捉え、中米・カリブ6か国（バハマ、ホンジュラス、パナマ、グアテマラ、ハイチ、コスタリカ）の外相と会談を行った。これらの会談を通じ、各国との間で、自由で開かれた国際秩序の維持・強化のための連携強化や国際社会における協力について確認した。

11月には、日コスタリカ外相会談を行い、両者は地域情勢や気候変動問題等国際社会が直面する課題に協力して取り組むことを確認した。

令和5年1月の日メキシコ外相会談で林外務大臣は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化の重要性に触れた上で、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向け「戦略的グローバル・パートナー」であるメキシコと緊密に連携していきたい旨働きかけた。

令和5年2月の日グアテマラ外相会談において両大臣は、法の支配に基づく国際秩序の維持・強化に向けたFOIPの推進において、両国が緊密に連携していく点で一致した。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標1－3 要人往来及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化

中期目標（一年度）

招へい事業や派遣事業の多種のスキームを活用し、政府ハイレベルを始めとする様々なレベルの人的交流を促進する。我が国の問題意識等を対外的に発信する機会を増やし、同時に中米カリブ地域に知日派・親日派を増やしていく。

令和2年度目標

- 1 中米・カリブ諸国からの閣僚級以上の訪日をより多く実現し、二国間関係を前進させ、国際社会で存在感を増す中米・カリブ諸国との間で、更なる協力関係の深化を図る。
- 2 戦略的実務者招へいスキームや「Juntos!!中南米対日理解促進プログラム」を利用して、中米・カリブ地域の日系人を含め、様々な層の招へいを実現することにより、日本の魅力や政策を積極的に発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により人の移動が制限される中、様々なレベルでテレビ会談を行い、中米・カリブ諸国との二国間関係の深化を重ねた。また、令和3年1月には、感染症対策を取りつつ、茂木外務大臣が中南米5か国を訪問し、コロナ禍で要人往来が限定される中、遠路日本の外務大臣が来訪したことが先方から高い評価を受けた。本訪問を通じて、自由、民主主義など、基本的価値を共有するパートナーであり米国とも関係が深い中南米諸国との連携を、バイデン新政権の発足を前に強化することができた。また、共通の価値に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・拡大のための連携強化の確認、経済関係の一層の強化や日系進出企業のビジネス環境改善やコロナ対策での国際連携の確認、北朝鮮情勢、東シナ海及び南シナ海等の地域情勢等についての連携強化や拉致問題の早期解決に向け各国から支持確保等の成果を得ることができた。
- 2 戦略的実務者招へいスキームでは「持続可能な社会と環境のための科学技術の活用」のテーマの下、アジア中南米協力フォーラム（FEALAC）若手リーダー招へいをオンラインで実施し、中南米及びアジアの関連分野において将来活躍が見込まれる若手行政官と我が国政府関係者や民間企業関係者等との交流を行った。招へい参加者はSDGsや科学技術の分野における専門家による講義を通じて、招へいテーマに関する日本の取組に対する知見を深めた。また、同スキームでは、メキシコ下院議員・メキシコ日本友好議員連盟会長の招へいをオンラインで実施した。同会長は、国会関係者や企業関係者、地方自治体関係者等との交流を通じて、日本や日メキシコ関係、メキシコにおける日本企業の活動等に対する理解を深めた。さらに、「Juntos!!中南米対日理解促進プログラム」においては、コロナ禍における新たな取組として、訪日前にオンラインプレプログラムを実施し、訪日プログラムが効率的かつ効果的に実施されるよう、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンとの交流や日本文化体験講義及び東日本大震災の被災地訪問動画の視聴を実施した。

令和3年度目標

- 1 中米・カリブ諸国とのハイレベルでの交流をより多く実現し、二国間関係を前進させ、国際社会で存在感を増す中米・カリブ諸国との間で、更なる協力関係の深化を図る。
- 2 戦略的実務者招へいスキームや「Juntos!!中南米対日理解促進プログラム」を利用して、中米・カリブ地域の日系人を含め、オンラインでの実施を含めた様々な層の招へいを実現することにより、日本の魅力や政策を積極的に発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年度も、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大により対面での要人往来が制限される中、電話会談やビデオ・メッセージの発出による会合への参加を通じ、中米・カリブ諸国との二国間関係の深化に努めた。また、7月には、感染症対策を取りつつ、茂木外務大臣が中米カリブ3か国（グアテマラ、パナマ、ジャマイカ）を訪問したほか、同月には宇都外務副大臣がドミニカ共和国を訪問し、日本人移住65周年記念式典に出席した。コロナ禍で要人往来が限定される中、日本の外務大臣が再び中南米地域を来訪（グアテマラにおいては34年ぶりの訪問）したことは先方から高い評価を受けた。本訪問を通じて、自由、民主主義、法の支配など、基本的価値を共有するパートナーである中南米諸国との連携を強化することができた。また、共通の価値に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・拡大のための連携強化の確認、経済関係の一層の強化や日系進出企業のビジネス環境改善やコロナ対策での国際連携の確認、北朝鮮情勢、東シナ海及び南シナ海等の地域情勢についても意見交換を行ったほか、拉致問題の早期解決に向け各国から支持を得るなどの成果を得ることができた。

令和4年1月には、宇都隆史特派大使をホンジュラスに派遣し、大統領就任式への出席、及び同国大統領を含む主要閣僚と会談を行った。政権発足時に早期の対話を実現することにより、新政権に対して、両国の友好関係を一層強化していきたいというメッセージを直接伝え、引き続き二国間関係を強化していくことで一致した。

- 2 戦略的実務者招へいスキームでは「防災・減災と科学技術の活用」のテーマの下、令和4年2月にアジア中南米協力フォーラム（FEALAC）若手リーダー招へいをオンラインで実施し、中南米及びアジアの関連分野において将来活躍が見込まれる若手行政官と我が国政府関係者や民間企業関係者等30名との交流を行った。招へい参加者は防災・減災や科学技術の分野における専門家による講義を通じて、招へいテーマに関する日本の取組に対する知見を深めるとともに、FEALAC加盟国間の協力の在り方について意見交換を行った。

さらに、「Juntos!!中南米対日理解促進プログラム」については、6月から令和4年3月にかけて令和2年度事業（コロナ禍の影響により実施時期を延長）、令和4年3月に令和3年度事業を実施。参加者のグループごとに、「持続可能な環境」や「ICTの利活用」、「中南米の日系人社会」、「ポスト・コロナ時代のSDGs」などのテーマについて、実際の渡航が叶わない中にあってもなお、人的交流が促進されるような工夫的取組として、オンラインでの日本文化体験、ホームステイ、国内有識者による講演や中南米と日本の参加者を繋げた参加者間交流など、バーチャル方式の利点をいかしながら招へい・派遣プログラムを実施した。参加者に対し、日本の外交姿勢や魅力について学ぶ機会を提供するとともに、それらに関する参加者自らによる対外発信を促進した。

令和4年度目標

- 1 中米・カリブ諸国とのハイレベルでの交流を更に活発化し、二国間関係を発展させるとともに、国際社会で存在感を増す中米・カリブ諸国との間で、更なる協力関係の深化を図る。
- 2 戦略的実務者招へいスキームや「Juntos!!中南米対日理解促進プログラム」を利用して、中米・カリブ地域の日系人を始めとする様々な層に対し、オンライン方式を含めた招へい・派遣を実現することにより、日本の魅力や政策を積極的に発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和4年度はハイレベルによる対面での外交活動が徐々に再開され、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」や法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化のための連携、国際社会における協力、新型コロナウイルス対策を始めとする地球規模課題への対応、経済関係の強化などについて意見交換を行った。岸田総理大臣は、故安倍晋三国葬儀に際し各国要人が訪日した機会に、日・キューバ首脳会談を実施し、国際社会における取組や地域情勢について連携していくことで一致した。林外務大臣は、7月に訪日したレイナ・ホンジュラス外相と会談を実施し、安保理改革を含む国連全体の機能強化を始めとする国際的諸課題において緊密に連携していくことで一致した。9月には、国連総会の機会に日スリナム外相会談を実施し、ウクライナ情勢や気候変動など国際社会における協力について同国及びカリコムと連携強化していくことで一致した。また、故安倍晋三国葬儀参列のため訪日した中米3か国（エルサルバドル、パナマ、ホンジュラス）及びメキシコとそれぞれ外相会談を実施し、ウクライナ問題に関し、国際社会で協調した対応が重要である旨確認したほか、基本的価値を共有する各国と国際社会において緊密に連携していくことで一致した。11月には訪日したアンドレ・コスタリカ外相（トバル貿易相同席）と会談し、地域情勢や気候変動問題等国際社会が直面する課題に協力して取り組むことを確認した。令和5年1月には、外務大臣就任後初めての中南米訪問国としてメキシコを訪れ、エブラル外相及びブエンロストロ経済相と会談を行い、外交関係樹立135年を迎える両国の一層の協力及び交流強化について確認した。また、同年2月には、ウクライナに関する国連総会緊急特別会合及び安保理閣僚級討論の機会に日グアテマラ外相会談を実施し、法の支配に基づく国際秩序の維持・強化に向けた「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の推進において、両国が緊密に連携していく点で一致した。

さらに、外務副大臣や外務大臣政務官等要人が中南米を訪問し、各国要人等と会談を実施した。5月には、小田原外務副大臣がメキシコを訪問したほか、西村康稔特派大使がコスタリカにて大統領就任式に出席した。また、10月に武井外務副大臣がアルゼンチンを訪問し、国際会議のマージンで中南米各国の外相等と会談を行った。

カリブ共同体（カリコム）諸国については、6月に上杉外務大臣政務官がトリニダード・トバゴ及びベリーズを、10月には秋本外務大臣政務官がアンティグア・バーブーダ及びジャマイカを訪問し、要人等との会談を実施したほか、民間企業視察や、日本からの無償資金協力の引渡式にも参加した。

- 2 戦略的実務者招へいスキームでは、9月にアジア中南米協力フォーラム（FEALAC）若手リーダー

招へいを3年ぶりに対面で実施（新型コロナウイルスの感染状況の変化及び水際対策措置の緩和により結果的にオンライン方式での実施はなかった）し、「脱炭素化と科学技術の活用」という新たなテーマ設定の下、中南米及びアジアの若手行政官5名を招へいし、神戸の脱炭素関連施設を視察したほか、京都、東京都内を視察し、日本の取組に対する理解を深めた。また、参加者は、日本とFEALAC加盟国間の協力の在り方について意見交換を行い、各国の取組や問題意識を共有した。秋本外務大臣政務官を表敬訪問した際には、招へいに対する謝意が述べられ、帰国後に今回の経験を積極的に活かしていきたい旨の発言があった。さらに、同スキームでは、令和5年1月に、トーレス・ホンジュラス外務国際協力筆頭次官を招へいし、第2回日ホンジュラス政策対話を実施して、日本とホンジュラスが自由、民主主義、法の支配等の基本的価値を共有する重要なパートナーであることを確認し、経済協力を含む二国間関係、北朝鮮情勢等の東アジア情勢、中南米地域情勢及び国際情勢について有益な意見交換をしたほか、引き続き幅広い分野で協力関係を緊密化することで一致した。そのほか同次官は、武井外務副大臣を表敬し、経済や文化、人的交流も含め幅広い分野で二国間関係を一層発展させる旨表明した。同次官は地方視察（福岡市及び京都府）も行い、茶道体験を経験するなど日本文化を体験する機会となった。同年2月には、グティエレス・メキシコ連邦下院前議長を招へいし、武井外務副大臣への表敬や経済関係者との会合を通じて、外交関係樹立135周年を迎えた日本とメキシコの関係発展について意見交換を行った。同氏も地方訪問（広島市及び京都市）を行い、広島の実験資料館等を訪れた。

さらに、「Juntos!! 中南米対日理解促進プログラム」については、令和5年1月から3月にかけて、令和4年度事業をコロナ禍以降3年ぶりに対面で実施した。参加者のグループごとに、「日カリブ交流年2024」（ガイアナ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、トリニダード・トバゴ、ハイチ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ジャマイカの11か国から12名が訪日）や「防災とICTの利活用」（コロンビア、チリ、ペルー、メキシコの4か国から19名が訪日）、「再生可能エネルギー」（エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、コスタリカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ホンジュラスの8か国及びラテンアメリカ社会科学研究所（FLACSO）から28名が訪日）、「違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策をはじめとする、水産資源の持続可能な開発」（アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、パナマ、ペルー、ウルグアイの8か国から10名が訪日）、「中南米の日系人社会」（ブラジル、ペルー、メキシコ、アルゼンチン、ボリビア、パラグアイ、チリ、コロンビア、キューバ、ベネズエラ、ドミニカ共和国、エクアドル、ウルグアイの13か国から31名が訪日）、「ブラジル議員団」（ブラジルから9名が訪日）などのテーマについて、招へいプログラムを実施した。また、派遣事業では、令和5年2月に日本人大学生・大学院生10名をドミニカ共和国に派遣し、同国の青年省及び環境省への表敬のほか、環境保全に係る現地視察等を行った。加えて、元参加者を対象としたフォローアップをオンライン方式等で実施した。これらを通じ、参加者に対し、日本の外交政策や魅力について学ぶ機会を提供するとともに、招へい、派遣中の各プログラムの様子や学びの点について、現地報道や各人のSNS等を通じて、参加者自らによる対外発信を促進した。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標1－4 多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化 *

中期目標（--年度）

中米カリブ諸国間で政策調整が図られることが多い、多国間フォーラムの機会を積極的に活用する。また、多国間フォーラムの会合に政府からハイレベルを派遣し、日本のプレゼンスを高める。

令和2年度目標

中米・カリブ諸国が加盟する多国間のフォーラムの会議へできるだけ政府ハイレベルの関係者を出席させるとともに、日本のプレゼンスを高めるために我が国の政策の発信を行う。

施策の進捗状況・実績

11月にテレビ会議方式で開催された第2回太平洋同盟協力フォーラムに林中南米局長が出席し、民主主義、人権、「法の支配」及び自由貿易と持続可能な発展の分野における日本と太平洋同盟諸国との関係強化を確認した。また、コロナ禍におけるサプライチェーンの強靱化やデジタル分野の強化の必要性を指摘し、これらの分野における太平洋同盟諸国との協力を進めていく旨発言し、太平洋同盟諸国に対する我が国の重要性を示した。

さらに、令和3年3月には、4年ぶりとなる第19回日・カリコム事務レベル協議をオンラインで実施し、新型コロナウイルス感染症対策の協力に加え、「日本の対カリコム政策」の3本の柱（第一の柱：小島嶼国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力、第二の柱：交流と友好の絆の拡大と深化、第三の柱：国際社会の諸課題の解決に向けた協力）に沿って日本カリコム関係のレビューを行った。カリコム諸国からは新型コロナウイルス感染症等に関する日本からの協力を感謝が表明されるとともに、日・カリコム間の交流を深め、保健衛生、防災、気候変動、国連安保理改革等で引き続き協力を行っていくことを確認した。

令和3年度目標

オンラインも含め、中米・カリブ諸国が加盟する多国間のフォーラムの会議へできるだけ政府ハイレベルの関係者を出席させるとともに、日本のプレゼンスを高めるために我が国の政策の発信を行う。

施策の進捗状況・実績

7月の茂木外務大臣の中米カリブ訪問の際には、日・中米統合機構（SICA）外相会合、日・カリブ共同体（カリコム）外相会合を行った。第4回日 SICA 外相会合では、日本から、新型コロナウイルス感染症対策としての医療関連機材の供与、コールド・チェーン整備「ラスト・ワン・マイル支援」、中米の防災能力強化の支援、中米移民問題の根本原因である貧困、治安、災害等の分野での支援などの取組について説明し、中米諸国からは日本が中米各国に示してきた連帯、日本の支援に対する謝意が表明された。また、福島第一原発の ALPS 処理水の海洋放出の基本方針について説明し、SICA 諸国の理解を得た。第7回日・カリコム外相会合では、新型コロナ対策・防災等の分野において日本の対カリコム協力が進展していることを確認し、カリコム各国外相からは日本の支援や小島嶼国への配慮に対する謝意の表明があった。また、茂木外務大臣から、拉致問題の即時解決に向けた理解と協力を要請した。

12月には、STS フォーラム中南米カリブ地域ハイレベル会合（ハイブリッド形式）に林外務大臣がビデオ・メッセージにて参加した。林外務大臣は、ビデオ・メッセージにおいて、日本と中南米カリブ地域との間での科学技術協力を振り返り、日本と中南米カリブ地域との更なる連携強化が進むことへの期待を表明した。さらに、令和4年1月には、小田原外務副大臣がハイチ情勢に関する閣僚会合（オンライン形式）にビデオ・メッセージにより出席し、日本は保健、教育、食料、防災といったハイチの社会基盤強化支援等これまで行ってきた支援に言及するとともに、ハイチが直面する治安問題に対して、引き続き国際社会と連携して対応していく旨述べた。

令和4年度目標

オンラインも含め、中米・カリブ諸国が加盟する多国間のフォーラムの会議に政府ハイレベルの出席を実現させるとともに、日本のプレゼンスを高めるために我が国の政策の発信を行い、各国の理解・支持の呼びかけを図る。

施策の進捗状況・実績

11月に林外務大臣がメキシコで開催された太平洋同盟関連会合にビデオ・メッセージで出席し、令和元年に署名した日本と太平洋同盟との間の協力枠組みとなる共同宣言と行動計画を踏まえ、防災協力等の社会の強靱化のための協力を含め、幅広い協力を進めていく旨述べた。また、令和5年3月には、第2回 STS フォーラム中南米カリブ地域ハイレベル会合（於：メキシコ）にビデオ・メッセージにて参加し、国際的な産学官のネットワーク機能を果たしている STS フォーラムを活用し、中南米カリブ地域との科学技術協力の促進を通じて、同地域との連携強化が進むことを期待する旨発信した。

さらに、10月には、秋本外務大臣政務官がアンティグア・バーブーダで行われた東カリブ漁業大臣会合に出席し、参加国の漁業担当大臣との間で、科学的知見に基づき、鯨類を含む海洋生物資源の持続的利用を支持する立場を確認し、10月に総会を開催予定の国際捕鯨委員会（IWC）や、11月に開催予定のワシントン条約締約国会合（COP19）等の国際社会において、引き続き協力していくことで一致した。また、10月、武井外務副大臣は、アルゼンチンで開催された第39回国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）総会に出席し、共に成長するパートナーとしての日本と中南米諸国との協力を強調し、強靱性の向上、DX（デジタル化促進による変革）やGX（環境重視による変革）を通じた成長のための協力及び自由で開かれた国際秩序の強化といった3点の重点的取組について触れ、中南米地域の発展に大きな役割を果たす ECLAC との協力推進についてスピーチを行った。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標 1－5 中米カリブ諸国との政務レベル以上の会談の実施数								
我が国及び相手国とも政務レベル以上	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・3・4年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	－	30	8	30	22	30	35	

参考指標：日・中米カリブ間貿易額（単位：億円）				
（出典：財務省貿易統計）	実績値			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	28,392	20,375	27,754	33,603

評価結果（個別分野 1）
施策の分析 【測定指標 1－1 貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化 ＊】 中米・カリブ諸国との貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化推進に当たっては、特にビジネス環境の整備を通じ、日系企業が進出しやすい環境を醸成することに重点的に取り組んだ。中南米地域で最大の進出日系企業数（約 1,300 社）を占めるメキシコについて、様々なレベルでの二国間会談を通じて、ポスト・コロナに向けた両国経済界の連携の再活性化について確認したほか、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）についても意見交換を行い、協定のハイスターダートを維持していくべく緊密に連携していくことで一致したことは、経済安全保障の観点からも有益であった。また、日系企業の進出については、日系企業の中南米地域拠点が平成 23 年の約 2 倍に達するなど、サプライチェーンの結び付きが強化されている。さらに、特にエネルギー分野における法的安定性を含むビジネス環境整備の協力要請が課題となっており、令和 4 年 10 月に就任したばかりのブエンロストロ新経済相からも、引き続きビジネス環境改善に取り組んでいきたい旨の発言があり、経済分野での両国の協力関係の一層の強化について期待が持てる内容であった。また、令和 2 年 5 月にはジャマイカとの租税条約が国会で承認され、同年 9 月に発効したことで、二重課税を除去し、国際的な脱税及び租税回避行為を防止しつつ、両国間の投資・経済交流を一層促進することが期待され、両国間の経済関係の更なる強化につながった。（令和 2・3・4 年度：中米カリブ諸国との協力強化（達成手段①）） 今後も、各国のビジネス環境を注視し、より進出日系企業数が増大していくよう、引き続き様々なレベルから働きかけを継続することが課題である。また、キューバの債務問題については累次にわたり申入れを行っているものの、いまだ返済のめどが立っておらず、米国による経済制裁による同国の経済情勢等、外的要因による部分があるものの、引き続き様々なレベルから働きかけを行っていくことが課題である。 【測定指標 1－2 国際社会の諸課題に関する協力関係の強化 ＊】 中米・カリブ諸国との国際社会の諸課題に関する協力関係の強化推進については、外相会談や多国間会合等の場において、ハイレベルでの協力関係の深化を累次にわたり確認し、国際社会における連携を効果的に強化することができた。また、ロシアのウクライナ侵略に対する累次の国連総会決議において、大多数の中南米諸国が「非難」や「深い懸念」を表明するなど、一致した対応を示した。さらに、各国ハイレベルとの会談において、自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けた連携を確認できたことは、第 210 回臨時国会における岸田総理大臣の所信表明演説において法の支配に基づく国際秩序の維持・強化のために、中南米を含む国々と共に努力する旨の言及につながったと考える。（令和 2・3・4 年度：中米カリブ諸国との協力強化（達成手段①）、日・カリコム友好協力拠出金（任意拠出金）（達成手段③）、国連マルチパートナー信託基金を通じたハイチでの保健・衛生システムの強化（達成手段④）、汎米保健機構（PAHO）拠出金（任意拠出金）（達成手段⑤）） 引き続き、日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」について、基本的価値を共有する多くの中米・カリブ諸国の協力を得るべく、働きかけを継続していくことが重要である。令和 5 年 1 月からの 2 年間、安保理非常任理事国を務める日本としては、中米・カリブ諸国と国際社会における諸課題について連携を強化することを確認し、国際社会において法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けた取組を進めていくことが課題である。

【測定指標 1－3 要人往来及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化】

要人往来及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化については、我が方からは茂木外務大臣が中米 3 か国（グアテマラ、パナマ、ジャマイカ）及びメキシコを訪問したほか、林外務大臣はメキシコを訪問し、中米・カリブ各国からも様々な機会を捉え訪日があり、それぞれ会談等を実施し、二国間関係や地域情勢、国際社会における協力について議論したことで、各国との二国間関係が一層強化された。さらにコロナ禍においても、オンラインで招へい事業を実施し、幅広いテーマに関する日本の取組についてインプットできたほか、人的交流を促進する機会となった。（令和 2・3・4 年度：中米カリブ諸国との協力強化（達成手段①）、中南米日系人を通じた対外発信強化（達成手段②））

「Juntos!! 中南米対日理解促進プログラム」では令和 4 年度には 3 年ぶりに対面での実施が再開し、延べ 130 名を超える参加者による交流が行われるなど、今後はコロナ禍の影響も少なくなり、人の往来が活発化されることが想定されるところ、様々な招へいスキームも活用した上で、今まで取り組んだことのない分野や多様な人材を日本に招へいし、日本の政策を発信することにより日本の取組・姿勢を理解してもらうことが重要である。

【測定指標 1－4 多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化 ＊】

多国間フォーラムを活用した中米・カリブ諸国との関係強化については、令和 2 年度から令和 4 年度当初はコロナ禍という制約はあったものの、然るべき多国間フォーラムの機会を活用して同地域との連携強化を図ってきた。特に、令和 4 年 10 月に武井外務副大臣による国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）総会への出席は、中南米地域の発展に大きな役割を有する同フォーラムへの我が国政務レベルによる初めての出席であり、同総会でのスピーチに加え、ECLAC 事務局長や中南米参加国のハイレベルとの会談により、日本の対中南米協力に係るメッセージを明確に打ち出すことができ、ECLAC 及び各国との関係強化につながった。また、林外務大臣は令和 3 年度及び令和 4 年度に行われた STS フォーラムにオンライン参加することで、日本と中南米地域の科学技術分野における協力の推進の重要性を強調したことは、両地域の連携強化につながった。令和 4 年 11 月には林外務大臣が太平洋同盟関連会合にオンライン参加し、国際社会が大きな困難に直面する今日、重要性を一層増している太平洋同盟諸国とともに共通の課題に取り組み、具体的協力を推進していく旨述べるなど、太平洋同盟との更なる連携強化を表明したことも、中南米諸国との関係強化の上で効果的であった。（令和 2・3・4 年度：中米カリブ諸国との協力強化（達成手段①）、日・カリコム友好協力拠出金（任意拠出金）（達成手段③））今後も引き続き、様々な機会を捉えて、政務レベルの多国間フォーラムの参加を通じた中南米地域との関係強化に努め、日本のプレゼンスを高めていくことが重要である。

【測定指標 1－5 中米カリブ諸国との政務レベル以上の会談の実施数】

中米・カリブ諸国との政務レベル以上の会談の実施数について、令和 2 年度から令和 4 年度当初は新型コロナウイルスの影響により物理的な人の往来が制限されたものの、その後徐々に対面での会談に増加が見られた。今後も引き続き対面及びオンラインでの会談実施を活発化させ、政務レベルによる中米・カリブ諸国訪問の機会を増やしていく必要がある。（令和 2・3・4 年度：中米カリブ諸国との協力強化（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

中南米諸国の多くは、自由、民主主義、法の支配、人権などの基本的価値を日本と共有し、6.6 億人の人口、5.5 兆ドルの域内総生産を抱え、大きな経済的潜在力を有している。また、脱炭素化のために重要な鉱物資源やエネルギー、食料資源を豊富に有し、日本を含む国際社会のサプライチェーン強靱化や経済安全保障の観点からも重要性が増している。我が国にとって、EPA や投資協定、官民連携による市場開拓等、経済関係の強化を図ることは、日本の成長戦略を実現する上でも重要である。したがって、経済関係強化を通じた協力関係の構築という施策目標は妥当であり、引き続きこの目標の達成を目指す。

また、中南米地域は、33 か国と国数も多く（国連加盟国の約 17%）、我が国と基本的価値や原則を共有する国際社会の一大勢力であることから、国連安保理改革、軍縮・不拡散・原子力の平和的利用、気候変動、防災、人権など国際社会共通の課題に取り組む重要なパートナーである。したがって、国際社会の諸課題に関する協力関係の強化を目指すという施策目標も妥当であり、引き続きこの目標の達成を目指す。

さらに、中南米では現在様々な地域統合の動きがあり、二国間のみならず、地域・準地域機構との関

係を強化することが我が国の国際社会における影響力拡大や中南米との経済関係強化にとって重要となっている。したがって、地域枠組みとの協力関係の構築についても引き続き取組の進捗を測定していく。

なお、今次評価結果を踏まえ、測定指標間の重複を排除し、目標達成度をより測りやすくする観点から、これまでの測定指標 1－2 及び 1－3 を一つに統合し、以下のとおり見直した上で取組を進めることとする。

【測定指標】

1－1 貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化 *

上記の「施策の分析」のとおり、中米・カリブ諸国との経済関係強化を着実に進めており、令和 5 年度以降はこうした成果を踏まえて、更に経済関係を強化していくために、引き続きハイレベルでの会談や政策対話を実施していく。

1－2 中米・カリブ諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化（往来・交流促進を含む）*

上記経済関係に加え、中米・カリブ諸国との二国間関係の強化を幅広い分野において取り進めていく必要がある。その際は、要人往来の更なる活性化を目指しつつ、国際社会の諸課題に関する協力を進めるとともに、人的交流を通じた国民同士の相互理解を促進することが望まれる。

国際社会の諸課題に関する協力関係の強化については、上記の「施策の分析」のとおり、各年度を通じて、ハイレベルの会談や国際フォーラムの機会を捉えて、中米・カリブ諸国との間で確認してきた。令和 5 年度以降も、これまで得られた成果も踏まえながら、国際社会の諸課題の解決に向けて、重要なパートナーである中米・カリブ諸国と連携していく。

人的交流の促進については、各種スキームを利用した招へいや派遣事業によって、親日派・知日派の増加においても成果を上げてきており、今後もそうしたスキームを積極的に活用していく。また、令和 6 年は日カリブ交流年であり、続く令和 7 年は中米 5 か国（ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ、グアテマラ、エルサルバドル）との間で外交関係樹立 90 周年を迎えることから、これらの周年を契機として、様々なレベルでの交流を促進していく。

1－3 多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化 *

上記の「施策の分析」のとおり、中南米における各種の多国間フォーラムを活用し、中米・カリブ諸国と効率的に関係を強化してきた。こうしたフォーラムでは、中南米諸国間で政策調整が図られることも多いため、令和 5 年度以降も引き続き多国間フォーラムの会合に日本政府からハイレベルの参加を追求していき、同地域における日本のプレゼンスを更に高めていく。

1－4 中米カリブ諸国との政務レベル以上の会談の実施数

新型コロナウイルスの影響が収まり始めたことを受けて再活発化してきた要人往来を引き続き継続し、国際会議や政務による訪問等の様々な機会を捉えて、ハイレベルでの会談実施を積極的に追求していき、中米・カリブ諸国への働きかけや協力関係の確認を継続、強化していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

林外務大臣の中南米及び米国訪問（令和 5 年 1 月 4 日～15 日）

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/page3_003567.html)

ブラジルにおける林外務大臣講演「連帯の輪」を広げる（Expanding “Networks of Solidarity”）
－中南米と共に歩む日本外交－

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/br/page3_003584.html)

第 2 回 STS フォーラム中南米カリブ地域ハイレベル会合への林外務大臣のビデオ・メッセージの発出

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_001104.html)

小田原外務副大臣のブラジル・メキシコ訪問

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000811.html)

上杉外務大臣政務官のトリニダード・トバゴ共和国及びベリーズ訪問

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000859.html)

秋本外務大臣政務官のアンティグア・バーブーダ及びジャマイカ訪問

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/fsh/page6_000761.html)

武井外務副大臣のアルゼンチン共和国訪問

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/page3_003490.html)

西村特派大使のコスタリカ大統領就任式出席

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000812.html)

その他、中南米地域各国外相との外相会談

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica.html> 内 各国ページ)

令和5年版外交青書（外交青書2023）

第2章 第4節 中南米

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100488910.pdf>)

個別分野２ 南米諸国との協力及び交流強化

施策の概要

- 1 経済連携協定（EPA）、投資協定等の法的枠組みを構築・運用するとともに、政府間等の対話を通じた経済関係を強化する。
- 2 南米諸国との幅広い分野における二国間関係を強化する。国連改革、気候変動等国際社会の課題に係る取組、国際機関の選挙等における南米諸国の支持を獲得するとともに、我が国の重要政策への理解と支持を獲得する。また、南米における日系社会との連携を強化するための取組を進める。
- 3 南米諸国出身の在日外国人の逃亡犯罪人問題に対する取組を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）
 - ・第204回国会外交演説（令和3年3月18日）
 - ・茂木外務大臣臨時会見記録（令和3年1月8日、ブラジル訪問時）
 - ・ABC紙（パラグアイ）への茂木外務大臣寄稿（令和3年1月7日付）
 - ・オ・グローボ紙（ブラジル）による茂木外務大臣書面インタビュー（令和3年1月7日付）
 - ・ニッケイ新聞（ブラジル）への茂木外務大臣寄稿（令和3年1月7日付）
 - ・エル・pais紙（ウルグアイ）への茂木外務大臣寄稿（令和3年1月6日付）
 - ・EFE通信社（スペイン）による茂木外務大臣書面インタビュー（令和3年1月3日付）
 - ・日・アルゼンチン外交関係樹立120周年閉幕式における安倍総理大臣スピーチ（平成30年12月1日）
 - ・未来投資戦略2018（平成30年6月15日 閣議決定）
- 第2 II. [3] (3) iii) ⑤ 海外日系社会との連携を通じた成長市場の取込み

測定指標２－１ 南米諸国との経済関係強化の進展 *

中期目標（一年度）

南米諸国との間で経済関係強化のための枠組みの構築及びその円滑な運用、並びに対話を引き続き促進していく。

令和2年度目標

- 1 日コロンビア EPA 交渉の実質合意を目指す。
- 2 日アルゼンチン租税条約、日ペルー租税条約、日ウルグアイ租税条約及び日コロンビア租税条約の早期発効を目指す。
- 3 日ウルグアイ税関相互支援協定、日ボリビア税関相互支援協定の早期署名を目指す。
- 4 メルコスール諸国や南米の太平洋同盟諸国との経済関係の一層の強化及び進出日系企業への支援強化を目指す。その他、南米各国との貿易・投資関係の更なる活性化を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 日コロンビア EPA 交渉について、交渉妥結に向けた取組を進めた。
- 2 日ペルー租税条約について、令和3年1月より発効した。
日アルゼンチン租税条約、日ウルグアイ租税条約及び日コロンビア租税条約について、早期発効に向けて先方政府への働きかけ等の取組を進めた。
- 3 日ウルグアイ税関相互支援協定について、令和3年1月に署名した。
日ボリビア税関相互支援協定について、実質合意済みであり、署名に向けて調整を進めた。
- 4 令和3年1月、茂木外務大臣はウルグアイ、アルゼンチン、パラグアイ及びブラジル（いずれもメルコスール加盟国）を訪問し、各国との間で経済関係の一層の強化や進出日系企業への支援強化について確認した。また、太平洋同盟諸国とは事務レベルでオンラインにて会議を行い、コロナ禍におけるサプライチェーンの強靱化の必要性を指摘し、太平洋同盟諸国との協力を進めていく旨発信した。

令和3年度目標

- 1 日コロンビア EPA 交渉の実質合意を目指す。
- 2 日アルゼンチン租税条約、日アルゼンチン投資協定及び日ウルグアイ租税条約の早期発効を目指す

す。日コロンビア租税条約についても、早期発効に向けコロンビア側への働きかけを行う。

- 3 日ボリビア税関相互支援協定の早期署名を目指す。
- 4 日パラグアイ投資協定の交渉実質合意を目指す。
- 5 メルコスール諸国や南米の太平洋同盟諸国との経済関係の一層の強化及び進出日系企業への支援強化を目指す。その他、南米各国との貿易・投資関係の更なる活性化を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 日コロンビア EPA について、ハイレベル会談の場も活用し意見交換を行う等、交渉妥結に向けた取組を進めた。
- 2 日ウルグアイ租税条約について、7月に発効した。
日アルゼンチン租税条約、日アルゼンチン投資協定及び日コロンビア租税条約について、早期発効に向けて先方政府への働きかけ等の取組を進めた。
- 3 日ボリビア税関相互支援協定について、署名に向けて調整を進めた。
- 4 日パラグアイ投資協定について、ハイレベル会談の場も活用し意見交換を行う等、交渉妥結に向けた取組を進めた。
- 5 メルコスール諸国及び太平洋同盟諸国との間では、限られた機会を捉え要人往来を実現し、各国との間で経済関係の一層の強化や進出日系企業への支援強化について確認した。11月には、ラミレス・コロンビア副大統領兼外相訪日の機会に、同副大統領による岸田総理大臣表敬及び松野官房長官との会談を実施し、両国の経済連携の推進の重要性について一致した。同月、アセバド・パラグアイ外相訪日の機会には、日パラグアイ外相会談を実施し、両国の経済関係を活性化させる必要性につき一致した。令和4年3月には、チリのボリッチ大統領就任式に小田原副大臣が特派大使として出席し、ボリッチ大統領、ウレホラ外相を始めとする各要人との間で経済関係強化につき確認した。
また、オンラインツールも活用しつつ、12月から令和4年2月にかけて日ブラジル外相電話会談、日アルゼンチン外相テレビ会談、日ウルグアイ外相テレビ会談、林外務大臣とチリのウレホラ外相（会談当時は就任前）とのテレビ会談を実施し、経済関係を一層強化していくことで一致した。日系企業進出支援の観点からも、日アルゼンチン外相会談ではビジネス環境の整備の重要性について言及し、日ウルグアイ外相会談ではビジネスの一層の活性化への期待を共有した。また、9月に開催された、日ブラジル戦略的経済パートナーシップ賢人会議オンライン会合においては、茂木外務大臣からビデオ・メッセージを発出し、官民一体となって両国の二国間関係強化に取り組んでいく旨発信した。

令和4年度目標

- 1 日コロンビア EPA 交渉の実質合意を目指す。
- 2 日アルゼンチン投資協定、日アルゼンチン租税条約及び日コロンビア租税条約の早期発効を目指す。
- 3 日ボリビア税関相互支援協定の早期署名を目指す。
- 4 日パラグアイ投資協定の交渉実質合意を目指す。
- 5 メルコスール諸国や南米の太平洋同盟諸国との経済関係の一層の強化及び進出日系企業への支援強化を目指す。その他、南米各国との貿易・投資関係の更なる活性化を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 日コロンビア EPA について、8月に発足した新政権とハイレベル会談の場も活用し意見交換を行う等、交渉妥結に向けた取組を引き続き進めた。
- 2 日アルゼンチン投資協定、日アルゼンチン租税条約について、ハイレベル会談の場も活用し早期発効に向けて先方政府への働きかけ等の取組を進めた。
日コロンビア租税条約について、9月に発効した。
- 3 日ボリビア税関相互支援協定について、署名に向けて引き続き調整を進めた。
- 4 日パラグアイ投資協定について、ハイレベル会談の場でその重要性を確認し、交渉妥結に向けた取組を引き続き進めた。
- 5 メルコスール諸国及び太平洋同盟諸国との間では、限られた機会を捉え要人往来を実現し、各国との間で経済関係の一層の強化や進出日系企業への支援強化について確認した。7月に日アルゼンチン外相会談、9月には、日チリ外相会談、日コロンビア外相会談、日ブラジル外相会談を実施し、各国との経済関係強化に向けて連携していくことで一致した。10月には、日ウルグアイ首脳会談、外相会談を実施し、首脳会談では、政府間で二国間経済関係を中心に議論する合同委員会を立ち上げることで一致した。11月には日チリ首脳会談を実施し、チリのCPTPP早期締結を働きかけた結果、

12月に同国の国内手続が完了し、令和5年2月に発効した。また、令和5年1月には、林外務大臣がブラジル、アルゼンチンを訪問し、それぞれ外相会談を実施した。サンパウロ及びブエノスアイレスでは、日系企業関係者と懇談を行い、ビジネス環境の整備について議論し、林外務大臣から二国間経済関係の強化に向け貢献していきたい旨述べた。

進出日系企業への支援強化の面では、日コロンビア租税条約について、9月に発効した。また、チリとの間で、運転免許取得手続を簡素化するための運転免許に関する協定に4月に署名し、令和5年2月に発効した。

南米各国との貿易・投資関係の更なる活性化を目指し、令和4年度も政策的枠組みを活用した。7月には日エクアドル政策協議及び日アルゼンチン政策協議を東京で実施した。日エクアドル政策協議では、経済を始め幅広い分野における二国間関係の更なる強化に向けて協議を実施した。日アルゼンチン政策協議では、「戦略的パートナーシップ」に基づく二国間関係や、ビジネス環境整備を含む幅広い分野の協力について協議した。7月には、第10回日伯戦略的経済パートナーシップ賢人会議をオンラインで実施。同会議は「持続可能な将来に向けた日・ブラジル協力と変化の時代におけるパートナーシップ」とのテーマで行われ、カーボンニュートラル達成に向けた協力や、サプライチェーンの強靱化・多様化などについて活発な議論が行われた。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標2-2 南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化 *

中期目標（一年度）

二国間、多国間の双方の機会を活用し、二国間関係を強化するとともに、国際社会においても我が国の立場の説明、支持の拡大を進めていく。

令和2年度目標

- 1 南米各国との間で、様々なレベルの要人往来、相互理解促進に係る活動等を通じて、政治・文化等の幅広い分野での関係緊密化を図る。
- 2 環境・気候変動、保健（新型コロナウイルス感染症対策等）、北朝鮮問題、国連安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について、我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに、これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化する。
- 3 招へい事業、現地でのネットワーク形成事業等を通じ、南米各国の日系人との連携及び中南米の国や地域を超えた日系ネットワークを強化するための取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年1月、茂木外務大臣は南米4か国（ウルグアイ、アルゼンチン、パラグアイ及びブラジル）を訪問した。同訪問では各国との間で、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化、二国間関係の強化及び国際社会での連携、日本企業のビジネス環境改善、さらに日系社会との連携について意見交換を行うことができた。南米諸国からは、令和3年2月にブラジルの科学・通信相が訪日したほか、令和3年3月にはエクアドルの国選弁護人代表が第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンGRES）出席のために訪日した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により物理的な人の往来が制限されたものの、日ペルー首脳電話会談や日ペルー外相電話会談、日ブラジル外相電話会談を始め、様々なレベルにおいて電話会談やテレビ会議が実施されたほか、尾身外務大臣政務官はエクアドル（6月）及びウルグアイ（8月）の在京大使、9月に就任した宇都外務副大臣はアルゼンチン、コロンビア、パラグアイ、ブラジル及びペルー（10月-令和3年3月）の在京大使、同じく9月に就任した鈴木外務大臣政務官はアルゼンチン、エクアドル、コロンビア、チリ、パラグアイ、ブラジル及びペルー（10月-令和3年3月）の在京大使の表敬を受け、新型コロナウイルス感染症対策における協力や二国間関係の一層の強化について意見交換を行った。さらに、事務レベルでは日米ブラジル協議が立ち上げられ、第1回協議が11月に実施されたほか、アルゼンチン、ウルグアイ、コロンビア、チリ、パラグアイ及びペルーとオンラインで政策協議等が実施された。これらの機会を捉え、二国間関係の強化や国際社会における協力関係の推進を確認しつつ、国際選挙の支持要請を実施したほか、新型コロナウイルス感染症対策における協力等に関する意見交換を行った。また、文化、スポーツ等を通じた交流強化に向けた協力を確認した。

- 2 環境・気候変動、保健（新型コロナウイルス感染症対策等）、北朝鮮問題、国連安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について、茂木外務大臣の中南米訪問を始めとする政務レベルの協議や、事務レベルでの協議を通じて、積極的に先方政府要人に対し、我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに、日米ブラジル協議を立ち上げるなどし、これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化した。
- 3 11月、ブラジル・サンパウロ在住の外務省招へい事業への歴代参加日系人を中心に、第17回外務省研修生OB会ラテンアメリカ会議がオンラインで開催された。外務省からは宇都外務副大臣による開会メッセージの動画を発出し、有力日系人のネットワーク強化を促進した。

令和3年度目標

- 1 南米各国との間で、新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ、様々なレベルの要人往来、相互理解促進に係る活動等を通じて、政治・文化等の幅広い分野での関係緊密化を図る。
- 2 環境・気候変動、保健（新型コロナウイルス感染症対策等）、北朝鮮問題、国連安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について、我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに、これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化する。
- 3 新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ、招へい事業、現地でのネットワーク形成事業等を通じ、南米各国の日系人との連携及び中南米の国や地域を超えた日系ネットワークを強化するための取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、引き続き物理的な人の往来が制限されたものの、限られた機会を捉え要人往来を実現した。11月、ラミレス・コロンビア副大統領兼外相が訪日し、岸田総理大臣表敬及び松野官房長官との会談を実施、同月、アセベド・パラグアイ外相が訪日した際に外相会談を実施、ジョベット・チリ・エネルギー兼鉱業相が訪日した際に小田原外務副大臣との会談を実施した。日本からは、5月にエクアドルでラッソ大統領が就任したことを受けて、7月に宇都外務副大臣が同国を訪問したほか、令和4年3月にはチリのボリッチ大統領就任式に小田原外務副大臣が特派大使として出席し、ボリッチ新大統領、ウレホラ新外相等政府要人との意見交換を通じ、新政権下でも各国との関係を強化することを確認した。
また、日ブラジル外相電話会談、日アルゼンチン外相テレビ会談、日ウルグアイ外相テレビ会談、林外務大臣とチリのウレホラ外相（会談当時は就任前）とのテレビ会談、日コロンビア外相テレビ会談を始めとして、様々なレベルにおいて電話会談やテレビ会議を実施した。さらに、11月に就任した小田原外務副大臣はアルゼンチン（11月）、コロンビア（11月）、エクアドル（12月、令和4年3月）、パラグアイ（令和4年3月）、ペルー（令和4年3月）の在京大使、同じく11月に就任した上杉外務大臣政務官はアルゼンチン（11月）、ウルグアイ（12月）、エクアドル（11月）、コロンビア（12月）、パラグアイ（令和4年3月）の在京大使の表敬を受け、意見交換を行った。加えて、事務レベルでは4月にボリビア、10月にブラジルとオンラインで政策協議を実施した。これらの機会を捉え、二国間関係の強化や「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序のための連携の強化等について確認した。また、文化、スポーツ等を通じた交流強化に向けた協力を確認した。
- 2 環境・気候変動、保健（新型コロナウイルス感染症対策等）、北朝鮮問題、国連安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について、上述のような岸田総理大臣表敬や外相会談等の政務レベルの協議や、事務レベルでの協議を通じて、積極的に先方政府要人に対し、我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに、これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化した。
- 3 新型コロナウイルスの感染状況を受け、対面式での招へい事業の実施には至らなかったが、現地日系ネットワーク形成支援事業や令和4年3月にオンラインで実施された中南米の若手日系人を対象とした国際会議を通じて、日頃から日系コミュニティに積極的に関与している世代のみならず、今後の日系社会を担う若い世代の日系人との関係構築も行い、日系ネットワークの更なる強化を進めた。

令和4年度目標

- 1 南米各国との間で、新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ、様々なレベルの要人往来、相互理解促進に係る活動等を通じて、政治・文化等の幅広い分野での関係緊密化を図る。

- 2 環境・気候変動、保健（新型コロナウイルス感染症対策等）、北朝鮮問題、国連安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について、我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに、これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化する。
- 3 新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ、招へい事業、現地でのネットワーク形成事業等を通じ、南米各国の日系人との連携及び中南米の国や地域を超えた日系ネットワークを強化するための取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ、対面とオンラインを組み合わせ、様々なレベルでの要人往来を実現した。岸田総理大臣は、10月、実務訪問賓客として訪日中のラカジェ・ポウ・ウルグアイ大統領と首脳会談及びワーキング・ランチを実施した。また、両首脳は、国際社会における協力や二国間経済関係強化に関する日・ウルグアイ首脳共同声明を発出した。11月には、APEC首脳会議においてボリッチ・チリ大統領と首脳会談を実施。外交関係樹立125周年を迎えた両国関係を深化させることで一致した。

林外務大臣は、日エクアドル外相テレビ会談（6月）、G20バリ外相会合にて日アルゼンチン外相会談（7月）、国連総会の機会に日チリ外相会談、日コロンビア外相会談、日ブラジル外相会談（9月）、大統領に伴って訪日したブスティージョ・ウルグアイ外務大臣と日ウルグアイ外相会談（10月）、日アルゼンチン外相電話会談（11月）を実施した。令和5年は、1月にメキシコ、エクアドル、ブラジル、アルゼンチンの4か国を歴訪した。エクアドルでは、ラッソ大統領表敬、オルギン外務大臣との外相会談、ブラジルではヴィエイラ外務大臣と日ブラジル外相對話、アルゼンチンでフェルナンデス大統領表敬、カフィエロ外務・通商・宗務大臣と外相会談、マサ経済大臣との会談を実施した。

小田原外務副大臣は、5月にブラジルを訪問し、ホシャ大統領府戦略問題特別局長官やマガリャイス外相代理と会談した。武井外務副大臣は、10月に第39回国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）総会に参加し、共に成長するパートナーとしての我が国と中南米諸国との協力を強調するスピーチを行った。併せてサラサル＝キリナックス ECLAC 事務局長との会談、パラグアイ、エクアドル、アルゼンチンの外務大臣とバイ会談を実施した。

三宅外務大臣政務官は、WTO 閣僚会合、OECD 閣僚理事会、国連海洋会議（いずれも6月）の機会にアルゼンチン、エクアドル、パラグアイ、チリ、ペルー、ブラジルとバイ会談を実施した。

8月には、山口俊一衆議院議員（日・コロンビア友好議員連盟会長）が、特派大使としてコロンビアを訪問し、ペトロ大統領就任式に出席、翌日に大統領との会談を実施。令和5年1月には、小淵優子衆議院議員（日・ブラジル国会議員連盟副会長）が、特派大使としてブラジルを訪問し、ルーラ大統領の就任式典に参加、その後ヴィエイラ外務大臣と会談を実施した。

「令和4年度 Juntos!! 中南米対日理解促進プログラム」では、南米諸国との間で招へい事業を3件、派遣事業を1件実施したが、そのうち日系人関連以外の事業として、南米グループ招へいを通じ、「違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策をはじめとする、水産資源の持続可能な開発」をテーマに中南米8か国の若手外交官・行政官等計10名を招へいし、本邦滞在中に武井外務副大臣表敬等が行われた。ブラジル議員団招へいでは、ブラジル議員9名が参加し、武井外務副大臣と懇談会を実施した。

- 2 環境・気候変動、保健（新型コロナウイルス感染症対策等）、北朝鮮問題、国連安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について、上記の要人往来の機会を捉え、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」を含む、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化への取組を始めとする我が国の立場に対する理解と支持に向けた働きかけを実施した。

10月の日・ウルグアイ首脳共同声明では、北朝鮮による核兵器及び弾道ミサイルの開発を非難し、拉致問題の即時解決を求めたほか、首脳会談では、岸田総理大臣から、これまでの日本の安保理常任理事国入りへのウルグアイの支持に対する感謝が示されたほか、両首脳は、ロシアによるウクライナ侵略を強く非難するとともに、ロシアによる核の脅しは断じて受け入れられないことで一致した。

11月の日・チリ首脳会談では、岸田総理大臣から、ウクライナ情勢は、国際秩序の根幹に関わる問題であり、緊密に連携していきたい旨述べたのに対し、ボリッチ大統領からは、岸田総理大臣と認識を全く同じくするとの発言があった。

12月には、コロンビアにおいて、サル痘に係るワクチン及び専用の接種針（約2万5千人分）の贈与に関する書簡の交換が行われた。

令和5年1月の日エクアドル外相会談において、オルギン外務・移民大臣から日本のFOIPの取組を支持する旨表明があったほか、上記の要人往来の機会に日本と各国との間で、FOIPの実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序のための連携の強化等について確認した。

令和5年2月には、チリにおける森林火災被害に対し、同国政府からの要請を受け、国際協力機構(JICA)を通じ、緊急援助物資(消火活動用防護具、消化用資機材一式等)を供与した。

- 3 南米各国の日系人との連携及び中南米の国や地域を超えた日系ネットワーク強化のため、招へい・派遣事業を実施した。10月には3年ぶりに「次世代日系人指導者会議」招へいを対面で実施し、若い世代の日系人としてのアイデンティティ醸成に取り組んだ。また、「令和4年度 Juntos!!中南米対日理解促進交流プログラム」では、日系社会との連携強化をテーマに招へい・派遣の両事業を実施した。招へい事業では、令和5年2月に中南米の13の国から、31名の若手日系人及び日系社会関係者が訪日し、武井外務副大臣主催レセプションなどを行った。派遣事業では、令和5年3月に日本人大学生・大学院生10名をアルゼンチンに派遣し、現地の若手日系人と意見交換を行ったほか、アルゼンチン外務省への表敬を実施した。

令和5年2月には、日系国際スポーツ親善大会(CONFRA)がアルゼンチンで開催され、競技参加者約1,500名に加え、大会運営ボランティア300名が参加し、日本政府からは中南米局長が出席して挨拶を行った。

また、令和5年1月には、中南米地域の日系社会との一層の連携を図るため、中南米局内に「中南米日系社会連携推進室」を設置した。

令和2・3・4年度目標の達成状況：b

測定指標2-3 南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組の進展 *

中期目標(一年度)

南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し、様々な対話の機会を通じて、両国間の連携を深めていく。

令和2年度目標

- 1 発効済みの日・ブラジル受刑者移送条約について、要請のある個別案件につき、法務省との連携の下、円滑な運用を行う。
- 2 引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い、逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され、また、関係者が迅速に状況を把握できることを確保する。
- 3 令和2年度中に日・ブラジル刑事共助条約に関する第1回交渉を行うべくブラジル側との調整を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 発効済みの日・ブラジル受刑者移送条約について、要請のあった個別案件につき、法務省との連携の下、円滑な運用を継続した。
- 2 国外犯処罰案件については、逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され、また、関係者が迅速に状況を把握できることを確保するため、裁判の進捗状況等を遅滞なく法務省に共有した。
- 3 令和2年度中の第1回交渉開始を目指していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により調整が一時スローダウンしたものの、令和3年度中に第1回交渉を行うべくブラジル側との調整を進め、7月、ブラジルとの間で交渉開始を行うことで一致し、第1回交渉に向けた事前の文言調整や日程の調整等を行う段階まで進展した。引き続き令和3年度中の第1回交渉開始に向け調整を進める。

令和3年度目標

- 1 発効済みの日・ブラジル受刑者移送条約について、要請のある個別案件につき、法務省との連携の下、円滑な運用を行う。
- 2 引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い、逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され、また、関係者が迅速に状況を把握できることを確保する。
- 3 令和3年度中に日・ブラジル刑事共助条約に関する第1回交渉を行うべくブラジル側との調整を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 日・ブラジル受刑者移送条約について、要請のあった個別案件につき、法務省との連携の下、円滑な運用を継続した。
- 2 国外犯処罰案件については、逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され、また、関係者が迅速に状況を把握できることを確保するため、裁判の進捗状況等を遅滞なく法務省に共有した。
- 3 12月に日・ブラジル刑事共助条約交渉第1回会合をオンライン形式で実施した。

令和4年度目標

- 1 日・ブラジル受刑者移送条約について、要請のある個別案件につき、法務省との連携の下、円滑な運用を行う。
- 2 引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い、逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され、また、関係者が迅速に状況を把握できることを確保する。
- 3 令和4年度中の日・ブラジル刑事共助条約の署名を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 日・ブラジル受刑者移送条約について、要請のあった個別案件につき、法務省との連携の下、ブラジルへの移送の関心表明に係る関連文書の送付件数が令和2年度の2件、令和3年度の4件に対し、令和4年度は6件と増加傾向にある中で、移送手続に係るポルトガル語の各種補助的文書を含む関連文書のブラジル側当局への迅速な転達を通じて、円滑な運用を継続した。本条約発効から受刑者移送の運用開始まで時間を要していたが、ブラジル法務・治安省が発出する関連文書の在外公館での翻訳作業等の迅速な移送手続きにより、円滑な受刑者移送を実施した。
- 2 国外犯処罰案件に関し、令和4年の大阪府堺市母娘殺害事件について適切に対処するため、日・ブラジル両国で緊密に連携していくことを確認した。
- 3 日・ブラジル刑事共助条約について、法務省との連携の下、第2回交渉の日程調整を加速させた。今後第2回交渉を早期に行い、令和5年度中の早期交渉妥結及び署名を目指すこととした。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標2-4 南米諸国との政務レベル同士の会談実施数（オンライン含む）

我が国及び相手国とも政務レベル以上	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・3・4年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	30	11	30	15	30	24	

参考指標1：日・南米諸国間貿易額（単位：億円）

(出典：財務省貿易統計)	実績値			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	31,612	23,156	32,002	42,041

参考指標2：進出日系企業数

(出典：外務省統計)	実績値			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	—	1,370	1,341	1,366

評価結果（個別分野1）

施策の分析

【測定指標2-1 南米諸国との経済関係強化の進展 *】

令和2年度から令和4年度にかけて、要人往来や政策的枠組みを利用し、都度、経済関係の一層の強化や進出日系企業への支援強化について確認した。日ペルー租税条約（令和3年1月）、日ウルグアイ租税条約（令和3年7月）、日ウルグアイ税関相互支援協定（令和3年10月）及び日コロンビア租税条約（令和4年9月）がそれぞれ発効したことにより、それぞれの国と我が国の間の経済関係の法的枠

組みが強化され、投資・経済交流を一層促進することが期待される。また、令和4年11月の日チリ首脳会談では、岸田総理大臣からボリッチ大統領に対し、チリのCPTPP早期締結を働きかけ、同年12月に同国の国内手続が完了したことを受け、令和5年2月に発効した。これにより、両国の貿易・投資等の経済関係の一層の促進が期待される。(令和2・3・4年度：南米諸国との協力強化(達成手段①))

日コロンビア EPA に関しては、様々なレベルにおいて先方政府に対して働きかけを行ってきたものの、新型コロナウイルスの感染拡大による影響等のため交渉に目立った進捗は見られなかった。令和4年8月にコロンビア史上初の左派政権となるペトロ大統領が就任したところ、コロンビア政府の自由貿易協定に対する姿勢や考え方を慎重に見極めつつ、交渉を継続していく必要があると考える。

日アルゼンチン投資協定、日アルゼンチン租税条約の早期発効、日パラグアイ投資協定交渉妥結については、両国間の経済関係強化や日系企業支援の観点から、要人往来の機会などを捉え、その達成を目指したが、相手国の国内事情等の要因もあり実現には至らなかった。引き続き取組を進めることが必要と考える。

日・南米諸国間貿易額は、令和2年度はコロナ禍の影響を受け落ち込み2兆3,156億円であったが、令和3年度に3兆2,002億円、令和4年度には4兆2,041億円と大きく増加した。

【測定指標2-2 南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化 *】

南米諸国との二国間関係につき、対面とオンラインを組み合わせた会談や政策的枠組み、二国間協定などを通じて強化が図られた。具体的成果として、累次の首脳会談、外相会談のほか、運転免許に関する日本政府とチリ政府間の協定の署名(令和4年4月)及び発効(令和5年2月)、第6回日エクアドル政策協議の実施(令和4年7月)、第10回日伯戦略的経済パートナーシップ賢人会議の実施(令和4年7月)、第26回日アルゼンチン政策協議の実施(令和4年7月)、第8回日ブラジル領事当局間協議の開催(令和4年10月)、日ウルグアイ首脳共同声明発出(令和4年10月)、コロンビアに対するサル痘ワクチンの贈与に関する書簡の交換(令和4年12月)、チリにおける森林火災被害に対する緊急援助(令和5年2月)、日ウルグアイワーキング・ホリデー発効(令和5年3月)等が達成できたことは、幅広い分野における二国間関係の強化に大きく寄与した。また、令和3年及び4年の二回にわたる外務大臣の中南米訪問などの要人往来を通じて、環境・気候変動、保健(新型コロナウイルス感染症対策等)、北朝鮮問題、国連安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について、我が国の立場に対する支持を働きかけたことは、南米諸国との連携を強化する観点から有意義であった。さらに、令和4年10月の武井外務副大臣によるECLAC総会でのスピーチは、ラ米・カリブ関連の地域フォーラムにおける我が国のプレゼンスを高める上で大きな効果があった。また、日系人との連携強化については、令和4年度にアルゼンチンで開催された日系国際スポーツ親善大会(CONFRA)に、競技参加者約1,500名に加え、大会運営ボランティア300名が参加し、日本政府からは中南米局長が出席して挨拶を行うなど、スポーツ交流を通じた日系ネットワークの強化という観点から有意義であった。(令和2・3・4年度：南米諸国との協力強化(達成手段①)、中南米日系人を通じた対外発信強化(達成手段②)、現地日系ネットワーク形成支援事業(達成手段③)、日系社会実相調査(達成手段④)、中南米若手日系人による国際会議開催経費(達成手段⑤))

【測定指標2-3 南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組の進展 *】

日・ブラジル受刑者移送条約について、要請のあった個別案件につき、法務省との連携の下、ブラジルへの移送の関心表明に係る関連文書の送付件数が令和2年度の2件、令和3年度の4件に対し、令和4年度は6件と増加傾向にある中で、移送手続に係るポルトガル語の各種補助的文書を含む関連文書のブラジル側当局への迅速な転達を通じて、円滑な運用を継続することができた。本条約発効から受刑者移送の運用開始まで時間を要していたが、ブラジル法務・治安省が発出する関連文書の在外公館での翻訳作業等の迅速な移送手続きにより円滑な受刑者移送を実施できたことは、南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題の解決を図る上で有益であった。国外犯処罰案件に関して、大阪府堺市母娘殺害事件について適切に対処するため、日・ブラジル両国で緊密に連携していくことを確認した。日・ブラジル刑事共助条約について、法務省との連携の下、第2回交渉の日程調整を加速できたことも、逃亡犯罪人問題に対する取組を推進する上で効果的であった。引き続き、令和5年度中の早期交渉妥結及び署名を目指すことが重要である。(令和2・3・4年度：南米諸国との協力強化(達成手段①))

【測定指標2-4 南米諸国との政務レベル同士の会談実施数(オンライン含む)】

令和2年度(11回)、令和3年度(15回)は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、南米諸国との政務レベル同士の会談を十分に行うことができず、令和4年度は、対面とオンラインを組み合わせるにより、延べ24回の会談を実施できたが、目標(30回)を下回る結果となった。(令和2・

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

我が国は、豊かなエネルギー・鉱物・食糧・資源、潜在力のある市場を有する南米諸国と経済的に補完関係にあるため、南米諸国との経済関係強化は、我が国の国益にとって重要である。

南米諸国においては、ビジネス環境の面で、我が国民間企業の進出などに当たり、具体的な障害が発生する場合も多く、投資協定、租税条約、税関相互支援協定等の法的枠組みの整備を促進することは、ビジネス環境の改善等を通じて、南米諸国との経済関係を強化する上で重要である。また、同時にメルコスール諸国や太平洋同盟諸国との経済関係強化の取組を進めることが重要である。

南米諸国は、我が国との間で政治・経済・文化等あらゆる面で活発な交流があり、多数の日系人の存在にも支えられた伝統的な友好関係を有している。また、我が国と自由、民主主義、人権、法の支配、市場経済といった基本的価値観を共有することから、我が国とは国際社会でも伝統的に協力関係を維持し、これがひいては二国間関係の緊密化につながっている。

幅広い分野での関係緊密化のために要人を含む様々なレベルの往来等を活用すること、地球規模の課題及び我が国を取り巻く東アジア地域の安全保障環境等について国際社会における連携を深めることが、南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力を強化する上で重要である。加えて、日系社会での取組の経験や成功例の共有という観点から、国際的な日系ネットワークの形成支援や、招へい事業など、更なる交流機会の創出による一層の取組強化を行う必要がある。

一部の南米諸国との関係において、我が国に居住する当該国国民による犯罪等に適切に対処することが、安定した二国間関係を維持していく上で重要である。

在日ブラジル人は南米諸国出身の在日外国人のうち最大数を占めることから、日ブラジル受刑者移送条約の円滑な運用及び国外犯処罰案件の適切なフォローを行うことは、南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に取り組む上で重要である。

さらに、日ブラジル刑事共助条約が締結されることにより、日ブラジル間の刑事共助の一層確実な実施の確保及び中央当局間での共助の効率化・迅速化を図ることができるところ、条約の署名に向けた最終交渉や準備は重要である。

以上のことから、引き続き、現在の施策目標を維持した上で、南米諸国との経済関係強化、二国間関係及び国際社会における協力の強化、南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組の進展を目指すこととする。

【測定指標】

2-1 南米諸国との経済関係強化の進展 *

租税条約、投資協定の締結はおおむね着実に進んでいるほか、日系企業からの関心も大きいメルコスール、太平洋同盟諸国との間でも、経済関係強化に向けた政府要人との対話が行われている。そうした中、近年はコロナ禍において一時的に減少に転じた時期はあったものの、南米諸国への日系企業の進出が進んでいるところ、引き続き日系企業支援のため、現地での日系企業の動向・要望を把握するとともに、南米諸国のビジネス環境に対する理解を深めるなど、各国との交渉を含め支援体制強化に向けた取組を進める。

2-2 南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化 *

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、限定的な実施とならざるを得なかった対面での外交が徐々に再開しつつあることから、令和5年度以降は多くの政府要人の往来を実現し、国連安保理改革、核軍縮・不拡散問題、環境・気候変動問題、アジア地域の安全保障、北朝鮮の人権問題等といった国際的な課題について各国との協力関係の強化を図っていく。一方、首脳・外相レベルの訪日が数年間実現していない国もあるため、引き続き招へいスキームの活用等により、そうした国からの訪問を実現させるべく取り組むとともに、国際会議や多国間フォーラムの場を捉え、各国政府要人との接触を維持することを目標とする。また、世代交代が進む日系人との関係を維持・強化すべく、令和5年度以降も、招へい事業等を通じて、国や地域の枠を超えた日系ネットワークの形成促進を強化する。

2-3 南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組の進展 *

日ブラジル受刑者移送条約について、要請のある個別案件につき、法務省との連携の下、円滑な運用を行う。また、引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い、逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確

保され、関係者が迅速に状況を把握できることを確保する。さらに、令和5年度中の日ブラジル刑事共助条約の署名を目指す。以上を通じて南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組の進展を目指す。

2-4 南米諸国との政務レベル同士の会談実施数（オンライン含む）

南米諸国との関係においては、首脳・外相等といった政務レベルによる働きかけが関係強化及び諸問題への対応において特に重要であるところ、各種国際会議等の機会等も捉え、できる限り多くの首脳・外相会談等が実現するよう、引き続き追求していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
中南米地域
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica.html>)
「中南米日系社会連携推進室」の設置
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_001046.html)
海外進出日系企業拠点数調査
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22_003410.html)
- ・ 財務省貿易統計
国別総額表
(<https://www.customs.go.jp/toukei/info/>)

施策 I - 4 欧州地域外交

令和5年度政策評価書

(外務省 4-I-4)

施策名(※)		欧州地域外交				
施策目標		平和で安全な国際社会の維持に寄与し、良好な国際環境の整備を図るため、以下を達成する。				
		1 基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化する。				
		2 西欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。				
		3 中・東欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。				
		4 領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させる。G7の連帯を重視しつつ、ウクライナ、北朝鮮、テロ、シリア等、国際社会が直面する様々な問題について、ロシアの建設的関与を促す。				
		(注) 令和4年2月24日に発生したロシアによるウクライナ侵略、及び、令和4年3月21日にロシアが発表した「日本政府の決定に対する対抗措置」（ロシア外務省は、ウクライナ情勢に関連して日本が行った措置が一方的な非友好的な措置であるとして、①平和条約交渉を継続しない、②四島交流等の事業を中止する、③共同経済活動に関する対話から離脱するなどの措置を発表。）を受け、本施策の各項目をそのまま推進することは困難、あるいは、適当ではない状況が生じていることに留意する必要がある。				
		領土問題を解決して平和条約を締結するとの対露外交の基本方針は不変であるが、現下のウクライナ情勢の下で今後の日露関係の展望を見通すことは困難であり、これらの施策の取扱いについては、今後の状況を踏まえて適切に判断していくこととなる。				
		5 中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化するとともに、中央アジア地域内協力を促進し、地域及び国際の平和と安定に寄与する。				
施策の予算額・執行額等(分担金・拠出金除く)	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,414	1,302	1,237	1,142
		補正予算(b)	0	0	△204	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,414	1,302	1,033	
	執行額(百万円)		725	633	759	
同(分担金・拠出金)	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	193	190	200	220
		補正予算(b)	5,694	75	51	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	5,887	265	252	
	執行額(百万円)		5,887	265	3,492	

(※) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」(「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」)及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果 (注)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (B)	(判断根拠) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の令和2・3・4年度	個別分野1 欧州地域との総合的な関係強化	
		* 1-1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展	a
		1-2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化	a

目標の達成状況(注2)	* 1－3	欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展	b
	1－4	欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進	b
	1－5	欧州地域との協議、対話等の進展	c
	個別分野2 西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進		
	* 2－1	政府間対話の進展	a
	* 2－2	二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展	a
	2－3	民間の人的・知的交流の進展	a
	2－4	西欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）	a
	個別分野3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進		
	* 3－1	政府間対話の進展	a
	* 3－2	二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展	a
	3－3	民間の人的・知的交流の進展	b
	3－4	中・東欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）	b
	個別分野4 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展		
	* 4－1	政府間対話の進展	c
	* 4－2	平和条約交渉	c
	* 4－3	貿易経済分野における協力	c
	4－4	国際社会における協力	c
	4－5	防衛・治安分野における関係の発展	c
	* 4－6	文化・国民間交流の進展	c
	個別分野5 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化		
	* 5－1	各国との対話・交流等の進展	b
	* 5－2	「中央アジア＋日本」対話の進展	a
	5－3	中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数（政務レベル以上）	a

(注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2) 「測定指標の令和2・3・4年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び令和2・3・4年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)
	・日欧関係は、この数年、安保協力を含めて進展し、高い評価に値する。ウクライナ戦争関係で米欧と軌を一にした迅速な協調外交も同様である。 ・欧州各国との外交において対ウクライナ支援での協調とともに、自由で開かれたインド太平洋への継続的関与を促すなど、欧州とアジアの安全保障環境の接続性を強化する姿勢が一貫していた。今後の課題としてはポスト・コロナの中国との関係をどのように日欧間で政策協調を深めていくか（EU や仏独等の動きを念頭に）一層の努力が求められる。 ・欧州地域外交について、総合的關係、西欧諸国、中・東欧諸国、日露関係、中央アジア・コーカサス諸国の5地域に分けて、二国間及び国際社会の視点から協力状況について定性的エビデンスを詳細に記述した上で各測定指標についてレーティングが行われている。日本政府による地域ごとの力の入れ方や進捗状況を概観できて参考になった。 ・ロシアのウクライナ侵攻はNATOの結束とウクライナ支援を強化し、フィンランド及びスウェーデンを新規加盟へと促した。日本は「今日のウクライナは明日の東アジア」という効果的なメッセージを発し、NATO 首脳会議への岸田首相の参加、外相会合への林外相の参加を含む諸会合へのコミットメントを強化しつつ、日 NATO の連携を通じて欧州とアジアの安全保障の連結性を強化した。 ・欧州の知識人の発信力の高さにかんがみ、知識人交流には力を入れ、そこに持続性をもたせるべき。英独に比べ、フランス、そしてEU本部（周りのシンクタンク）などとの戦略対話が不足しているように映る。

- ・測定指標 1－5 は「c」と判定されているが、これは「欧州地域との協議、対話等の進展」について、セミナー等の開催回数が皆無であったことによるところ、「本来測定指標 1－5 の測定対象にはならないセミナー等を計測していたことが本年になって判明した」とされており、異例の事態が生じていたようである。こうした場合には、適切な対応方策をとった上で、評価書において政策内容を誤解なく伝えることが重要である。
- ・測定指標 1－5 「欧州地域との協議、対話等の進展」については、c 評価としているが、これは当該測定指標を構成する②「セミナー等の開催回数」の不振によるものであろう。一方、同じく当該指標を構成する①「政治・安保分野における協議・対話の実施回数」については、3 年度、4 年度と引き続き目標を達成するなど着実な成果を示している。しかるにセミナーの扱いについては、当該評価書の「次期目標等への反映の方向性」において指摘するようにそもそも指標としての妥当性に問題があった。については測定指標 1－5 の評価は、①の実績に基づき、b 評価としてもよいのではないだろうか。
- ・測定指標 2－1 から 2－4 のすべての指標が「a」と判定されているが、こうした分野は他には TICAD プロセスくらいである。評価書ではポジティブな表現も多く見られ、日本のこれまでの地道な外交的努力によって実を結んだということであり、高く評価する。
- ・測定指標 3－1 及び 3－2 は「a」と判定されているが、そのなかで「新型コロナウイルスへの対応により令和 4 年 10 月まで査証免除措置の一時的な停止措置が導入されるなど、目標設定の段階で発生が予測できなかった事態が発生したものであり、これは判定基準に言う『外部要因』にあたり、特別な考慮が必要と判断する。」との記述が目を引き。他の分野での取り扱いにも影響が出る可能性のある記述である。
- ・測定指標 4－1 から 4－6 はすべての指標が「c」と判定されているが、外交的努力とは別にコロナ禍及びロシアのウクライナ侵攻という大きな外部要因が影響したようである。日本の外交的努力をどのようにしたら正当に評価しうるのかについて、別枠で議論した方がよいのかもしれない（外部環境が悪化していく中でも外交的な意味での「先手」「後手」「悪手」「最善手」がその時々にあったのではないか。これらの蓄積と振り返りがのちの外務省の財産となるのではないか）。
- ・ロシアのウクライナ侵攻後に、力による一方的な現状変更は地球上のいかなる場所でも許してはならないという明確な立場を表明し、従来の対ロシア外交を大きく転換し、対露制裁を講じたことは、日本が国際秩序に責任ある行動とった証左である。ロシアとの平和条約交渉の推進に関する評価が「c」であることはむしろ当然であり、次期以降の評価項目の抜本的見直しを図られると理解している。
- ・中央アジア・コーカサス諸国は日本に対する信頼が厚い国が多く、外交面での伸びしろが見込まれるところ、評価書でも指摘されているように「首脳会談・外相会談」ばかりではなく、より多層的な交流を見ていくことは重要である。「政務レベル以上」の会談数を目標としつつ、引き続き「首脳会談・外相会談」も押さえていくという姿勢は妥当。
- ・欧州地域は、民主主義、法の支配、人権の尊重など日本と共通の価値規範に加え、貿易、投資、技術革新などの経済的な関心も共通している。日本と欧州の間では EPA など経済的連携協力が強いが、安全保障面での協力はまだ十分と言えない。特に中国やロシアといった共通の戦略的課題に対する具体化された施策レベルの協力が今後の課題となる。また温暖化対策、人権問題、デジタル化等、日欧が直面する課題に対し、より積極的で協調的な対応が要請され、安全保障政策の協調、情報共有、共同訓練、技術交換などが含まれる。地球温暖化や人権問題、デジタル化等に対して、日本と欧州は具体的な行動計画と技術開発について、共同で対策を講じるための課題、時に科学技術分野の研究開発と応用についての協力が要請される。米中関係と同様、日本と欧州諸国は、ともに中国との経済・貿易関係・雇用における相互依存度が高く、デカップリングは現実的ではない。経済安全保障の視点を踏まえつつ、日欧ともデリスキングが妥当な政策選択となる。サイバーセキュリティなど、安全保障面でのリスク低減施策を日欧で協力して検討し、定期的な対話や情報交換の機会を設け、戦略的に対中政策の一貫性と効果向上を図ることが日欧の共通の課題となるであろう。

担当部局名	欧州局	政策評価 実施時期	令和 5 年 8 月

個別分野 1 欧州地域との総合的な関係強化

施策の概要

- 1 欧州地域との政治的対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。
- 2 安全保障に関連する国際機関との連携を継続・強化する。
- 3 欧州各国との社会保障協定、租税条約及び航空協定等の締結・改正協議を継続する。
- 4 招へい、派遣やセミナーの開催等、欧州への対外発信を通じ、多様なチャネルの人的関係を構築・強化し、欧州における対日理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 1－1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展 *

中期目標（一年度）

基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資するため、EU 及びその関連国際機関との協力関係を強化する。

令和 2 年度目標

- 1 EU との関係で、関係省庁・部局と連携し、以下を実施する。
 - （１）日 EU 定期首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。同対話の場で双方が達成を確認できるよう、日 EU 間の主要課題、懸案事項について EU 側と緊密な意思疎通を行う。
 - （２）日 EU・SPA に基づく連結性、質の高いインフラ等における日本と EU との協力を促進し、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む分野で協調するとともに、安保理を含む国連の改革や、サイバー、宇宙、運輸、教育、文化、スポーツなど既存の対話枠組みを有する分野における具体的な協力を推進し、また、安全保障分野等における協力をする。
- 2 アジア・欧州間の対話・協力においては、第 13 回アジア欧州会合（ASEM）首脳会合等への参加、アジア欧州財団（ASEF）との継続的な協力を通じ、両地域間の協力と理解の増進や、現在 ASEM において課題となっている連結性強化のために、引き続き積極的に関与していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 EU との関係で、関係省庁・部局と連携した内容
 - （１）5 月 26 日に日 EU 首脳テレビ会議を実施した。同テレビ会議は、令和元年 12 月に EU 新指導部が就任後、初の三者による会談となった。新型コロナウイルス感染症の影響で対面での実施が不可能となったためテレビ会議形式となったが、復興に向けた経済対策を含む新型コロナウイルス感染症対策を中心に意見交換を実施し、共同報道発表を発出した。また、菅総理大臣の就任後、9 月 22 日及び 10 月 6 日に日 EU 首脳電話会談を実施した。11 月 16 日に日 EU 外相電話会談を実施したほか、令和 3 年 1 月 25 日には、茂木外務大臣が EU 外務理事会に日本の外務大臣として初めて出席し（オンライン形式）、「自由で開かれたインド太平洋」についての日本のビジョンや取組を説明し、多くの加盟国外相から、インド太平洋におけるルールに基づく国際秩序の重要性について理解や支持が表明された。
 - （２）新型コロナウイルスの影響で対面での開催が困難となったためオンラインでの開催が中心となったが、日 EU・SPA 及び持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日 EU パートナシップに基づく EU との協力を促進するための定期的な電話・テレビ会議を行い、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む各分野での協調及び具体的な協力案件発掘に向けた協議を行うとともに、気候変動、国連改革、サイバー、宇宙、人権等既存の対話枠組みを通じた具体的な協力を推進するためのテレビ会議、安全保障分野等における協力を促進するための電話・テレビ会議を実施した。
- 2 アジア・欧州間の対話・協力内容

7 月の ASEM・SOM 会合への出席などを通じ、9 月に発出された「ASEM 議長国・地域調整国外相による新型コロナに関する声明」の議論に積極的に貢献した。

令和 3 年度目標

- 1 EU との関係で、関係省庁・部局と連携し、以下を実施する。

- (1) 日 EU 定期首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。これらの機会に双方が協力の進展を確認できるよう、日 EU 間の主要課題及び懸案事項について EU 側と緊密な意思疎通を行う。
 - (2) 日 EU・SPA に基づく連結性、質の高いインフラ等における日本と EU との協力を促進し、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む分野で協調するとともに、安保理を含む国連の改革や、EU が重点分野としているグリーン分野、デジタルに関する新たな対話枠組みの検討を含め、気候変動、環境、サイバー、宇宙、運輸、教育、文化、スポーツなど既存の対話枠組みを有する分野における具体的な協力を推進し、また、安全保障分野等における協力を推進する。
- 2 アジア・欧州間の対話・協力においては、第 13 回 ASEM 首脳会合（注：令和 2 年度から延期された）等への参加、アジア欧州財団（ASEF）との継続的な協力を通じ、両地域間の協力と理解の増進のために、引き続き積極的に関与していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 5 月 27 日に日 EU 定期首脳協議をオンラインで実施した。同協議は、菅総理大臣就任後、初の日 EU の首脳三者による会談となった。「自由で開かれたインド太平洋」、グローバルな課題、日 EU 関係及び地域情勢に関して議論し、共同声明及び日 EU グリーン・アライアンスに関する文書を発出した。岸田総理大臣就任後は 11 月にミシェル欧州理事会議長の見舞いに向けて準備を進めていたが、先方都合により直前に中止となったため、11 月 29 日に岸田総理大臣とミシェル欧州理事会議長との間で電話会談、令和 4 年 3 月 24 日に会談（於：ブリュッセル）を実施した。また、岸田総理大臣とフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長との間では、12 月 17 日及び令和 4 年 2 月 15 日に電話会談、令和 4 年 3 月 24 日に会談（於：ブリュッセル）を実施した。外相レベルでは、茂木外務大臣が 5 月 4 日に日 EU 外相会談（於：ロンドン）を実施し、林外務大臣就任後、12 月 6 日及び令和 4 年 2 月 24 日に日 EU 外相電話会談を、令和 4 年 2 月 19 日に日 EU 外相会談（於：ミュンヘン）を実施した。また、林外務大臣は、令和 4 年 2 月 22 日に仏・EU 共催でパリにおいて開催されたインド太平洋閣僚会合にオンラインで参加し、開会セッションでスピーチを行った。いずれの会談においても、「自由で開かれたインド太平洋」に向けた日 EU 間の連携の重要性を確認するとともに、幅広い分野で協力を進めていくことで一致した。
- (2) 日 EU・SPA 及び持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日 EU パートナシップに基づく EU との協力を促進するため、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む各分野での協調及び具体的な協力案件発掘に向けた電話・テレビ会議を含む協議を行うとともに、グリーン、国連改革、サイバー、宇宙、人権等既存の対話枠組みを通じた具体的な協力を推進するためのテレビ会議、安全保障分野等における協力を促進するための電話・テレビ会議を実施した。
- 2 11 月に開催された第 13 回 ASEM 首脳会合への岸田総理大臣の出席（オンライン）及び多国間主義の強化をテーマとする同会合の成果文書の発出、ASEM 参加各国主催の ASEM イニシアティブ事業の他、ASEF 主催の若手指導者や編集者等の人的交流事業への専門家の派遣、公衆保健分野及び環境分野での ASEF 事業への拠出を含む継続的な協力などを通じ、両地域間の協力と理解の増進のために積極的に貢献した。

令和 4 年度目標

- 1 EU との関係で、関係省庁・部局と連携し、以下を実施する。
- (1) 日 EU 定期首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。これらの機会に双方が協力の進展を確認できるよう、日 EU 間及びロシア・ウクライナ情勢を含むグローバルな主要課題、懸案事項について EU 側と緊密な意思疎通を行う。
- (2) 日 EU・SPA に基づく連結性、質の高いインフラ等における日本と EU との協力を促進し、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む分野で協調するとともに、安保理を含む国連の改革や、EU が重点分野としているグリーン分野、デジタルに関する新たな対話枠組みの検討を含め、気候変動、環境、サイバー、宇宙、運輸、教育、文化、スポーツなど既存の対話枠組みを有する分野における具体的な協力を推進し、また、安全保障分野等における協力を推進する。
- 2 アジア・欧州間の対話・協力においては、ASEM 関連会合等への参加、アジア欧州財団（ASEF）との継続的な協力を通じ、両地域間の協力と理解の増進のために、引き続き積極的に関与していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 5 月 12 日、ミシェル欧州理事会議長及びフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が訪日し、第 28 回日 EU 定期首脳協議を東京で開催した。日 EU 関係、ロシアによるウクライナ侵略を受けた国際情勢、東アジア、北朝鮮、イラン等の地域情勢に関して議論し、共同声明及び「日 EU デジタル

パートナーシップ」の立ち上げに関する文書を発出した。6月27日、G7エルマウ・サミット出席のためドイツを訪問中の岸田総理大臣は、ミシェル欧州理事会議長と、更に翌28日、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長と個別に会談を行い、欧州とインド太平洋の安全保障は不可分であり、法の支配に基づく国際秩序を守り抜くため、ロシアによるウクライナ侵略への対応や「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、引き続き緊密に協力していくことで一致した。9月27日、岸田総理大臣は、故安倍晋三国葬儀に出席のため訪日したミシェル欧州理事会議長との間で首脳会談を実施した。11月4日、G7外相会合出席のためドイツ・ミュンスターを訪問中の林外務大臣は、ボレルEU外務・安全保障政策上級代表兼欧州委員会副委員長との間で外相会談を実施した。11月14日、G20首脳会合に出席するためインドネシア・バリを訪問中の岸田総理大臣は、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長と会談を実施した。いずれの会談においても、「自由で開かれたインド太平洋」に向けた日EU間の連携の重要性を確認するとともに、ウクライナ情勢への対応における連携を含め、幅広い分野で協力を進めていくことで一致した。7月8日、森外務次官はブリュッセルに出張し、サンニエール欧州対外活動庁事務総長及びザイベルト欧州委員会委員長官房長との間で、日EU関係、ウクライナ・ロシア情勢、中国、北朝鮮等の地域情勢及びグローバルな課題に関して意見交換を行い、日EUの連携を強化していくことを確認した。10月25日、山田重夫外務審議官は、モラ欧州対外活動庁事務次長との間で、日EU政務局長協議を東京で行い、ウクライナ・ロシア情勢、ウクライナ支援、対露制裁、ロシアによるウクライナ侵略のグローバルな影響等について意見交換を行うとともに、日EU関係、G7の連携、北朝鮮、中国やイラン等の地域情勢、核軍縮・不拡散等に関して意見交換を行い、日EUの連携を強化していくことを確認した。

- (2) 日EU・SPA及び持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日EUパートナーシップに基づくEUとの協力を促進するため、デジタル、運輸、エネルギー、人的交流を含む各分野での協調及び具体的な協力案件発掘に向けた電話・テレビ会議を含む協議を行うとともに、グリーン分野、国連改革、サイバー、宇宙、人権等既存の対話枠組みを通じた具体的な協力を推進するためのテレビ会議、安全保障分野等における協力を促進するための電話・テレビ会議を実施した。
- 2 日本の拠出によるASEFを通じたASEM参加国における感染症対策支援事業の一環として、WHOのウクライナ及びASEM参加国を含む周辺国における避難民の感染症対策事業を支援したほか、令和5年2月、東京において薬剤耐性(AMR)の視点を組み込んだ感染症対策の観点からユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)推進に関する専門家による議論を行うため、ASEFパブリックヘルス・ネットワーク事業を共催した。また、「持続可能な開発のための教育(ESD)を通じた科学、技術、工学及び数学(STEM)教育の革新」をテーマとした共同研究・意見交換といった、教育分野におけるASEF主催事業への拠出を含む継続的な協力などを通じ、両地域間の協力と理解の増進のために積極的に貢献した。なお、ASEM関連会合の開催はなかった。

令和2・3・4年度目標の達成状況：a

測定指標1-2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化

中期目標(一年度)

自由・人権・民主主義等の共通の基本的価値を共有する諸国との関係を強化し、国際社会における法の支配を促進するため、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、NATO及びOSCEとの関係を更に強化する。

令和2年度目標

1 NATO

- (1) 日NATO協力の基礎となる日NATO国別パートナーシップ協力計画(IPCP)に基づき、防衛省等と連携し、以下のとおり具体的な日NATO協力を推進する。

ア サイバー分野における協力

イ 海洋安全保障分野における協力

- (2) 相互の安全保障環境等に関する戦略的対話の機会を充実させる。

2 OSCE

- (1) アジア・パートナー国として、各種会合でプレゼンスを発揮する。

- (2) OSCEが実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会、特に中東・中央アジア及びコーカサス地域の平和と安定に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1 NATO

- (1) 日 NATO 協力の基礎となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画 (IPCP) に基づき、防衛省等と連携し、具体的な日 NATO 協力の実施を追求中である。
- (2) 10 月に日 NATO 高級事務レベル協議をオンライン実施し、相互の安全保障環境等に関する意見交換を実施した。12 月に NATO 外相会合に NATO 代表部大使が出席し、茂木外務大臣のステートメントを代読し、今日の東アジアの安全保障環境が一方的な現状変更の試みにより一層厳しくなっていることについて、東シナ海及び南シナ海の状況を取り上げて指摘するとともに、ルールに基づく国際秩序への挑戦が高まる中、「力ではなく法が支配する世界」の深化を共に目指すべきであり、日本の推進する「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンにとって NATO は心強いパートナーである旨発言した。
- (3) 11 月に国際問題研究所と在京ノルウェー大使館が共催の「日 NATO 安全保障シンポジウム」が開催され、宇都外務副大臣から、ビデオ・メッセージにより日本は自由で開かれたインド太平洋の実現を目指しており、この外交方針の下、ポスト・コロナを見据え、ルールに基づく国際秩序を構築するために、日米欧での連携が不可欠である旨を述べるとともに、日本と NATO は、共通の価値及び戦略的利益を共有する、信頼できる必然のパートナーであり、日本は今後も NATO との関係を一層強化していく考えである旨述べた。

2 OSCE

- (1) 12 月に第 26 回 OSCE 外相理事会がオンラインで開催され、宇都外務副大臣から、ビデオ・メッセージにより、近年、国境を越える脅威が増大する中、安全保障環境についての認識を欧州とアジアで共有する必要があるとあり、OSCE の信頼醸成機能が重要な役割を果たす旨述べ、東シナ海、南シナ海、北朝鮮を含む東アジアの厳しい安全保障環境等を説明するとともに、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた日本の取組について紹介した。さらに、宇都外務副大臣は、OSCE 選挙監視要員派遣や OSCE 国境管理スタッフカレッジへの財政支援といった OSCE に対する日本の貢献を説明した上で、本年はアジア・パートナーにとって 25 周年の節目であり、日本は OSCE にとり最初のアジア・パートナーとして引き続き積極的に協力する旨述べた。
- (2) 令和 2 年度は、OSCE が実施するアフガニスタン及び中央アジア・コーカサス地域のプロジェクトに拠出し、同地域の平和及び安定に貢献した。

令和 3 年度目標

1 NATO

- (1) 日 NATO 協力の基礎となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画 (IPCP) に基づき、防衛省等と連携し、以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。
 - ア サイバー分野における協力
 - イ 海洋安全保障分野における協力
- (2) 相互の安全保障環境等に関する戦略的対話の機会を充実させる。

2 OSCE

- (1) アジア・パートナー国として、各種会合でプレゼンスを発揮する。
- (2) OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会、特に中東・中央アジア及びコーカサス地域の平和と安定に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1 NATO

- (1) 日 NATO 協力の基礎となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画 (IPCP) に基づき、防衛省等と連携し、以下の協力を実施したほか、具体的な日 NATO 協力の実施を追求した。
 - ア サイバー分野における協力
4 月、エストニアにある NATO サイバー防衛協力センター (CCDCOE) の実施するサイバー防衛演習に、初めて正式に参加した。
 - イ 海洋安全保障分野における協力
令和元年より NATO 海上司令部へ派遣している海上自衛隊連絡官を通じて、日本の認識を共有した。
 - ウ 女性・平和・安全保障分野での協力
平成 26 年に NATO 本部への我が国女性職員の派遣に合意して以降、「日・NATO 国別パートナーシップ協力計画 (IPCP)」に基づき、女性・平和・安全保障分野で実務的な協力を進めてきたところであり、令和 3 年度においても、実務的な協力を推進するとの観点から、11 月 NATO 本部国際

機関／NGO 協力オフィスに女性自衛官を派遣（NATO 本部への女性自衛官の派遣は、4 代目。）した。

- (2) 令和 4 年 2 月に G 7 外相会合出席の機会に、林外務大臣とストルテンベルグ NATO 事務総長との会談を実施しウクライナ情勢をはじめとしてインド太平洋地域、欧州の地域情勢に関して意見交換を行うとともに、日 NATO 協力の重要性を確認した。

2 OSCE

- (1) 12 月に第 28 回 OSCE 外相理事会がスウェーデン王国で開催され、日本からは水谷章駐オーストリア大使が出席し、OSCE の活動・役割を高く評価するとともに、国際的な平和と安定に積極的な役割を一層果たすことを期待する旨、また引き続き OSCE との協力を継続する旨発言。
- (2) 令和 3 年度は、OSCE が実施するアフガニスタン及び中央アジア・コーカサス地域の近隣諸国の国境管理能力強化等のプロジェクトに約 62 万ユーロを拠出し、同地域の平和及び安定に貢献した。

令和 4 年度目標

1 NATO

- (1) 日 NATO 協力の基礎となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画（IPCP）に基づき、防衛省等と連携し、サイバー分野、海洋安全保障分野等の具体的な日 NATO 協力を推進する。
- (2) ロシア・ウクライナ情勢への対応を含む相互の安全保障環境等に関する戦略的対話の機会を充実させる。

2 OSCE

- (1) アジア・パートナー国として、ロシア・ウクライナ情勢に関するものを含む各種会合でプレゼンスを発揮する。
- (2) OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会、特に中東・中央アジア及びコーカサス地域の平和と安定に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1 NATO

- (1) 日 NATO 協力の基礎となる IPCP に基づき、防衛省等と連携し、以下の協力を実施したほか、具体的な日 NATO 協力の実施を追求した。

ア サイバー分野

11 月、エストニアにある CCDCOE の活動に防衛省が正式に参加した。

イ 海洋安全保障分野

令和元年より NATO 海上司令部へ派遣している海上自衛隊連絡官を通じて、日本の認識を共有した。また、6 月、地中海において日 NATO 共同訓練を実施した。

ウ 人道支援・災害救援分野

トルコ及び NATO からの要請を受け、NATO と連携して実施する初めての国際緊急援助活動として、トルコ向けの緊急援助物資の輸送のため、自衛隊機の派遣を実施した。

エ その他

ロシアによる侵略を受けるウクライナを支援するため、NATO の「ウクライナのための包括的支援パッケージ（CAP）」信託基金に対して 3 月に 3,000 万米ドル（日本円で 32 億 4,000 万円）を拠出した。

- (2) 4 月に開催された NATO 外相会合に、林外務大臣が日本の外務大臣として史上初めて出席し、力による一方的な現状変更はどの地域においても許されず、FOIP の実現のため、NATO と日本を含むアジア太平洋のパートナーとの連携を強化していきたいと述べた。また、6 月に開催された NATO 首脳会合では、岸田総理大臣が日本の総理大臣として史上初めて出席し、岸田総理大臣から、NATO のインド太平洋地域への関与拡大を歓迎し、サイバー、新興技術、海洋安全保障といった分野での協力を進展していきたいと発言した。同会合出席の機会に、岸田総理大臣とストルテンベルグ NATO 事務総長との会談を実施し、IPCP を新時代にふさわしいものにアップグレードし新たな協力文書の早期合意に向けて作業を加速することを確認した。また、12 月に日 NATO 高級事務レベル協議を実施し、相互の安全保障環境等に関する意見交換を実施した。

さらに、令和 5 年 1 月には、6 年ぶりにストルテンベルグ NATO 事務総長が訪日した際、岸田総理大臣との間で共同声明を発出し、現下の安全保障環境を踏まえて日 NATO 協力を更なる高みに引き上げていくことを確認した。また、林外務大臣との会談では、インド太平洋地域の情勢について意見交換を行い、日 NATO 間で緊密に連携することで一致した。

2 OSCE

- (1) 令和4年は日本とOSCEのパートナーシップ30年の節目であり、7月には日・OSCE パートナーシップ30周年を記念したアジア・パートナー・グループ会合がウィーンで開催された。同会合には鈴木貴子外務副大臣がビデオ・メッセージを投稿し、国際社会が歴史的な岐路に立つ状況において、国際社会が連携して対処することの重要性について触れつつ、日本は引き続き平和構築の実現に取り組んでいくと述べた。さらに、12月に第29回OSCE外相理事会がポーランドで開催され、日本からは武井外務副大臣が出席し、日・OSCEパートナーシップ30周年を節目にウクライナを含むOSCE 地域に対する日本の貢献を発信し、引き続きOSCEとの協力を継続すると述べた。また同理事会出席の機会に、武井外務副大臣とヘルガ・マリア・シュミットOSCE事務総長との会談を実施し、30年にわたる最も歴史の長いアジア・パートナーとして、引き続き連携を継続していきたい旨述べ、同事務総長から日本のこれまでの貢献に対する謝意が表明された。
- (2) 令和4年度は、OSCE が実施するウクライナ及び周辺国における女性のリーダーシップ強化及び人身売買防止のプロジェクトに約 40 万ユーロを拠出するとともに、中央アジア・コーカサス地域のプロジェクトに約 3,000 ユーロを拠出し、それぞれの地域の平和及び安定に貢献した。

令和2・3・4年度目標の達成状況：a

測定指標1－3 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展 *

中期目標（--年度）

欧州各国・機関との法的枠組みの整備を通じ、欧州各国との関係を強化する。

令和2年度目標

1 社会保障協定

- (1) 国会提出済のスウェーデン及びフィンランドとの協定について、令和2年度中に国会承認を得られるよう所要の準備を進めるとともに、早期発効に向けた作業を行う。
- (2) 国会承認済のイタリアとの協定について、早期発効を目指し、イタリア側との必要な調整を加速させる。
- (3) オーストリアとは正式交渉の早期開催に向け、調整を進める。

2 租税条約

国会承認済のスペインとの条約の早期発効と実質合意済のセルビアとの条約の早期署名を目指す。また、ギリシャ及びフィンランドとの各条約については、早期の妥結及び署名に向けた作業を行う。

3 日・EU 航空安全協定について、早期の署名及び締結に向けた作業を行う。

4 チェコ及びクロアチアとの航空協定について、早期の妥結及び署名に向けた作業を行う。また、ポーランドとの航空協定の付表の改正に向け、残る国内手続きを進める。

5 乗客予約記録（PNR）について、日 EU 間で PNR に関する協力の進展を図る。

6 税関相互支援協定

- (1) 政府間交渉中のベラルーシとの協定について、早期の実質合意に向けて、引き続きベラルーシ側との交渉を続けていく。
- (2) モルドバとは、令和2年度中の政府間交渉開始を目指し、必要な調整を進める。

施策の進捗状況・実績

1 社会保障協定

- (1) スウェーデン及びフィンランドとの協定について、6月に国会承認を得て、発効に向けた調整を進めた。
- (2) イタリアとの協定については、早期発効を目指し、イタリア側と必要な調整を継続した。
- (3) オーストリアとは、正式交渉の早期開催に向けた調整を進めた。

2 租税条約（協定）

- (1) セルビアとの条約は、令和2年度中に署名及び国会提出を完了し、スペインとの条約は発効のための外交公文の交換を済ませた。
- (2) ギリシャ及びフィンランドとの各条約については、早期の妥結に向けた調整を進めた。ウクライナとの条約について、既存の条約改正に向けた政府間交渉を開始した。

3 日・EU 航空安全協定（BASA）については、令和2年度中に署名及び国会提出を完了した。

4 ポーランドとの航空協定の付表の改正に向け、残る国内手続きを済ませ、署名日程の調整を進めた。チェコ及びクロアチアとの航空協定については、交渉会合に向けた調整を進めた。

5 乗客予約記録（PNR）情報の活用に関する日 EU 間の協力について協議を進めた。

6 税関相互支援協定

（1）ベラルーシとの協定について、5 月に実質合意に至った。

（2）モルドバとの協定について、12 月に実質合意に至った。

令和 3 年度目標

1 社会保障協定

（1）国会承認済のスウェーデン及びフィンランドとの協定について、早期発効に向けた作業を行う。

（2）国会承認済のイタリアとの協定について、早期発効を目指し、イタリア側との必要な調整を加速させる。

（3）オーストリアとは正式交渉の早期開催に向け、調整を引き続き進める。

（4）ポーランドとは当局間協議の早期開催に向け、調整を進める。

2 租税条約

セルビアとの条約は、令和 3 年度中に国会承認を得られるよう所要の準備を進める。また、実質合意済みのスイスとの条約は早期の署名に向けて、ギリシャ、フィンランド及びウクライナとの各条約は早期の妥結及び署名に向けて作業を行う。

3 日・EU 航空安全協定は、令和 3 年度中に国会承認を得られるよう所要の準備を進める。

4 チェコ及びクロアチアとの航空協定について、早期の妥結及び署名に向けた作業を行う。また、ポーランドとの航空協定の付表の改正の早期発効に向け、調整を進める。

5 乗客予約記録（PNR）情報の活用に関する日 EU 間の協力の進展を図る。

6 税関相互支援協定

（1）ベラルーシとの協定について、同国内の情勢を見極めつつ、早期の署名・発効に向けた調整を進める。

（2）モルドバとの協定について、同国内の情勢を見極めつつ、早期の署名・発効に向けた調整を進める。

施策の進捗状況・実績

1 社会保障協定

（1）フィンランドとの協定については、11 月に発効のための外交公文の交換を行い、令和 4 年 2 月に発効した。

（2）スウェーデンとの協定については、令和 4 年 3 月に発効のための外交公文の交換を行った。

（3）イタリアとの協定については、早期発効を目指し、イタリア側との必要な調整を継続した。

（4）オーストリアとは、の第 7 回当局間協議の実施後も緊密な意思疎通を図り、残余論点に係る調整を行った上、早期の正式交渉の実施に向けた調整を行った。

（5）ポーランドとの協定については、令和 3 年 11 月に第 1 回当局間協議を実施した。

2 租税条約

（1）セルビアとの条約は、5 月に国会承認を完了し、11 月に発効のための外交公文の交換を済ませた。

（2）スイスとの条約は、7 月に署名を行った。

（3）ギリシャとの条約は、鋭意交渉を継続したが具体的な進展はなかった。

（4）フィンランドとの条約は、電子経済対応作業を優先するとの先方の方針により、進展なし。

（5）ウクライナとの条約は、鋭意交渉を継続したが具体的な進展はなかった。

3 日・EU 航空安全協定

日・EU 航空安全協定は、5 月に国会承認を完了し、外交公文の交換を済ませて、6 月に発効した。

4 ポーランドとの航空協定の付表の改正について、その早期発効に向けた外交公文の交換を 7 月に行った。また、チェコ及びクロアチアとの航空協定については、交渉会合に向けた準備を進めた。

5 乗客予約記録（PNR）

日 EU 間の協力の進展を図るため、日 EU 間で検討を進めた。

6 税関相互支援協定

（1）ベラルーシとの協定については、現下の国際情勢を踏まえ、発効の是非も含め慎重に検討・対応した。

（2）モルドバとの協定については、令和 4 年 1 月に署名を行い、早期の発効に向けた国内手続を進めた。

令和4年度目標

1 社会保障協定

- (1) 国会承認済のスウェーデンとの協定について、早期発効に向けた作業を行う。
- (2) 国会承認済のイタリアとの協定について、早期発効を目指し、イタリア側との必要な調整を加速させる。
- (3) オーストリアとは正式交渉の早期開催に向け、調整を引き続き進める。
- (4) ポーランド及びノルウェーとは当局間協議を着実に進め、主要論点を洗い出し、早期の政府間交渉への移行に向けて調整を進める。

2 租税条約

スイスとの条約は令和4年度中に国会承認を得た上で、発効のための外交公文の交換を早期に実現できるよう所要の準備を進める。ギリシャ、フィンランド及びウクライナとの各条約は早期の妥結及び署名に向けた調整を引き続き行う。

3 日・EU 航空安全協定について、発効後のフォローアップを行う。

4 既存の EU 加盟国との二国間航空協定における国籍条項を手当てする。日・EU 水平協定について、早期の妥結及び署名に向けた作業を行う。

5 チェコ及びクロアチアとの航空協定について、早期の妥結及び署名に向けた作業を行う。

6 乗客予約記録 (PNR) 情報の活用に関する日 EU 間の協力の進展を図る。

7 ベラルーシとの税関相互支援協定について、現下の国際情勢を踏まえ、発効の是非も含めて慎重に検討・対応する。

施策の進捗状況・実績

1 社会保障協定

- (1) スウェーデンとの協定については、必要な国内手続きを終え、6月に効力発生した。
- (2) イタリアとの協定は、二国間での協議を通じて早期発効に向けた調整を進めた。
- (3) オーストリアとの協定は、9月の第1回政府間交渉、令和5年3月の第2回政府間交渉を実施した。
- (4) ポーランド及びノルウェーとの協定は、当局間協議を継続し、早期の政府間交渉への格上げに向けて進展があった。

2 租税条約

- (1) スイスとの条約は、11月に発効した。
- (2) ギリシャとの条約は、令和5年1月に実質合意に至った。今後、署名・発効に向けた作業を行う。
- (3) フィンランドとの条約は、引き続き電子経済対応作業を優先するとの先方の方針により、具体的な進展はなかった。
- (4) ウクライナとの条約は、情報収集等を行ったが、具体的な進展はなかった。

3 日・EU 航空安全協定について、合同作業部会の設置に向けた動きなど、発効後のフォローアップを行った。

4 二国間航空協定に関する日・EU 協定 (日・EU 水平協定) については、4月に行われた第4回政府間交渉において、実質合意に至り、令和5年2月には署名、令和5年3月には国会提出を完了した。

5 二国間航空協定

- (1) チェコとの航空協定については、6月に第2回政府間交渉を現地で対面にて実施した。
- (2) クロアチアとの航空協定については、6月に第3回政府間交渉を現地で対面にて実施し、11月には実質合意に至った。
- (3) ルクセンブルクとの航空協定については、11月に行われた日・ルクセンブルク首脳会談において、早期の政府間交渉に向け具体的調整を行うことで一致し、12月にはルクセンブルクとの交渉を開始することを決定した。

6 乗客予約記録 (PNR) 情報の活用については、情報収集等を行ったが、具体的な進展はなかった。

7 ベラルーシとの税関相互支援協定については、引き続き現下の国際情勢を踏まえ、発効の是非も含め慎重に検討・対応した。

令和2・3・4年度目標の達成状況：b

測定指標1-4 欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進

中期目標（一年度）

対外発信事業の実施や知的・人的交流の促進を通じて、基本的価値を共有する欧州との間で、国際情勢や地球規模的な課題に対する共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、対外発信、知的・人的交流が政策面において具体的な日欧協力に資することを目指し、多様なチャンネルでの関係構築・強化を図る。

令和2年度目標

1 招へい

- (1) 欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等を招へいし、日本の政府関係者や有識者等との意見交換、セミナーの実施等を通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高め、同時に、被招へい者を通じて相手国政府の政策決定及び国内世論への浸透を図るとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。
- (2) 対日理解促進交流プログラム「MIRAI」の実施により、欧州等各国から将来有望な学生・既に活躍している若手社会人等を日本に招へいし、対日理解を促進させ、知日派・親日派を育成する。

2 派遣

新型コロナウイルスの問題の国際社会に与える影響も念頭に、日本の有識者を欧州に派遣し、講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

3 セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック（法の支配、国際秩序、自由貿易の促進等）に加え、新型コロナウイルス、デジタル、気候変動等の日欧が共に直面する新たな課題に係るセミナー等の実施を通して、欧州政策コミュニティとの間で、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や政策を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高める。併せて、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

施策の進捗状況・実績

1 招へい

- (1) 欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等の招へいについて

新型コロナの影響により、訪日を伴う招へいは実現できなかったが、欧州の有力シンクタンク及び大学に所属する有識者2名をオンラインで招へいし、それぞれ6名、2名の日本人有識者との面談を設定し、先方の東アジア情勢や日本の外交政策に対する理解の向上に寄与した。

- (2) 対日理解促進交流プログラム「MIRAI」について

新型コロナの影響により、招へい日程は延期となったが、オンラインを活用したプログラムを導入し、有識者による講義、日本の大学生・大学院生との知的交流会等をこれまでに11回実施し、約300名が参加した（予算執行期限の延長により事業継続中。）。また、本年度から、過去のプログラム参加者を対象としたオンライン同窓会を国ごとに開催し、スペイン、ドイツ、フランスから約60名が参加し、知日派・親日派の育成に寄与した。

2 派遣

日本の有識者の欧州派遣については、新型コロナの影響により、物理的な有識者の派遣は実現できなかったが、6名の有識者をオンラインで派遣し、16か所で講演会やメディアインタビューを実施し、東アジア情勢や日本の外交政策、サイバーセキュリティやAI等に関する日本の取組を発信することで、対日理解促進に寄与した。

3 セミナー等の開催

新型コロナの影響等によって、外務省の主催又は拠出に基づく事業としてのセミナーは実施できなかったが、ジャパンチェア等を通じて日欧が政策連携すべきトピックに関するウェビナーを実施する等、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日欧連携等について欧州側の関心向上に寄与した。

令和3年度目標

1 招へい

- (1) 新型コロナウイルスの状況を注視しつつ、欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等を招へい（含むオンライン）し、日本の政府関係者や有識者等との意見交換、セミナーの実施等を通

じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高め、同時に、被招へい者を通じて相手国政府の政策決定及び国内世論への浸透を図るとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

- (2) 対日理解促進交流プログラム「MIRAI」の実施により、欧州等各国から将来有望な学生・既に活躍している若手社会人等を日本に招へい（含むオンライン）し、対日理解を促進させ、知日派・親日派を育成する。

2 派遣

新型コロナウイルスの問題の国際社会に与える影響も念頭に、日本の有識者を欧州に派遣し（含むオンライン）、講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

3 セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック（法の支配、国際秩序、自由貿易の促進、自由で開かれたインド太平洋の実現等）に加え、新型コロナウイルス、デジタル、気候変動等の日欧が共に直面する新たな課題に係るセミナー等の実施を通して、欧州政策コミュニティとの間で、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や政策を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高める。併せて、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

施策の進捗状況・実績

1 招へい

- (1) 欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等の招へいは新型コロナウイルスの影響により、オンラインも含めて実現できなかった。

- (2) 「MIRAI」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、訪日プログラムが実施できない中、日本の大学等（上智大学、政策研究大学院大学、神戸大学、芝浦工業大学、東京藝術大学、京都大学）との知的交流をオンラインで実施し、事業を継続した。欧州 49 か国から、120 名の将来性ある人材が、「平和構築」「政治・安全保障」「経済・ビジネス・グリーン」「科学技術・イノベーション」「文化・芸術」「法の支配」のテーマに沿った日本人有識者の講義や同年代の日本人学生とのグループディスカッション等のオンラインプログラムに参加し、対日理解の促進、親日派・知日派の育成に寄与した。また、同窓会及びネットワーキングイベントの開催や同窓組織の活用等により、欧州における我が国の戦略的な対外発信の基盤を構築し、日欧間の深い相互理解と友好関係の発展に貢献した。

2 派遣

7 名の有識者をオンラインで派遣し、12 か所で講演会やシンポジウムを実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力、5G、サイバーセキュリティ、AI、科学技術、SDGs 等に関する日本の取組を発信することで、対日理解促進に寄与した。

3 セミナー等の開催

新型コロナの影響等によって、外務省の主催又は拠出に基づく事業としてのセミナーは実施できなかったが、ジャパンチェア等を通じて、日欧が政策連携すべきトピックに関する寄稿等を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現や地球規模課題の解決に向けた日欧連携等について欧州側の関心向上に寄与した。

令和 4 年度目標

1 招へい

- (1) 欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等を招へい（含むオンライン）し、日本の政府関係者や有識者等との意見交換、セミナーの実施等を通じて、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高め、同時に、被招へい者を通じて相手国政府の政策決定及び国内世論への浸透を図るとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

- (2) 対日理解促進交流プログラム「MIRAI」の実施により、欧州等各国から将来有望な学生・既に活躍している若手社会人等を日本に招へい（含むオンライン）し、対日理解を促進させ、知日派・親日派を育成する。

2 派遣

日本の有識者を欧州に派遣し（含むオンライン）、講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地

球規模的な課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

3 セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック（法の支配、自由貿易の促進、「自由で開かれたインド太平洋」の実現等）に加え、新型コロナウイルス、デジタル、気候変動等の日欧が共に直面する新たな課題に係るセミナー等の実施を通して、欧州政策コミュニティとの間で、国際情勢や地球規模課題に対する日本の問題意識や政策を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高める。併せて、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

施策の進捗状況・実績

1 招へい

(1) 欧州の政府関係者、有識者及びメディア関係者等の招へいとしては、蘭語系ブリュッセル自由大学安全保障・外交・戦略研究所（VUG-CSDS）の安全保障分野における若手の有識者を2月に招へいし、日本の外交政策について外務省課長級含む担当者からのブリーフと、日本の当該分野における第一線の有識者との意見交換を実施し、十分に被招へい者にインプットを行い、帰国後の発信を呼びかけた。

(2) 対日理解促進交流プログラム「MIRAI」については、新型コロナウイルス感染症の影響により2年越しとなる訪日プログラムを12月から3月にかけて実施し、欧州及び中央アジア・コーカサス地域各国から、164名の将来性ある人材が参加した。「平和構築」「政治・安全保障」「経済・ビジネス・グリーン」「科学技術・イノベーション」「文化・芸術」「法の支配」の6つのテーマに沿った企業等の視察先、日本の大学等（上智大学、政策研究大学院大学、神戸大学、芝浦工業大学、東京藝術大学、京都大学）において、日本人有識者や同年代の日本人学生との知的交流を通じ、対日理解の促進、親日派・知日派の発掘・育成に寄与した。また、過去のプログラム参加者を対象としたオンラインフォローアッププログラムを12件開催し、138名が参加し、欧州における我が国の戦略的な対外発信の基盤を構築、日欧間の深い相互理解と友好関係の発展に貢献した。

2 派遣

引き続きオンラインでの派遣も活用し、9月にオンライン形式を1件、9月、令和5年2月、同3月に有識者を欧州に派遣する形で、計4件実施した。現地での講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ、日欧間のアフリカ開発、安全保障、さらに通信分野といった分野における信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、欧州での登壇実績のある有識者に加えて新規の有識者の登壇も実施し、双方の関係者間の人脈構築・強化を後押しした。

3 セミナー等の開催

新型コロナの影響等によって、外務省の主催又は拠出に基づく事業としてのセミナーは実施できなかったが、ジャパンチェア等を通じて、日欧が政策連携すべきトピックに関するセミナー等を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に加えて、日本が取り組む経済安全保障・「新しい資本主義」の分野、日欧連携等について欧州側の関心向上に寄与した。

令和2・3・4年度目標の達成状況：b

測定指標1－5 欧州地域との協議、対話等の進展

①政治・安保分野における協議・対話の実回数（日本側・欧州側共に政務官レベル以上）（電話会談テレビ会議を含む） ②セミナー等の開催回数（日本外務省主催、拠出事業）（ウェビナーを含む）	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・3・4年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
—	—	①8 ②20	①5 ②0	①7 ②23	①14 ②0	①7 ②38	①9 ②0	c

評価結果（個別分野 1）

施策の分析

【測定指標 1－1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展 ＊】

EU は我が国と基本的価値・原則を共有し、我が国が地球規模の諸課題に取り組む上で緊密かつ良好な関係を維持、発展させることが必須な外交上の重要なパートナーである。このため、令和 3 年度はテレビ会議方式、令和 4 年度はミシェル欧州理事会議長及びフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が訪日し対面方式で定期首脳協議を行ったほか、令和 2 年度から 4 年度の間に 7 回の電話・テレビ首脳会談、令和 4 年度に 6 回の対面首脳会談、令和 2 年度に 2 回の電話・オンライン外相会談、令和 3 年度に 2 回の対面外相会談及び 2 回の電話外相会談、更に事務レベルを含む政治対話を間断なく実施したほか、日欧間の協力関係促進に貢献することができた。特に、令和 3 年の日 EU 定期首脳協議では気候変動対策、環境対策の取組を加速させるための日 EU グリーン・アライアンスに関する文書を、令和 4 年の日 EU 定期首脳協議では、日 EU のデジタル分野における包括的協力枠組みである日 EU デジタルパートナーシップに関する文書が発出されるなど、日 EU が重視する具体的な協力分野において日 EU 関係の一層の深化が進んだ。（令和 2・3・4 年度：欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①））

令和 2 年度に発出された「ASEM 議長国・地域調整国外相による新型コロナに関する声明」の議論への参加、令和 3 年度に開催された第 13 回 ASEM 首脳会合への岸田総理大臣の出席及び同会合で発出された成果文書に関する議論への積極的な参加などを通じて、アジア・欧州間の対話・協力の推進に貢献するとともに、我が国と基本的価値を共有する欧州と緊密に連携し、欧州との協力関係を強化する上で効果があった。（令和 2・3・4 年度：欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①））

令和 3 年度の第 13 回 ASEM 首脳会合の機会に開催された ASEM 参加国主催の ASEM イニシアティブ事業や ASEF 主催の人的交流事業への専門家の派遣、令和 3 年度及び令和 4 年度の公衆保健・環境・教育分野における ASEF 主催事業への拠出など、具体的かつ継続的な協力を通じて、草の根レベルを含め幅広くアジア・欧州間の相互理解の増進に寄与した。（令和 2・3・4 年度：ASEF 拠出金（義務的拠出金）（達成手段⑤／令和 4 年度は④）、ASEF 拠出金（任意拠出金）（達成手段⑥／令和 4 年度は⑤））

以上のように、3 年間の取組を通じ、欧州地域との政治的な対話・協力に大きな進展が見られたところ、所期の目標は達成されたと判定できる。

【測定指標 1－2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化】

以下のように、3 年間の取組を通じ、安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化は、特に NATO との間で飛躍的な進展が見られたところ、所期の目標は達成されたと判定できる。

（1）日 NATO 関係について、令和 2 年度は、NATO 外相会合に NATO 代表部大使が出席し、茂木外務大臣のステートメントを代読した。また、NATO・PfP 信託基金の国連通信学校（エンテベ）能力構築支援プロジェクトに 2 万 4,836 ユーロを拠出し、地域の平和構築や発展に積極的に貢献する形で日 NATO 協力を進展させた。

令和 3 年度は、林外務大臣とストルテンベルグ NATO 事務総長との会談を実施し、日 NATO 間で連携を進めていくことを確認し、一定の成果を得た。また、NATO「防衛能力構築支援」（DCB）信託基金の「ジョージア・サイバー防衛研究所」事業に 2 万 3,595 ユーロを拠出し、国際社会の平和と安定に寄与しながら、日 NATO 国別パートナーシップ計画（IPCP）の優先分野であるサイバー分野での強化を進めた。

令和 4 年度に、林外務大臣が日本の外務大臣として初めて NATO 外相会合に出席したこと、岸田総理が日本総理大臣として初めて NATO 首脳会合に出席したことは、双方の協力強化を象徴するものであり、また、新たな日 NATO 協力文書の早期合意に向けて作業を加速することになり、非常に大きな意義があった。同首脳会合で 12 年ぶりに更新された NATO の戦略概念において、インド太平洋地域は欧州・大西洋の安全保障に直接影響しうる地域であり、NATO として同地域との対話を強化することが明記されたことは、我が国と NATO との連携強化の上で大きな成果となった。このように、NATO によるインド太平洋地域への関心が高まっているのは、既存の国際秩序が重大な挑戦を受けている中、欧州とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識の表れである。加えて、ストルテンベルグ NATO 事務総長の訪日は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現を含む法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化のため、日 NATO 協力を更なる高みに引き上げていくことを確認し、共同声明を発出するなど、日 NATO 協力を強化する上で大きな意義があった。さらに、NATO と連携して実施する初めての国際緊急援助活動は、日 NATO 関係の更なる強化を図る上で非常に有益であった。また、令和 4 年度当初予算にて 2 万 3,123 ユーロを、さらに、予備費予算にて 3,000 万米ドルを、NATO の「ウクライナのための包括的支援パッケージ（CAP）」信託基金に拠出し、国際社会が結束してウクライナへの支援を継続

すべきとする我が国の方針を踏まえ日 NATO 協力を実務面でも進展させた。（令和 2・3・4 年度：欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①）、欧州安全保障協力機構軍備管理・軍縮会合（OSCE）拠出金（達成手段③））

（2）日 OSCE 関係について、OSCE 選挙監視団への要員派遣（ウクライナ：令和 3 年 2 月より 1 名（約 1 年））、外相理事会への出席（令和 2 年度：宇都外務副大臣、令和 3 年度：水谷駐オーストリア大使、令和 4 年度：武井外務副大臣）及び令和 4 年度の 7 月には、日・OSCE パートナシップ 30 周年を記念したアジア・パートナー・グループ会合を通じて、日 OSCE 協力の推進及び OSCE を通じた欧州等における我が国のプレゼンス向上に寄与した。また、令和 2 年度補正予算にて約 61 万ユーロを、OSCE が実施するアフガニスタン及び中央アジア・コーカサス地域の税関職員能力強化等のプロジェクトに拠出し、キルギス税関職員を対象とした研修を実施したほか、令和 3 年度補正予算にて約 62 万ユーロを、OSCE が実施するアフガニスタン及び中央アジア・コーカサス地域の近隣諸国の国境管理能力強化等のプロジェクトに拠出し、海上パトロール訓練や麻薬犬訓練等を実施するなど、同地域の平和及び安定に貢献した。（令和 2・3・4 年度：欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①）、日・OSCE 共催会議会計経費（達成手段②））

【測定指標 1－3 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展 ＊】

令和 3 年度には 4 件（日・スペイン租税条約、日・EU 航空安全協定、日・セルビア租税条約、日・フィンランド社会保障協定）が発効、令和 4 年度には 2 件（日・スウェーデン社会保障協定、日・スイス租税条約改正議定書）が発効した。これにより、租税条約については、投資・経済交流の促進、脱税・租税回避防止等の効果、社保協定については、個人及び企業の負担軽減により、人的・経済交流の促進等の効果、航空安全協定については、重複した検査や監督等が可能な限り省略されることで、製造者等の負担軽減、効率的な安全監督に関する協力強化などの効果が見込まれる。（令和 2・3・4 年度：欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①））。

【測定指標 1－4 欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進】

派遣事業や招へい事業とともに、セミナーなどの開催を通して、欧州の政策コミュニティとの人脈を構築・強化するとともに、国際秩序、法の支配や「自由で開かれたインド太平洋」などに関する日本の立場や考え方、緊迫度を増すアジア情勢、さらには日欧連携の重要性についての理解を促すことができた。

対日理解促進交流プログラム「MIRAI」においては、新型コロナウイルスにより招へいが適わなかった令和 2 年度、3 年度はオンライン交流のみを実施していたが、オンラインでは年間を通じて複数回交流の場を設けられるメリットがあることから、水際措置が緩和された令和 4 年度は、招へいと並行し引き続きオンラインプログラムを通年実施することで、参加者の日本への関心を持続させた。また、招へいにより大学での知的交流や日本企業等への視察を通じて、対日理解の促進、さらには欧州諸国と日本の将来のリーダーたちのネットワーク構築に寄与した。特に参加者による SNS 発信回数は、昨年度が 308 回であったのに対し、招へいを実施した今年度は 3,223 回と大幅に増加し、日本関連の発信が積極的に行われた。また、人的交流面での成果として、ロシアによるウクライナ侵略後、「MIRAI」のネットワークを通じてウクライナ出身の参加者を支援するという経験が報告されており、「MIRAI」が国境を越えた協力に資していることが明らかとなった。

講師派遣においては、ロシアによるウクライナ侵攻による法の支配、安全保障の危機意識の高まり、「自由で開かれたインド太平洋」、通信・サイバーセキュリティ、連結性等における日欧協力をテーマとする派遣を行うなど、時宜を得たテーマ設定を行い、ベルギーにおいて計 9 回の講演会を実施し、多くの聴衆を集めることができた。

新型コロナの影響等によって、外務省の主催又は拠出に基づく事業としてのセミナーは実施できなかったが、ジャパンチェア等との協力により、日 EU 間の共通の重要課題である安全保障、法の支配、連結性等を含め、現下の情勢を踏まえた効果的なテーマ設定の下、ウェビナー、寄稿、セミナー等を行うことができた。特に、令和 4 年度には、新型コロナウイルスの水際措置緩和に伴い、対面形式の機会が復活し、現地の政策決定者・有識者・学生らとのインタラクティブな交流が実現し、より効果的な発信が実現した。（令和 2・3・4 年度：欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①）、アジア欧州財団（ASEF: ASIA-EUROPE FOUNDATION）拠出金（任意拠出金）（達成手段⑥））

【測定指標 1－5 欧州地域との協議、対話等の進展】

政治・安全保障分野における協議・対話を通じて、欧州の各国の地域・機関に対してより多層的なアプローチや協力を進め、基本的価値を共有する欧州地域と幅広い分野において協力を深化できた。他方、「②セミナー等の開催回数」については、本来測定指標 1－5 の測定対象にはならないセミナー等

を計測していたことが本年になって判明したため、令和4年度事前分析表まで記載した実績値を修正した。さらに、本来測定指標1－5における測定対象であるところの日本外務省主催、拠出事業によるセミナーについては、従来、対面かつ欧州からの往来者がいた機会を捉えて実施する形式の事業であったため、コロナ禍の過去3年間については、日欧双方の多人数による往来の困難さや参加者の健康への配慮があり、これらセミナー開催の機運がなく実績として数えられるものがなかった。オンラインでの開催の追求については、コロナ禍における欧州側において多数の参加者を募る体制を整えられず、その中でも少人数の専門家同士における意見交換という形でのオンライン交流は開催されたが、これは本測定指標の対象となる「セミナー」という形式には該当しないため、測定値としては対象が存在しない、という結果となった。

(令和2・3・4年度：欧州地域との総合的な関係強化(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

欧州は、我が国と自由、人権、民主主義、法の支配といった基本的価値を有しており、欧州諸国及びEU、NATO、OSCE、欧州評議会(CoE)等の諸機関と我が国は、国際社会の安定と繁栄に向けて主導的な役割を果たすパートナーである。

我が国と欧州は、これまで幅広い分野において相互の政治対話を発展させ、定期首脳協議、閣僚レベル及び実務者レベルの協議の定期的な開催を通じ、広範な問題を話し合ってきた。また、経済分野においては、結び付きを拡大させ、多角的貿易システムを強化するとともに、投資及び貿易に関する建設的な対話を追求するために緊密に協力してきた。さらに、地球規模の問題に対処するために協力しており、欧州とインド太平洋の安全保障は不可分であり、力による一方的な現状変更は世界のどこであれ断じて許されないこと、基本的価値を共有する日EUで「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、連携してきた。こうした相互の連携は、政治協力、貿易・投資交流、ビジネス上の協力、更に日EU加盟国間の交流や往来の顕著な増加等、あらゆる分野において発展してきた。欧州との連携・協力を強化していくことは、我が国の国益に合致するものであり、政治対話の実施、各種法的枠組みの構築、知的交流等を通じた、総合的な関係強化のための施策を継続していくことが必要不可欠である。基本的価値を共有する日本とEUが、ウクライナ情勢を始めとする国際社会の直面する課題に引き続き緊密に連携して取り組むことも重要である。上述のとおり、基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

1－1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展 *

基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資するため、EU及びその関連国際機関との間で、安全保障・防衛、連結性、貿易、気候変動、デジタル等の分野で協力関係を強化する。

1－2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化

(1) 日NATO関係

日NATO関係については、新たな日NATO協力文書に合意し、さらなる連携を促進する。伝統的分野にとどまらず、サイバー、重要振興技術、宇宙等の新たな安全保障分野における協力を推進する。また、人道支援・災害派遣等の分野における具体的な協力活動も推進していく。

(2) 日OSCE関係

OSCEの主催する理事会及び会合の機会を捉えた、OSCE及び加盟各国等との対話を通じ、関係を強化する。また、OSCEへの拠出を通じ、国際社会、特にウクライナ、中東・中央アジア及びコーカサス地域の平和と安定に貢献する。

(3) 日EU関係

日EU関係については、欧州とインド太平洋地域の安全保障が不可分であり、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋の実現に向けて、EUを含めた同志国との連携を強化していくことは重要である。今後は、日EUの安全保障・防衛協力についても強化し、本測定指標の目標に追加し、その取組状況を測定することとする。

1－3 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展 *

社会保障、租税、航空等の各分野において、相手国との経済関係、我が国経済界からの要望、協定締

結・改正から生じ得る効果といった観点を踏まえ、新規に交渉を開始する国についての検討を行い、積極的に交渉を開始していく。また既に交渉を開始している協定／条約については、引き続き早期締結に向けて交渉を行い、その中でも交渉が滞っている協定／条約については、現状打開に向けて、相手国、関係省庁等と鋭意調整を行っていく。

1－4 欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進

対日理解促進交流プログラム「MIRAI」について、ネットワーク構築及び日本発信の場として今後も積極的なオンラインプログラムの実施を検討しているところ、プログラム構成やテーマの設定につき実施団体と密に連携し検討していく必要がある。

講師派遣については、新型コロナウイルスを水際措置が緩和された状況を受けて、新しい講師の発掘の観点も取り入れて、時宜に沿った効果的な実施できるように案件の準備を進める。

セミナーについても、上記と同様の状況にあり、外務省の主催又は拠出に基づく事業としてのもののほか、ジャパンチェア等との協力によるものについても、オンライン形式も併用しつつ、対面形式の案件実施を積極的に実施できるよう準備を行っていく。

テーマにおいても、ウクライナの問題が安全保障に与える影響など、時宜を得たテーマを含める形で我が国の政策発信ができる内容のセミナーとする。

1－5 欧州地域との協議、対話等の進展

欧州との連携・協力を強化していくことは、我が国の国益に合致するものであり、継続的に政治対話や協議を行うことは必要不可欠である。近年の国際社会の諸課題に対する日本の立場や問題意識を伝え、政務レベルとの連携強化につなげる機会としてこれらの機会を積極的に活用していく。

その観点から、政治・安全保障分野における協議・対話の実施回数について今後も目標値を定めた上で、実績を計測していく。

他方、測定指標 1－5 におけるセミナー等の開催については、本来外務省主催で実施するセミナーを計上する趣旨であったが、測定指標 1－5 で計測されるセミナーと計測指標 1－4 で計測されるセミナーの実質的な目的は同一であり、「対話等の促進（測定指標 1－5 抜粋）」を通じて「相互理解の促進（測定指標 1－4 抜粋）」が達成されるという関係であって、セミナーを二つの測定指標にあえて分割して別々に計測する必要性は薄い。さらに、セミナーという形に限定されない専門家などによる交流を通じた対外発信なども実体として存在するのであって、今後は、これらの形式も含めて、セミナー等の実施数として、全て計測指標 1－4 にて計測し、より整理・統合されて活動実態を正しく集計できる構成に改善したい。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・ 外務省ホームページ

欧州連合（EU）

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/index.html>)

北大西洋条約機構（NATO）

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nato/index.html>)

欧州安全保障協力機構（OSCE）

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/osce/index.html>)

二国間航空協定に関する日・EU 協定の署名

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009620.html)

日・クロアチア航空協定の実質合意

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009527.html)

日・ギリシャ租税条約の実質合意

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_001266.html)

欧州地域との交流「MIRAI」

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page24_000530.html)

個別分野２ 西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要

- 1 西欧諸国との対話を継続・促進する。
- 2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。
- 3 人的・知的交流、民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第208回国会施政方針演説（令和4年1月17日）
- ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）

測定指標２－１ 政府間対話の進展 ＊

中期目標（一年度）

欧州が、新型コロナウイルス感染症及び関連する経済対策、ポピュリズムの台頭、中国やロシアとの関係等、様々な課題に引き続き直面する中で、政治、経済、安全保障、文化等の分野において二国間関係を一層強化し、また、国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携を強化するため、きめ細やかに西欧各国の政府ハイレベルとの対話を実施する。

令和２年度目標

- 1 会談や各種大型行事等も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、相手国との間の幅広い協力関係を促進させる。特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた相手国のコミットメントを維持・強化する。特に以下を実施する。

（１）英国

安全保障・防衛分野において、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。EU離脱後の日英間の経済的パートナーシップの構築を推進するとともに、英EU間の将来関係交渉の結果として日系企業への悪影響が最小化されるよう働きかけを行う。引き続き「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を推進する。

（２）フランス

ハイレベルでの緊密な対話を維持し、『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019－2023年）を踏まえ、安全保障・防衛を始めとした幅広い分野での議論を進展させるとともに、具体的な協力を推進する。引き続きインド太平洋における協力を推進する。

（３）イタリア

令和元年9月に成立した「五つ星運動」と民主党の連立政権との間でハイレベルでの対話等を通じて、関係構築及び強化に努める。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き具体的協力案件の形成に向けた連携を推進する。

（４）その他

北欧・バルト諸国等その他西欧諸国との間で、ハイレベルを含む対話を継続し、具体的協力を強化するとともに、積極的に国際課題に対処するための協力を推進する。

- 2 議員間交流等の活発な実施の継続を支援する。
- 3 招へいスキームを活用し、要人等の招へいを実現するとともに、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。
- 4 未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

施策の進捗状況・実績

1 協力関係の促進

（１）英国

首脳レベルでは、菅総理大臣就任後の9月に首脳電話会談を実施し、英EU間の将来関係交渉が移行期間内に妥結することを求めつつ、経済分野での連携を確認したほか、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日英の安全保障分野の協力を強化していくことで一致した。令和3年2月の電話会談では、G7及びCOP26の議長国である英国と、ポスト・コロナの国際秩序の形成や気候変動分野で国際社会をリードすべく連携していくことで一致したほか、地域情勢に係る懸念を共有し、連携を確認した。

外相レベルでは、電話会談を含め、計3回の外相会談を行った。5月の電話会談では、新型コロナウイルスへの対応において治療薬やワクチン開発等での協力を更に進展させることを確認した。6月の電話会談では、香港情勢を含む地域情勢についての連携を確認した。8月には、茂木外務大臣が英国を訪問し、ラーブ外務・開発相と会談を行い、日英安保・防衛協力が大幅に具体的進展を遂げていることを歓迎するとともに、更なる協力の推進に一致した。また、茂木外務大臣は、トラス国際貿易相との間で、6月のテレビ会談において経済パートナーシップ構築のための交渉を立ち上げ、8月の訪英時には直接協議を行った。9月のテレビ会談において大筋合意となり、10月に東京において日英EPAが署名された。さらに、令和3年2月、茂木外務大臣は岸防衛大臣と共に、ラーブ外務・開発相とウォレス国防相との間で第4回日英「2+2」をテレビ会議形式で実施した。四大臣は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、海洋安全保障を含む様々な分野において引き続き協力していくことや、経済的手段によるものを含む地域の他者に対する威圧の試みに反対することを確認したほか、英空母打撃群の東アジアを含む地域への展開を歓迎し、この機会に共同訓練の実施等に向け調整していくことで一致した。また、令和3年3月、英国は「安全保障、防衛、開発及び外交政策の統合的見直し」を公表し、日本を「安全保障面を含め、最も緊密な戦略的パートナーの一つ」と位置付けた。

(2) フランス

首脳レベルでは、10月、菅総理大臣はマクロン大統領と首脳電話会談を実施し、共に「インド太平洋国家」として、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた協力強化を含め、二国間関係の更なる進展に向けて協力していくことを確認するとともに、拉致問題を含む北朝鮮問題への対応においても協力していくことで一致した。また、両首脳は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け協力していくことで一致した。

外相レベルでは、電話会談を含め、計3回の外相会談を行った。5月及び6月、茂木外務大臣はル・ドリアン欧州・外務相と電話会談を行い、新型コロナウイルス対応や国際場裡における協力に加え、インド太平洋における日仏協力を進めていくことを確認した。10月、茂木外務大臣はフランスを訪問し、ル・ドリアン欧州・外務相と会談及びワーキング・ディナーを実施し、新型コロナ対応やインド太平洋における二国間協力の推進、東シナ海・南シナ海や北朝鮮などの地域情勢について引き続き緊密に連携していくことを確認した。

(3) イタリア

首脳レベルでは、菅総理大臣就任後の10月にコンテ首相と首脳電話会談を実施し、新型コロナウイルス対策などで国際社会が直面する諸課題について、G7やイタリアが令和3年に議長国を務めるG20等において緊密に連携していくことで一致した。また、令和3年3月には、ドラギ首相との首脳電話会談を行い、菅総理大臣から首相就任への祝意を述べるとともに、G20サミットの成功に向けて連携することで一致したほか、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け具体的な成果につなげていきたい旨を述べ、ドラギ首相から賛同を得た。

(4) その他

4月、安倍総理大臣は、ロヴェーン・スウェーデン首相と電話会談を実施し、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を収束させるため、国際的に認知された医療先進国である両国の間で引き続き緊密に連携・協力していくこと及び基本的価値を共有する両国が様々な分野で関係を一層強化していくことで一致した。

5月、安倍総理大臣は、ベッテル・ルクセンブルク首相と電話会談を実施し、ルクセンブルクから要請があったアビガン錠の提供を含め、新型コロナウイルス対策等について意見交換を行った。同月、茂木外務大臣は、レインサル・エストニア外相、トールダルソン・アイスランド外相、ブロック・オランダ外相とそれぞれ電話会談を実施し、アビガン錠の提供を伝達するなど新型コロナウイルス対策等について意見交換を行った。さらに、茂木外務大臣は、ゴンサレス・スペイン外相と電話会談を実施し、新型コロナウイルス対応において、各国の情報・教訓・知見を共有することや、治療薬の開発に向けて協力することが重要であるとの点で一致した。

6月、菅総理大臣は、サンチェス・スペイン首相と電話会談を実施し、新型コロナウイルス対策に関して引き続き連携・協力していくこと、また、交流を再開できる状況になった際には、二国間関係の一層の発展に向けて協力していくことで一致した。

8月、茂木外務大臣は、コフォズ・デンマーク外相と電話会談を実施し、アビガン錠の供与や両国間の治療薬の開発協力等、新型コロナウイルス対策を始め、国際社会が直面する諸課題につき連携していくことを確認した。また、日デンマーク間の戦略的パートナーシップに基づく協力関係を強化することで一致した。

9月、茂木外務大臣は、日本の外務大臣として平成14年以来となるポルトガル訪問を実施し、レベロ・デ・ソウザ大統領へ表敬訪問したほか、サントス・シルヴァ外相と外相会談を実施した。サ

ントス・シルヴァ外相との間で、令和2年の日ポルトガル修好160周年や令和3年前半ポルトガルがEU議長国を務めることを踏まえ、二国間関係を一層強化し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を一層推進していくことで一致した。

11月、茂木外務大臣は、ハーヴィスト・フィンランド外相と電話会談を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力や、気候変動、国際保健問題等国际的な諸課題について連携していくことで一致した。同月、茂木外務大臣は、ソーライデ・ノルウェー外相と電話会談を実施し、ノルウェーが令和3年から国連安保理の非常任理事国となることも踏まえ、拉致問題を含む北朝鮮への対応等につき、一層緊密に連携していくことで一致した。また、茂木外務大臣は、コーヴニー・アイルランド外務・国防相と電話会談を実施し、国連安保理を含む国際場裡での協力やEUにおけるインド太平洋の議論において連携していくことで一致した。

12月、菅総理大臣は、ルッテ・オランダ首相と電話会談を実施し、二国間関係を一層強化するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け連携することで一致した。同月、菅総理大臣は、ソールベルグ・ノルウェー首相と電話会談を実施し、ノルウェーが令和3年から国連安保理の非常任理事国となることも踏まえ、拉致問題を含む北朝鮮への対応等で連携していきたい旨述べ、両首脳は国際場裡における連携の強化に一致した。

令和3年3月、菅総理大臣は、ロヴェーン・スウェーデン首相と電話会談を実施し、経済、気候変動、デジタル等幅広い分野で二国間関係を一層強化していくことに一致した。

2 議員間交流等

10月、リトアニアのカウナスにおける杉原千畝記念碑の除幕式において大島衆議院議長のメッセージを駐リトアニア山崎大使が代読し、中曽根日リトアニア友好議連会長のビデオ・メッセージを放映した。

3 招へい

新型コロナウイルスの影響により、対面・オンラインいずれも実施せず。令和元年度「内外発信のための多層的ネットワーク構築事業」案件について、在外公館にてPDCAシートを作成しフォローアップを実施した。

4 未訪問国等

12月、令和2年が日・アンドラ外交関係樹立25周年となることを記念し、茂木外務大臣はウバック・フォン外相との間で二国間関係強化に関する共同文書を発表した。

令和3年度目標

1 会談や各種大型行事等も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、相手国との間の幅広い協力関係を促進させる。特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた相手国のコミットメントを維持・強化する。特に以下を実施する。

(1) 英国

安全保障・防衛分野において、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、国際的課題への対応における連携協力を推進する。日英間の経済的パートナーシップの構築を推進するとともに、英国のEU離脱による日系企業への悪影響が最小化されるよう働きかけを行う。引き続き「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を推進する。

(2) フランス

ハイレベルでの緊密な対話を維持し、『「特別なパートナーシップ」の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ(2019-2023年)』を踏まえ、安全保障・防衛を始めとした幅広い分野での議論を進展させるとともに、具体的な協力を推進する。引き続きインド太平洋における協力を推進する。

(3) イタリア

令和3年2月に成立したドラギ政権との間でハイレベルでの対話等を通じて、関係構築及び強化に努める。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き具体的協力案件の形成に向けた連携を推進する。

(4) その他

北欧・バルト諸国等その他西欧諸国との間で、ハイレベルを含む対話を継続し、具体的協力を強化するとともに、積極的に国際課題に対処するための協力を推進する。

2 議員間交流等の活発な実施の継続を支援する。

3 招へいスキームを活用し、要人等の招へいを実現するとともに、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。

4 未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

施策の進捗状況・実績

1 各国別実績と成果

(1) 英国

首脳レベルでは、菅総理大臣が5月に首脳電話会談を、6月にG7サミットのため訪英した際に首脳会談を実施した。岸田総理大臣は、就任直後の10月に首脳電話会談を実施した。その中で、日英安保・防衛協力が近年飛躍的に深化し、空母「クイーン・エリザベス」の日本寄港により新たな段階に入ったことを歓迎するとともに、日英円滑化協定の早期交渉妥結に向けて共に取り組んでいくことを確認した。加えて両首脳は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き緊密に連携していくことで一致した。11月のCOP26の際には岸田総理大臣が訪英し、日英首脳会談を実施した。岸田総理大臣から世界の脱炭素化を主導していく決意のもと、緊密に連携していきたい旨述べ、ジョンソン首相は同分野の日本の具体的支援を歓迎した。また、ウクライナ情勢を受けた令和4年3月のG7首脳会合に出席するためベルギーを訪問した際にも日英首脳会談を実施し、ロシアによるウクライナ侵略への対応や北朝鮮への対応等において日英間で連携することを改めて確認した。

外相レベルでは、電話会談を含め、計8回の外相会談を行った。5月には、茂木外務大臣が英国を訪問し、ラブ外務・開発相との間で第9回日英戦略対話を実施した。「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて協力していくことを再確認しつつ、安全保障・防衛・経済安全保障分野について意見交換を行った。また、英国のEU離脱につき、日系企業にとって予見可能性と法的安定性が不可欠として英EU将来関係協定を遵守するよう求めたほか、日英EPAや英国のTPP加入申請などの経済関係、東シナ海・南シナ海、香港、新疆ウイグル自治区、ミャンマーなどの地域情勢、気候変動、新型コロナウイルス感染症対応を含むグローバルな課題についても幅広く意見交換を行った。9月9日の電話会談では、アフガニスタン情勢における連携を確認し、9月17日には、新たに就任したトラス外務・開発相との間で電話会談を行い、日英協力を一層促進していくことを確認した。また、林外務大臣も就任まもなくの11月に電話会談を行い、国際場裡での協力や地域情勢への対応も含め、幅広い分野で連携することを確認した。12月にはG7外務・開発大臣会合に出席するため林外務大臣が訪英した際に外相会談を実施し、インド太平洋地域の平和と繁栄に向けた更なる協力、英国のTPP11加入手続、地域情勢や新型コロナウイルス感染症への対応等について、幅広く意見交換を行った。また、令和4年2月にウクライナ情勢の緊迫化を受けて開催されたG7外相会合のためドイツを訪問した際にも外相会談を実施し、緊密な連携を確認した。

日EU・EPAに代わり令和3年1月1日に発効した日英包括的経済連携協定（日英EPA）については、令和4年2月、林外務大臣とトレブリアン国際貿易相との間で、協定発効後初となる合同委員会第1回会合を東京で対面にて開催し、協定の運用状況の確認や、日英間の貿易を一層促進するための取組について議論を行った。

(2) フランス

首脳レベルでは、6月、菅総理大臣がG7サミットの機会に首脳会談を実施した。インド太平洋地域での連携強化や、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け協力していくことで一致した。7月、マクロン大統領は東京オリンピック開会式に出席するため訪日し、菅総理大臣と会談及び昼食会を実施した。インド太平洋地域や地球規模課題、経済関係等について協議し、共同声明を発出した。11月、岸田総理大臣は首脳電話会談を行い、令和4年前半のEU議長国を務めるフランスとの連携を通じてインド太平洋に係る日EU間の協力を深化させることを確認するとともに、新型コロナウイルス感染症や気候変動等の地球規模課題について意見交換をし、また中国への対応や、拉致問題を含む北朝鮮への対応についても連携を確認した。

外相レベルでは、電話会談を含め、計5回の外相会談を行った。5月、茂木外務大臣はG7外務・開発大臣会合の機会にル・ドリアン欧州・外務相と会談を行い、インド太平洋地域における協力の具体化に取り組むことを確認し、中国や北朝鮮といった地域情勢、新型コロナウイルス感染症対策や気候変動などの地球規模課題で協力することを確認した。また、東京及びパリのオリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて連携していくことで一致した。林外務大臣は、11月に外相電話会談、12月には対面で外相会談を行い、インド太平洋における日仏、日EUの連携強化を確認した。さらに、令和4年1月には日仏外務・防衛閣僚会合（「2+2」）をテレビ会議方式で実施し、日仏両国間の安全保障・防衛協力が飛躍的に強化されていることを歓迎するとともに、インド太平洋協力、中国、北朝鮮及びウクライナを含む地域情勢等への対応について意見交換を行い、連携を促進することで一致した。

(3) イタリア

外相レベルでは、計3回の外相会談を行った。5月のG7外務・開発大臣会合、6月にイタリアで開かれたG20外相及び開発大臣関連会合の際に、茂木外務大臣とディ・マイオ外相との会談を行

い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を確認するとともに、地域情勢や地球規模課題に対する取組について意見交換を行った。さらに、12月のG7外務・開発大臣会合の際に、林外務大臣は外相会談を実施した。安保・防衛協力の進展を歓迎し、日伊関係を一層強化することを確認するとともに、気候変動問題や新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする国際場裡での連携も強化していくことで一致した。

「自由で開かれたインド太平洋」に向けた協力に関しては、在京及び在インド・イタリア大使館のイニシアティブによる日伊印のインド太平洋に関するウェビナーを実施し、3か国の局長級が参加したほか、専門家らによる意見交換が実施された。

(4) その他

6月、G20外相及び開発大臣関連会合の際に、茂木外務大臣はカーフ・オランダ外相と会談を実施し、オランダ独自の「インド太平洋ガイドライン」の発表、「インド太平洋における協力のためのEU戦略」の策定への積極的関与、インド太平洋に派遣される英空母打撃群へのオランダのフリゲート艦の参加等、オランダのインド太平洋への関与強化を評価し、両大臣は、インド太平洋における連携を強化していくことで一致した。

7月、茂木外務大臣はバルト三国を歴訪し、それぞれの国で外相会談を実施するとともに、各国首相に表敬訪問した。会談の中で、友好100周年を迎える日本とバルト三国の友好関係を確認するとともに、バルト三国の広域インフラ事業での協力、「自由で開かれたインド太平洋」の実現を始め、同志国として国際社会共通の課題について協力を促進することで一致した。

8月、菅総理大臣は、東京オリンピック競技大会閉会式に出席するために訪日したカリユライド・エストニア大統領と会談を実施し、デジタル・サイバー分野での連携や「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた連携を今後一層促進していくことで一致した。

9月、茂木外務大臣は、東京パラリンピック競技大会に出席するために訪日したスキナリ・フィンランド開発協力外国貿易相と会談し、デジタル・サイバー分野をはじめとした二国間関係の進展を歓迎するとともに、新型コロナウイルス感染症対策、国際貿易やインド太平洋地域情勢について意見交換を行い、通商やデジタル分野を含む法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の実現の重要性について一致するとともに、そのための連携を今後更に強化していくことを確認した。

11月、林外務大臣は、訪日したコフォズ・デンマーク外相と会談及びワーキング・ランチを行い、「戦略的パートナーシップ」を更に具体的に発展させることを目的とした「戦略的共同作業計画」の調整が進んでいることを歓迎するとともに、クリーンエネルギーとデジタル分野での両国の連携を一層促進することで一致した。また両大臣は、インド太平洋、北朝鮮、中国、北極など地域情勢について意見交換を行うとともに、気候変動をはじめとした地球規模課題への対応や軍縮・不拡散など国際場裡での連携を強化することで一致した。

12月、林外務大臣は、コーヴニー・アイルランド外務・国防相とテレビ会談を実施し、政治・経済分野等の二国間関係で連携を一層促進することや「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて同志国の連携を強化することで一致した。

令和4年2月、林外務大臣はフックストラ・オランダ外相との電話会談でインド太平洋へのオランダの関与強化を歓迎し、両大臣は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた二国間及びEUとの連携を一層強化していくことで一致した。また、同2月にウクライナ情勢の緊迫化を受けて開催されたG7外相会合のためドイツを訪問した際に、リーメッツ・エストニア外相及びリンケービッチ・ラトビア外相とそれぞれ会談を実施し、ウクライナ情勢等に関する連携を確認した。

3月、林外務大臣はランズベルギス・リトアニア外相及びアルバレス・スペイン外務・EU協力相とそれぞれ電話会談を、また、ヴィットフェルト・ノルウェー外相とテレビ会談を実施し、ロシアのウクライナ侵略を厳しく非難し、ウクライナや欧州のみならず東アジアや世界全体に大きな影響を与えているとの認識で一致したほか、北朝鮮への対応等地域情勢についても意見交換を行った。

2 議員間交流等

5月、中曽根日・リトアニア友好議連会長とヴァリンスカス・リトアニア・日本友好議連会長との間でオンライン会談が行われた。

3 招へい

多層的ネットワーク構築事業の枠組みで、10月、クリスチャンセン・オーフス大学政治学部長と日本の有識者との間でオンラインの意見交換を行い、デンマークでの日本の政策に関する発信力を強化した。

同じく多層的ネットワーク構築事業において、令和4年2月、ハーヴィスト・フィンランドビジネス政策フォーラム(EVA、シンクタンク)研究マネージャーと日本の有識者との間でオンラインの意見交換を行い、フィンランドでの日本の政策に関する発信力を強化した。

閣僚級招へいの枠組みで、令和4年2～3月にスット・エストニア起業IT相のオンライン招へい

を実施し、金子総務大臣、牧島デジタル大臣とそれぞれオンライン会談を実施した。その中で、日エストニア間でのデジタル分野での協力を強化していくことで一致した。

戦略的実務者招へいの枠組で、令和4年3月に日英若手実務者交流をオンラインで実施し、日本政府関係者によるブリーフを通じて、潜在性の高い若手研究者の対日理解を促進し、また日英研究者によるラウンドテーブルを通じて、日本の若手研究者との交流・人脈形成の場とすることができた。

4 未訪問等

7月、茂木外務大臣が、日本の外務大臣としては史上初めてエストニアとラトビアを訪問し、両国外相とそれぞれ外相会談を実施するとともに、両国首相に表敬訪問した。

令和4年度目標

1 会談や各種大型行事等も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、相手国との間の幅広い協力関係を促進させる。特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた相手国のコミットメントを維持・強化する。具体的には、以下を実施する。

(1) 英国

安全保障・防衛分野において、ハイレベルを含む対話及び条約交渉を含む具体的協力を強化することで、国際的課題への対応における連携協力を推進する。日英 EPA の着実な履行及び英国の TPP11 加入手続を含め、日英間の経済分野での連携を推進する。引き続き「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を推進する。

(2) フランス

ハイレベルでの緊密な対話を維持し、『『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ(2019-2023年)』を踏まえ、安全保障・防衛を始めとした幅広い分野での議論を進展させるとともに、具体的な協力を推進する。引き続きインド太平洋における協力を推進する。

(3) イタリア

首脳を含むハイレベルでの対話等を通じて、関係構築及び強化に努める。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き具体的協力案件の形成に向けた連携を推進する。

(4) その他

その他西欧諸国との間で、ハイレベルを含む対話を継続し、具体的協力を強化するとともに、積極的に国際課題に対処するための協力を推進する。

2 議員間交流等の活発な実施の継続を支援する。

3 招へいスキームを活用し、要人等の招へいを実現するとともに、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。

4 未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

施策の進捗状況・実績

1 協力関係の促進(各国別実績と成果)

(1) 英国

首脳レベルでは、電話会談を含め、計6回の会談を行った。例えば、5月、岸田総理大臣が訪英し、ジョンソン首相と会談及びワーキング・ランチを実施し、かつてない緊密な日英間での協力を一層深化させていくこと、また、G7が結束して国際社会を主導し対露制裁やウクライナ支援に尽力していくことで一致した。9月、岸田総理大臣は、ニューヨークで行われた国連総会の際にトラス首相と首脳会談(ワーキング・ランチ)を実施し、国際社会の諸課題に共に立ち向かうことを確認し、日英間で安全保障、経済安全保障、エネルギー分野等で協力を深めていくことで一致した。同月、岸田総理大臣は、故安倍晋三国葬儀に参列するために訪日中のメイ英国元首相と会談を実施した。11月、岸田総理大臣は、スナク首相と電話会談を行い、日英部隊間協力円滑化協定(RAA)の早期署名及び次期戦闘機に関する合意に向けて協議を加速させることで一致し、英国のCPTPP加入手続についても意見交換を行った。令和5年1月に岸田総理大臣が英国を訪問し、スナク首相と会談を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現やG7広島サミットの成功に向けて緊密に連携していくこと等を確認するとともに、日英RAAの署名を行った。

外相レベルでは、電話会談を含め、計6回の会談を行った。例えば、林外務大臣は4月のG7外相会合前に、トラス外相と電話会談を実施、9月、クレバリー外相と電話会談を実施、また同月、故安倍晋三国葬儀に参列するため訪日したクレバリー外相と会談を実施し、二国間関係及び国際社会が直面する課題について意見交換を行った。令和5年3月、クレバリー外相と電話会談を実施した。

(2) フランス

首脳レベルでは、6月、岸田総理大臣はマクロン大統領との間で電話会談を実施した。同月、G7エルマウ・サミットの際にドイツを訪問した岸田総理大臣は、マクロン大統領と会談を実施し、両首脳はインド太平洋、海洋、サイバー、宇宙、原子力など様々な分野において、多層的な協力を進めていくことで一致した。7月にも、岸田総理大臣とマクロン大統領との間で電話会談を実施した。9月、岸田総理大臣は、故安倍晋三国葬儀に参列するために訪日中のサルコジ・フランス元大統領と会談を実施した。11月、G20サミット公式昼食会に際し、岸田総理大臣はマクロン大統領と意見交換を実施した。令和5年1月、岸田総理大臣はフランスを訪問の上、マクロン大統領と会談（夕食会を含む。）を実施し、新しい日仏ロードマップの作成を目指すことで一致したほか、G7広島サミット、安全保障協力、地域情勢などについて意見交換を行った。

外相レベルでは、林外務大臣は5月、ドイツで行われたG7外相会合の際に、ル・ドリアン外相と会談を実施した。また、林外務大臣は、6月及び8月にコロナ外相と電話会談を実施したことに加え、11月、ドイツで行われたG7外相会合の際に、同外相との間で会談を実施した。

（3）イタリア

首脳レベルでは、電話会談を含め、計3回の首脳会談を行った。5月には、岸田総理大臣がイタリアを訪問し、ドラギ首相と会談（ワーキング・ランチを含む。）を実施した。岸田総理大臣は、イタリアがEUのインド太平洋戦略に基づいてインド太平洋に関する文書を策定したことを評価し、両首脳は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を進めることで一致した。9月、岸田総理大臣は、故安倍晋三国葬儀に参列するために訪日中のレンツィ・イタリア元首相と会談を実施した。同月に行われた総選挙により、10月にはイタリアでメローニ政権が発足したことに伴って、岸田総理大臣は、政権発足直後の11月には首脳電話会談を実施し、首脳間での関係構築を図った。令和5年1月には、岸田総理大臣がイタリアを訪問し、メローニ首相と会談（ワーキング・ランチを含む。）を実施し、日伊関係を戦略的パートナーシップに格上げすること、外務・防衛当局間の協議を立ち上げること等で一致したほか、日伊映画共同製作協定交渉が大筋合意に至ったことを歓迎した。

外相レベルでは、計2回の外相会談を行った。11月、林外務大臣は、パリで行われたG20外相会合の際にタヤーン外相と外相会談を実施し、インド太平洋における協力を始め、様々な分野で日伊関係を更に強化していくことで一致した。令和5年2月、林外務大臣は、ウクライナに関する国連総会緊急特別会合の機会に外相会談を実施した。

（4）その他

4月、林外務大臣は、NATO外相会合のためベルギーを訪問した際、ウィルメス・ベルギー外相と会談を実施した。

5月、岸田総理大臣は、訪日中のマリン・フィンランド首相と会談を実施した。その際、ワーキング・ホリデー協定署名式及び共同記者発表、ワーキング・ディナーが実施され、両首脳は、ロシアによるウクライナ侵略は国際秩序の根幹を揺るがす行為であり、今ほど普遍的価値を共有する国々の結束が求められる時はないとの認識で一致した。

6月、岸田総理大臣はNATO首脳会合に出席するためにスペインを訪問し、サンチェス・スペイン首相と会談を実施した。水素、風力発電等の再生可能エネルギー、デジタル等の分野における日本とスペインの企業間協力、また、中南米等の第三国市場における企業間連携が進むことを期待するとともに、日本・スペイン・シンポジウムを始めとする枠組みを通じて、両国間の対話・協力を強化することで一致した。また、同会合の機会に岸田総理大臣は、アンデション・スウェーデン首相と会談を行い、岸田総理大臣はスウェーデンのNATO加盟申請という歴史的決断を支持する旨を述べた。

7月、林外務大臣はパリにて開催されたG20外相会合の機会に、アルバレス・スペイン外相と会談を実施し、双方が首脳レベルで一致した様々な取組を強化することを確認するとともに、インド太平洋情勢について議論し、力による一方的な現状変更の試みは認められないことで一致した。また、林外務大臣は、同会合の際に、フックストラ・オランダ副首相兼外相とワーキング・ディナーを実施し、インド太平洋や、ウクライナ情勢などの地域情勢について幅広く意見交換し、緊密に連携していくことを確認した。

同月、岸田総理大臣は、訪日中のマーティン・アイルランド首相と会談及びワーキング・ランチを実施し、日・アイルランド首脳共同声明を発表した。また、両首脳は、同共同声明に基づいて、政治・経済、人的交流等の分野において二国間関係を一層促進することや「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて同志国の連携を強化することで一致した。

8月、林外務大臣は、ランズベルギス・リトアニア外相と電話会談を行い、日リトアニア両国が友好100周年を迎える令和4年に両国の協力関係を一層強化していくことで一致した。

9月、林外務大臣は新たに就任したラビブ・ベルギー外相との間で、電話会談を実施した。両外相は、両国の協力関係を一層強化していくことで一致し、ロシアによるウクライナ侵略につき、引き続き同志国が連携して対応していくことが必要であるとの認識で一致した。

同月、国連総会出席のためニューヨーク（米国）を訪問中の林外務大臣は、ボーリュ・マルタ外相と会談を実施した。両外相は、人的交流の促進を含め、二国間関係の一層の発展に共に取り組んでいくことで一致した。両外相は、日本とマルタが令和5年から安保理入りすることを見据え、国際秩序が揺らぐ中、法の支配の徹底の重要性や、安保理改革を含む国連全体の機能強化の重要性を確認した。また、同会合にて、林外務大臣はラビブ・ベルギー外相と会談を実施し、ウクライナ情勢を始めとする地域情勢について意見交換を行い、二国間関係の発展に向けた取組を進めていくことと、同志国として、東シナ海・南シナ海情勢、また、核・ミサイル問題や拉致問題を含む北朝鮮への対応において、引き続き連携していくことで一致した。

同月、岸田総理大臣は、故安倍晋三国葬儀に参列するために訪日中のラタス・エストニア国会議長と会談を実施した。林外務大臣は、同じく参列のために訪日中のフックストラ・オランダ副首相兼外相、ヴィットフェルト・ノルウェー外相、ハーヴィスト・フィンランド外相と会談を実施した。

10月、岸田総理大臣は訪日したベッテル・ルクセンブルク首相との間で首脳会談を実施した。さらに、別途訪日したシモニーテ・リトアニア首相と会談及びワーキング・ディナーを行い、戦略的パートナーシップに関する共同声明を發出して、安全保障政策対話の立上げを発表した。

12月、岸田総理は訪日したアストリッド・ベルギー王女殿下と会談を実施した。また、林外務大臣は同月、アストリッド・ベルギー王女殿下が率いる経済ミッションに帯同して訪日した、ラビブ・ベルギー外相と外相会談を実施した。同月、岸田総理は国際女性会議 WAW! 2022 において基調講演を行うために訪日したヨハネソン・アイスランド大統領と会談を実施した。

同月、林外務大臣は、ストックホルムにおいて日・スウェーデン防衛装備品・技術移転協定が署名されたことを踏まえ、ビルストロム・スウェーデン外相と電話会談を実施した。林外務大臣から「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、日・スウェーデン及び日 EU 間での一層の連携を追求していきたい旨を述べた。

令和5年2月、ミュンヘン安全保障会議に出席するためにドイツを訪問した林外務大臣は、レインサル・エストニア外相、リンケービッチ・ラトビア外相、ランズベルギス・リトアニア外相と会談を行い、各外相は日本の新たな国家安全保障戦略を歓迎する旨を表明した。

同月、ウクライナに関する国連総会緊急特別会合に参加するために米国を訪問した林外務大臣は、アルバレス・スペイン外相と会談を実施し、同志国で結束して厳しい対露制裁と強力なウクライナ支援を継続していくことの重要性を確認した。また、東シナ海及び南シナ海情勢や経済安全保障、不透明・不公正な開発金融、北朝鮮、安保理改革などについて意見交換を行い、引き続き連携していくことを確認した。また、林外務大臣は、同会合にて、ボーリュ・マルタ外相と会談を実施し、二国間の連携を一層強化することで一致し、同志国で結束して厳しい対露制裁と強力なウクライナ支援を継続していくことの重要性を確認した。さらに、林外務大臣は同会合にて、フックストラ・オランダ副首相兼外相とワーキング・ランチを実施し、ウクライナを含む様々な地域情勢や、両国間の交流について意見交換し、引き続き両国関係の深化に向けて協力していくことを確認した。

2 議員間交流等

11月、シルヴァ・ポルトガル議会議長が訪日し、衆・参両院議長と会談し、両国関係の深化及び議員交流の活発化等について意見交換を実施した。

令和5年2月、参議院の招へいでガラカーニ・ノルウェー議長が訪日し、衆・参両院議長と会談を実施した。さらに同月、ノルウェー議会労働・社会委員会の議員一行が訪日し、議員交流を行った。

同月、衆議院の招へいでオフアイル・アイルランド下院議長が訪日し、衆・参両院議長と会談を実施した。

3 招へい

6月、外務省賓客としてランズベルギス・リトアニア外相が訪日し、鈴木外務副大臣と会談及びワーキング・ランチを実施し、松野官房長官への表敬を行った。

12月、実務訪問賓客としてアストリッド・ベルギー王女殿下がベルギー経済ミッションを率いて訪日した。

令和5年1月から2月にかけて、多層的ネットワーク構築事業の枠組みで、コヤラ・リトアニア東欧研究所所長が訪日し、日本の有識者と意見交換を実施した。

令和5年2月、講師派遣事業の枠組みで、鶴岡慶應義塾大学准教授がダブリンを訪問し、国際欧州問題研究所（IIEA）にて講演を行い、アイルランドでの日本の政策に関する発信力を強化した。講演はオンラインも活用し100名ほどの参加を得て実施した。現地の有識者との意見交換会を2回実施した。

令和5年3月、多層的ネットワーク構築事業の枠組みで、ダウニー・アイルランド国立大学ダブリン校歴史学科教授が訪日し、日本の有識者や政府関係者との意見交換を実施し、日本の政策をインプットする機会となった。在アイルランド大使館を通じて、同教授からのアイルランドでの発信につい

て調整を行った。

4 未訪問国等

10月、岸田総理大臣は訪日したベッテル・ルクセンブルク首相との間で首脳会談を実施した。ルクセンブルクには久しくハイレベルの訪問が行われておらず、首脳レベルでは安倍総理大臣が平成27(2015)年12月に訪問したのが最後であった。対面での日ルクセンブルク首脳会談はこの際に実施して以来で、岸田総理大臣とベッテル首相との間の初めての首脳会談として、首脳間で信頼関係を構築し、二国間協力を強化するのに大いに寄与した。

令和2・3・4年度目標の達成状況：a

測定指標2-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *

中期目標（一年度）

欧州が、新型コロナウイルス感染症及び関連する経済対策、ポピュリズムの台頭、中国やロシアとの関係等、様々な課題に引き続き直面する中で、政治、経済、安全保障、文化等の分野において二国間関係を一層強化し、また、国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携して対処するため、更なる政策調整・協力を進展させる。

令和2年度目標

次官級・局長級協議の実施等を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

1 英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議等において、安全保障分野を始めとする両国の首脳間・外相間の合意事項の具体化に努める。EU離脱後の日英間の経済的パートナーシップの構築を推進するとともに、英EU間の将来関係交渉の結果として日系企業への悪影響が最小化されるよう働きかけを行う。

2 フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日仏包括的海洋対話等を通じ、令和元年の「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ(2019-2023年)」を始めとした両国の首脳間・外相間での合意事項の具体化を推進する。

3 イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日伊次官協議や局長級協議等において、政治、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

4 その他

首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、具体的協力を強化するとともに、小規模経済国・地域との経済関係の強化及び積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 英国

安全保障・防衛分野では、8月、海上自衛隊は英フリゲート「アーガイル」とアラビア海北部西方海域において海賊対処共同訓練を実施した。

英国のEU離脱については、在外公館での情報収集を通じて関連動向を把握するとともに、累次の機会を通じて、日系企業への悪影響を最小限するための働きかけを継続的に実施した。

文化面では、新型コロナウイルス拡大の影響により、「日英文化年間2019-20」関連行事の中止や延期が相次いだ一方で、ヴィクトリア・アンド・アルバート博物館「着物展」の展示やセミナー、ジャパン祭り等オンラインでの開催等も行われた。こうした状況を受けて、「日英文化年間」は令和3年末まで延長された。

2 フランス

10月、第1回日仏インド太平洋作業部会をオンラインで開催し、自由で開かれたインド太平洋を実現するための具体的な日仏協力について意見交換を行った。安全保障・防衛分野では、令和3年2月、仏海軍フリゲート艦「プレリアル」が佐世保に寄港した際、日仏米共同訓練を実施したほか、同艦は、北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して警戒監視活動を実施した。

3 イタリア

6月、局長級でウェブ会議を実施し、新型コロナウイルスに係る情報共有や日伊ワーキング・ホ

リデー協定、アフリカにおける日伊 FOIP 協力といった二国間関係に加え、地域情勢等につき意見交換を行った。

4 その他

9 月の茂木外務大臣のポルトガル訪問を踏まえ、11 月、局長級で日ポルトガル政務協議を実施。令和 3 年前半に EU 議長国を務めるポルトガルと幅広い分野での協力を確認するとともに、地域情勢に関する意見交換を実施した。

同月、宇山外務省欧州局長とソーアンセン・デンマーク外務審議官の間で日デンマーク政務協議をオンラインで実施し、二国間関係や「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力、国際諸課題への対応等、幅広い分野での二国間関係の方途について意見交換を実施した。

12 月、日スペイン外務次官級政務協議を実施し、二国関係や地球規模課題等、幅広い分野での協力の強化の方途について意見交換を実施した。

令和 3 年度目標

次官級・局長級協議の実施等を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

1 英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議等において、安全保障分野を始めとする両国の首脳間・外相間の合意事項の具体化に努める。日英間の経済的パートナーシップの構築を推進するとともに、英国の EU 離脱による日系企業への悪影響が最小化されるよう働きかけを行う。

2 フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日仏包括的海洋対話等を通じ、令和元年の『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019-2023 年）を始めとした両国の首脳間・外相間での合意事項の具体化を推進する。

3 イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日伊次官協議や局長級協議等において、政治、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

4 その他

首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、具体的協力を強化するとともに、小規模経済国・地域との経済関係の強化及び積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 英国

安全保障・防衛分野では、8 月から 9 月にかけて英空母打撃群（CSG21）が日本に寄港し、自衛隊と日本近海や南シナ海等において各種共同訓練を実施したほか、7 月と 11 月にはアデン湾において、英空母打撃群構成艦艇との間で日英米蘭 4 か国による海賊対処共同訓練を実施。9 月に日英円滑化協定の締結に向けた交渉を開始した。

経済分野では、日英 EPA に基づいて設置された各種専門委員会及び作業部会の第 1 回会合を開催した。例えば、10 月に貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会第 1 回会合、及び貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する作業部会第 1 回会合を、11 月にはサービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会第 1 回会合（いずれもテレビ会議形式）を開催した。

文化面では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止・延期となる事業の増加を受け、「日英文化年間」の関連行事を令和 3 年末まで延長し、大英博物館「北斎」展（令和 3 年 9 月～令和 4 年 1 月）など多くの日本関連特別展が開催された。

2 フランス

令和 4 年 1 月、3 年ぶりとなる第 6 回日仏外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を開催し、安全保障・防衛協力、インド太平洋協力、地域情勢、軍縮・不拡散等について意見交換を行い、協力の一層の強化と連携の更なる促進について一致した。

安全保障・防衛分野では、令和 3 年 5 月に仏練習艦隊「ジャンヌ・ダルク」が佐世保に寄港した際に共同訓練を実施。令和 3 年 10 月には仏軍哨戒機が、また令和 4 年 3 月にはフリゲート艦「ヴァンデミエール」が、北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して警戒監視活動を実施した。また、ジブチにおいて、仏軍も支援する AMISOM 派遣前訓練センターに対する医療機材供与支援を実施した。

3 イタリア

6 月、日伊印の局長級及び専門家らとともに、インド太平洋地域の地政学をテーマとしたウェビ

ナーを実施。同地域の情勢認識を共有し、同地域の重要性を確認するとともに、伊及び印との協力につき意見交換を行った。

4 その他

11月、山田外務審議官とリュードベリ・スウェーデン外務副大臣との間で日スウェーデン次官級協議を行い、二国間関係、日EU関係、国際場裡における協力、中国や北朝鮮等の地域情勢について意見交換を行った。

12月、オンライン形式で第4回日エストニア・サイバー協議を実施し、最近のサイバー環境やサイバー分野における両国の施策等について意見交換を行うとともに、国際的なプロセス、サイバー分野における日エストニア間の連携について議論を行った。

令和4年度目標

次官級・局長級協議の実施等を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

1 英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、各種協議等を通じ、安全保障分野を始めとする両国の首脳間・外相間の合意事項の具体化に努める。日英EPAの着実な履行や英国のTPP11加入手続を含め、日英間の経済分野での連携を推進する。

2 フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日仏包括的海洋対話等を通じ、令和元年の『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ（2019-2023年）を始めとした両国の首脳間・外相間での合意事項の具体化を推進する。

3 イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、日伊次官協議や局長級協議等において、政治、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

4 その他

首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、具体的協力を強化するとともに、小規模経済国・地域との経済関係の強化及び積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 英国

安全保障・防衛分野では、6月、海上自衛隊練習艦「かしま」・「しまかぜ」が英国に寄港し、大西洋において共同訓練を実施したほか、9月には英哨戒艦「テイマー」が北朝鮮「瀬取り」対処協力を実施した。11月には、英哨戒艦「スペイ」が横須賀等に寄港し、日米共同統合演習「キーンソード23」に参加した。12月に、日英伊3か国による次期戦闘機の共同開発を発表し、令和5年1月には、岸田総理大臣とスナク首相との間で日英RAAが署名された。

経済分野では、日英EPAに基づいて設置された各種専門委員会及び作業部会を開催した。例えば、8月に、自動車及び部品に関する作業部会第1回会合、12月に、貿易及び持続可能な開発に関する専門委員会第2回会合、令和5年1月に、貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する作業部会第2回会合を開催した。また、CPTPP英国加入作業部会の開催を通じ、英国の加入手続交渉が進められた結果、3月に実質的な妥結に至った。

さらに、7月に次官協議を実施し、安全保障・防衛や経済を含む幅広い分野で二国間協力を深化させ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた連携を確認したほか、グローバルな課題についても意見交換を実施した。

11月、吉川外務大臣政務官は、英国を訪問し、ジャパン・ハウス ロンドン等を訪れ、英国内外への戦略的な対外発信の在り方等について関係者と意見交換を行った。

2 フランス

6月、第2回日仏インド太平洋部会を開催し、フランスとの間でインド太平洋地域における具体的な協力について意見交換を実施した。また、令和5年2月には、第2回日仏包括的海洋対話を実施し、日仏二国間協力に関するロードマップで設定された優先課題を見直し・強化し、また、海洋ガバナンス、環境、海洋安全保障・海上安全、経済、科学における今後の潜在的な協力分野を特定する機会とした。

安全保障・防衛分野では、8月にフランスとの間で共同訓練「オグリ・ヴェルニー」を実施した。4月にはフリゲート艦「プレリアル」が、10月にはフランス軍哨戒機が、北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して警戒監視活動を実施した。

1月には、インド太平洋地域における地政学上の要衝であるフランス領ニューカレドニアに、在ヌ

メア領事務所を開設した。3月には、山田外務副大臣がニューカレドニアを訪問し、同事務所の開所式に出席したほか、フランス政府要人等と会談を実施した。

3 イタリア

7月には、森外務事務次官がイタリアを訪問し、次官協議を実施した。

令和5年1月の首脳会談で日伊両首脳が一致した、外務・防衛当局間での協議立上げや、日伊映画共同製作協定の早期発効に向けて最終調整を進めた。

12月、武井外務副大臣は、イタリアを訪問し、イタリア外務・国際協力省及びイタリア国際政治研究所（ISPI）が共催する「第8回地中海対話」に出席した。

4 その他

4月、鈴木外務副大臣はラナ・デンマーク自治領フェロー諸島外相と会談し、協力覚書に署名するとともに、日・フェロー諸島間の協力を強化していくことを確認した。

6月、鈴木外務副大臣は訪日中のアンドレ・ポルトガル副外相と会談し、令和5年の日本・ポルトガル交流480周年を見据え、人的交流の活性化や大阪・関西万博の成功に向けて連携することで一致した。同月三宅外務大臣政務官は、第2回国連海洋会議に出席するためポルトガルを訪問し、アンドレ・ポルトガル副外相と会談し、様々な分野で二国間関係を強化することで一致した。

10月、小野外務審議官とモレノ外交長官との間で日スペイン次官級政務協議を行い、日スペイン戦略的パートナーシップに基づく二国間関係、地域情勢を含む国際場裡における協力について議論を行った。

同月、吉川外務大臣政務官はラトビアを訪問し、リンケービッチ・ラトビア外相を表敬し、ワーキング・ホリデー協定署名式を行った。吉川外務大臣政務官は、続いてエストニアを訪問し、日バルト三国対話に出席するとともに、レインサル・エストニア外相への表敬を行った。

11月、吉川外務大臣政務官は、アイルランドを訪問し、コーヴニー・アイルランド外務・国防相への表敬等を行った。

令和2・3・4年度目標の達成状況：a

測定指標2-3 民間の人的・知的交流の進展

中期目標（一年度）

シンポジウム等を通じて、民間の人的・知的交流を推進し、二国間及び地域間の課題等に対する知見の共有を図る。

令和2年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

- 1 日英21世紀委員会
- 2 日本・スペイン・シンポジウム
- 3 杉原千畝「命のビザ」発給80周年

施策の進捗状況・実績

- 1 日英21世紀委員会

9月、第37回合同会議は、新型コロナウイルスを受けてオンラインで開催され、「日本、英国両国の政治・経済の現状」「パンデミック後の世界秩序」「パンデミック後の貿易・投資」及び「グローバル・ガバナンスの能力と信頼の構築」を議題に討議が行われた。様々なレベルでの日英間の交流の促進、安全保障や貿易、保健衛生分野における協力といった政策提言が発出された。

- 2 日本・スペイン・シンポジウム

第21回日西シンポジウムは、新型コロナの影響で延期となった。令和3年度の実施（オンライン形式）に向け、引き続き、関係者と調整を進めている。

- 3 杉原千畝「命のビザ」発給80周年

9月、リトアニア政府主催で1940年の杉原千畝元在カウナス副領事による「命のビザ」発給80周年を記念した国際会議が開催され、茂木外務大臣がビデオ・メッセージを発出した。また、杉原千畝元副領事に関する展示を併設した「国際平和美術展」（京都）において、茂木外務大臣がメッセージを発出した。

11月、河津欧州局参事官が「神戸ユダヤ共同体」（神戸ジューコム）跡地案内板設置除幕式で挨拶した。

同月、ポーランド及び英国で「命のビザ」に関するシンポジウムを、ポーランドでは在ポーランド日本大使館と Instytut Pileckiego が共催で、英国では在英国大使館がジャパンハウス・ロンドンと在英国リトアニア大使館との共催で実施した。

「命のビザ」に関するロゴマーク、パンフレット及び動画を作成した。

12 月、国際社会及び英国内への広報を目的に、英国の The Times 及び Financial Times に「命のビザ」に関する記事を発出した。

令和 3 年 1 月、茂木外務大臣がランズベルギス・リトアニア外相と共同でイスラエルの英字紙 Jerusalem Post に「命のビザ」に関して寄稿した。

令和 3 年 2 月、読売新聞の「命のビザ」に関する記事につき、河津欧州局参事官が取材協力した。

令和 3 年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

- 1 日英 21 世紀委員会
- 2 日本・スペイン・シンポジウム
- 3 エストニア及びラトビアとの友好 100 周年

施策の進捗状況・実績

- 1 日英 21 世紀委員会

令和 4 年 3 月、第 38 回合同会議が、新型コロナウイルス感染症を巡る状況を踏まえてオンラインで開催された。林外務大臣による冒頭挨拶に続き、「日本、英国両国の政治・経済の現状」「グローバル・ヘルス・レジリエンス」「安全保障問題」及び「国内及びグローバル経済安全保障」を議題に討議が行われた。緊迫化するウクライナ情勢を受け、特に安全保障問題については重点が置かれ、率直な意見交換がなされた。会議後には、安全保障やグローバルヘルス、経済安全保障といった分野における様々なレベルでの日英連携の強化といった政策提言が発出された。

- 2 日本・スペイン・シンポジウム

第 22 回日西シンポジウムは、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となった。令和 4 年度の実施（対面形式）に向け、引き続き、関係者と調整を進めている。

12 月、マドリードにおける対面形式とオンライン形式とのハイブリッドで、日本・スペイン・デジタルシンポジウム 2021 が開催され、両国の政府関係者のほか、経済界、学術・研究機関等の関係者が出席して意見交換が行われた。

- 3 エストニア及びラトビアとの友好 100 周年

7 月、茂木外務大臣が、日本の外務大臣としては史上初めてエストニアとラトビアを訪問し、両国外相とそれぞれ外相会談を実施するとともに、両国首相に表敬訪問した。

8 月、カリユライド・エストニア大統領は、東京オリンピック競技大会閉会式に出席するために訪日し、菅総理大臣と日エストニア首脳会談を実施したほか、レヴィッツ・ラトビア大統領夫人が東京パラリンピック競技大会に合わせて訪日した。

エストニアでは 6 月から 11 月まで着物展を、またラトビアでは 10 月から 12 月までデジタル浮世絵展を実施したほか、11 月、エストニアとラトビア両国で、オンライン形式で日本ブランド発信事業「江戸木版画」セミナーを実施するなど、新型コロナウイルス感染症による制限を受けつつも、可能な範囲で 100 周年の記念の文化行事を実施した。

令和 4 年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

- 1 日英 21 世紀委員会
- 2 日本・スペイン・シンポジウム
- 3 リトアニアとの友好 100 周年

施策の進捗状況・実績

- 1 日英 21 世紀委員会

令和 5 年 1 月に、対面実施は 3 年ぶりとなる日英 21 世紀委員会第 39 回合同会議を英国（ロンドンとノリッジ）で実施した。岸田総理が直前に訪英し日英首脳会談を実施したことにより、英側の日本に対する関心・注目度が実施年度中に最も高い時期となり、その結果、活発な議論が行われた。両国から国会議員、経済界の代表及び専門家、政策研究機関の代表、政府高官を含む 41 名が参加し、日英の政治、経済、安全保障上の課題、グローバルヘルス、経済安全保障、グローバル・サウスの展望等、

多岐にわたるテーマについて意見交換を行った。同委員会日本側出席者はスナク英国首相への表敬に際し、新しい日英関係の発展についての提言を行い、会合最終日には同委員会による政策提言が発出された。同政策提言は、同委員会座長から、岸田総理大臣に直接提出され、民間の人的・物的交流と日英政府間の関係強化を連動させる契機となった。

2 日本・スペイン・シンポジウム

令和4年10月、第22回日本・スペイン・シンポジウムを実施した。同シンポジウムには、吉川外務大臣政務官が出席し、「国際秩序の転換期における日本・スペイン関係」をテーマに、両国の28名の専門家により、国際的な新たな地政学的環境、経済安全保障、ビジネス協力、言語の果たす役割、観光、食の6つのセッションで意見交換が行われた。開会式に加えて、経済安全保障に関するセッションでも日本側の政府関係者を登壇させることで、人的・知的交流を官民連携して推進する契機となった。また、シンポジウム実施後には、両国共同座長により、最終報告書が発出された。

3 リトアニアとの友好100周年

6月、外務省賓客としてランズベルギス・リトアニア外相が訪日し、鈴木外務副大臣と会談及びワーキング・ランチを行い、松野官房長官を表敬し、両国でウクライナ情勢への対応や「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、緊密に連携していくことで一致した。

8月、林外務大臣は、ランズベルギス・リトアニア外相と電話会談を行い、日リトアニア両国が友好100周年を迎える令和4年に両国の協力関係を一層強化していくことで一致した。

10月、岸田総理はシモニーテ・リトアニア首相と会談及びワーキング・ディナーを行い、戦略的パートナーシップに関する共同声明を発出した。

11月、林外務大臣は、在リトアニア大使館及びリトアニア国立図書館が共催で実施した日リトアニア友好100周年記念行事にビデオ・メッセージを寄せるとともに、12月、林外務大臣は、ジーカス駐日リトアニア大使に日リトアニア友好100周年を祝賀して、ランズベルギス・リトアニア外相宛て書簡を手交し、これらに加え、リトアニア側においては、12月に林大臣宛ての書簡をランズベルギス・リトアニア外相が尾崎大使に手交した。また、11月には小丸在福山リトアニア名誉総領事（福山通運株式会社代表取締役社長）一行が現地を訪問し、シモニーテ首相等への表敬等を行い、日本の経済界とリトアニアとの結び付きを象徴する訪問となった。12月には現地紙に二国間関係についての尾崎大使寄稿が掲載され、在リトアニア大使館及びリトアニア国立図書館が共催し、杉原千畝に関するラウンドテーブル・ディスカッションを実施した。

4 その他

11月、岸田総理は日仏クラブ関係者の表敬を受け、日仏クラブを代表して、堀場議長及びアッシュェンブロウ議長から岸田総理大臣に対し、日仏クラブ第31回総会のプレスリリースが手交された。また、12月には、仏欧州・外務省、フランス戦略研究財団（FRS）及び日本国際問題研究所の共催により、第3回日仏戦略対話を実施した。同対話には、日本とフランスの有識者及び政府関係者が参加し、米中対立、インド太平洋へのウクライナ戦争の影響、海洋安全保障、核軍縮及び核不拡散について協議を行った。同対話は平成28（2016）年、平成29（2017）年に開催されて以来、5年ぶりに対面で開催された。

また、11月には、日蘭平和交流事業の枠組みで、第二次世界大戦時に日本軍に抑留されていた経験に起因して我が国に対し特別な感情を持つオランダ人2名を招へいし、オランダにゆかりのある地方を回り、地域との交流を行った。

12月には、ベネチアにて日・イタリアの経済・投資交流の促進と両国経済関係強化を目的に第32回日伊ビジネスグループ（IJBG）合同会議を3年ぶりに開催し、民間の人的・物的交流を促進する契機となった。

令和2・3・4年度目標の達成状況： a

測定指標2-4 西欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）								
往訪については、総理大臣・外務省政務レベル以上、	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・3・4年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	往来数に加え、往	①往訪数：3 ②来訪数：1 ③オンライン	往来数に加え、往	①往訪数：21 ②来訪数（オリパラ関連	往来数に加え、往	①往訪数：43 ②来訪数：26 ③オンライン	
								a

来 訪 に つ い て は、国家 元首・政 府の長・ 外相等		来の成 果等も 踏まえ 各国と の関係 強化の 観点か ら適切 な水準	ン（電話含 む）：32	来の成 果等も 踏まえ 各国と の関係 強化の 観点か ら適切 な水準	要 人 訪 日 を 含む）：33 ③ オンライ ン（電話含 む）：17	来の成 果等も 踏まえ 各国と の関係 強化の 観点か ら適切 な水準	ン（電話含 む）：14	

評価結果（個別分野 2）

施策の分析

【測定指標 2－1 政府間対話の進展 ＊】

欧州が新型コロナウイルス感染症及び関連する経済対策、ポピュリズムの台頭、中国との関係、ロシアによるウクライナ侵略等、様々な課題に直面する中で、日本として西欧各国との二国間関係を一層強化し、さらに、国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携を強化することができたため、目標達成と判定した。特に「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた相手国のコミットメントを維持・強化するために、会談や各種外交行事等を活用し、各国政府ハイレベルとの緊密な意思疎通を維持し、安全保障・防衛協力を含めた幅広い協力関係を促進することができた。また、強く結束した欧州を支持するとともに、重層的かつきめ細かな対欧州外交を実施することができた。特筆すべき点は次のとおり。

（1）英国

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、令和 2 年 9 月の菅総理大臣とジョンソン首相との間での首脳電話会談を始め、政府ハイレベル間での緊密な意思疎通を維持した。本会談で両首脳は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日英間の安全保障分野の協力を強化、連携していくことで一致した。こうしたモメンタムは令和 2 年度から 4 年度にかけて継続され、令和 3 年 3 月に英国が「安全保障、防衛、開発及び外交政策の統合的見直し」を公表し、日本を「安全保障面を含め、最も緊密な戦略的パートナーの一つ」と位置付けたことは、日英関係の深化を示し、大変意義深い。

日英関係の深化はこれにとどまらず、令和 5 年 1 月に岸田総理大臣が英国を訪問した際には、スナク首相との会談を実施し、日英部隊間協力円滑化協定の署名を行った。ロシアによるウクライナ侵略や、東シナ海・南シナ海における力による一方的な現状変更の試み等により、これまで築き上げてきた国際秩序が挑戦にさらされ、国際的な安全保障環境が世界各地で一層厳しくなっている中、アジア及び欧州における互いの最も緊密な安全保障のパートナーである日英が、安全保障分野の重要な協定に署名したことで、日英安全保障・防衛協力は新たな高みに引き上げられた。これにより「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた動きが更に進展することとなり、本協定の署名は特筆すべき成果といえる。

EU 離脱後の英国との経済関係についても、日英間の経済的パートナーシップの構築が推進された。令和 2 年 10 月には、茂木外務大臣とトラス外相との間で、日英包括的経済連携協定への署名が行われ、日 EU・EPA に代わる新たな貿易・投資の枠組みとして、本協定は令和 3 年 1 月 1 日に発効した。また、令和 5 年 3 月には英国の CPTPP への新規加入交渉に関して、実質的な妥結に至った。

これらの各種協定は、累次にわたる日英首脳・外相会談等、日英両政府ハイレベル間での緊密な意思疎通の成果であり、日英二国間関係はあらゆる分野で一層強化された。

（2）フランス

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、令和 2 年 10 月の菅総理大臣とマクロン大統領との間での首脳電話会談を始め、政府ハイレベル間での緊密な意思疎通を維持した。令和 3 年 6 月には菅総理大臣が G 7 コーンウォール・サミットの機会に、マクロン大統領と対面で首脳会談を実施し、インド太平洋地域での連携の強化で一致した。令和 3 年 7 月には、菅総理大臣は東京オリンピックの機会に、日本においてマクロン大統領と対面で首脳会談を実施し、両首脳はインド太平洋地域や地球規模課題、経済関係等について協議し、その成果は共同声明の発出に結実した。

岸田総理大臣が就任してからも、首脳レベルでの意思疎通は緊密に維持された。令和 3 年 11 月には岸田総理大臣とマクロン大統領が首脳電話会談を実施し、令和 4 年前半の EU 議長国を務めるフランスとの連携を通じ、インド太平洋に係る日 EU 間協力を進化させることを確認した。令和 4 年 6 月には、日仏首脳電話会談が実施されたほか、G 7 エルマウ・サミットの際にも日仏首脳会談が実施され、両首脳がインド太平洋、海洋、サイバー、宇宙、原子力など、様々な分野において多層的な協力を進めて

いくことで一致したことは、大きな成果である。7月にも、日仏首脳電話会談が実施された。

首脳間関係の緊密化に伴い、外相間の関係も会談等を通じて強化し、特に、令和4年1月の第6回日仏外務・防衛閣僚会合（「2＋2」）では、日仏間の「特別なパートナーシップ」の重要性を再確認し、インド太平洋での協力を一段と高いレベルに引き上げることで一致した上で、共同声明を発出した。

その他、累次にわたる日仏首脳・外相レベルの意思疎通が、継続的かつ効果的に実施され、それらは、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けたフランスのコミットメントを維持・強化するために大いに寄与した。EUは、令和3年9月に「インド太平洋戦略に関する共同コミュニケーション」を発表したが、EUのインド太平洋戦略策定にフランスが大きく貢献したことは、正に同国による「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けたコミットメントであり、大変有意義であった。

（3）イタリア

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、政府ハイレベル間での緊密な意思疎通を維持した。コンテ政権下、令和2年10月に菅総理大臣とコンテ首相が両国の緊密な連携を確認したことに加え、令和3年2月にイタリアでドラギ政権が発足した後も、同年3月に菅総理大臣とドラギ首相との間で日伊首脳電話会談が実施された。同会談で菅総理大臣が「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け具体的な成果につなげていきたい旨を述べ、ドラギ首相からこれに対して賛同を得たことは、首相交代というイタリアの政局変化の中においても、日伊両国の協力関係を不断に深化させるという点で意義深い。

ドラギ政権下では、令和4年5月に岸田総理大臣がイタリアを訪問し、ドラギ首相と会談及びワーキング・ランチを実施した。イタリアは本会談に先立ち、EUのインド太平洋戦略に基づいてインド太平洋に関する文書を策定しており、両首脳は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を進めることで一致した。イタリアの「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けたコミットメントを強化する観点から、本会談に至るまでの日本の働き掛けが一定の効果を持って表れたと評価し得る。

令和4年10月にイタリアにおいてメローニ政権が発足した後も、日伊両政府の緊密な意思疎通は維持され、協力関係は強化された。特に令和5年1月に岸田総理大臣がイタリアを訪問した際に、メローニ首相と会談及びワーキング・ランチを実施し、日伊関係を戦略的パートナーシップに格上げすることで一致できたことは、日伊両政府の外交努力の積み重ねが結実した大きな成果である。

（4）上記以外の西欧諸国

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、各国政府ハイレベル間との緊密な意思疎通を維持した。令和2年度はオンラインを主とする手段で会談等の機会を積極的に追求し、令和3年度、令和4年度にかけては、東京2020年オリンピック・パラリンピックや故安倍晋三国葬儀等の大型行事の機会も捉えつつ、オンライン、対面形式の両方を活用しながら、各国との二国間関係を強化した。

令和4年12月にはアストリッド・ベルギー王女殿下が実務訪問賓客として、ベルギー経済ミッションを率いて来日した。本経済ミッションの来日に際して、岸田総理大臣とアストリッド王女殿下との会談が実施されたほか、日・ベルギー外相会談が行われた。本ミッションは約600名から成り、経済ミッション史上2位の規模で、経済分野における両国関係を一層発展させていく上で大きな意義を持ったと評価し得る。

令和2年11月、オランダは「インド太平洋：アジアのパートナー諸国とのオランダ及びEUの協力強化に向けたガイドライン」を発表した。同国はEU内でのインド太平洋に関する議論を仏独とともにリードしており、令和3年9月には海軍フリゲート艦が英空母打撃軍の一部として日本に寄港している。このように近年、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けたオランダのコミットメントは維持・強化されており、このような動きは日オランダ両政府の外交努力の積み重ねが結実したものである。さらに、令和5年2月に日オランダ外相ワーキング・ランチが実施された際に、林外務大臣からフックストラ外相に対して、一層厳しさを増す国際安全保障環境を踏まえ、我が国が昨年末に新たな国家安全保障戦略を策定したことについて説明し、フックストラ外相から同戦略への支持が表明されたことは意義深い。

北欧・バルト諸国との政府ハイレベルでの対話は近年ますます活発になった。令和3年7月には茂木外務大臣がエストニア、ラトビア、リトアニアを訪問した。エストニアとラトビアは日本の外務大臣として史上初めての訪問となり、茂木外務大臣と3か国の各外相との間で実施された外相会談において、各外相から「自由で開かれたインド太平洋」の実現への力強い支持が表明されたことは大きな成果である。ロシアによるウクライナ侵略を受け、北欧・バルト諸国による安全保障政策の構造的転換は、長期にわたり同国の対外関係・日本との協力関係に影響を及ぼす見込みであり、そのような状況下で同国との要人往来を継続的かつ増加的に実施できたことは意義深い。

（令和2・3・4年度：西欧諸国との二国間協力推進経費（達成手段①））

【測定指標 2-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 ＊】

首脳・外相レベルでの政府間対話の進捗を踏まえ、各国との間で、政務局長協議、外務・防衛当局協議等を実施し、二国間及び国際社会共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させ、首脳・外相レベルでのコミットメントの具体化を進めることができたため、目標達成と判定した。特筆すべき点は次のとおり。

1 英国

日英の安全保障・防衛分野での具体的な協力は一層進展した。令和3年8月から9月にかけて、英空母「クイーン・エリザベス」を含む英空母打撃群（CSG21）が日本に寄港し、自衛隊と日本近海や南シナ海等において各種共同訓練を実施した。令和4年6月、海上自衛隊練習艦「かしま」・「しまかぜ」が英国に寄港し、大西洋において、共同訓練を実施したほか、令和4年11月には、英哨戒艦「スペイ」が横須賀等に寄港し、日米共同統合演習「キーンソード23」に参加した。

加えて、令和2年8月に海上自衛隊が英フリゲート「アーガイル」とアラビア海北部西方海域において海賊対処共同訓練を実施し、翌年の令和3年7月と11月にはアデン湾において、英空母打撃群構成艦艇との間で日英米蘭4か国による海賊対処共同訓練を実施した。日英は一連の継続的な共同訓練・共同演習を通して、累次にわたり積み重ねた政府ハイレベル間での対話を基礎に、安全保障・防衛協力の具体化を着実かつ効果的に推進した。

令和4年12月に、日英伊3か国による次期戦闘機の共同開発を発表したことは、安全保障・防衛協力の観点から大きな成果となった。本発表において「グローバル戦闘航空プログラムに関する共同首脳声明」が発出され、日英伊3か国首脳は法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を擁護することにコミットし、信頼に足る抑止力により裏打ちされ強化された、強固な安全保障・防衛パートナーシップが必要であるとの認識を示した。「グローバル戦闘航空プログラム（Global Combat Air Programme（GCAP）」は正に日英伊の協力関係の具体的な進展であり、特筆に値する。

EU 離脱後の英国との経済関係についても、日英間の経済的パートナーシップの構築の推進に向けて、政策調整・協力が進展した。令和3年度には、日英 EPA に基づいて設置された各種専門委員会及び作業部会の第1回会合が開催され、関係省庁も含んだ日英両国の実務者間での協議が実施されたことは意義深い。日英 EPA に基づいて設置された各種専門委員会及び作業部会は、令和4年度にも引き続き実施され、継続的な政策調整・協力が進展していることは有益である。また、令和5年3月には英国の CPTPP への新規加入交渉に関して、実質的な妥結に至った。

さらに、令和4年7月及び令和5年1月に次官協議を実施したことは「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、英国のコミットメントを維持・具体化する上で意義深い。令和5年1月の日英首脳会談では、岸田総理から、欧州とインド太平洋の安全保障は不可分であり、英国のインド太平洋への「傾斜」を支持している旨述べ、スナク首相から、英国のインド太平洋地域へのコミットメントが改めて示された。

2 フランス

令和3年2月に仏海軍フリゲート艦「プレリアル」が佐世保に寄港し、令和3年5月には仏練習艦隊「ジャンヌ・ダルク」が同地に寄港した。いずれの機会においても、日仏両国は共同訓練を実施した。さらに、令和4年8月にはフランスとの間で共同訓練「オグリ・ヴェルニー」が実施され、具体的な安全保障・防衛協力が進展した点は重要である。加えて、令和3年10月には日仏外務・防衛当局間（PM）協議が開催され、安全保障・防衛協力や地域情勢等、幅広い事項について意見交換が行われた。日仏両国間で安全保障・防衛分野での政策調整・協力を進展させる上で、本協議は実務的に大きな意義を持った。

また、二国間の安全保障・防衛協力のみならず、インド太平洋地域での安全保障環境や海洋秩序等国際社会共通の課題について、令和2年10月には第1回日仏インド太平洋作業部会、令和4年6月には第2回日仏インド太平洋作業部会を開催し、フランスとの間でインド太平洋地域における具体的な協力を幅広く意見交換できたことは大きな成果となった。さらに、令和5年2月には、第2回日仏包括的海洋対話を実施し、日仏二国間協力ロードマップで設定された優先課題を見直し、強化し、また、海洋ガバナンス、環境、海洋安全保障・海上安全、経済、科学における今後の潜在的な協力分野を特定する機会としたことは、日仏両国の首脳間・外相間での合意事項を具体化する上で、非常に意義深かった。

3 イタリア

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、首脳・外相レベルでの政府間対話の進捗を踏まえ、イタリア政府との間で、次官協議や局長級協議等を含む事務方での協議を継続的に実施した。第三国における両国間の協力や、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けたイタリアのコミットメントの維持・強化、ロシアによるウクライナ侵略を始めとする地域情勢について意見交換を行い、首脳・外相間での議論を具体化することができた。

このような中で、令和5年1月の日伊首脳会談で、両国間の関係を「戦略的パートナーシップ」に引き上げ、外務・防衛当局間の協議を立ち上げることで一致できたことは、日伊二国間及び国際社会共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる観点から有意義であった。

4 上記以外の西欧諸国

ポルトガルとの関係では、令和5年の日本・ポルトガル交流480周年を見据え、二国間関係の協力が推進された。令和4年6月、鈴木外務副大臣は訪日中のアンドレ・ポルトガル外務副大臣と会談し、人的交流の活性化や大阪・関西万博の成功に向けて連携することで一致した。さらに同月、三宅外務大臣政務官は、第2回国連海洋会議に出席するためポルトガルを訪問し、アンドレ・ポルトガル外務副大臣と会談し、様々な分野で二国間関係を強化することで一致した。これにとどまらず、日本・ポルトガル交流480周年を迎え、両国の交流を促進していくことで一致するなど、令和5年の周年事業に向けた準備を進めることができたことは意義深い。

また、令和4年4月、鈴木外務副大臣はラナ・デンマーク自治領フェロー諸島外相と会談を行い、日・フェロー諸島間の協力を強化していくことで一致した。本会談にて両大臣は協力覚書に署名し、貿易及び投資の促進、観光、教育及び文化等の分野における人的交流の促進、税関協力、姉妹都市間の交流の促進及び拡大、海洋学、気候問題、再生可能エネルギー等、両政府の相互の関心分野における学術研究協力の推進等で一致したことは大きな成果となった。小規模経済国・地域との経済関係の強化及び積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する観点から有意義であった。

加えて、令和4年10月、ラトビア・リガにおいて、吉川外務大臣政務官とクリスタプス・エクロンス・ラトビア内相との間でワーキング・ホリデー協定署名式が行われたことも大きな成果となった。首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、ハイレベルで一致した事項を着実に具体化し、実現した。（令和2・3・4年度：西欧諸国との二国間協力推進経費（達成手段①））

【測定指標2-3 民間の人的・知的交流の進展】

日英21世紀委員会、日本・スペイン・シンポジウム等を始めとするシンポジウム等を通じ、民間の人的・知的交流及び地域間の課題等に対する知見の共有を図ることができたため、目標を達成したと判定した。特筆すべき点は次のとおり。

1 シンポジウム等

日英21世紀委員会は、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、令和2年9月及び令和4年3月に第37回及び第38回合同会議がそれぞれオンラインで実施された。令和5年1月には対面形式としては3年ぶりに、第39回合同会議が英国で実施された。第39回合同会議の直前に岸田総理が訪英し日英首脳会談を実施したことにより、英側の日本に対する関心・注目度が実施年度中に最も高い時期となり、その結果、活発な議論が行われた。日本側出席者はスナク英国首相への表敬に際し、新しい日英関係の発展についての提言を行い、同委員会による政策提言が同委員会座長から岸田総理大臣に提出され、民間の人的・物的交流と日英政府間の関係強化を連動させる契機となった。

日本・スペイン・シンポジウムは、第22回が新型コロナウイルス感染症の影響で延期となったが、日スペイン両国の官民双方における交流は両国の友好関係を支える基盤となるという考えから、実現に向けて、粘り強く調整を続けた。その結果、令和3年12月にはマドリードにおいて、対面形式とオンライン形式とのハイブリッドで行う中間会合として、日本・スペイン・デジタルシンポジウム2021が開催された。さらに、令和4年10月には京都にて、第22回日本・スペイン・シンポジウムを3年ぶりに開催し、両国の有識者により有意義な意見交換が行われた。特に3年ぶりの開催となった第22回シンポジウムにおいては、吉川外務大臣政務官及びアンヘレス・モレノ外交・グローバル問題担当長官が、それぞれ両政府を代表して出席したほか、共同座長である佐藤義雄・住友生命保険相互会社特別顧問及びジュゼップ・ピケ西日財団理事長（元外相）を始めとする民間企業関係者や学術関係者の出席を得て、「国際秩序の転換期における日本・スペイン関係」のテーマの下、「国際的な新たな地政学的環境：明日の世界における日本とスペイン」、「経済安全保障：不確実性の中でのバリューチェーンの強化」、「今後の経済におけるビジネス協力」、「言語の果たす役割：スペインにおける日本語、日本におけるスペイン語」、「観光：両国におけるコロナ後を見据えた観光振興」、「食：相互理解の促進を後押しする両国の食文化とそのインパクト」の6つのセッションが設けられ、計約200名の両国の専門家間で幅広い分野に関する議論が行われた。国際経済（経済安全保障）に関するテーマのセッションでは、日本側にも政府関係者をパネリストとして登壇させることで、日本の外交政策についてもアピールする機会を設けた。関係者から、内容面でも過去最高のシンポジウムであったとのコメントがあったほか、前回の日本開催時には、スペインにおいて本件シンポジウムに関する報道は見られなかったが、今回のシンポジウムの実施は、スペインの主要紙等（EFE通信、エル・ディアリオ紙、ディプロマット・スペイン紙）で報道され、大きな注目を集めるに至った。シンポジウムの成果は最終報告書にまとめられており、官民双方における交流を大きく促進する契機となった。新型コロナウイルス感染症の世界的

な拡大により開催が延期されてきたため、前回開催以来3年ぶりとなったが、6月の日スペイン首脳会談、7月の日スペイン外相会談においても、日スペイン・シンポジウムを始めとする枠組みを通じて、両国間の対話・協力を強化することで一致しており、首脳・閣僚間のやり取りを具現化する成果となった点は、これまでのシンポジウムとは異なり、特筆に値する。

2 周年事業

令和2年の杉原千畝「命のビザ」発給80周年、令和3年のエストニア及びラトビアとの友好100周年、令和4年のリトアニアとの友好100周年が周年事業として実施され、これらに際しては、両国国民に訴求する広報文化活動が積極的に行われたのみならず、当該国とのハイレベルな要人往来、関連行事の実施等が行われた。10月には、岸田総理がシモニーテ・リトアニア首相と会談及びワーキング・ディナーを行い、戦略的パートナーシップに関する共同声明を発出した。リトアニアとの関係でこのようなハイレベルの訪問が連続して実施された例はなく、友好100周年に当たる年ならではの外交成果と評価でき、特筆に値する。友好100周年の機会に外相及び首相が相次いで訪日したことは、二国間関係の強化を強く印象付けることとなった。

11月、林外務大臣は、在リトアニア大使館及びリトアニア国立図書館が共催で実施した日リトアニア友好100周年記念行事にビデオ・メッセージを寄せるとともに、12月、林外務大臣は、ジーカス駐日リトアニア大使に日リトアニア友好100周年を祝賀して、ランズベルギス・リトアニア外相宛て書簡を手交し、これらに加え、リトアニア側においては、12月に林大臣宛ての書簡をランズベルギス・リトアニア外相が尾崎大使に手交した。また、11月には小丸在福山リトアニア名誉総領事（福山通運株式会社代表取締役社長）一行がシモニーテ首相への表敬を行ったが、リトアニア首相が、名誉総領事の任命を受けているとはいえ、我が国の一企業人の表敬を受けるのは異例の厚遇であり、正に友好100周年に当たる年だからこそ実現した民間の人的交流の特別な成果であると評価される。

3 その他

当初の目標以外にも、日仏クラブ関係者の岸田総理表敬（11月）、仏欧州・外務省、フランス戦略研究財団（FRS）及び日本国際問題研究所の共催による第3回日仏戦略対話の実施（12月）、日蘭平和交流事業の枠組みにより、第二次世界大戦時に日本軍に抑留されていた経験に起因して我が国に対し特別な感情を持つオランダ人2名を招へい（11月）、日・イタリアの経済・投資交流の促進と両国経済関係強化を目的とした第32回日伊ビジネスグループ（IJBG）合同会議の実施（11月）等により、民間の人的・物的交流を促進する契機となった。

これらの活動により、各国国民を含め幅広い対象に対して、二国間関係への関心を惹起し、関係強化のための裾野の広い政策効果を得ることができ、大変有意義であった。

（令和2・3・4年度：西欧諸国との二国間協力推進経費（達成手段①））

【測定指標2-4 西欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）】

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、要人往訪数と来訪数が落ち込んだ一方で、主にオンライン（電話を含む。）による要人間コミュニケーションが積極的に実施された。令和3年度は、オンラインによるコミュニケーションを継続するとともに、マルチの外交行事のフリンジでの会談等を通じて対面での往来を増加させたほか、令和4年度には、ロシアによるウクライナ侵略などを受け、国際的な安全保障環境が厳しさを増す中、日本と西欧諸国との間の連携を強化する必要性が高まった結果、積極的に往来機会を設定し、対面での要人往来数を飛躍的に増加させるに至った。前回評価時は3年間合計で、往訪67回、来訪57回であったが、今回評価時はコロナ禍の制約の中でも往訪67回、来訪60回とほぼ同水準を達成し、63回のオンライン又は電話会談機会も活用し、効果的に意思疎通することができた。

例えば、令和4年5月には総理がイタリア、英国を訪問し、G7始め国際社会が結束・連携して強力な対露制裁及びウクライナ支援を続けていくことを改めて確認したほか、令和5年1月にも総理はフランス・イタリア・英国を訪問し、日本の国家安全保障戦略に関して理解を得るとともに、我が国が議長を務めるG7広島サミットに向けた連携を確認した。特に、フランスとは日仏協力に関する新たなロードマップの作成や本年前半の「2+2」実施で一致し、イタリアとは二国間関係を「戦略的パートナー」に格上げし、英国とは部隊間協力円滑化協定（RAA）の署名を行うなど、二国間関係の強化につながる具体的な成果を実現することができた。

感染症の影響下で国際社会の環境変化に順応して、対面での要人往来に代わる手段としてのオンラインでの会談・協議が大幅に増加させることができ、また、感染症の影響が徐々に収まる中で再度対面での往来を活発化させるとともに、新たに活用しつつあったオンラインでの会談・協議を組み合わせることで効果的にハイレベルでの意見交換を行うことができた上、これらを通じた具体的な成果が見られたことから、評価期間にわたり継続的に、各国との関係強化の観点から適切な水準を維持することができたため、目標達成と判定した。

(令和2・3・4年度：西欧諸国との二国間協力推進経費(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む。)】

日本を取り巻く安全保障環境は引き続き大変厳しい状況にあり、国際社会におけるパワーバランスのかつてないほどの変化や技術革新の急速な進展等により、グローバル及び地域における安全保障環境に大きく複雑な影響が出ている。このような中で、令和4年2月に開始された、ロシアによるウクライナ侵略により、力による一方的な現状変更を認めないとの国際社会の基本原則が挑戦を受けている。また、グローバル化の進展への反動が広がり、これまで自由貿易の恩恵を受けていた国々の中でも保護主義・内向き志向が顕著となっている。

このような状況を踏まえ、西欧諸国は、我が国と自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有するパートナーであり、西欧諸国との間で対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済を始めとする緊密な関係の維持・強化は、我が国にとり重要である。また、共通の課題に関する協力関係を継続・促進することも必要不可欠であり、今後ともこれらの達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

2-1 政府間対話の進展 *

上記の施策の分析のとおり、首脳間対話の効果が非常に高かったことから、今後も引き続き重点を置いて取り組む。特に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のための協力等、日本が重視する政策については、ハイレベルでの積極的な働き掛けを行っていく。また、二国間関係のみならず、ロシアによるウクライナ侵略や国際社会の諸課題に対して、協力して対応していくことを確認する。また、政府ハイレベルが未訪問である国や、政務訪問があまり行われていない国との対話にも積極的に取り組む。

2-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *

上記の施策の分析のとおり、局長級会合等事務レベルでの協議の推進は、首脳・政務レベル等で一致した事項を含め、西欧各国との協力を具体化する観点から効果が高かったことから、今後も引き続き重点を置いて取り組む。今後とも、中期目標の実現に向け、一層緊密な協力関係を構築すべく、政策調整・協力を進展させる。

2-3 民間の人的・知的交流の進展

上記の施策の分析のとおり、周年事業を含め、シンポジウム等を通じた人的交流の深化の効果が高かったことから、今後も引き続き重点を置いて取り組む。今後とも中期目標の達成に向け、民間の人的・知的交流を推進する。

2-4 西欧諸国の要人往来数(首脳・外相・外務省政務レベル以上)

上記の施策の分析のとおり、より緊密な二国間関係構築のためには要人往来の増加は重要である。今後とも、過去の平均値を目安に可能な限り高い目標を設定し、その実現に努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

欧州

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/europe.html>)

・令和5年版外交青書(外交青書2023)第2章 第5節 欧州

個別分野 3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要

- 1 政府ハイレベル及び事務レベルの対話を継続・促進し、政治、経済等幅広い分野における協力を強化する。
- 2 シンポジウム等を通じて人的・知的交流、経済分野を含む民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・ 第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 3－1 政府間対話の進展 *

中期目標（4 年度）

欧州が英国の EU 離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民・難民、新型コロナウイルス感染症対応等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また、東アジア及び国際社会の諸課題に関する協力・連携を強化するため、中・東欧諸国との間で政府ハイレベルの対話を実施する。

令和 2 年度目標

- 1 ドイツ
英国の EU 離脱により欧州で一層存在感を高め、また、令和 2 年後半には EU 議長国を務めるドイツと、二国間関係の強化にとどまらず、北朝鮮や中国を始めとする東アジア情勢や国際社会の諸課題に対処するため、引き続き頻繁な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進する。
- 2 ウクライナ
東部・クリミア情勢、ウクライナ国内情勢をフォローし、ウクライナ政府との安定的で良好な関係を維持する。政府ハイレベル間の交流等を通じて、両国関係の深化を図るとともに、ウクライナの安定化に向け同国の改革努力を支援していく。
- 3 西バルカン諸国
国際社会の責任あるプレイヤーとして、欧州全体及び国際社会の安定に影響する西バルカン地域の安定と発展に向けた取組を実施・支援し、強く結束する欧州を支持する日本の姿勢を示しつつ、政府間対話の更なる活発化を進めていく。
- 4 V 4 諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）
共通の課題に取り組むパートナーである V 4 諸国との協力関係を拡大するため、二国間及び「V 4＋日本」の枠組みでの政府ハイレベル間の対話を促進するとともに、V 4 各国との政治、経済、文化等の分野における関係の更なる深化を目指す。令和元年の日・ポーランド国交樹立 100 周年、日・ハンガリー外交関係開設 150 周年、令和 2 年の日・チェコ、日・スロバキア交流 100 周年という節目の年を連続して迎える V 4 諸国と、周年のモメンタムをいかして幅広い分野での進展及び人的交流の拡大を目指す。

施策の進捗状況・実績

新型コロナウイルス感染症の流行とそれに伴う各国および日本での水際対策の強化により、対面での要人往来は全面的な見直しを余儀なくされた。

- 1 ドイツ
新型コロナウイルスの影響により、要人往来が大幅に制限された結果、対面での会談が行われず、2 度の首脳会談及び 1 度の外相会談はすべてオンライン形式での実施を余儀なくされた。また、例年相互開催されている日独フォーラムは延期となった。外相テレビ会談では 9 月にドイツが、インド太平洋における航行の自由、法の支配、連結性といった理念の重要性を強調する「インド太平洋ガイドライン」を閣議決定したことを受け、茂木外務大臣から、この決定を高く評価する旨述べ、両大臣は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け連携を強化していくことで一致した。
- 2 ウクライナ
新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化する中、東部・クリミア情勢解決に向けたウクライナの努力を支持し、G 7 を始めとする各国との連携を重視しつつ政策調整を行った。また、平成 26 (2014) 年のウクライナ情勢悪化以降に我が国が積極的にウクライナ国内改革を支持してきたことを背景

に、G7大使「ウクライナ・サポート・グループ」の枠組みを活用し、ウクライナにおける感染症対策や保健分野を優先しつつ、司法改革・汚職対策・経済問題への対応等を継続し、ウクライナ政府幹部とも頻繁な意見交換を行った。

3 西バルカン諸国

欧州では感染状況が深刻化し、西バルカン諸国において我が国は在外公館を通じて、各国の水際対策、医療状況、ワクチン確保状況等についての情報収集を実施した。欧州の中でも特に医療体制が脆弱な地域にあって、現地在留邦人や渡航者に向けた情報提供が重要となったが、施策は頻繁に変更され、情報整理は困難を極めた。同諸国の社会経済安定化支援の一環として西バルカン諸国において必要とされる医療支援のため、アルバニア、北マケドニア、コソボ、セルビア、及びボスニア・ヘルツェゴビナにおいて新型コロナウイルス治療薬として期待されているアビガンの治験を目的とする供与を行い、各国のハイレベルから高い評価を受けた。

4 V4諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

ポーランドとの間では、4月に外相電話会談を行い、令和2年1月のモラヴィエツキ首相訪日の成果をフォローアップしていくことを確認したほか、12月に宇都外務副大臣とヤブウォンスキ・ポーランド外務次官との間で電話会談を行い、7月からV4議長国を務めるポーランドの間で緊密に協力していくことで一致した。

ハンガリーとの間では、5月に外相電話会談を行ったほか、令和3年3月にはシーヤールト外務貿易相が訪日し、東京で外相会談を行った。同会談では、地域や国際社会が直面する諸課題について連携していくことで一致し、同年7月からV4議長国に就任するハンガリーとの間で「V4＋日本」協力を一層推進していくことで合意した。

チェコ及びスロバキアとの間では、「日本・チェコ交流100周年」及び「日本・スロバキア交流100周年」を迎えたが、現地の感染症の状況を受けた規制等により、予定されていた文化関係者が渡航できず、また時期によっては実施に大きな制約を受けた。規模を縮小しつつも、チェコ上院における狂言公演（少人数を招待した屋外での公演に加え、ライブストリーミングも実施）、スロバキア外相の参加も得た桜植樹事業（非オンライン）等両国で可能な行事を開催し、両国の相互理解が深まった。スロバキアとの間では、12月に中西外務大臣政務官とクルス・スロバキア副外務・欧州問題相との間でテレビ会談を行い、これまでの要人往来や今回の周年事業等により、二国間関係強化の機運が高まっていることを確認した。V4全体との関係では、V4が令和3年2月に発足30周年を迎えたことを踏まえ、茂木外務大臣がV4各国外相宛祝辞を発出し、双方において「V4＋日本」協力の一層の強化が確認された。

5 その他特記事項

クロアチアとは外相電話会談（7月）を実施し、令和2年前半のEU議長国を務めた同国と、西バルカン諸国の欧州統合プロセスについて協議した。ルーマニアとも外相電話会談（10月）を行い、令和3年に迎える外交関係樹立100周年に向けあらゆる分野における関係を着実に強化していくことを確認した。

令和3年度目標

1 ドイツ

新型コロナウイルスの感染状況改善を見据えて、対面での交流の再開を目指す。特に、英国のEU離脱により欧州で一層存在感を高め、「インド太平洋ガイドライン」発表など、インド太平洋地域への関心の高まりが見られるドイツと、二国間関係の強化にとどまらず、北朝鮮や中国を始めとする東アジア情勢や国際社会の諸課題（ポスト・コロナの国際秩序に係る議論を含む）に対処するため、引き続き頻繁な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進する。

2 ウクライナ

東部・クリミア情勢、ウクライナ国内情勢をフォローし、新型コロナ感染症の状況を踏まえた対面での二国間対話の再開・拡大の可能性を追求しつつウクライナ政府との安定的で良好な関係を維持する。政府ハイレベル間の交流等を通じて、両国関係の深化を図るとともに、ウクライナの安定化に向け同国の改革努力を支援していく。

3 西バルカン諸国

国際社会の責任あるプレイヤーとして、欧州全体及び国際社会の安定に影響する西バルカン地域の安定と発展に向けた取組を実施・支援し、強く結束する欧州を支持する日本の姿勢を示しつつ、ポスト・コロナを見越した我が国の支援を含めテレビ会議等も活用した政府間対話の更なる活発化を進めていく。

4 V4諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

EUの中で存在感を増すV4諸国との協力関係を拡大するため、二国間及び「V4＋日本」の枠組

みでの政府ハイレベル間の対話を促進するとともに、V 4 各国との政治、経済、文化等の分野における関係の更なる深化を目指す。伝統的に良好な二国間関係に基づき、新型コロナの状況下においても幅広い分野での協力の進展及び人的交流の拡大を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 ドイツ

修好 160 周年を迎えた令和 3 年には日独情報保護協定の締結（3 月）、両国間で初の外務・防衛閣僚会合（「2+2」）のオンライン開催（4 月）、独フリゲート艦の日本周辺海域への派遣（11 月）等、安全保障分野での協力が大きく進展した。12 月のショルツ政権発足後、2 度の首脳電話会談（12 月、2 月）や対面での外相会談（12 月）を実施する等、新政権との関係構築に加え、ウクライナ情勢や G 7 プロセスにおける意思疎通を図ることができた。

2 ウクライナ

引き続き、東部・クリミア情勢解決に向けたウクライナの努力を支持し、首脳・外相レベルの共同声明発出や G 7 大使「ウクライナ・サポート・グループ」の枠組みの活用を始めとする G 7 との連携を重視しつつ政策調整を行った。コロナ禍によりハイレベルの対面での訪問は実施できなかったが、首脳電話会談（4 月）に加え、現地でも二国間や「ウクライナ・サポート・グループ」の枠組みにより、我が方大使とウクライナ政府、議会のハイレベルとの対話・コンタクトを継続した。

10 月以降にウクライナ情勢が緊迫化してからは、政府間対話を一層緊密にし、特にウクライナ国境周辺におけるロシア軍増強を受けて情勢が一層緊迫化する中、日本は、2 月 15 日に日・ウクライナ首脳電話会談を行うとともに、同 17 日に日露首脳電話会談を行い、同 19 日に行われた G 7 外相会合を含め、国際社会と共に緊張緩和に向けた努力を継続した。同 24 日のロシアによるウクライナ侵略開始を受け、日本は、最も強い言葉でこれを非難する外務大臣談話を発出した。また、同 25 日に日・ウクライナ外相電話会談、同 28 日に首脳電話会談を実施し、さらなる対露制裁措置及び対ウクライナ支援を実施することを伝達した。また、ロシアによるウクライナ国内の原子力発電所への攻撃を受け、3 月 4 日にも首脳電話会談を実施し、岸田総理大臣から、東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した日本としてロシアの蛮行は断じて認められないと述べた。このほか、ウクライナとのさらなる連帯を示すため、首都を始めとするウクライナの地名をウクライナ語に基づく表記に変更した。

3 西バルカン諸国

欧州では引き続き新型コロナ感染状況が深刻であったが、対面、オンラインの双方でハイレベルの接触の機会を設け、西バルカン地域情勢のみならず、自由で開かれたインド太平洋を始めとする我が国の施策について各国の理解を求めた。我が方ハイレベルの各国訪問としては 4 月、5 月に茂木大臣のボスニア・ヘルツェゴビナ及びスロベニア訪問を実施し、両国で西バルカン情勢について協議した。7 月には東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会に訪日した首脳と、日モンテネグロ首脳会談、日コソボ首脳会談を実施した。

4 V 4 諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

5 月に茂木外務大臣が V 4 議長国を務めるポーランドを訪問し、第 7 回「V 4 + 日本」外相会合に出席した。同会合では、「V 4 + 日本」協力、日 EU 協力・連結性、自由で開かれたインド太平洋、厳しさを増す東アジア等の安全保障環境について議論し、引き続き、緊密に協力していくことで一致した。また、訪問中、V 4 各国と個別に外相会談が実施された。

ポーランドとの間では、5 月の茂木大臣訪問時に、ドゥダ大統領を表敬し、「自由で開かれたインド太平洋」や経済関係及び気候変動対策を含む幅広い分野で協力を発展させていくことで一致した他、外相会談を行い、ラウ外相との間で、「2021～2025 年の日・ポーランド戦略的パートナーシップに関する行動計画」に署名した。また、7 月には東京オリンピック競技大会開会式出席のために訪日したドゥダ大統領と首脳会談を実施した。加えて、令和 4 年 2 月のロシアによるウクライナ侵略を受け、対露制裁、ウクライナ在留邦人の陸路退避及び避難民の受入れ等連携の重要性が増す中、2 月には外相電話会談、3 月には首脳電話会談に加え、G 7 首脳会合のマージンで首脳会談を実施し、ウクライナを巡る対応にあたり、引き続き連携していくことを確認した。

ハンガリーとの間では、5 月に外相会談を実施し、経済関係を強化していくことで一致した他、茂木外務大臣から「自由で開かれたインド太平洋」に向けた連携を働きかけた。

チェコとの間では、5 月の外相会談に際して「日・チェコ協力のための行動計画（2021～2025 年）」に署名するとともに、両国の戦略的パートナーシップを確認し、幅広い分野での協力の進展を確認した。

スロバキアとの間では、5 月に外相会談を実施し、経済関係の深化を図ることで一致した他、法の支配に基づく国際秩序の維持・強化に向けて連携していくことで一致した。

なお、令和4年3月、林外務大臣は、駐日V4各国大使による表敬を受け、ウクライナ情勢を巡る対応も含め、今後とも日本とV4が緊密に連携し、「V4+日本」協力を活性化させていくことで一致した。

5 その他

7月には東京オリンピック競技大会開会式に出席するために訪日したパルムラン・スイス連邦大統領兼経済・教育・研究大臣と首脳会談を実施した。

中期目標（7年度）

欧州がロシアによるウクライナ侵略、避難民、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、新型コロナウイルス感染症対応等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また、東アジア及び国際社会の諸課題に関する協力・連携を強化するため、中・東欧諸国との間で政府ハイレベルの対話を実施する。

令和4年度目標

1 ドイツ

4月末のシュルツ首相による訪日はじめ、独が議長国を務める本年のG7プロセスや二国間のハイレベル往来の機会を活用し、ウクライナ情勢、インド太平洋情勢、気候変動を含む地球規模の課題に対する対応における協力と連携の強化を図る。また、令和5年の第1回日独政府間協議を日独関係の更なる強化や政策調整の機会とするべく、独側との間でテーマ選定、実施方式等につき準備を進める。

2 ウクライナ

令和4年2月に開始されたロシアによるウクライナ侵略は、国際社会全体の秩序の根幹を揺るがす深刻な事態であり、日本として、力による一方的な現状変更は断じて認められないとの立場の下、毅然と対応する必要がある。

ロシアによる侵略の早期停止や対ウクライナ支援の実施のため、ウクライナ政府との密接な協力を継続する。首都間のハイレベルでのコンタクトに加え、在京大使館との協力及びポーランドに退避中の在ウクライナ大使館とウクライナ政府との密接な連携も維持するよう努める。

3 西バルカン諸国

国際社会の核になるプレイヤーとして、欧州全体及び国際社会の安定に影響する西バルカン地域の安定と発展に向けた取り組みを実施・支援し、強く結束する欧州を支持する日本の姿勢を示しつつ、ウクライナ情勢を受けたロシアとの関係の変化、中国の当該地域への関心等について情報収集し、我が国の立場について適切適時に政府ハイレベル及び事務方にインプットする。

4 V4諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

EUの中で存在感を増すV4諸国との協力関係を拡大するため、二国間及び「V4+日本」の枠組みでの引き続き政府ハイレベル間の対話を促進するとともに、伝統的に良好な二国間関係に基づき、V4各国との政治、経済、文化等の分野における関係の更なる深化を目指す。また、ウクライナ情勢を受けて近隣国として重要性が高まるV4諸国と一層の連携を強化する。

施策の進捗状況・実績

1 ドイツ

ドイツとの間では、4月末にアジア初の訪問国として日本を訪問したシュルツ首相と日独首脳会談を実施し、令和5年中の第1回日独政府間協議の立ち上げに合意した。その後も、ベアボック外相訪日（7月）やシュタインマイヤー大統領訪日（11月）といった要人往来やG7首脳会合（6月）や同外相会合（5月、11月）の機会に緊密な意思疎通を行った他、令和5年3月18日には第1回となる日独政府間協議を開催し、首脳及び関係閣僚が個別に実施したバイ会談を含め、主要閣僚間で経済安全保障及び各所掌分野における連携を確認した他、全体会合の成果として共同声明を発出した。令和4年度で見れば、首脳会談3回（4月、11月、令和5年3月）、外相会談2回（7月、令和5年3月）、大統領と総理の会談（11月）、外務・防衛閣僚会合（11月）が実現した。これらの実現に向けて、ドイツ側とは実務レベルで過去に類を見ない緊密な調整を行った。

2 ウクライナ

4月2日、総理特使としてポーランドを訪問した林外務大臣は、クレーバ外相と対面での外相会談を実施したほか、同4日、キーウ近郊の地域において、ロシアによって無辜の民間人が多数殺害されるなど残虐な行為が繰り返されていたことが明らかになったことを受け、これを非難する外務大臣談話を発出した。また、同26日に首脳電話会談を実施し、ウクライナ側の要請を踏まえた更なる支

援を伝達した。5月13日、G7外相会合（ヴァイセンハウス（ドイツ））の機会に、クレーバ外相との対面での外相会談を再度実施し、G7を始め国際社会が結束して強力な対露制裁を続けていくことの重要性を両国間で確認した。また、6月のG7エルマウ・サミットなど、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、情勢を踏まえた各種対応につき調整を継続した。

7月22日、国連・トルコ・ウクライナ・ロシアの4者の間で、黒海を通じたウクライナからの穀物輸出の再開に合意したことを受け、これを歓迎する外務大臣談話を発表した。さらに、翌23日のロシアによるオデーサ港への攻撃を強く非難する外務大臣談話を発出した。また、8月23日にはウクライナ主催による第2回クリミア・プラットフォーム首脳会合（平成26（2014）年にロシアに違法に「併合」されたクリミアをめぐる諸問題解決を目的に、令和2年にウクライナが開催を提唱したもので、令和3年8月にキーウにおいて第1回首脳会合を開催）が開催され、岸田総理大臣からビデオ・メッセージを発出した。

国連総会ハイレベルウィークに際し、9月22日に岸田総理大臣がシュミハリ首相と対面での首脳会談を行った。また、同30日の電話首脳会談においては、岸田総理大臣から、ウクライナの一部地域における「住民投票」と称する行為及びロシアによるこれらの地域の「編入」と称する行為に関し、決して認められてはならず強く非難すると述べ、同日に同旨の外務大臣談話を発出した。

また、10月5日には、令和4年3月に一時閉鎖していたキーウの在ウクライナ大使館を十分な安全対策を講じた上で再開し、それ以降、情報収集やウクライナ政府をはじめとする各国との連絡・調整などを積極的に進めた。令和5年3月21日、岸田総理大臣はウクライナを訪問し、ゼレンスキー大統領と首脳会談を行い、日本は、一貫してロシアを強く非難し、厳しい制裁を行うと共に、ウクライナに寄り添った支援を行ってきた旨述べ、令和5年5月のG7広島サミットを含め、今後もG7として法の支配に基づく国際秩序を守り抜くという決意を示す機会となった。また、日本とウクライナの揺るぎない連帯を確認し、二国間協力の大きな可能性を認識した旨及び二国間関係を「特別なグローバル・パートナーシップ」に格上げすることを決定した旨の共同声明を発表することができた。

3 西バルカン諸国

活発な要人往来を通じて、ロシアやトルコと歴史的関係を有する西バルカン諸国との間でロシアによるウクライナ侵略に関する立場について認識を確認するとともに、同志国としての連携の推進等を確認した。具体的な取り組みとしては、9月の国連総会の機会に日アルバニア外相会談を実施した。また、5月に先方の訪日の機会に日・北マケドニア外相会談を行ったほか、故安倍晋三國葬儀の際にもセルビア及びコソボとの間でそれぞれ首脳会談を行い、セルビア・コソボ間の緊張緩和に向けた働きかけを行った。令和5年2月にはアルバニア首相を実務訪問賓客として日本に招き、先方との首脳会談を実施した。また、12月の欧州安全保障協力機構（OSCE）外相理事会の際は、武井外務副大臣が、ボスニア・ヘルツェゴビナ副外相、モンテネグロ首相補佐官、北マケドニア外相とそれぞれバイ会談を行い、我が国の立場をインプットした。

さらに、西バルカンの当事国のみならず、高木大臣政務官とライチャーク西バルカン担当 EU 特別代表との会談（11月）、日ギリシャ外相会談（4月）、日独外相会談（7月）、日独外務防衛閣僚会合「2+2」（11月）、日ギリシャ首脳会談（令和5年1月）、日クロアチア外相会談（令和5年2月）、吉川政務官とクロアチア副大臣との会談（12月）、日スロベニア政務協議（10月）、日ブルガリア政務協議（令和5年3月）など西バルカン周辺国・EUの主要国との対話・協議の機会においても、西バルカン情勢について協議し、我が国の掲げる「西バルカン協力イニシアティブ」について説明し、地域情勢に関する認識の摺り合わせを行った。

4 V4諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

ポーランドとの間では、2月のロシアによるウクライナ侵略を受け、避難民受入れの現場を直接確認し、日本が支援を行う上でのニーズや課題を把握すべく、4月、林外務大臣が総理特使としてポーランドを訪問し、ラウ外相との外相会談において、自由で開かれた国際秩序を守るため、戦略的パートナーとして、引き続き緊密に連携していくことで一致した。また、林外務大臣は、ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相へ表敬し、ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序全体の根幹を揺るがす深刻な事態であると述べ、志を同じくする民主主義国が一致・結束して毅然と対露制裁を継続することが重要であるとの認識で一致した。また、避難民の受け入れ施設を視察し、日本への避難を希望する20名の避難民とともに政府専用機にて帰国した。12月、武井外務副大臣が第29回OSCE外相理事会等に出席するためポーランドを訪問し、ポーランド政府関係者とも協議を行った。加えて、令和5年3月、岸田総理大臣は、ウクライナを訪問に続く形で日本の総理大臣として10年ぶりにポーランドを訪問、ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相と会談を行い、ウクライナ情勢や戦略的パートナーシップに基づく二国間関係の更なる進展について意見交換した。

スロバキアとの間では、7月にスイスにて鈴木外務副大臣とブロツコヴァー副外務・欧州問題相との会談を行い、ウクライナ避難民支援や復興に関する枠組み作り、地域情勢において更なる連携を確

認した。また、令和5年2月のウクライナに関する国連総会緊急特別会合及び安保理閣僚級討論の機会に、林外務大臣はカーチエル外務・欧州問題大臣と会談し、対露制裁の効果的な実施やウクライナ復興支援において引き続き協力していくことで一致するとともに、スロバキアがV4議長国を務めていることを踏まえ、「V4+日本」協力についても引き続き連携していくことを確認した。

チェコとの間では、7月にスイスにて鈴木外務副大臣がコザーク第一外務副大臣と会談し、9月の国連総会ハイレベルウィークの機会に林外務大臣がリパフスキー外相と会談を実施した。そのほか、同月のスコペチェク下院副議長の故安倍晋三国葬儀出席、11月のコザーク第一外務副大臣訪日など、令和4年後半にEU議長国を務めたチェコと対面外交が活発化した。

ハンガリーとの間では、12月にグヤーシュ・ハンガリー首相府長官が訪日し、松野内閣官房長官及び林外務大臣と会談を実施した。ウクライナ情勢をめぐる対応や中国、北朝鮮などの地域情勢について意見交換を行い、法の支配に基づく国際秩序を維持していくことの重要性を確認した。また、令和5年2月のウクライナに関する国連総会緊急特別会合及び安保理閣僚級討論の機会に、林外務大臣はシーヤールト外務貿易大臣と会談し、ウクライナ情勢をめぐる対応において、引き続き連携していくことを確認した。

令和2・3・4年度目標の達成状況：a

測定指標3-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *

中期目標（4年度）

欧州が英国のEU離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民・難民、新型コロナウイルス感染症への対応等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また、東アジア及び国際社会の共通の諸課題に対して協力・連携して対処するため、実務レベルでの更なる政策調整・協力を進展させる。

令和2年度目標

1 ドイツ

平成30年度、令和元年度と2年続けて延期となった次官協議を実施する。また、令和2年後半にEU議長国を務めるドイツに対し、我が国の認識を事前にインプットし、我が国の外交政策と歩調を合わせた形でドイツがEU議長国としてのリーダーシップを発揮するよう働きかけを行う。

2 ウクライナ

実務レベルでの協議を継続し、幅広い分野で二国間関係を発展させるとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

3 西バルカン諸国

西バルカン地域における経済社会改革の支援及び諸民族間の和解・協力を目的とした「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、①ハイレベルでの対話の促進、②西バルカン担当大使による政策対話の強化、③ODAを通じた社会経済改革支援、④EU加盟に向けた個別課題での知見共有並びに⑤経済分野での関係強化を目指したミッションの派遣及びセミナー実施等の事業を各国と調整しつつ具体化する。また、積極的な西バルカン地域への関与を通じ、EU各国との対話を強化し、日本の政策や問題意識をインプットし、支持を得るとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

4 V4諸国

「V4+日本」政策対話やV4各国との実務レベルの協議を継続し、V4の内外政策のフォローや、V4諸国との関係を強化するとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

施策の進捗状況・実績

1 ドイツ

次官協議については、新型コロナウイルス感染症の影響により対面での実施は実現しなかったが、5月及び12月にテレビ形式で協議を実施し、インド太平洋地域における日独協力等について意見交換を行うとともに、二国間関係や地域情勢、両国の新型コロナを巡る状況についても議論した。

2 ウクライナ

新型コロナウイルス感染症拡大のために対面での二国間対話が困難となる中で、限られた手段を用いつつ双方の首都ベースで政策・経済・文化分野等での対話を継続し、更なる関係強化及び信頼関係の構

策に務めた。特に、安全保障分野においては、令和2年1月に開催した第2回日・ウクライナ・サイバー協議のフォローアップとして、令和3年3月、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）とウクライナ国家安全保障・国防会議（NSDC）間での協力覚書を署名したほか、令和3年3月には初となるウクライナ国防相の訪日が実現し、防衛相や外務副大臣とのビデオ会談等を実施した。また、令和3年2月にはウクライナの有力シンクタンクで日・ウクライナ関係を中心としたオンラインセミナーを実施する等、ウクライナの政府関係者や有識者等の関与を得て、我が国を取り巻く安全保障環境や東アジア情勢等について積極的なインプットを行った。

3 西バルカン諸国

「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、各国との対話の強化に資する事業を実施した。EU加盟に伴い日本のODA卒業国となったブルガリアとの協力を拡大し、同国の西バルカン諸国への開発支援に資するため、ブルガリア・ソフィア大学におけるJICAチェア（日本研究講座設立支援事業）の一環として、オンライン短期集中講座による日本の開発協力についての知見の共有を行った。北マケドニアではスコピエ大学において、日・ブルガリア・北マケドニアの三角協力による大学間連携事業として、前年度に引き続き中小企業経営人材育成講座を行った（オンラインでの実施となった）。アルバニアに所在する西バルカン基金との協力事業として西バルカン諸国におけるコロナ禍を受けた市民社会の持続可能性についてのウェビナーを実施した。各国ともに新型コロナ対策に注力せざるを得ない中、また、防疫措置に伴う水際対策により、「MIRAI」、防災協議等の招へい事業は実施が困難となった。

4 V4諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

V4議長国チェコの下、6月に「V4＋日本」政策対話をオンラインで実施（当初4月にプラハで実施予定であったが新型コロナの影響により中止。）。また、11月にV4議長国ポーランドのイニシアティブにより、サイバーセキュリティをテーマとした「V4＋日本」セミナーをオンラインで実施したほか、12月には宇都外務副大臣と駐日V4各国大使との意見交換を実施するなど、新型コロナにもかわかわらず、V4各国との間で緊密に意見交換し、関係を維持・強化することができた。コロナ禍において、ポーランド政府との協力により、4月及び5月にチャーター機による自国民の帰国オペレーションを実現した。

5 その他特記事項

「GUAM＋日本」協力として、令和3年3月にGUAM参加4か国及び事務局の税関関係者を対象に、財務省の協力を得つつ税関ワークショップをオンラインにて開催した。コロナ禍においてもオンラインでの対話を継続し、今後の税関分野における協力の強化を図った。

令和3年度目標

1 ドイツ

新型コロナウイルスの感染状況の改善を受けて、独新政権との間で対面での次官協議のほか、PD級、PM協議等、政府ハイレベルの対話の事前調整を行うとともに、ドイツのインド太平洋地域への関心の高まりを踏まえつつ、同地域及び国際社会の諸課題（ポスト・コロナの国際秩序形成に向けた議論を含む）に一致して取り組むべく政策調整を行う。

2 ウクライナ

新型コロナ感染症の状況を踏まえた対面での二国間対話の再開・拡大の可能性を追求しつつ、実務レベルでの協議を継続し、幅広い分野で二国間関係を発展させるとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

3 西バルカン諸国

西バルカン地域における経済社会改革の支援及び諸民族間の和解・協力を目的とした「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、①ハイレベルでの対話の促進、②西バルカン担当大使による政策対話の強化、③ODAを通じた社会経済改革支援（含：ポスト・コロナの経済復興）、④EU加盟に向けた個別課題での知見共有並びに⑤経済分野での関係強化を目指したミッションの派遣及びセミナー実施等の事業を各国と調整しつつ具体化する。また、積極的な西バルカン地域への関与を通じ、EU各国との対話を強化し、日本の政策や問題意識をインプットし、支持を得るとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

4 V4諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

「V4＋日本」政策対話やV4各国との実務レベルの協議を継続し、V4の内外政策のフォローや、V4諸国との関係を強化するとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

施策の進捗状況・実績

1 ドイツ

新型コロナに伴う水際措置により、対面での会談実施は困難であったが、4月に日独間で初の外務・防衛閣僚会合をオンラインで開催した。3月末に訪日した独首相府首相補佐官と次官との間でショルツ首相訪日の準備を兼ねた意見交換を実施した。

2 ウクライナ

実務レベルでの協力を継続し、租税条約や情報保護協定の締結に向けた調整等、二国間関係のさらなる発展に尽力した。

また、ウクライナ国境付近におけるロシア軍の増強及びその後のロシアによるウクライナ侵略への対応において一致して取り組むべく、G7を始めとした国際社会と密接に連携し、ハイレベルの共同声明等を通じて我が国としての立場を積極的に発信した。また、ロシアによるウクライナ侵略への対応について理解と協力を求める等、アジア各国に働きかけを積極的に行った。

3 西バルカン諸国

「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、各国との対話の強化・地域の統合促進に資する事業を実施した。EU加盟に伴い日本のODA卒業国となったブルガリアとの協力を拡大し、同国の西バルカン諸国への開発支援に資するため、11月に日・西バルカン防災セミナーを日ブルガリア共催で実施し、西バルカン諸国から実務者をブルガリアに招へい、我が国と西バルカン共通の課題について知見の共有を行った。同じく日・ブルガリア・西バルカン共同事業として、環境保護（大気汚染・廃棄物処理）についての実務者のオンライン招へいも令和4年3月に実施し、EU加盟を目指し各種EU基準への適合化を進める西バルカン諸国への支援を実施した。北マケドニアではスコピエ大学において、日・ブルガリア・北マケドニアの三角協力による大学間連携事業として、前年度に引き続き、中小企業経営人材育成講座を行った他、令和4年3月には同事業を総括し西バルカン各国と共有する西バルカンSMEセミナーを開催した。西バルカンの青年層を招へいするプログラム相互理解促進プログラム「MIRAI」についてはコロナ禍による水際措置強化に伴い、オンラインで実施、「平和構築」をテーマに実施し、西バルカンの青年層の対話を促進した。アルバニアに所在する西バルカン基金との協力事業、かつV4との協力事業として、地域間での環境と相互理解の文化の促進をテーマとしたセミナーを実施した。また、アルバニア、北マケドニアでは環境保全と地域・観光振興についてのウェビナーを、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビアではスマート農業についてのウェビナーをそれぞれ実施し、コロナ禍においてもオンラインで各国との知見共有・専門家の交流促進を実施した。

さらに、オンラインで実務者による専門性の高い協議を行い、地域情勢等についての意識のすりあわせを行った。8月に北マケドニア、10月にセルビア、3月にギリシャと政務協議を実施した。ギリシャとの協議においても地域の欧州統合を含む西バルカン情勢が議題となった。西バルカン諸国との直接の対話のみならず第三国とも西バルカン諸国の欧州統合などについて専門的な協議をオンラインで実施した。具体的には6月に米国、10月にドイツ、11月にEU議長国のスロベニア、11月にEUと西バルカン協議を行い、各国と対西バルカン政策についての見方を共有した。

4 V4諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

4月にV4議長国ポーランドのイニシアティブにより、「EU・日本連結性パートナーシップの一環としての中・東欧における連結性」をテーマとした「V4+日本」セミナーを実施し、宇都外務副大臣が基調講演を行った他、V4各国からは、政府関係者が講演を行い、中・東欧地域の連結性強化を目指す「三海域イニシアティブ」や「V4+日本」協力における連結性協力等につき議論が行われた。

5 その他特記事項

ベラルーシは、ロシアによるウクライナ侵略に自国領域の使用を認める等の支援をし、明白に関与しているため、資産凍結や輸出等に係る禁止措置等の対ベラルーシ制裁を導入した。

中期目標（7年度）

欧州がロシアによるウクライナ侵略、避難民、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、新型コロナウイルス感染症対応等の課題に直面する中、政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また、東アジア及び国際社会の共通の諸課題に対して協力・連携して対処するため、実務レベルでの更なる政策調整・協力を進展させる。

令和4年度目標

1 ドイツ

新型コロナウイルスに伴う水際措置の緩和を受けて、G7プロセスにおける連携も念頭に独側と

の間で対面での次官協議のほか、政務局長級、外務防衛当局間協議等、政府ハイレベルの対話を実施するべく事前調整を行う。ウクライナ情勢を巡るエネルギーやインド太平洋地域へのあり得べき影響も念頭に国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を図る。

2 ウクライナ

ロシアによるウクライナ侵略が国際社会にとっての最重要と言うべき課題となっている中、ウクライナやG7を始めとする国際社会と連携し、情勢の改善に向けて我が国として引き続き貢献すべく、実務レベルでの政策調整・協力を進める。また、ロシアによる侵略により発生したウクライナ避難民支援や、開発協力案件以外にも多く要望が寄せられている対ウクライナ支援を可能な限り進め、未曾有の危機にあるウクライナ政府やウクライナ国民に対する支援を継続する。

3 西バルカン諸国

西バルカン地域における社会経済改革の支援及び諸民族間の和解・協力を目的とした「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、①ハイレベルの対話の促進、②西バルカン担当大使による政策対話の強化（含むウクライナ情勢を受けた対応、各国の欧州統合）、③ODAを通じた社会経済改革支援、④EU加盟に向けた個別課題での知見共有などの事業を各国と調整し、具現化する。また、積極的な西バルカン地域への関与を通じ、EU各国との対話を強化し、日本の政策や問題意識をインプットする。

4 V4諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

「V4＋日本」政策対話やV4各国との実務レベルの協議を継続し、V4の内外政策のフォローや、V4諸国との関係を強化するとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。

施策の進捗状況・実績

1 ドイツ

日独政府間協議の実施に向けた準備を含む4月のショルツ首相訪日のフォローアップ、令和4年独が議長国を務めたG7プロセスにおける連携の確認、ウクライナ情勢やインド太平洋情勢を巡る情報交換等を目的として、電話会談を含め、次官、局長を含む事務レベルでの協議を過去に類を見ない頻度で累次に亘り実施した。

2 ウクライナ

令和4年度もロシアによるウクライナ侵略に伴う戦争状態にあったことから、実務レベルでの協力を継続し、二国間関係の更なる発展に尽力した。

ロシアによるウクライナ侵略を受け、日本としてウクライナと緊密に連携しながら、ロシアに対する厳しい制裁とウクライナに寄り添った支援を行った。特に、ウクライナ情勢への対応においては、G7との連携やアジア各国への働きかけを積極的に行った。日本は、令和4年初めのウクライナ情勢緊迫化以降、総額約16億ドルの人道・財政支援を行い、更に令和5年3月にはロシアによる侵略1年の機会に改めてウクライナへの連帯を示すべく約55億ドルの追加財政支援の実施を決定した。併せて今後、これらの総額71億ドルの支援を着実に実施し、電力、地雷処理、農業など様々な分野でウクライナを支えていく旨表明した。

4月初旬には林外務大臣と津島淳法務副大臣がポーランドを訪問し、避難民施設の視察、ウクライナ国境地帯の訪問などを通じて、ウクライナ避難民の置かれた状況や、受入れに関するニーズ、受入れに当たっての課題などを確認した。林外務大臣の帰国の際には、政府専用機の予備機に、自力で渡航手段を確保することが困難な20名の避難民の方々が搭乗した。加えて、円滑に日本に渡航できるようにする観点から、4月8日から、日本への避難を切に希望しているものの、自力で渡航手段を確保することが困難なウクライナ避難民の方々に対し、毎週政府がポーランドとの直行便の座席を借り上げ、人道的観点から、渡航支援を行った。避難民受入れに当たっては、ウクライナから避難される方々にまず安心できる避難生活の場を提供することが重要であり、今後も関係省庁と連携しながら、困難に直面するウクライナの人々に寄り添った支援を行った。

3 西バルカン諸国

「西バルカン協力イニシアティブ」の下、各国との対話の強化、域内連携の強化に資する事業を実施した。特に、地域諸国と伝統的な関係を有するEU加盟国との協力を推進するため、非ODA対象国であるギリシャ（令和5年3月）、ブルガリア（令和5年3月）、スロベニア（10月）とのそれぞれの政務協議において、西バルカンにおける開発協力事業の実施について協議を行った。また、7月には地雷除去に知見を有するスロベニアのNGOである人間の安全保障強化のための国際信託基金（ITF）事務局長の訪日に際して、省内関係者とボスニア・ヘルツェゴビナを始めとする西バルカンにおける地雷除去について協議を行った。域内協力の推進の一助として、西バルカン地域青年協力機構（RYCO）と協力し令和5年3月に青年招へい事業「MIRAI」を実施し、コロナ禍以来停止されていた、西バルカン

諸国の青年 23 名を対象とした平和構築をテーマとした相互理解促進事業を行った。また、EU 加盟を目指す同地域の共通の課題に資するため、令和 5 年 3 月にスマート農業をテーマとした講師派遣事業（オンライン）をボスニア・ヘルツェゴビナで実施した。さらに、同じくスマート農業をテーマに、令和 5 年 1 月から 2 月に西バルカン諸国及びスロベニアの実務者を招へいし、日本の同分野における政策や最新の状況についてインプットし、さらに、EU 加盟国であるスロベニアとの当該分野での協力推進に向けた取り組みを行った。また、令和 5 年 2 月にアルバニアに所在する西バルカン基金とは女性活躍をテーマとしたシンポジウムを実施した。同事業には、V 4 諸国の協力を得て、日本として EU 加盟国とともに西バルカン諸国の発展を後押しする姿勢を印象づけた。令和 5 年 1 月にボスニア・ヘルツェゴビナのインフルエンサーを招へいし、SNS を通じた我が国政策の発信に協力を得た。これらの種々の取組により「西バルカン協力イニシアティブ」が具現化した。

4 V 4 諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

5 月に東京で第 11 回「V 4 + 日本」政策対話を実施し、同機会に V 4 各国政務局長による鈴木外務副大臣表敬を実施した。

10 月に訪日したポーランド外務次官と外務審議官との間で次官級協議を実施した。同機会に山田外務副大臣表敬を実施した。10 月にハンガリーで日ハンガリー政務協議を実施したほか、令和 5 年 2 月にハンガリーで第 13 回日ハンガリー科学技術協力協議を実施した。令和 5 年 3 月にはスロバキアで日スロバキア政務協議及び第 12 回「V 4 + 日本」政策対話を実施した。

5 その他特記事項

令和 3 年度に続き、ベラルーシは、ロシアによるウクライナ侵略に自国領域の使用を認める等の支援をし、明白に関与しているため、資産凍結や輸出等に係る禁止措置等の対ベラルーシ制裁を継続、追加導入した。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況：a

測定指標 3－3 民間の人的・知的交流の進展

中期目標（4 年度）

シンポジウム等の実施を通じて、経済分野を含む民間の人的・知的交流を一層促進し、幅広い分野において二国間関係を強化するとともに、国際社会の諸課題等に対する知見の共有を図る機会の増強に努める。

令和 2 年度目標

次のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

- 1 日独フォーラム
- 2 将来の課題のための日・オーストリア委員会
- 3 「V 4 + 日本」セミナー

このほか、中・東欧諸国において開催されるシンポジウムやフォーラムに関して、現地日本企業の参加を促し、必要に応じて有識者等の派遣を行う。また、民間有識者等の招へいや日本国内におけるセミナーの開催を通じて、民間の人的・知的交流の促進のみならず、経済分野を始め様々な分野での関係強化に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日独フォーラム

第 29 回日独フォーラムは、新型コロナの影響によって延期となった。他方、令和 3 年度の実施（オンライン形式）に向け、引き続き、関係者と調整を進めている。

- 2 将来の課題のための日・オーストリア委員会

新型コロナを巡る状況を踏まえ、オーストリアにて開催予定だった第 24 回会合を延期した上で、12 月に両国委員長によるオンライン形式での意見交換を実施し、両国の新型コロナウイルス感染症を巡る現状と課題等について活発な議論が行われた。

- 3 「V 4 + 日本」セミナー

11 月に V 4 議長国ポーランドのイニシアティブにより、サイバーセキュリティをテーマとした「V 4 + 日本」セミナーをオンラインで実施し、日本政府を代表し外務省サイバー政策担当大使が基調講演を行ったほか、V 4 各国から計 8 企業が講演を行い、民間企業関係者も交えて活発な意見交換が行われた。

4 その他特記事項

令和3年3月に、ポーランド投資・貿易庁（PAIH）及び在京ポーランド大使館が共催した投資セミナーにおいて、政府関係者や日本企業の参加を促し、対ポーランド投資に関する活発な意見交換が行われた。また、2月にウクライナの有力シンクタンク主催の日・ウクライナ関係を中心としたオンラインセミナー、同3月にウクライナ国立戦略研究所と日本国際問題研究所幹部等によるウクライナを含めた国際情勢をテーマとしたオンライン意見交換会を実施した（共に日本の有識者複数名が出席）。

令和3年度目標

次のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

1 日独フォーラム

新型コロナを巡る状況を踏まえつつ、第29回日独フォーラムの実施に向けて、引き続き、調整を行っていく。

2 将来の課題のための日・オーストリア委員会

新型コロナを巡る状況を踏まえつつ、第24回会合の実施に向けて、人的・知的交流の促進や二国間関係の強化に資するテーマの選定を含め、引き続き、調整を行っていく。

3 「V4+日本」セミナー

セミナー開催等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

施策の進捗状況・実績

1 日独フォーラム

「日独における政治経済情勢」、「日独における米国との関係の再起動とインド太平洋戦略」、「新型コロナウイルスからの教訓」をテーマとして、5月に第29回日独フォーラム合同会議をオンライン開催した。

2 将来の課題のための日・オーストリア委員会

オミクロン株による世界的感染状況の悪化を踏まえ、オーストリアにて開催予定だった第24回会合を延期した上で、昨年同様、12月に両国委員長によるオンライン形式での意見交換を実施し、新型コロナウイルス感染症の現状と、来年開催予定の第24回会合について活発な議論が行われた。

3 V4諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア）

6月にV4議長国ポーランドのイニシアティブにより、外務省、在京ポーランド大使館及び海外投融資情報財団（JOI）の共催で三海域イニシアティブをテーマとした日本企業向けセミナー「三海域イニシアティブー日本と日本の投資家にとっての機会」を開催し、宇都外務副大臣が基調講演を行った。同セミナーを通じ、中・東欧地域における南北の連結性向上に資する各プロジェクトやV4側の取組について、日本企業関係者の理解が促進された。

また、ハンガリー議長国下では、令和4年3月にハイブリッド形式で、イノベーション・産業科学外交セミナーを実施し、我が国の専門家による自動運転技術をテーマとした講演を実施した他、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）より、第二回「V4+日本」科学技術共同研究について説明が行われ、科学技術分野での連携・協力を促進していくことで一致した。

令和4年度目標

次のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

1 日独フォーラム

11月に東京にて第30回合同会議を対面開催するべく準備・調整を行う。

2 将来の課題のための日・オーストリア委員会

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、12月にオーストリアにて第24回会合を開催し、両国間の人的・知的交流を活性化すべく、準備・調整を行う。

3 「V4+日本」セミナー

6月に東京にて開催すべく準備・調整を行う。

施策の進捗状況・実績

1 日独フォーラム

11月、東京において第30回合同会議を3年ぶりとなる対面形式で開催した。「日独の政治経済情勢：ウクライナ危機の中で発足1年を迎える新政権」をテーマとする第1セッションでは、国際秩序の根幹を揺るがすロシアによるウクライナ侵略の影響を含む様々な課題に対して、日独が協力してどのよ

うに対処していくべきかについて議論され、「権威主義の拡大・民主主義の危機・グローバルインフレに立ち向かう日独の役割」をテーマとする第2セッションでは、ルールに基づく秩序への挑戦や対立構造の深化が進む中、国際社会が現在直面する安全保障や経済面での様々な課題について意見交換が行われ、「エネルギー戦略の再策定と日独協力の可能性—『ロシア依存脱却』と『脱炭素化』の両立に向けて」をテーマとする第3セッションでは、日独双方のエネルギー事情とカーボンニュートラル実現のための取組を紹介し合うとともに、今後、日独がさらに協力関係を深化していくための方策について議論が行われ、両国各界有識者が闊達な意見交換を行った（日本側座長を小林栄三伊藤忠商事株式会社名誉理事、ドイツ側座長をマティアス・ナス「ディ・ツァイト」紙外信部長が務め、日独双方の民間の代表者数十名で開催）。令和4年のG7議長国であるドイツは、我が国と基本的価値を共有する重要なパートナーであり、今回の日独フォーラムの開催により、日独の間での知的交流が更に深まるとともに、両国の相互理解の増進と関係強化が促進された。2月、本フォーラムを踏まえた両国座長間で、①民主主義的価値観を共有する日本とドイツがパートナーシップを強化することの意義、および②国際秩序の安定化や地球レベルの脱炭素化、世界経済の持続的成長に向けて日独協力の分野が広がることへの期待を強調するとのメッセージを盛り込んだ、「座長ステートメント」が作成され、日独双方の共同座長により、日本側より岸田総理へ、独側よりシュルツ首相へ手交された。これにより民間の人的・物的交流と日独間の関係強化を促進した。

2 将来の課題のための日・オーストリア委員会

オーストリアにおける新型コロナウイルスの感染状況が一定程度安定し、現地の制限措置が緩和されたこと等を踏まえ、12月5日及び6日にチロル州インスブルックにて第24回会合を対面で開催した。5日の公開シンポジウムでは、両国の関心が高い木造建築というテーマを取り上げ、日独双方における現状や取り組みが共有された上で、持続可能な木材の利用や木造建築の将来的なポテンシャル等について、両国委員及び参加者との間で意見交換が行われ（日本側委員長：佐藤義雄住友生命取締役会長、オーストリア側委員長：ヴォルフガング・マツァール ウィーン大学教授）、6日に開催された委員会による会合では、（1）ポスト・コロナにおける観光業の再興、（2）インド太平洋における挑戦と機会について議論が行われた。（1）ポスト・コロナにおける観光業の再興については、新型コロナウイルスによる渡航制限が徐々に緩和されていく中で、如何に持続可能性に配慮した観光を実現していくかについて意見交換が行われた。（2）インド太平洋における挑戦と機会については、ロシアによるウクライナ侵略等現下の国際情勢も踏まえつつ、インド太平洋地域における日本及び欧州の取り組みについて議論が交わされた。その結果、両国に共通する幅広い課題を議論し、二国間関係の緊密化・相互理解が促進された。その後、今次会合における議論をまとめた提言書作成についての事務的作業が両国間で継続している。

3 「V4+日本」セミナー

6月にV4議長国ハンガリーのイニシアティブにより、「中欧の将来と日本が果たす役割」をテーマとした「V4+日本」セミナーを実施し、上杉外務大臣政務官が基調講演を行った他、V4各国からは、実務担当者が講演を行い、ウクライナ情勢を踏まえ、「V4+日本」協力が一層重要となっている点が指摘されるとともに、ハイレベルでの対話に加え、西バルカン支援、科学技術共同研究等を通じた協力やシンクタンク間の連携、若い世代の交流を積み重ねていく重要性が強調され、「V4+日本」協力の在り方について、参加者を交えて活発な意見交換が行われた。このことは、ウクライナ情勢下において特別な意義を持った。

4 その他特記事項

10月、経団連ヨーロッパ地域委員会訪欧ミッションがチェコ及びギリシャを訪問し、政府要人や現地経済界との意見交換を実施した。同プログラムは、コロナ禍により令和元年を最後に中断していたが、令和4年は3年ぶりに再開し、10月9日から14日にかけて、ヨーロッパ地域委員会の東原敏昭委員長、佐藤義雄委員長を団長とする10社、24人の団員がプラハ（チェコ）、アテネ（ギリシャ）を訪問した。各訪問先では、ロシアによるウクライナ侵略後の国際情勢の展望、エネルギー安定供給の確保、気候変動対策、デジタル化政策等、わが国と訪問先各国との間で共通する課題に加え、各国の経済情勢・ビジネス環境、二国間経済交流の拡大、日EU経済連携協定（EPA）の今後の活用に関して、各界要人らとの活発な意見交換が行われた。

種々の外部要因により、今回の評価年度期間における往来数は、令和2年度及び3年度において低減したものの、令和4年度においては飛躍的に回復し、上記のシンポジウム等の実施を通じて、経済分野を含む民間の人的・知的交流を一層促進することができた。

令和2・3・4年度目標の達成状況：b

測定指標 3-4 中・東欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）								
往 訪 に つ い て は、総 理 大 臣・ 外 務 省 政 務 レ ベ ル 以 上、来 訪 に つ い て は、国 家 元 首・ 政 府 の 長・外 相 等	中期 目標値	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 2・ 3・4 年 度 目標の 達成状況
	一年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度目 標値	実績値	
	—	往来数の ほか、往 来 の 成 果、国際 情勢、他 の主要国 との比較 等を踏ま えた、各 国との二 国間協力 関係の強 化等の観 点から適 切な水 準。	① 往 訪 数：0 ② 来 訪 数：2 ③ オンラ イン（電 話含 む）：13	往来数の ほか、往 来 の 成 果、国際 情勢、他 の主要国 との比較 等を踏ま えた、各 国との二 国間協力 関係の強 化等の観 点から適 切な水 準。	① 往 訪 数：4 ② 来 訪 数：5 ③ オンラ イン（電 話含 む）：7	往来数の ほか、往 来 の 成 果、国際 情勢、他 の主要国 との比較 等を踏ま えた、各 国との二 国間協力 関係の強 化等の観 点から適 切な水 準。	① 往 訪 数：8 ② 来 訪 数：18 ③ オンラ イン（電 話含む）： 7	

評価結果（個別分野 3）

施策の分析

【測定指標 3-1 政府間対話の進展 *】

直近3年度でドイツ、ウクライナ、西バルカン諸国、V4諸国と活発な要人往来を実現し、ハイレベルの政府間対話により各国との信頼感関係を高めるとともに、東アジアを始めとする地域情勢や国際場裡の課題解決に向けた連携をより緊密化できたことから所定の目標を達成したものと判定した。なお、新型コロナウイルスへの対応により令和4年10月まで査証免除措置の一時的な停止措置が導入されるなど、目標設定の段階で発生が予測できなかった事態が発生したものであり、これは判定基準に言う「外部要因」にあたり、特別な考慮が必要と判断する。（令和2・3・4年度：中・東欧諸国との二国間関係の強化（達成手段①））

特にロシアによるウクライナ侵略について令和4年2月のロシアによる全面侵攻開始により大きな節目を迎えたことを踏まえ、令和4年度に中期目標の見直しを行った上で、中・東欧諸国との間で政府・ハイレベルの対話を効果的に取り進めた。

ドイツについて、直近3年度で9回の首脳会談、9回の外相会談を行うなど、過去に類を見ない頻度で会談を実施し、強固な二国間関係を築くだけにとどまらず、東アジアを始めとする地域情勢や、国連安保理改革等の国際社会における協力の強化についても共通の認識を醸成することができた。また、令和5年3月に第1回日独政府間協議を開催し、訪日したショルツ首相及び経済気候、財務、内務、外務、国防、デジタル交通の6閣僚との間で全体会合及び各バイ会談等を実施し、日独関係を新たな段階に引き上げた。（令和2・3・4年度：中・東欧諸国との二国間関係の強化（達成手段①））

ウクライナについて、令和2年度はG7大使「ウクライナ・サポート・グループ」の枠組みを活用し、ウクライナにおける感染症対策や保健分野を優先しつつ、司法改革・汚職対策・経済問題への対応等を継続し、ウクライナ政府幹部とも頻繁な意見交換を行った。令和3年度は、引き続きコロナ禍によりハイレベルの対面での訪問は実施できなかったが、首脳電話会談に加え、現地でも二国間や「ウクライナ・サポート・グループ」の枠組みにより、我が方大使とウクライナ政府、議会のハイレベルとの対話・コンタクトを継続した。また、ロシアによるウクライナ侵略開始以降は、対露制裁措置及び対ウクライナ支援を実施することを伝達した。令和4年度は、引き続きロシアによるウクライナ侵略に関し、二国間及びG7の枠組みにおいてウクライナ側と頻繁に会談を行い、対露制裁と対ウクライナ支援の重要性を伝達した。また、令和5年3月には岸田総理大臣がウクライナを訪問し、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と首脳会談を行い、日本の一貫した立場及びG7として法の支配に基づく国際秩序を守り抜くという決意を示す機会となった。（令和2・3・4年度：中・東欧諸国との二国間関係の強化（達成手段①））

西バルカン諸国について、西バルカン諸国の経済社会改革の支援を目的とする「西バルカン協力イニシアティブ」の下で、従来見られなかったハイレベルな要人往来を通じ、経済関係を始めとした様々な分野での関係強化を実現した。また要人往来をきっかけに、西バルカン諸国との政府間協力が大きく進展したほか、EU加盟国と協調した多様な西バルカン支援も行われ、西バルカン諸国のEU加盟に向けた取り組みを示す我が国の姿勢を印象づけた。ロシアによるウクライナ侵略を受けて、西バルカン諸国とのハイレベルの対話においては同志国としてより一層連携を深めていくことが確認された。

V4諸国について、令和3年5月には第7回「V4+日本」外相会合がポーランドにおいて開催され、自由で開かれたインド太平洋、厳しさを増す東アジア等の安全保障環境等について議論し、「V4+日本」協力の継続と強化につき一致した。さらに、令和4年のロシアによるウクライナ侵略を受け、令和4年4月、避難民受入れの現場を直接確認し、日本が支援を行う上でのニーズや課題を把握すべく、林外務大臣が総理特使としてポーランドを訪問し、志を同じくする民主主義国が一致・結束して毅然と対露制裁を継続することが重要であるとの認識で一致するとともに、戦略的パートナーとして、引き続き緊密に連携していくことで一致したことは、ウクライナ情勢を受けて近隣国として重要性が高まるV4諸国と一層の連携を強化する上で有益であった。（令和2・3・4年度：中・東欧諸国との二国間関係の強化（達成手段①））

【測定指標3-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 ＊】

直近3年度でドイツ、ウクライナ、V4諸国、GUAM、西バルカン諸国等との間での実務レベルでの各種協議等を通じて、経済や安保・防衛協力分野を始めとする具体的な協力が進展したことから、所期の目標を達成したものと判定した。なお、新型コロナウイルスへの対応により令和4年10月まで査証免除措置の一時的な停止措置が導入されるなど、目標設定の段階で発生が予測できなかった事態が発生したものであり、これは判定基準に言う「外部要因」にあたり、特別な考慮が必要と判断する。

ロシアによるウクライナ侵略について令和4年2月のロシアによる全面侵攻開始により大きな節目を迎えたことを踏まえ、令和4年度に中期目標の見直しを行った上で、中・東欧諸国との間で実務レベルでの政策調整・協力を効果的に取り進めた。

ドイツについて、令和3年度には初の日独外務・防衛閣僚会合（「2+2」）をオンライン形式で開催し、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた協力について有意義な協議を実施した他、フリゲート艦バイエルンの寄港（令和3年11月）やユーロファーター戦闘機（令和4年9月）の寄航といった安全保障分野での具体的な協力の取組は、更なる二国間関係強化を促す重要な機会となった。

ウクライナについて、令和4年2月のロシアによる全面侵攻開始後も、実務レベルでの調整・協力を活発に進めた結果、令和5年3月に岸田総理がキーウを訪問し、両首脳は、連携をこれまで以上に強化することで合意し、「特別なグローバル・パートナーシップに関する共同声明」を発出するに至った。また、ウクライナ避難民支援や、開発協力案件以外にも多く要望が寄せられている対ウクライナ支援についても時宜を得た形で効果的に実施できた。

西バルカン諸国について、平成30年1月に西バルカン担当大使を任命したことで、各国との二国間関係強化の土壌を築かれたが、その後も今回評価期間において西バルカン地域青年協力機構（RYCO）と共同で行った招へい事業、ビジネス、防災、民族融和、スマート農業をテーマにした西バルカン諸国のニーズに沿ったセミナー等を実施することで、「西バルカン協力イニシアティブ」の具現化につながった。

V4諸国について、平成29年にV4担当大使を任命することで、「V4+日本」枠組みの活性化の基礎を構築できたが、その後も今回評価期間において「V4+日本」政策対話やセミナー実施等を通じて二国間関係の強化を図ることにより、令和3年度にはシーヤールトー・ハンガリー外務貿易大臣やドゥダ・ポーランド大統領等のハイレベルの訪日を実現することができた。令和4年度は、令和4年10月にハンガリーとの政務協議及びポーランドとの次官級協議、令和5年3月にはスロバキアとの政務協議及び「V4+日本」政策対話を実施し、ロシアによるウクライナ侵略を受け対応を中心に、一層の政策調整を図ることができた。

（令和2・3・4年度：中・東欧諸国との二国間関係の強化（達成手段①2 共通の諸課題に関する協議・政策調整）

【測定指標3-3 民間の人的・知的交流の進展】

直近3年度で、「日独フォーラム」及び「日独1.5トラック安全保障対話」を、オンライン形式を交えつつ各2回ずつ継続的に開催した。従来からの安保分野での連携強化のみならず、ウクライナ情勢を受けたエネルギー分野等、喫緊の課題を含め、両国の著名な政治家や知識人が意見交換することにより、民間レベルでの相互理解を更に深め、今後の日独協力の更なる進展に向けた機運を醸成することとなった。また、2月、本フォーラムを踏まえた両国座長間で作成された「座長ステートメント」を、

日独双方の共同座長により、日本側より岸田総理へ、独側よりショルツ首相へ手交し、首脳レベルで民間の人的・物的交流と日独間の関係強化を促進した。

将来の課題のための日・オーストリア委員会についても直近3年度でオンライン形式での顔合わせを含み継続的に開催したことで、民間レベルでの相互理解につながった。令和4年度については、オーストリアにおける新型コロナウイルスの感染状況が一定程度安定し、現地の制限措置が緩和されたこと等を踏まえ、12月にチロル州インスブルックにて第24回会合を対面で開催した。会合では、木造建築、ポスト・コロナにおける観光業の再興、及びインド太平洋における挑戦と機会について議論が行われた。現下の国際情勢の下、日本とオーストリアが連帯を深めることは益々重要になっており、本年の会合においては、「木造建築」、「ポスト・コロナにおける観光業」、「インド太平洋地域」といった両国共通の関心テーマについて多くの視点から有意義な議論を行うことができ、とりわけテーマに関連した研究所の視察や現地企業からのプレゼンテーションを盛り込んだプログラムには、出席者からの評価の声が聞かれた。

10月には経団連ミッションのチェコ・ギリシャ訪問が行われ、シーケラ・チェコ産業貿易大臣及びフィアラ・チェコ首相との懇談のほか、ミツオタキス・ギリシャ首相との懇談及びビジネス・フォーラム等が実施され、エネルギー分野等経済関係活性化に向けた対話が行われたことは、今次ウクライナ情勢を受け、企業が脱ロシア依存、エネルギー問題への対応をする上で認識を共有し、経済関係の側面で関係強化できた点で有意義であった。(令和2・3・4年度：中・東欧諸国との二国間関係の強化(達成手段①)3 人的・知的交流、民間交流の維持・促進)

【測定指標3-4 中・東欧諸国の要人往来数(首脳・外相・外務省政務レベル以上)】

直近3年度でドイツ、ウクライナ、西バルカン諸国、V4諸国と活発な政務レベルの要人往来を行った。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、要人往訪数と来訪数が落ち込んだ一方で、主にオンライン(電話を含む。)による要人間コミュニケーションが積極的に実施された。令和3年度と令和4年度には、オンラインによる要人間コミュニケーションを引き続き活用しつつ、対面での物理的な要人往来数が大幅に増加した。感染症の影響下で国際社会の環境変化に順応して、対面での要人往来に代わる手段としてのオンラインでの会談・協議を大幅に増加させることができ、また、感染症の影響が徐々に収まる中で再度対面での往来を活発化させるとともに、新たに活用しつつあったオンラインでの会談・協議を組み合わせることで効果的にハイレベルでの意見交換を行うことができたことから、往来数、往来の成果等も踏まえ、評価期間にわたり継続的に、各国との関係強化の観点から適切な水準を維持することができた。そもそも、新型コロナウイルスへの対応により令和4年10月まで査証免除措置の一時的な停止措置が導入されるなど、目標設定の段階で発生が予測できなかった事態が発生したのであり、これは判定基準に言う「外部要因」にあたり、特別な考慮が必要と判断する。

こうした状況にありながらも、特に、ドイツとの第1回日独政府間協議(令和5年3月)において、首脳に加え、経済気候、財務、内務、外務、国防、デジタル交通の6閣僚との間で全体会合及び各バイ会談等を実施したことは、日独関係の協力分野を拡大することに繋がる画期的な取組だった。また、岸田総理大臣のウクライナ訪問及びゼレンスキー・ウクライナ大統領との首脳会談(令和5年3月)では、日本の一貫した立場を伝えるのみならず、法の支配に基づく国際秩序を守り抜くという決意を示す等、G7議長国として国際社会の諸課題の解決に向けてリーダーシップを発揮する姿勢を示すことができ、歴史的な実績となった。特に、岸田総理大臣が、キーウ郊外のブチャ市を訪問し、犠牲者への献花を行った上で、ロシアの暴挙により悲惨な体験をされた方々から直接話を聞き、また、その後の復旧の状況についても話を聞いたことは、我が国の姿勢を強く国際社会に示すこととなり、非常に大きな意義を持った。さらに、8月、岸田総理は、ウクライナ政府がオンライン形式で開催した第22回クリミア・プラットフォーム首脳会合に参加し、国際社会が結束する必要性について発言を行った。また、3月、岸田総理大臣は、「ウクライナにおけるロシアの戦争犯罪等のアカウンタビリティに関するブチャ・サミット」にビデオ・メッセージの形で参加し、本年のG7議長国として法の支配に基づく国際秩序を守り抜くという強い決意を示していく旨述べた。同月、林外務大臣は、第2回民主主義のためのサミット「ウクライナにおける公正かつ永続的な平和に関する討論イベント(オンライン)」において、ビデオ・メッセージを発出した。さらに5月、「ウクライナに対する侵略犯罪に関する特別法廷の設立に関するコア・グループ首脳オンラインサミット」において、山田外務副大臣はビデオ・メッセージを発出した。

V4諸国との間でも、第7回「V4+日本」外相会合(令和3年度5月)の開催を通じて、自由で開かれたインド太平洋、厳しさを増す東アジア等の安全保障環境等について議論するなど、各国との二国間協力にとどまらず、地域情勢や国際社会の課題解決に向けた連携をより緊密化できた。

こうした成果を踏まえ、評価期間中の要人往来数については、おおむね目標とする水準を達成することができた。(令和2・3・4年度：中・東欧諸国との二国間関係の強化(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性
【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】 中・東欧諸国は、日本にとって自由、民主主義、法の支配及び人権などの基本的価値や原則を共有し、国際社会の課題に共に取り組む重要なパートナーである。ロシアによるウクライナ侵略が、欧州のみならずアジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす中、ウクライナ情勢に加え、東アジアやインド太平洋等、国際社会の幅広い課題について、中・東欧諸国と様々な分野で緊密な二国間関係を維持・発展させることの重要性は一層増している。 したがって、中・東欧諸国との間で対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治、経済及び安全保障等の分野で関係を維持・強化することは非常に重要である。また、国際社会の共通の課題に加え、東アジアやインド太平洋における協力関係を継続・促進することも必要不可欠であり、今後ともこれらの達成に向けた施策を実施していく。 【測定指標】 3－1 政府間対話の進展 * 令和2年度から令和4年度の3年間を通じて、中・東欧諸国間との二国間関係強化に大きく資したハイレベルの政府間対話の進展を、引き続き重点項目とする。政府ハイレベルが未訪問である国、政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国との対話についても、日本の立場や問題意識をインプットし、国際社会等において支持を得る機会とすべく、積極的に取り組む。 3－2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 * 今回評価期間において、政府ハイレベルで合意された事項や中・東欧諸国との協力を具体化する観点から効果が高かったことから、本項目は引き続き重点的に取り組む。今後とも、中期目標の実現に向け、中・東欧諸国の実務レベルでの更なる緊密な関係構築を目指す。 3－3 民間の人的・知的交流の進展 今回評価期間において、民間から著名な有識者の参加を得て人的交流の深化を行うことは、民間レベルでの二国間関係の強化に大きく資することになったため、今後も重点的に取り組む。政策効果の観点から有意義だと考えられる招へい事業や派遣事業を積極的に活用し、機を逃さず民間の人的・知的交流の促進を実現する。 3－4 中・東欧諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上） より緊密な二国間関係構築のためには要人往来の増加が重要である。そのため、近年の国際社会の諸課題に対する日本の立場や問題意識を伝え、政務レベルでの連携強化・国際社会等における支持につなげる機会として要人往来を積極的に活用する。ついては、具体的な数値に拘泥せず、往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、中・東欧諸国との二国間協力関係の強化等の観点から適切な水準を設定する。
作成にあたって使用した資料その他の情報
- 令和5年版外交青書（外交青書 2023） 第2章第5節 欧州 - 外務省ホームページ 欧州 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/europe.html)

個別分野 4 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

施策の概要

- 1 首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。
- 2 北方領土問題を解決して平和条約を締結するための交渉を推進する。そのための環境整備として、四島交流、四島住民支援事業等を実施する。
- 3 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に、平成 28 年 5 月の日露首脳会談で具体化に向けた取組を進めることで一致した 8 項目の「協力プラン」等の互恵的な協力を着実に進展させる。
- 4 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
- 5 防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。治安当局間による交流の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。
- 6 各種招へい事業、交流事業等を実施する。令和 2 年度は「日露地域交流年」を開催し、年度を通じて民間主催行事も含め 100 件以上の様々な交流行事の実現を図る。

(注) 令和 4 年 2 月 24 日に発生したロシアによるウクライナ侵略、及び、令和 4 年 3 月 21 日にロシアが発表した「日本政府の決定に対する対抗措置」(ロシア外務省は、ウクライナ情勢に関連して日本が行った措置が一方的な非友好的な措置であるとして、①平和条約交渉を継続しない、②四島交流等の事業を中止する、③共同経済活動に関する対話から離脱するなどの措置を発表。)を受け、本施策の各項目をそのまま推進することは困難、あるいは、適当ではない状況が生じていることに留意する必要がある。

領土問題を解決して平和条約を締結するとの対露外交の基本方針は不変であるが、現下のウクライナ情勢の下で今後の日露関係の展望を見通すことは困難であり、これらの施策の取扱いについては、今後の状況を踏まえて適切に判断していくこととなる。

また、8 項目の「協力プラン」を含むロシアとの経済分野の協力に関する政府事業については、「日露地域交流年」関連事業も含め、当面見合わせることを基本としている。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第 208 回国会施政方針演説(令和 4 年 1 月 17 日)
六 外交・安全保障
- ・第 208 回国会外交演説(令和 4 年 1 月 17 日)

測定指標 4-1 政府間対話の進展 *

中期目標(令和一年度)

首脳会談を始めとするハイレベル対話の実施、議会・議員間交流等を通じ、隣国同士である日本とロシアが、アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、あらゆる分野の連携を促進させる。

令和 2 年度目標

- 1 領土問題の解決や経済分野等幅広い分野における日露関係の進展に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を継続する。北朝鮮、シリア、ウクライナ情勢等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な役割を果たすよう、働きかける。
- 2 首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し、平成 30 年 11 月のシンガポールでの首脳間の合意に従って平和条約交渉を進展させる。
- 3 活発な議員・議会対話の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により対面での協議が困難となる中で、日露間で首脳電話会談を 3 回、外相電話会談を 2 回実施した。首脳・外相レベルで、北朝鮮等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的関与を果たすよう、直接働きかけるとともに、北方領土問題、安全保障、経済、国際社会における協力等、幅広い分野について協議を行った。事務レベルでも、次官級協議(6 月、12 月)を含む様々なレベルで、こうした幅広い分野について活発な議論を行った。
- 2 5 月の日露首脳電話会談及び日露外相電話会談では、平和条約交渉を含む協議・協力をしっかり

進めていくことで一致した。菅政権発足後、9月の日露首脳電話会談では、プーチン大統領から、平和条約締結問題も含め、二国間のあらゆる問題に関する対話を継続していく意向であると述べたのに対し、菅総理大臣から、日露関係を重視しており、平和条約締結問題を含め、日露関係全体を発展させていきたいと述べた。その上で、両首脳は、安倍総理大臣とプーチン大統領が平成30年11月のシンガポールでの首脳会談で「1956年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意したことを改めて確認した。10月の日露外相電話会談では、両外相は、平和条約交渉を含む日露間の協議や協力について前進を図るべく、引き続き外相レベルでも率直に議論を重ねていくことで一致した。

- 3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、議員間交流にも制約が出ている中で、オンライン形式での対話により、両国の議員・議会間交流の継続を支援している。例えば、7月に露「統一ロシア」党主催国際会議「新型コロナウイルス感染拡大における安全保障分野での協力」に逢沢日ロ友好議員連盟会長が出席した。また、令和3年1月、コサチョフ連邦院国際問題委員長（「連邦院露日議会間・地域間支援協議会」会長）と世耕参議院自民党幹事長（「参議院自民党・日露議員懇話会」会長）がオンライン形式で、日露議会間交流に関する意見交換を行った。

令和3年度目標

- 1 領土問題の解決や経済分野等幅広い分野における日露関係の進展に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を継続する。北朝鮮、シリア、ウクライナ情勢等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な役割を果たすよう、働きかける。
- 2 首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し、平成30年11月のシンガポールでの首脳間のやり取りをしっかりと引き継ぎ、領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、粘り強く交渉に取り組む。
- 3 活発な議員・議会対話の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績

以下1～3に記載した施策の進捗状況・実績については、いずれも、令和4年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵略の前に行われていたものであることに留意する必要がある。また、ロシアによるウクライナ侵略が開始された同日以降の政策を令和3年度目標に照らした実績として記載することは困難であるが、令和4年度目標に対応するものとして、以下4に記載する。

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により対面での協議が困難となる中で、日露間で首脳電話会談を2回、外相会談を3回（対面での会談1回、電話会談2回）実施した。特に令和4年2月17日に実施された日露首脳電話会談では、岸田総理からプーチン大統領に対して、ウクライナ情勢について重大な懸念を持って注視している、力による一方的な現状変更ではなく、外交交渉により関係国にとって受け入れられる解決方法を追求すべきである旨働きかけた。
- 2 北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、ロシアとの交渉に精力的に取り組んだ。また、7月のミシュスチン首相による択捉島訪問、9月の東方経済フォーラムでのプーチン大統領による「クリル」諸島における「特惠制度」の導入についての発表、10月のグリゴレンコ副首相及びフスヌリン副首相による択捉島等訪問など北方四島に関する日本の立場と相容れないロシア側の動きに対し、政府として様々なレベルで抗議や申入れを行った。
- 3 9月、山東参議院議長が、オーストリアで開催された第13回女性議長会議及び第5回世界議長会議に参加の折、マトヴィエンコ・ロシア連邦院議長と会談した。
- 4 令和4年2月のロシアのウクライナ侵略後、同月には林大臣が駐日ロシア大使を召致し、ロシアを非難しつつ即時停戦・撤退に係る申入れを行い、また、3月にはロシア外務省が日本に対する措置を発表したことを受け、森次官がガルージン大使を召致して我が国の立場の申し入れる等の取組を通じ、ロシアによるウクライナ侵略に関し、ロシアに対する外交的圧力を強化した。

令和4年度目標

- 1 ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束して、ロシアに対して軍のウクライナからの即時撤収、国際法の遵守を強く求めるとともに、強力な対露制裁措置を実施し、ロシアに対する外交的・経済的圧力を強化する。
- 2 今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、我が国の国益に資すると判断される場合には、領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、日露関係の進展に向け、首脳会談を始めとし、様々なレベルでの日露間の対話を行っていく。

施策の進捗状況・実績

1 ロシアに対する働きかけ状況。

ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を脅かすものであり、日本は、力による一方的な現状変更は、地球上のいかなる場所でも許してはならないという強い決意の下、ロシアに対し、侵略を即時停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求め、また、G7を始めとする国際社会と緊密に連携しながら、ロシアに対して厳しい制裁措置を講じるなど、断固とした行動をとった。具体的には、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、個人・団体に対する制裁、銀行の資産凍結等の金融分野での制裁、輸出入禁止措置などの厳しい措置を迅速に実施した。また、経済制裁以外にも、日本は、ロシアの一部の関係者に対しても、日本への査証発給の停止を行った。さらに、4月6日、ウクライナ侵略における状況も踏まえ、日本として総合的に判断した結果、8人の在日ロシア大使館の外交官及びロシア通商代表部職員の国外退去を求めた。

2 日露間の意思疎通

ロシアによるウクライナ侵略の開始により、国際社会としてロシアとの関係をこれまでどおり維持することができなくなったことを受け、日本としても従来の対ロシア外交を大きく転換し、G7を始めとする国際社会と連携しつつ、ロシアに対して厳しい制裁措置を講じるなど、断固とした行動をとった。他方で、例えば、北方四島周辺水域操業枠組協定に基づく操業といった漁業などの経済活動や、知床遊覧船事故への対応といった海洋における安全に係る問題のように日露が隣国として対処する必要のある事項については、我が国外交全体において、何が我が国の国益に資するかという観点もしっかり考えつつ、適切に対応していくとの考えから、実際に、相互の大使館等を通じて、こうした事項に関する外交上のやり取りを日々行った。

令和2・3・4年度目標の達成状況：c

測定指標4-2 平和条約交渉 *

中期目標（令和一年度）

北方領土問題を解決し、平和条約を締結する。

令和2年度目標

1 領土問題の解決に向けた協議を継続する。

平成30年11月のシンガポールでの首脳間の合意に従って、平和条約交渉を進展させる。北方四島における共同経済活動の進展に向けた協議を精力的に行う。令和元年度に実施した航空機を利用した元島民による墓参、追加的な出入域ポイントの設置、アクセスが制限された区域への墓参の継続実施を働きかける。

2 関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

施策の進捗状況・実績

1 (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により対面での協議が困難となる中で、日露間で首脳電話会談を3回、外相電話会談を2回実施した。菅政権発足後、9月の日露首脳電話会談では、両首脳は、安倍総理大臣とプーチン大統領が平成30年11月のシンガポールでの首脳会談で「1956年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意したことを改めて確認した。次官級協議についても、2回実施した。

(2) 平成28年12月のプーチン大統領訪日の際に協議の開始で合意した北方四島における共同経済活動については、平成29年9月の日露首脳会談で特定された5件のプロジェクト候補を具体化すべく、首脳間、外相間に加え、次官級協議及び局長級作業部会などを通じてロシア側と議論を重ねてきている。令和2年度には、4回の局長級作業部会、2回の次官級協議に加え、外相会談、首脳会談においても議論を行った。

(3) 令和2年度の航空機墓参を含む四島交流等事業については、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により実施困難となった。

2 新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により、令和2年度の四島交流、四島住民に対する人道支援、北方墓参、自由訪問の事業はいずれも実施困難となった。また、北方四島を含む日露両国の隣接地域について、防災や生態系保全等の分野での協力を進めた。

令和3年度目標

1 領土問題の解決に向けた協議を継続する。

平成30年11月のシンガポールでの首脳間のやり取りをしっかりと引き継ぎ、領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、粘り強く交渉に取り組む。北方四島における共同経済活動の進展に向けた協議を精力的に行う。航空機を利用した元島民による墓参、追加的な出入域ポイントの設置、アクセスが制限された区域への墓参の継続実施を働きかける。

2 関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

施策の進捗状況・実績

以下に記載した施策の進捗状況・実績については、いずれも、令和4年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵略の前に行われていたものであることに留意する必要がある。ロシアによるウクライナ侵略が開始された同日以降の政策を令和3年度目標に照らした実績として記載することは困難。

1 (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により対面での協議が困難となる中で、日露間で首脳電話会談を2回、外相会談を3回（対面での会談1回、電話会談2回）実施した。令和3年9月のニューヨークにおける国連総会の際の茂木外務大臣とラヴロフ外相の会談は1年7か月ぶりの対面の会談となった。岸田政権発足直後の10月には日露首脳電話会談が行われ、11月には林外務大臣就任初となる日露外相電話会談が行われた。こうした首脳・外相レベルの会談や事務レベルでの協議において、北方領土問題について活発な議論を行った。

(2) 北方四島における共同経済活動については、平成29(2017)年9月の日露首脳会談で特定された5件のプロジェクト候補を具体化すべく、コロナ禍にあっても、引き続きオンラインなどを活用してロシア側との協議を重ねてきた。令和3年度には、4回の分野別専門家会合、1回の課長級作業部会、1回の次官級協議に加え、外相会談においても議論を行った。

(3) 令和3年度の航空機墓参を含む四島交流等事業については、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により実施困難となった。

2 令和3年度の四島住民支援事業等関連事業についても、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により実施困難となった。

令和4年度目標

1 ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束して、ロシアに対して軍のウクライナからの即時撤収、国際法の遵守を強く求めるとともに、強力な対露制裁措置を実施し、ロシアに対する外交的・経済的圧力を強化する。

2 今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、我が国の国益に資すると判断される場合には、領土問題の解決に向けた平和条約締結交渉、四島交流等事業、北方四島における共同経済活動に関するロシアとの協議の再開に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

1 ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を脅かすものであり、日本は、力による一方的な現状変更は、地球上のいかなる場所でも許してはならないという強い決意の下、ロシアに対し、侵略を即時停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求め、また、G7を始めとする国際社会と緊密に連携しながら、厳しい対ロシア制裁をとるなど、断固とした行動をとった。

2 この令和4年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵略、令和4年3月21日のロシア外務省による「日本政府の決定に対する対抗措置」の発表（ウクライナ情勢に関連して日本が行った措置が一方的な非友好的な措置であるとして、①平和条約交渉を継続しない、②四島交流及び自由訪問を中止する、③共同経済活動に関する対話から離脱するなどの措置を発表。）、9月5日のロシア政府による四島交流及び自由訪問に係る合意の効力停止に係る9月3日付け政府令の発表などにより、令和4年度について、平和条約締結交渉、四島交流等事業、北方四島における共同経済活動に関する施策を推進することは困難な状況となり、その展望について述べる状況にならなかった。こうしたロシア側の対応については、日本側から、今回の事態は全てロシアによるウクライナ侵略に起因して発生しているものであり、それにもかかわらず、日本側に責任を転嫁しようとするロシア側の対応は極めて不当であり、断じて受け入れられないとして、ロシア側に強く抗議した。

令和2・3・4年度目標の達成状況：c

測定指標 4-3 貿易経済分野における協力 *

中期目標（令和一年度）

エネルギー、極東・東シベリア開発やロシア経済近代化における互恵的協力を含めた日露貿易経済関係拡大に向けた取組を実施する。

令和2年度目標

- 1 貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ、8項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ、ロシアの貿易投資環境改善につき、ロシア側に対応を求める。
- 2 ロシア経済近代化に資するエネルギー、医療、農業、都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて、日本企業のロシア進出支援を推進する。
- 3 日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 8項目の「協力プラン」は平成28年5月に安倍総理大臣がプーチン大統領に提案してから5年が経過し、200件以上の民間プロジェクトを創出している。本年度は新型コロナウイルス感染症の影響による両国の経済関係に対する制約にもかかわらず、日露の企業によるウイルス迅速検査キットの共同開発を始め、両国の貿易・経済分野の協力の進展に向けて、引き続き様々なプロジェクトが生み出されている。
菅政権発足後に行われた9月の日露首脳電話会談においては、経済を含む幅広い分野で日露関係全体を発展させていくことで一致し、その後もオンラインを活用して、12月には、次官級の協議である貿易経済に関する日露政府間委員会貿易投資分科会第12回会合及び地域間交流分科会第9回会合や、茂木外務大臣とレシエニコフ経済発展相との間で、貿易経済に関する日露政府間委員会共同議長間会合がオンライン形式で行われた。その中で、両大臣は、引き続き8項目の「協力プラン」の下で両国の貿易・経済分野の協力を進展させていくことで一致した。
- 2 令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により、日露間の貿易額は令和元年比で24.3%の減少となり、また毎年ロシアで開催され、多くの日本企業関係者が参加してきた大型のビジネス・フォーラムも中止・延期となった。こうした状況も踏まえ、貿易投資分科会第12回会合及び地域間交流分科会第9回会合を含め、オンラインを活用して各分野で日露間の対話を継続した。また、本省及び在外公館において、ロシアでのビジネス継続・新規案件の実施に向けた情報提供や必要な支援、露側への働きかけ等を行った。
- 3 日本センターは、ロシア国内6都市で両国企業間のビジネスマッチングや経営関連講座を実施している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、日本人講師を派遣しての巡回講座、ロシア人研修生による訪日研修が取りやめとなったが、新たに開始したオンライン講座には約5,600人が参加した。

令和3年度目標

- 1 貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ、8項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ、ロシアの貿易投資環境改善につき、ロシア側に対応を求める。
- 2 ロシア経済近代化に資するエネルギー、医療、農業、都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて、日本企業のロシア進出支援を推進する。
- 3 日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を継続する。

施策の進捗状況・実績

以下に記載した施策の進捗状況・実績については、いずれも、令和4年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵略の前に行われていたものであることに留意する必要がある。ロシアによるウクライナ侵略が開始された同日以降の政策を令和3年度目標に照らした実績として記載することは困難であるが、令和4年度目標に対応するものとして、以下4に記載する。

- 1 平成28年5月に安倍総理大臣がプーチン大統領に提案した8項目の「協力プラン」は、200件以上の民間プロジェクトを創出し、その約6割で具体的な投資等に至った。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による両国の経済関係に対する制約にもかかわらず、日本企業によるLNG積

替え基地事業への参画に関する基本合意締結などの動きが見られた。

岸田政権発足直後に行われた10月の日露首脳電話会談においては、経済を含む幅広い分野で日露関係全体を互恵的に発展させていくことで一致し、その後もオンラインを活用して、11月には次官級の協議である貿易経済に関する日露政府間委員会貿易投資分科会第13回会合及び地域間交流分科会第10回会合、令和4年2月には林外務大臣とレシェトニコフ経済発展相との間で貿易経済に関する日露政府間委員会共同議長間会合が開催された。

- 2 令和3年の日露間の貿易額は、新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みから回復し、1月から12月の貿易額は対前年比で35.7%の増加となった（令和3年1月から12月統計での貿易額全体は、約2兆4,055億円（出典：財務省貿易統計））。他方、往来に制約のある状況は継続し、毎年ロシアで開催され多くの日本企業関係者が参加してきた大型のビジネス・フォーラムも、日本から出張しての参加は限定的となった。こうした状況も踏まえ、オンラインを活用して各分野で日露間の対話を継続した。また、本省及び在外公館において、ロシアでのビジネス継続・新規案件の実施に向けた情報提供や必要な支援、露側への働きかけ等を行った。
- 3 日本センターは、ロシア国内6都市で両国企業間のビジネスマッチングや経営関連講座を実施している。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、日本人講師を派遣しての巡回講座、ロシア人研修生による訪日研修が取りやめとなったが、各センターが開催した日本人講師による各種オンライン講座には、延べ人数で計約4,700人が参加した。また、ビジネス・地域交流支援として、分野別又は地域別の経済フォーラムや会議を企画し、計約1,000人が参加した。
- 4 令和4年2月のロシアのウクライナ侵略後、8項目の「協力プラン」を含めたロシアとの経済分野の協力に関する政府事業については当面見合わせつつ、G7を始めとする国際社会と連携し、ロシア政府高官や軍関係者等に対する制裁、ロシアの銀行に対する資産凍結等を含む金融分野での制裁、輸出禁止措置などの対露経済制裁を迅速に実施する等然るべく対応を行った。

令和4年度目標

ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7ほか国際社会と連携し強い制裁措置を講じることを通じ、ロシアに国際社会の非難を真摯に受け止めさせ、ロシア軍の即時撤収、国際法の遵守を実現する。その上で、現下の国際情勢や制裁措置が我が国経済に与える影響等も踏まえながら、日露間の経済関係を適切にマネージしていく。

施策の進捗状況・実績

1 ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を脅かすものであり、日本は、力による一方的な現状変更は、地球上のいかなる場所でも許してはならないという強い決意の下、ロシアに対し、侵略を即時停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求め、また、G7を始めとする国際社会と緊密に連携しながら、厳しい対ロシア制裁をとるなど、断固とした行動をとった。

2 具体的には、令和4年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵略以降、G7を始め各国と緊密に連携し、ロシアの政府関係者・軍関係者・国家院議員・財閥関係者など1,000を超える個人及び団体に対する資産凍結措置や金融措置などとして、ロシア最大手ズベルバンクを含む10以上の特定銀行に対する資産凍結措置、ロシア中央銀行との取引制限、デジタル資産を用いたロシアによる制裁回避への対応、ロシアへの新規投資の禁止、ロシア向けサービス（信託、会計・監査、経営コンサルティング）の提供禁止などを実施した。

また、貿易措置としては、関税暫定措置法を改正し、ロシアの最恵国待遇を撤回した。さらに、300以上のロシアの軍事関連団体への輸出禁止措置、ロシアへの奢侈（しゃし）品や先端的な物品、産業基盤強化に資する物品、化学兵器などの関連物品の輸出禁止など措置の対象を拡大したほか、ロシアからの一部物品（機械類、一部木材、ウォッカなど）や金の輸入禁止を実施するなど、厳しい制裁措置を実施した。

エネルギー分野への措置としては、石炭・石油のロシアからの輸入のフェーズアウトや禁止を含め、エネルギーのロシア依存を低減していく方針を取った。G7及びオーストラリア、EUとともにロシアのエネルギー収入を減少させつつ、世界のエネルギー市場の安定を支援することを目的に、上限価格を超えるロシア産原油及び石油製品へのプライスキャップ（価格上限規制）を導入した。なお、プライスキャップ制度検討にあたって、ロシアにおける石油・天然ガス開発事業「サハリン1」、「サハリン2」については、中長期的な安定供給を確保する観点から、我が国のエネルギー安全保障上重要なプロジェクトであり、権益を維持する方針であるため、同方針に対する理解を関係国に働きかけた。

3 令和4年の日露間の貿易額は、対前年比で6.2%の増加となった（同期間の貿易額全体は、約2兆5,637億円（出典：財務省貿易統計））。日本の対露制裁措置により日本からロシアへの輸出額が減少した一方、世界的な資源価格の高騰や円安の影響などによりロシアから日本への輸入額は増加したため

とみられる。ロシアによるウクライナ侵略以降、8項目の「協力プラン」を含めたロシアとの経済分野の協力に関する政府事業政府事業については当面見合わせることを基本とした。ウクライナ情勢を受け、日本企業等に様々な影響が及ぶ中、本省及び在外公館において、日本企業からのロシアでのビジネス継続・撤退判断に係る相談対応や情報提供等を行った。

4 日本センターは、ロシア国内6都市に所在しており、令和4年2月のロシアによるウクライナへの侵略後は現地の日本企業保護の観点から撤退を含む情報提供を行った。11月からは、ロシア市民社会の対日理解促進の観点からの日本語教育を再開した。

令和2・3・4年度目標の達成状況：c

測定指標4-4 国際社会における協力

中期目標（令和一年度）

地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話といった国際社会における協力を推進する。

令和2年度目標

- 1 北朝鮮、シリア、テロとの闘い、ウクライナ情勢等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。
- 2 アジア地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 首脳・外相電話会談等の機会を通して、北朝鮮情勢等国際社会が直面する様々な問題について、ロシアが建設的に関与するよう働きかけた。特に北朝鮮情勢に関しては、首脳レベルを始めとする様々なレベルで引き続き日露間で連携していくことを確認した。
- 2 アジア地域における日露協力について。
首脳レベルを始めとする様々なレベルでアジア太平洋地域における安全保障情勢について議論を行ったほか、テロ対策、軍縮・不拡散、ナゴルノ・カラバフ情勢といった課題について外交当局間で協議を行い、相互理解を深めた。

令和3年度目標

- 1 北朝鮮、シリア、テロとの闘い、ウクライナ情勢等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。
- 2 アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

施策の進捗状況・実績

以下に記載した施策の進捗状況・実績については、いずれも、令和4年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵略の前に行われていたものであることに留意する必要がある。ロシアによるウクライナ侵略が開始された同日以降の政策を令和3年度目標に照らした実績として記載することは困難。

- 1 首脳・外相電話会談等の機会を通して、北朝鮮の核・ミサイル活動含む北朝鮮情勢等国際社会が直面する様々な問題について議論し、対話を続けていくことで一致した。
- 2 令和4年2月に開催された日露首脳電話会談では、プーチン大統領は岸田総理大臣との間で二国間及び国際的な課題に関して建設的に連携する用意がある、平和条約締結問題も含め、二国間のあらゆる問題に関する対話を継続していく意向である旨述べた。

令和4年度目標

ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束して、ロシアに対して軍のウクライナからの即時撤収、国際法の遵守を強く求めるとともに、強力な対露制裁措置を実施し、ロシアに対する外交的・経済的圧力を強化する。

以上の状況を受け、今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、アジア太平洋地域を含む国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話の再開を検討する。

施策の進捗状況・実績

- 1 ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を脅かすものであり、日本は、力による一方的

な現状変更は、地球上のいかなる場所でも許してはならないという強い決意の下、ロシアに対し、侵略を即時停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求め、また、G 7を始めとする国際社会と緊密に連携しながら、ロシアに対して厳しい制裁措置を講じるなど、断固とした行動をとった。

2 他方、ウクライナ情勢やこれを受けた日露関係の悪化を受け、令和4年度は、アジア太平洋地域を含む国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する二国間の協力は実施しなかった。

令和2・3・4年度目標の達成状況：c

測定指標4－5 防衛・治安分野における関係の発展

中期目標（令和一年度）

防衛当局間・部隊間交流、外交・防衛当局間協議、治安当局間交流等の防衛・治安分野における関係を発展させることにより、これら分野における両国の信頼関係を構築する。

令和2年度目標

1 安全保障分野

- （1）我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
- （2）安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
- （3）非伝統的脅威の分野での日露間の協力促進のための、必要な調整、支援等を行う。

2 治安分野

治安分野を担当する両国の組織間での協議及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

施策の進捗状況・実績

1 安全保障分野

- （1）新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、防衛当局間の各種交流・共同訓練等の多くは令和3年度に実施する方向で調整することとなった。
- （2）新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、安全保障政策を担当する当局間の対面での各種協議の実施が困難となる中でも、12月の森外務審議官とモルグロフ・ロシア外務次官との協議（テレビ会議）を始め、オンライン形式を活用しつつ、事務レベルでの意思疎通を継続した。
- （3）新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、日露間及び国連薬物・犯罪事務所（UNODC）が連携する形で行ってきている麻薬対策分野における訓練等は来年度に実施する方向で調整することとなった。

2 治安分野

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、治安当局間の対面での各種協議の実施が困難となる中でも、書面でのやり取りを含め、各分野において事務レベルでの意思疎通は継続し、当省として必要な調整・支援を行った。

令和3年度目標

1 安全保障分野

- （1）我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
- （2）安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
- （3）非伝統的脅威の分野での日露間の協力促進のための、必要な調整、支援等を行う。

2 治安分野

治安分野を担当する両国の組織間での協議及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

施策の進捗状況・実績

以下に記載した施策の進捗状況・実績については、いずれも、令和年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵略の前に行われていたものであることに留意する必要がある。ロシアによるウク

ライナ侵略が開始された同日以降の政策を令和3年度目標に照らした実績として記載することは困難。

1 安全保障分野

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、安全保障政策を担当する当局間の対面での各種協議の実施が困難となる中でも、事務レベルでの意思疎通を継続した。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、安全保障政策を担当する当局間の対面での各種協議の実施が困難となる中でも、事務レベルでの意思疎通を継続した。
 - (3) 日露間及び国連薬物・犯罪事務所（UNODC）が連携する形で行ってきている麻薬対策分野における研修を、9月に中央アジア諸国の麻薬対策官を対象に実施した。
- 2 治安分野新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、治安当局間の対面での各種協議の実施が困難となる中でも、書面でのやり取りを含め、各分野において事務レベルでの意思疎通は継続し、当省として必要な調整・支援を行った。

令和4年度目標

- 1 ロシアによるウクライナ侵略に関し、G7を始め国際社会と結束して、ロシアに対して軍のウクライナからの即時撤収、国際法の遵守を強く求めるとともに、強力な対露制裁措置を実施し、ロシアに対する外交的・経済的圧力を強化する。
- 2 今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえ、我が国の国益に資する範囲で、ロシアとの間の防衛交流、安全保障に関する協議・対話、非伝統的脅威の分野での協力、治安分野での協議・対話の再開を検討し、それらを適切に実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を脅かすものであり、日本は、力による一方的な現状変更は、地球上のいかなる場所でも許してはならないという強い決意の下、ロシアに対し、侵略を即時停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求め、また、G7を始めとする国際社会と緊密に連携しながら、ロシアに対して厳しい制裁措置を講じるなど、断固とした行動をとった。
- 2 同時に、海洋における安全に係る問題などについては、我が国外交全体において、何が我が国の国益に資するかという観点からもしっかり考えつつ適切に対応していくこととしており、例えば、4月に発生した知床遊覧船事故における行方不明者の捜索、救助や御遺体の引渡しについては、日露間で協力して対応した。

令和2・3・4年度目標の達成状況：c

測定指標4-6 文化・国民間交流の進展 *

中期目標（令和一年度）

各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、日露草の根交流事業等の実施を通じ、相互理解を促進する。

令和2年度目標

- 1 閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、日露草の根交流事業の実施を通じて、更なる人的交流・文化交流の活性化を図る。
- 2 令和元年6月のG20大阪サミットの際の日露首脳会談で発表された「日露地域交流年」に関連した行事を実施するとともに、「ロシアにおける日本年」及び「日本におけるロシア年」で得られた交流の機運の裾野を地方まで広げていき、年間を通じて民間主催行事も含め100件以上の交流行事の実現を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染拡大及び右に伴う日露両国間の渡航制限措置等により、各種スキームによる招へいが停滞したほか、多くの事業を対面で実施することが困難となったが、オンライン形式等を活用し新たな形式を採用することで、日露間の人的・文化交流や地域交流を維持・発展させることができた。
- 2 日露青年交流事業では4件実施し、約200人が参加した。日露草の根交流事業では18件実施し、約6,500人が参加した。文化交流事業では1件の事業を実施し、60人が参加した。また、SNS等を

活用し、約 68 万人に対して人的交流や文化交流に係る情報発信を積極的に行った。

- 3 令和 2 年から 3 年にかけて実施されている「日露地域・姉妹都市交流年（日露地域交流年）」では、日本側で認定した事業数は 260 件を超え、約 21.6 万人が参加したオンラインでの日本文化紹介事業「J-FEST」を含め、参加者数は延べ約 47 万人を超えた。

令和 3 年度目標

- 1 閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、日露草の根交流事業の実施を通じて、更なる人的交流・文化交流の活性化を図る。
- 2 新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、「日露地域・姉妹都市交流年（日露地域交流年）」を含め、交流年行事を確実に実施するとともに、交流年で得られた交流の機運を更に盛り上げていく。

施策の進捗状況・実績

以下に記載した施策の進捗状況・実績については、いずれも、令和 4 年 2 月 24 日に開始されたロシアによるウクライナ侵略の前に行われていたものであることに留意する必要がある。ロシアによるウクライナ侵略が開始された同日以降の政策を令和 3 年度目標に照らした実績として記載することは困難。

- 1（1）前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大及び右に伴う渡航制限措置等により、各種スキームによる招へい・渡航が停滞した。また、現地で行う文化事業については、新型コロナウイルスの状況を踏まえ、人数制限や必要な防疫措置を講ずることで対面にて実施したものもあったが、それが困難な場合にはオンライン形式等を活用して実施した。これにより、多くの制約がある中でも日露間の人的・文化交流や地域交流を維持・発展させることができた。
- （2）日露青年交流事業では、7 件の交流事業をオンラインにて実施し日露の青年約 460 人が参加した。また、16 人の日本語教師がロシアの大学にて日本語の授業を対面又はオンラインにて行ったほか、フェローシップ供与事業では 2 人の日本人フェローがロシアの大学にて研究を行った。さらに、日露草の根交流事業では 25 件実施し、約 5.8 万人が参加した。
- 2 「日露地域姉妹都市交流年（日露地域交流年）」は、その期間を令和 2 年から 3 年末までとしていたが、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、令和 4 年末まで延長した。また、令和 4 年 1 月、札幌において、対面とオンラインのハイブリッド形式にて日露地域交流年開会式を行った。これまで日本側で認定した事業数は 430 件を超え、約 12 万人が参加したオンラインでの日本文化紹介事業「J-FEST」を含め、参加者数は延べ約 150 万人を超えた。

令和 4 年度目標

- 1 ロシアによるウクライナ侵略に関し、G 7 を始め国際社会と結束して、ロシアに対して軍のウクライナからの即時撤収、国際法の遵守を強く求めるとともに、強力な対露制裁措置を実施し、ロシアに対する外交的・経済的圧力を強化する。
- 2 今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、適当な場合には、これまで培われてきた両国及び両国国民間の交流の再構築に向け、各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、日露草の根交流事業等について、今後の対応ぶりを検討する。

施策の進捗状況・実績

- 1 ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を脅かすものであり、日本は、力による一方的な現状変更は、地球上のいかなる場所でも許してはならないという強い決意の下、ロシアに対し、侵略を即時停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求め、また、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携しながら、厳しい対ロシア制裁をとるなど、断固とした行動をとった。
- 2 この令和 4 年 2 月 24 日に開始されたロシアによるウクライナ侵略を受け、それまでに予定していた各種スキームによる招へいや各種文化事業は実施しなかった。一方で、ロシア市民との接点を維持し、我が国や世界に関する理解を促進する観点から、日露青年交流事業のスキームを活用した日本語教師派遣事業（ロシアの 16 の大学に対するオンライン等を活用した日本語授業）やロシア人フェローシップの受入れ（4 名）等を実施した。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況：c

評価結果(個別分野 4)

施策の分析

【測定指標 4-1 政府間対話の進展 ＊】

令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により対面での協議が困難となる中、日露間で首脳会談を5回（いずれも電話会談）、外相会談を5回（対面での会談1回、電話会談4回）実施し、次官級協議も3回実施した。こうした首脳・外相レベルでの会談や事務レベルでの協議において、国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な関与を果たすよう直接働きかけるとともに、北方領土問題、安全保障、経済、国際社会における協力等、幅広い分野について協議を行った。特に、令和4年2月に実施された日露首脳会談では、岸田総理からプーチン大統領に対し、ウクライナ情勢について、力による一方的な現状変更ではなく、外交交渉により関係国にとって受け入れられる解決方法を追求すべきである旨働きかけた。また、議会・議員間交流等について、令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により議員交流にも制約が出た中で、オンライン形式や国際会議の機会を捉えて議会交流を実施している。このように、ロシアによるウクライナ侵略前の段階においては、新型コロナウイルスの感染拡大の制約があった中においても、施策・中期目標の達成に向けて一定の成果が見られた。

令和4年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵略以降は、国際社会としてロシアとの関係をこれまでどおり維持することができなくなったことを受け、日本としても従来の対ロシア外交を大きく転換した。具体的には、ロシアに対し、侵略を即時停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求め、また、G7を始めとする国際社会と緊密に連携しながら、厳しい対ロシア制裁をとるなど、断固とした行動をとった。他方で、例えば、漁業などの経済活動や、海洋における安全に係る問題のように日露が隣国として対処する必要のある事項については、我が国外交全体において、何が我が国の国益に資するかという観点もしっかり考えつつ、適切に対応していくとの考えから、実際に、相互の大使館等を通じて、こうした事項に関する外交上のやり取りを日々行った。こうした取組は、ロシアによるウクライナ侵略後の情勢への対応として適切かつ効果的であった。

以上のように過去3年間を通じて概ね年度目標に応じた取組はできたものの、ロシアによるウクライナ侵略を受けて、当初の施策・中期目標をそのまま達成し得る状況ではなくなったことから、本評価期間中の目標達成度は、「c」と判断した。（令和2・3・4年度：ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化（達成手段②））

【測定指標 4-2 平和条約交渉 ＊】

令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により対面での協議が困難となる中、日露間で首脳会談を5回（いずれも電話会談）、外相会談を5回（対面での会談1回、電話会談4回）実施し、次官級協議も3回実施した。こうした首脳・外相レベルの会談や事務レベルでの協議において、北方領土問題について活発な議論を行った。

北方四島における共同経済活動については、平成29年9月の日露首脳会談で特定された5件のプロジェクト候補を具体化すべく、令和2年度及び3年度に首脳間、外相間に加え、3回の次官級協議、4回の局長級作業部会、1回の課長級作業部会、4回の分野別専門家会合を開催し、議論を重ねてきた。

令和2年度及び3年度の航空機墓参を含む四島交流等事業及び四島住民支援事業等については、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により実施困難となった。

令和3年度の終盤以降、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵略の開始、令和4年3月のロシア外務省による「日本政府の決定に対する対抗措置」の発表、令和4年9月のロシア政府による四島交流及び自由訪問に係る合意の効力停止に係る政府令の発表など、本施策を推進することは困難な状況が生じ、これら施策にかかる展望について述べる状況にはならなかった。

以上のように令和2年度及び3年度は概ね年度目標に応じた取組はできたものの、ロシアによるウクライナ侵略を受けて、当初の施策・中期目標をそのまま達成し得る状況ではなくなったことから、本評価期間中の目標達成度は、「c」と判断した。（令和2・3・4年度：「北方領土復帰期成同盟」補助金（達成手段①）、令和2・3・4年度：ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化（達成手段②）、北方四島住民との交流（達成手段④）、令和2・3・4年度日露共同経済活動推進費（達成手段⑤））。

【測定指標 4-3 貿易経済分野における協力 ＊】

令和2年度及び3年度は、首脳・外相会談では日露関係全体を互恵的に発展させていくことで一致し、新型コロナウイルスの影響で大型のビジネス・フォーラムへの参加機会が限定的となる中、オンラインでの貿易経済に関する日露政府間委員会の関連会合の実施や、オンラインを活用して各分野で日

露間の対話を継続したことで、日露ビジネスの維持・拡大する上で効果があった。また、在ロシア日本センター事業を通じて日露経済関係の強化に貢献することができた。

令和4年2月24日のロシアによるウクライナ侵略以降は、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、個人・団体等に対する制裁、銀行の資産凍結等の金融分野での制裁、輸出入禁止措置などの厳しい措置を迅速に実施した。

さらに、在ロシア日本センターを通じて、ロシアによるウクライナ侵略により困難に直面する現地の日本企業の保護やロシア市民社会による対日理解の促進に貢献することができた。こうした取組は、ロシアによるウクライナ侵略後の情勢への対応として適切かつ効果的であった。

以上のように令和2年度及び3年度は概ね年度目標に応じた取組はできたものの、ロシアによるウクライナ侵略を受けて、当初の施策・中期目標をそのまま達成し得る状況ではなくなったことから、本評価期間中の目標達成度は、総合的に「c」と判断した。（令和2・3・4年度：ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化（達成手段②）、令和2・3・4年度：在ロシア日本センター事業を含む日露経済関係の強化（達成手段③））

【測定指標4-4 国際社会における協力】

令和2年度及び3年度は、首脳・外相電話会談等の機会を通じて、北朝鮮情勢等国際社会が直面する様々な問題について、ロシアが建設的に関与するよう働きかけ、また、対話を続けていくことで一致するなど、一定の意義があったと考えられる。

他方で、ウクライナ侵略やこれを受けた日露関係の悪化を受け、令和4年度は、アジア太平洋地域を含む国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する二国間の協力を実施しなかった。そのため、本評価期間中の目標達成度は、総合的に「c」と判断した。（令和2・3・4年度：ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化（達成手段②））

【測定指標4-5 防衛・治安分野における関係の発展】

安全保障分野に関して、ロシアによるウクライナ侵略が始まった令和4年2月24日以前については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、当局間の各種協議が困難となったが、中でも、令和2年12月の森外務審議官とモルグロフ・ロシア外務次官との協議（テレビ会議）を始め、オンライン形式も活用しつつ、事務レベルでの意思疎通を継続したことは、安全保障分野における日露間の信頼関係構築を図るうえで意義のあることであったものと考えられる。

その中で、非伝統的脅威の分野での協力に関しても、（ロシアによるウクライナ侵略前の）令和3年9月に、日露間及び国連薬物・犯罪事務所（UNODC）が連携する形で麻薬対策分野における研修を中央アジア諸国の麻薬対策官を対象に実施することができた。

治安分野に関しても、ロシアによるウクライナ侵略が始まった令和4年2月24日以前については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、治安当局間の対面での各種協議の実施が困難となる中でも、書面でのやり取りを含め、各分野において事務レベルでの意思疎通は継続してきた。

令和4年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵略以降は、この侵略に毅然と対応すると同時に海洋における安全の問題などについては、我が国の国益に資する範囲でロシアとともに対処していくこととしており、知床遊覧船事故における日露間の協力など適切に対応することができた。

以上のように過去3年間を通じて概ね年度目標に応じた取組はできたものの、ロシアによるウクライナ侵略を受けて、当初の施策・中期目標をそのまま達成し得る状況ではなくなったことから、本評価期間中の目標達成度は、「c」と判断した。（令和2・3・4年度：ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化（達成手段②））

【測定指標4-6 文化・国民間交流の進展 ＊】

日露地域・姉妹都市交流年（日露地域交流年）について、新型コロナウイルスの影響がある中でもオンライン等の活用等の工夫を凝らして各種事業を実施し、430件以上の事業を認定したほか、延べ約150万人が参加した。これを通じ、交流の裾野が地方まで広がり両国国民間の相互理解が一層促進したことは大きな成果であった。

このほか、日露青年交流事業や日露草の根交流事業については、令和2年度及び3年度はコロナ渦においても事業を継続することで、両国国民間の交流を絶やさないことに注力したほか、ロシアによるウクライナ侵略以降は、ロシア市民との接点を維持し、我が国や世界に関する理解を促進する観点から一部事業を継続するなど、対露外交戦略に沿った交流を可能な範囲で実践した。

以上のように過去3年間を通じて概ね年度目標に応じた取組はできたものの、ロシアによるウクライナ侵略を受けて、当初の施策・中期目標をそのまま達成しうる状況ではなくなったことから、本評価期間中の目標達成度は、「c」と判断した。（令和2・3・4年度：ロシアとの平和条約締結交渉促進

を含む二国間関係の強化（達成手段②）、令和２・３・４年度：日露地域交流年（達成手段⑥））
次期目標等への反映の方向性
【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】 ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、我が国は、G 7をはじめとする国際社会と連携しつつロシアに対して引き続き厳しい対露制裁を行うなどの外交的取組を進めていく。 同時に、日露は隣国であり、例えば、漁業などの経済活動や海洋における安全に係る問題のように日露が隣国として対処する必要のある事項については、我が国外交全体において、何が我が国の国益に資するかという観点もしっかり考えつつ、適切に対応していく。 その上で、北方領土問題に関しては、領土問題を解決して平和条約を締結するとの対露外交の基本方針を堅持していく。 そのような観点等から、令和５年度以降、現行の測定指標４－４（国際社会における協力）については進捗の測定を取り止め、その他の測定指標については以下のとおり名称を修正する。それらも踏まえて施策目標も変更し、個別分野名も「北方領土問題を含む対ロシア外交における取組」に修正する。 【測定指標】 ４－１ 政府間対話に関する取組 ＊ ロシアによるウクライナ侵略に関し、G 7を始め国際社会と結束してロシアに対して軍のウクライナからの即時撤収、国際法の遵守を強く求めるとともに、強力な対露制裁措置を実施し、ロシアに対する外交的・経済的圧力を引き続き強化していく。同時に、日露は隣国であり、例えば、漁業などの経済活動や海洋における安全に係る問題のように日露が隣国として対処する必要のある事項については、我が国外交全体において、何が我が国の国益に資するかという観点もしっかり考えつつ、適切に対応していく。 上記を前提としつつ、領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、適切と判断される場合には、様々なレベルでの日露間の対話を行っていく。 ４－２ 北方領土問題に関する取組 ＊ 北方領土問題は日露間の最大の懸案である。ロシアによるウクライナ侵略によって日露関係は厳しい状況にあるが、政府として、北方領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持していく考えであり、引き続き中期目標の達成に向け、取組を継続する。 ４－３ 貿易経済分野における取組 ＊ ロシアによるウクライナ侵略に関し、G 7を始め国際社会と結束してロシアに対して軍のウクライナからの即時撤収、国際法の遵守を強く求めるとともに、強力な対露制裁措置を実施し、ロシアに対する対外的・経済的圧力を引き続き強化していく。その上で、現下の国際情勢や制裁措置が我が国経済に与える影響等も踏まえながら、日露間の経済関係を適切にマネージしていく。 ４－４ 防衛・治安分野における取組 我が国の国益に資する範囲で、ロシアとの間の防衛交流、安全保障に関する協議・対話、非伝統的脅威の分野での協力、治安分野での協議・対話を実施することは施策目標の達成に資するところ、引き続き、今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえ、これらに取り組んでいく。 ４－５ 文化・国民間交流に関する取組 ＊ ロシアによるウクライナ侵略が継続する中でも、ロシア市民との接点を維持し、我が国や世界に関する理解を促進していくことが必要であるとの観点から、引き続き、日露青年交流事業における日本語教師派遣事業やフェローシップ供与事業等を行っていく。また、今後のウクライナ情勢や国際的な議論を踏まえた上で、我が国の国益に資すると判断される場合には、文化・国民間交流のあり方を柔軟に見直していく。
作成にあたって使用した資料その他の情報
・令和４年版外交青書（外交青書 2022）

巻中特集、第2章第6節ロシア、中央アジアとコーカサス

・令和5年版外交青書（外交青書2023）

巻中特集（「ロシアによるウクライナ侵略と日本の対応」）、第2章第6節ロシア・ベラルーシと中央アジア・コーカサス

個別分野 5 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

施策の概要

- 1 中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・促進する。
- 2 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。
- 3 様々なスキームの活用等による人的交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
八 外交・安全保障（「自由で開かれたインド太平洋」の推進）
- ・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 5-1 各国との対話・交流等の進展

中期目標（令和一年度）

要人往来、政務協議及び招へいを実施し、各国との間で、政治・経済・文化などあらゆる分野での関係強化を図る。

令和 2 年度目標

- 1 中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
- 2 議員の訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 外務次官級の政務協議を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し、合意を図る。
- 4 招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
- 5 中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。特に中央アジア諸国との間では、安倍総理大臣の中央アジア訪問の際の成果、コーカサス諸国との間では、河野外務大臣のコーカサス訪問の際に発表したコーカサス・イニシアティブ、のフォローアップをそれぞれ進める。
- 6 投資協定に関し、現在交渉中の国との間では交渉の早期妥結、妥結済みの国との間では早期発効を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 政治対話について

（1）中央アジア諸国との相互訪問・ハイレベル対話

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来や外交行事が大幅に制限される中、12 月に必要な防疫措置をとった上でウムルザーコフ・ウズベキスタン副首相兼投資・対外貿易相が訪日したほか、複数の電話会談、テレビ会議を実施した。特に、9 月の日・トルクメニスタン首脳電話会談に加え、8 月には「中央アジア+日本」対話・外相会合をオンライン形式で実施した。

- ・ウズベキスタン（4 月及び令和 3 年 1 月、麻生副総理兼財務大臣とウムルザーコフ副首相兼投資・対外貿易相とのテレビ会談）

往 なし

来 ウムルザーコフ・ウズベキスタン副首相兼投資・対外貿易相（12 月、麻生副総理兼財務大臣、茂木外務大臣、梶山経済産業大臣との会談）

- ・カザフスタン（5 月及び 10 月、外相電話会談）

往 なし

来 なし

- ・キルギス

往 なし

来 なし

- ・タジキスタン（7 月、外相電話会談）

往 なし

来 なし

- ・トルクメニスタン

往 なし（12 月、トルクメニスタン永世中立 25 周年記念式典に際しての宇都外務副大臣ビデオ・

メッセージ。12月、メレドフ副首相兼外相主催シンポジウムにおける中西外務大臣政務官ビデオ・メッセージ)

来 なし(9月、首脳電話会談)

(2) コーカサス諸国との相互訪問

コーカサス諸国との関係でも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来や外交行事が大幅に制限される中、ジョージアとの外相電話会談を実施した。また、令和3年3月に開催された京都コンgresに出席するためマムマドフ・アゼルバイジャン法務相、バダシャン・アルメニア法務相が訪日し、上川法務大臣との間でそれぞれ会談を実施した。

2 議会間、議員間交流

外務省は、二国間関係強化の観点から、議会間・議員間交流への支援を行っているが、コロナ禍の影響により書簡の交換など限られた形での支援となった。トルクメニスタンとの間では5月に友好議連間のテレビ会議が、ウズベキスタンとの間では令和3年3月にオンライン議会間フォーラムがそれぞれ実現し、外務省として必要な支援を行った。

3 外務次官級の政務協議

徳田中央アジア・コーカサス担当外務省特別代表・大使が、12月にウズベキスタンと、令和3年3月にタジキスタンとの間で、オンラインによる政務協議を実施し、今後の二国間協力の在り方等について各国の外務次官との間で意見交換を行った。

4 招へい

(1) 戦略的実務者招へいとして、「中央アジア+日本」対話・第6回専門家会合(令和3年3月、オンライン形式の公開セミナー)に合わせて中央アジア5か国から再生可能エネルギーに係る政府関係者等5名をオンラインで招へいした。

(2) 講師派遣事業として、令和3年3月、ウズベキスタン及びカザフスタンを対象とした宮家邦彦内閣官房参与による東アジア情勢に関する講演会をそれぞれオンラインで開催したほか、同月、ジョージアを対象とした武田真彦元一橋大学教授による日本経済に関する講演会をオンラインで開催した。

5 各国との関係強化

(1) 安倍総理大臣中央アジア歴訪のフォローアップ

平成27年の安倍総理大臣による中央アジア5か国歴訪のフォローアップとしては、上記のハイレベルの政治対話や要人往来のみならず、経済を始めとする様々な分野で具体的な協力を進めている。特に、コロナ禍の中における質の高いインフラ支援として、トルクメニスタンで日本企業が実施する2案件(完工済み天然ガス加工プラントのメンテナンス事業及びガス火力発電所の新規建設事業)を円滑に進めるための支援を行った。また、同国政府が日本側との協力を希望する諸案件につき、案件毎に経済産業省とも連携しつつ日本企業の側面支援を行なった。ウズベキスタンについては、令和元年12月のミルジヨーエフ大統領訪日の際に署名した円借款案件「ナボイ火力発電所近代化計画(フェーズ2)」や「電力セクター能力強化計画(フェーズ2)」の着実な実施に向けて政府ハイレベルでの調整を継続するとともに、日本企業が実施するナボイ化学肥料プラント建設のコロナ禍における円滑な実施のための側面支援を行った。

(2) コーカサス各国との関係強化

平成30年9月に発表した「コーカサス・イニシアティブ」において「法の支配」を担う人造りへの支援を表明したことを受け、対日理解促進交流プログラム「MIRAI プログラム」グループ6(中央アジア・コーカサス地域対象)のテーマを「法の支配」とし、26名の若手法律実務者を招へいして、外務省、裁判所、法律事務所、大学等における研修を実施する予定であったが、コロナ禍の影響により延期となっている。

6 投資協定

既に締結済みのウズベキスタン、カザフスタン及びアルメニアに加え、令和3年1月にはジョージアとの間で投資協定に署名。さらに下記4か国との間で、引き続き二国間投資協定の締結に向け交渉中である。

・キルギス

交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。

・タジキスタン

交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。

・トルクメニスタン

交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。

・アゼルバイジャン

12月、テレビ会議を実施。

7 その他

10月にジョージアとの間で租税条約の正式交渉を開始し、令和3年1月に署名した。

令和3年度目標

- 1 中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
- 2 議員の相互訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 外務次官級の政務協議等を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し、合意を図る。
- 4 招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
- 5 中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。特に令和4年に中央アジア・コーカサス諸国との外交関係開設30周年を迎える機会を捉え、交流事業などの準備を進める。
- 6 投資協定に関し、現在交渉中の国との間では交渉の早期妥結、妥結済みの国との間では早期発効を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 政治対話

(1) 中央アジア諸国との相互訪問・ハイレベル対話

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来や外交行事が大幅に制限される中、東京オリンピック競技大会開会式への出席に際して、必要な防疫措置をとった上でベルディムハメドフ・トルクメニスタン副首相が訪日したほか、複数の電話会談、テレビ会議を実施した。また、11月のCOP26において、岸田総理大臣はジャパロフ・キルギス大統領と短時間会談し、大統領からは人材育成等、日本からのこれまでの支援に対するが表明された。

・ウズベキスタン（5月、首脳電話会談）

往 中西外務大臣政務官（8月、カミーロフ外相、ウムルザーコフ副首相兼投資・対外貿易大臣及びサファエフ上院第一副議長との会談）（7月、国際ハイレベル会合「中央・南アジア地域の連結性」に際しての宇都外務副大臣ビデオ・メッセージ）

来 なし

・カザフスタン（5月、首脳電話会談）

往 中西外務大臣政務官（8月、ヌリシェフ外務省第一次官との会談）

来 なし

・キルギス

往 なし

来 なし

・タジキスタン

往 なし

来 なし

・トルクメニスタン（5月、首脳電話会談）

往 なし（11月、トルクメニスタン独立30周年に際しての本田外務大臣政務官ビデオ・メッセージ。12月、トルクメニスタン独立30周年及びトルクメニスタン永世中立26周年に際しての鈴木外務副大臣ビデオ・メッセージ。）

来 ベルディムハメドフ副首相（7月、菅総理大臣との会談）

(2) コーカサス諸国との相互訪問・ハイレベル対話

コーカサス諸国との関係でも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来や外交行事が大幅に制限される中、7月に東京オリンピック競技大会への出席に際してサルキシャン・アルメニア大統領が訪日し、日・アルメニア首脳会談を実施した。

・アゼルバイジャン（8月、外相電話会談）

往 なし

来 なし

・アルメニア

往 なし

来 サルキシャン大統領（7月、首脳会談）

・ジョージア（12月、トゥルナヴァ経済・持続的発展大臣と本田外務大臣政務官のテレビ会談）

往 なし（5月、ジョージア独立記念日オンライン祝賀式典に際しての宇都外務副大臣ビデオ・メッセージ）

来 なし

2 議会間、議員間交流

5月、大島衆議院議長とカザフスタン下院議長との間でオンライン会談を実施した。また、令和4年2月、ジョージアとの間で友好議連間のテレビ会議が実現し、外務省として必要な支援を行った。

3 外務次官級政務協議等

11月、徳田コーカサス担当外務省特別代表・大使が、ジョージアとの間で、オンラインによる政務協議を実施し、今後の二国間協力の在り方等について外務次官との間で意見交換を行った。

4 招へい

(1) 閣僚級招へいとして、10月から11月にかけてトゥルナヴァ・ジョージア経済・持続的発展大臣を賓客として、オンライン形式で閣僚級招へいプログラムを実施し、12月には本田外務大臣政務官との間でテレビ会談を実施した。

(2) 戦略的実務者招へいとして、令和4年3月に「中央アジア＋日本」対話・第7回専門家会合（オンライン形式の公開セミナー）に合わせて、中央アジア5か国から環境問題をテーマに政府関係者等10名をオンラインで招へいし、日本側専門家（北海道大学 ※共催者（スラブユーラシア研究センター）、東京農工大学 ※基調講演、東北大学、新潟大学等）及びコーカサス3か国からの招待者を交えてパネルディスカッションを行った。また、令和4年2月に、アゼルバイジャン対日友好議員連盟会長をオンライン招へいし、友好議連間及び本田外務大臣政務官とのテレビ会談をそれぞれ実施した。

(3) 講師派遣事業として、9月にジョージアを対象とした神保謙慶應義塾大学総合政策学部教授による自由で開かれたインド太平洋に関する講演会をオンラインで開催した。

(4) 多層的ネットワーク構築事業として、令和4年3月にアゼルバイジャンから政治アナリスト2名を招へいし、政治・経済について日本側有識者との意見交換を行った。また、同月にウズベキスタンからNGOシンクタンク所長をオンライン招へいし、日本側有識者との意見交換を行った。

5 外交関係開設30周年、交流事業準備

10月、日本と中央アジア・コーカサス諸国の外交関係樹立30周年ページを外務省HPに特設し、随時、認定周年記念事業に関する情報を掲載・周知。令和4年1月にウズベキスタン、カザフスタン及びキルギス、2月にはタジキスタンとの間で、外交関係樹立30周年に際する首脳間及び外相間の書簡の交換を行った。

6 投資協定

既に締結済みのウズベキスタン、カザフスタン及びアルメニアに加え、7月に日・ジョージア投資協定が発効。さらに下記4か国との間で、引き続き二国間投資協定の締結に向け交渉中である。

・キルギス

交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。

・タジキスタン

交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。

・トルクメニスタン

12月、ビデオ会議方式で交渉会合を実施。

・アゼルバイジャン

4月及び6月、ビデオ会議方式で交渉会合を実施。

7 その他特記事項

5月、アゼルバイジャンとの間で租税条約交渉を開始。また、7月に日・ジョージア租税条約が発効した。その他に、8月のタリバーンによるアフガニスタン制圧を受け、緊急人道支援をウズベキスタンとタジキスタンに対して行った。

令和4年度目標

1 中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。

2 議員の相互訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

3 外務次官級の政務協議等を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し、合意を図る。

4 招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。

5 外交関係樹立30周年を機に、記念事業等交流事業を積極的に実施し、中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。

6 投資協定及び租税条約に関し、現在交渉中の国との間では交渉の早期妥結を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 政治対話

(1) 中央アジア諸国との相互訪問・ハイレベル対話

新型コロナウイルスの収束にともない、オンラインから対面での交流に徐々に切り替わり、要人往来が活発に行われた。外務大臣や政務官の往訪や国連ハイレベルウィークや安倍元総理国葬儀に際して各国外相等との会談が実施されたほか、「中央アジア+日本」対話・第8回外相会合（オンライン）、第15回高級実務者会合（SOM）、第9回外相会合（東京）などが実施された。

・ウズベキスタン

往：林外務大臣（4月、ミルジョーエフ大統領への表敬、ウムルザーコフ副首相兼投資・対外貿易大臣との会談）、吉川外務大臣政務官（令和5年1月、サファーエフ世界経済外交大学学長兼上院第一副議長及びサイドフ外相代行、アブドゥハキモフ天然資源大臣との会談）

来：ウムルザーコフ副首相兼投資・対外貿易大臣（4月、林外務大臣とのワーキング・ディナー）、シディーコフ外務次官（鈴木副大臣及び本田外務大臣政務官への表敬）、ブルハーノフ汚職対策庁長官（9月、吉川大臣政務官への表敬）、アブドゥハキモフ副首相兼観光・文化遺産大臣（9月、吉川外務大臣政務官との懇談）、サファーエフ上院第一副議長（9月、故安倍晋三国葬儀への参列、林外務大臣との会談）、ノロフ外相（12月、岸田総理大臣への表敬、「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合への参加、林外務大臣との会談）

その他：首脳電話会談（6月）

・カザフスタン

往：林外務大臣（4月、トカエフ大統領への表敬及びトレウベルディ副首相兼外相との会談）、吉川外務大臣政務官（1月、カラバエフ産業・インフラ発展省大臣及びスレイメノヴァ・エコロジー・天然資源省大臣、ヴァシレンコ外務次官との会談）

来：トレウベルディ副首相兼外相（9月、故安倍晋三国葬儀への参列、林外務大臣との会談）、トレウベルディ副首相兼外相（12月、「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合への参加、岸田総理大臣への表敬、林外務大臣との会談）

その他：三宅外務大臣政務官（6月、スレイメノフ大統領府第一副長官との会談（WTO 閣僚会議））

・キルギス

往：本田外務大臣政務官（6月、イサエヴァ共和国議会副議長、マサビロフ対日友好議連会長及びアイダルベコフ共和国議会外交・防衛・安全保障・移民委員長、バイサロフ内閣副議長、アジムバキエフ大統領府対外政策局長・外交担当大統領補佐官、マドマロフ外務次官との会談）

来：ジャパロフ内閣議長兼大統領府長官（12月、財務省・EBRD 共催「中央アジア投資フォーラム」への参加）、クルバエフ外相（12月、「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合への参加、岸田総理大臣への表敬、林外務大臣との会談）

その他：外相会談（9月、国連ハイレベルウィーク）

・タジキスタン

往：本田大臣政務官（6月、「持続可能な開発のための水」国際行動の10年に関する第2回ハイレベル国際会議への出席、ムフリッディン外相及びバタムゾダ下院第一副議長及びハキムゾダ対日友好議連会長との会談）

来：ジュマ・エネルギー・水資源大臣（4月、第4回アジア・太平洋水サミットへの参加）、シェラリゾダ外務副大臣（4月、第4回アジア・太平洋水サミット、本田外務大臣政務官及び岩田経済産業副大臣との会談）、ソレゾダ経済発展・貿易省第一副大臣（11月、吉川外務大臣政務官との会談）、サイド第一副首相（12月、財務省・EBRD 共催「中央アジア投資フォーラム」への参加、林外務大臣との会談）、ムフリッディン外務大臣（12月、「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合への参加、岸田総理大臣への表敬、林外務大臣との会談）

・トルクメニスタン

往：なし

来：ベルディムハメドフ人民評議会議長（前大統領）（9月、故安倍晋三国葬儀への参列、岸田総理大臣との会談）、ミャチエフ外務次官（9月、故安倍晋三国葬儀への参列、吉川外務大臣政務官との会談）、メレドフ副首相兼外相（12月、「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合への参加、岸田総理大臣への表敬、林外務大臣との会談）

その他：首脳電話会談（4月）

(2) コーカサス諸国との相互訪問・ハイレベル対話

新型コロナウイルスの収束にともない、オンラインから対面での交流に徐々に切り替わり、要人往来が活発に行われた。外務大臣や政務官の往訪や国連ハイレベルウィークや安倍元総理国葬儀に際して各国外相等との会談が実施された。

・アゼルバイジャン

往：本田外務大臣政務官（５月、ババエフ環境天然資源大臣及びバイラモフ外相、ガファロヴァ議会議長、アガザーデ対日友好議連会長、ジャバロフ経済大臣との会談）

来：アミルバヨフ第一副大統領補佐官（６月、小田原外務副大臣との会談）、アミルバヨフ第一副大統領補佐官（３月、山田外務副大臣との会談）

その他：租税条約署名式における吉川外務大臣政務官ビデオ・メッセージ（１２月）

・アルメニア

往：本田外務大臣政務官（５月、アルシャキャン国民議会副議長及びトゥニャン・アルメニア・日本友好議員連盟会長、サファリャン外務次官との会談）

来：アルシャキャン国民議会副議長（９月、故安倍晋三国葬儀への参列）

その他：外相会談（９月、国連ハイレベルウィーク）、外相電話会談（令和５年１月）

・ジョージア

往：本田外務大臣政務官（５月、フフティシアシヴィリ外務省次官及びダヴィタシヴィリ副首相兼経済・持続的発展大臣との会談）

来：パパアシヴィリ議会議長（１１月、吉川外務大臣政務官との会談）、ダルチアシヴィリ外相（１２月、外務省賓客、林外務大臣との会談）

その他：外相会談（４月、NATO 外相会合及びG 7 外相会合）、ジョージア独立記念日オンライン祝賀式典に際する本田外務大臣政務官ビデオ・メッセージ（５月）

2 議会間、議員間交流

８月、古屋圭司対タジク友好議連会長がタジキスタン及びウズベキスタンを訪問した。タジキスタンにおいては、対日友好議連メンバーとの交流に加え、外相、農業大臣、内務大臣、産業新技術大臣と会談をした他、草の根無償資金協力供与式にも出席した。ウズベキスタンにおいては、政府要人との会談及び無償資金協力供与式に出席した。

９月、故安倍晋三国葬儀への参列に際して訪日したアルシャキャン国民議会副議長と、松本剛明日アルメニア友好議連会長代行及び尾辻参議院議長の会談が実現した。

１１月、パパアシヴィリ・ジョージア議会議長が訪日し、外務省の支援により細田衆議院議長や日・ジョージア友好議連メンバー等との会談が実現した。

１１月、「日本・中央アジア諸国友好議員連盟」が設立され、駐日大使の参加を得て議連総会を開催したほか、１２月、「中央アジア＋日本」対話・第９回外相会合出席のため訪日した中央アジア５か国外相との会合が開催された。外務省としては、議連側のイニシアティブを踏まえた必要なインプットを行ったほか、「中央アジア＋日本」対話・第９回外相会合共同声明において「日本・中央アジア諸国友好議員連盟の設立を歓迎」することで、同議連の活動を含む議会間交流を後押しした。

3 外務次官級政務協議等

７月、アゼルバイジャンとの政務協議がバクーで実施され、マムマドフ次官と徳田コーカサス担当外務省特別代表・大使との間で二国間関係及びウクライナ情勢を含む地域情勢、国際場裏の協力について意見交換した。

令和５年３月、池上中央アジア担当外務省特別代表・大使を日本側共同議長として、日・タジキスタン経済・技術・科学協力政府間委員会第２回会合を約６年ぶりに開催した（ドゥシャンベ）。また、ソレゾダ・経済発展貿易省第一次官との意見交換を行った。

令和５年３月、キルギスとの政務協議がビシュケクで開催され、モルドガジエフ外務次官と池上中央アジア担当外務省特別代表・大使との間で経済協力をはじめとする二国間関係及び地域情勢等について意見交換を行った。また、バイサロフ内閣副議長及びクルバエフ外務大臣への表敬を行った。

4 招へい

（１）外務省賓客として、１２月にダルチアシヴィリ・ジョージア外相を招へいした。カスピ海を通る輸送路を念頭に置いた地域の連結性強化や９月に署名した二国間クレジット制度（JCM）の協力覚書に基づく脱炭素分野での協力など、ジョージアおよび南コーカサス地域の持続可能な発展に向けた二国間関係を強化することで一致したほか、幅広い地域情勢に関して意見交換を行った。会談に続き、日本企業製品の消防車及び水槽付きポンプ車の供与を内容とする供与額５億円の無償資金協力に関する書簡の交換も行われた。

（２）戦略的実務者招へいとして、令和５年３月に中央アジア実務者招へい及び若手外交官等招へいを行った。中央アジア実務者招へいでは、「運輸・物流・税関」のテーマで中央アジア・コーカサス諸国から８名の実務者を招へいした。招へい者はテーマに関連した施設への視察の他、第１２回東京対話「中央アジア・コーカサスとの連結性」に参加し、日本の運輸・物流・税関での取り組みを視察するとともに、中央アジア・コーカサスでの課題について意見交換を行った。

若手外交官等招へいでは、中央アジア・コーカサス諸国及び東欧諸国から8名の若手外交官等を招へいた。日本の対中央アジア・コーカサス及び対東欧諸国外交政策や、日本を取り巻く東アジア情勢に関してブリーフを行った他、「エネルギー・環境」をテーマに関連施設の視察及び有識者との意見交換を行うとともに、京都を訪れ日本文化への理解を深める機会となった。

(3) 内外発信のための多層的ネットワーク構築事業として、9月にキルギスよりカチキンバエフ・中央アジア・アメリカ大学講師を招聘し、東京、京都、北海道で領土問題に関する意見交換を含む有識者との意見交換及び領土主権・展示館、国内の複数の大学やロシア NIS 貿易会等の関連施設への視察を行った。

(4) 11月にアフガニスタン及びタジキスタンより有識者を招へいし、国内の大学や教育施設等関連施設への視察及び有識者との意見交換を実施すると共に、内外発信のための多層的ネットワーク構築事業として、「中央アジア+日本」対話・公開セミナー「中央アジア及び周辺地域における女子教育の現状と展望」を開催した。

5 外交関係樹立 30 周年記念事業等交流事業

日本と中央アジア・コーカサス諸国の外交関係樹立 30 周年記念事業として、岸田総理大臣と林外務大臣による各国首脳・外相との間で祝辞を交換したほか、ハイレベルでの二国間交流など関係強化に向けた取り組みが実施された。

中央アジア諸国とは、日・中央アジア 5 か国外交関係樹立 30 周年の公式ロゴマークが製作された。12 月末までに 39 件を記念事業として認定し、「中央アジア+日本」対話・公開セミナーや、漫画家・森薫氏の中央アジア派遣、「和太鼓グループ彩」による 5 か国での公演等を実施した。「和太鼓グループ彩」の公演は計 6,000 名以上を動員し、メディアや SNS で取り上げられ好評を博した。在外公館でも政治、経済、観光、文化など様々な分野において、地方自治体や民間企業などが主催する記念事業を盛んに行った。

コーカサス諸国では、アゼルバイジャン及びジョージアで外交関係樹立 30 周年を記念するロゴマークが製作されたほか、ピアノコンサートや映画祭などの文化事業が実施された。令和 5 年 3 月には、琴奏者吉澤延隆氏をアゼルバイジャン、アルメニア、ジョージアに派遣し、コンサートを実施し、約 1,400 名を動員するとともに、現地メディア出演や現地文化関係省庁高官やアーティストとの交流も行われ、日本の伝統文化を発信した。

6 投資協定及び租税条約

(1) 投資協定につき、

下記 4 か国との間で、引き続き二国間投資協定の締結に向け交渉を進めた。

・キルギス

交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。

・タジキスタン

交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。

・トルクメニスタン

交渉会合は実施せず、担当レベルの調整を継続。

・アゼルバイジャン

7 月にバクーで第 5 回会合を開催。

(2) 租税条約については、12 月、アゼルバイジャンとの新たな租税条約に署名した。

7 その他特記事項

9 月、キルギスとタジキスタン国境付近での軍事衝突によるキルギス国内の人道状況の悪化を受け、国連世界食糧計画（WFP）及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）を通じて 100 万ドルの緊急無償資金協力の実施を決定した。キルギス外相や非常事態相をはじめとした閣僚から謝意表明があった。供与式には、先方政府の労働・社会保障・移民相が出席した。

10 月、ロシアによるウクライナ侵略により、ロシアを經由せずコーカサス地域経由で中央アジアと欧州を結ぶ輸送路である「カスピ海ルート」の需要が高まったことを受け、関係省庁・機関や日本企業とともに調査団を組成してカザフスタン及びアゼルバイジャンで同ルートに関する調査を実施した。

アゼルバイジャン（9 月）、ジョージア（9 月）、ウズベキスタン（10 月）との間で二国間クレジット制度（JCM）の構築に関する協力覚書に署名した。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況：b

測定指標 5-2 「中央アジア+日本」対話の進展 *

中期目標（令和一年度）

「中央アジア+日本」対話の枠組みで各種会合を実施し、中央アジアの「開かれ、安定し、自立的な発展」を支え、地域協力の発展のための「触媒」として地域及び国際の平和と安定に寄与することを目的とした外交を推進する。

令和2年度目標

現在進行中の運輸・物流案件を他省庁と協力しながら着実に進めつつ、第7回外相会合のテーマである観光分野での協力案件の具体化・実施に向け、以下を実施する。

- 1 「中央アジア+日本」対話・第14回高級実務者会合（SOM）
- 2 知的対話（東京対話）

施策の進捗状況・実績

- 1 「中央アジア+日本」対話・第14回高級実務者会合（SOM）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、要人往来や外交行事が大幅に制限される中、8月に「中央アジア+日本」対話・外相会合をオンライン形式で開催し、新型コロナウイルス感染症対策における中央アジアの域内協力及び日本との協力、令和4年の外交関係開設30周年を見据えた協力の在り方、次回日本で開催予定の「中央アジア+日本」対話・第8回外相会合に向けた議論の方向性について活発な意見交換を行った。同会合において、第14回高級実務者会合（SOM）において第8回外相会合に向けた調整を行うこととされ、現在、同SOMの令和3年度前半の開催に向けた作業が続けられている。

- 2 知的対話（東京対話）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、東京対話に替えて、令和3年3月、「中央アジア+日本」対話・第6回専門家会合「クリーンエネルギー開発と中央アジアの新たな可能性」をオンライン形式による公開セミナーとして開催し、中央アジア5か国の実務専門家と日本側専門家（日本エネルギー経済研究所等）によるパネルディスカッションなどを行った。

令和3年度目標

- 1 「中央アジア+日本」対話・第8回外相会合の開催
- 2 知的対話（東京対話）などの開催

施策の進捗状況・実績

- 1 「中央アジア+日本」対話・第8回外相会合

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により令和3年度内の実施は実現しなかったが、早期実現に向けて中央アジア5か国との間で調整を続けている。

- 2 知的対話（東京対話）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、東京対話に替えて、令和4年3月、「中央アジア+日本」対話・第7回専門家会合「中央アジア・コーカサスにおける環境問題と日本の役割」をオンライン形式による公開セミナーとして開催し、中央アジア5か国の実務専門家、日本側専門家（東北大学、新潟大学等）及びコーカサス3か国からの招待者を交えてパネルディスカッションなどを行った。

- 3 その他特記事項

6月に、「中央アジア+日本」対話・第14回高級実務者会合をオンライン形式で実施し、これまでの専門家会合等における成果を確認した。また、貿易経済、運輸・連結性・インフラ、観光、農業といった分野に加え、新型コロナウイルス感染拡大を受けた保健医療分野、地域の安全保障といった分野での協力の可能性についても意見交換を行った。

令和4年度目標

- 1 「中央アジア+日本」対話・第8回外相会合の開催
- 2 知的対話（東京対話）などの開催（オンライン形式を含む）

施策の進捗状況・実績

- 1 「中央アジア+日本」対話・第8回外相会合開催状況

新型コロナウイルス感染症対策による諸制約に鑑み、4月にオンライン形式で第8回外相会合を

開催した。林外務大臣と5か国の代表は、中央アジア諸国と日本との連携の強化に向けた取組、ウクライナやアフガニスタンの情勢を含む地域情勢等について意見交換を行った。

また、12月には中央アジア5か国の外相が初めてそろって訪日し、「中央アジア＋日本」対話・第9回外相会合が10年ぶりに東京で開催された。外相会合では、中央アジアの持続可能な発展の達成に向け、「人への投資」、「成長の質」に重点を置いた新たな発展モデルを確立し推進していくことを決定したほか、「カスピ海ルート」や従来からの不安定化リスクへの対処のための協力についても意見交換を行った。また、ロシアによるウクライナ侵略やアフガニスタン情勢を踏まえた対応についても率直な意見交換を行った。外相会合後、中央アジアの自由で開かれた持続可能な発展の達成のため、「人への投資」と「成長の質」に重点をおいた新たな成長モデルに沿った協力を確立するほか、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化するパートナーとしての相互協力の重要性などを確認する、6か国外相による共同声明が発出された。

2 知的対話（東京対話）などの開催状況

10月に「中央アジア＋日本」対話・公開セミナー「中央アジア及び周辺地域における女子教育の現状と展望」をハイブリット形式で開催し、中央アジア及び周辺地域における女子教育の現状と展望についてセミナーを行った。11月には「中央アジア＋日本」対話・第15回高級実務者会合（SOM）を開催し、外務次官級の5か国代表と第9回外相会合の開催に向けた議論を行った。3月には中央アジア・コーカサス諸国からの実務者8名を招へいし、第12回東京対話「中央アジア・コーカサスとの連結性」を実施した。参加者からは、それぞれ各国における物流・税関分野等における地域協力の現状や今後の課題について報告がなされたほか、日本企業から見た課題や日本の事例紹介等、日本側パネリストも交えて活発な議論が行われた。中央アジア・コーカサス諸国からの参加者からは、同分野の発展に向けた日本の関与に対して期待が示された。

令和2・3・4年度目標の達成状況：a

測定指標5－3 中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数（政務レベル以上）

	中期 目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・3・4年度目標の達成状況
	一年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	
	—	15	13	15	16	18	58	

参考指標：中央アジア・コーカサス諸国との貿易額（単位：億円）

（出典：財務省貿易統計）	実績値			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	2,510	1,393	1,594	3,130

評価結果（個別分野5）

施策の分析

【測定指標5－1 各国との対話・交流等の進展】

新型コロナウイルス感染症の影響により、各国との対話・交流等の促進は大きな影響を受け、特に令和2年度及び3年度においては、招へいはオンライン実施又は中止に追い込まれた。他方、こうした中でも可能な範囲の外交努力は実施し、ベルディムハメドフ・トルクメニスタン副首相（大統領子息（当時）、現大統領）及びサルキシャン・アルメニア大統領の訪日（令和3年7月）、ウムルザーコフ・ウズベキスタン副首相兼投資・対外貿易相の2回の訪日（令和2年12月、令和4年4月）、林外務大臣のカザフスタン・ウズベキスタン訪問（令和4年5月）等、コロナ渦においても積極的な要人往来が行われるとともに、渡航制限が緩まる機会を着実に捉え、各国との対話・交流が進展した。（令和2・3・4年度：中央アジア・コーカサス諸国との関係強化（達成手段①1 二国間関係の強化（資源外交・日本企業支援を含む）））

議会間、議員交流についても、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、令和2年度及び3年度には実際の渡航は行われなかったが、書簡交換の支援やオンラインでの議連間・議会間の交流（トルクメニスタン、ウズベキスタン（令和2年度）、カザフスタン、ジョージア（令和3年度））への支援等を通じて交流の継続を支援した。令和4年度は水際措置の段階的緩和等を踏まえ後半を中心に議員間交

流が活発化し、古屋圭司日本・タジキスタン友好議連会長のタジキスタン・ウズベキスタン訪問（８月）、アルシャキャン・アルメニア国民議会副議長の故安倍晋三国葬儀への参列（９月）、パプアシヴィリ・ジョージア議会議長の訪日（１１月）が実現し、議会議長との会談や友好議連関係者との会談を支援した。また令和４年１１月には、これまでの議員間交流の積み重ねの上に、「日本・中央アジア諸国友好議員連盟」が新たに設立され、外務省としても必要な支援を実施した。

外務事務次官級協議等の協議に関しても、新型コロナウイルス感染症対策の影響を大いに受けたものの、政務レベルでの要人往来が制約される中で、各国との対話を維持する観点から、令和２年度にはウズベキスタン及びタジキスタンとの間で、令和３年度にはジョージアとの間でオンラインでの政務協議を実施した。また、令和４年度には、アゼルバイジャンとの政務協議及び日・タジキスタン経済・技術・科学協力政府間委員会第２回会合を対面で実施し、ロシアによるウクライナ侵略に伴い国際情勢が激変する中で、地域情勢等や二国間協力の拡大に向けた意見交換を行った。

また、投資協定及び租税条約についても、オンラインも活用しつつ、渡航制限が緩まったタイミングで対面交渉を実施する等の工夫をこらし、日・ジョージア投資協定・租税条約の署名（令和３年１月）、日・アゼルバイジャン租税条約の署名（令和４年１２月）等着実な成果を挙げている。一方で、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタンとの間では、コロナ禍や国内外の情勢変化に起因する日本政府及び相手国政府における方針の変化等も交渉に影響を及ぼしているところ、いずれも妥結に至っていない。関係省庁・局課において交渉にあたる人的リソースが限られている中、まずは交渉の進捗程度の高い日・アゼルバイジャン投資協定の妥結を目指す必要がある。（令和２・３・４年度：中央アジア・コーカサス諸国との関係強化（達成手段①１ 二国間関係の強化（資源外交・日本企業支援を含む））

また、招へいに関しては、気候変動に対する国際的・国内的な関心の高まりを背景に、令和３年度戦略的実務者招へい（中央アジア有識者招へい）で中央アジア５か国から再生可能エネルギーに係る政府関係者等５名をオンラインで招へい、令和４年度戦略的実務者招へい（中央アジア実務者招へい）で中央アジア５か国から環境問題をテーマに政府関係者等１０名をオンラインで招へい、令和５年度戦略的実務者招へい（若手外交官等招へい）では、中央アジア・コーカサス諸国及び東欧諸国から８名の若手外交官等を招へいし「エネルギー・環境」をテーマに関連施設の視察及び有識者との意見交換を行う等、オンラインも含めてエネルギー・環境分野に関する取組を強化した。こうした取組の成果として、令和４年度には、アゼルバイジャン、ジョージア、ウズベキスタンとの間で JCM 構築の覚書が結ばれるとともに、複数の中央アジア諸国から更なる関心が提起されている。（令和２・３・４年度：中央アジア・コーカサス諸国との関係強化（達成手段①４ 人的、知的交流の促進）

令和４年の中央アジア・コーカサス諸国との外交関係樹立３０周年に際しては、中央アジアとの外交関係樹立記念日が上半期に集中していたこともあり、記念行事の実施等には制約があったが、各国との間で首脳間・外相間の祝辞の書簡交換を行い、ハイレベルでさらなる関係強化に向けた方針を確認するとともに、中央アジア諸国との間では、漫画家森薫氏による中央アジア５か国との外交関係樹立３０周年公式ロゴマークを制定と記念事業認定や和太鼓グループ彩の現地公演、コーカサスにおいては琴奏者吉澤延隆氏の公演等により、交流の機運を高めることができ、各国における対日関心・印象の向上、我が国における対中央アジア・コーカサス外交への理解促進の一助となった。（令和３・４年度：中央アジア・コーカサス諸国との関係強化（達成手段①１ 二国間関係の強化（資源外交・日本企業支援を含む）

これらの対話・交流及びその他の事務レベルの協議を通じ、平成２７（２０１５）年の安倍総理大臣の中央アジア歴訪に際して合意された協力について評価したり、一部の案件については対応を協議したりするなど、相手国政府との間でフォローアップを行った。また、同訪問においてトルクメニスタンとの間の共同声明で言及されたトルクメニスタンにおける日本語教育の拡大については、日本語学習者の増加など一定の成果を出している。タジキスタンで合意された日・タジキスタン経済・技術・科学協力政府間委員会については、令和５年３月１３日に第２回会合を実施した。キルギスとの共同声明で言及された日本貿易振興機構（JETRO）との協力拡大に関し、令和４年１２月のジャパロフ内閣議長訪日の機会を捉え、協力覚書の署名実現を後押しした。

【測定指標５－２ 「中央アジア＋日本」対話の進展 ＊】

「中央アジア＋日本」対話外相会合については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和２年度に代替となるオンライン外相会合を開催したが、令和３年度実施を目指した対面での第８回外相会合の実施は実現できなかった。令和４年度には、ロシアのウクライナ侵略も踏まえ、４月にオンラインで第８回外相会合を実施するとともに、１２月に中央アジア５か国の外相が初めてそろって訪日し、「中央アジア＋日本」対話・第９回外相会合の１０年ぶりの東京開催を実現した。同会合においては、中央アジアの持続可能な発展の達成に向け、「人への投資」、「成長の質」に重点を置いた新たな発展モデルを確立し推進していくことを決定し、厳しい国際情勢における中央アジア各国の現状を踏まえた日本

の協力量針を打ち出しほか、国際法を堅持する重要性について一致し、これらの内容を含む共同声明を発出するなど、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化の面で大きな成果があった。

(令和2・3・4年度：中央アジア・コーカサス諸国との関係強化(達成手段①3 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける地域協力の促進))

また、その他知的対話(東京対話)などについては、新型コロナウイルス感染症対策により開催困難だった時期には、第6回専門家会合「クリーンエネルギー開発と中央アジアの新たな可能性」(令和2年度)、第7回専門家会合「中央アジア・コーカサスにおける環境問題と日本の役割」(令和3年度)等、専門家会合をオンラインで一般公開する形式で実施するとともに、令和4年度においては、公開セミナー「中央アジア及び周辺地域における女子教育の現状と展望」や第12回東京対話「中央アジア・コーカサスとの連結性」などハイブリッド形式での開催を実現し、コロナ渦にあっても対話のモメンタムを維持・強化するとともに、外相会合を補完する形で、中央アジア各国と日本の間での官民の協力の成果を確認するとともに今後の協力が望まれる分野を特定する点で成果があった。また、第7回専門家会合以降は、主題等に応じて、中央アジアだけではなく、隣接するコーカサス諸国やアフガニスタンの関係者も関与させることで、中央アジアの抱える問題に対してより多角的にアプローチすることができた。(令和2・3・4年度：中央アジア・コーカサス諸国との関係強化(達成手段①4 人的、知的交流の促進))

以上のように、コロナ渦での停滞にもかかわらず、過去3年間を通じて所期の目標は全て達成されており、特に、東京における第9回外相会合の開催は特筆すべき成果であったところ、本測定指標の目標達成度を「a」と判定した。

【測定指標5-3 中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数(政務レベル以上)】

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により実績値が目標値を下回る結果となったが、令和3年度については、感染対策措置が長期化する中、オンライン形式も積極的に活用することで実績値が目標値を僅かに上回る結果となった。令和4年度については、年度当初の時点では、国際的に感染対策措置が相当程度緩和されていた一方、日本国内における感染対策措置の継続により往来に支障を来す可能性も見込んで目標値を設定したが、感染対策措置が徐々に緩和される中、4月の林外務大臣のカザフスタン、ウズベキスタン訪問や5月の本田外務大臣政務官のコーカサス3か国訪問などを通じ、日本と中央アジア間の要人往来再開の機運が強く醸成されたことなどの結果、各国からのスキームを伴わない訪日の増加もあり、実績値が目標値を大幅に上回り、新型コロナ前の水準も超える結果となった。

以上により、3年間を通じて所期の目標は達成されたとして、本測定指標の目標達成度を「a」と判定した。(令和2・3・4年度中央アジア・コーカサス諸国との関係強化(達成手段①1 二国間関係の強化(資源外交・日本企業支援を含む))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

中央アジア・コーカサス諸国は、東アジア、南アジア、中東、欧州、ロシアを結ぶ地政学的な要衝に位置し、石油、天然ガス、ウラン、レアメタルなどの豊富な天然資源を有する。また、中央アジア・コーカサス諸国を含む地域全体の安定は、テロとの闘い、麻薬対策といった国際社会が直面する重要課題に取り組んでいく上でも高い重要性を有する。

ロシアによるウクライナ侵略については、各国が地政学的及び経済的にロシアと密接な関係にある中で、中立的な立場を維持する姿勢を示している(ジョージアを除く)。また、エネルギーをはじめとする貿易品目の輸送路やロシアへの出稼ぎ労働者からの送金などへの影響が生じており対応に苦慮している。こうした状況を受け、中央アジア・コーカサス諸国に対する国際社会の注目が集まっており、令和4年11月のG7ミュンスター外相会合でも中央アジアが議題となったほか、日本、米国、EU、韓国などが中央アジア5か国との間の首脳級・閣僚級会合を開催した。また、中国の習近平国家主席は約2年ぶりの外遊先として中央アジアを訪問した。ロシアは令和4年10月に初の中央アジア・ロシア首脳会合を開催するなど、求心力の維持に向けて活発な外交を展開している。こうした状況の中で、いち早く中央アジア5か国との間の対話の枠組みとして「中央アジア+日本」対話を立ち上げ、二国間協力だけでなく、中央アジア域内の協力をも後押ししてきた我が国が果たすべき役割は大きい。また、中央アジア・コーカサス地域は、石油・ガス、レアメタルなど豊富な資源を埋蔵しており、同地域諸国との関係強化のための施策を進めることは、我が国がエネルギー供給源の多角化を目指す上でも有益である。中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化するとともに、中央アジア地域内協力を促進するとの施策目標の重要性は一層顕著となっており、基本的に今後とも同目標を維持し、その達成

に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

5-1 各国との対話・交流等の進展

要人往来、政務協議及び招へいを実施し、各国との間で、政治・経済・文化などあらゆる分野での関係強化を図るとのこれまでの中期・年度目標は、適切なものであった。ロシアのウクライナ侵略を踏まえ、中央アジア・コーカサス地域諸国との対話の重要性が高まっており、引き続き二国間の要人往来、政務協議、招へい等の活用を図っていく。石油・ガス、レアメタルなど豊富な資源を埋蔵する中央アジア・コーカサス地域諸国との関係強化は、引き続き我が国にとって重要である。ハイレベル協議及び要人往来は、各国との関係を強化する上で有効性が高く、これまでと同様に頻繁な往来を継続し、特に経済分野での協力等、平成 27（2015）年の安倍総理大臣による中央アジア歴訪の成果も踏まえ、更なる経済分野での協力拡大を目指す。また、近年エネルギー資源の豊富な中央アジア・コーカサス諸国においても経済効率性や環境に配慮したエネルギー転換への関心やエネルギー以外の分野における日本企業の進出、ロシア及び中国への過度の依存を緩和するための選択肢として日本との関係進展への期待が高まっており、経済関係を中心に関係強化を目指していく。

5-2 「中央アジア+日本」対話の進展 *

「中央アジア+日本」対話の枠組みで各種会合を実施し、地域共通の課題に関する中央アジア諸国との対話を深化させることを目指すこれまでの中期・年度目標は、適切であった。日本以外にも中露や米国、EU 等多くの国々が中央アジア+1 か国のフォーマットでの枠組みを設けている中で、言わば先駆者である日本への期待は、外相会合や中央アジア諸国との会談の中で累次にわたり強調されている。令和 6 年の「中央アジア+日本」対話の発足 20 周年を見据えつつ、次回の記念すべき「中央アジア+日本」対話・第 10 回外相会合や準備を進めるための高級実務者会合（SOM）や専門家会合等を通じて、「中央アジア+日本」対話の枠組みによる協力を引き続き拡大・深化させていく。

5-3 中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数（政務レベル以上）

首脳会談、外相会談のみならず、副大臣や大臣政務官の現地訪問時などに相手国首脳・外相等との会談を行っており、より幅広い層でハイレベルでの会談の機会を多く持つようになっている。これらの会談も外相会談に準じ非常に有益であることから、「首脳会談・外相会談の数」という目標ではなく、引き続き「政務レベル以上」の会談数を目標とすることとする。それと同時に、引き続き、「首脳会談・外相会談」の機会は逃さず追求していく。なお、具体的な目標値については、新型コロナウイルス感染症対策に伴う水際措置が令和 5 年 5 月で終了する見込みであることを踏まえ、コロナ前の目標値を参考に、反動で上振れした令和 4 年度からの下振れの可能性も考慮に入れつつ設定することとする。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
「中央アジア+日本」対話
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/europe/caj/>)
- 各国事情
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uzbekistan/index.html>)
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kazakhstan/index.html>)
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kyrgyz/index.html>)
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/tajikistan/index.html>)
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/turkmenistan/index.html>)
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/azerbaijan/index.html>)
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/armenia/index.html>)
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/georgia/index.html>)
- ・ 令和 4 年度外交青書（2021）
第 2 章 6 節 ロシア、中央アジアとコーカサス

施策 I-5 中東地域外交

令和 5 年度政策評価書

(外務省 4-I-5)

施策名 (※)	中東地域外交					
施策目標	多くの課題を抱える中東・北アフリカ地域の平和と安定及び経済的発展を支え、資源の安全供給を確保するとともに、中東・北アフリカ地域における我が国の国際的な立場及び発言力を強化するため、以下を実施する。 1 湾岸地域の緊張緩和に加え、中東和平問題、シリア、リビア、イラン、アフガニスタン、イラク及びイエメンの安定等を始めとした地域の諸課題に対し、緊張緩和のための外交努力や政治対話、人道・開発支援を強化することで地域の安定化に貢献する。 2 要人往来の強化を通じ、中東諸国との人的交流・対話を通じた相互理解を促進するとともに、産油・産ガス国（特に、イラン、湾岸協力理事会(GCC)諸国）を始めとする中東・北アフリカ諸国からの資源の安定供給を確保しつつ、各国の経済・社会改革を後押しし、経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築する。					
施 策 の 予 算 額・執行額等 (分担金・拠 出金除く)	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	129	131	150	128
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	129	131	150	
	執行額(百万円)		13	35	109	
同 (分担金・拠 出金)	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	66	67	64	63
		補正予算(b)	203	66	187	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	269	133	251	
	執行額(百万円)		269	133	251	

(※) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」（「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」）及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果 (注 1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (B)	(判断根拠) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の令和 2・3・4 年度目標の達成状況 (注 2)	個別分野 1 中東地域の安定化に向けた働きかけ	
		* 1-1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果	b
		* 1-2 イラク・アフガニスタンの復興の進展	b
		* 1-3 イランの核合意を受けた二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し	b
		* 1-4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援	b
		1-5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数	b
		1-6 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(平和と繁栄の回廊、CEAPAD 等)	b
		個別分野 2 中東諸国との関係の強化	
		* 2-1 中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化	b
		* 2-2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化	b
		2-3 中東地域産油国(特に GCC 諸国)の経済・社会改革の後押しと重層的な経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施	b
		2-4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(イスラエル・パレスチナ合同青年招へい等)	b

	2－5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数	b
	2－6 経済条約の締結数	c

(注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2) 「測定指標の令和2・3・4年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び令和2・3・4年度目標の達成状況を列挙した。「＊」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見) ・個別分野1について、「アラブの冬」に対する支援は外交上の重要性はもちろん、エネルギー危機のなかその重要性も急増している。先方への支援のみならず、日本国内へのPRも追及していただきたい。 ・中東地域ではアブラハム合意に見られるイスラエルとアラブ諸国の関係改善、中国の仲介によるサウジアラビア・イランの外交関係再開など、新しい動きもみられる。こうした中で、日本外交が何を目標として中東外交を展開すべきか、「個別分野1」の項目についての見直しを検討してよい。 ・測定指標1－1は中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果とあるが、施策目標はイスラエル・パレスチナ問題への働きかけである。測定指標1－2はイラク・アフガニスタンの復興の進展とされているが、施策目標は日本からのイラク・アフガニスタンへの働きかけや支援が中心である。さらに、測定指標1－4は中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援であるが、中身はシリアやイエメンなどに対する人道支援が中心である。外交的に明確に書けない理由があるのかもしれないが、施策の達成度を測るために設定される測定指標は中身を適切に示さなければ、誤解を受けてしまうケースも考えられる。 ・イスラエルとパレスチナの問題に対する日本の積極的な取り組みを示し、またパレスチナの経済的自立のための支援活動についても詳細に報告されており、具体的な行動を伴っていることが評価できる。しかし、実施したプログラムや提供した支援の具体的な成果や影響についての施策ごとの評価が不足している。ガザ地区の人道状況に対する対策としての緊急無償資金協力についても、その資金がどのように使用され、どのような影響を与えたのかについての記述が必要であり、この点についての加筆が課題となるであろう。 ・アフガニスタンでは駐留米軍の撤収と、タリバーンの政権奪還を受けて、社会秩序の変動や人権状況が危惧される状況が続いている。国際機関等と連携しながら、食糧、保健、教育分野の支援が強化されたことは評価できるが、治安状況等の改善がみられればオンライン協力拡充することを期待する。 ・個別分野2の測定指標2－6は「c」と判定されているが、経済条約の締結数が目標達成できなかったことがその理由であるようである。他方、「中東・北アフリカ諸国とは、商習慣や文化的・社会的慣習の違いに留意しながらEPA、社会保障協定、投資協定等の様々な形式で経済関係を強化するための協定締結に向けた協議が着実に実施されており、要人往来等の機会を捉え署名に至っている。締結数ゼロの年度であっても、協議そのものは締結すなわち目標の達成に向けて着実に進められている。」とのことであり、十分な外交的努力は払われているということである。今後の成果に期待する。

担当部局名	中東アフリカ局	政策評価 実施時期	令和5年8月

個別分野 1 中東地域の安定化に向けた働きかけ

施策の概要

- 1 中東和平実現に向けた当事者同士の交渉再開に向けた関係者への働きかけ、対パレスチナ支援及び信頼醸成のための取組を推進する。
- 2 イラク及びアフガニスタンの安定・復興に貢献する。
- 3 イランが地域・国際社会との信頼構築を進め、地域の平和と安定のために建設的な役割を果たすよう働きかけを行う。
- 4 シリア情勢及びイエメン情勢の安定化を含め、「アラブの春」以降のガバナンスの低下や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。
- 5 これらの政策目的に応じて、適時適切に関連する国際機関と連携していく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 208 回国会外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・第 208 回国会衆議院外務委員会における林外務大臣挨拶（令和 4 年 2 月 25 日）
- ・第 208 回国会参議院外交防衛委員会における林外務大臣挨拶（令和 4 年 3 月 3 日）
- ・第 208 回国会衆議院安全保障委員会における林外務大臣挨拶（令和 4 年 3 月 1 日）

測定指標 1－1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果 *

中期目標（--年度）

イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、関係者間の信頼醸成措置及び対パレスチナ支援を実施する。

令和 2 年度目標

- 1 イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働きかけ
要人往来を通じ、イスラエル・パレスチナを含む関係国要人に対し、イスラエル・パレスチナ間の対話の再開等に向けた働きかけを行う。
- 2 当事者間の信頼醸成のための支援
イスラエル・パレスチナを含めた関係者間の信頼醸成を促進するため、アジア諸国と連携した取組であるパレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）閣僚会合を見据え、高級実務者会合を東京で開催する等、適切に準備を進める。
- 3 パレスチナの経済的自立のための支援
将来のパレスチナ国家建設を後押しするため、「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業である「ジェリコ農産加工団地（JAIP）」を含めた対パレスチナ支援を行う。
なお、これらの取組を進めるに当たり、適時適切に国際機関等との連携も図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働きかけ
令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により要人往来が皆無であったが、首脳レベルから実務レベルに至るまで電話会談やオンライン会談を積極的に活用して働きかけを実施した。例えば、12 月、菅総理大臣就任に際してのネタニヤフ首相との電話会談において、「賢明かつ柔軟な対応に期待する」旨述べた。その他、国連や欧米諸国とも局長レベル等で協議を実施した。また、鈴木外務副大臣が、6 月にテレビ会議形式にて開催された「パレスチナ支援調整委員会（AHLC）閣僚級会合」に出席し、中東和平に関する日本の立場を発信した。
- 2 当事者間の信頼醸成のための支援
CEAPAD に関しては、高級実務者会合（SOM）の対面での会合開催が困難だったことから、実務レベル（課長レベル）のオンライン会合を 2 回主催した。さらにイスラエル・パレスチナ含む当事者や関係国ともあらゆるレベルで意思疎通を図り、中東和平に対するモメンタムの維持を図った。これらの地道な努力も一助となり、ヨルダンへの輸出のための JAIP 専用道路に関する三者（イスラエル・パレスチナ及び日本）協議を約 1 年 1 か月ぶりに実施できた。
- 3 パレスチナの経済的自立のための支援
ジェリコ農産加工団地（JAIP）を始めとする各種支援を継続するとともに、新型コロナに際して、10 月以降、新たに約 4,000 万ドルのパレスチナ支援を決定した。この支援には、ガザ地区及び西岸地

区に所在する初等・中等学校 10 校の新設及び教育機材(実験機材等)の整備案件、パレスチナ自治区及び難民キャンプのインフラ整備を可能とするための財政支援が含まれる。

令和 3 年度目標

1 イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働き掛け

米国の政権交代を契機として当事者間の関係改善の動きが見られるところ、この機運を当事者間の交渉再開につなげるべく、要人往来や電話会談等あらゆる機会を捉えて働き掛けを行う。

2 当事者間の信頼醸成のための取組

令和 2 年度に開催できなかった CEAPAD 高級実務者会合等の開催を目指すとともに、上記の専用道路に関する三者協議に続き、「平和と繁栄の回廊」構想に関する四者（イスラエル・パレスチナ、ヨルダン及び日本）協議を開催する等、信頼醸成のための取組に一層注力する。

3 パレスチナの経済的自立のための支援

関係国、国際機関等と連携しつつ、「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業である「ジェリコ農産加工団地（JAIP）」を含めた対パレスチナ支援を継続する。

施策の進捗状況・実績

1 イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働き掛け

令和 3 年度も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により要人往来は難しい環境が継続した。そのような中でも、5 月にイスラエルとパレスチナ武装勢力との間で大規模な衝突が発生した際には、事態沈静化に向けた働きかけを東京及び現地ベースでイスラエル・パレスチナ双方に実施するとともに、停戦発表直後には、イスラエル及びパレスチナを含む関係各国等と外相電話会談を実施し、停戦の維持を働きかけた。8 月には、茂木外務大臣が中東を歴訪し、大臣から直接先方首脳・外相に対し、「イスラエル・パレスチナ双方が緊張緩和と信頼回復に向けて具体的措置を講じることを期待する」旨を伝えた。その他、国連や欧米諸国とも局長レベル等で協議を実施した。また、本田外務大臣政務官が、11 月に開催された「パレスチナ支援調整委員会（AHLC）閣僚級会合」にビデオ・メッセージで出席し、中東和平に関する日本の立場を発信した。

2 当事者間の信頼醸成のための取組

CEAPAD に関しては、3 年度も開催に至らなかったが、令和 4 年 3 月、中東和平に関するカルテット（米、露、EU、国連）事務局と CEAPAD 諸国とのオンライン企業間取引（B2B）イベントを実施した。さらにイスラエル・パレスチナを含む当事者や関係国ともあらゆるレベルで意思疎通を図り、中東和平に対するモメンタムの維持を図った。これらの地道な努力も一助となり、ヨルダンへの輸出促進のためのジェリコ農産加工団地（JAIP）専用道路に関する三者（イスラエル・パレスチナ及び日本）協議を 2 回開催することができた。「平和と繁栄の回廊」構想に関する四者協議は関係各国・地域間の調整がつかず開催に至らなかった。

3 パレスチナの経済的自立のための支援

イスラエルとパレスチナ武装勢力間の衝突により大きな被害を受けたガザ地区に対する緊急無償資金協力を実施したほか、新型コロナウイルス感染症対策、ジャパンプラットフォームによる対ガザ地区人道支援、難民向け食料支援、「経済社会開発計画」を通じて燃料支援等総額約 3,200 万ドルの支援を行った。また、「平和と繁栄の回廊」構想旗艦プロジェクトの JAIP を始めとする各種支援を継続し、8 月に茂木大臣の出席を得て、パレスチナ・ビジネス繁栄センターの開所式、並びに、「観光回廊」構想の一環として、ヒシャム宮殿遺跡大浴場保護シェルター開所式を実施した。12 月以降、UNRWA、UNMAS、UNDP、UN Women、IPPF、UNESCO を通じて、新たに約 2,000 万ドルのパレスチナ支援を決定した。この支援には、ガザ地区における不発弾対策、医療機関の太陽光発電、パレスチナ難民キャンプでの医療・保健、家屋再建支援が含まれる。

令和 4 年度目標

1 イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働き掛け

イスラエルの政権交代を契機に、イスラエル・パレスチナ閣僚間の接触等、関係改善の動きも一部に見られるところ、この機運を当事者間の交渉再開につなげるべく、要人往来や電話会談等あらゆる機会を捉えて働き掛けを行う。

2 当事者間の信頼醸成のための取組

5 月の衝突を受けたイスラエル・パレスチナ間の関係悪化もあり令和 3 年度に実現しなかった CEAPAD 高級実務者会合等の開催を目指すとともに、「平和と繁栄の回廊」構想に関する四者（イスラエ

ル・パレスチナ、ヨルダン及び日本）協議や、イスラエル政府関係者の JAIP 訪問を実施する等、信頼醸成のための取組に一層注力する。

3 パレスチナの経済的自立のための支援

関係国、国際機関等と連携しつつ、「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業である「ジェリコ農産加工団地（JAIP）」や、同構想の「観光回廊」構想を含めた対パレスチナ支援を継続する。

施策の進捗状況・実績

1 イスラエル・パレスチナを含む関係国への政治的働き掛け

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により要人往来は難しい環境が継続した。そのような中でも、8月に上村日本国政府代表（中東和平担当特使）をイスラエル・パレスチナ及びヨルダンに派遣し、平穏の維持と対話の再開に向けた働きかけを双方に実施した。令和5年1月以降、イスラエルとパレスチナの間で暴力の応酬が再び激しくなっており、2月には、高木外務大臣政務官がイスラエル及びパレスチナを訪問し、直接パレスチナのアッバース大統領に対し、「現下、イスラエル・パレスチナ間で緊張が高まっており、衝突や暴力により多くの死傷者が出ていることに深刻な懸念を表明」し、「日本は「二国家解決」を支持しており、引き続き日本独自の取組を通じ双方の信頼醸成等へ貢献していく」旨を伝え、イスラエルのハネグビ国家安全保障会議（NSC）議長兼国家安全保障顧問に対し、「対話による解決に向けて、あらゆる一方的な措置を双方が控えるべきである」旨を指摘した。加えて、日・イスラエル外相電話会談（1月）、同首脳電話会談（2月、対首相、及び3月、対大統領）の機会を捉えても、働きかけを実施した。その他、国連や欧米諸国とも局長レベル等で協議を実施した。

2 当事者間の信頼醸成のための取組

CEAPAD に関しては、高級実務者会合の開催は、イスラエル・パレスチナをめぐる昨今の情勢もあり、過去2年度に続いて実現しなかったが、12月に実務レベル（課長レベル）のオンライン会合を開催した。さらにイスラエル・パレスチナを含む当事者や関係国ともあらゆるレベルで意思疎通を図り、中東和平に対するモメンタムの維持を図った。これらの地道な努力も一助となり、ヨルダンへの輸出促進のためのジェリコ農産加工団地（JAIP）専用道路に関する三者（イスラエル・パレスチナ及び日本）協議を2回開催することができ、「平和と繁栄の回廊」構想に関する四者物流協議を12月に開催した。その機会に、イスラエル政府関係者のジェリコ農産加工団地（JAIP）が実現した。また、令和5年1月にイスラエル・パレスチナ青年合同招へいを3年ぶりに実施し、イスラエルとパレスチナから各4名、計8名の若者に相互の信頼関係を構築する場を提供するとともに、日本の中東和平に向けた取組、外交政策、経済及び文化等についても広く理解を深めてもらう取組を行った。

3 パレスチナの経済的自立のための支援

4月にパレスチナのガザ地区における新型コロナウイルス感染症の流行や洪水被害などによって大きく悪化した人道状況を受け、同地区に対し、335万ドル（約3億6,180万円）の緊急無償資金協力を行った。また、「平和と繁栄の回廊」構想旗艦プロジェクトのJAIPを始めとする各種支援を継続した。12月には、UNRWA、FAO、ILO、ITC、UNDP、OQ、日本のNGO等を通じて、新たに約2,600万ドルのパレスチナ支援を決定した。この支援には、ガザ地区における漁業セクター支援、西岸地区の女性・若者への就労支援、ガザ地区でのIT分野での職業訓練・就労支援、ガザ地区での湿地帯の環境保全工事等が含まれる。

1月にガザ地区から教員7名を招へいし、学校訪問などを通して日本の平和教育や道徳教育について知見を共有した。

4 その他特記事項

4月、5月、令和5年1月、2月、3月にそれぞれイスラエルによる入植地拡大やイスラエル・パレスチナ情勢に関する外務報道官談話を発出し、我が国の立場を発信した。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標1-2 イラク・アフガニスタンの復興の進展 *

中期目標（--年度）

1 イラク

イラクの国民融和、民生安定に資する取組を推進する。

2 アフガニスタン

アフガニスタンの平和と安定、国民の生活環境向上に資する取組を推進する。

令和2年度目標

1 イラク

- (1) 豊かで安全な国作りに向けたイラクの復興を後押しするため、基礎サービスの向上や人づくりへの貢献を通じ、イラク自身の自助努力を支援していく。
- (2) 我が方要人とイラク側要人との会談の際に、イラク政府及び国民が一致団結して治安の安定と復興を推し進めていくことの重要性を働き掛けていく。

2 アフガニスタン

- (1) 大使館員及び在留邦人の安全に最大限配慮しつつ、アフガニスタンの平和と安定、国民の生活環境向上に資する支援を着実に実施するとともに、令和2年のドナー会合に向けて、国際社会とも協調しつつ、適切かつ効果的な我が国の支援策を検討する。
- (2) 我が方要人とアフガニスタン側要人との会談の際に、治安状況改善や汚職対策含むガバナンス改善のための取組について働き掛けていく。

施策の進捗状況・実績

1 イラク

- (1) 日本は、イラク政府自身による改革を支援する目的で10月に形成された主要ドナー国及び国際機関によって構成される「イラク経済コンタクトグループ」の一員として複数回の会合に参加し、イラク政府が策定した改革プロジェクトをイラク自身の手で着実に実施するための提言を行うとともに、イラク支援の在り方について議論した。令和3年1月には補正予算により、主に新型コロナ対策、国内避難民や帰還民支援、ISILからの解放地復興支援等に主眼を置いた国際機関を通じた約5,000万ドルの対イラク支援を決定した。
- (2) 令和2年1月にイラク国内で米国がイラン革命ガード・コッズ部隊司令官ほかを殺害したことで地域情勢の緊張が急激に高まったことや、新型コロナ感染症拡大の影響により、日本・イラク間の要人往来に制限があったが、5月にカーズィミー首相を首班とする新内閣が発足した際、安倍総理大臣から祝辞書簡を発出し、イラク政府が国民の幅広い信頼を得つつ、イラクが直面する現下の課題に取り組み、持続的な安定と発展を実現することへの期待を伝えた。

2 アフガニスタン

- (1) 現地の治安状況が引き続き予断できない状況にある中、国際機関等とも連携しつつ、我が国の対アフガン国別開発協力方針に沿って、治安、農業、保健（新型コロナ対策含む）、教育、インフラ分野等、同国の自立と安定に向けた可能な限りの支援を行った。
- (2) 11月にオンライン形式で開催された「アフガニスタンに関するジュネーブ会合」において、ビデオ形式で出席した茂木外務大臣から、法の支配や汚職撲滅等に係るアフガン政府自身の努力を前提に、年間1.8億ドル規模の過去4年間と同水準の支援を、令和3（2021）年から令和6（2024）年まで維持するように努める方針を表明した。4年に1度となる同会合に向けての準備にあたっては、7月の高級実務者会合を始めとするアフガン政府及びドナー諸国・機関の対話の機会を通じて、国際協調を重視した。
- (3) 11月及び令和3年3月に実施した日・アフガン外相電話会談等の機会を捉え、アフガン側に治安確保や汚職対策等の着実な実施を働き掛けた。

令和3年度目標

1 イラク

- (1) 豊かで安全な国作りに向けたイラクの復興を後押しするため、基礎サービスの向上や人づくりへの貢献を通じ、イラク自身の自助努力を支援していく。
- (2) 我が方要人とイラク側要人との接触の機会を活用して、イラク政府及び国民が一致団結して治安の安定と復興を推し進めていくことの重要性を働き掛けていく。

2 アフガニスタン

- (1) 現地の治安状況や和平プロセスの状況を注視しつつ、令和2年11月の「アフガニスタンに関するジュネーブ会合」で表明した支援方針に沿って、国際機関等とも連携しながら、アフガニスタンの自立と安定に向けた支援の実施を継続する。
- (2) 「アフガニスタン・パートナーシップ枠組み（AFP）」に基づき、支援実施のためのアフガン政府による取組が達成されるよう、関連ドナーとともに調整に努める。我が方要人とアフガン側要人との会談等の機会に、汚職対策含むガバナンス改革等の取組について働き掛けていく。

施策の進捗状況・実績

1 イラク

(1) 8月、日本によるイラクのガバナンス強化の一環として、第5回国民議会選挙に必要な生体認証登録用のサーバー等の機材や投票所における新型コロナウイルス感染症対策用品の供与を決定した。また、10月の第5回国民議会選挙に際して、イラク側からの要請を受け、在イラク臨時代理大使を団長として選挙監視活動を実施した。同選挙は概ね平穏に執り行われた。

8月には、茂木外務大臣が日本の外相として15年ぶりにイラクを訪問し、フセイン外相との会談において、イラク南部のバスラ製油所の精製技術向上のため最大327億円の円借款を供与する方針を伝達した。これにより、イラクでの高品質石油製品の生産性向上が期待され、ガソリンの国内需要量の約15%を新たに自国でまかなえるようになることが見込まれるなど、イラク最大の基幹産業である石油セクターの復興を通じたイラク経済の活性化への貢献が期待される。また、国際的な環境基準に合致する高品質の石油製品を生産することによって、環境負荷の低減や関連技術等の移転を図り、イラクの経済・社会復興に寄与することが見込まれる。

(2) 8月、茂木外務大臣がイラク訪問時、フセイン外相との会談に加えて、カーズィミー首相及びサーレハ大統領との会談し、2003年以来一貫してイラクの国づくりを支援してきた日本はイラクの安定実現を重視し、今後も幅広い分野で両国関係を発展させていきたい旨述べた。また、カーズィミー首相との間では、イラクの治安改善のためには経済開発が重要であるとの考えのもと、イラクにおけるビジネス・投資環境整備についても意見交換を行った。

2 アフガニスタン

(1) 4月末に開始したアフガニスタン駐留米軍の撤収に伴い、タリバーンが攻勢を強め、8月には首都カブールがタリバーンにより陥落し、日本大使館は国外退避した。こうした状況を受けて、アフガニスタン及び周辺国において高まる人道ニーズに対し、国連は緊急アピールを発出し、日本政府は10月に6,500万ドルの支援（国際機関経由）を決定した。この結果、令和3年（暦年）の支援実績は2億ドルに達し、令和2年11月の「アフガニスタンに関するジュネーブ会合」において茂木外務大臣から表明した年間1億8,000万ドル規模の支援水準を達成した。更に、12月に成立した令和3年度補正予算において、アフガニスタンの人道危機への対処のため、同国及び周辺国に対し、1億900万ドルの追加的支援（国際機関経由）を決定した。

(2) 5月以降のアフガニスタン国内での戦闘激化及び8月のタリバーンによるカブール制圧に伴うガーニ政権崩壊を受けて、「アフガニスタン・パートナーシップ枠組み（AFP）」に基づく支援は、当初想定したとおりの実施はできなかった。

一方、タリバーンに対して、上村司政府代表や岡田隆駐アフガニスタン大使から、全てのアフガニスタン人の生命・財産の保護と社会秩序の回復、希望者の安全な出国、人権（特に女性・少数派）の尊重、人道アクセスの確保、テロとの決別等を累次にわたり働きかけた。

(3) 8月以降の現地情勢の悪化を受け、日本として、アフガニスタン情勢をめぐり、首脳・外相を含め、G7、G20、国連主催人道会合を始め様々な国際会議に積極的に参加し、上述の日本の支援やタリバーンへの立場等について発信するとともに、退避オペレーション、人道危機の回避、タリバーンとの関与等において国際社会が連携して対応する重要性を確認した。

令和4年度目標

1 イラク

(1) 豊かで安全な国作りに向けたイラクの復興を後押しするため、基礎サービスの向上や人づくりへの貢献を通じ、イラク自身の自助努力を支援していく。

(2) 第5回国民議会選挙の結果を受けた新政権の発足後、我が方要人とイラク側要人との接触の機会を活用して、イラク政府及び国民が一致団結して治安の安定と発展を推し進めていくことの重要性を働き掛けていく。

2 アフガニスタン

(1) 現地の人道状況、タリバーンの行動、他ドナーの動向等を踏まえつつ、国際機関等と連携しながら、令和4年3月の「アフガニスタンに関するハイレベル・プレッジング会合」で林外務大臣から1.09億ドルの支援（令和3年度補正予算）を行うことを決定した旨述べたことに照らし、アフガニスタンの国民が裨益する支援の実施を継続する。

(2) アフガニスタンの平和と安定に向け、引き続きタリバーンに対し、アフガニスタン人の自由な出入国、基本的人権の尊重（女性の教育・就労の権利等）、包摂的な政治体制の構築等を働きかける。その際、G7や地域諸国を含む関係国と適切に連携するとともに、治安状況が許せばカブール現地に出張しタリバーン幹部に対し直接働き掛けることも念頭に置く。

施策の進捗状況・実績

1 イラク

(1) イラク政府自身による改革を支援する目的で令和2年に形成された主要ドナー国及び国際機関によって構成される「イラク経済コンタクトグループ(IECG)」において、日本は7月から英国とともに共同議長国を務め、イラク支援の在り方に関する議論を主導した。12月には、補正予算により、国内避難民や帰還民支援等に主眼を置いた国際機関を通じた約2,550万ドルの対イラク支援を決定した。

11月には高木外務大臣政務官がイラク南部のバスラ県を訪問し、日本の対イラク支援の象徴的な円借款案件である「ハルサ火力発電所改修計画」及び「バスラ上水道整備計画」の完工式に出席した。これらは、国民生活の基盤である電力や飲料水の安定供給に貢献するものである。また、同訪問中に視察を行った「バスラ製油所改良計画」については、12月に円借款の供与(供与限度額1,200億円)に関する交換公文の署名及び書簡の交換が行われた。

また、イラクの復興や開発を進める上で人材育成は不可欠であるという観点から、JICAによる次の2件の本邦研修を実施した。12月には、技術協力プロジェクト「持続可能な都市づくりに向けたエルビル都市開発マスタープラン更新プロジェクト」の一環として、日本の都市開発、観光政策、自然災害対策、廃棄物管理等の知見を深めるため、クルディスタン地域政府の自治観光大臣が訪日した。令和5年3月には、「知見共有セミナー」に、イラクの国会議員4名を訪日招聘した。本セミナーは今回で10回目となり、異なる宗派・民族に属する国会議員等を中心としたイラク人を招聘し、日本の戦後復興、教育、産業人材育成等の知見と経験を共有することでイラクの国づくりに貢献するものである。

(2) 令和3年の第5回国民議会選挙から1年余りを経て、10月27日にスーダーニー首相を首班とする新内閣が発足した。その直後の11月に高木外務大臣政務官がイラクの首都バグダッド及び南部のバスラ県を訪問し、新政府にとって最初の外国賓客として、スーダーニー首相及び主要3閣僚と会談した。スーダーニー首相との会談では、高木政務官から、新政権が経済改革や治安状況の改善に取り組むことを期待する旨を述べるとともに、引き続き官民を挙げてイラクの発展を支援したい旨を表明し、イラク政府及び国民が一致団結して治安の安定と発展を推し進めていくことの重要性を働きかけた。これに対してスーダーニー首相からは、長年にわたる日本からの支援に対する謝意を述べた上で、新政権としてイラクの安定と安全を強化して経済改革を推進する方針を強調しつつ、日本との関係を発展させていきたい旨の発言があった。

2 アフガニスタン

(1) 令和3年度のタリバーンによる首都カブール制圧後、タリバーンの実効支配が続く中、令和4年度は国際機関等と連携しながら、アフガニスタン及び周辺国に対し、1.86億ドル以上の支援を実施した。主に国連機関を通じて、食料配布、保健、教育等の分野における支援を提供し、アフガニスタンの人々の基本的ニーズを含む人道上の要請に応え、飢饉や難民発生を抑止に貢献した。また、イラン、トルコといった周辺国へのアフガニスタン難民に係る支援を通じ、地域の安定化に寄与した。国連機関や他の主要ドナーとは、首都、現地、第三国での対面協議やオンライン会合を頻繁に実施し、今後の支援のガイドライン策定等に向けて協調した。

(2) 令和4年度中、タリバーンは、女子高等教育の停止や国内・国際NGOにおける女性職員の勤務の禁止など、特に女性の権利を制限する保守的な決定を相次いで実施したため、我が国は、国際社会と緊密に連携し、タリバーンの人権制限的な決定をあらゆる機会を捉えて非難し、撤回を求めた。具体的には、岡田在アフガニスタン大使が定期的にカブールを訪れ外交活動を行う体制を取りつつ、タリバーン幹部と総計40回を超える直接会談を行うことで、タリバーンに対し、基本的人権の尊重(女性の教育・就労の権利等)、包摂的な政治体制の構築等を求める直接的な働きかけを継続した。なお、令和5年1月より日本は安保理非常任理事国となり、アフガニスタン問題においては(UAEとともに)ペンホルダーの役割を担った。令和5年3月17日が期限とされた国連アフガニスタン支援ミッション(UNAMA)のマンデートについて、関係各国との調整を行い、1年間の更新決議が全会一致で承認された。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標1-3 イランの核合意を受けた二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し *

中期目標（一年度）

イランの核合意の着実な履行を支援し、伝統的な二国間関係を一層強化するとともに、イランの地域・国際社会との信頼構築を支援する。

令和2年度目標

- 1 国際社会と協調しつつ、核合意を含めた地域の緊張緩和と情勢の安定化に向け、イラン及び関係国等への働き掛けを含めた外交努力を継続する。
- 2 米国による対イラン制裁の影響など地域情勢を注視しつつ、可能な限り重層的な二国間関係の構築につとめる。

施策の進捗状況・実績

- 1 首脳電話会談（5月）や外相電話会談（10月、令和3年3月）等ハイレベルでの対話を通じて、イランに対して中東地域の緊張緩和と情勢安定化に向けた働き掛けを行うとともに、米、英、仏、独といった関係諸国や湾岸諸国との継続的な協議を通じて外交努力を継続した。
- 2 中東地域でいち早く新型コロナウイルスの感染拡大に見舞われたイランに対して、国際機関を通じて新型コロナウイルス対策のための支援を行った。また、東京オリンピック・パラリンピック大会が開催されるモメンタムを活用し、両国のスポーツ交流の拡大を目的とした協力覚書（MOC）に署名した。

令和3年度目標

- 1 国際社会と協調しつつ、核合意を含めた地域の緊張緩和と情勢の安定化に向け、バイデン政権の下での米国及びイラン並びに関係国等への働き掛けを含めた外交努力を継続する。
- 2 米国による対イラン制裁の影響など地域情勢を注視しつつ、可能な限り重層的な二国間関係の構築に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 4月以降、米国及びイラン双方による核合意への復帰に向けた協議が、欧州連合（EU）等の仲介によりウィーンで断続的に行われてきたが、我が国は、米国と同盟関係にあると同時にイランと長年良好な関係を維持してきた立場から、中東地域における緊張緩和と情勢の安定化に向けた独自の外交努力を行った。具体的には、8月、茂木外務大臣がイランを訪問し、ライースィ大統領をはじめとするイラン側要人に対して、イランが早期の核合意復帰にむけて建設的に取り組むよう求めた。その後も、首脳電話会談（令和4年2月）や外相電話会談（12月、令和4年2月）を実施した。また、米、英、仏、独といった関係諸国や湾岸諸国との継続的な協議を通じて外交努力を継続した。
- 2 イランにおける新型コロナウイルス感染拡大の防止に寄与するために、日本国内で製造したワクチン約360万回分を供与した。また、アフガニスタンの人道危機に対処するため、同国及び周辺国に対して実施された支援の一環として、イランに対しても国際機関を通じた支援を実施した。加えて、8月に税関当局間において、社会悪物品の密輸防止、知的財産侵害物品の水際取締等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続きの簡素化・調和化等について協力することを定めた日・イラン税関相互支援協定に署名した。

令和4年度目標

- 1 国際社会と協調しつつ、地域の緊張緩和と情勢の安定化に向け、イラン並びに関係国等への働き掛けを含めた外交努力を継続する。
- 2 米国による対イラン制裁の影響など地域情勢を注視しつつ、可能な限り重層的な二国間関係の構築に努める。

試策の進捗状況・実績

- 1 米国とイランによるイラン核合意への復帰に向けた協議が令和3年以降断続的に継続する中、米国との同盟関係及びイランとの伝統的友好関係を活用し、協議の進展に向けた外交努力を粘り強く展開した。とりわけ、9月、ニューヨークにおいて、岸田総理大臣とライースィ・イラン大統領との間で初めてとなる対面での日・イラン首脳会談を実施し、岸田総理大臣から、日本として核合意を一貫して支持してきており、関係国による核合意への早期復帰を期待する旨表明した。また、林外務大臣から9月に訪日したオウジ石油大臣に対し、同様の期待を表明するなど、イラン核合意への早期復帰を働きかけた。

また、ロシアによるウクライナ侵略が継続する中、イラン製ドローンによるとされるロシアの攻撃により、ウクライナ各地において多くの市民が犠牲になったことを受け、上記首脳会談を含むあらゆる機会を捉え、ウクライナ情勢についても意見交換を行い、地域・国際社会の平和と安定に向けイランが建設的な役割を果たすよう求めた。更に、G 7 会合や個別のバイ会談等の機会を通じて、イランを巡る情勢への対応について欧米諸国や中東地域諸国と緊密に連携を行った。

令和 4 年秋から、マフサー・アミーニ女史の死に端を発し、イラン国内の人権状況が著しく悪化した。これを受けて、我が国は、国連人権理事会等におけるイランの人権状況を非難する決議や、国連女性の地位委員会からのイランの除名決議等のマルチの場において、関係国と連携・調整しつつ、決議に賛成票を投じつつ、また、あらゆるレベルでのイランとのバイの文脈においても、イランに対して人権状況の改善を求めた。

- 2 9 月、日・イラン首脳会談においては、更なる二国間関係の拡大についても議論した。また、9 月の安倍元総理国葬の際には、オウジ・イラン石油大臣が訪日し、林外務大臣や西村経済産業大臣との会談を実施した。これらのハイレベルでの交流を通じて、イランを巡る諸問題について議論を行うと同時に、様々な分野での両国の関係の維持を確認した。また、イラン国内で問題となっている環境問題の解決に向けた無償資金協力を実施する他、イラン国内アフガン難民の支援を行った。さらに、10、11 月及び令和 5 年 2 月にイラン経済のキャピタルを目的としたイラン企業関係者向け研修を行った。令和 5 年 1 月のテヘランにおける領事当局間協議の開催等事務方レベルでの協議も実施し、領事分野における問題解決に向けた議論を実施した。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況： b

測定指標 1－4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援 *

中期目標（--年度）

中東・北アフリカ諸国の安定化のため、社会面・経済面等の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。

令和 2 年度目標

シリア情勢及びイエメン情勢の安定化を含め、「アラブの春」以降のガバナンスの低下や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。

なお、これらの取組を進めるに当たり、適時適切に国際機関等との連携も図る。

施策の進捗状況・実績

令和 2 年度は、シリア・イラク及び周辺国に対し、国際機関や NGO を通じて 2 億 3,000 万ドル以上の支援を実施した。この支援の中には、新型コロナウイルス感染症対策や、同感染拡大によって影響を受けた社会経済への影響の緩和に資する支援を始め、越冬支援や水・衛生・保健分野、食糧安全保障に資する支援が含まれる。

具体的には、新型コロナウイルス感染症対策や、同感染拡大によって影響を受けた社会経済への影響緩和に資する支援として、令和 2（2020）年中の約 3,900 万ドルの支援の実施に加え、令和 3 年 1 月に総額約 1 億 7,000 万ドル以上の新規支援を決定した。また、シリア国内に対する支援として、12 月、北西部を中心に、越冬支援や水・衛生・保健分野に対する支援として総額 7,200 万ドルの緊急人道支援を決定したことに加え、国際機関との連携の下、医療施設や上下水道の修復を通じた安定的な医療・母子保健・水・衛生サービスの供給、また灌漑施設や製パン工場の修復等を通じた食料安全保障・市民の生計向上を図るべく、北東部ハサケ県やダマスカス郊外県東グータ地区において総額 1,900 万ドル規模の無償資金協力を実施した。

令和 3 年度目標

シリア情勢及びイエメン情勢の安定化を含め、「アラブの春」以降のガバナンスの低下や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。

なお、これらの取組を進めるに当たり、適時適切に国際機関等との連携も図る。

施策の進捗状況・実績

令和 3 年度は、シリア及び周辺国に対し、国際機関や NGO を通じ 8,800 万ドル以上の支援を実施した。新型コロナウイルス感染症が依然として猛威を振るい、とりわけ社会インフラが必ずしも頑丈で

ない同地域においては、同感染症拡大による社会・経済的な損失が続いた。こうした状況に対して、食料、水、医療・保健といった人道支援から、教育支援・職業支援などの中長期的な人道支援・レジリエンス支援を行った。

具体的には、国際機関との綿密な連携を続けて、ダマスカス郊外及びアレppoにおいて、戦闘で損壊した校舎の修復及び教育の質向上のための教師への研修を行う支援として 650 万ドルの無償資金協力を、またラッカ及びデリゾールにおいては、最も脆弱な世帯やコミュニティに対し、灌漑システムの復旧、農業機材の供与、農地へのアクセスに関する地雷リスク回避教育、農業以外の収入を得るための生計支援として 900 万ドルの無償資金協力を実施した。

また、紛争開始から 7 年以上が経過し「世界最悪の人道危機」に直面し、人口（約 3,000 万人）の約 8 割が何らかの支援を必要としているイエメンに対し、特に人道支援のニーズが高い、教育、食料、医療、難民支援等の分野において、国連食糧農業基金（FAO）を通じ、合計約 3,000 万ドルの人道支援を実施した。具体的には、食料危機に対応するため、国際機関と連携し、イエメンにおける国内避難民及びホストコミュニティに対する農牧畜生計支援として、約 700 万ドルの無償資金協力を実施し、イエメンの子どもに対する教育支援として、教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）と連携し、約 600 万ドルの教育支援を実施した。

令和 4 年度目標

引き続き、「アラブの春」以降のガバナンスの低下や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。ただし令和 4 年度においては、原油価格や食糧価格の高騰が見込まれ、資源に乏しい国・地域での人道状況の更なる悪化の危険性もある。ついては、機動的かつ効果的な緊急支援も視野に入れつつ、同地域の自立の促進支援を適時適切に国際機関等との連携を図って実施していく。

施策の進捗状況・実績

令和 4 年度は、シリア及び周辺国に対し、国際機関や NGO を通じ 1 億 3,400 万ドル以上の支援を実施した。新型コロナウイルス感染症による社会・経済的な損失に加え、ロシアによるウクライナ侵略を原因とする食料等の著しい物価高騰の煽りを受けた状況に対して、食料、水、医療・保健といった人道支援から、教育支援・職業支援などの中長期的な支援・レジリエンスの構築支援を行った。具体的には、国際機関との綿密な連携を続け、WFP や UNRWA を通じた食料支援を行ったほか、ホムスにおいて、病院修復や機材供与を通じた約 1,000 万ドルの保健システム強化支援を実施した。

また、令和 5 年 2 月 6 日に発生したトルコ南東部を震源とする地震によりシリア国内で甚大な被害が生じることを受けて、JICA を通じたテント、毛布等の緊急援助物資の供与や、約 1,850 万ドルの緊急人道支援を実施した。具体的には、国際機関（WFP、UNICEF、ICRC、UNHCR、IOM、IFRC、UNDP 等）、日本の NGO 及びシリア復興信託基金（SRTF）を通じ、食料、一時的避難施設、水・衛生、子どもの保護、保健・医療、がれき除去等の分野で支援を行った。

紛争開始から 8 年以上が経過し「世界最悪の人道危機」に直面し、人口（約 3,000 万人）の約 8 割が何らかの支援を必要としているイエメンに対し、国際機関等を経由し、総額約 3,800 万ドルの人道支援を実施した。具体的には、ウクライナ情勢を受けた食料価格の高騰等の影響により、イエメンにおける人道状況の一層の悪化が懸念される中、4 月に国連の仲介による約 6 年ぶりのイエメン全土での停戦及び大統領指導評議会の設立を含む政府の改革を始め、過去数年間で最も注目すべき和平実現に向けた新たな機運が生まれたことを受け、5 月にイエメンにおける緊急の人道ニーズに対応すると同時に、国連の仲介努力によって実現した停戦合意を支えるための取組の一環として、WFP を通じた約 1,000 万ドルの緊急食料支援（緊急無償資金協力）を実施した。さらに、長期的視点に基づき、暫定首都アデン港の機能強化（無償資金協力（UNDP 連携））及び政府職員に対する JICA 本邦研修等を通じて、イエメン正統政府向けに経済開発支援も実施した。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況： b

測定指標 1－5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数								
(我が国及び相手国とも政	中期目標値	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 2・3・4 年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	

務レベル以上 (我が国政府代表は含まず)	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準	0 (首脳・外相間の電話会談等は3回)	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準	3 (首脳・外相間の電話会談等は4回)	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、関係各国との協力関係の強化等の観点から適切な水準	3 (首脳・外相間の電話会談等は2回)	b

測定指標 1－6 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(平和と繁栄の回廊、CEAPAD 等)								
	中期目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・3・4年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	4	5	4	3	4	4	

評価結果(個別分野 1)
施策の分析 【測定指標 1－1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果 *】 過去3年間においては、新型コロナウイルス感染症の流行により、日本とイスラエル及びパレスチナとの間の要人往来が著しく制約され、パレスチナ支援の実施にも大きな影響が出た。イスラエルとの間では、首脳間の電話会談を4回、外相間の電話会談を5回実施した他、令和4年の安倍元総理国葬儀に際してハムダッラー・パレスチナ前首相がアッバース大統領の名代として訪日し、岸田総理と会談した。これに加え、「平和と繁栄の回廊」構想は、JAIP 三者協議等の実務レベルの会合、CEAPAD は高級実務者会合の開催には至らなかったが、事務レベル・オンライン会合を開催し、我が国独自のイニシアティブについて確かな前進を見ることができた。 現時点で当事者間の交渉再開には至っていないものの、継続的にハイレベルから我が国の立場を伝達、働きかけをするとともに、信頼醸成措置によって将来の交渉再開の土台づくりに貢献している。我が国によるこれまでの息の長い支援や、中立的な外交の積み重ねによって得られた我が国に対する信頼が功を奏していると考えられる。 (令和2・3・4年度：中東和平に向けた働きかけ(達成手段①)、令和2年度：ガザ教員招へい(達成手段③)) 【測定指標 1－2 イラク・アフガニスタンの復興の進展 *】 1 イラク (1) 令和3年8月、イラク全土において同年10月に予定されていた国民議会選挙支援のため、イラクに対する「選挙支援計画」として UNDP を通じて、供与限度額 2.16 億円を供与し、独立高等選挙委員会に対し、生体認証登録用のサーバーなどの機材や投票所における新型コロナウイルス感染症対策用の物品を提供した。これにより、国民議会選挙が円滑に行われ、ひいてはイラクの政治的安定に繋がる意義の高い支援となったと考えられる。 (2) 令和3年度より、日・イラク間での要人往来が再開した。令和3年8月には、日本の外務大臣として茂木外務大臣が15年ぶりにイラクを訪問し、サーレハ大統領、カーズィミー首相、フセイン外相と会談を行い、日本がイラク政府の改革への取組を評価し、日本も国際社会と共にイラクの改革努力を支えていく旨を直接伝達することができたことは有意義であり、サーレハ大統領に対し、対イラク円借款「バスラ製油所改良計画(第三期)」(供与限度額 327 億円)を供与する方針を伝達し、日本が引き続きイラクの復興の進展を支援していく姿勢を示す上で重要な機会となった。 (3) 令和4年11月、高木政務官がイラク新政府発足直後のタイミングでバグダッドと南部バスラ県

を訪問し、他国に先駆けて、スーダーニー新首相及び主要3閣僚との会談を実現することができたことは、二国間関係・協力の強化において、時宜を得た重要な成果を示すことができた。また、高木政務官は、円借款2件の完工式及び現場の視察を行い、イラク側から日本の支援に対する謝意と継続的な支援の要請を受け、新政府の日本に対する高い期待が示されたことは有意義であったほか、イラクの電力、水、石油分野に対する我が国の経済協力の実績を効果的に広報する良い機会ともなった。また、バグダッド国際見本市への高木政務官の出席は、イラク側と日本出展企業（17社）から大歓迎を受け、日本企業の活動を支援する絶好の機会となったとともに、人的交流の再開・強化の象徴的なイベントとなった。

（4）令和2年度、令和3年度、令和4年度と継続して、人道・安定化支援、難民・国内避難民の帰還支援、ISILからの解放地復興支援等を引き続き国際機関等も通じて実施し、イラクの復興に向けた取組を支える上で意義があった。

（令和2・3・4年度：中東地域（湾岸、イラン、イラク、アフガニスタン）の平和と安定の実現に向けた外交努力（達成手段②））

2 アフガニスタン

（1）人道支援

令和2年～4年を通じて、我が国は、国際機関等と連携しながら、アフガニスタン及び周辺国に対し、5.64億ドル以上の支援を実施してきた。特に、令和3年8月に起きた政変以降、タリバーンによる人権抑圧的な施策、特に女性の教育や就労を制限する決定がなされてきたことを受け、ドナー間で支援のあり方につき再考を迫られたが、我が国として、事務方レベルのドナー間定期会合への参加、周辺国・主要ドナー国との局長級バイ会談、国際機関との緊密な意思疎通等を通じて、現地の人権状況やタリバーンの行動、他ドナーの動向等を把握しながら、対アフガニスタン支援を適切に実施してきた。アフガニスタンにおいては、令和4年12月時点で約2,000万人が食料不安に直面しており、うち600万人は飢餓の瀬戸際にあるとの報告もあるように、人道・経済状況は極めて厳しい状況にある中で、我が国がこのように適時適切に人道支援を積極的に継続してきたことは、アフガニスタン国民に直接的な支援の手を差し伸べることができたと言う意味で大変意味があったばかりでなく、地域の安定化にも大きく貢献したと評価できる。

（2）国際協調

タリバーンに対する働きかけについては、日本と同じく現地にプレゼンスを有するEUを始めとする関係国・地域との連携、ドーハ及び首都ベースでの各国との連携、国際会議等の参加に際する情報共有を踏まえ、タリバーンへの効果的な働きかけの仕方について検討を重ね、タリバーン幹部に対する現地における直接的な働きかけを複数回継続してきており、これは他国と比較してもトップレベルの実績となった。また、関係各国との共同声明発出等を通じ、タリバーンに対する間接的な働きかけも粘り強く継続し、国際社会と連携を強めたことは意義が高い。日本はカブールにプレゼンスを有する数少ない主要ドナー国として情報提供を行いつつ、また、G7議長国や（令和5年1月より）国連安保理のペンホルダーを担いつつ、国連機関や、地域諸国、またイスラム諸国との関係性の構築に貢献してきた。ウクライナ情勢を機に国際的な合意形成が困難になる中、UNAMAのマンデートを全会一致で更新できたことは大きな成果である。

（令和2・3・4年度：中東地域（湾岸、イラン、イラク、アフガニスタン）の平和と安定の実現に向けた外交努力（達成手段②））

【測定指標1－3 イランの核合意を受けた二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し ＊】

イランをめぐる国際情勢が変化する中で、国際不拡散体制の強化と中東地域の安定化に資するイラン核合意を支持する立場から、イラン核合意の復帰を通じた緊張緩和と情勢安定化を得るべく、令和2年度～4年度の間、毎年、ハイレベルでの会談（首脳会談3回、外相会談4回。なお、コロナ禍の中では電話会談。）を通じて、ハイレベルでの外交努力を継続した。特に、令和3年8月にイラン新政権が発足した直後に、茂木外務大臣がイランを訪問し、主要先進国及びアジアの外国要人として初めて、イラン大統領をはじめとした新政権の要人と友好関係を築き、イランを巡る情勢をはじめとした様々な議論ができたことは有意義であった。また、イラン以外の核合意当事国や地域諸国ともイランを巡る情勢の改善に向けて議論し、G7を始めとした国際社会において緊密に連携できたことは重要である。

また、ウクライナ情勢やイラン国内の人権状況悪化等イランを巡る厳しい情勢が継続し、イランに対して国際社会から厳しい目が向けられている中、イランと伝統的友好関係を有する日本として、中東地域及び国際社会における更なる不安定化を招かないよう、イランと国際社会との信頼醸成を後押しすべく、イランに状況の改善を働きかけると同時に、国際社会においても積極的にイラン情勢につ

いて議論できたことは重要である。

さらに、イランと率直な意見交換を行うことが重要であるため、重層的で良好な二国間関係の維持に努めてきた。この観点から、コロナ禍においては、令和3年7月に約291万回分、令和4年1月に約70万回分、同4月に約70万回分の計約431万回分の日本で生産された新型コロナウイルス感染症のワクチンをイランに提供してきており、経済制裁という制約がありながらも、新型コロナ対策を含む保健・医療、環境、防災等イラン国民が直接裨益する分野での支援を継続した。

(令和2・3・4年度：中東地域(湾岸、イラン、イラク、アフガニスタン)の平和と安定の実現に向けた外交努力(達成手段②))

【測定指標1-4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援 *】

シリア危機が長期化し、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵略を受けた物価の高騰、令和5年2月に発生したトルコ南東部を震源地とする地震等が人道状況の悪化に拍車をかける中、シリア及び難民の受入先となっている周辺国に対する人道支援を継続して実施することは国際社会の一員としての責務といえる。国際社会と緊密に連携しながら、人道支援を着実に実施することで周辺国の負担の緩和につながり、関係国からも高い評価を得ている。

イエメンに対しては、令和4年4月、国連の仲介による約6年ぶりのイエメン全土での停戦及び大統領指導評議会の設立を含む政府の改革等の和平実現に向けた新たな機運が生まれたことを受けて、WFPを通じた緊急支援を機動的に行い、同国の緊急の人道ニーズに対応するとともに国連の仲介努力によって実現した停戦合意を支える取組を行ったことが関係国から高い評価を得たことは、中東諸国の安定化支援に向けた効果的支援として有益であった。

(令和2・3・4年度：中東地域(湾岸、イラン、イラク、アフガニスタン)の平和と安定の実現に向けた外交努力(達成手段②))

【測定指標1-5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数 *】

新型コロナ感染拡大による制約の中ではあったが、測定指標1-1で挙げた首脳レベルの接点に加え、閣僚級以下の要人往来についても活発であり、令和3年に茂木外務大臣がイスラエル・パレスチナを訪問した他、電話会談や国際会議等の機会を捉えてハイレベルの会談を行った。これによりイスラエル・パレスチナ双方と様々なレベルで緊密なコミュニケーションをとることができた。

我が国によるこれまでの息の長い支援や、中立的な外交の積み重ねによって得られた我が国に対する信頼が功を奏していると考えられる。

(令和2・3・4年度：中東和平に向けた働きかけ(達成手段①))

【測定指標1-6 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(平和と繁栄の回廊、CEAPAD等) *】

新型コロナ感染拡大による制約の中ではあったが、令和4年度には「平和と繁栄の回廊」構想閣僚級会合で合意されていた(アレンビー／キング・フセイン橋経由の)物流の改善に関する実務者級会合(於：ジェリコ)を初めて開催することができ、イスラエル・パレスチナ、ヨルダン、日本の間で物流改善策に関する有意義な議論ができた。この他、CEAPADの実務レベルのオンライン会合を実施でき、メンバー国のパレスチナ支援に対するモメンタムを高めることができた。また、対面で開催されたMEDRC理事会(於：マスカット)に理事国として参加し、日本のプレゼンスを示すことができた。

この他、パレスチナ支援調整委員会(AHLC)閣僚級オンライン会合に鈴木副大臣が出席(令和2年度)し、同ハイブリッド会合(於：オスロ)に本田大臣政務官がビデオ・メッセージを寄せた(令和3年度)。

(令和2・3・4年度：中東和平に向けた働きかけ(達成手段①)、中東淡水化研究センター拠出金(達成手段⑤))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

地政学上の要衝に位置する中東地域は、世界のエネルギーの供給地として重要であるほか、市場としても高い潜在性を有している。令和4年2月のロシアによるウクライナ侵略を受け、エネルギー価格が高騰し、エネルギー市場の安定化に向けた湾岸産油・産ガス国の役割に関心が集まっている。同時に中東地域は歴史的に様々な紛争や対立が存在し、今も多くの不安定要因・課題を抱えている。

中東和平問題は、約70年にわたって続く地域の中核的課題の一つであり、我が国としても国際社会

の責任ある一員として引き続き関与を継続するべき課題である。また近年は「平和と繁栄の回廊」構想や CEAPAD といった我が国独自の取組が認知されてきており、こうした取組を通じて国際社会における我が国の地位を向上させていくことは重要である。

また、近年イランを巡り地域の緊張が高まる中、イランを巡る諸問題の解決には、イランの建設的な行動を促すためにも、国際社会との協力強化と同時に、イランとの対話を通じて、イランとの関係を維持することが重要であり、我が国としては、その観点から中東地域の緊張緩和と情勢の安定化に向けた独自の外交努力を実施する必要がある。

更に、平成 23（2011）年に始まった「アラブの春」以降の政治的混乱も各地で継続している。シリアにおける内戦も収束せず地域全体の安定に大きな影響を及ぼしているほか、イエメンにおいても厳しい治安、人道状況が継続している。アフガニスタンでは令和 3 年 8 月のタリバーンによるカブール制圧以降、深刻な人権・人道状況の更なる悪化が懸念されるとともに、包摂的政治体制の構築に向けた動きも見られていない。

こうした中、中東地域の安定化に向けた働きかけについてその取組の進捗を測定していくことは、中東地域における我が国の国際的立場及び発言力を強化していく上で重要であり、引き続き現在の施策目標を維持して取組を進めていくこととする。

【測定指標】

1－1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果 *

イスラエル・パレスチナ間では、直接交渉がなされない状態が続いており、まずは「二国家解決」に向けた双方による対話を促すことが課題である。我が国としては、国際社会と共に両当事者の対話再開に向けた環境作りに貢献するとともに、引き続き働きかけを行う。また、「平和と繁栄の回廊」構想等の独自の取組を通じ、関係者間の信頼醸成と、パレスチナ自治政府の国家建設に向けた努力を支えるための経済協力を継続する。

1－2 イラク・アフガニスタンの復興の進展 *

1 イラク

イラクは中東の平和と安定の要であり、暴力的過激主義の再興を許さない安定的な発展を実現することが必要である。スーダーニー政権は、汚職対策を最優先課題とし、経済改革、治安セクター強化、雇用創出、女性のエンパワーメント等を重点政策として掲げている。このようなイラク政府の国内改革の取組を長期的に支えることは、イラクの復興だけでなく、地域の安定に資するものである。

また、地域の安定化、緊張緩和及び信頼醸成において積極的な役割を果たそうとするイラク外交の姿勢を評価することは、イラクの国内安定においても重要である。

我が国は引き続き、基礎サービスの向上や人づくりへの貢献を通じたイラク自身の復興及び発展のための自助努力を支援し、我が方要人とイラク側要人との会談の機会を活発化させていく。

2 アフガニスタン

アフガニスタンについては、令和 3 年 8 月のタリバーンによるカブール制圧により大きな情勢変更があり、現地情勢は引き続き予断できない状況にあるが、そのなかでも「アフガニスタンの平和と安定、国民の生活環境向上に資する取組を推進する」という中期目標は、その方向性として直ちに影響を受けるものではない。アフガニスタンの安定は地域及び国際社会の安定にとって極めて重要であるとの認識は多くの国が共有するところであり、アフガニスタンを再びテロの温床としないという観点からも、引き続き同中期目標の達成に向けて取り組む必要がある。そうした観点から、我が国は引き続き国際社会と連携しつつ、食料、保健、栄養、教育、生活向上等の分野における支援を継続的に実施しつつ、タリバーン幹部に対し、全てのアフガン人の人権尊重、テロとの決別、包摂的政治体制の構築等を直接働きかける。

1－3 イランの核合意を受けた二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し *

イランの核合意は重要な課題であるが、イランを巡っては、この他にも様々な問題が存在しているが、これらの問題解決に向けて、まずはイランと欧米を始めとした国際社会や地域諸国との信頼醸成を構築する必要がある。イランとの伝統的友好関係を有し、欧米諸国や地域諸国とも友好関係にある日本として信頼情勢を押し進める役割を模索すべく、測定指標の名称を「イランとの二国間関係の強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し」に変更する。

イランの核問題や中東地域情勢には、欧米諸国に加え、地域諸国等多数のプレーヤーが関与するため、日本の外交努力のみでは解決できない事項も多い。そうした中でも、イランと長年の良好な関係を有する日本は、欧米諸国や地域諸国との間で橋渡しとしての役割を担い、問題解決に貢献することも

可能であるため、引き続き、ハイレベル含めたイランやG 7を始めとした関係各国、また地域諸国との対話及び協力の推進が必要である。

1－4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援 *

引き続き、「アラブの春」以降のガバナンスの低下や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。資源に乏しい国・地域における、原油価格や食糧価格の高騰を受けた人道状況の更なる悪化を踏まえ、機動的かつ効果的な緊急支援も視野に入れつつ、同地域の自立の促進支援を適時適切に国際機関等との連携を図って実施していく。

1－5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数 *

引き続き往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえ、中東和平関係各国との協力関係強化の観点から適切な水準の要人往来の実施を目指すことを目標とする。往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた中東諸国との関係強化の観点から適切な水準の要人往来の実施を目指す。

1－6 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(平和と繁栄の回廊、CEAPAD 等) *

パレスチナの政治・経済状況が厳しさを一層増す中、我が国としても引き続き関連会議への出席を通じ積極的な関与を継続することで、引き続き国際社会における責任ある立場を示す。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ
- 第2回日アラブ政治対話（結果概要）（令和3年4月）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009035.htm 1)
- パレスチナ
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/plo/index.html>)
- イスラエル
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/israel/index.html>)
- 高木外務大臣政務官のイラク訪問（結果）（令和4年11月）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me2/iq/page3_003513.html)
- 日・イラン首脳会談（令和4年9月）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me2/ir/page3_003442.html)
- 林外務大臣とオウジ・イラン石油大臣との会談（令和4年9月）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000935.html)
- 茂木外務大臣のイラン訪問（令和3年8月）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me2/ir/page1_001038.html)
- G7 外相会合（令和4年11月）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pc/page3_003505.html)
- イエメンにおける食料危機に対する緊急無償資金協力（令和4年5月）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000810.html)
- イエメン共和国に対する無償資金協力「アデン港における効率性改善計画」に関する書簡の交換（令和4年9月）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_001053.html)

個別分野 2 中東諸国との関係の強化

施策の概要

- 1 中東諸国・イスラム文化圏との交流・対話を深化させる。
- 2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。
- 3 湾岸協力理事会(GCC)諸国側の経済・社会改革を後押しするとともに、エネルギー分野にとどまらない重層的な経済関係の強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第1回日アラブ政治対話における河野外務大臣スピーチ（平成29年9月11日）
- ・第14回マナーマ対話における河野外務大臣スピーチ（平成30年10月27日）
- ・第15回マナーマ対話における鈴木馨祐外務副大臣スピーチ（令和元年11月24日）
- ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）

測定指標 2-1 中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化 *

中期目標（--年度）

我が国と中東・北アフリカ諸国との交流・対話を深化させる。

令和2年度目標

- 1 首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。
- 2 湾岸地域の信頼醸成・協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

施策の進捗状況・実績

1 茂木外務大臣は10月にサウジアラビアとクウェートを、12月にチュニジアをそれぞれ訪問した。サウジアラビアでは、ファイサル外相及びアブドルアジーズ・エネルギー相とそれぞれ会談し、「日・サウジ・ビジョン2030」の枠組みの下、引き続き幅広い分野で両国の戦略的パートナーシップを一層強化していくことで一致した。クウェートでは、サバーハ前首長薨去を受けてナッワフ新首長への弔問を行い、アフマド外相と会談し、両国間の関係を発展させていくことで一致した。チュニジアではサイード大統領、ムシーシー首相、ナフティ国務長官とそれぞれ会談し、令和4（2022）年にチュニジアで開催予定のTICAD8に向けた連携を確認するとともに、経済分野を含む二国間関係の一層の発展と地域の平和と安定に向けて取り組むことを確認した。

2 令和3年3月、「第四回中東における暴力的過激主義対策に関する対話」をオンライン形式にて開催し、中東アフリカ地域9か国から14名、日本から4名の専門家の参加を得て、令和3年度末に政策提言の形にまとめる方向で一致した。同月、講師派遣事業（オンライン形式）の枠組みで、バーレーンにて、日本の有識者による「自由で開かれたインド太平洋戦略（FOIP）」に関する講演を実施した。

令和3年度目標

- 1 首脳・外相等の要人往来や電話会談によりハイレベルでの対話の深化を図る。
- 2 湾岸地域の信頼醸成・協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

施策の進捗状況・実績

1 8月に茂木外務大臣が中東8か国・地域を歴訪し（イラク訪問は15年ぶり）、急変したアフガニスタン情勢、中東和平、イラン核問題等に関し、地域の安定に向けた緊密な連携を確認した。大統領就任直後のイランでは、主要先進国・アジアの要人として最初にライースィ大統領を始めとした新政権の閣僚等と会談し、日本とイランの伝統的な友好関係を今後も強化していくことを確認した。また、核合意の遵守への復帰を働きかけ、中東地域の緊張緩和と情勢安定化に向けて、地域の大国として貢献するよう、働きかけを行った。イラクでは、サーレハ大統領、カーズィミー首相、フセイン外相とそれぞれ会談し、イラクの平和と安定の実現に向けて、日本が支援を継続していく姿勢を改めて強調した。また、地域の緊張緩和に向けた協力を確認するとともに、日本企業の進出を後押しするため、安全確保・環境整備等に向けた働きかけを行った。カタールでは、ムハンマド外相と会談し、2021

年という日・カタール外交関係樹立 50 周年を迎える節目の年に、両国間の「包括的パートナーシップ」を深化する旨確認した。また、二国間関係について意見交換を行い、エネルギー分野に留まらない幅広い分野での交流・協力を促進し、良好な関係を一層発展させていくことで一致した。

2 令和 4 年 3 月、「第五回中東における暴力的過激主義対策に関する対話」をオンライン形式にて開催し、中東アフリカ地域 6 か国から 13 名、日本から 7 の専門家の参加を得て、3 日間にわたり、「対抗思想」「帰還者の処遇」「女性」のテーマに基づき、暴力的過激主義対策における日本の役割について議論を行った。講師派遣事業（オンライン形式）の枠組みでは、イラン、サウジアラビア、バーレーンにて合計 4 回の日本人有識者による講演を実施した。また、内外発信のための多層的ネットワーク構築事業（オンライン形式）の枠組みでは、サウジアラビアの有識者と日本人有識者複数名との間で、今後の日サウジアラビア協力に向けた意見交換会を 2 日間にわたり実施した。

令和 4 年度目標

- 1 首脳・外相等の要人往来や電話会談によりハイレベルでの対話の深化を図る。
- 2 湾岸地域の信頼醸成・協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

施策の進捗状況・実績

1 令和 4 年 2 月のロシアによるウクライナ侵略以降、日本を含む国際社会の注目がウクライナ情勢に集まる中でも、政府ハイレベルでの中東・北アフリカ諸国との対話・関係強化を粛々と遂行した。8 月の TICAD 8 においては、林外務大臣が主催国チュニジアを訪問し、サイド大統領やジェランディ外相との会談を行い、中東・北アフリカ地域のハブに位置する重要国であるチュニジアとの二国間関係を深化することができ、当該機会に日チュニジア首脳共同声明を発出し、政治、経済、開発協力等様々な分野で更なる協力を確認した。さらに岸田総理大臣も TICAD 8 の機会にチュニジアに加え、リビア、エジプトといった北アフリカ各国首脳と電話会談を行い、これらの国との二国間関係の更なる強化について、首脳間で確認した。さらには、9 月の国連総会において林外務大臣がヨルダン、エジプトと外相会談を行い、同月の故安倍晋三葬儀ではヨルダン国王、モロッコ、バーレーン、UAE、パレスチナから首脳級が、トルコ、クウェート、サウジアラビア、バーレーン等から閣僚級が訪日し、それぞれ岸田総理大臣・林外務大臣との間で会談を行った。また令和 5 年 2 月には、高木外務大臣政務官がイスラエル及びパレスチナを訪問し、イスラエルのコーヘン外相、パレスチナのアッバース大統領、アブー・アムロ副首相と会談し、ハイレベルでの対話を行った。加えて、ウクライナ情勢を受けてエネルギー市場が不安定化する中、湾岸諸国に対しては、電話会談も含め政務レベルで総計 38 回の会談を行い、国際原油市場の安定化に向けたハイレベルでの働きかけを繰り返し行った。また、12 月には、山田外務副大臣がアルジェリア及びモロッコを訪問し、二国間経済関係強化の重要性を確認した。このように、本年度を通じて、多数の地域国との要人往来や電話会談を行うことにより、これらの国との二国間関係を強化できたほか、中東和平やエネルギー市場の安定化という国際社会の主要課題に対して日本独自の貢献を行うことにも奏功している。

2 令和 5 年 2 月、中東・北アフリカ諸国から 6 名を招へいし、「中東・北アフリカ地域からの親日派・知日派招へい」を開催し、日本人有識者等と意見交換を行ったり京都・広島を訪問する等して、日本の政治・社会・文化等に関する理解を深めた。令和 5 年 3 月、中東諸国から 3 名を招へいして「第六回中東における暴力的過激主義対策に関する対話」を開催し、京都・広島を訪問したほか、ハイブリッド形式で中東・北アフリカ諸国 4 か国から 5 名、日本から 5 名の参加を得て、「対抗思想」をテーマとして、暴力的過激主義対策における日本の役割について議論を行った。講師派遣事業の枠組みでは、令和 5 年 1 月にエジプトにて、同 3 月にイランにて日本人有識者による講演を実施した。また、内外発信のための多層的ネットワーク構築事業の枠組みでは、令和 4 年 10 月にはアルジェリア、令和 5 年 1 月にはエジプト、令和 5 年 2 月にはイラン及びクウェートの有識者を招へいし、日本人有識者複数名との間で、今後の日本との協力に向けた意見交換会をそれぞれ実施した。

3 令和 4 年は UAE、オマーン、バーレーンそれぞれと外交関係樹立 50 周年の節目を迎えた。UAE とは 12 月のジャパン・フェスティバルをはじめ 50 回以上の記念事業を実施した。オマーンとは、令和 4 年 3 月に実施した宝生流の能楽公演に続き、11 月の陸上自衛隊西部方面音楽隊等による自衛隊音楽隊初の中東公演等、11 回の記念事業を実施した。バーレーンとは、2 年連続の日本映画祭、10 月の和太鼓講演等、4 回の記念事業を実施した。また、3 か国合同の事業として、令和 5 年 1 月に記念シンポジウム、3 月に文化イベントを日本で開催した。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況： b

測定指標 2-2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化 *

中期目標（--年度）

中東諸国との経済関係を強化すべく、日・トルコ EPA、日・トルコ社会保障協定等、各種経済条約の早期締結に向け交渉を促進する。

令和 2 年度目標

- 1 日・トルコ EPA、日・トルコ社会保障協定の早期締結に向け、交渉を加速化させる。
- 2 アルジェリア、チュニジア、バーレーン及びカタールとの投資協定並びにアルジェリア及びチュニジアとの租税条約の早期締結に向け調整及び交渉を促進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日・トルコ EPA、日・トルコ社会保障協定
 - ・日・トルコ EPA
テレビ会議や電話会談等を通じて協議を実施し、交渉妥結に向け、調整を継続した。
 - ・日・トルコ社会保障協定
10 月に第 6 回政府間交渉（オンライン方式）を実施した。交渉は最終段階にあり、次回の協議を対面式で行うべく、調整を継続している。
- 2 それぞれの協定・条約
 - ・アルジェリアとの投資協定及び租税条約
政府間交渉を実施すべく、調整を継続している。
 - ・チュニジアとの投資協定
平成 30 年 12 月の日・チュニジア外相会談において、交渉を早期に開始することを確認し、正式交渉開始に向け調整を継続している。
 - ・バーレーンとの投資協定
政府間交渉を実施すべく、調整を継続している。
 - ・カタールとの投資協定
平成 29 年 4 月の第 3 回交渉会合以降、事務方レベルにて交渉を実施しているが、主要産業であるエネルギー分野の取扱いについて合意できておらず、交渉を継続している。
 - ・チュニジアとの租税条約
6 月に非公式協議（オンライン方式）を行い、調整を継続している。
- 3 その他特記事項
 - ・UAE との投資協定
平成 30 年 4 月に署名された日 UAE 投資協定が 8 月に効力発効した。

令和 3 年度目標

- 1 日・トルコ EPA 及び日・トルコ社会保障協定の早期締結に向け、交渉を更に加速させる。
- 2 アルジェリア、チュニジア、バーレーン及びカタールとの投資協定並びにアルジェリア及びチュニジアとの租税条約の早期締結に向け調整及び交渉を促進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日・トルコ社会保障協定
EPA 及び社会保障協定については、8 月の外相電話会談及び 12 月の首脳電話会談において、早期妥結に向け協力を一層強化することが確認された。なお、日・トルコ EPA については、経済局経済連携課に主管が変更になった。
- 2 それぞれの協定・条約
 - ・アルジェリアとの投資協定及び租税条約
政府間交渉を実施すべく、調整を継続した。
 - ・チュニジアとの投資協定及び租税条約
令和 2 年 12 月の茂木外務大臣とチュニジア首相の会談において、早期締結の重要性を確認し、交渉開始に向け調整を継続した。
 - ・バーレーンとの投資協定

令和4年2月28日に「第5回交渉会合」を実施し、実質合意。令和4年度は、日・バーレーン外交関係樹立50周年でもあるため、本年中の署名を予定。

・カタールとの投資協定

8月の第1回外相間戦略対話を通じて協議の加速化を要請した。

令和4年度目標

- 1 日・トルコ社会保障協定の早期締結に向け交渉を更に加速させる。
- 2 アルジェリア、チュニジア及びカタールとの投資協定並びにアルジェリア、チュニジアとの租税条約の早期締結に向け調整及び交渉を促進する。
- 3 日・バーレーン投資協定の早期署名。

施策の進捗状況・実績

1 日・トルコ社会保障協定

5月30日及び31日に第7回政府間交渉（オンライン）を開催し、続く11月23日及び24日には対面で第8回政府間交渉（於：トルコ）を開催した。トルコ側からも多くの専門家が出席し、残された論点を明らかにし、今後も協議を継続していくことで一致した。

2 それぞれの協定・条約

・アルジェリアとの投資協定及び租税条約

租税条約については、6月に第1回政府間交渉（於：東京）を開催し、実施合意に達し、令和5年2月8日に署名に至った。現在、両国において発効に向けた国内手続きを進めている。投資協定については、政府間交渉を実施すべく、引き続き調整を行った。

・チュニジアとの投資協定及び租税条約

8月26日に発出された日・チュニジア首脳共同声明において、両首脳は、二国間投資協定の締結に向けた議論の進展を歓迎するとともに、議論を加速化させることで一致した。また、租税条約については、12月に財務当局間の非公式協議を開催し、締結に向けた調整を継続した。

・カタールとの投資協定

事務方レベルにて交渉を実施し、非公式協議を通して双方が合意できる妥協点を見出すための働きかけを継続した。

3 日・バーレーン投資協定

6月の本田政務官のバーレーン訪問時に、「投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とバーレーン王国との間の協定」（日・バーレーン投資協定）の署名が行われ、国会での早期締結及び発効に向け準備を行った。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標2-3 中東地域産油国(特にGCC諸国)の経済・社会改革の後押しと重層的な経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施 *

中期目標（一年度）

1 湾岸諸国(GCC諸国)

エネルギー分野を超えた経済の幅広い分野で、互恵関係を強化する。

2 イラク

イラクとの経済関係の強化を図る。

令和2年度目標

1 湾岸諸国（GCC諸国）

日本企業の持つ高い技術力を通じて、湾岸諸国の経済発展に貢献すべく、日本企業の進出及び新規プロジェクトの受注等を後押しする。

2 イラク

日本の高い技術力をイラクの国作りに貢献させていくべく、イラク政府に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等を引き続き働き掛けていく。

施策の進捗状況・実績

1 湾岸諸国（GCC諸国）

(1) 新型コロナによる影響はあったが、茂木外務大臣のサウジアラビア及びクウェート訪問(10月)に加え、首脳・外相レベル等の電話会談等(日・サウジアラビア首脳級(11月)、日・UAE首脳級(12月)、日・カタール外相(4月)、日・クウェート外相(4月)、日・サウジアラビア外相(7月及び9月)、日・UAE外相(7月)、日・オマーン副外相級(6月)、日・UAE局長(9月)、日・バーレーン局長(10月))を通じ、エネルギーにとどまらない幅広い分野における協力を確認した。また、「日・サウジ・ビジョン2030」閣僚会合とビジネス・フォーラムをオンラインで開催し(12月)、両国企業間の関係を強化した。

(2) 官民一体となった働き掛けの結果、UAEにおける海上油田の試掘権、サウジアラビアにおける海淡水供給パイプライン監視システム、カタールにおける太陽光送電システムなどの受注が認められた。

2 イラク

令和2年1月以降、米国とイランの対立を背景に地域の緊張が高まり、在留邦人がイラク国外へ退避した後、新型コロナ感染症対策のためにイラク政府は日本からの入国を原則禁止にしたため、イラクで事業を行っていた日本企業はイラクに戻るができなくなった。その間、在イラク日本大使館は、イラク政府と日本企業との間の調整を支援した。また、在イラク日本大使館の働き掛けによって、JICA及びプロジェクトに従事する企業のイラク入国が認められるようになった。

令和3年2月には、中東協力センターの協力を得て、オンライン形式でのイラク石油相のビジネスセミナーでの講演や石油相と日本企業との面談を実施した。

令和3年度目標

1 湾岸諸国(GCC諸国)

日本企業の持つ高い技術力を通じて、湾岸諸国の経済発展に貢献するべく、日本企業の進出及び新規プロジェクトの受注等を後押しする。

2 イラク

日本の高い技術力をイラクの国作りに貢献させていくべく、イラク政府に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等を引き続き働き掛けていく。

施策の進捗状況・実績

1 湾岸諸国(GCC諸国)

(1) 新型コロナによる影響はあったが、茂木外務大臣のカタール訪問(8月)や国連総会時における日・カタール外相会談(9月)、林外務大臣のUAE訪問の際の外相及び産業・先端技術相との会談(令和4年3月)に加え、首脳・外相レベル等の電話会談等(日・サウジアラビア首脳級(同2月・3月)、日・UAE外相級(9月)、日・クウェート外相(8月、10月)、日・サウジアラビア外相級(令和4年2月)、日・サウジアラビア外務副大臣級(9月))を通じ、エネルギーにとどまらない幅広い分野における協力を確認した。また、「日・サウジ・ビジョン2030」閣僚会合の事務レベル作業部会(SG)会合をオンラインで開催し(7月)、次回の閣僚級会合に向けて両国間の協力案件の更なる推進に向けて協議した。

(2) 官民一体となった働き掛けの結果、ドバイ・メトロの運航・保守業務(三菱重工業、三菱商事)、サウジアラビア・エジプト間の高圧直流送電事業(日立ABB)などの受注が認められた。

2 イラク

8月の茂木外務大臣のイラク訪問時、カーズィミー首相に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等の働きかけを実施した。

令和4年度目標

1 湾岸諸国(GCC諸国)

日本企業の持つ高い技術力を通じて、湾岸諸国の経済発展及び諸改革に貢献するべく、日本企業の進出及び新規プロジェクトの受注等を後押しする。

2 イラク

日本の高い技術力をイラクの国作りに貢献させていくべく、イラク政府に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等を引き続き働き掛けていく。

施策の進捗状況・実績

1 湾岸諸国(GCC諸国)

サウジアラビアについては、「日・サウジ・ビジョン 2030」の下で引き続き包括的な協力を実施した。11月に日本側から西村経済産業大臣及び山田外務副大臣、サウジ側からファーレフ投資大臣が出席して、東京で第6回閣僚級会合を開催した。具体化しつつある85以上の案件の着実な進展と本件枠組への継続的なコミットメントを確認するとともに、協力分野を一層拡大すべく引き続き連携することによって一致した。

UAEとの間では、9月に閣僚級で「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ（CSPI）」の枠組み文書に署名した。本枠組みの下で設置される5つの小委員会の立ち上げに向け、今後事務レベルで協力案件を具体化していくため両国の担当者間で連絡先等を交換した。

カタールとの間では、6月に両国間の合同委員会を発展させた外相間戦略対話の立ち上げで合意し、令和5年1月のムハンマド・カタール外相の訪日に先立ち、同月に新たな枠組みの下でビジネス環境整備・投資促進作業部会の最初の会合が開催された。

2 イラク

11月、高木政務官はイラク訪問の機会に第46回バグダッド国際見本市へ出席した。同見本市には日本企業17社が出展した。また、高木政務官は、同国訪問中にスーダーニー首相との会談において、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等の働きかけを実施した。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

測定指標2-4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(イスラエル・パレスチナ合同青年招へい等) *

	中期 目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・ 3・4年 度目標の 達成状況
	一年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	
	—	6	4	6	4	6	4	

測定指標2-5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数 *

(我が 国及び 相手国 とも「政 務」レベ ル以上 (我が 国政府 代表は 含まず))	中期 目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・ 3・4年 度目標の 達成状況
	一年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	
	—	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、中東諸国との関係強化等の観点から適切な水準	3 (首脳・外相間の電話会談等は23回)	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、中東諸国との関係強化等の観点から適切な水準	11 (首脳・外相間の電話会談等は26回)	往来数のほか、往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた、中東諸国との関係強化等の観点から適切な水準	34 (首脳・外相間の電話会談等は74回)	

測定指標2-6 経済条約の締結数 *

	中期 目標値	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2・ 3・4年 度目標の 達成状況
	一年度	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	年度 目標値	実績値	
	—	3	1	2	0	2	0	

評価結果(個別分野2)

施策の分析

【測定指標 2-1 中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化 ＊】

- 1 令和2年度から令和4年度にかけての間、コロナ禍という制約にも関わらず、オンラインでのハイレベルの会談も効果的に活用することで、多くの地域各国との関係強化を実現することができた。特に令和4年8月の林外務大臣による TICAD8 開催国チュニジアの訪問や TICAD8 の際の岸田総理の域内諸国首脳との電話会談、そして令和4年9月の故安倍晋三国葬儀において、首脳級を含め、他の地域と比較しても多くのハイレベルの参列を実現できたことは、これまでの効果的な対中東外交の取組の賜物と評価できると同時に、今後の更なる交流の深化へとつなげていく上での重要な機会となった。（令和2・3・4年度：中東地域諸国との関係強化(達成手段①)）
- 2 令和3年度はカタールとの外交関係樹立 50 周年、クウェートとの外交関係樹立 60 周年、令和4年度はアラブ首長国連邦、オマーン、バーレーンとの外交関係樹立 50 周年をむかえ、日本及び各国で記念交流イベントが行われ、中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化に大いに寄与した。令和5年3月の「第六回中東における暴力的過激主義対策に関する対話」は、過去2年間はオンラインによる実施だったが、3年ぶりに専門家を招へいして実施された。実際に訪日し、日本について知見を深めたことで、暴力的過激主義対策の分野で日本が果たすべき役割を考える上で、より有意義な議論をすることができた。（令和2・3・4年度：中東地域諸国との関係強化(達成手段①)、中東・北アフリカ地域における親日派・知日派発掘のための交流事業（達成手段③））

【測定指標 2-2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化 ＊】

新型コロナウイルス感染拡大による制約がある中でも、日 UAE 投資協定の発効のほか、日アルジェリア租税条約及び日バーレーン投資協定の署名など、中東・北アフリカ諸国との自由貿易協定、投資協定等の交渉が着実に進んでいる。またこれを背景として、今後、従来のエネルギー分野に加え物品・サービス貿易や投資分野についても経済関係が強化されることが期待される。日カタール投資協定については、早期の交渉妥結を目指すために主要な論点を改めてレビューすることで一致した。日トルコ社会保障協定についても、交渉を継続した。（令和2・3・4年度：中東地域諸国との関係強化(達成手段①)）

【測定指標 2-3 中東地域産油国(特に GCC 諸国)の経済・社会改革の後押しと重層的な経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施 ＊】

令和2年度から令和4年度にかけて、新型コロナウイルスによる影響はあったものの、湾岸諸国（GCC 諸国）については、サウジアラビア、UAE、カタールといった我が国への主要なエネルギー供給国との間で、協力枠組の強化及び既存枠組の下での具体的案件の拡充が図られ、大きな成果が得られた。具体的には、サウジアラビアとの間で「日・サウジ・ビジョン 2030」の枠組みの下で、平成28年以来、85以上のイニシアティブが官民により実施されており、両国の戦略的パートナーシップの強化が進んでいると評価できる。UAE との間では、「包括的戦略的パートナーシップ・イニシアティブ (CSPI)」の本格始動に向け、5つの下部委員会の設置で双方が合意し、委員会毎に実務レベルのチャンネルを設定したことで、両国の戦略的パートナーシップが強化されている。カタールとの間でも、二国間の対話枠組みを再編し、令和3年に第一回会合が開催された外相間戦略対話の下に、従来別建てであった政策対話とビジネス環境整備・投資作業部会を統合し、両分野の有機的な連携を図る体制が整ったため、両国の包括的パートナーシップが発展していると評価できる。令和4年半ば以降は、新型コロナウイルスの感染拡大のため途絶えていた人的交流が再開されたことも大きな後押しとなった。

イラクについては、令和4年で第46回目を迎えた歴史ある国際見本市が4年ぶりに開催され、高木政務官がジャパン・デーで開会挨拶及びテープカットを行い、日本企業17社が出展したことは、コロナ禍で中断した人的交流の再開及び強化の象徴的なイベントとなった。日本の高い技術力をイラクの官民に紹介する有益な機会ともなった。

（令和2・3・4年度：中東地域諸国との関係強化(達成手段①)）

【測定指標 2-4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(イスラエル・パレスチナ合同青年招へい等) ＊】

過去3年間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人の往来が著しく制約されていたが、徐々にハイレベルの要人往来に加えて研究者や実務家等の草の根レベルの招へいによって多層的な人的交流が再開されつつある。本測定指標においては、新型コロナウイルス感染拡大後も従来の目標値を維持したが、オンラインも活用して一定数の事業を実施し、中東諸国との関係強化を進めることができた。

【測定指標 2-5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数 ＊】

令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により要人往来が限定されていたが、令和

3年度には8月の茂木外務大臣の中東8か国・地域の歴訪をはじめとして要人往来が徐々に再開し、令和4年度には8月に TICAD8、9月に故安倍晋三国葬儀と、日本国内で開催されるものを含め大規模国際会議やイベントがあり、首脳・閣僚レベルの往来が多数実現した。3年間の往来数としては前回評価時に比べ低下しているが、それは新型コロナウイルス感染症の影響によるものであり、令和4年度の往来数だけで見れば、前回評価時と同程度の水準に達している。（令和2・3・4年度：中東地域諸国との関係強化(達成手段①)）

【測定指標2－6 経済条約の締結数 ＊】

新型コロナ情勢下による制約もあり、定量的には目標値を下回ることになったが、中東・北アフリカ諸国とは、商習慣や文化的・社会的慣習の違いに留意しながら EPA、社会保障協定、投資協定等の様々な形式で経済関係を強化するための協定締結に向けた協議が着実に実施されており、要人往来等の機会を捉え署名に至っている。締結数ゼロの年度であっても、協議そのものは締結すなわち目標の達成に向けて着実に進められている。（令和2・3・4年度：中東地域諸国との関係強化(達成手段①)）

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

中東和平問題や湾岸地域をめぐる緊張など中東・北アフリカ地域における諸課題に我が国が一層効果的に関与していくためには、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠であり、各国との積極的な対話・交流を行うことが必要である。また、ロシアのウクライナ侵攻等の影響でエネルギー価格が高騰する中、エネルギー確保の観点からもこの地域は我が国にとって非常に重要であり、中長期的に安定した関係を維持する必要がある。

他方、米国の対イラン制裁の影響で、現在イランからの原油輸入量はゼロとなっているため、現在の施策目標におけるイランへの言及を削除する。他方、その他の部分については妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

2－1 中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化 ＊

対話を通じた相互理解については、重層的関係の構築に資するという中長期的観点から、引き続き重要であり、これまでの目標は適切であった。今後とも、中東・イスラム諸国との相互理解の深化のためこれらの取組を継続していく。今後は、コロナ禍の制約が緩和される中で、日本からの往訪も含め、首脳、外相級の対面での往来を更に活発化させていくことが求められる。

2－2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化 ＊

各種経済条約の締結に向け交渉を促進するという目標は、トルコ、アルジェリア、チュニジア、カタール、バーレーン等の投資協定等各種経済条約の進展からも分かるように、適切であった。今後とも、中東諸国との経済関係強化のため、これらの取組を継続していく。署名済みの協定（アルジェリア、バーレーン）については、国会の承認が得られれば、発効に向けた手続きを遅滞なく進める。未署名の条約・協定については、各交渉における論点の状況を見極めつつ、妥結の可能性が高い案件を優先して交渉を継続する。また、日 GCC・FTA に対しては交渉の再開に向けた関連情報の収集、関係国との意見交換・調整を行っていく。

2－3 中東地域産油国(特に GCC 諸国)の経済・社会改革の後押しと重層的な経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施 ＊

ロシアのウクライナ侵攻等の影響でエネルギー価格が高騰する中、我が国へのエネルギーの安定供給に引き続きコミットしている湾岸産油国との関係は、従来以上に重要性を増している。かかる中で湾岸諸国(GCC 諸国)とのエネルギー分野を超えた経済の幅広い分野で互惠関係を強化するとともに、イラクとの経済関係の強化を図ることが一層求められており、本中期目標を維持し、引き続き成果を追及する必要がある。湾岸諸国との各協力枠組（サウジとの「日・サウジ・ビジョン 2030」、UAE との「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ (CSPI)」、カタールとの間の「外相間戦略対話」）における事務レベルの下部組織（作業部会、小委員会等）の会合開催や具体化した協力案件を拡充させていくことが令和5年度以降の重要な目標であり、引き続き取組を継続していく。バーレーン、オマーン、クウェートとの関係では二国間協力枠組の整備が引き続き目標となっている。

2-4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(イスラエル・パレスチナ合同青年招へい等) *

中東和平問題やシリア危機等により効果的に関与していくためには、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠であり、中東諸国との関係強化に係る各種事業を通じ積極的な対話・交流を行うことが必要である。今回評価期間においては、新型コロナの制約もあって年間6回の目標値を下回ることになったが、現在の目標水準は中東諸国からの理解と支持を得る上で妥当であり、今後も同目標水準を維持し、その達成に向けて事業を実施していく。

2-5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数 *

中東諸国との関係強化において要人往来数の進捗を測定していくことは有益であり、新型コロナの制約下にあっても、中東諸国との関係強化を図るべく、電話会談等を含めた・要人往来を様々なレベルで実施することができた。令和5年度においては新型コロナウイルスによる制約も相当程度緩和されることが見込まれることから、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた中東諸国との関係強化の観点から適切な水準の要人往来の実施を目指すとともに、引き続き要人往来のみならずテレビ会議等の活用により中東諸国との関係強化の方途を摸索する。

2-6 経済条約の締結数 *

「新型コロナ情勢下による制約もあり、定量的には目標値を下回ることになったが、エネルギーの確保や中東の市場における日本企業の活躍は我が国にとって重要な課題であり、その後押しとなる経済条約の締結は引き続き求められるため、今後も必要な水準の締結数を目指す。なお、本測定指標においては、経済条約の締結に向けた進展を測定するため、発効数と署名数の双方をカウントしているところ、計測方法をより明確化するため、測定指標名を「経済条約の締結に向けた進展（署名及び発効数）」に変更する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

「日・イラン首脳会談」(令和4年9月)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me2/ir/page3_003442.html)

「高木外務大臣政務官のイラク訪問(結果)」(令和4年11月)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me2/iq/page3_003513.html)

「岸田総理大臣とムハンマド・サウジアラビア皇太子の電話会談」(令和4年9月)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me2/sa/page3_003435.html)

「日・サウジアラビア外相会談」(令和4年9月)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_001060.html)

「日・アラブ首長国連邦首脳電話会談」(令和4年9月)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me2/ae/page6_000740.html)

「林外務大臣とスルターン・アル・ジャーベル・アラブ首長国連邦産業・先端技術大臣兼日本担当特使兼アブダビ国営石油会社 CEO の会談及び「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブの実施に関する共同宣言」署名式」(令和4年9月)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000936.html)

「日・オマーン外相会談」(令和5年3月)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me2/om/page6_000816.html)

「日・バーレーン首脳会談」(令和4年9月)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me2/bh/page1_001329.html)

「第2回日・カタール外相間戦略対話」(令和5年1月)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_001405.html)

「岸田総理大臣とミシュアル・クウェート皇太子の電話会談」(令和4年12月)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me2/kw/page4_005723.html)

日・バーレーン投資協定の署名(令和4年6月)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000862.html)

投資協定締結に向けた動き 中東

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page25_001668.html)

投資協定締結に向けた動き アフリカ

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page25_001669.html)

施策Ⅰ-6 アフリカ地域外交

令和 5 年度政策評価書

(外務省 4 - I - 6)

施策名(※)	アフリカ地域外交					
施策目標	アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップの強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係の強化を推進する。このため新型コロナウイルス感染拡大の状況の推移及びその影響を見極めながら、以下を達成する。 1 アフリカの成長・開発に関する TICAD プロセス等を推進する。 2 アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する国内外の理解促進を効果的に行う。					
施策の予算額・執行額等(分担金・拠出金除く)	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	41	302	424	31
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	41	302	424	
	執行額(百万円)		5	32	379	
同(分担金・拠出金)	区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	280	263	286	133
		補正予算(b)	29	65	351	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	308	328	637	
	執行額(百万円)		308	328	637	

(※) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」(「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」) 及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果 (注 1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (B)	(判断根拠) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の令和 2・3・4 年度目標の達成状況(注 2)	個別分野 1 TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進	
		* 1-1 TICAD プロセスの推進	a
		* 1-2 対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進	a
		* 1-3 アフリカの緊急ニーズへの対応	a
		個別分野 2 アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進	
		* 2-1 アフリカとの対話・交流の推進	b
		2-2 我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進	b

(注 1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注 2) 「測定指標の令和 2・3・4 年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び令和 2・3・4 年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見) - 測定指標 1-1 から 1-3 の全ての指標が「a」と判定されているが、こうした分野は他には「西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進」くらいである。評価書の随所に表現されているように、長年にわたる外交的努力の蓄積の結果であり、高く評価する。 - いわゆるグローバル・サウスとしてのアフリカを捉えた場合、ウクライナ情勢に対する中間的立場をとる国々に対して「陣営を選ぶことなく、(中略) 国際社会が依ってたすべき原則を守ることである」と発信したことは重要な取組であった。アフリカ諸国の

	中でもエネルギー・食糧のサプライチェーンや価格高騰に影響を受ける国、ロシアとの兵器取引等の依存関係が残る国など、個別事情に応じたアプローチの強化を期待したい。 ・TICAD プロセスの透明性と継続性につき、会議の日程と内容を公開し、アフリカとの継続的なエンゲージメントを示すことは、日本のアフリカに対する長期的な外交コミットメントを示すものであり、この点は高く評価できる。TICAD プロセスや、それによるアフリカへの支援がどの程度成功しているのか、その成果や影響についての実績評価が不足しているように見えるため、やや説得力を欠いており、若干の実績評価の加筆と改善が求められる。 ・個別分野 1 「TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進」における測定指標については全て a 評価としている。確かに目標の実現に向けて着実な取組が行われ、相応の成果が得られていることが確認できる。しかしその一方で、ロシアによるウクライナ侵略を非難する国連総会における決議案の採択において、少なからぬアフリカ諸国がロシアに一定の配慮を示したり、中国による FOCAC の開催や一帯一路構想の推進による存在感の高まり、更には今次評価期間の令和 2 年度から 4 年度の間にアフリカ諸国において 8 件もの軍事クーデターが発生している事実（未遂 2 件を含む）を踏まえれば、目標の超過達成を意味する a 評価とすることには幾ばくかの疑問を抱かざるを得ない。 ・測定指標 1－2 は対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進であり、測定指標 1－3 はアフリカの緊急ニーズへの対応で、どちらも日本側で事前に目標設定はできない。一方で、どちらも「a」と評価されているのでそれぞれの判断基準とエビデンスに注目した。測定指標 1－2 では、各国と意見交換を活発に行い、連携・協調を通じて国際社会での日本のリーダーシップの強化を図ることにつなげることができたことが「a」の理由と書かれている。自己評価ではあっても、もう少しアフリカ側や国際社会側からのコメントを示した方が説得力がでる。測定指標 1－3 では、日本政府が緊急ニーズにタイムリーに対応して行った具体的な支援のプロセスや内容、当該国や国際社会の反応が書かれており、「a」と評価したエビデンスが適切に示されていると言えよう。 ・測定指標 2－2 について、「令和 4 年度に行われたアフリカ 3 か国（南アフリカ、ケニア及びコートジボワール）における対日世論調査結果によると、自国の友邦として日本は信頼できると回答したのは 86%（令和元年度の調査では 85%）、日本の平和国家としての歩みを評価すると回答したのは 91%（令和元年度の調査では 88%）、TICAD の認知度について、64%が知っていると回答（令和元年度の調査では 54%）、日本の国際社会における開発協力（ODA を含む）分野における役割について、重要な役割を果たしていると評価したのは 81%（令和元年度の調査では 82%）に上る。」との記述が注目される。高水準を維持しているがゆえに「b」と判定されているが、極めて高い水準であることからもっと高い判定を付してもよいのかもしれない。

担当部局名	アフリカ部	政策評価 実施時期	令和 5 年 8 月

個別分野 1 TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進

施策の概要

- 1 令和元年 8 月の TICAD 7 で打ち出された「横浜宣言 2019」及び「横浜行動計画 2019」に基づきアフリカ開発を推進するとともに、「TICAD 7 における日本の取組」に基づく施策を推進する。また、令和 4 年の TICAD 8 に向けた準備を進める。
- 2 G 7 及び G 20 諸国等と連携し、アフリカ開発に向けた取組を進める。
- 3 アフリカ諸国の状況に応じた支援を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 208 回国会における岸田総理大臣施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
- ・ 第 208 回国会における林外務大臣の外交演説（令和 4 年 1 月 17 日）

測定指標 1－1 TICAD プロセスの推進 *

中期目標（一年度）

共催者、アフリカ諸国、他ドナー諸国、国際機関及び NGO 等と連携し TICAD プロセスを推進し、アフリカの成長及び開発を効果的に後押しするとともに、アフリカとの協力関係を強化し、ひいては国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。

令和 2 年度目標

令和元年 8 月に開催された TICAD 7 を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大の状況の推移及びその影響を見極めながら、共催者、アフリカ諸国、他ドナー諸国、国際機関及び NGO 等と連携しつつ、「横浜宣言 2019」及び「横浜行動計画 2019」に基づく、アフリカ開発や、「TICAD 7 における日本の取組」に基づく施策を推進するとともに、これらを含む TICAD プロセスのフォローアップを行う。

施策の進捗状況・実績

令和 4 年に予定されている第 8 回アフリカ開発会議（TICAD 8）のチュニジア開催について、7 月、菅官房長官記者会見にて発表した。12 月及び令和 3 年 1 月の茂木外務大臣のアフリカ 6 か国（チュニジア、モザンビーク、南アフリカ、モーリシャス、セネガル及びケニア）訪問の際に、TICAD 8 に向けた連携を各国と確認した。「新型コロナウイルスとの闘い～TICAD を通じた日本の貢献～」の概要を日・英・仏の 3 言語で作成し、外務省ホームページ（HP）で公表することを含め、TICAD を通じた日本の取組について積極的に広報した。

令和 3 年度目標

新型コロナウイルスの影響を踏まえながら、TICAD 7 の際に採択した「横浜宣言 2019」及び「横浜行動計画 2019」に基づき、アフリカ開発を推進していく。また、令和元年 8 月に開催した TICAD 7 の際に発表した「TICAD 7 における日本の取組」のフォローアップを行う。

令和 4 年に予定されている TICAD 8 の開催に向けて、TICAD 閣僚会合の開催等を通じ、TICAD 共催者と協力しつつ準備を進める。

施策の進捗状況・実績

TICAD 共催者（日本、アフリカ連合委員会、国連、世界銀行、国連開発計画）は、「横浜行動計画 2019」の進捗や実施をモニタリングするため、5 月にモニタリングのための専用ウェブサイトを立て上げ、TICAD パートナーに対し、進捗状況の報告を呼びかけた。ウェブサイトを通じて報告された進捗状況を取りまとめ、12 月、「TICAD 7 における日本の取組」で公表した日本の取組を含む各取組の進捗状況を公表した。さらに、7 月には、TICAD プロセス・モニタリング合同委員会を開催し、外務省を含む日本政府関係省庁・機関、TICAD 共催者、アフリカ連合常駐代表委員会、チュニジア外務省、在京アフリカ外交団、アフリカ連合開発庁-アフリカ開発のための新パートナーシップ計画調整庁（AUDA-NEPAD）、関係国際機関、パートナー国、民間セクター及び市民社会の代表者の参加の下、「横浜行動計画 2019」を含む TICAD 7 のフォローアップを行い、その結果を外務省ウェブサイトに掲載した。

TICAD 共催者との累次にわたる調整を経て、令和 4 年 2 月 8 日、TICAD 8 を 8 月 27 日及び 28 日に開催することを松野官房長官記者会見にて発表した。TICAD 8 に先駆け、TICAD 閣僚会合を令和 4 年 3 月 26 日及び 27 日にオンラインにて開催した。林外務大臣からは、新型コロナウイルス感染症がアフリ

力の経済・社会に甚大な影響を及ぼす中、日本として、人間の安全保障の理念の下、「人」や「成長の質」に重点を置きながら、アフリカの開発目標である「アジェンダ2063」及び持続可能な開発目標(SDGs)の実現を後押ししていく旨述べた。また、今般のロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更であり、国際秩序の根幹を揺るがす国際法違反行為として決して認められず、国際社会として一致して対処していく必要がある旨強調した。さらに、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」のビジョンの下、ルールに基づく自由で開かれた国際秩序を構築することの重要性、開発金融の公平性・透明性の重要性及び国連安保理改革の必要性も取り上げた。また、鈴木外務副大臣からは、人間の安全保障の実現のため、「保護」と「能力強化」に加えて「連帯」が求められていることに触れつつ、引き続き日本としてアフリカにおける新型コロナウイルス感染症の克服を後押ししていくほか、「人」への投資や環境分野での支援を実施していく旨述べた。さらに、持続可能な平和と安定の実現のため、民主主義の定着や法の支配の推進に向けたアフリカの努力を後押ししていく旨述べた。これらに対し、アフリカ諸国等から、TICAD プロセスを通じた日本のアフリカ開発への貢献に対する評価と、COVAX への支援やワクチン供与、コールド・チェーン整備等を含む日本の支援に対する謝意が表明されたほか、ウクライナ情勢とその影響について懸念が表明され、国際社会が協力することの必要性について言及があった。

令和4年度目標

8月に開催予定のTICAD 8を成功裏に開催し、アフリカ自身が主導する発展を引き続き力強く後押しし、ポスト・コロナを見据えたアフリカ開発の針路を示す。

施策の進捗状況・実績

8月にチュニジアで開催した第8回アフリカ開発会議(TICAD 8)では、ウクライナ情勢の影響によって更に悪化した食料及び燃料の価格高騰、気候変動、新型コロナ、紛争等による食料危機等、アフリカが抱える課題を念頭に、日本がアフリカと「共に成長するパートナー」として、アフリカ自身が目指す強靱なアフリカを実現するための方策について議論を行った。TICAD 8には、20人の首脳級を含むアフリカ48か国に加え、日アフリカ連合(AU)友好議員連盟、国際機関、民間企業、市民社会等が参加し、「経済」、「社会」、「平和と安定」の三つの柱の下、アフリカの開発に関する議論を行った。また、「人」に着目した日本らしいアプローチの下、「人への投資」や「成長の質」を重視し、今後3年間で官民総額300億ドル規模の資金を投入していくことを表明した。この他、「アフリカ・グリーン成長イニシアティブ」を立ち上げ、官民併せて40億ドルを投資すること、最大約50億ドルのアフリカ開発銀行との協調融資の実施、債務健全化を進める国を支援するための特別枠10億ドルの新設、感染症対策等支援のためグローバル・ファンドへの最大10.8億ドルの新規拠出等を発表。アフリカが主導する発展を後押しするための具体的な取組を打ち出した。また、TICAD 8に併せて開催したTICAD 8ビジネス・フォーラムでは、日本及びアフリカ諸国の政府関係者、ビジネス関係者、開発金融機関等が参加し、日・アフリカ間のビジネス交流促進の強化の方途について議論し、日本企業がアフリカ諸国等との間で締結した92件のMOU署名を歓迎した。TICAD プロセスを通じた長きにわたる日本のアフリカ開発への貢献及び日本からの具体的な支援について、アフリカ各国首脳からは謝意が表明されたほか、これらのコミットメントの実現に対する期待の声が多数上がった。なお、岸田総理大臣は、オンライン又はビデオ・メッセージ形式にて全てのセッションにおいて発言したほか、林外務大臣は、総理大臣特使として、対面で全てのセッションに参加した。

一つ目の柱の「経済」では、産業人材の育成や、アフリカスタートアップ支援等への取組、アフリカ開発銀行(AfDB)との協調により、最大50億ドルの民間セクター支援(特別枠最大10億ドル含む)を通じてアフリカ向け貿易投資を一層促進していく旨表明したほか、新型コロナウイルス感染症拡大やウクライナ情勢を受け、深刻な影響を受けるアフリカの経済・社会に対し、民資の促進、公正で透明な開発金融の確保、グリーン経済の促進、食料安全保障の強化を通じ、強靱なアフリカ経済の実現に向け、貢献していく旨を発表した。また、不透明・不公正な開発金融により、アフリカの開発が妨げられてはならないとの認識で一致した。

二つ目の「社会」では、アフリカの成長を堅実なものとする上でも、質の高い生活環境を整えることが必須であり、保健、教育、環境に重点的に取り組んでいく旨を発表した。また、新型コロナウイルス等の感染症対策や気候変動など、人類共通の課題に対して、国際社会が連帯して立ち向かう必要性を改めてアフリカ諸国と共有した。また、感染症対策の拠点となる現場への支援を強化すべく、3万5,000人の医療人材を育成することを表明した上で、ポスト・コロナの経済成長には、成長の担い手たる「人作り」が重要であり、若者や女性を含め、質の高い教育へのアクセス向上に取り組むべく、900万人にSTEM(科学・技術・工学・数学)教育を含む質の高い教育を提供し、400万人の女子の教育を改善する考えを発信した。

三つ目の「平和と安定」では、司法・行政分野の制度構築・ガバナンス強化を通じた法の支配の推進や、憲法秩序への回復・民主主義の定着に向けたアフリカ自身の取組を力強く後押しする考えを発表し、行政サービス改善に向けた取組を含むコミュニティ基盤強化への貢献も表明した。

これらの施策は、「TICAD 8 日本の取組」として具体策とともにとりまとめた上で、HP 上で公表している他、今後、チュニス行動計画を実施することで各案件の実現に向けたフォローアップを行っていく。

これらの成果について、フォローアップの観点から以下を行った。10月24日から25日まで、山田外務副大臣はセネガルを訪問し、「第8回アフリカの平和と安全に関するダカール国際フォーラム」に出席した機会に、各国要人への表敬、懇談等を行い、日本が TICAD 8 において、アフリカの「平和と安定」の実現に向け、民主主義の定着及び法の支配の推進、紛争予防及び平和構築、そしてコミュニティの基盤強化のための取組を一層促進していく旨表明したことに言及した。また、12月17日から20日まで、マッキー・サル・セネガル大統領（TICAD 8 共同議長）が、令和5年3月12日から15日まで、ジョアン・マヌエル・ゴンサルヴェス・ロウレンソ・アンゴラ大統領が実務訪問賓客として訪日した機会を捉え、TICAD 8 の成果も踏まえた二国間関係の一層の強化につなげる機会とした。さらに、令和5年2月16日及び17日、高木外務大臣政務官は、アフリカの首脳や閣僚がアフリカ連合（AU）本部（アディスアベバに所在）に一堂に会する AU 総会や閣僚執行理事会の機会を捉え、AU や各国外相等との間でバイ会談を実施、TICAD 8 の成果の具体的なフォローアップを行った。

令和2・3・4年度目標の達成状況： a

測定指標1-2 対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進 *

中期目標（--年度）

他の援助国との政策協議を積極的に行い、また、G7・G20 関連会合等の国際的フォーラムに積極的に参加することで、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図り、アフリカ開発を効果的に促進する。また、国際機関と連携し、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和・安定に向けた議論を主導することで、国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。

令和2年度目標

新型コロナウイルス感染拡大の状況の推移及びその影響を見極めながら、以下を推進する。

- 1 G7/G20 プロセスにおいては、プロセスに積極的に参画し、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和と安定に向けた議論を主導し、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図る。
- 2 仏、英、米、独、スペイン等の関連諸国との政策協議や意見交換を積極的に実施することにより、各国と協力してアフリカ開発を効果的に推進する。
- 3 国連開発計画やアフリカ連合と連携し、アフリカの平和と安定に向けた取組を積極的に後押しする。

施策の進捗状況・実績

- 1 4月に開催された新型コロナウイルス感染症に関するG7首脳テレビ会議では、安倍総理大臣から、医療体制・保健システムの脆弱な国に対する支援が重要であることを強調し、アフリカへの支援の重要性についてG7首脳の間で一致した。また、11月に開催されたG20 リヤド・サミットでは、コロナ禍におけるアフリカの開発について議論を行い、G20 として、持続可能な資金調達の選択肢を追求することを含め、アフリカ諸国が危機を克服するための支援を行うことを決意するとともに、「アフリカ及び後発開発途上国の工業化の支援に関するG20 イニシアティブ」、「G20 アフリカ・パートナーシップ」、「アフリカとのコンパクト」及びその他関連イニシアティブへの継続的な支援を再確認する旨の首脳宣言を発出した。
- 2 仏との協力に関して、10月の日仏外相会談及び日仏外相ワーキング・ディナーにおいて、アフリカを含むインド太平洋地域における日仏協力を推進するために緊密に協力していくことを確認した。また、11月に、アフリカにおける事業に関心を寄せている日本及び仏の企業向けに、在日フランス商工会議所主催の第3回日仏ビジネスサミットが開催され、「アフリカ地域におけるビジネス：新たなビジネスパートナーシップに向けて」のテーマの下、アフリカ部参事官を始めとする日仏政府関係者、ビジネスリーダー及び研究者等との間で、アフリカ地域におけるビジネスに関する議論が行われた。

英との関係では、12月に日英アフリカ局長協議を実施し、日本のTICADプロセスを通じたアフリカ開発支援に関する取組を紹介するとともに、アフリカにおける日英協力や、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けた協力について議論した。また、令和3年1月、日英で協力してケニアにおける海上保安機関支援を実施した。令和3年2月の日英2+2共同声明において、アフリカを含む開発途上国におけるFOIPの実現に向けた協力について言及された。令和3年3月には日英アフリカ局長協議を実施し、対アフリカ政策を含む英国の「安全保障、防衛、開発及び外交政策の統合的見直し」について説明を受けるとともに、ソマリア、エチオピア、サヘル地域の地域情勢について意見交換を行い、アフリカにおいて引き続き両国で連携していくことを確認した。

米との関係では、国務省との間でアフリカに関する日米協議を実施する方向で一致し、令和3年3月、バイデン新政権下で日米アフリカ協力に係る局長級協議を開催し、米側が再びアフリカに関与していく方針が示されるとともに、エチオピア、サヘル地域、ソマリア及びモザンビーク情勢等を中心に広範囲にわたり意見交換を行った。

独との関係では、7月の日独首脳テレビ会談において、新型コロナウイルス感染症対策について、アフリカ・サヘル地域を含む途上国への支援に関しても連携することを確認した。

スペインとの関係では、12月に日西課長級協議を実施し、アフリカ地域情勢等について意見交換を行い、アフリカにおいても日西で連携していくことを確認した。

- 3 国連開発計画やアフリカ連合との関係では、日・UNDP パートナシップ基金を通じたPKO 訓練センター支援及びAU 平和基金への拠出による案件実施を通じ、アフリカ自身によるアフリカの平和と安定に向けた取組を支援した。また、令和3年3月にオンラインで開催された第2回アスワン・フォーラム及び「サヘルのための国際的連合」閣僚会合に、それぞれ鷲尾外務副大臣がビデオ・メッセージ形式で出席し、治安・人道・開発面で課題を抱えるアフリカにおける日本の取組を紹介し、関係国・機関に対し協調を呼び掛けた。

令和3年度目標

新型コロナウイルス感染拡大の状況の推移及びその影響を見極めながら、以下を推進する。

- 1 G7/G20 プロセスにおいては、プロセスに積極的に参画し、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和と安定に向けた議論を主導し、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図る。
- 2 仏、英、米等の関連諸国との政策協議や意見交換を積極的に実施することにより、各国と協力してアフリカ開発を効果的に推進する。
- 3 国連開発計画やアフリカ連合と連携し、アフリカの平和と安定に向けた取組を積極的に後押しする。

施策の進捗状況・実績

- 1 6月28～30日に行われたG20 外相及び開発大臣関連会合において、アフリカに係るセッションに茂木外務大臣が出席し、令和2年12月及び令和3年1月にアフリカ諸国を歴訪し、アフリカ自身が主導する発展を力強く後押ししていく決意を表明したことを紹介し、ワクチンへのアクセスを含め、アフリカにおける保健・医療体制の構築を日本として後押ししていくこと、産業人材育成及び技術移転により、アフリカとのビジネスを促進していくこと、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」のビジョンの下、アフリカにおいて連結性強化等の支援を進めていくことを述べるとともに、TICAD 8 に向け、G20 メンバーを始めとする関係国・機関と連携しながら、躍動するアフリカの実現に貢献していく旨表明した。

12月11～12日に行われたG7 外務・開発大臣会合では、G7として、令和4年のアフリカを含む世界中でのワクチン接種に向けたコミットメントを再確認するとともに、地域のワクチン製造・規制能力を拡大し、保健システムを強化し、質の高いワクチン等の提供のために協力することにコミットした。

- 2 仏との協力に関しては、6月にサブサハラ・アフリカに関する日仏アフリカ局長協議をオンラインで実施し、アフリカ地域情勢について意見交換するとともに、アフリカにおいて引き続き両国で連携していくことを確認した。また、7月の日仏首脳会談においてアフリカの民間部門を強化する活動を継続していくことを確認するとともに、11月の日仏首脳電話会談においてアフリカ開発について意見交換を行った。さらに、令和4年1月に開催された第6回日仏外務・防衛閣僚会合では、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向け、ジブチで協力が進展していることを高く評価するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたアフリカの平和と安定のための連携やサヘル地域の安定化及び開発への取組、TICAD 8 に向けた期待などを確認しており、アフリカに関する仏との協議・意見交換が活発に行われた。

米との協力に関しては、12月に、鈴木外務副大臣がパワーUSAID長官と協議し、アフリカにおける保健分野の協力等につき確認した。

- 3 国連開発計画やアフリカ連合との関係では、日・UNDP パートナシップ基金を通じた PKO 訓練センター支援及び AU 平和基金への拠出による案件実施を通じ、アフリカ自身によるアフリカの平和と安定に向けた取組を支援した。PKO 訓練センター支援においては、4 か国（ジブチ、ナイジェリア、ベナン及びマリ）の PKO 訓練センターを対象とし、訓練プログラム支援や訓練インフラ整備支援、機材購入支援等を実施した。また、訓練プログラム策定と実施のため、防衛省と協力し、エチオピアの PKO 訓練センターに自衛隊講師を派遣した。AU 平和基金では、エチオピアにおける政府職員及び平和構築要員に対する指導者研修、南スーダンの安定化のための暫定政府の能力強化を含む、AU による紛争の予防・調停・仲介に係る取組を支援した。

これらを通じ、支援対象となった PKO 訓練センターの平和構築に係る能力開発や訓練環境の整備に貢献した。加えて TICAD プロセス推進支援拠出金を UNDP に拠出し、UNDP 及び AUC も共催者となっている TICAD プロセスへの取組を後押しした。

令和 4 年度目標

新型コロナウイルス感染拡大の状況の推移及びその影響を見極めながら、以下を推進する。

- 1 G 7/G 20 プロセスにおいては、プロセスに積極的に参画し、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和と安定に向けた議論を主導し、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図る。
- 2 仏、英、米等の関連諸国との政策協議や意見交換を実施し、各国と協力してアフリカ開発を効果的に推進する。
- 3 国連開発計画やアフリカ連合と連携し、アフリカの平和と安定に向けた取組を積極的に後押しする。

施策の進捗状況・実績

- 1 5 月 12～14 日にかけてヴァイセンハウス（ドイツ）において行われた G 7 外相会合に林外務大臣が出席し、侵略の影響を受ける国々への実質的な支援・協力が重要であると指摘し、食料等の課題への対応における G 7 の連携を呼びかけた。また、特にアフリカ及びインド太平洋におけるインフラ投資のギャップを埋めるとの目標を共有しつつ、質の高いインフラ投資に関連する国際的なスタンダードを促進し、全ての関係国に対しその遵守を求めていくことで一致したほか、同年開催予定の TICAD 8 の機会も活用しつつ、人間の安全保障の観点から気候に関する議論に貢献していきたい旨発言した。

6 月 26～28 日にかけて行われた G 7 エルマウ・サミット（ドイツ）では、岸田総理大臣から、世界の食料危機は G 7 の制裁が原因とのプーチン大統領の主張は全くの偽りである旨指摘し、問題の根本的原因であるロシアによるウクライナ侵略を終わらせることこそが食料危機解決に向け必要なことであり、ロシアの侵略を止めるために連携していくことを呼びかけ、アフリカ・中東など現実に食料危機に直面している国々がある中、日本としても具体的な支援をもって連帯を示すとの考えの下、グローバルな食料危機への対応として、主にアフリカ・中東向けの食料支援や、ウクライナにおける穀物の貯蔵能力の拡大支援などを含む、計約 2 億ドルの支援を新たに実施することを発表した。

11 月、G 7 外相会合に先立ち G 7 アフリカ局長会合を開催し、アフリカへのアウトリーチの議題等に係る意見交換を行ったほか、地域の課題に関する意見交換を行うことで、我が国の対アフリカ外交との連携を模索する機会とした。

11 月 3～4 日にかけてドイツのミュンスターにおいて開催された G 7 外相会合に林外務大臣が出席し、エチオピアにおける敵対行為の停止について合意に至ったことを歓迎したほか、アフリカの角地域や大湖地域における紛争の解決に向けた関係国による仲介努力を評価する旨発言し、G 7 として連携し、アフリカの平和と安定に向けたアフリカ自身の取組を後押ししていくことが重要との認識が共有された。また、林外務大臣からは、日本として、アフリカの食料安全保障強化のため、食料支援、食料生産能力強化支援、農業人材育成等を実施していく旨述べるとともに、国際ルール・スタンダードに従った透明で公正な開発金融の重要性を改めて指摘した。

- 2 仏に関しては、6 月及び令和 5 年 2 月に日仏局長協議（オンライン）を開催し、両国のサブサハラ・アフリカ外交について共有の上、ウクライナ情勢や地域情勢について意見交換を行い、アフリカが直面する課題に引き続き両国で連携していくことを確認した。また、6 月に行われた日仏首脳電話会談においても、ウクライナ情勢を受けてアフリカが直面している課題について意見交換を行い、引き続き緊密に連携していくことを確認した。

英に関しては、令和5年2月に日英局長協議（オンライン）を開催し、開発金融や世界の食料危機等といった国際社会における喫緊の課題や地域情勢に係る意見交換を通じて、それぞれの取組や国際社会としてのアプローチの仕方に係る理解を増進した。

米に関しては、国務省他と7月、10月及び令和5年1月に日米局長協議（オンライン）を行い、米アフリカ・リーダーズ・サミット（12月開催）及びTICAD 8の経験を共有したほか、平和と安定や、地域情勢に関する意見交換を行い、G7における連携も視野に、緊密に協力していくことを確認した。

EU、イタリア及びドイツに関しては、令和5年2月に局長協議（オンライン）を個別に開催し、開発金融、ロシアの民間軍事会社による活動、アフリカの角・サヘル・大湖地域等のアフリカ地域情勢についてそれぞれの取組を共有することで、連携の可能性を模索する機会とした。

いずれの意見交換の場においても、先方政府から連携の重要性につき言及があり、関連諸国と連携してアフリカ開発を効果的に推進しようとする日本の姿勢が評価されている。

- 3 国連開発計画（UNDP）に関しては、TICADの共催者として、TICADプロセスにおいて累次にわたる意見交換を行った。とりわけ横浜行動計画のフォローアッププロセスにおいては、5月、UNDPを中核に、進捗状況を一元化したレポートを作成した。また、PKO訓練センター支援のためのUNDP拠出金（123,000,000米ドル）を通じて、ガーナにおけるサヘル及び西アフリカの隣接沿岸諸国における暴力過激主義、過激化、及び小型武器拡散の防止、トーゴ PKO 訓練センター能力強化、ナイジェリアにおける暴力的過激主義対策、海賊対策、及び文民保護に向けた国家能力強化等を始めとする数々の案件を実施し、令和元年8月に開催された第7回アフリカ開発会議（TICAD 7）にて安倍総理大臣が提唱した「アフリカの平和と安定のための新しいアプローチ（NAPSA）」の実現を推進している。

アフリカ連合（AU）に関しては、TICADの共催者として、TICADプロセスにおいて累次にわたる意見交換を行い、TICAD 8開催中に行われた岸田総理大臣とファキ AU 委員会委員長とのテレビ会談では、TICAD 8の成果を踏まえてTICADプロセスの一層の発展に取り組んでいくことで一致した。また、AU 平和基金への拠出金（134,032.00ドル）を活用し、エチオピア、南スーダン等においてAUが実施するアフリカの平和と安定のための取組を支援した。具体的には、エチオピアでは、同国で進められている平和構築及び国民対話に向けた取組に鑑み、調停・和解に関わる政府職員及び平和構築要員への指導者研修を実施することで、調停と和解に関する能力を構築し、異なる地域からの参加者同士の交流を促進しながら、これまでの経験やベストプラクティスに関する情報交換の場を提供する案件を実施した。平成30年から2年間にわたり国内の派閥抗争が続いていた南スーダンでは、同年9月に署名された再活性化された衝突解決合意（R-ARCSS）の履行に向けた合同監視評価委員会（JMCC）による監視・評価等に関する支援を継続的に行っており、同国の和平プロセス促進に貢献している。AU 平和基金を通じたAUの活動支援は、「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA）」の下、能力構築や制度構築などの支援を通じたアフリカ主導の紛争解決に向けた取組を後押し、アフリカの平和と安定の強化に貢献するものである。

令和2・3・4年度目標の達成状況： a

測定指標1－3 アフリカの緊急ニーズへの対応 *

中期目標（--年度）

アフリカからの支援ニーズに対する迅速な対応の実績を重ねることにより、人道的危機の軽減や不安定要因の削減という形でアフリカの開発及び平和と安定に貢献し、ひいては我が国の国際社会でのリーダーシップを強化する。

令和2年度目標

アフリカにおける以下を始めとする緊急支援ニーズを把握するとともに、これらニーズに迅速に対応し、人道的危機の軽減や不安定要因の削減に貢献する。

- 1 新型コロナウイルスを始めとする感染症の流行、自然災害の発生時等に起因する緊急の支援ニーズ
- 2 アフリカの平和と安定等に向けた緊急の支援ニーズ

施策の進捗状況・実績

- 1 感染症、自然災害等に起因する緊急の支援ニーズに対し、以下のとおり迅速に対応した。
新型コロナウイルス感染症のアフリカでの流行を受けて、第一次補正予算等を活用した医療機材

等の供与を内容とする無償資金協力や国際機関経由の支援を行ったほか、6月にはサバクトビバッタ被害により深刻な食料危機が懸念される南スーダン、スーダン及びウガンダに対し、緊急無償資金協力の支援を行った。8月には、ブルキナファソ、チャド及びニジェールにおいて、悪化する治安状況により難民及び国内避難民となった人々並びにホストコミュニティに対する支援として、480万ドル（5億2,800万円）の緊急無償資金協力を実施した。8月から9月にかけて、モーリシャス沿岸における油流出事故に際し、三次にわたり国際緊急援助隊を派遣し、油防除作業や環境分野の支援活動のほか、沿岸警備隊への油防御研修や油防御関連資機材を提供した。9月には、洪水被害を受けたニジェール及びスーダンに対し、緊急援助物資を供与した。10月には、モザンビーク北部カーボデルガード州における治安状況の悪化により国内避難民となった人々及びホストコミュニティに対する支援として、420万ドル（4億6,200万円）の緊急無償資金協力を実施した。12月には、エチオピア・ティグライ州における武力衝突を受け、スーダンに流入したエチオピアからの難民に対し、330万ドル（3億6,300万円）の緊急無償資金協力を実施した。令和3年2月には、エチオピアの国内避難民等に対し、660万ドル（7億2,600万円）の緊急無償資金協力を実施したほか、マダガスカル及びジンバブエにおける食料危機に対する国連世界食糧計画（WFP）及び国連児童基金（UNICEF）を通じた合計750万ドル（8億2,500万円）の緊急無償資金協力を実施した。令和3年3月には、人道危機に起因する食料危機に直面するブルキナファソ、中央アフリカ、チャド、コンゴ民主共和国、マリ、ニジェール及び南スーダンに対して、WFP、UNICEF及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）を通じて、2,890万ドル（31億7,900万円）の緊急無償資金協力を実施した。

- 2 アフリカの平和と安定に対する貢献として、NAPSA（アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ）の下、様々な取組を進めた。例えば、8月に国軍兵士の一部による反乱を受け暫定政府が発足したマリにおいて、暴力的過激主義の予防に関する能力向上等を目的としたPKO訓練センターへの支援を実施した。また、海賊行為により航行の安全が脅かされているギニア湾沿岸国を対象として、海賊対策に従事する政府当局間関係者・専門家の能力構築等を目的とした教育プログラムの策定を含むPKO訓練センターへの支援を実施した。

令和3年度目標

アフリカにおける以下を始めとする緊急支援ニーズを把握するとともに、これらニーズに迅速に対応し、人道的危機の軽減や不安定要因の削減に貢献する。

- 1 新型コロナウイルスを始めとする感染症の流行、自然災害の発生時等に起因する緊急の支援ニーズ
- 2 アフリカの平和と安定等に向けた緊急の支援ニーズ

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大は、令和2年に続き令和3年においても、アフリカの経済・社会に引き続き甚大な影響を及ぼしており、アフリカでは、累計感染者数が900万人以上に上っている（令和3年12月時点）。他方で、世界でワクチン接種が進む中、アフリカ全体におけるワクチン接種率は11%（令和3年12月時点）に止まり、ワクチン接種率の向上が重要な課題となっている。このような状況の中、日本は、過去数十年にわたり、途上国の隅々まで届く医療供給網の整備に貢献してきた経験をいかし、引き続き、新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束に向け、ワクチンを世界の一人ひとりに届けるため、4月にアフリカの25か国（アルジェリア、アンゴラ、カメルーン、コンゴ（民）、ジブチ、エジプト、エスワティニ、エチオピア、ガーナ、ギニア、ケニア、リベリア、リビア、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ナイジェリア、セネガル、ソマリア、南スーダン、チュニジア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ）に対し、ワクチン接種体制を構築する「ラスト・ワン・マイル支援」として、コールド・チェーンの整備や接種能力強化などの支援を行うことを発表した。また、令和4年2月にアフリカの10か国（ボツワナ、ガボン、ガンビア、ギニアビサウ、レソト、ナミビア、ニジェール、南アフリカ、タンザニア、トーゴ）に対し、同様の支援を行うことを発表した。加えて、岸田総理大臣は、12月に行われた東京栄養サミット2021において、アフリカに対し、1,000万回分を目処としてワクチン供与を行うとの表明を行った。

自然災害の発生時等に起因する緊急支援ニーズに対しては、令和4年1～2月に襲来した熱帯低気圧による洪水被害を受けたマダガスカル、マラウイ、ザンビアへ緊急援助物資の供与を行った。また、6月、日本政府は、コンゴ民主共和国におけるニーラゴンゴ火山の噴火被害に対し、同国政府からの要請を受け、国際協力機構（JICA）を通じ、緊急援助物資（テント、ポリタンク、浄水器等）を供与した。

- 2 TICAD 7の際に提唱した、「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA）」の下、紛争・テロ地域の安定化に向けた支援、制度構築・ガバナンス強化や若者過激化防止に向けた支援に取

り組み、これまでに、アフリカにおける PKO 訓練センターへの支援や、暴力的過激主義の防止と対策における対応能力、国境管理能力強化、女性や若者の雇用創出・対応能力強化、女性のエンパワーメントのための案件を実施し、紛争やテロ等の根本原因に対処する支援を行った。

加えて、12 月には、エチオピア北部の治安悪化を受けた人道危機への対応として、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連世界食糧計画（WFP）等を通じた合計 1,240 万ドル（約 13 億 3,920 万円）の緊急無償資金協力を実施した。

令和 4 年度目標

アフリカにおける以下を始めとする緊急支援ニーズを把握するとともに、これらニーズに迅速に対応し、人道的危機の軽減や不安定要因の削減に貢献する。

- 1 新型コロナウイルスを始めとする感染症の流行、自然災害の発生時等に起因する緊急の支援ニーズ
- 2 アフリカの平和と安定等に向けた緊急の支援ニーズ

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症対策として、COVAX を通じた最大 15 億ドルの新型コロナ・ワクチン支援、感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）を通じた 3 億ドルのワクチン研究開発支援、ワクチン供給支援を含む新型コロナ対策・保健システム強化に向けたアフリカにおける支援拡充のため、世界銀行信託基金への 3,000 万ドルの追加拠出、JICA 及び民間企業が新型コロナ・ワクチンを含む医薬品・医療品の域内製造・供給能力の強化等のために 4 億ドルを融資し、アフリカのワクチン製造パートナーシップ（PAVM）に貢献した。また、国際金融公社を通じて域内の新型コロナ・ワクチンを含む保健製品の製造・供給能力の強化、日本貿易保険（NEXI）及び民間企業がアフリカワクチン購入基金（AVAT）を通じた 2 億ドルのアフリカ向けワクチン調達等の支援、ワクチンを接種現場に届けるための「ラスト・ワン・マイル支援」を実施し、ワクチン接種データ管理能力強化等の支援を行うことを TICAD 8 において発表した。さらに、5 月には、岸田総理大臣が、アフリカでワクチンなどの医薬品を生産する能力を高めるため、JICA を通じて最大 2 億ドル支援することを表明した。その他の感染症対策としては、Gavi ワクチンアライアンスを通じた 1 億ドルの定期予防接種支援等を発表した。日本の支援は、ワクチンの現物供与に留まらず、強靱かつ持続可能な医療体制の構築を目指すコールド・チェーン整備に加え、現地でのワクチン製造能力の強化といった、包括的かつ長期的視野に立ったものである点が特筆に値する。

TICAD 8 において、ロシアによるウクライナ侵略により、人々の生活が脅かされていることを踏まえ、中長期的な食糧生産能力の強化に向け、アフリカ開発銀行の緊急食糧生産ファシリティへの約 3 億ドルの協調融資や今後 3 年間で産業、保険・医療、農業、司法・行政等の幅広い分野で 30 万人の人材育成を行っていくこと発表した。

また、7 月、グローバルな食料安全保障の悪化への対応のための支援として、ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、ガンビア、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コンゴ（共）、コートジボワール、コンゴ（民）、ジブチ、エスワティニ、エチオピア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、リビア、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソマリア、南スーダン、タンザニア、トーゴ、ウガンダ、ジンバブエに対して、合計約 1 億 2,200 万ドルの食料支援を行った。加えて、令和 5 年 3 月には、エチオピア、ケニア、コンゴ（民）、スーダン、ソマリア、チャド、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、モザンビーク、中央アフリカ、南スーダンに対して合計 1,900 万ドルの追加の食料支援の実施を決定した。

緊急支援ニーズに関しては、11 月、ソマリアにおける深刻な食料危機に対する支援として、1,400 万ドルの緊急無償資金協力を実施したほか、南スーダンにおける洪水被害に対し、同国政府からの要請を受け、国際協力機構（JICA）を通じ、緊急援助物資（テント、毛布、プラスチックシート、スリーピングパッド等）を供与した。また、12 月、コンゴ（民）において、豪雨による洪水により、死傷者を含む多数の被災民と物的被害が生じたところ、同国政府からの要請を受け、JICA を通じ、緊急援助物資（テント、毛布、スリーピングパッド）を供与した。

- 2 TICAD 7 の際に提唱した、「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA）」の下、紛争・テロ地域の安定化に向けた支援、制度構築・ガバナンス強化や若者過激化防止に向けた支援に取り組み、これまでに、アフリカにおける PKO 訓練センターへの支援や、暴力的過激主義の防止と対策における対応能力、国境管理能力強化、女性や若者の雇用創出・対応能力強化、女性のエンパワーメントのための案件を実施し、紛争やテロ等の根本原因に対処する支援を行った。具体的には、ベナンにおける紛争後地域における地雷・不発弾処理訓練センターの能力強化、ケニアにおける海

洋災害リスク管理、平和と安全保障のための能力強化、マリにおける西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）加盟国の紛争防止・管理能力強化に係る取組が挙げられる。中でも、ケニアにおける案件は、令和4年2月以降急速に悪化したコンゴ（民）東部地域の治安情勢に対応することを目的に同地域に派兵される東アフリカ地域共同体地域軍（EACRF）に対して、PKO 軍としての能力構築を行うことを目指す案件となっており、緊急ニーズに対して弾力的に対応した一例と言える。

このほか、AU 平和基金への拠出金を通じた AU によるアフリカの平和と安定のための取組に対する支援として、エチオピアにおける政府職員及び平和構築要員への指導者研修や南スーダンにおける合同監視評価委員会（JMEC）による監視・評価等に対する支援を実施した（詳細は測定指標 1－2 の令和4年度実績欄を参照）。

令和2・3・4年度目標の達成状況： a

評価結果（個別分野1）

施策の分析

【測定指標1－1 TICAD プロセスの推進 ＊】

TICAD 8 は、パンデミック発生後初めて、多数の日・アフリカ諸国首脳が直接会談する大規模国際会議であり、極めて貴重な外交機会となった。オンラインを活用しつつ、アフリカ各国より多数の首脳級の参加を得るとともに、AU 議連、国際機関、民間企業、市民社会が参加した。成果文書として「チュニス宣言」を採択し、今後3年間の協力の指針を示す「TICAD 8 チュニス行動計画」を作成するなど、成功裏に開催することができた。

これは、四半世紀に亘る日本とアフリカ諸国間に確立された強固な信頼関係と存在感を基に、TICAD の特徴である包摂性やオープンさを活かし、アフリカ諸国のみならず、国際機関、民間企業、市民社会等も参加するマルチの枠組みとして国際社会が広く知恵と努力を結集することで真にアフリカの開発にとって実のある議論を行ってきたこと、アフリカ開発におけるアフリカ諸国の「オーナーシップ」と、国際社会による「パートナーシップ」の重要性が国際社会及びアフリカ諸国の間で浸透しつつあること、また、TICAD 閣僚会合、TICAD 共催者会合及びフォローアッププロセス等を通じて、着実に関係者を巻き込み、継続的に議論を行うことで、「質の高い成長」、「人間の安全保障」及び官民一体となったアフリカ開発推進といった、TICAD の背景にある日本のアフリカ開発に係る考え方を推進してきたことの集大成であったと考える。

このような TICAD 7 以降のフォローアップの積み上げの成果を礎として開催された今次 TICAD 8 においては、国際社会が直面する多くの課題を取り上げ、未来に向けてそれらの課題を共に克服していくことの必要性を訴え、日本がアフリカと「共に成長するパートナー」であるとの位置づけを明確化し、アフリカ自らが主導する持続可能な開発のために全力で取り組んでいくことの重要性を示すことができた。

アフリカは新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵略、気候変動といった複合的危機にさらされ、エネルギー・食料価格の高騰を始め、アフリカの経済・社会は甚大な影響を受けていること、また、不透明・不公正な開発金融は、アフリカの持続可能な発展を妨げていること等、具体的な今日的課題に言及の上、その解決に向けた日本の取組を提示することができた。経済、社会及び平和と安定の三つの柱において、民間投資の促進、グリーン経済の促進、質の高い生活環境を整えるための保健、教育、環境に重点を置いた支援、法の支配の推進や民主主義の定着等、アフリカが抱える課題に真摯に向き合い、寄り添う姿勢を示したことも、関係者の関心・関与を高めた一因になったと考える。

また、我が国のアフリカ開発の強みである、「人」に着目した日本らしいアプローチで、強靱で持続可能なアフリカを共に実現していきたい考えを発信した。コロナ禍においても、ガーナの野口医学記念研究所やケニア中央医学研究所（KEMRI）等が地域の新型コロナウイルス対応の拠点になるなど、日本の長年の「人」作りが具体的成果を産み出していること等、これまでの成果を取り上げつつ、今後、こうした保健・医療分野の支援に加え、グリーン投資、若者の起業を支えるためのスタートアップ支援、人材育成、質の高いインフラの推進を含む自由で開かれた経済システムの強化に焦点を当て、アフリカの人々の生活を向上させるとともに、強靱な経済の構築に資するべく、具体的な取組を進めていくことを発信した。

併せて、国際社会が今日直面する喫緊の課題である、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序に対する挑戦にいかに対峙するかについても、アフリカ諸国との間で議論をする機会とすることができた。国連憲章を含む国際法及び全ての国の主権と領土一体性の尊重の原則の下で協働し、国際法に従って紛争の平和的解決を追求すべきことを強調するとともに、自由で開かれ、かつ公正な国際経済シ

システムの強化、国際ルール・スタンダードを遵守した健全な開発金融の重要性について、一致した見解を確認することができたほか、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」に基づく我が国の外交ビジョンを共有することができた。加えて、アフリカが国連安全保障理事会において完全に代表されることへの支持を改めて表明し、また、このことを念頭に、国連安全保障理事会の改革を加速させるために協力していくことを決意、日本とアフリカ諸国は、国連において、平和構築等の分野における緊密な意思疎通と協力を継続することを確認することができたことは、国際社会で協働していくパートナーとしてのアフリカと、我が国の外交理念を共有できたという意味で大きな成果であったと言える。

以上のように、過去3年の取組、特に令和4年8月のTICAD 8の成功裏の開催によって、アフリカとの協力関係の強化と国際社会での我が国のリーダーシップ強化が図られたところ、目標の達成状況を「a」と判定した。（令和2・3・4年度：TICADプロセス（達成手段①）、国際連合開発計画（UNDP）拠出金（TICADプロセス推進支援）（任意拠出金）（達成手段⑤））

【測定指標1－2 対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進 ＊】

関係諸国との対アフリカ協力の重要性は年々高まっており、特に基本的価値を共有する同志国と連携し、民主主義、法の支配及び国際法の遵守などの国際社会の原則に拠って立つ支援の重要性を推進していくことがこれまで以上に求められている。

このような認識の下、過去3年間を通じて、G7及びG20の各種会合に参加の上、我が国の考え方を発信し、同志国との連携を強化することにつながることができた。また、事務方レベルにおいても定期的に同志国のカウンターパートとの意見交換の機会を持つことで、喫緊の課題に対する我が国の考え方を共有するとともに、TICAD 8の成果を共有する等して、我が国の目指す、「共に成長するパートナー」としてのアフリカ開発の促進や、アフリカのオーナーシップを尊重しつつ解決策を模索する施策及び「人への投資」並びに「成長の質」を目指す施策においてリーダーシップの強化を図ることができた。

特に令和4年度は、ウクライナ情勢を巡って世界秩序が歴史的な分水嶺に置かれた年でもあり、基本的価値や原則を共有する国々と連携して国際社会の課題に取り組むことが不可欠であったといえる。その際、ウクライナ情勢に関連して中間的立場を取るアフリカ諸国に対し、問われているのは陣営を選ぶことではなく、武力による威嚇又は行使を禁じる国連憲章や基本的人権など、国際社会が拠って立つべき原則を守ることであることを有志国とともに力強く発信したことは、国連憲章に基づく国際秩序の根幹を守り抜く上で、極めて重要な取組であり、対アフリカ外交における我が国の強い存在感を打ち出すことにつながったと考える。

また、日系企業がアフリカ各国においてビジネスを拡大していく上で、現地で既に広範なネットワークを有し、ビジネスの実績を上げている同志国の企業との連携が有効であるといえる。「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の推進に加えて、同志国の構想との連携・協力等を通じた第三国との連携の強化は、経済界からは、アフリカ市場でのビジネス展開を進めていく際に重要との指摘もなされており、このような観点からも、関係諸国との連携強化のための本取組は評価されていると考える。また、アフリカと歴史的に深いつながりを有する同志国との定期的な協議を通じて、アフリカが直面する、食料安全保障、開発金融、紛争解決などといった経済、社会、平和と安定に係る課題に対する国際社会としてのアプローチの仕方に係る理解を増進し、我が国の対アフリカ外交の具体策を検討する際に役立てることができた。

特に、G7等の有志国と同様の価値観を必ずしも共有しない国々もある中で、こういった価値観に賛同することが当該国の長期的な国益に資すると認識してもらうことが重要であり、その観点からも、同志国との連携は、歩調を合わせてオルタナティブを提示することにつながっていると評価することができる。こうした我が国の考え方を継続的に発信していく積み重ねは、我が国の重視する開発経済の課題である、「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）後の債務措置に係る共通枠組」の推進や、債務持続可能性の課題に直面している低所得国に対して多額の債務残高を有する非パリクラブ国を含む全ての関連債権国及び民間の債権者が、債務措置に建設的に貢献すること、債務持続可能性のため、民間債権者を含む全ての債権者と債務者において透明性を促進するとのコミットメントを再確認すること、また、全ての債権国が遵守すべき透明性、開放性、ライフサイクルコストを考慮した経済性、債務持続可能性を含む「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の実効性を高めていくことの重要性について、G7エルマウ・サミットの成果文書に記載され、G7が連携して質の高いインフラ投資を促進するためのイニシアティブである「グローバル・インフラ投資パートナーシップ」（PGII）の立ち上げに至ることで、具体的な成果につながっていると評価することができる。また、平和と安定に関するUNDPやAUとの連携は、TICAD 8全体会合3「平和と安定」において多くの出席者が我が国の取組に言及したことに見られるように、アフリカ各国による高い評価につながっていると言える。

以上のように過去3年間の他の援助国や国際機関との連携・協調を通じて、我が国の考え方を発信

し、具体的に成果文書に反映させることや、アフリカ開発を効果的に促進するとともに、我が国のアフリカ開発に関する考え方の浸透等によって国際社会での我が国のリーダーシップの強化を図ることにつながることができたことから、目標の達成状況を「a」と判定した。（令和2・3・4年度：アフリカ諸国との関係強化費（達成手段②）、国際連合開発計画（UNDP）拠出金（アフリカ PKO センター支援）（任意拠出金）（達成手段③）、アフリカ連合（AU）平和基金拠出金（任意拠出金）（達成手段④）、政府間開発機構（IGAD）拠出金（達成手段⑥））

【測定指標 1－3 アフリカの緊急ニーズへの対応 ＊】

アフリカの緊急ニーズへの対応に関し、アフリカの自然災害やテロ・紛争の動向について常に情報収集した結果、時宜を得た緊急支援物資の提供や、食料支援の実施に結びつけることができた。

特に令和2年から令和4年度は、新型コロナウイルス感染症がアフリカで拡大した時期に当たり、人間の安全保障やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の考え方に基づく包括的かつ長期的視野に立脚し、ワクチンの現物供与に留まらず、強靱かつ持続可能な医療体制の構築を目指すコールド・チェーン整備に加え、アフリカ側が強く望む現地でのワクチン製造能力の強化といった我が国の支援は、他国との支援との関係でも特筆に値する。これは、TICAD 8 全体会合 2「社会」において多くの参加者が言及したことにも現れていると言える。また、我が国による自然災害などによる被害への迅速な対応は、我が国の防災に係る取組への高い評価につながっており、様々な機会を通じて、各国からの謝意が表されていることにその成果を見ることができる。

平成30年、国連は複雑化する紛争を背景に、PKO 活動の強化のための新たなイニシアティブ「PKO のための行動（A4P）」を立ち上げた。A4P における国連及び加盟国の具体的な取組を示す「PKO に関する共同コミットメント宣言」には、PKO 要員が十分な訓練を行うことの重要性和、それに対する財政的支援の必要性が述べられている。国連 PKO が大きな変革期にある中で、日本の支援はアフリカの PKO 派遣国からより大きな期待を寄せられていることに加え、日本の対アフリカ政策における貴重なツールとなっており、ジブチの PKO 訓練センターへの支援や、ケニアの PKO 訓練センターに対する海上災害対策プログラム支援等を通じて、インド洋での海上安全保障の向上に貢献することにより、日本が提唱し、G7 や ASEAN 等の同志国ともビジョンを共有している「自由で開かれたインド太平洋」構想実現にも資する取組でもあると評価することができる。

アフリカ各地の PKO 訓練センターを通じた我が国の貢献は、アフリカ各国からも高く評価されている。一例として、令和4年3月に行われた日・エジプト外相テレビ会談では、エジプトのシュクリ外相から、これまでのエジプトの PKO 訓練センターに対する日本からの支援に関し、非常に感謝している旨の表明があった。また、アフリカ各地の平和と安定へ日本が積極的に関与していくに当たり、欧州諸国等と連携しつつ取組を実施することを可能にし、また、日本の対アフリカ外交政策の発信・発言機会を確保する上でも極めて重要な役割を果たしている。

令和4年1月に行われた第6回日仏外務防衛閣僚会合（「2＋2」）においては、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、ジブチの PKO 訓練センターへの支援等具体的協力が進展していることを高く評価することが、共同声明の中で述べられ、アフリカにおける日仏協力の強化にも貢献した。

また、この数年更に治安情勢が不安定化し、テロ活動による犠牲者数も急激に増加しているサヘル地域での PKO 活動を視野に入れた支援を行った（マリ、ベナン）。特にマリでは、平成25年以来同国で軍事活動を行ってきた仏軍が撤退し、相対的に国連 PKO の重要性が高まっている中での支援となり、我が国の存在感を示す機会となった。そのほか、ギニア湾海賊対策としてナイジェリア、仏からの協力要請があったジブチへの支援を行った。

加えて、令和4年補正予算によるケニアの PKO 訓練センター支援は、令和4年2月以降急速に悪化したコンゴ（民）東部地域の治安情勢に対応することを目的に、11月に同地域に派兵されることが決定した東アフリカ地域共同体地域軍（EACRF）に対して、能力構築を行うことを目指す案件となっているところ、令和5年3月には諸般の調整を行い拠出を実現、緊急ニーズに対して弾力的に対応した一例と言え、ケニア政府からは謝意が表明されている。

AU 平和基金を通じた AU の活動支援は、令和元年8月に開催された第7回アフリカ開発会議（TICAD 7）にて安倍総理大臣が提唱した「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ（NAPSA）」の下、能力構築や制度構築などの支援を通じたアフリカ主導の紛争解決に向けた取組を後押し、アフリカの平和と安定の強化に貢献するものであり、令和4年に開催された TICAD 閣僚会合及び TICAD 8 に参加したアフリカ各国の首脳・閣僚からも、アフリカの平和と安定を妨げている根本原因に対処する必要性を想起しており、我が国のイニシアティブが、アフリカ大陸における平和と安定の実現のために AU が果たすべき役割を後押しすることにつながっていると評価することができる。

具体的には、平成30年から2年間にわたり国内の派閥抗争が続いていた南スーダンにおいて、同年9月に署名された再活性化された衝突解決合意（R-ARCSS）の履行に向けた合同監視評価委員会（JMEC）

による監視・評価等に関する支援を継続的に行っており、同国の和平プロセス促進に貢献している。こうした事業を通じて AU によるアフリカ域内の平和と安定に係る取組を支援することは、アフリカにおける紛争復興に日本が具体的な貢献を行うと同時に、AU 自身によるアフリカ域内の平和活動の実施能力を高めることにも資するものであり、また、日本と AU のみならず日本とアフリカ各国との関係強化を図る上でも重要な役割を果たしていると評価することができる。

以上のように過去 3 年間のアフリカからの支援ニーズに対する迅速な対応を通じて、人道的危機の軽減や不安定要因の削減が図られるとともに、国際社会での我が国のリーダーシップの強化が図られたことから、目標の達成状況を「a」と判定した。（令和 2・3・4 年度：アフリカ諸国との関係強化費（達成手段②）、国際連合開発計画（UNDP）拠出金（アフリカ PKO センター支援）（任意拠出金）（達成手段③）、アフリカ連合（AU）平和基金拠出金（任意拠出金）（達成手段④）、政府間開発機構（IGAD）拠出金（達成手段⑥））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

アフリカは、54 か国に約 14 億人の人口を擁し、世界の成長の原動力となり得る高い潜在性と豊富な天然資源により国際社会の関心を集めている。同時に、アフリカにおいては、紛争や政治的混乱、テロ、新型コロナウイルス感染症等が平和と安定を脅かし、持続可能な成長を阻害しており、依然として深刻な貧困を含む開発課題を抱えている。

令和 4 年も、アフリカの複数の地域において、不安定な政治・治安情勢が見られる年となった。サヘル地域においては、令和 2 年のマリ、令和 3 年のギニアに続き、令和 4 年にはブルキナファソにおいて武力による政権奪取が 2 度発生した。大湖地域においては、コンゴ（民）とルワンダとの間での緊張が高まりを見せている。アフリカの角地域においては、エチオピア政府とティグライ人民解放戦線（TPLF）との間の紛争が継続していたが、令和 4 年 11 月に和平合意が発表され、その着実な履行が望まれている。また、令和 4 年 2 月に始まったロシアのウクライナ侵略がアフリカの政治・社会情勢に与える影響も甚大である。アフリカは、気候変動、新型コロナウイルス感染症、紛争等により食料不足に直面していたが、ウクライナ情勢は食料及び燃料の価格高騰を更に悪化させ、約 3.5 億人に深刻な食料危機をもたらしている。これらの不安定要因を解決し、法に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化のため、アフリカ諸国に対するアプローチは、我が国のみならず国際社会にとっても一層重要性を増している。

こうした背景の下、国際社会のアフリカに対する関心は一層高まっており、近年、中、韓、印、米、仏、EU 等の多くの国・地域が、対アフリカ協力を目的とした国際会議を開催している。

令和 5 年に 30 周年を迎える TICAD プロセスは、こうした国際パートナーによる対アフリカ協力フォーラムの先駆けであり、アフリカのオーナーシップと国際社会のパートナーシップを重視する、アフリカの開発に関する開かれたフォーラムとして国際社会からも高い評価を得ている。アフリカ開発の促進及びアフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップの強化に当たっては、不可欠な取組となっており、TICAD プロセスを今後とも継続・強化していく意義は極めて大きい。

また、G 7 及び G 20 においては、例年アフリカが主要議題の 1 つとして取り上げられるなど、多国間枠組みにおいてもアフリカに関する議論が活発に行われてきている。我が国として、これらの会議における議論に積極的に関与するとともに、G 7・G 20 メンバーを始めとする関連諸国との政策協議や意見交換を積極的に実施することにより、アフリカ開発を効果的に推進していくことが引き続き重要である。

以上のように、TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じてアフリカの成長・開発を推進するとの施策目標は引き続き妥当であると考えられ、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

1-1 TICAD プロセスの推進 *

上記の「施策の分析」のとおり、TICAD 8 では、「チュニス宣言」、「チュニス行動計画」といった成果文書や「TICAD 8 における日本の取組」といった具体的な成果があり、これを対アフリカ外交の強化につなげていくためには、これらを着実に推進していくことが重要である。そのため、令和 5 年度に関しては、TICAD 8 における成果文書に基づくアフリカ開発の推進及び日本の取組の着実な推進を目標とする。具体的には、令和 7 年に予定されている TICAD 9 を見据え、TICAD 30 周年行事、TICAD 閣僚会合の開催等を通じ、TICAD 共催者と協力しつつ準備を進める。また、中期目標については、引き続き、TICAD プロセスを通じたアフリカの成長及び開発の後押し、アフリカ各国との協力関係の強化、ひいて

は国際社会での我が国のリーダーシップの強化を図ることを目標とする。

1－2 対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進 *

上記の「施策の分析」のとおり、国際社会におけるアフリカの重要性に加えてその存在感が増していることから、引き続き、G 7やG 20等の多国間の枠組みや二国間の協議を通じて、関連諸国との連携を深めていくことが重要である。ついては、令和5年は我が国がG 7議長国を務めることも念頭に、引き続き、G 7及びG 20等を通じた我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図るとともに、民主主義の定着及び法の支配の促進、紛争予防・平和構築、コミュニティの基盤強化等の日本らしいイニシアティブを推進し、二国間及びG 7等の他国間の協議を通じて、各国との協力やアフリカ開発を効果的に推進していく。

1－3 アフリカの緊急ニーズへの対応 *

アフリカ各地においては、軍事的な政権奪取や地域紛争など、不安定な情勢が続いており、また、自然災害も頻発している現状に鑑み、今後ともTICAD 8のフォローアップに資する取組に特に注力しつつ、アフリカにおける緊急の支援ニーズに迅速に対応できるよう取り組んでいく。また、令和5年から2年間国連安保理非常任理事国を務めるところ、地域の緊急事案に対して、安保理の一員として積極的に関与し、日本としてのメッセージを発信していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
 - 第8回アフリカ開発会議（TICAD 8）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/af2/af2/page24_001517.html)
 - G 7 外相会合
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pc/page4_005615.html)
 - G 7 エルマウ・サミット（概要）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_005632.html)
 - G 7 外相会合
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pc/page3_003505.html)
 - ウクライナ情勢の影響を受けたグローバルな食料安全保障への対応
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_000958.html)
 - ソマリアにおけるウクライナ産小麦を活用した食料支援のための緊急無償資金協力
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000986.html)
 - 南スーダン共和国における洪水被害に対する緊急援助
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000994.html)
 - コンゴ民主共和国における洪水被害に対する緊急援助
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_001034.html)
- 令和4年版外交青書
- 第2章 第8節 アフリカ
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2022/pdf/pdfs/2_8.pdf)

個別分野２ アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進

施策の概要

- 1 招へいスキーム及び交流事業等を通じた広範な分野・レベルでの対話・交流により、アフリカとの友好関係を促進する。
- 2 TICAD 関連会合を始めとする多国間会合や大統領就任式等の行事の機会を捉えた政務の積極的なアフリカ訪問、貿易投資促進官民合同ミッションの実施等を通じ、我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問を積極的に実施する。
- 3 令和４年開催予定の TICAD ８に向け、メディア等を通じた広報活動を展開し、日本の対アフリカ政策の理解の促進を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第７回アフリカ開発会議（TICAD 7）閉会式における安倍総理大臣による挨拶（令和元年８月 30 日）
- ・第 211 回国会における岸田総理大臣施政方針演説（令和 5 年 1 月 23 日）

測定指標 2－1 アフリカとの対話・交流の推進 *

中期目標（--年度）

アフリカとの対話・交流を幅広い分野・レベルにおいて活発化することで、我が国に対する理解と信頼を高め、アフリカとの二国間・多国間での協力関係を維持・深化させる。

令和 2 年度目標

- 1 アフリカ諸国との二国間・多国間での協力関係を推進するため、新型コロナウイルス感染拡大の状況及びその影響を見極めながら、以下を実施する。
 - （１）アフリカ諸国の元首や外相、その他閣僚や事務方ハイレベル等の招へい及び我が国要人との会談を実現する。
 - （２）多国間会合や大統領就任式等の行事等の機会を捉えた政務レベルの積極的なアフリカ訪問により、各国要人との会談を実現する。
- 2 貿易投資促進官民合同ミッションや日・アフリカ官民経済フォーラムの実施等を通じ、民間企業によるアフリカとの貿易・投資分野の関係促進を積極的に支援する。

施策の進捗状況・実績

コロナ禍の影響でアフリカ要人の訪日は実現しなかったものの、感染症対策を万全にしつつ、以下を実施した。

- 1
 - （１）安倍総理大臣は、４月にアビィ・エチオピア首相と電話会談を実施した。茂木外務大臣は、10 月、パリ訪問中にオマモ・ケニア外務長官と会談を対面形式で実施したことに加え、12 月に、チュニジア、モザンビーク、南アフリカ及びモーリシャス、令和 3 年 1 月に、セネガル及びケニアのアフリカ計 6 か国を訪問し、先方国家元首・外相等ハイレベルとの会談等を対面形式で実施した。さらに、茂木外務大臣は、パンドール南ア国際関係・協力相（6 月）、ジャグナット・モーリシャス首相（9 月）、ラマポーザ南ア大統領（12 月）、オンエアマ・ナイジェリア外相（令和 3 年 1 月）との電話会談も実施した。
 - （２）6 月、鈴木外務副大臣がテレビ会議形式で開催された「スーダン・パートナーシップ会合」に出席し、スーダンの民政移管や対スーダン支援について意見交換を行った。7 月に、中谷外務大臣政務官が、駐日ギニア大使、同ベナン大使、同モーリタニア大使及び同マリ大使と昼食会を開催し、日本の新型コロナウイルス対策への支援等について意見交換を行った。11 月には、駐日セネガル大使館の主催により、日・セネガル外交関係樹立 60 周年記念式典が開催され、外務省から鷲尾外務副大臣が出席した。さらに、鷲尾外務副大臣は、令和 3 年 3 月に第 2 回アスワン・フォーラム及び「サヘルのための国際的連合」閣僚会合に、それぞれビデオ・メッセージ形式で参加し、アフリカの平和と安定に向けた日本の取組をアピールした。
- 2 11 月に関係機関と協力し、オンラインでモーリシャス貿易投資促進セミナーを開催し、日本企業や第三国企業に対して、対モーリシャス投資を呼び掛けることを通じて、モーリシャスの経済・社会の回復・発展を後押しした。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和 2 年度に予定されていた貿易投資促進官民合同ミッションは延期された。

令和3年度目標

- 1 アフリカ諸国との二国間・多国間での協力関係を推進するため、新型コロナウイルス感染拡大の状況及びその影響を見極めながら、以下を実施する。
 - (1) アフリカ諸国の元首や外相、その他閣僚や事務方ハイレベル等の招へい及び我が国要人との会談を実現する。
 - (2) 多国間会合や大統領就任式等の行事等の機会を捉えた政務レベルの積極的なアフリカ訪問により、各国要人との会談を実現する。
- 2 貿易投資促進官民合同ミッションや日・アフリカ官民経済フォーラムの実施等を通じ、民間企業によるアフリカとの貿易・投資分野の関係促進を積極的に支援する。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって要人の往来が制限される中、日・アフリカ間で様々なレベルでの人的交流が行われた。6月には対面及び8月には電話会談の形式で、茂木外務大臣がビルタ・ルワンダ外相と外相会談を実施し、ビジネスや科学技術を含む幅広い分野について議論し、令和4年の日・ルワンダ友好関係樹立60周年に向けた協力関係強化の機運を今後も協力して高めていくことで認識を一致させた。夏に開催された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に際しては、ニャンデン南スーダン副大統領を始めとし、サブサハラ・アフリカ27か国から閣僚級の要人が訪日した。ニャンデン・南スーダン副大統領による菅総理大臣表敬では、日・南スーダン外交関係樹立10周年の節目にスポーツを通じた人的交流の更なる促進及び南スーダンの和平プロセスの早期実現に向けた二国間協力関係の強化等について認識を一致することができた。カメルーン代表選手団が大分県日田市において、また、ガーナ代表選手団が福島県猪苗代町において事前キャンプを行うなど、オリンピック・ホストタウン等を通じた交流は、アフリカと日本の地方自治体の交流を促す契機となった。また、12月には、セネガルで開催された第7回アフリカの平和と安全に関するダカール国際フォーラムに鈴木外務副大臣がビデオ・メッセージ形式で参加し、日本の取組等についてステートメントを行った。さらに、令和4年3月のTICAD閣僚級会合では、林外務大臣がガーナ、エジプト、チュニジア、セネガル、アンゴラ及びウガンダとの間で外相テレビ会談を行うとともに、ケニアの財務・計画相との間でテレビ会談を行った。
- 2 12月に予定されていた第2回日アフリカ官民経済フォーラムの全体会合は、オミクロン株の流行を受けて実施できなかったが、分科会については2日間にわたってオンライン形式で実施することができた。50名以上の登壇者が活発な議論を行ったほか、15本の協力覚書／パートナーシップが紹介された。

モーリシャス・モザンビークに派遣を予定していた貿易投資促進官民合同ミッションは、令和3年度中の派遣は実現できなかった。一方で、オンラインを通じて民間企業向けに貿易投資セミナーを4回開催し、チュニジア、ケニア、南アフリカ、モーリシャスを始めとするアフリカ諸国に焦点を当て、コロナ禍にあっても民間企業の対アフリカ投資を促した。

令和4年度目標

- 1 アフリカ諸国との二国間・多国間での協力関係を推進するため、新型コロナウイルス感染拡大の状況及びその影響を見極めながら、以下を実施する。
 - (1) アフリカ諸国の元首や外相、その他閣僚や事務方ハイレベル等の招へい及び我が国要人との会談を実現する。
 - (2) 多国間会合や大統領就任式等の行事等の機会を捉えた政務レベルの積極的なアフリカ訪問により、各国要人との会談を実現する。
- 2 貿易投資促進官民合同ミッションや日・アフリカ官民経済フォーラムの実施等を通じ、民間企業によるアフリカとの貿易・投資分野の関係促進を積極的に支援する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 岸田総理大臣が、9月に執り行われた故安倍晋三国葬儀に参列するため訪日したガボン、トーゴ、レソト、タンザニア、ジンバブエ、コモロとの首脳会談を行ったほか、山田外務副大臣がガンビアとのバイ会談を実施し、二国間関係を更に強化させていくことへの期待とともに、ウクライナ情勢を含む国際情勢についての意見交換を行い、共に協力していくことを確認する機会となった。12月には、セネガル大統領の訪日を招へいし、首脳及び外相会談を行った。民主主義、法の支配等の基本的価値を共有する戦略的に重要なパートナーであることを確認した上で、TICAD 8の成果

を日・アフリカ関係の更なる強化につなげていくこと、二国間関係について包括的関係を構築していくこと、また、国際社会における課題に対しても共に取り組んでいく旨を確認した。加えて、岸田総理大臣から、近年の国際社会におけるアフリカ諸国の役割の増大を踏まえ、アフリカのG20へのプレゼンスの拡大が重要との考えから、日本はアフリカ連合（AU）のG20加盟を支持することを表明する機会となった。

令和5年3月には、アンゴラ大統領の訪日を招へいし、首脳会談を行った。法の支配に基づく国際秩序の維持・強化に向けて、地域の安定に貢献しているアンゴラとの連携を確認した上で、TICAD30周年を迎える中、民主的な選挙を経て再選されたロウレンソ大統領の協力を得て、TICAD 8のフォローアップを通じて、日・アンゴラ関係を一層強化していくことを確認した。また、国際社会における課題に対しても共に取り組んでいく旨を確認した。

(2) 9月には、AU友好議員連盟副会長の櫻田義孝衆議院議員が総理特使としてロウレンソ・アンゴラ大統領就任式に参加した他、日本・アフリカ連合（AU）友好議員連盟事務局長の牧原秀樹衆議院議員が総理特使としてウィリアム・サモエイ・ルト・ケニア共和国大統領就任式に参加した。

8月のTICAD 8の margins にて、岸田総理大臣は、コモロ、コンゴ（民）、チュニジア、セネガル、リビア、タンザニア、エジプト、南スーダン、ジブチ、アフリカ連合委員会（AUC）と二国間オンライン会談を行ったほか、林外務大臣は、チュニジア（大統領、外相）、ケニア、コンゴ（共）、モリシヤス、ニジェール、ガボン、ウガンダ、コートジボワール（首相）、ガーナ、マダガスカル（大統領）、エスワティニ（国王）、カーボベルデ（首相）、レソト（首相）、ブルンジ（大統領）、ソマリア（首相）、セーシェル（大統領）、エリトリア、シエラレオネ、リベリア、ザンビア（財相）、カメルーンとバイ会談を行い、二国間関係の更なる増進に加え、国際社会の諸課題について連携して対応していくことを確認する機会となった。

また、G7及びG20の機会を捉え、6月に南アフリカ及びセネガルとの首脳会談を実施し、8月に予定されていたTICAD 8に向けた協力を確認するとともに、ロシアのウクライナ侵略により、アフリカが痛みを受けていることへの懸念を示し、ロシアがウクライナの農業に打撃を与え、穀物輸出を妨げていることが世界的な食料危機を起こしていることを指摘した上で、日本として、アフリカ諸国への食料支援を行っていく旨言及、安保理改革を含む国連全体の機能強化、北朝鮮の核・ミサイルや拉致問題を始めとする東アジア情勢等についても意見交換を行い、引き続き連携していくことを確認する機会となった。また、11月にはルワンダとの首脳会談を実施し、TICAD 8のフォローアップを通じて、二国間関係を一層強化したい考えとともに、国際社会においてもより一層連携していくことを確認した。

さらに、ブルンジ（9月）、南アフリカ（7月及び10月）、ガーナ（11月）、ケニア（11月）及びカーボベルデ（令和5年1月）との間で外相会談を実施し、二国間関係のみならず、ロシアによるウクライナ侵略への対応、安保理改革や透明で公正な開発金融の重要性など国際社会における課題について議論を行い、アフリカ諸国と連携して対応していくことを確認する機会とした。

5月には、ニューヨークで開催された「グローバルな食料安全保障のための行動要請に関する閣僚会合」の margins において、小田原外務副大臣がザンビア、ガボン、ケニア、セネガルの外相と会談を実施し、TICAD 8に向けた連携を確認するとともに、二国関係の更なる強化や国際社会における協力の強化のための率直な意見交換を行う機会とした。

10月には、山田外務副大臣が第8回アフリカの平和と安全に関するダカール国際フォーラムに出席し、セネガルの要人を始め、カーボベルデ、マリ、ギニアビサウとのバイ会談を実施した。セネガルの要人からは、ダカール国際フォーラムに対する日本の長年の協力を高く評価する旨述べるとともに、日本が実施している開発協力に対する感謝やセネガルに対する日本企業の関心が高まっていることを歓迎する意向が示され、両者は、開発協力のみならずビジネス分野においても両国間の協力を強化するとともに、国際社会における諸課題に関して引き続き緊密に連携していくことで一致した。その他、各国の課題に向き合いつつ二国間関係を発展させていきたい日本の考え方を伝える機会とするとともに、地域の平和と安定を始めとする国際社会における諸課題に関して引き続き緊密に協力していくことを確認することができた。

令和5年2月には、山田外務副大臣が鉱物資源安全保障パートナーシップ（Mineral Security Partnership: MSP）副大臣級会合出席等のため、南アフリカ及びアンゴラを訪問し、南アフリカ、タンザニア、アンゴラ、コンゴ（民）とのバイ会談を実施し、重要鉱物資源分野においても緊密に連携していくこと等を確認する機会となった。

同月、AU総会や閣僚執行理事会の機会に高木外務大臣政務官がエチオピアを訪問し、エスワティニ、エチオピア、サントメ・プリンシペ、チュニジア、ガボン、コートジボワール、南スーダン、ケニア及びAUC委員とのバイ会談を実施した。これらのバイ会談において、本年がTICAD30周年に当たることを念頭に、TICAD 8の成果を具体的にフォローアップするなど、日・アフリカ協力関係の

重層的な強化に向けた方途につき意見交換を行った。また、安保理非常任理事国及びG 7 議長国として、ウクライナ情勢、北朝鮮情勢及び安保理改革を含む国際社会の諸課題に関するアフリカとの連携強化に向けて意見交換を行う機会となった。

同月、ニューヨークで開催された、ウクライナに関する国連総会緊急特別会合及び安保理閣僚級討論の機会に、林外務大臣はガーナとの会談を実施した。会談では、ガーナによる債務措置に係る「共通枠組」への要請に関し、スピード感のあるタイムラインでプロセスを実施する重要性について認識し、迅速な債務再編に向けて他の債権国と連携していく旨述べた上で、国際社会の諸問題に関する連携強化に向けて意見交換を行う機会とすることができた。

令和 5 年 3 月には、林外務大臣がインドを訪問し、コモロの外相と会談を実施した。会談では、コモロのアフリカ連合 (AU) 議長国就任に祝意を表した上で、TICAD が 30 周年を迎える本年、TICAD 8 のフォローアップを通じ、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の実現に向け、コモロの持続可能な発展に貢献していきたい旨述べたほか、ウクライナ情勢に関して、早期解決に向けて連携することを確認することができた。

また、TICAD 8 において新設を表明した、「アフリカの角」担当大使は、令和 5 年 1 月、ジブチ、ケニア、モザンビークを訪問し、地域のリーダーとの協議を通じて、アフリカの角の平和と安定に貢献していく機会となった。

- 2 アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションは令和 2 年度派遣先として、令和 3 年 2 月 20 日～25 日に派遣する方向で調整を進めていたが、日本国内の新型コロナウイルス感染症拡大に係る緊急事態宣言の再発令、及び海外からの入国者に対する水際対策の強化により、民間企業側で参加検討が困難となったことから、延期となっていたが、5 月 1 日～6 日の日程で実施を決定。5 月 3 日、ケニア・ナイロビにて、日本からは細田経済産業副大臣及び鈴木外務副大臣、開催国であるケニアからはマイナ産業化・貿易・企業開発長官の出席のもと、第 2 回日アフリカ官民経済フォーラム全体会合を開催、9 か国の閣僚を含むアフリカ 15 か国からの参加があり、計 250 名の参加を得た。エジプト、エチオピア、モザンビーク、チュニジア、アルジェリア、ガーナ、コモロ、コンゴ(民)、南スーダン、ガボン、コンゴ(共)、ジブチ、セネガル、ナイジェリア、ベナンが出席し、議長として出席した細田経済産業副大臣より、令和 3 年 12 月にオンライン開催した分科会の成果と課題を踏まえ、今後日本政府が取り組む方向性及び具体的な方策として、日本企業と現地企業等の連携による社会課題解決型ビジネスプロジェクト組成を支援する「J-Partnership」、日本企業とスタートアップ企業の協業を促進するためのプラットフォームである「J-Bridge」のアフリカ拠点創設、産業人材育成強化、アフリカの金融機関との更なる連携強化などを表明し、アフリカとの貿易・投資分野での関係促進を支援した。

また、TICAD 8 のマージンで、ビジネス・フォーラムを開催し、日・アフリカのビジネス関係者それぞれ約 100 名、経済閣僚、開発金融機関等が参加し、日・アフリカ間のビジネス交流促進の強化の方途について議論し、92 件の MOU に署名した。

令和 2・3・4 年度目標の達成状況： b

測定指標 2-2 我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進

中期目標 (---年度)

活発な広報活動を通じ、我が国の対アフリカ政策に関する国内での支持基盤の強化を行うとともに、我が国及びアフリカ諸国の国民、並びに国際社会の理解・関心を一層増進し、アフリカとの協力関係の強化につなげる。

令和 2 年度目標

新型コロナウイルス感染症拡大の状況及びその影響を見極めながら、以下を推進する。

- 1 国民の間での TICAD を始めとする日本の対アフリカ外交に対する理解が深まり、関心が高まるよう、一層の広報を行っていく。
- 2 今後予定される TICAD 閣僚会合や TICAD 8 に向けて、これらの会合に関する発信を国内外において、TICAD 共催者、他省庁、JICA、ジェトロ、アフリカビジネス協議会、民間企業や NGO 等と連携し、在外公館の広報リソース等も活用しながら、各ホームページ、SNS、パンフレット、インターネット動画、講演会、外国人記者招へい等を通じて行っていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 コロナ禍においても TICAD を通じた日本のアフリカへの貢献に関する広報を強化する目的から、「新型コロナウイルスとの闘い～TICAD を通じた日本の貢献～」と題する広報資料を日・英・仏の3言語で作成し、外交団等に配布し、TICAD への理解を深めた。
- 2 令和3年2月、在セネガル大使館とダカール高等経営学院との共催の下、「日本の対アフリカ政策：継続と変化 アフリカにおける安全保障 21世紀における日本の挑戦」をテーマに、片岡貞治早稲田大学教授を講師として招いたオンライン講演会を実施した。講義後には現地日刊紙によるプレス・インタビューも設定し、日本のアフリカ政策を広くセネガル国民に発信する契機となった。
令和3年3月、在ルワンダ大使館主催の下、「日本企業の成功例」というテーマで平野克己日本貿易振興機構・アジア経済研究所・上席主任研究員を講師として招いたオンライン講演会を開催し、ルワンダ政府や企業へ日本企業のアフリカ進出の様子を周知するとともに、日本企業の関係者に対しても、投資先としてのルワンダの将来性を広報した。また、ブルキナファソのジョゼフ・キゼルボ大学のラビウ・シセ学長をオンラインで招へいし、京都精華大学ウスビ・サコ学長との意見交換を実施し、二国間の大学連携や日本の対アフリカ政策への理解を促進した。
- 3 11月に「対モーリシャス貿易投資促進セミナー」の主催や経団連等によるアフリカ投資セミナーでのアフリカ部幹部による講演等を通じ、対アフリカ投資拡大に向け、官民が連携し、様々な取組を進めていくことの重要性への理解を促した。

令和3年度目標

新型コロナウイルス感染拡大の状況及びその影響を見極めながら、以下を推進する。

- 1 国民の間での TICAD を始めとする日本の対アフリカ外交に対する理解が深まり、関心が高まるよう、一層の広報を行っていく。
- 2 今後予定される TICAD 閣僚会合や TICAD 8 に向けて、これらの会合に関する発信を国内外において、TICAD 共催者、他省庁、JICA、ジェトロ、アフリカビジネス協議会、民間企業や NGO 等と連携し、在外公館の広報リソース等も活用しながら、各ホームページ、SNS、パンフレット、インターネット動画、講演会、外国人記者招へい等を通じて行っていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 TICAD 公式ツイッターにより、日頃から TICAD やアフリカへの支援に関する発信を積極的に行った。令和4年3月の TICAD 閣僚会合においては、閣僚会合の進行に合わせて投稿を行い、タイムリーに状況が伝わるような発信を行った。また、UNDP を通じて、TICAD 7 の議論を踏まえ、対話型のイベントである“Afri Converse”を計5回、アウトリーチイベントを3回開催し、日本の取組を発信するとともに、市民社会を含む幅広い関係者の理解の啓発につなげた。加えて、アフリカ部長を始めとするアフリカ部幹部が、経済情勢研究所や「アフリカ政策パネル」等、外部のセミナーに出席し、スピーカーとして、日本のアフリカ外交に係る考え方を発信した。
- 2 TICAD 閣僚会合に向けて、以下を実施した。
 - ・海外プレスを招へい（オンライン）し、TICAD の歴史や意義、TICAD を通じた日本のアフリカへの支援について説明し、各国記者からは多岐にわたる質問があり、活発な議論が展開された。
 - ・TICAD の取組や意義をまとめた TICAD 8 広報動画を作成（UNDP 連携）し、令和4年3月にテレビ会議形式にて開催された TICAD 閣僚会合の際に放映した。

令和4年度目標

新型コロナウイルス感染拡大の状況及びその影響を見極めながら、国民の間での TICAD を始めとする日本の対アフリカ外交に対する理解が深まり、関心が高まるよう、一層の広報を行っていく。特に、本年開催される TICAD 8 を念頭に、在外公館の広報リソース等も活用しながら、国内外において、各ホームページ、SNS、パンフレット、インターネット動画、講演会、外国人記者招へい等を通じて発信を強化していく。

施策の進捗状況・実績

TICAD 公式ツイッターにより、日頃から TICAD やアフリカへの支援に関する発信を積極的に行った。また、TICAD 8 広報として以下の各種事業を実施し、TICAD 8 に向けた機運の醸成や、日本の TICAD へのこれまでの取組やアフリカ外交に係る考え方を発信した。

- ・TV・ラジオ

政府広報ラジオを通じた発信や、国内外 TICAD 関連番組への情報提供。省内スキームを利用した TICAD 広報動画の作成及び TVCM 展開。

- ・新聞・雑誌等メディア
国内紙（ジャパントイムズ）に岸田総理大臣寄稿、TICAD 担当大使インタビュー記事を掲載。
海外3紙（ラ・プレス・ド・チュニジ、サバーハ、アラブ・ニュース）に岸田総理大臣寄稿を掲載。
UNDP パンフレットに林外務大臣寄稿を掲載。
海外2誌（アフリカレポート、ジュヌアフリック）にアフリカ部幹部の寄稿やインタビュー記事を掲載。
在アフリカ公館にて紙面（計17社）買い上げを実施。
- ・TICAD 8 特設 HP を作成。（HP 開設から令和4年度末までのアクセス数約4万7千件）
- ・TICAD 8 ロゴマーク（19 団体・企業）・パートナー事業（9 件）による広報活動支援を、新型コロナウイルス感染症拡大の状況及びその影響に留意しながら実施。
- ・海外プレス招聘及び邦プレ・外プレを対象とするオンラインブリーフィングを実施。
加えて、TICAD 8 開催を踏まえ、冊子「日本とアフリカ」を改定するとともに、新たに英語版も作成し、国内外のアフリカへの理解を深めた。

令和2・3・4年度目標の達成状況： b

評価結果（個別分野1）

施策の分析

【測定指標2-1 アフリカとの対話・交流の推進 ＊】

- 1 アフリカ諸国の元首を始めとするハイレベルとの会談については、特にG20、G7、TICAD 8、国葬儀などの機会に、数多くの二国間会談を実現することとなり、これまでの成果の総括を行う機会となったとともに、新たな国際的な課題に対処する上での日本のメッセージを発信する機会となり、アフリカ諸国との二国間の理解の促進強化につながった。特に、TICAD 8 では、岸田総理大臣は、サイード・チュニジア大統領（ホスト）、サル・セネガル大統領（AU 議長）、ファキ AUC 委員長（共催者）等の計10 か国・機関、林外務大臣は、8 名の首脳級を含む計21 か国と二国間会談を実施することができた。過去2 年間、実現が困難であった対面外交の復活の流れを作り、コロナ禍での制約にも関わらず、テレビ会議形式を併用しつつ善処し、会談相手国からは謝意が示された。
各会談では、国連改革や北朝鮮情勢に関する我が国の取組に対して理解と支持を求め、先方からも経済・社会・平和と安定分野への支援など、多岐にわたる要望がなされた。中でも、アフリカ諸国が抱える課題やアフリカを取り巻く複雑な国際情勢について突っ込んだ議論を実施、とりわけ不正・不透明な開発金融への対処の重要性を伝達し、問題意識の更なる共有を図り、共に取り組んでいくことを確認することができたこと、また、ロシアによるウクライナ侵略とその影響については、アフリカの食料安全保障強化に力強く取り組むことを確認することができたことは大きな成果であった。令和5 年度以降も引き続き各種会談の機会に我が国から関係国等への効果的な働きかけを行うとともに、先方からの要望を新たな経済協力案件の形成の際に活かすなどして着実にフォローアップすることで、更なる信頼関係の構築につなげていくことが課題である。
- 2 多国間会合の機会を捉えた政務レベルの積極的なアフリカ訪問については、各種会議への政務レベルの参加を複数回実現し、先方政府ハイレベルとの会談が実現したことで、二国間関係の強化や具体的な協力案件の進展を図る上で効果が高かった。特にコロナ禍で制約を受けていた招へい事業が再開し、セネガル大統領の訪日の際には、両国が戦略的に重要なパートナーであることを確認しつつ、開発協力・ビジネス促進・人的交流等の両国間の協力の持続的な強化や国際的課題の解決のための協力等を謳った共同声明を採択し、教育セクターのための開発政策借款（供与限度額100 億円）の実施及び無償資金協力による国立水産物分析所建設計画（供与限度額15.42 億円）に係る書簡の交換を行う機会となった。また、アンゴラ大統領の訪日は、アンゴラ南部の約700 億円規模の港湾開発といった具体的な取組を通じ、協力を強化していくとともに、円借款候補案件「南部送電系統増強計画」を本年中に具体化すべく、必要な調整を加速化していくことを確認し、首脳会談に先立って開催された日・アンゴラ・ビジネスフォーラム等を通じて、ビジネス分野の具体的な協力を確認するとともに、政府としてもこの動きを後押しするため、投資協定交渉の実質合意を歓迎しつつ、通信、宇宙といった分野で更なる取組を行うことを確認する機会となった。
- 3 TICAD 8 では、躍進するアフリカを共に成長するパートナーとして、官民合わせて今後3 年間で300 億ドル規模の資金を投入し、日・アフリカ関係の躍進へとつなげていくことを決定した。会議全体において民間パートナーシップを重視する姿勢やビジネスの積極的な関与、また、ビジネス・フォーラ

ムを通じて得られた日系企業ハイレベルとの対話機会に対して、参加者からは好意的な反応が多数あり、高い評価を得ることができた。また、4カ国（タンザニア、ルワンダ、コンゴ(民)、モーリシャス）における二国間ビジネス環境改善委員会を立ち上げることができた。同委員会の設置は、民間企業、アフリカ各国政府、現地大使館及び JETRO 等による協議を通じて、ビジネス環境の具体的な課題を解決する役割を負うもので、日本と相手国の双方にとり有益な投資促進に資する効果的な対話チャンネルとして機能することが期待されている。過去3年間、コロナ禍による行動制限や、ウクライナ情勢などの地政学的要素の影響を受け、アフリカに進出する企業の収益に大きな影響をもたらした一方で、今後1～2年間の事業展開について、アフリカの潜在力に鑑み拡大を見込む企業が多いとされており、また、サプライチェーンの見直しを行った企業も多く見られる。民間投資を促進するための施策の実施は、こういった民間企業のニーズに沿ったものであり、今後目に見える成果を上げていくことが期待される。

- 4 アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションについては、各省、特に経済産業省、農林水産省及び国土交通省が分野別に絞った同様の官民合同ミッションをアフリカ諸国へ派遣している中、他の省庁が実施している官民合同ミッションとの差別化を図り、外務省ならではの官民合同ミッションを派遣することで、実際の民間企業のビジネスにつなげていくことが課題である。そのためには、日本企業支援のための在外公館の情報収集を強化し、現地政府が求めている日本企業の誘致と、日本企業側の希望をマッチングさせていく必要がある。
- 5 以上のように、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた制約の中にあっても、種々の代替手段を通じて対話・交流を進めたほか、令和4年8月の TICAD 8 の機会も活用し、アフリカとの貿易・投資分野の関係促進が図られたところ、ほぼ当初目標に近い形で達成できたことから、目標の達成状況を「b」と判定した。(令和2・3・4年度：アフリカ諸国との関係強化費（達成手段①))

【測定指標2-2 我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進】

- 1 令和4年度の TICAD 8 の開催に向け、講演会の実施、メディアや SNS での発信等、様々な手段を活用するとともに、講師派遣事業や招へい事業によって、我が国の対アフリカ政策について、我が国及びアフリカ諸国の国民、並びに国際社会の理解・関心を一層増進し、アフリカとの協力関係を強化することができた。また、令和4年度に行われたアフリカ3か国（南アフリカ、ケニア及びコートジボワール）における対日世論調査結果によると、自国の友邦として日本は信頼できると回答したのは86%（令和元年度の調査では85%）、日本の平和国家としての歩みを評価すると回答したのは91%（令和元年度の調査では88%）、TICAD の認知度について、64%が知っていると回答（令和元年度の調査では54%）、日本の国際社会における開発協力（ODAを含む）分野においての役割について、重要な役割を果たしていると評価したのは81%（令和元年度の調査では82%）に上る。これらは、我が国の対アフリカ政策に関する我が国及びアフリカ諸国の国民並びに国際社会の理解の増進に向けた活動によるところが大きい。以上のように、ほぼ当初目標に近い形で達成できたことから、目標の達成状況を「b」と判定した。
- 2 上記取組を通じて、TICAD を始めとする我が国の取組は、アフリカ関係者を中心に相当程度浸透していると言える一方で、我が国における一般国民の認知度は未だに低い点が指摘されることがある。しかしながら、近年、アフリカビジネスに真摯に取り組んでいる大企業が少なからず存在し、アフリカで起業する20～30代の若者が着実に増えていることも事実である。アフリカの若者自身によるスタートアップ企業が急成長しており、令和3年のスタートアップ企業への投資額はアフリカ全体で52億ドルに達していると言われており、このようなアフリカの潜在性に対する、日本国民、特に若年層の理解が高まっているとも捉えることもできる。TICAD プロセスが、こうした潮流を的確に捉え、TICAD 8 の総理演説や、成果文書「チュニス宣言」に「スタートアップ支援」の文言を盛り込んだ点を高く評価する声もあり、これまで以上に国内の若年層に向けた広報活動を進めていく必要がある。(令和2・3・4年度：アフリカ諸国との関係強化費（達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

要人往来等を通じたアフリカとの対話・交流により信頼関係を醸成することは、二国間関係を強化し、国際社会における我が国の立場を強化することにつながるという点で重要である。また、アフリカ政策に関する国内外での広報の推進は、国内ではアフリカに対する正しい理解を促進し、国外では良好な対日イメージ・親近感を醸成するなど、対アフリカ政策を円滑かつ効果的に行うことにつながるという点で必要である。そのため、引き続き現行の施策目標を維持した上でこれらの取組を実施していく。

【測定指標】

2-1 アフリカとの対話・交流の推進 *

アフリカとの対話・交流は、招へいや国際会議等の機会における首脳会談・外相会談等を通じて推進されたが、アフリカ諸国における日本のプレゼンス確保のため、TICAD 8で表明された官民投資の推進、スタートアップの推進等ビジネス・経済分野の交流の促進等を通じて、更なる深化を図っていく。また、官民合同ミッションの派遣、二国間ビジネス環境改善委員会の開催等、経済的な関係強化の更なる推進にも取り組んでいく。

2-2 我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進

- 1 上記の「施策の分析」のとおり、特に、TICAD 8に向けて広報活動を積極的に行ったことは、対日世論調査における TICAD 認知度の改善や、日本の若者によるアフリカへのスタートアップ投資の増加等に見られるように、我が国の対アフリカ政策への日本国民及び国際社会の理解の深化に大いに寄与したものと評価できる。他方で、我が国においてアフリカは引き続き地理的に遠い国と考えられている点是否めず、TICAD の開催年のみならず、日本国内においてアフリカに対する親近感や理解を醸成することは、我が国とアフリカとの友好・協力関係を発展させる上での基盤となるため、より一層の取組が必要となる。また、我が国のアフリカ政策に対する理解を深めるため、国内外問わず、積極的に広報活動を行う必要がある。今後とも、アフリカや開発に関心のある層のみならず、幅広い層に情報を届けることを意識して、積極的な広報活動の推進に努めていく。特に、官民投資の拡大を通じたアフリカとの関与を推進するに当たり、これまで以上に投資環境の周知や、日本企業の対アフリカ投資を促す施策の広報が重要になってくることが予想される。在外公館を通じて、経済産業省や JETRO 等と連携しつつ、貿易投資面でのアフリカの広報に積極的に取り組んでいく必要があると考える。
- 2 具体的には、アフリカ地域の現状や日本とアフリカとの関係、TICAD 等について分かりやすく紹介したパンフレット「日本とアフリカ」等のアフリカ開発関係者及び関係機関への配布並びに当省ホームページや SNS を活用した広報の活発化などを通じて、我が国国民のアフリカへの理解及び関心の増進に向けた国内広報を引き続き実施していく。また、海外広報に関しても、我が国政府として当省ホームページの多言語化に積極的な取組み、在外公館においては SNS や現地メディアの積極的な活用を通じて対外的に発信するとともに、コロナ禍で実現が困難であった招へいスキーム等を更に積極的に活用し、アフリカ・欧米諸国等の有識者及びメディア関係者等に我が国の政策についての理解を深めてもらい、欧米・アフリカメディア、欧米・アフリカ政府関係者等第三者から発信してもらう機会も拡大するよう努めていく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
 - バイ会談
 - セネガル大統領訪日
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af1/sn/page3_003557.html)
 - アンゴラ大統領訪日
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/afr/af2/ao/page6_000822.html)
 - G 7 エルマウ・サミット
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page6_000709.html)
 - G 7 外相
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pc/page4_005688.html)
 - 小田原潔外務副大臣の米国ニューヨーク訪問
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/rs/page6_000704.html)
 - 山田外務副大臣のセネガル共和国訪問
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000963.html)
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/rs/page6_000811.html)
 - 山田外務副大臣の南アフリカ共和国及びアンゴラ共和国訪問
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page6_000810.html#section6)
 - 高木外務大臣政務官のフランス共和国、エチオピア連邦民主共和国訪問
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af1/gh/page3_003634.html)
 - 林外務大臣のインド訪問

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page3_003642.html)

アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッション

(https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade/africa/JaFEF/JaFEF.html)